

平成 19 年

第 9 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

= 定 例 会 =

自 平成19年12月10日 (月) 開 会

至 平成19年12月21日 (金) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第9回定例会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	7
○ 12月10日（議事日程第1号）	9
○ 会期及び日程	11
会議録署名議員の指名について	13
会期を定めることについて	14
議案審議	14
○ 12月11日（議事日程第2号）	21
議案審議	26
○ 12月17日（議事日程第3号）	43
一般質問	68
下地 明 君	68
佐久本 洋 介 君	79
砂川 明 寛 君	88
仲間 明 典 君	97
新城 啓 世 君	103
嘉手納 学 君	116
○ 12月18日（議事日程第4号）	125
一般質問	127
新里 聰 君	127
山里 雅 彦 君	136
上地 博 通 君	143
上里 樹 君	155
平良 隆 君	166
與那嶺 誓 雄 君	175
○ 12月19日（議事日程第5号）	183
一般質問	185
池間 豊 君	185
富浜 浩 君	194
富永 元 順 君	205
棚原 芳 樹 君	217
亀濱 玲 子 君	226

池間健榮君	238
○12月20日(議事日程第6号)	249
一般質問	251
眞榮城徳彦君	252
下地秀一君	260
下地智君	269
前川尚誼君	277
池間雅昭君	283
○12月21日(議事日程第7号)	293
議案審議	313

宮古島市告示第62号

平成19年第9回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成19年12月3日

宮古島市長 伊志嶺 亮

1 期 日 平成19年12月10日（月）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第47号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	市 長	平成19年 5月31日	平成19年 12月21日	否 決
議案 第79号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）	”	平成19年 12月10日	”	原案可決
議案 第80号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	”	”	”	”
議案 第81号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）	”	”	”	”
議案 第82号	平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	”	”	”	”
議案 第83号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	”	”	”	”
議案 第84号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）	”	”	”	”
議案 第85号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第86号	折田喜作文化基金条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第87号	宮古島市保育所条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第88号	宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第89号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例	”	”	”	”
議案 第90号	宮古島市老人福祉センター条例の全部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第91号	宮古島市社会福祉センター条例の全部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第92号	宮古島市港湾事業特別会計財政調整基金条例	”	”	”	”
議案 第93号	宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例	”	”	”	”

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第94号	宮古島市サシバリリンクス伊良部条例を廃止する条例	市長	平成19年 12月10日	平成19年 12月21日	原案可決
議案 第95号	第1次宮古島市総合計画基本構想を定めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第96号	市営山中地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第97号	市営西東地区土地改良事業（区画整理）の施行について	〃	〃	〃	〃
議案 第98号	市営大代原地区土地改良事業（区画整理）の施行について	〃	〃	〃	〃
議案 第99号	市営下南富竹第2地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について	〃	〃	〃	〃
議案 第100号	市営元島東地区土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）の施行について	〃	〃	〃	〃
議案 第101号	美しい村づくり総合整備事業（平良地区）の計画変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第102号	美しい村づくり総合整備事業（宮原地区）の計画変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第103号	パイナガマ公園用地に係る土地の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第104号	議決内容の一部変更について	〃	〃	平成19年 12月11日	〃
議案 第105号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第106号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃
報告 第12号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の予算計上処分について	〃	〃		
報告 第13号	平成18年度（第8期）コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出について	〃	〃		
報告 第14号	平成19年度（第9期）コーラル・ベジタブル株式会社の事業計画に関する書類の提出について	〃	〃		

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
認定 第1号	平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	市長	平成19年 9月3日	平成19年 12月21日	不認定
認定 第2号	平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	認定
認定 第3号	平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第4号	平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第5号	平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第6号	平成18年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第7号	平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第8号	平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第9号	平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第10号	平成18年度宮古島市水道事業決算認定について	〃	〃	〃	〃
陳情書 第6号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書	新ゴミ処理施設建設用地選定場所反対住民一同代表 石垣元幸	〃	〃	再継続審査
陳情書 第17号	義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める要請	沖縄県教職員組合中央執行委員長 大城敏夫	平成19年 12月10日	〃	採択
陳情書 第18号	「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請	沖縄県教職員組合中央執行委員長 大城敏夫	〃	〃	継続審査

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第19号	「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する要請	沖縄県教職員組合中央 執行委員長 大城敏夫	平成19年 12月10日	平成19年 12月21日	みなし 採択
陳情書 第20号	「30人以下学級実現」のための要請	沖縄県教職員組合中央 執行委員長 大城敏夫	”	”	採択
陳情書 第21号	特別支援教育に関する陳情	沖縄LD児 ・者親の会 「はばたき」 代表 岡崎綾子	”	”	”
陳情書 第22号	活根による樹勢回復事業推進について要請	株式会社オ キジム代表 取締役社長 新里 勇	”	”	”
陳情書 第23号	事業用自動車（緑ナンバー）使用方法に関する陳情	社団法人沖 縄県トラッ ク協会会長 多良間朝時	”	”	”
陳情書 第24号	一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合と の一括契約について（陳情）	宮古島市環 境清掃事業 協同組合理 事長 砂川恵俊	”	”	継続審査
陳情書 第25号	平成20年度福祉関係予算及び施策の充実について（要請）	沖縄県社会 福祉予算対 策協議会会 長 誤屋秀信	”	”	採択



議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第26号	「道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書」の採択について（依頼）	道路整備促進期成同盟 会沖縄県地方連絡協議 会会長 儀間光男	平成19年 12月10日	平成19年 12月21日	採 択
陳情書 第27号	2008年4月実施の後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める陳情	沖縄県社会 保障推進協 議会会長 新垣安男	”	”	”
意見書案 第8号	義務教育費国庫負担制度維持及び2分の1復元を求める意見書	議 員	平成19年 12月21日	”	原案可決
意見書案 第9号	後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める意見書	”	”	”	”
決議案 第1号	未成年者の飲酒防止活動推進に関する宣言決議	”	”	”	”
指名 第1号	議会運営委員会委員の選任について	”	”	”	指 名
指名 第2号	常任委員会委員の選任について	”	”	”	”
/	下崎地区土地売買に関する調査について	”	平成19年 6月20日	”	再々継続 調 査 (期限の 延 長)
/	池間健榮議員に残る2分の発言の許可を求める動議の日程追加	”	平成19年 12月20日	平成19年 12月20日	否 決
/	池間健榮議員に残る2分の発言の許可を求める動議	”	”	平成19年 12月21日	”
/	市長伊志嶺亮君の不信任の動議	”	平成19年 12月21日	”	”
/	平成18年度パイナガマ公園土地取得に関する緊急質問	”	”	”	可 決

※ 陳情書第13号 消費税増税反対の決議要請（提出月日：平成19年9月3日、提出者：民主商工会宮古支部 下地美意子）については、審議未了となった。

※ 陳情書第16号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択について陳情（提出月日：平成19年9月3日、提出者：日本労働組合総連合会沖縄県連合会（連合沖縄）会長 仲村信正）については、審議未了となった。

開会日（12月10日）に応招した議員

友	利	惠	一	君	嘉	手	納	学	君
下	地		智	”	新	城	啓	世	”
仲	間	明	典	”	上	地	博	通	”
池	間	健	榮	”	平	良		隆	”
新	里		聰	”	亀	濱	玲	子	”
佐	久	本	洋	介	上	里		樹	”
砂	川	明	寛	”	與	那	霸	夕	ズ
棚	原	芳	樹	”	豊	見	山	恵	栄
前	川	尚	誼	”	富	永	元	順	”
與	那	嶺	誓	雄	富	浜		浩	”
山	里	雅	彦	”	下	地	秀	一	”
池	間		豊	”	下	地		明	”
宮	城	英	文	”	池	間	雅	昭	”
眞	榮	城	徳	彦					

平成 19 年

# 第 9 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

12月10日 (月) 初 日

(議案上程、説明、聴取)

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第1号

平成19年12月10日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- ” 第 2 会期を定めることについて
- ” 第 3 議案第 79 号 平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）（市長提出）
- ” 第 4 ” 第 80 号 平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
（ ” ）
- ” 第 5 ” 第 81 号 平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）  
（ ” ）
- ” 第 6 ” 第 82 号 平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
（ ” ）
- ” 第 7 ” 第 83 号 平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
（ ” ）
- ” 第 8 ” 第 84 号 平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
（ ” ）
- ” 第 9 ” 第 85 号 宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第10 ” 第 86 号 折田喜作文化基金条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第11 ” 第 87 号 宮古島市保育所条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第12 ” 第 88 号 宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
（ ” ）
- ” 第13 ” 第 89 号 宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例（ ” ）
- ” 第14 ” 第 90 号 宮古島市老人福祉センター条例の全部を改正する条例（ ” ）
- ” 第15 ” 第 91 号 宮古島市社会福祉センター条例の全部を改正する条例（ ” ）
- ” 第16 ” 第 92 号 宮古島市港湾事業特別会計財政調整基金条例（ ” ）
- ” 第17 ” 第 93 号 宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例  
（ ” ）
- ” 第18 ” 第 94 号 宮古島市サシバリックス伊良部条例を廃止する条例（ ” ）
- ” 第19 ” 第 95 号 第1次宮古島市総合計画基本構想を定めることについて（ ” ）
- ” 第20 ” 第 96 号 市営山中地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更について  
（ ” ）
- ” 第21 ” 第 97 号 市営西東地区土地改良事業（区画整理）の施行について（ ” ）
- ” 第22 ” 第 98 号 市営大代原地区土地改良事業（区画整理）の施行について（ ” ）
- ” 第23 ” 第 99 号 市営下南富竹第2地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について  
（ ” ）

- 日程第 2 4 議案第 1 0 0 号 市営元島東地区土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）の施行  
について (市長提出)
- ” 第 2 5 ” 第 1 0 1 号 美しい村づくり総合整備事業（平良地区）の計画変更について  
( ” )
- ” 第 2 6 ” 第 1 0 2 号 美しい村づくり総合整備事業（宮原地区）の計画変更について  
( ” )
- ” 第 2 7 ” 第 1 0 3 号 パイナガマ公園用地に係る土地の取得について ( ” )
- ” 第 2 8 ” 第 1 0 4 号 議決内容の一部変更について ( ” )
- ” 第 2 9 ” 第 1 0 5 号 議決内容の一部変更について ( ” )
- ” 第 3 0 ” 第 1 0 6 号 議決内容の一部変更について ( ” )
- ” 第 3 1 報告第 1 2 号 平成 1 9 年度宮古島市一般会計補正予算（第 4 号）の予算計上処分につ  
いて ( ” )
- ” 第 3 2 ” 第 1 3 号 平成 1 8 年度（第 8 期）コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する  
書類の提出について ( ” )
- ” 第 3 3 ” 第 1 4 号 平成 1 9 年度（第 9 期）コーラル・ベジタブル株式会社の事業計画に関  
する書類の提出について ( ” )

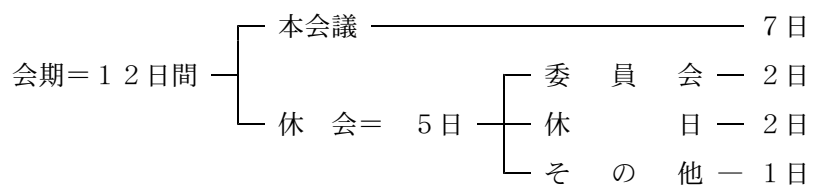
◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）会期日程計画表（案）

平成19年12月10日（月）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
12月10日	月	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 議案上程、説明、聴取	開 会
12月11日	火	”	議案に対する質疑（付託） 議案第104号、議案第105号、議案第106号採決	
12月12日	水	休 会	委員会	通告締切
12月13日	木	”	”	
12月14日	金	”		報告書作成
12月15日	土	”		
12月16日	日	”		
12月17日	月	本会議	一般質問	
12月18日	火	”	”	
12月19日	水	”	”	
12月20日	木	”	”	
12月21日	金	”	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）会議録

平成19年12月10日

（開会＝午前10時14分）

◎出席議員（27名）

（散会＝午前10時40分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（22"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（23"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（24"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（25"）	下地 秀一" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（26"）	下地 明" "
		"（27"）	池間 雅昭" "
		"（28"）	

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	城辺 支所 長	饒平名 建次 君
副市長	下地 学" "	上野 支所 長	砂川 正吉" "
総務部長	宮川 耕次" "	下地 支所 長	平良 哲則" "
企画政策部長	久貝 智子" "	水道局 次長	砂川 定之" "
地域戦略局長	與那嶺 大" "	消防 長	伊舎堂 勇" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	教 育 長	下地 恵吉" "
経済部長	宮國 泰男" "	教 育 部 長	長濱 光雄" "
建設部長	平良 富男" "	総務課 長	伊良部 平師" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	財政課 長	石原 智男" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	企画調整課 長	下地 信男" "
平良支所長	狩俣 照雄" "		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議 事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係 長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

ただいまから平成19年第9回宮古島市議会定例会を開会いたします。

（開会＝午前10時14分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

去った9月定例会の閉会后、11件の陳情書を受理し、陳情書文書表とともにお手元に配付いたしましたので、それぞれの所管委員会のご審査をお願いいたします。

次に、宮古島市監査委員の川満勇委員、眞榮城徳彦委員のご両名から、平成19年7月分、8月分、9月分の例月出納検査報告がありました。

次に、11月8日、沖縄県宮古支庁の組織改編の撤回を求める要請行動を下地智副議長、富浜浩議員、豊見山恵栄議員、仲間明典議員、嘉手納学議員とともに行いました。要請行動は、沖縄県知事、沖縄県議会議長に対し、行いました。

次に、11月17日、読谷村において、平成19年緑の育樹祭が開催され、参加いたしました。

次に、11月18日、浦添市において、沖縄伊良部郷友会の親睦大運動会が開催され、参加いたしました。

次に、11月28日、沖縄市において、第133回沖縄県市議会議長会定期総会が開催され、出席いたしました。総会では、平成20年度沖縄県市議会議長会予算、年間事業計画等が決定されました。また、議員の表彰も行われ、開会前の表彰伝達式でご案内のとおり、特別表彰、議員20年以上の議員として下地智議員、16年以上の議員として上地博通議員、平良隆議員、一般表彰、議員8年以上の議員として下地明議員、佐久本洋介議員、新里聰議員、嘉手納学議員が表彰されました。

次に、11月29日、東京都の九段会館において、第103回全国過疎地域自立促進連盟理事会及び第38回定期総会が開催され、出席いたしました。

次に、12月3日、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第9回定例会の招集告示通知がありました。

次に、12月5日、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第9回定例会に付議すべき議案の送付がありました。

また、同日は議会運営委員会も招集され、会期について諮問した結果、会期については本日12月10日から21日までの12日間とするのが適当であると決しました。

また、議案第104号から議案第106号、議決内容の一部変更についての3件については工期の都合等の理由により最終本会議では不都合が生じるとの理由により12月11日の本会議で先議することに決しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において嘉手納学君と新里聰君の



兩名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日12月10日から12月21日までの12日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日12月10日から12月21日までの12日間とすることに決しました。

なお、議事の都合により、12月12日、13日及び12月14日の計3日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元にお配りした会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、議案第79号から日程第33、報告第14号までの計31件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、休憩願います」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前10時20分)

再開いたします。

(再開＝午前10時20分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

平成19年第9回宮古島市議会定例会に提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案6件、条例議案10件、議決議案12件、報告3件の合計31件であります。

最初に、議案第79号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。今回の補正は、3億3,129万1,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。8款国有提供施設所在市町村助成交付金は、5万円の補正減であります。

11款地方交付税は、1億8,065万円の補正増であります。

13款分担金及び負担金は1,838万1,000円の補正増で、農林水産業負担金の増などです。

15款国庫支出金は3,845万8,000円の補正増で、民生費負担金の増などです。

16款県支出金は8,291万3,000円の補正減で、民生費負担金の増や農林水産業費補助金の減などです。

す。

18款寄附金は15万円の補正増で、一般寄附金であります。

21款諸収入は2,251万5,000円の補正増で、上野資源リサイクルセンター堆肥販売手数料の増などあります。

22款市債は1億5,410万円の補正増で、総務費、土木費の増や農林水産業債の減であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款議会費は29万2,000円の補正増で、人件費の増であります。

2款総務費は2,515万8,000円の補正減で、人件費の増や専任媒介委託料の減、前納報奨費の増などあります。

3款民生費は2億2,286万9,000円の補正増で、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計繰出金や児童手当、乳幼児医療費助成事業費の増などあります。

4款衛生費は718万円の補正増で、予防接種事業費や健康診査事業費の増などあります。

5款労働費は6万2,000円の補正減で、人件費の減であります。

6款農林水産業費は8,770万1,000円の補正減で、畜産担い手育成総合整備事業や資源リサイクルセンター運営費の増及び美しいむらづくり総合整備事業費の減などあります。

7款商工費は37万3,000円の補正減で、人件費の減であります。

8款土木費は2,302万6,000円の補正増で、公共下水道事業特別会計繰出金や道路改修事業費の増などあります。

9款消防費は520万9,000円の補正増で、人件費や修繕費の増などあります。

10款教育費は813万9,000円の補正増で、学校管理運営費や保良地区自然環境現地調査事業費の増などあります。

11款災害復旧費は470万の補正増で、博愛漁港、下地中学校の災害復旧費であります。

12款公債費は1億7,690万円の補正増で、コールセンター建設に伴う城辺庁舎の繰上償還費及び一時借入金利子であります。

13款諸支出金は373万円の補正減で、宮古島市土地開発公社事務委託料の減であります。

以上、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為の追加、地方債の変更を行いまして、補正後の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ352億3,541万4,000円と定めてあります。

次に、議案第80号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正は、2億5,216万9,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。4款国庫支出金は8,127万7,000円の補正増で、療養給付費等負担金と財政調整交付金であります。

5款療養給付費交付金は4,664万円の補正増で、退職者療養給付費等交付金であります。

6款県支出金は1,323万1,000円の補正増で、財政調整交付金であります。

9款繰入金は1億1,102万1,000円の補正増で、一般会計繰入金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款総務費は217万9,000円の補正増で、人件費と事務費であります。

2款保険給付費は2億4,964万9,000円の補正増で、一般被保険者療養給付費や高額療養費、出産育児一

時金の増などであります。

6 款保健事業費は34万1,000円の補正増で、事務費であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市国民健康保険事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,427万7,000円と定めてあります。

次に、議案第81号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正は、9億2,926万1,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。1 款使用料及び手数料は300万円の補正増で、埠頭用地使用料であります。

2 款財産収入は40億円の補正増で、トゥリバー地区埋立地売払収入であります。

3 款繰入金金は43万7,000円の補正増で、一般会計繰入金であります。

5 款諸収入は30億7,417万6,000円の補正減で、歳入欠陥補てん収入の減であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1 款総務費は343万7,000円の補正増で、上屋倉庫補修工事などであります。

2 款港湾建設費は1,996万2,000円の補正増で、売却用地造成工事費の増であります。

4 款公債費は8億7,715万3,000円の補正増で、売却用地に係る繰上償還などあります。

5 款諸支出金は2,940万4,000円の補正増で、積立金であります。

6 款前年度繰上充用金は69万5,000円の補正減であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市港湾事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,784万円と定めてあります。

次に、議案第82号、平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は、135万円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。3 款繰入金金は135万円の補正増で、一般会計繰入金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1 款管理費は129万1,000円の補正増で、農業集落排水管理費の増であります。

2 款建設費は5万9,000円の補正増で、人件費であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5,523万円と定めてあります。

次に、議案第83号、平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正は、1,573万円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。3 款繰入金金は1,573万円の補正増で、一般会計繰入金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1 款下水道建設費は1,573万円の補正増で、人件費や消費税納付金などあります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ15億965万1,000円と定めてあります。

次に、議案第84号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は、1億6,889万1,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。4款国庫支出金は3,608万9,000円の補正増で、介護給付費負担金であります。

5款支払基金交付金は5,829万5,000円の補正増で、介護納付費交付金であります。

6款県支出金は3,081万8,000円の補正増で、介護給付費負担金であります。

8款繰入金は1,015万8,000円の補正増で、介護給付費繰入金の増や職員給与等繰入金の減であります。

9款繰越金は3,353万1,000円の補正増で、前年度繰越金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款総務費は341万2,000円の補正減で、人件費であります。

2款保険給付費は1億7,044万7,000円の補正増で、介護サービス給付費であります。

7款諸支出金は185万6,000円の補正増で、償還金であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,443万3,000円と定めてあります。以上で一般会計及び特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第85号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。人事院勧告に準じて、一般職の給与等の改定及び所要の措置を講ずるため、本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第86号、折田喜作文化基金条例の一部を改正する条例。基金を有効に運用するため、本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第87号、宮古島市保育所条例の一部を改正する条例。入所児童数が減少している福嶺保育所と福里保育所を統廃合するため、本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第88号、宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。児童福祉法第20条の規定による育成医療、身体障害者福祉法第19条の規定による更生医療は障害者自立支援法の自立支援医療に、進行性筋萎縮症者療養等給付事業は障害者自立支援法の療養介護医療に、それぞれ移行したことに伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第89号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例。宮古島市地域密着型介護事業所設置に伴い、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第90号、宮古島市老人福祉センター条例の全部を改正する条例。指定管理者制度導入に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第91号、宮古島市社会福祉センター条例の全部を改正する条例。指定管理者制度導入に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第92号、宮古島市港湾事業特別会計財政調整基金条例。港湾事業特別会計の健全な運営に資するため、本条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第93号、宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例。在宅虚弱老人及びねたきり老人等が、デイサービスセンターを活用した、通所又は訪問により各種サービスの提供が受けられるよう、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第94号、宮古島市サンバリンクス伊良部条例を廃止する条例。宮古島市サンバリンクス伊良部の売

却に向けて、行政財産から普通財産へ変更するため、本条例を廃止する必要があるので、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。

議案第95号、第1次宮古島市総合計画基本構想を定めることについて。宮古島市の第1次総合計画基本構想を定めたいので、地方自治法第2条第4項の規定により、本案を提出します。

議案第96号、市営山中地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更について。宮古島市山中地区において、土地改良事業（農業用排水施設）を計画変更したいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第97号、市営西東地区土地改良事業（区画整理）の施行について。宮古島市西東地区において土地改良事業（区画整理）を施行するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第98号、市営大代原地区土地改良事業（区画整理）の施行について。宮古島市大代原地区において土地改良事業（区画整理）を施行するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第99号、市営下南富竹第2地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について。宮古島市下南富竹第2地区において土地改良事業（農業用排水施設）を施行するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第100号、市営元島東地区土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）の施行について。宮古島市元島東地区において土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）を施行するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第101号、美しい村づくり総合整備事業（平良地区）の計画変更について。宮古島市平良地区において土地改良事業（美しい村づくり総合整備事業）を計画変更したいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第102号、美しい村づくり総合整備事業（宮原地区）の計画変更について。宮古島市宮原地区において土地改良事業（美しい村づくり総合整備事業）を計画変更したいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第103号、パイナガマ公園用地に係る土地の取得について。パイナガマ公園用地に供する土地の取得について、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古島市条例第54号）第3条の規定により、本案を提出します。

議案第104号、議決内容の一部変更について。平良第一小学校校舎改築工事（建築1工区）の設計一部変更に伴い、契約金額を変更するため、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古島市条例第54号）第2条の規定により、本案を提出します。

議案第105号、議決内容の一部変更について。平良第一小学校校舎改築工事（建築2工区）の設計一部変更に伴い、契約金額を変更するため、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古島市条例第54号）第2条の規定により、本案を提出します。

議案第106号、議決内容の一部変更について。平良第一小学校校舎改築工事（建築3工区）の設計一部

変更に伴い、契約金額を変更するため、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古島市条例第54号）第2条の規定により、本案を提出します。

次に、報告についてご説明申し上げます。報告第12号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の予算計上処分について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第177条第3項の規定により、別添のとおり予算計上処分したので、報告します。

報告第13号、平成18年度（第8期）コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出について。平成18年度（第8期）コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

報告第14号、平成19年度（第9期）コーラル・ベジタブル株式会社の事業計画に関する書類の提出について。平成19年度（第9期）コーラル・ベジタブル株式会社の事業計画に関する書類を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

よって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午前10時40分）

平成 19 年

# 第 9 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

12月11日 (火)      2 日目

(議案に対する質疑 (付託))

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第2号

平成19年12月11日（火）午前10時開議

日程第 1	議案第104号	議決内容の一部変更について	(市長提出)
" 第 2	" 第105号	議決内容の一部変更について	( " )
" 第 3	" 第106号	議決内容の一部変更について	( " )
" 第 4	" 第 79号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)	( " )
" 第 5	" 第 80号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	( " )
" 第 6	" 第 81号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第3号)	( " )
" 第 7	" 第 82号	平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	( " )
" 第 8	" 第 83号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	( " )
" 第 9	" 第 84号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第2号)	( " )
" 第10	" 第 85号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	( " )
" 第11	" 第 86号	折田喜作文化基金条例の一部を改正する条例	( " )
" 第12	" 第 87号	宮古島市保育所条例の一部を改正する条例	( " )
" 第13	" 第 88号	宮古島市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	( " )
" 第14	" 第 89号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例	( " )
" 第15	" 第 90号	宮古島市老人福祉センター条例の全部を改正する条例	( " )
" 第16	" 第 91号	宮古島市社会福祉センター条例の全部を改正する条例	( " )
" 第17	" 第 92号	宮古島市港湾事業特別会計財政調整基金条例	( " )
" 第18	" 第 93号	宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例	( " )
" 第19	" 第 94号	宮古島市サシバリリンクス伊良部条例を廃止する条例	( " )
" 第20	" 第 95号	第1次宮古島市総合計画基本構想を定めることについて	( " )
" 第21	" 第 96号	市営山中地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画変更について	( " )
" 第22	" 第 97号	市営西東地区土地改良事業(区画整理)の施行について	( " )
" 第23	" 第 98号	市営大代原地区土地改良事業(区画整理)の施行について	( " )
" 第24	" 第 99号	市営下南富竹第2地区土地改良事業(農業用排水施設)の施行について	( " )



		て	(市長提出)
日程第25	議案第100号	市営元島東地区土地改良事業(農業用排水施設・農用地保全)の施行について	( " )
" 第26	" 第101号	美しい村づくり総合整備事業(平良地区)の計画変更について	( " )
" 第27	" 第102号	美しい村づくり総合整備事業(宮原地区)の計画変更について	( " )
" 第28	" 第103号	パイナガマ公園用地に係る土地の取得について	( " )
" 第29	報告第12号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)の予算計上処分について	( " )
" 第30	" 第13号	平成18年度(第8期)コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出について	( " )
" 第31	" 第14号	平成19年度(第9期)コーラル・ベジタブル株式会社の事業計画に関する書類の提出について	( " )

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

議 案 付 託 表

平成19年12月11日（火）第9回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第79号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）
	議案第85号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	議案第86号	折田喜作文化基金条例の一部を改正する条例
	議案第95号	第1次宮古島市総合計画基本構想を定めることについて
文教社会委員会	議案第80号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第84号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第87号	宮古島市保育所条例の一部を改正する条例
	議案第88号	宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
	議案第89号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例
	議案第90号	宮古島市老人福祉センター条例の全部を改正する条例
	議案第91号	宮古島市社会福祉センター条例の全部を改正する条例
	議案第93号	宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例
経済工務委員会	議案第81号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第82号	平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第83号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第92号	宮古島市港湾事業特別会計財政調整基金条例
	議案第94号	宮古島市サンバリンクス伊良部条例を廃止する条例
	議案第96号	市営山中地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更について
	議案第97号	市営西東地区土地改良事業（区画整理）の施行について
	議案第98号	市営大代原地区土地改良事業（区画整理）の施行について
	議案第99号	市営下南富竹第2地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について
	議案第100号	市営元島東地区土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）の施行について
	議案第101号	美しい村づくり総合整備事業（平良地区）の計画変更について
	議案第102号	美しい村づくり総合整備事業（宮原地区）の計画変更について
	議案第103号	パイナガマ公園用地に係る土地の取得について

議案第79号 平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)

歳出款項別審査委員会表

平成19年12月11日(火)第9回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	3. 民生費	1. 社会福祉費	34
		2. 児童福祉費	37
		3. 生活保護費	40
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	41
		2. 清掃費	44
	10. 教育費	1. 教育総務費	68
		2. 小学校費	70
		3. 中学校費	71
		4. 幼稚園費	72
		5. 社会教育費	73
		6. 保健体育費	75
11. 災害復旧費	5. その他公共・公用施設災害復旧費	77	
経済工務委員会	5. 労働費	1. 労働諸費	45
	6. 農林水産業費	1. 農業費	46
		2. 林業費	55
		3. 水産業費	57
	7. 商工費	1. 商工費	58
	8. 土木費	1. 土木管理費	59
		2. 道路橋りょう費	60
		3. 都市計画費	61
		4. 住宅費	63
		5. 港湾空港費	66
	11. 災害復旧費	2. 農林水産業施設災害復旧費	76

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）会議録

平成19年12月11日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（27名）

（散会＝午前11時35分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智 "	"（15"）	嘉手納 学 "
議員（2"）	仲間 明典 "	"（16"）	新城 啓世 "
"（3"）	池間 健榮 "	"（17"）	上地 博通 "
"（4"）	新里 聰 "	"（18"）	平良 隆 "
"（6"）	佐久本 洋介 "	"（19"）	亀濱 玲子 "
"（7"）	砂川 明寛 "	"（20"）	上里 樹 "
"（8"）	棚原 芳樹 "	"（21"）	與那覇 夕ズ子 "
"（9"）	前川 尚誼 "	"（23"）	豊見山 恵栄 "
"（10"）	與那嶺 誓雄 "	"（24"）	富永 元順 "
"（11"）	山里 雅彦 "	"（25"）	富浜 浩 "
"（12"）	池間 豊 "	"（26"）	下地 秀一 "
"（13"）	宮城 英文 "	"（27"）	下地 明 "
		"（28"）	池間 雅昭 "

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	城辺 支所 長	饒平名 建次 君
副市長	下地 学 "	上野 支所 長	砂川 正吉 "
総務部長	宮川 耕次 "	下地 支所 長	平良 哲則 "
企画政策部長	久貝 智子 "	水道局 次長	砂川 定之 "
地域戦略局長	與那嶺 大 "	消防 長	伊舎堂 勇 "
福祉保健部長	上地 廣敏 "	教 育 長	下地 恵吉 "
経済部長	宮國 泰男 "	教 育 部 長	長濱 光雄 "
建設部長	平良 富男 "	総務課 長	伊良部 平師 "
会計管理者	譜久村 基嗣 "	財政課 長	石原 智男 "
伊良部総合支所長	垣花 恵 "	企画調整課 長	下地 信男 "
平良支所長	狩俣 照雄 "	都市計画課 長	長崎 富夫 "

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美 "	庶務 係 長	友利 毅彦 "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳 "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

平成18年度宮古島市一般会計決算書の附属書類（財産に関する調書）の訂正について（お願い）の送付がありましたので、お手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第1、議案第104号から日程第31、報告第14号までの31件を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎新城啓世君

質疑なしではやっぱり寂しい思いがしますので、二、三点お伺いしたいと思いますが、議案の第86号、折田喜作文化基金条例の一部を改正する条例について、折田喜作文化基金、現在元金はどの程度と、今どの程度残っているのか、そして問題の処分の条文を入れる目的は何か。改正しないと基金が使えないのかですね。それから、以前にこれ100万円出したように思いますけれども、その100万円出した経緯等についてもお答えいただきたいと思います。

もう一つは、議案第87号ですが、福里保育所と福嶺保育所を統合することになっています。なぜ福里保育所に統合するのか、福嶺保育所には統合できなかったのか、その経緯ですね。それから、1つは廃止されるわけですから、福嶺保育所が廃止されることになるわけですがけれども、今後の利用計画はどうなっているのか。そして、その職員の数、職員をどう処遇されるのかについてもお願いします。

それと、議案の第104号及び105号ですけども、平一小学校ですね、3工区ありますが、この各工区の増額変更になった経緯、そして増額分の対象工事についてお答えいただきたいと思います。お願いします。

◎企画政策部長（久貝智子君）

折田喜作文化基金の件ですけども、現在の残金900万円でございます。

活用の事例でございますが、平成15年度にですね、宮古農林高校の水のノーベル賞ですね、それに対して100万円を支出しております。

今回の改正でございますが、この基金をですね、十分に活用していくために、利率、利息での運用型の基金なんですけども、ペイオフに伴いまして、利息が発生していないということ等がありまして、条例で規定されている利息運用型での運用が難しくなっております。基金の趣旨を十分に生かすために、これを改正をいたしまして、団体の育成等に役立てていきたいと、個人とか団体ですね、その育成に役立ててい

きたいということです。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

なぜ統合するのかということでありますけれども、現在10名の園児が入所しております。その中身はですね、4名については福嶺学区に住んでいる子供さんですけれども、残りが別の学区から通園、通所といいますか、来ているというふうなことがあります。また、新たにですね、去年の出生児を見ますと、1人しか出生児が学区におりません。保育所にそれが預けられるのか、今のところは未定でありますけれども、そういったいろんなこれまでの経緯からしましてですね、年々子供たちの数が減少しているというふうなのが大きな理由でありますし、なぜ福嶺に統合しないのかということでありますけれども、福里保育所のほうに統合したほうがですね、福嶺学区から通勤圏を考えた場合にですね、福里のほうが利便性がいいということがありまして、福里保育所のほうに統合したいというふうなのが1つの理由であります。

それから、今後の施設の利用計画でありますけれども、今学区のある市民からですね、学童の施設として利用できないかというふうな問い合わせがあるというふうなことを聞いております。いずれにしても、学区民の意見を聞きましてですね、今後検討していきたいというふうなことでありますし、できれば学区内の活性化につながっていくような施設として活用していきたいというふうに考えておりますし、それから職員の数でありますけれども、私が今記憶にあるのは常勤職員3名、臨時職員が3名であるというふうに思っております。これは、調理員含めての数であります。

#### ◎教育部長（長濱光雄君）

議案第104号、105号、106号の議決内容の一部変更についてお答えいたします。

平一小学校の校舎改築に伴う議決の変更でございますが、設計額等の変更についてご説明をいたします。第1工区につきましては、変更前、2億6,445万8,250円、増額が1,307万400円ということで、変更後は2億7,752万8,650円となっております。変更の主な内容ですけれども、中庭に砂利舗装ということで設計をしたんですけれども、そこに浸透性ラバー等を設置して、雨降りでも児童生徒が汚れないような方法をとりたいということでもあります。もう一つは、トイレ周辺が樹脂化粧板を使っていたんですが、長期的に管理面からもっといいのがいいだろうということで御影石を張りつけるということで、トイレ周辺、1階、2階を変更するということでもあります。

それから、第2工区につきましても同じように、中身変更しているのは同じようなものですが、まず変更前の金額として2億6,528万400円、そして増額が1,144万7,100円、変更後が2億7,672万7,500円となっております。これにつきましては、トイレの樹脂化粧板から御影石にそれも変更するというので、これほとんどトイレの周辺の整備になっております。

それから、第3工区、変更前の金額が1億7,035万9,350円、変更額が529万5,150円、変更後の請負金額が1億7,565万4,500円。主な理由、変更の理由として、同じようにトイレ周辺の整備、化粧板から御影石をつくって、耐用年数、そして利用の利便を図るということでございます。

#### ◎新城啓世君

折田喜作文化基金の件ですけども、当初の条例の第1条、現在の第1条ですよね、これでは対応できないということですか。目的達成というのは。

もう一つは、処分する目的というのは一体何なんでしょう。繰り返しますけれども、現在の第1条でも

宮古島市の産業、文化など各分野の振興に努力する個人、団体等を奨励、育成するためと書いているわけですから、それでも十分対応できるんじゃないでしょうか。なぜこの条文を入れなくちゃいけないのか、再度お聞きしたいと思います。

もう一つは、じゃ100万円拠出したね、100万円出した根拠は、じゃ何ですか。これ処分に当たりませんか。その辺もお答えいただきたいと思います。

それから、議案第104号、105号、106号、この増額分の原資は何でしょうか。これについてお答えいただきたいと思います。

#### ◎企画政策部長（久貝智子君）

まず、100万円を支出した目的でございますけども、その前に、済みません。先程支出したのが平成15年度と申し上げましたけども、平成16年度の誤りでしたので、訂正いたします。

当時の宮古農林高校の工学科の環境班がストックホルム青少年水大賞を受賞いたしまして、10月に旧平良市が市民栄誉賞を授与いたしました。そのときに、研究奨励費といたしまして100万円を贈呈したということであります。これは、基金の創始者でありますサンエーさんとも協議をいたしましてですね、相談をいたしまして、基金の使い道にふさわしいということで、一般財源ではなく、この文化基金から、折田喜作文化振興基金から拠出したということでございます。

本来ですね、この基金は利息運用型の基金なんですけど、今ペイオフによりまして、利息の発生が見込めないと、利息で運用するような額の利息が見込めないということで、これを取り崩し型の基金にしてですね、活用していこうということでございます。

#### ◎教育部長（長濱光雄君）

変更分に充てる財源につきましては、これ補助額の範囲内で、補助金額の範囲内で対応いたしたいと思っております。これ入札の結果ですね、少し入札額が落ちましたので、補助基準額に見合うような形で予算措置をして、対応したいと思います。

#### ◎新城啓世君

折田喜作基金、これは利息が発生しないからというふうなことが理由ですか。それは、現在の第1条というのは、第1条だけでは使えないというわけですか。処分するという条文がないと、元金が使えないということですよ。そうすると、前回100万円使ったのは、本来ならば根拠がないということになると思っておりますけども、この辺はどうでしょうか。

それと、処分することができるというふうな条文入れた、何か使う目的でも今あるんでしょうか。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

折田基金についてはですね、サンエーが県に対しても奨学金等を寄贈しておりまして、これをぜひ旧平良市にも寄贈したいということで、1,000万円の寄贈がありました。そして、折田さんの思いとしては、ぜひこれを特に青少年の文化、スポーツあるいは芸術面に使ってもらいたいということで寄贈されたわけです。そのときにはかなり利率も高かったんで、利息で運営できる範囲ということだったんですけども、これがもうできなくなりまして、宮古農林高校のストックホルム青少年水大賞のときには、サンエー側の強い意向で、これはもうぜひ宮古の子供たちのためにこの基金を使ってもらいたいということで、折田さん自身がいらして、贈呈もいたしております。これからも青少年たちの健全育成といいますか、そういう

ものにぜひ使っていきたいと思ひまして、例えば、行くぞ甲子園・宮古島応援団というのがあります。そういうところからもサンエーにも要請に行ったりしております。そういうときにサンエーからは、折田基金を使っておきなさいと、もしショートしてくれば、自分たちが後からまた基金贈呈するからという話も折田側からいただいて、サンエー側からいただいておりますので、そのようにしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前10時21分)

再開いたします。

(再開＝午前10時22分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

本来ならば条例を改正してから差し上げるべきでしたんですけども、そのときには市民栄誉章を贈るといふことで、それに間に合わせて折田さんがいらして、贈呈したわけです。それを改正するいとまがなかったといふことで、折田さんの意思で差し上げたわけですので、議会の方にも一応理解を求めておかなかったわけです。ただ、これからもあることですので、利息だけでできない現状ですので、ぜひそれを条例を改正していきたいといふことでございます。

◎富永元順君

私、二、三点お伺いしたいと思います。

まず、議案第93号、宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例、提案理由として、在宅虚弱老人及びねたきり老人等が、デイサービスを活用した、通所又は訪問により各種サービスの提供が受けられるよう、条例を制定する必要があるといふことで出されておりますけれども、今回出されている条例は何か伊良部で行われているといふことでありますけれども、現在伊良部島ですかね、伊良部地区においては何人の方がそういった在宅のそういう虚弱老人、それからねたきり老人がいらっしゃるのか、その状況とですね、今後、合併して、これまで2年になるんですけども、これまでどのようにデイサービスを受けさせていたのか、受けられて、受けている状況だったのか。それとですね、伊良部地区以外にもそういった虚弱老人及び寝たきり老人のデイサービスがされていると思ひますけれども、現在宮古島市において何カ所の施設で、どれだけの人間がですね、方々がデイサービスを受けられているのか、その状況をお聞きしたいと思います。

今回の条例では、指定管理者をもって、そこでサービスを提供するといふことになっておりますけれども、今後指定管理を受けるところはどこなのか、何名の体制で今後そういった運営をしていかれるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

次に、報告第13号、平成18年度(第8期)コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出についてですね、ちょっとお聞きしたいと思います。これ旧下地町で起こされた地域農産物をですね、生産、加工して、販売していくというすばらしい事業でありますけれども、今回の報告においては売り上げは伸びておりますけれども、経常利益が減少しているといふ状況でありますけれども、我々旧平良市の議員と



しては事業の内容が余りわからないものですから、詳細というか、それは抜きにしてもですね、これまでの事業実績、それから今後の事業計画についても述べられておりますけれども、何か聞くところによりますと、そこです、今の現在のコーラル・ベジタブル株式会社の経営体制ですか、市長が社長になられていると思いますけれども、何名の方で運営、現在されているのか。聞くところによりますとですね、いろいろと宮古島の物産を取り扱われている方が、業者がですね、本土から来られて、いろいろとコーラル・ベジタブル株式会社にも訪問されるらしいんですけれども、何か対応というんですかね、これ本当にやる気があるのかどうかわかんないような対応をして、帰られるという方もですね、あるというふうに聞いているんですよ。何でそういった状況が起きているのか、これ本当かどうか。そういう僕も話聞いただけですので、今後ですね、本当にこの施設をね、有効に活用していくことが宮古島のですね、こういった農産物の生産、それから売り上げにもつながっていくと思いますので、ぜひ今後の取り組みも含めてですね、市長、今後どういった体制で取り組んでいくのか、それをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

ただいまのご質問については、今資料を送付してもらっておりますので、しばらく時間いただきたいと思っております。よろしく願います。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

宮古島市では、宮古島市社会福祉協議会の各支所、4カ所で実施をしております。生きいき教室を実施をしております。介護保険によるデイサービスについては、宮古島市社会福祉協議会伊良部支所が1カ所で実施をいたしております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

コーラル・ベジタブル株式会社は、株の70%以上を宮古島市が持っております。職員数については、11名かと今思っていますけど、まだ今確認中であります。下地、平良、上野、城辺地区等でアロエベラ等を契約して、販売をいたしております。中身についてはですね、アロエベラの生葉を売りますとか、それからピュアという製品にして売りますとか、ハニートップという製品でありますとか、いろんな製品がありますけども、自社でつくって売るのもあるし、また受託製造させて売るのもあるし、また加工原料を提供しているという事業もあります。これからはしっかりと取り組んで、よそから来た場合に対応が不十分と言われられないような体制で頑張っていきたいと思っております。

◎富永元順君

議案第93号、デイサービス、福祉保健部長は、僕が聞いたのはですね、今現在宮古島市において何名の方がそういったサービスを受けられているのかと、地域ごとにですね、そういう実態把握していれば、それも報告してもらいたいし、またこういったサービスを受ける場合に本人の負担というんですか、どれぐらいになっているのか。本当に受けたくても受けられないような状況、方々もたくさんいると思うんですよ。そういった方々も含めてね、料金が、どういった利用していいのかわかんない人も、どういうふうにこのデイサービスを提供するのにどういった市としてはですね、宣伝というんですか、これやって、実際本当に大事な事業だと思うんですよ、このサービス。これを地域ごとにしっかりと今後もですね、十分なサービスが提供できるように、地域、指定管理者を設けていくと思うんですけども、実際やっていると思

うんですけどもね、地域ごとの現在の利用者ですか、それについての報告をお願いしたいと思います。

それと、今市長がですね、答弁されましたけども、余り中身が全然、職員数も定かでないとか、ぜひですね、もったいない施設だと思うんですよ。あれだけの施設をつくって、島外から来ても、本当に宮古島の農産物をね、どういうものがあるのか、また利用したいという方々もたくさん何名も来られているらしいんですけども、対応にね、みんながっかりして、帰っているということを知っているんですよ。市長みずからですね、工場を見られて、こういったもっと技術者が必要であれば、民間からでもですね、こういった人たちを採用してですね、やっていくとか、完全にまた今の体制でいくのかも含めてですね、もう宮古島市が70%以上株を持っていると。それよりも完全に民間にですね、本当にやる気のある人に、いると思うんですよ、探せば、募集すれば。そういった方々に任せていくという方法も一つあると思うんですけども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

それとですね、次に戻りますけれども、議案第92号、港湾事業特別会計財政調整基金条例というのが今回提案されておりますけれども、どれだけの基金を積み立ててですね、それからこういった事業を今後計画しているのか、お聞きしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

コーラル・ベジタブル株式会社の職員は、正職員が10名、パートが20名、計30名で今やっております。

議員のおっしゃるように、確かに今の体制ではもったいないところがございます。もっと活用できるんじゃないかなと思いますので、ぜひ民間委託、民間に移して、民活でやる方法もあろうかと思って、それを今勉強中でございます。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

大変失礼いたしました。伊良部地域でのデイサービス利用者、これ15名が現在利用しております。

指定管理者の件でありますけれども、現在社会福祉協議会がデイサービスを行っておりますので、指定管理は社会福祉協議会に決まると考えて、まず現在の体制は8名体制でサービスを提供しております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

今事業を実施しております宮古島市社会福祉協議会のほうにですね、最新の利用人数、問い合わせをしておりますので、しばらく時間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎建設部長（平良富男君）

港湾の基金条例について説明いたします。

現在財政調整基金の設置につきましては、トゥリバー地区の売却収入40億円を赤字額の補てん、起債の繰上償還等に充てた後の剰余金を積み立てるための基金であります。40億収入ありまして、赤字累計が30億7,348万1,000円、それから繰上償還額が8億7,645万6,000円、今回補正2,065万9,000円、その後の積立金が2,940万4,000円で、今後のトゥリバー地区の整備についてですね、ほかに港湾とか全体の予算として基金をつくります。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

全体で424名が利用をいたしております。

なお、ご質問で地区ごとにとということでありましたけど、現在集計をしている最中でありまして、後で答弁したいと思います。

◎富永元順君

コーラル・ベジタブル株式会社の件に関して、市長は民間にも任せてでもいいから、この施設を生かしていきたいという答弁をいただきましたので、ぜひそれをですね、実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。ただ、それをちゃんとですね、いつまでにやりたいと明確な指針をですね、今後決めてもらいたいというか、やる、やると言いながら、こういった期間を設けないでやるとですね、だらだらとなっていくと思いますので、早急に期間を決めてですね、この体制を、この施設が有効に使えるようにしていくための期限を決めて、いつまでにやりたいというふうに指針を決めていただきたいと思いますので、もう一度市長の答弁をよろしくをお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

コーラル・ベジタブル株式会社の専務等とも話し合いをしているんですけども、早いうちにやろうということによってやっております。できれば今年度中に方向性を定めてですね、来年度中にはもし民間移譲できるならば、そのように頑張りたいと思います。

◎下地 明君

議案第87号、これ新城啓世議員から今さっきの質問がありましたけども、現在12名の保育園児がいらっしやるというふうな答弁でありまして、中身については非常に合併するということに対しては理解できませんが、統合するということに対して、父兄の皆さんにですね、それなりの理由を説明なさったのかどうか。ただもう厳しいから、統合しないといかんと、押しつけ的な説明をなさったようなことも聞いておりますので、どういうふうな説明をなされたかどうかなどですね、その辺をお伺いしたいと思います。もちろん先程申し上げたとおり、地元の園児は4名しかいないというふうなことでありまして、非常に統合する内容については理解はいたしますけども、その説明の仕方ですね、どういうふうに説明やったかということについてお聞きしたいと思います。

それから、あと1点は、サシバリンクス伊良部条例を廃止する条例の提案がされてありまして、売却に向けて、行政財産から普通財産へ変更するためとありまして、新聞報道で、たしか砂山リゾートさんが買いたいというふうなことで、議会の議決を経たらもう決定のような感じで報道されてありましたが、これは砂山リゾートさんが買った後に、条件としてですね、現在のゴルフ場としての経営は何年ぐらいを経営、事業やるのかどうか、また職員の引き継ぎですね、そういった中身の部分についてどのような取り決めでやっていくのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

説明会、福嶺保育所に出向きましてですね、保育業務が終了した、たしか6時か6時30分だったと思いますけれども、保護者の皆さんに通知をしまして、保育所で説明会を持ちました。市の現在の状況、それから行政改革を市が進めていく、そういった内容の一部と現状ですね、これまでの福嶺保育所の園児数の推移、それから現状、それから新生児、出生児が1人しかいないと。今後福嶺保育所に入所する児童数が、今10名と申しあげましたけれども、卒園、4歳児過ぎて5歳、幼稚園に入る子供がそのうち2人いるというふうな状況、そうすると出生児1人が仮に入所をするというふうになった場合でも、他の学区からの入所者を除けば、大体3名、2人ないし3名しかいないという状況になるというふうなことなど、現状と将来の見通しを説明を申しあげました。それと、職員についてはですね、10年後に、議員もご承知のとおり、

大体550名から600名の職員定数になるというふうな状況から、定数削減の問題などを含めて、現在の状況について説明を申し上げ、意見交換をしたということであります。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

サシバリンクス伊良部の今後の状況についてご答弁申し上げます。

取得を予定しているゼファーの子会社であります砂山リゾート株式会社なんですけど、今後3年間はですね、ゴルフ場として使用していきたいという話をなされていますので、契約後、取得後ですね、3年間はメンテナンスをしながらですね、ゴルフ場として使用していただけるものだと思います。

それから、職員の状況についてでございますが、現在サシバリンクスにおきましてはですね、臨時の職員が1人、それから正職員が5人から6人常駐してございます。職員の引き継ぎにつきましては、宮古島市の状況のこともありますので、私どものほうでは差し控えさせていただきますけども、臨時の職員につきましてはですね、なるべく砂山リゾートさんのほうにもこちらのほうから協議をして、何とか引き継ぎまでも含めてですね、お願いしていきたいと考えてはいます。

◎下地 明君

福嶺保育所の統合の件については、部長から説明はやったというふうな答弁でありますけども、答弁をやって、地元の父兄の皆さんが理解してくれたのかどうかですね、その部分の答弁をお願いしたいと思います。

それから、サシバリンクスの件につきましては、お願いというよりも、当然現在働いている人に対しては引き継いでもらおうと、こういうふうな取り組みで売却は進めなきゃならないんじゃないかと思いますが、もう一度ご答弁のほうよろしくをお願いしたいと思います。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

たしか説明会には6名の父母が、保護者が参加をしていたというふうに思っております。特に異論は出ておりませんでした。ただ、要望といたしますか、できるだけ、できれば地元、学区内に現在のようにですね、保育所があったほうがいいと、園児一人でもおれば、学区内に設置をしてほしいというふうなものはありましたけれども、それ以外のことについては、そういった状況であればやむを得ないでしょうというふうな声が多数であったというふうに考えております。

◎副市長（下地 学君）

サシバリンクスの現在向こうで勤めている職員の取り扱いの件なんですけど、施設管理公社の理事会としてですね、市当局に職員の身分の取り扱いについては要請しております。それを受けて、市長から年度内にその方針を打ち出すということで、去った9月定例会にも答弁したとおりであります。

◎下地 明君

私はですね、今の副市長の答弁、それ新聞にも報道ありました。売却先が職員を引き取る計画を持っているのかどうか。また、当局としては売却した以上、その職員をサシバリンクスですか、このほうに引き継ぐような努力をなさらないといかんと思うんですよ。売却したから、その職員を市の職員に採用しなさいということは、現在の市の状況から、今さっきも福祉保健部長が今言ったとおり、10年後に500名にもなる、減らさんといかんというふうな状況で、保育所の閉鎖に際しても事情も話されたというふうなこと等もあってですね、これは売却するから、じゃもうその職員は市に、じゃ採用する、また向こうもまた

新たに採用するであろうというふうな考えにはならないんじゃないかと思うんです。そういったことで、売却先の企業にですね、砂山リゾートさんですか、そこに職員の引き継ぎはやってもらう、そういうふうな強力で押し進め、また売却する場合の契約等においても補足するべきだと私思うんですが、もう一度答弁をお願いします。

◎副市長（下地 学君）

売却した、いわゆる砂山リゾートで雇用してもらうかどうかということなんですが、売却の条件としてはですね、現在いる職員の取り扱いについては、これは入っておりません。管理公社の理事会としては、合併協議会の確認事項等もあるので、それを踏まえて、職員の取り扱いについて当局に要請を出してあります。それを受けて、年度中に、今年度中に職員の取り扱いについての方針を打ち出すということになっていますので、売却に伴って職員採用するとか、そういう話をする段階ではないので、まずそれも含めて、やはり管理定数とのかかわりもあるので、それが可能であるかどうかということは先方とも話し合いしてみようと思います。

◎池間健榮君

議案第103号についてお尋ねをいたします。

初めて重要な土地の取得、処分に関する条例でもって、初めてパイナガマの用地取得が提案されております。平成8年からの議事録を精査をさせていただきました。これまでパイナガマ公園の用地取得については、ほとんどが公開されておられません。当時の総務部長の答弁の中に、パイナガマ公園の不動産鑑定は5カ所であると、しかし不動産鑑定等是一件書類であるから、マル秘文書である。したがって、閲覧も公開もできない旨、議会に答弁されております。平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についても、やはり議会の議決に付すことなく、決算認定で我々が指摘をして、今総務財政委員会として不認定、いわゆるまだ最終的に結論出しておられませんけれども、一応不認定という形をされています。そこで、総務部長、当時の総務部長はマル秘文書であるという、閲覧も公開もできないと答弁されておりますけれども、部長、現在もこの鑑定評価と、我々が審議の中としても、この土地評価というのは、価格というのは適正かという判断がし得る鑑定評価は、これマル秘文書であるかどうかをまず確認をさせていただきたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時56分）

再開いたします。

（再開＝午前10時57分）

◎総務部長（宮川耕次君）

池間健榮議員の不動産鑑定は公開すべきかどうかという件でございます。

情報公開の趣旨に基づきまして、基本的にはですね、情報公開は個人情報がちよっと漏れて、支障があるとか、あるいは営業で支障があるとか、そういったものがない限りですね、何人たりとも知る権利があるということで保障しているところですので、ですから個人、鑑定書の個人にかかわるようなまたものに触れない限り、可能ななというふうな判断をしております。

◎池間健榮君

それでは、平成8年度からスタートしてですね、すべてマル秘であると、閲覧もできないという旧平良市時代のこれは議会に対する冒涇であるということにとらえてよろしいですかね。そしてですね、平成8年度からスタートしまして、平成9年度も約2億6,000万円、土地購入はしてあるけど、これも議会の議決に付されていない。そして、平成9年度から15年度までの間に約6億円の土地購入がされていますけれども、すべてマル秘取り扱ひされて、この当時、採択時におかれたいわゆる土地購入費、約17億9,000万円という土地購入費が単価もわからない、すべて議会の判断する材料どころか、議会に付していないんですね。初めて今回議案として提案されている。そして、すべて公共に用地を売却するときは、私の認識では、税金もかかりませんから、名前も全部載っていますよ。私は、この当時疑惑を持たれた個人に約6億円売ったからという問題じゃないんです。なぜこれ議会に対して議会の議決を付さないのか。今回の問題だけじゃないわけですよ。鑑定評価の5つのポイントの資料の提出を、議長、求めます。非公開でなければですよ。これは、総務財政委員会でも求めていましたけれども、とうとう出されていませんので、まずこの資料を提出をお願いしたい。

次に、報告第12号、いわゆる議会の否決によって市長が処分をしている賠償金であります。私の認識では、賠償金とは、地方公共団体が公務の執行に当たって、違法な行為により他人の権利または利益を侵害した場合、その損害を補てんする経費ということで、法的に市長は1,200万円余の一般財源を支出をされております。それに対して訴えの提起を起こしまして、現在和解に向けてどうのこうのという情報をさきの公判で伺っております。そして、けさの新聞において、懲戒処分の部分が報道されております。すなわち、地方公共団体が公務の執行に当たり、違法な行為によって起きた、この大事な一般財源であります。1,200万円あれば、過疎債等活用すれば、億に近い公共工事ができるわけであります。住民福祉が、サービスが向上するわけであります。たかが事務ミスで済まして、この宮古島市の財政の厳しい状況の中で、職員は処分して、市長はどのような責任を考えていらっしゃるのか、この点についてお尋ねをいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

さきの議会でも答弁いたしましたとおり、市民には負担を与えないという気持ちは変わりません。そして、今係争中であります。先方からの申し入れによりまして、和解をしたいという申し入れもありますので、この件について当方弁護士と先方弁護士と今調整中でございます。

◎建設部長（平良富男君）

不動産鑑定のポイントについては、今資料を準備しています。後日でよろしいでしょうか。

（「委員会で」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

わかりました。

◎池間健榮君

私は、後ろで一般質問じゃないという声が聞こえましたけど、報告に対して私は質疑をしているわけですから、そんな後ろで騒いだら、僕に話ができないということでもありますので、議長、静かにしてくださいをお願いします。

先程富永議員からありましたコーラル・ベジタブル株式会社の報告第13号でありますけれども、監査役

に市の職員が就任をされております。これ、そうですね。そうであれば、やはり公務員がそういった株式会社に派遣されるということは、それなりの法的根拠、そういった部分があるかと思えます。市の本来の業務に支障があるわけですから、法的根拠を示していただきたい。

それと、監査役でありますから、ストレートに監査役にお尋ねをいたしますけれども、監査報告書についてですね、3の監査意見の④で、前期に続き、キャッシュフローに余裕がないため、ある程度の借入れも含め、資金調達を行っておく必要があると監査意見が出ております。これまで資金調達の例は、旧下地町であります。いわゆる地方公共団体の長が第三セクターの役員の立場で、いわゆる個人的に債務保証をしておりました。当時1,200万円プラス社長個人からの800万円で2,000万円でした。そのときの連帯保証人は、当然町長と社長です、派遣されているね。今度1,800万円余の資金調達をされております。長期借り入れですね。当然そういう指摘のもとで、やはり余裕を持つために運転資金の借り入れという指摘であろうかと思えますけれども、いわゆる市長がですね、当時町長ですよ。地方公共団体の長として、いわゆる第三セクターの保証人になるということは、これは法律上違反ではないけれども、不適切だという事例があります。もう当時の町長も社長も今現在やめておられます。第三セクターですね。あの方々の保証はどうなっているのか。連帯保証ですよ。そして、今度の借り入れについてはどのような形で借り入れされているのか、お尋ねをさせていただきます。

それと、市長にはですね、あの施設というのはいわゆる農家所得の向上、現在サトウキビの新たな資金がですね、80%、25日以内に入る。残りは3月末。農家の資金運用というの非常に厳しくなるわけです。我々当時のあの第三セクター、コーラル・ベジタブル株式会社はですね、少しでも農家所得に役立つために、毎月3万円でも4万円でも、生産した農産物を搬入して、少しでもいいから、農家所得の向上によって生活を楽にしようというまた大きな目的もありました。まさにサトウキビがそうですね。今回の新価格制度ですよ。私は、民間に移譲するなら移譲する。引き続きやるんだったらやる。直営にするんだったらですよ、ある意味第三セクターで。そういう意味では、市長は先程富永議員に話されましたけれども、それは検討課題だということでもありますよね。私は、5年間、最高裁まで訴訟を起こしてですね、1審敗訴、2審勝訴、最高裁棄却で、当然5年間の裁判かかっていましたよね。当時の役員そのまま全部いると。私はね、役員の人心一新もね、社長として、代表取締役として、そのことも含めて、今後の代表取締役としてのね、経営方針を少し聞かせてください。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

コーラル・ベジタブル株式会社ができ背景には、農家所得の向上ということがあろうかと思えます。現在今37戸の農家がアロエベラの契約栽培をしております。これについては、適正な価格で買い取りしておりますので、農家所得の向上にはなっているんじゃないかと思えます。今コーラル・ベジタブル株式会社では55品目を取り扱っております、自社製品も21品目等がございます。しっかりとですね、これを確実に売ることによって、さらに経営の安定にしていきたいと思えますけれども、役員の見直し等については、株を持っている人もおりますし、簡単に見直せるもんでございませぬけれども、民間委託、民間に移譲するという時点で、きちりといういい経営者を選んで、移譲していきたいと、そのように思っておりますので、役員については来年度中にはかわるものと考えております。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

最初に、兼職の話なんですが、地方自治法の兼職の禁止の条項には当たらないものだと考えております。確かに議員ご指摘のとおりですね、不適切だとは思いますが、兼職の禁止条項には違反はしていないという認識でございます。当然無報酬でございます。それから、仕事のほうは影響のないようにやっていますので、その辺も大丈夫だと思っております。

次に、債務保証の件でございますが、確かに現在の運営状況では、監査の意見書で、長期借入れが必要だという意見書の内容を記述させていただきました。ただしですね、市が必ず債務を保証するというやり方は、私の考えとしては、とってはもらいたくないという認識でありますし、また現在のですね、宮古島市の財政状況を考えれば、第三セクターへの債務保証という財政運営のあり方は好ましくないものだと考えていますので、今池間議員からご指摘のありますように、例えばコーラル・ベジタブル株式会社が長期借入金を借りたとした場合でもですね、なるべく宮古島市の債務保証はないような形で進めていただければいいものだと考えています。

◎富浜 浩君

私は、議案第103号のピナガマ公園用地に係る土地の取得についてですね、その1点に絞っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、施行期間がですね、平成8年度から22年度までと、事業の予定であります。その中で、私の聞いた範囲でありますけれども、事業面積が8.9ヘクタール、そして総事業費が25億2,200万円余となっているわけです。その中で、今回平成19年度分としてですね、議案が提案されているわけですけれども、物件の所在地7件、そして取得面積7,600平米余ということになっています。そして、取得予定価格が6,200万円余となっているわけですけれども、まず場所とですね、そして共有地の皆さん方の85名分の方がいらっしゃいます。どういう議案第103号のですね、用地に関係しているか。場所を言ってもらえばありがたいと思いますので、よろしく願います。

◎建設部長（平良富男君）

言葉で場所といっても、ピナガマの……

（「大体……」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

議案に出している地番があるんですけど……

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

現在駐車場があります。そして、便益施設をつくってありますけど、その南側の一帯でございます。地図等、前上げてありますので、ご存じじゃないかと思っておりますけど。

◎議長（友利恵一君）

これでよろしいですか。

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

海岸線の周辺が共有地になっております。地図が……

（議員の声あり）



◎建設部長（平良富男君）

じゃ、図面を……

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

わかりました。

◎議長（友利恵一君）

後日でいいですかね。

◎富浜 浩君

なぜそういうふうにならざることを聞いたかと申しますと、今85名の85分の1ということですね、300万円余の支出で分けられております。その中で進められているわけでありませぬけれども、大切なことは、その共有地の皆さん方がいろいろ課題があるようでありませぬ、まだ補償費が入っていないとか、いろいろ言われております。今年、平成18年の分ですかね、暮れにはこの補償費が入ると言っておりますけれども、それが見えないと。その共有地組合の会長がみんなから指摘されておられませぬ、これどうということなのかと言われておりますので、補償費の件もちょっとお伺いしたいと思いますけど。

◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ公園の用地で共有地の組合にございませぬ、補償費というのはありません。ただ、持ち分の85分の1、今放棄している方がいますから、84分の1の方と随時契約をしてきたわけだ。だから、持ち分で契約してきたもんですから、面積が少ないし、金額も少ない。そういう関係で、これまで議員の皆さんが指摘されているように、5,000平米以上、2,000万以上に該当しなかつたもんですから、そういう手法をとってきました。だから、持ち分で契約していますので、これからまだの方もいるんですよ。85名の中にはございませぬ。だから、組合に補償金が行くということはないです。各個人個人に行きます。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時20分）

再開いたします。

（再開＝午前11時22分）

◎建設部長（平良富男君）

南西共有地組合はございませぬ、総会の中で、組合との契約じゃなくて、各個人個人、持ち分でやってくださいということなんですよ。それで、在沖の皆さんはございませぬ、先に契約を進めております。在沖というか…

（「1件1件でしょう」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

そうです。1人ずつございませぬ。だから、当初から組合の合意のもとに、組合と直接契約やって、やれば、そういうミスは防げたと思うんですけど、向こうの要望として、各個人で契約してほしいということがありましたので、そういう手続をやってまいりました。

◎富浜 浩君

後でその状況というのは個人的にはいろんなものがありますので、部長にきちっと報告しながら進めていきたいと思しますので、この件はよろしく願いをいたします。

大事なことはですね、やはり先程私が話をされたように、平成8年度からその事業がスタートしているわけでありまして。そういう中で、やっぱり旧平良市の皆さん方というのは大体その内容というのは知っておりますけれども、今度合併してですね、旧町村の皆さん方入ってきました。そうすると、パイナガマ公園といっても何を話しているのかな、どういうことなのかな、どういうまた不手際がいろいろあるのかなというようないろんなことで疑問を持っている旧町村の皆さん方、議員の皆さん方いらっしゃると思います。ですから、こういうのはやはりここで具体的に進めておかなければ、これは今後ね、各議員の皆さん方も質問ができないんじゃないかなということで、ある程度の話をやっているわけでありまして。

そこでですね、私はこのパイナガマ公園は、これまで平成8年度から走っている中でいろんなことが出ました。財政の都合上ね、これ中止するべきじゃないかと、凍結をするべきじゃないかというようなことがありました。この10年の中でですね。そこでお伺いしたいのは、皆さん方が今でも財政は厳しい中の状況の中において、なぜこれをあえて、それを公園を進めなきゃならないのか、それをですね、市民にわかりやすいように、これは補助率が高いわけじゃないわけですから、2分の1の事業で大変な財政がかかるわけでありまして、それを市民にわかりやすいように、こういう状況でパイナガマ公園は必要不可欠でありますよと、ですからぜひ進めさせてもらいたいというご意見を伺いたいと思しますので、よろしく願いします。

◎建設部長（平良富男君）

まず、事業の経緯ですけど、昭和37年に都市計画で決定をされております。それから、第1回変更がありまして、昭和41年に変更されて、面積が0.8ヘクタールから4.05ヘクタールになっております。そして、第2回の都市計画決定変更の中で、昭和53年の12月28日ですけど、これも4.05ヘクタールからですね、8.9ヘクタールにパイナガマ公園の面積が都市計画で変更されております。そして、平成8年の4月にですね、事業を採択されて、現在に至っているわけですけど、やはり1つは都市計画で決定されて、それからいろんな経緯を経て、事業がもう進められています。平成8年度から進められて、現在もう平成19年度ですので、公園の必要性というのはやはり都市計画の決定の中でも議論されて、決めてあります。そして、今まさにトゥリバー地区の売却も終わりました、そこにリゾートができる。それから、パイナガマ公園の近辺にいろんな建物ができております。だから、市民の憩いの場としても公園はですね、ぜひ必要じゃないかと思っております。

（「休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時27分）

再開いたします。

（再開＝午前11時27分）

◎上地博通君

同じ議案第103号についてお聞きをしたいと思います。

この土地取得の議案が出ておりますけれども、今富浜議員も話したように、詳しいのがちょっと我々わからないものですから、その詳しいものをまず求めたいということは、これは後で資料を提出することですから、それでいいと思いますが、それもお願いしたいと思うんですが、ただ今回のですね、契約書が出ております。この中で73ページ、74ページ、大体同じような契約内容で仮契約になっておりますけれども、73ページまでの分を見ますとですね、地目、保安林、山林、いろいろあります。単価が全然違います。同じ保安林でも単価が違うものが出ています。この理由ですね、これの説明。それから、74ページにあります畑、地目、畑の値段、これもちょっと常識では考えられないような値段がついておりますが、こういうのはなぜそういう値段がついているのか、この辺の説明を求めたいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

まず、単価の問題ですけど、先程から話がありましたように、不動産鑑定を参考にして、それから単価の数字をいろいろ計算しまして、出しております。1つは、やっぱり場所ですよ。例えば国道沿いにあるか、それから海岸沿いにあるか、奥にあるかという形で評価が違っております。そして、それと単価のですね、今言っている畑のですね、部分が……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

静かにしてくださいよ。

◎建設部長（平良富男君）

3万4,100円という部分がありますけど、そういう部分で単価が、評価がですね、場所によって違うということです。

◎上地博通君

今の部長の説明によると、場所によって単価が違ふと。これは、これまではね、すべての不動産鑑定、売買とか、そういうものについても、ほとんどそういうのは考慮されていなかったはずなんですけど、なぜここにだけそういうのが出てくるのか。これは、しかし余りにも値段が違い過ぎるわけですよ。保安林は、どこにあらうと保安林なんですよ。簡単には手もつけられないはずなんですよ。これがなぜそのように値段が違ふかというのは、これは鑑定評価が出されないうちは、我々も強くは言えないかもしれないんですが、しかしこれを勝手に評価をですね、解釈しているのであれば、これは大問題だと思うんですが、この辺の問題はなかったのか、異議はなかったのかですね、そういう指摘とか。それから、畑についてもこの辺で見ますと、ちょっと個人のものではないような感じで畑の評価も出ておりますけれども、この辺もですね、なぜこういう方の持ち分になったのかというのがわかれば、説明を求めたいと思いますが。

◎建設部長（平良富男君）

一応契約書の面積の単価がありますよね。これ細かい具体的などう数字で、どういう形で出したかというのを今把握しておりませんので、担当と、細かい部分はですよ、すべて今日の部分を調べて、報告したいと思います。

◎上地博通君

この問題については、先ほどの資料と同じようにですね、みんなにわかるように、これは資料として提

出をしていただきたいと。これは、重大な問題だと思いますので、これがはっきりできるような資料をぜひ提出していただきたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

資料提供、部長、オーケーですか。オーケーだそうですから、ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております31件のうち、日程第1、議案第104号から日程第3、議案第106号までの3件につきましては急を要するため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、本日の会議において処理いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第104号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第2、議案第105号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第3、議案第106号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第4、議案第79号から日程第31、報告第14号までの28件のうち、日程第4、議案第79号から日程第28、議案第103号までの25件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、所管委員会に付託いたします。

なお、議案第79号の歳出については、款項別審査委員会表により、所管委員会のご審査をお願いいたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

(散会=午前11時35分)

平成 19 年

# 第 9 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

12月17日 (月) 3 日目

(一 般 質 問)

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第3号

平成19年12月17日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）会議録

平成19年12月17日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（27名）

（延会＝午後5時38分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（22"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（23"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（24"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（25"）	下地 秀一" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（26"）	下地 明" "
		"（27"）	池間 雅昭" "
		"（28"）	

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	水道局次長	砂川 定之 君
副市長	下地 学" "	消防長	伊舎堂 勇" "
総務部長	宮川 耕次" "	教育長	下地 恵吉" "
企画政策部長	久貝 智子" "	教育部長	長濱 光雄" "
地域戦略局長	與那嶺 大" "	総務課長	伊良部 平師" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	財政課長	石原 智男" "
環境施設整備局長	平良 光善" "	企画調整課長	下地 信男" "
経済部長	宮國 泰男" "	教育施設課長	友利 悦裕" "
建設部長	平良 富男" "	学校教育課長	島袋 正彦" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	図書館長	砂川 玄正" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	総合博物館長	下地 利幸" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	代表監査委員	川満 勇" "
城辺支所長	饒平 名建次" "	秘書広報課長	砂川 明" "
上野支所長	砂川 正吉" "	都市計画課長	長崎 富夫" "
下地支所長	平良 哲則" "		

◎議会議務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係 長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		



一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	27番 下地 明 君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 福祉行政について</p> <p>3. 農業振興について</p> <p>4. 竹原地区土地区画整理事業について</p> <p>5. 城辺学校給食共同調理場の改築について</p>	<p>1. 公社職員の処遇について</p> <p>2. 水道局の管理運営について</p> <p>3. 宮古病院の新築について</p> <p>①移転新築場所について</p> <p>②既存場所での新築について</p> <p>1. 敬老会の催しについて</p> <p>2. 地域密着型介護事業所設置について</p> <p>①城辺地域と伊良部地域の介護事業所運営について</p> <p>1. サトウキビの振興について</p> <p>①新制度におけるサトウキビ代金支払い方法について</p> <p>②早期操業に向け品種別作付け時期の指導について</p> <p>③種苗配付時期見直しについて</p> <p>2. 畜産振興について</p> <p>①濃厚飼料価格高騰に伴う対策について</p> <p>②粗飼料作物の栽培普及推進について</p> <p>1. 事業の進捗状況について</p> <p>2. 事業区間の東川根線の拡幅について</p> <p>3. 宮古病院西側の道路整備について</p> <p>1. 改築計画について</p>
2	6番 佐久本 洋 介 君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 職員による事務ミスについて</p> <p>①市長の見解は？</p> <p>②徹底した洗い出しが必要ではないのか</p> <p>2. 新ごみ処理施設、葬斎場について</p> <p>①新ごみ処理施設予定地の反対住民との話し合いはどうなっているのか</p> <p>②葬斎場建設について</p> <p>ア. 予定地周辺の住民反応は？</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		<p data-bbox="528 1070 791 1104">2. 教育行政について</p> <p data-bbox="528 1805 791 1839">3. 観光行政について</p>	<p data-bbox="978 338 1409 416">イ. 予定地周辺地域からの要望はどのようなものか</p> <p data-bbox="978 434 1353 468">ウ. 葬斎場施設の規模は適切か</p> <p data-bbox="930 486 1246 519">3. ゴルフ場売却について</p> <p data-bbox="951 535 1409 613">①行政財産から普通財産へ移行するか？売却までの管理はどうなるのか</p> <p data-bbox="951 631 1409 710">②2月1日から3月31日までの管理委託料は返還するのか</p> <p data-bbox="951 728 1409 806">③指定管理を解除後、プレイ料金の徴収はどこがやるのか</p> <p data-bbox="951 824 1353 857">④公社職員の身分はどうなるのか</p> <p data-bbox="930 875 1409 954">4. 伊良部大橋供用開始後の佐良浜漁港周辺の利用計画は？</p> <p data-bbox="930 972 1409 1050">5. 伊良部漁協製氷施設の整備計画の進展はあるのか</p> <p data-bbox="930 1068 1273 1102">1. 学校施設の整備について</p> <p data-bbox="951 1120 1409 1198">①公立小中学校の施設整備計画はどのようなになっているのか</p> <p data-bbox="951 1216 1353 1249">②佐良浜小学校の校舎等について</p> <p data-bbox="978 1267 1409 1346">ア. 老朽化が著しいが、整備計画はあるのか</p> <p data-bbox="978 1364 1409 1442">イ. 使用不能になっている消火栓の整備はどうするのか</p> <p data-bbox="930 1460 1326 1494">2. 中高生の飲酒、喫煙について</p> <p data-bbox="951 1512 1214 1545">①宮古島市の現状は？</p> <p data-bbox="951 1563 1270 1597">②市や学校の防止対策は？</p> <p data-bbox="930 1615 1222 1648">3. 移動図書館について</p> <p data-bbox="951 1666 1409 1744">①現在の配置状況はどうなっているのか</p> <p data-bbox="951 1762 1353 1796">②伊良部地区への配置はないのか</p> <p data-bbox="930 1814 1409 1848">1. 体験型観光地の掘り起こしについて</p> <p data-bbox="951 1865 1409 1944">①海側からのポイントマップの作製について</p> <p data-bbox="951 1962 1326 1995">②通り池の遊歩道撤去について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			③東平安名崎周辺の看板撤去について
3	7番 砂川明寛君	1. 市長の政治姿勢について  2. 農畜産業振興について  3. 福祉行政について  4. 環境行政について	1. 保良市有地の売却について ①これまでの住民説明は進んでいるのか ②今後の（保良・吉野）地域の振興計画について 2. 公営施設管理公社の扱いについて ①職員の身分について 3. 物件補償問題について ①裁判所からの差押え命令について ②裁判での和解について ③職員の削減計画について 4. 下地島空港利活用計画について ①パブリックゴルフ場の売却について ②軍事利用容認について 1. サトウキビ新価格制度導入について ①当局の今の取り組み状況と今後の取り組みについて ②農業振興会の会長としての考えを聞かせて欲しい ③畜産振興について 1. 公立保育所について ①今後の保育所の統廃合計画について ②その施設の跡地利用について ③旧城辺町役場の残地利用について 1. 砂川自治会の排水路の見直しについて 2. 旧ごみ焼却施設の解体撤去について（新里地区） 3. 新ごみ処理施設について
4	2番 仲間明典君	1. 産業の振興について	1. 水産業の振興について ①伊良部漁協の製氷施設について ア. パヤオの増設 イ. 魚礁の設置

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 文化振興について 3. 生活環境問題について 4. その他	②管理型漁業の推進について ③佐良浜漁港客船着場の整備について ア. 街灯設置 イ. 電気設備 ウ. 道路整備 ④伊良部架橋に伴う「道の駅」整備について 1. 博物館の管理運営について ①人員増（専門員、学芸員） 1. 宮古病院と民間病院、救急診療所の現実的対応について 2. サバ沖公園の墓地公園化の進捗状況 1. 下地島空港と残地計画の方向性と進捗状況について
5	16番 新城啓世君	1. 市長の政治姿勢について	1. 経営型行政について ①伊志嶺市政の経営型行政とは ②これまでの実績 ③今後の取り組み 2. 財政逼迫に対する市長の姿勢 ①平成18年度パイナガマ公園用地取得に係る諸問題（流用、法令違反等） ②市長の出張（目的、随員、費用、成果等一覧表の提出） ③職員採用について（公社職員対応、平成19年度の職員採用） ④市長の退職金（仕組み、退職金を支給しない条例制定等） ⑤公用車の高燃費車廃止 3. 危機管理に対する市長の姿勢について ①台風対策と東京出張 ②職員の傷害事件と海外出張 ③上海出張と文書偽造 4. 自衛隊誘致に関して

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. 建設</p> <p>3. 農林水産</p> <p>4. 民生</p> <p>5. 教育</p>	<p>①防災訓練への陸上自衛隊員参加と陸上自衛隊誘致との整合性</p> <p>②市長と与党議員との整合性</p> <p>5. 平成18年度の審査意見書について</p> <p>1. 富名腰地区環境整備軍用地主補償に係る諸事業</p> <p>①軍用地主補償に係る諸事業について</p> <p>②富名腰地区整備に係る事業メニューは</p> <p>1. 新城湧水池にかかる総合計画の進捗状況</p> <p>2. 保良漁港の活用</p> <p>1. 住民検診における受診者の利便性</p> <p>2. 犬の登録料</p> <p>3. 市職員の兼業行為</p> <p>1. 「夢実現、いくぞ甲子園・宮古島応援団」への支援</p> <p>2. 平良中学校の体育館建替について</p>
6	15番 嘉手納 学君	<p>1. 県立公園の指定について</p> <p>2. 製氷施設について</p> <p>3. サトウキビの新価格制度について</p>	<p>1. 海と人と島と共生できる、又は広域的発想から伊良部島に県立公園を設け、下地島空港等を生かした観光リゾート、又は見て体験し、触れて学べる自然的環境教育の教材として総合公園整備を推進すべきと考えていますが、当局の考えを聞かせて下さい。</p> <p>1. この件については、何回も質問をしているのですが、いろいろな要請活動もされているが、一番大切な事は、漁師の皆様と約束した市と県の取り組み状況と連携はとれているのか、政治要請も大事だが、肝心な事務的工作はどのように進んでいるのか。</p> <p>1. 今月から始まるサトウキビの収穫に適用される新価格制度について最初か</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 観光産業について</p> <p>5. 教育行政について</p>	<p>ら懸念されていましたが、農家の皆様から大きな不満が寄せられています。未だに内容が詳しく分からないという人もいますので内容を分かりやすく詳しい説明をお願いします。</p> <p>1. これまでに私は、通り池の遊歩道の修繕や伊良部地区の長山の展望台の車のすれ違いができるような対応策の改善を要請してきましたが、その後の経過は。又、特に伊良部の浜のトイレの清掃の問題は、メディアでも取り上げられましたが、その後の対応策と取り組みはどうなっているのか。</p> <p>1. 下地中学校の塀の修繕について危険を感じたのは、現状を把握したのはいつ頃なのか、取り組みが遅すぎるといふ地域の声がありますが、どうでしょうか。</p>
7	4番 新 里 聰 君	<p>1. 農業振興について</p> <p>2. 福祉行政について</p>	<p>1. 農家所得の目標値設定は</p> <p>2. 農地の高度利用について（サトウキビの年内操業）</p> <p>3. 上野地区のハーベスター導入計画は</p> <p>4. 優良子牛生産育成奨励補助事業について</p> <p>①子牛登録全頭に補助金を支出しなかった理由は</p> <p>②税金未納者への補助金支出はされないのか</p> <p>③その場合、その根拠は</p> <p>④納税課と連携し、補助金支出後徴収できないか</p> <p>⑤3月末に出生し、登録まで年度を越える場合の措置は</p> <p>1. 国民健康保険事業について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		3. 道路行政について 4. 民生事業について	①国保税率統一の実施時期は ②税率統一に対する基本的考え方は （応能割、応益割の比率） ③応能割の中の所得対資産の割合は ④応益割の中の均等割、平等割の割合は ⑤介護分についてはどうか ⑥統一課税をすることによる現行税額より増加した税額の補填対策は 1. 地盛7号線の改良について 1. 野原集落農民研修所の改築について
8	11番 山里雅彦君	1. 市長の政治姿勢について  2. 道路行政について 3. 教育行政について  4. 農業行政について	1. 自治体の財政悪化の判断基準となる、新たな4つの指標について 2. 下里公設市場の再開発計画と今後の取り組みについて 3. PGA公認のヨネックスシニアオープン沖縄IN宮古島開催について 4. パブリックゴルフ場売却と、今後の利活用について 5. 宮古島次世代エネルギーパーク構想について 6. 市道拡張工事に伴う物件補償費の和解除案対応について 7. コールセンターの取り組み状況について 1. 富名腰16号線の舗装工事について 1. 西辺中学校運動場の整備について 2. 全国学力テスト調査結果と今後の取り組みについて 1. サトウキビ新価格制度の代金支払等について 2. 資源リサイクルセンターの管理運営、肥料の生産状況、販売方法について

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		5. 漁業行政について	1. 宮古島市の管理漁港である真謝漁港の施設整備について（水道施設、防暑施設等）
9	17番 上地博通君	1. 農業振興について  2. 合併のときの申し合わせについて  3. パイナガマ公園について  4. タイムカードの導入について	1. 畜産の振興について ①肉用牛の振興をどのように図るつもりか ②宮古牛をブランド化する政策はあるのか ③食肉センターの再建計画は 2. サトウキビの振興について ①新しい価格制度に向けた取り組みをどのように行ったのか ②新制度でサトウキビ振興を図るための政策は 3. 園芸作物の振興について ①今年度のマンゴー施設の導入計画はどうなっているのか ②マンゴーのブランド化の計画はあるのか ③野菜等の産地指定を受けるメリットは何か 1. 公共施設管理公社および職員の取り扱い ①市長の考えを聞かせてほしい 2. 支所の取り扱いについて 1. 土地取得について ①条例違反は何件あるのか ②競売のとき買わなかった理由 ③このことを市長はどのように考えているのか 1. 導入する気はあるのか 2. 導入するとしたらいつからか
10	20番 上里樹君	1. 市長の政治姿勢について	1. 福祉行政について ①後期高齢者医療制度について市長の



順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p data-bbox="528 1368 791 1397">2. 介護保険について</p> <p data-bbox="528 1809 791 1839">3. 環境行政について</p>	<p data-bbox="979 338 1043 367">見解。</p> <p data-bbox="979 387 1409 663">           新年度4月実施の「後期高齢者医療制度」は高齢者に過酷な制度です。問題のある制度は実施を中止して抜本的な見直しを含めて制度そのものについて再検討が必要と考えます。市長のご見解をお聞かせください。         </p> <p data-bbox="954 683 1409 1055">           ②「後期高齢者医療制度」で保険料が後期高齢者広域連合議会で決定されましたが、厚生年金平均的受給者（208万円）の場合いくらになりますか。また、基礎年金（79万円）のみの受給者はいくらで、サラリーマンの子に扶養されている人はいくらになりますか。         </p> <p data-bbox="954 1075 1409 1200">           ③「前期高齢者」「後期高齢者」それぞれの年金額が月1万5千円未満の人数と1万5千円以上の人数。         </p> <p data-bbox="954 1220 1409 1346">           ④2006年度の宮古島市の普通徴収対象者の地域別人数と保険料の収納率はどうなっていますか。         </p> <p data-bbox="932 1366 1409 1442">           1. 「障害者対象認定控除制度」について         </p> <p data-bbox="954 1462 1409 1538">           ①これまでに認定を受けた人数はどうなっていますか。         </p> <p data-bbox="954 1559 1409 1789">           ②障害者として認定されたら、要介護度1, 2, 3は所得税、住民税それぞれいくら控除になりますか。また、要介護度4, 5は所得税と住民税それぞれいくら控除されますか。         </p> <p data-bbox="932 1809 1409 1839">           1. ごみ有料化に伴う減免について         </p> <p data-bbox="954 1859 1409 1982">           ①新年度4月実施のごみ有料化に伴う低所得者への減免に加えて、子育て中の世帯、寝たきりの高齢者の世帯         </p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		<p>4. 教育行政について</p> <p>5. 県立図書館について</p> <p>6. 公共交通網の整備について</p>	<p>についても減免を適応すべきだと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>②対象者への通知はどのようにしていますか。</p> <p>1. 学校図書整備について</p> <p>①国は学校図書の標準必要冊数を定めています。本市の小中各学校の図書冊数は国の基準を満たしていますか。学校ごとの充足率をお聞かせください。</p> <p>②各学校の図書費は17年度と18年度で公費と父母負担分それぞれいくらになっていますか。</p> <p>③図鑑や辞典などは古くて役に立ちません。予算が少なく、買い換えができません。蔵書予算の増額が必要です。</p> <p>1. 県立図書館の閉鎖について</p> <p>①沖縄県は行政改革で、県立図書館宮古分館を閉鎖するという方針です。県立図書館宮古分館は、地域の歴史、文化、産業など地域のできごとや人々の営みを記録し、後世へ伝えていく重要な役割を果たしてきました。市として県へ存続を働きかけるべきだと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>1. 巡回バスについて</p> <p>①これまでの利用状況はどうなっていますか。</p> <p>②住民の利便性を重視していただきたい。現在の運行ルートで、宮古病院前にすべてのバスを停車するように出来ませんか。また、職員の利用しているバス停ごとに停車するよう</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		7. コールセンターについて	に、すべての運行ルートを見直せませんか。 1. 応募した企業と協定について ①企業はどのような企業ですか。 ②労働条件等どのような協定を交わしたのですか。
1 1	1 8 番 平 良 隆 君	1. 市長の政治姿勢について  2. 老人福祉について 3. 農業の振興について	1. 公約なされた事業の進捗状況について 2. 度重なる事務処理の不便に対する市長の責任について 3. 平成18年度の決算について 4. トウリバー地区における民間によるリゾート開発について ①規模 ②雇用人数 ③オープン時期 5. ホテルアトールエメラルド宮古島の売却について 1. 敬老祝い金の復活について 1. サトウキビ新価格制度について
1 2	1 0 番 與那嶺 誓 雄 君	1. 行財政問題について	1. 行財政改革について ①将来の組織・機構のスリム化に関する基本方針について ②部と課の統廃合に向けた課題と実施時期について ③勸奨退職の推進について 2. 平成20年度の予算編成について ①平成20年度の収支の見通しについて ②予算編成方針の内容と編成作業のスケジュールについて ③予算編成の過程を一般公開することについて ④住民向けの予算解説書の必要性につ

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. 市長の政治姿勢について</p> <p>3. 教育行政について</p>	<p>いて</p> <p>1. 職員の期末手当据え置きに対する住民への説明責任は必要だと思うが市としてどう考えるか</p> <p>2. 池間島海業センターの建設要請について</p> <p>①実現に向けた取り組みと実施時期について</p> <p>②カツオ漁再開にむけた支援策について</p> <p>3. コミュニティバスの試験運行について</p> <p>①これまでの実施状況について</p> <p>②問題点と評価について</p> <p>③試験運行後はどうするのか</p> <p>4. コールセンター導入事業について</p> <p>①入居企業の業務内容と就業規則等を確認する必要性について</p> <p>②今後の募集計画の見通しについて</p> <p>1. 県立図書館宮古分館の閉館問題に対する宮古島市としての対応について</p>
13	12番 池間 豊君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 福祉行政について</p>	<p>1. 多良間村長の水道事業広域化要請に市長は前向きな返答をされていますが、その後の考えは</p> <p>2. 久松モズク生産組合の振興策について</p> <p>3. 宮古島次世代エネルギーパーク構想の詳しい説明を求める</p> <p>1. 児童虐待の認識について</p> <p>①本市での児童虐待の1年間の件数、07年から過去5年間の記録を求める</p> <p>②児童虐待の温床についてどのように考えているか</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		3. 教育行政について	<p>③児童虐待の統計資料は虐待実態の何割程と考えているか</p> <p>④本市も含め沖縄県の虐待の件数が急激に増えている原因は</p> <p>⑤県は児童虐待防止ネットワークを構築しなければならないとされているが、本市には設置されているのか</p> <p>⑥児童福祉法の改正で虐待相談業務は市町村業務と位置づけているが本市の状況は</p> <p>2. 県は児童虐待防止支援策を6項目出しているが、次にあげる6項目の本市の状況は</p> <p>①集い広場の実施状況は</p> <p>②育児支援家庭訪問事業の実施状況は</p> <p>③虐待防止研修会や事例検討会は行っているのか</p> <p>④ハイリスク家庭への対応を行う職員の資質向上には取り組んでいるのか</p> <p>⑤乳幼児健診時における育児相談や未受診世帯への訪問は</p> <p>⑥地域における保健推進員の活動実績は</p> <p>3. 県においては虐待を受けた児童への精神的ケアを行う児童心理司がおりますが、本市には児童心理司はいるか、いるとすれば何名いるか</p> <p>1. 学力テストについて</p> <p>①全国最下位になった要因についての詳しい説明を求める</p> <p>②本市は沖縄県でどの位置か</p> <p>③県内の公表をしなかった理由</p> <p>④今後の学力向上対策についての取り組み</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>4. 農業行政について</p> <p>5. 狩俣集落内の道路整備について</p>	<p>2. 高卒者の就職率について</p> <p>1. 宮崎県のマンゴー農家、鹿児島県の畜産農家と本市の農家との比較について</p> <p>1. 狩俣集落内の道路整備について</p>
14	25番 富浜浩君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 社会福祉の支援対策について</p> <p>3. 都市計画について</p> <p>4. 飲酒運転の未然防止について</p>	<p>1. 先島デジタル化実現の可能性は。</p> <p>2. 行政評価システム導入の効果は。</p> <p>3. トゥリバー地区の売却収入によって連結実質赤字比率の影響は。</p> <p>4. 市債の累積赤字及び償還計画は。</p> <p>5. 指定管理者制度導入による各課の活用は。</p> <p>6. 外郭団体運営健全化の見直しは。</p> <p>1. 高齢者虐待、児童虐待、DVなどの虐待件数と防止対策はあるか。</p> <p>2. 乳幼児医療費助成制度を求める。</p> <p>1. パイナガマ公園の今後の用地取得計画見通しは。</p> <p>2. 下里公設市場再開発計画の進捗状況は。</p> <p>3. 根間地区計画の取り組み状況は。</p> <p>1. 宮古島市の職員による飲酒運転、酒気帯び運転は何名で、綱紀粛正はどのように対応しているか。</p>
15	24番 富永元順君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 予防接種事業について（インフルエンザ、風しん等）</p> <p>2. コーラルベジタブル会社運営について</p> <p>3. コールセンター事業について</p> <p>4. 水道行政について</p> <p>5. ゴルフツアー推進について</p> <p>6. 英語特区について</p> <p>7. アドバイザー認定について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. リゾート開発について  3. 教育行政について  4. 道路行政について  5. 環境行政について 6. 農業振興について	1. トゥリバー地区の今後の計画について 2. 東平安名崎地区の今後の計画について 3. クマザ地区の今後の計画について 4. ユニマツホテル地区の今後の計画について 5. 砂山リゾート開発の今後の計画について  1. 大神小中学校の存続について 2. 光熱水費削減計画について 3. 食育について（各学区ごとの農場建設計画）  1. 宮古高校前道路拡幅事業の進捗状況について 2. 北市営、県営団地前道路の整備計画について 3. 歩道の舗装整備について  1. アスベスト調査について 1. 農産物のブランド化推進計画について 2. 研究機関の誘致と専門技術者の育成計画について
16	8番 棚原芳樹君	1. 市長の政治姿勢について	1. トゥリバー埋め立て地売却について 2. パブリックゴルフ場売却について （入札に参加しなかったのはなぜか） 3. パブリックゴルフ場の今後について 4. 公共施設管理公社職員の身分保障について 5. 下里公設市場の今後の計画について 6. 伊良部漁協製氷施設整備について 7. 少子化対策及び子育て支援について 8. 伊良部一平良間船舶の運航時間の延長について

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 農業行政について</p> <p>3. 道路行政について</p>	<p>1. 伊良部地区経営構造対策事業の進捗状況について</p> <p>2. 宮古島市体験工芸村の現在の進捗状況について</p> <p>3. 宮崎県西都市のマンゴー栽培について（宮古島市のマンゴー栽培の取り組みの現状）</p> <p>1. 伊良部地区字佐和田部落への道路整備について</p> <p>2. トゥリバー入り口から伊良部架橋に抜ける道路整備について</p> <p>3. 道の駅（橋詰広場について）現在の進捗状況について</p>
17	19番 亀濱玲子君	1. 市長の政治姿勢と市政運営について	<p>1. 平和行政について</p> <p>①宮古島への陸上自衛隊誘致要請、護衛艦の接岸できる埠頭の整備等、自衛隊誘致の動きについて、市長のご見解をお伺いしたい。</p> <p>②下地島空港の米軍使用について、あらためて市長のお考えをお伺いしたい。</p> <p>③本年度の重点事業「下地島空港等利活用調査委託事業」の進捗状況と、下地島空港と周辺残地の活用について、県との連携を含め、取り組み状況をお伺いしたい。</p> <p>2. 宮古病院の新築移転について</p> <p>①実現への更なる取り組みにむけて、市長のご見解をお伺いしたい。</p> <p>②緊急かつ深刻な課題である宮古病院「脳外科医」の確保について、取り組み状況、見通しをお聞きしたい。</p> <p>3. 「教科書検定の意見撤回」の文科省の対応について、郡民大会実行委員長</p>



順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 福祉行政について	<p>として、市長のご見解と今後の対応についてお聞きしたい。</p> <p>4. 「宮古南静園の将来構想」について</p> <p>①沖縄2園の自治会が県、県議会に要請を行っていますが、所在自治体としての今後の取り組みをお伺いしたい。</p> <p>②沖縄2園の「国立ハンセン病療養所将来構想」について、協議の場を設けるよう、県並びに名護市に働きかけていただきたい。</p> <p>③「ハンセン病問題基本法」の制定にむけて、全国の療養所所在自治体と連携し、積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p>5. 宮古島における失業率の改善にむけて、「コールセンター」の誘致等、「宮古島市IT産業センター」事業導入の効果と、これからの取り組みについてお伺いしたい。</p> <p>1. 高齢者福祉について</p> <p>①今年度の「地域密着型介護事業所」設置と、「小規模多機能型居宅介護事業所」の現状、今後の見通しについてお伺いしたい。</p> <p>②施設への入所待機状況、退所後の受け入れ先等、中間施設の必要性や低所得者への助成等、本市の高齢者介護の課題について、どのようにお考えかお聞きしたい。</p> <p>2. 障害者福祉について</p> <p>①障害者の雇用の現状と課題について、加えて「職親」の確保にむけての啓発活動など、行政も積極的な取</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 環境行政について</p> <p>4. 消費者行政について</p> <p>5. 教育行政について</p> <p>6. 農政行政について</p>	<p>り組みが求められる。お考えをお聞きしたい。</p> <p>3. 各庁舎における福祉の窓口について ①市民課同様、昼食時の受付について、対応をご検討いただきたい。</p> <p>1. 大浦の産業廃棄物処理場火災から6年目をむかえている。周辺環境の保全も含め、今後の対応をどのようにお考えか市長にお聞きしたい。</p> <p>2. 「グリーンベルト構想」について ①島を囲む構想への質的、量的な事業導入の必要性について、市長のお考えをお伺いしたい。</p> <p>3. エコタウン推進室の取り組み状況と、「エコアイランド」を構築するための具体的な施策、今後の方向性についてお伺いしたい。</p> <p>1. 多重債務者への相談窓口の設置等、国においても提起され、自治体での対応が求められていますが、本市の取り組みについてお聞きしたい。</p> <p>1. 「宮古島市在文化財」の保全について ①国指定、県指定、市指定文化財の史跡等の保全について、管理、清掃等を体系化して、保全に力を入れていただきたい。</p> <p>1. 「健康ふれあいランド」構想について ①狩俣地区における健康ふれあいランド事業の進捗状況と課題について、今後の方向性についてお聞きしたい。</p>
18	3番	1. 行政関係について	1. 職員の事務ミスについて市長、副市

順位	発言者	発言事項	要旨
	池間健榮君	<p>2. 産業関係について</p> <p>3. 建設関係について</p>	<p>長は部下に対しどのように指導しているのか</p> <p>2. 合併2年、各支所の現状、今後の課題</p> <p>1. 農業経営対策について</p> <p>①サトウキビ新価格制度への対策についての市長の考え方を伺いたい</p> <p>1. パイナガマ公園の土地売買について</p> <p>2. 事業執行の今後の課題</p> <p>3. 港湾施設の売却について</p>
19	14番 眞榮城徳彦君	<p>1. 教育行政について</p> <p>2. 福祉について</p> <p>3. 公共施設管理公社について</p> <p>4. トゥリバー地区公共建築物の今後の取扱いについて</p>	<p>1. 全国学力テストについて</p> <p>①宮古地区の平均点はどれくらいか</p> <p>②学力と地域社会の関係について（相関関係）の把握</p> <p>③今後の取組について</p> <p>1. 後期高齢者医療制度について</p> <p>①この制度の骨子と実施見通しについて</p> <p>②この制度が施行された場合の影響</p> <p>1. サシバリンクス売却後のその施設に従事していた職員の取り扱いについて</p> <p>2. 公社解散の時期と今後の方針について</p> <p>1. 補助金投入事業であるトゥリバーの施設、公共建築物取壊についての説明</p> <p>2. 補助金返還等、法的整合性の説明</p> <p>3. 取壊対象公共物の全部の建築費総額</p>
20	26番 下地秀一君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 行政改革と財政再建について</p> <p>①トゥリバー売却による連結赤字決算比率と、平成18年度決算における未収金等の滞納総額と対策について、どのようになっているのか。</p> <p>2. 水道行政について</p> <p>①多良間村との水道事業の広域化につ</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		<p>2. 福祉行政について</p> <p>3. 教育・スポーツ行政について</p> <p>4. 道路行政について</p> <p>5. 農林・水産業行政について</p>	<p>いては推進なのか、断念なのか、また水道局長は合併後、現在もなぜ空席の状態なのか。</p> <p>3. タバコ税の一部予算化について ①タバコ税の一部を喫煙対策に必要な予算化にむけて検討する考えはないのか。</p> <p>4. 宮古島マリンターミナルの運営状況について ①ホテルの売買契約は現在、どのようになっているのか、またホテルは現在の職員の採用も含めて現状のままでの経営方針なのか。</p> <p>5. 港湾関係の土地売却について ①港湾施設内における緑地計画地の売却予定はあるのか。</p> <p>1. 認可外保育園に対する助成金について ①認可外保育園に対する公的支援の必要性から、研修費について検討する考えはないのか。</p> <p>1. 北小学校の改築について ①老朽化の激しい北小学校の改築について年次計画の見直しを含めて、速やかに検討する考えはないのか。</p> <p>1. 旧宮古郵便局前の交差点について ①旧宮古郵便局前の交差点は右折帯の白線がなく危険な状態にあり、速やかに白線を新設する考えはないのか。</p> <p>1. モズク漁の振興とプラントの誘致について ①モズク漁の生産拡大に向けて、アセチルフコイダンの施設の誘致について</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		6. 環境・衛生行政について	<p>て、検討する考えはないのか。</p> <p>1. ごみ収集運搬業務について</p> <p>①一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について、検討する考えはないのか。</p>
2 1	2 2 番 下 地 智 君	<p>1. 環境行政について</p> <p>2. I T 産業について</p> <p>3. 観光行政について</p> <p>4. 畜産行政について</p> <p>5. 教育行政について</p> <p>6. 財政について</p>	<p>1. ごみ処理施設建設について</p> <p>①供用開始時期のスケジュールに変動はないのか</p> <p>②施設規模と灰融炉の設置について</p> <p>1. 城辺庁舎へのコールセンター誘致について</p> <p>①C &amp; T モバイル社の概要と事業の内容についてと職員採用に至るまでのプロセス</p> <p>② I T 新事業創出体制強化事業の内容</p> <p>③今後、新たな事業導入についての見解</p> <p>1. 宮古ー基隆間のフェリー運航について</p> <p>2. 東平安名崎開発について地元住民からの要請に対する対応はどうなっているのか</p> <p>1. 宮古牛ブランド化に向けての取り組みについて</p> <p>1. 全国学力学習状況調査について</p> <p>①全国学力テスト結果について公表しない理由</p> <p>②学力テスト、学習調査の結果分析はどうなっているのか。</p> <p>③今後の学力向上対策について</p> <p>1. 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率、それぞれの再生団体移行基準値と当市におけるそれぞれの比率の値はどうなっているのか。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		7. 福祉行政について	<p>るのか</p> <p>2. 今後の行財政改革についての取り組みと自主財源の確保にむけての取り組みについて</p> <p>1. 宮古病院建設について県との調整はどうなっているのか</p> <p>2. 脳外科医の確保についての取り組み状況はどうなっているのか</p>
22	9番 前川尚誼君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 税の徴収アドバイザー制度について</p> <p>2. 農産物の拠点産地について</p> <p>3. 市職員の人事異動について</p> <p>4. コンクリート用砂採取について</p> <p>5. 市営住宅の家賃滞納者の取り組み、及び徴収率について</p> <p>6. 下水道の加入率について</p> <p>7. 野原越1号線について</p> <p>8. 野原越農村公園（東屋）について</p> <p>9. 選手派遣費について</p>
23	28番 池間雅昭君	<p>1. 市政運営について</p> <p>2. 教育行政について</p>	<p>1. 公務員の法令遵守義務と無びょう性についての市長の所見を求める</p> <p>2. 財産の取得処分、及び貸与について</p> <p>3. 百条委員会での証人伊志嶺亮市長の発言の信びょう性について</p> <p>4. 裁判所からの差し押さえ処分に関わる賠償金支払いと訴えの提起について</p> <p>5. 新ごみ処理施設及び葬斎場の建設について</p> <p>1. 教育行政についての教育長の所見及び抱負について</p> <p>2. 西辺中学校体育館建設について</p> <p>①これまでの経過及び進捗状況について説明を求める</p> <p>②建設が遅れている理由と今後の対応、見通しについて説明を求める</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		3. 教科書検定撤回について	1. 検定撤回の意義について、市長の説明を求める 2. 超党派での取り組みの意義と守るべきルールについて市長の説明を求める

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第3号のとおりであります。

ただいまから、日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問及び一問一答の質問にわたらないように議事進行にご協力のほどお願いをいたします。

なお、質問の1人持ち時間は30分となっております。

これより通告順に従いまして順次質問の発言を許します。

◎下地 明君

質問の前に、一言だけ。新しく教育長に就任されました下地恵吉教育長、おめでとうございます。宮古島市の教育行政の向上のために頑張ってください。

次に、市長、念願のトゥリパー売却おめでとうございます。旧平良市時代からいろいろと問題があり、二転三転でありましたが、当初の予定どおり40億円で売却できたことに対し、伊志嶺市長を初め当局に対し、敬意を表します。しかし、宮古島市の財政はなお厳しい状況にあり、今後も行財政改革への一層の取り組みが求められます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますので、当局のご理解あるご答弁をよろしくお願いします。

まず初めに、市長の政治姿勢について。1、公共施設管理公社職員の処遇について。伊良部にあるサシバリンクス伊良部などを管理する理事長、下地学副市長の関係者が伊志嶺市長に対し、同公社解散後の職員11人と臨時職員1人を含む12人の市職員としての採用を要請した件と土地開発公社職員の採用の件について、市長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、水道局の管理運営について。市町村合併に伴い、企業団から水道局になって2年が経過しておりますが、局長が不在のままです。市長は、同僚議員の一般質問に対する答弁の中で、局長人事については内部起用すると答弁なされましたが、しかしいまだ局長を任命されておられません、任命しない理由等がありますか。市長に答弁を求めます。

次に、宮古病院の新築について。2つの案で質問します。1つ、移転新築場所について。移転新築についてですね。老朽化が進み、最近もコンクリート片が落下したことが大きく報道されており、幸い人が不在で、大事に至っておりませんが、今後も予想されることであります。新築移転につきましては、開会中の県議会でも地元選出の奥平一夫県議の質問に対し、仲井眞知事は、新築移転の着工までは危険性部分を除去しつつ、早目に取り組みたいと答弁なさっておりますが、市長は以前に、新築移転場所については市有地の提供を明言されたと思いますが、予定場所等についてと、次に2点目に既存場所での新築について。市街地に面し、周囲は住宅が密集しており、空港も近く、開業医、学校関係、公共施設等も近辺に多くあり、宮古全域から交通の利便性がよく、立地条件から考えると、現有地での建替えも一つの選択肢であると考えますが、あわせて市長に答弁をお願いします。

次に、福祉行政について。初めに、敬老会の催しについて。宮古島市が旧市町村単位で実施した各地区



の敬老会で、平良、城辺の会場はがらあきだったと大きく報道されておりました。大幅に見直された敬老祝金が要因だと考えますが、来年度以降の催し方についてどのように検討なされているのか、答弁をお願いします。

次に、地域密着型介護事業所設置について。城辺地域と伊良部地域の介護事業所運営について。開所予定日と管理運営並びに支援内容について答弁をお願いします。

次に、農業振興について。サトウキビの振興について。新制度におけるサトウキビ代金の支払い方法について。宮古における今期製糖は、伊良部工場が去った12月13日に操業開始しました。いよいよ新価格制度におけるスタートであります。そこで、キビ代金支払い方法について、わかりやすく答弁をお願いします。

次に、早期操業に向け、品種別作付時期の指導について。今、国は、農業に関する政策転換を模索中であると考えられる。そのことから、近い将来において、宮古島の農業形態にも多少なりの変化が起きる可能性は否めないと思います。サトウキビの新価格制度もその一因でしょう。そのことから、宮古島市において主要作物、サトウキビの品種別作付時期を強力に推進することにより、これまでより早期製糖開始が可能となり、そのことにより、農家にとっても新たな農業生産へ取り組みが芽生え、所得向上につながっていくものと確信しますが、答弁をお願いします。

次に、種苗配布時期見直しについて。これまで原苗圃へは春植え用、夏植え用と年2回配布しておりますが、配布時期について農業団体と意見交換して、検討する必要があると考えますが、答弁をお願いします。

次に、畜産振興について。濃厚飼料価格高騰に伴う対策について。宮古島における肉用牛生産は、子牛価格が高値安定で取引が続いているが、原油価格高騰の影響により、濃厚飼料価格も高騰し、肉用牛生産にかかるコストは高くなり、畜産農家の経営努力にもかかわらず、農家負担が強いられています。宮古地域における農業粗生産額の約26%を占める肉用牛の生産基盤を維持、確保し、肉用牛の経営安定、存続を図るためには、宮古島市独自の畜産農家支援緊急対策が求められますが、どのような取り組みを考えているか、答弁をお願いします。

次に、粗飼料作物の栽培普及推進について。飼料価格の高騰を考慮し、サトウキビ収穫後、夏植え時期までの畑を有効利用し、栄養の高い飼料作物、トウモロコシ、下大豆等の栽培普及推進を図るべきだと考えますが、そのための種子購入助成金について答弁をお願いします。

次に、竹原地区区画整理事業について。1つ、事業の進捗状況について。これまでの事業計画は、予定どおり実施されているかについて。

2つ目に、事業区間の東川根線の拡幅について。税務署前より西側への東川根線の拡幅計画について。

3点目に、宮古病院西側の道路整備について。宮古病院へのアクセス道路で、また子供たちの通学路となっています。現在も車両の通行量は多いが、なお周辺道路を拡幅されましたら、ますます多くなり、特に子供たちにとっては危険な道路になると見ておりますが、どのような整備計画か。

次に、城辺学校給食共同調理場の改築について。改築計画について。旧城辺町において平成19年度建替えを計画していたが、市町村合併等で実現できず、現在に至っております。築24年が経過しており、建物と並行して調理場も老朽化が一段と進み、機器の故障などで修繕費が増えており、調理や学校現場にも支

障を来すときもあるとのこと。このことは、既に把握なさっていると思いますが、現施設周辺での早期の改築計画はないか、答弁をお願いします。

以上質問しましたが、答弁を聞いてから再質問したいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

下地明議員の質問にお答えします。

公社職員の処遇についてでございますけれども、ご指摘のとおり、土地開発公社と宮古島市公共施設管理公社は、合併協定により、新市に引き継ぐこととなっております。宮古島市公共施設管理公社から、職員の処遇について要請も受けております。この件に関しても職員削減計画との関連もあり、慎重に検討しているところであります。来年3月までには、職員に対しても引き継ぐのか引き継がないのか、はっきり方針を示していきたいと考えております。

また、土地開発公社職員でございますけれども、公有地の拡大の促進に関する法律というのがありまして、これによる特別法人であり、土地開発公社みずから償還終了後解散し、業務については市に引き継ぐなどの方向性を打ち出しております。そのような状況を踏まえて、平成19年度に1名、20年度に1名、一応採用する予定にいたしております。

水道局についてでございますけれども、将来的には部に移行したいと考えておりますが、時期についてはしっかりとした意見を集約し、決めたいと思っております。局長人事については、現在次長でしっかり頑張ってもらっているので、当分は見合わせたいと思っております。県内各市を見ましても、大きな市では局になっており、人口の少ない宮古島市のような市では部であるのが大方であります。ただし、他の市等は県から水を提供してもらっておりますが、宮古島市の場合はみずから自前で水を地下水に依存しているのが現状でありますので、一概には議論はできません。部移行への時期も含めて、メリット、デメリットについてのしっかりもう少し議論を重ねていきたいと考えております。

他の件については、担当をもって答えさせます。

◎副市長（下地 学君）

宮古病院の移転新築場所について、既存の場所で新築はできないかというご質問ですので、一括してお答えしたいと思います。

宮古病院の新築移転については、宮古病院整備基本構想検討委員会を設置して、その中で宮古病院の今後のあり方、いわゆる役割、機能、そして場所、さらには施設整備等について検討しております。そして、答申の段階になっていますが、最終的な審議を残すのみとなっております。それから、敷地等についても、その検討委員会できちっと方針を打ち出したいと思いますが、既存の場所に新築できないかということなんですが、この一つはですね、現在の宮古病院の敷地が非常に狭隘で、駐車場の確保や、それから入院患者、利用者等の憩いの場所等が確保できないで不便を来しているというのが現状であります。そういうことで、県側の考えとしては、最低6ヘクタール以上の用地が必要だというふうな考えを示しております。それで、現在の敷地が狭隘であるということも移転の大きな要因の一つになっていると思います。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、敬老会の持ち方でございますけれども、敬老祝金につきましては合併後、平成18年度、70歳以上を対象として2,973万9,000円を支給いたしました。平成19年度におきましては、庁議や行財政改革推進本

部等でも議論をいたしました。要綱を改正し、88歳の米寿、それから100歳以上の方々に祝金を贈呈するというので、88歳の米寿につきましては5,000円、100歳以上につきましては1万円支給することとし、総額132万5,000円を支給いたしております。

それから、参加者が非常に少なかったということでもあります。天候のせいもあったと思っております。特に旧平良地区におきましては非常に天気、天候が悪かったというふうなこともありまして、参加者が大変少なくなりました。次年度に向けては、高齢者の皆さんからアンケートを今とってございますし、その結果をもとに、先日支所長会議を開催いたしまして、支所長の皆さんからも意見を聴取しております。次年度も各地区で敬老会は実施するというふうな方向で調整を今やっております、各地区ごとにですね、工夫をして、来年度も実施をしたいというふうに考えております。

それから、地域密着型介護事業所につきましてであります。現在2カ所、池間島に1カ所、市内に1カ所、小規模多機能型の介護事業所がございます。今年度は、閉鎖いたしておりました城辺の旧老人福祉センター、それから伊良部のあずま保育所を今改修工事を進めている段階で、ほぼ完成に近くなっております。当初、新年度の4月を開所予定と考えておりましたけれども、事業がスムーズに進んでおましてですね、指定管理者の指定を議会の議決を得なければいけませんので、そういった諸準備が整えば、年度内、19年度内での開所も考えていきたいというふうに、できるだけ早い時期に開所できるように努力をしていきたいというふうに考えております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず、サトウキビ振興の中の新制度におけるサトウキビの代金支払い方法ということでございます。

新価格制度の取り組みにつきましては、これまでですね、関係機関が一体となって、19/20年産からの甘味資源作物交付金と取引価格制度に変わるよということで説明をしております。ですが、支払い等ですね、部分で非常に厳しい状況にございました。そういうことで、宮古島市の議員の皆様や、あるいはJAおきなわ農業協同組合本部のほうですね、そして宮古島市の振興会のほうがですね、農家の負担軽減をしてほしいということで、いろいろ要請をしております。そういう中で、JAさんのほうがですね、生産代金、約1万6,000円ほどのものですね、約30%を借り入れという形で、仮払金とした形でお支払いいただくということで、それについては順次サトウキビの代金の支払いの中から差し引いていくというような形でございます。例えば100トン生産する農家であると、これに1万6,000円掛けて、その30%になりますから、約48万円程度につきましてはですね、JAさんのほうが仮払いという形で契約をしてですね、お支払いをしていただくというようなことでございます。支払いの時期というのでございますけれども、例えば1月1日から1月10日に取りまとめをしますけれども、それにつきましては申請日が1月の15日、支払い日がそれから10日後の1月25日というふうな形になってございまして、生産してから約20日ばかり平均して支払いが、交付金の振り込みがなされていくというような状況で、農家ですね、資金繰りが大変苦しいということでございまして、これを解決するために農協さんのほうで30%の仮払いをするということでございます。今この受け付けをしております、まだ正式な数字は上がってはおりませんので、ここでご報告できないんですけれども、これにつきましてはやはり農協さんと農家さんが契約をしないと、できる事業ではございませんので、できるだけそういう契約をしていただいて、仮払い制度が使えるようにしていただきたいというふうに思っております。

次に、早期操業に向けての品種別作付時期の指導ということでございます。現在宮古の90%以上は夏植え体系でございます。そういう中で、今製糖会社さんもですね、年内操業という部分に向けまして、新しい品種をですね、今模索している途中でございます。早期高糖品種というのがございまして、これ南大東のほうで既に作付されておりますけども、これにつきましては11月から操業ができるような、そういうキビでございまして、NK91-49という品種でございます。導入しますと、農林25号という名前がつく予定になっております。それと、もう一つはRK95-1というものがございまして、農林26号という名前をつける予定になっているようでございますけども、現在南大東からですね、その種苗を入れまして、農研センターで採苗用の増殖を行っているということでございます。現在まだ宮古の圃場に合うのかどうか、この試験中でございますけども、これがうまく乗ればですね、早期の操業ができるというふうになりますけども、やはり普及するには、あと2年ないし3年という時間が必要だろうというふうに考えてございます。そういうことで、品種別にですね、早熟用、遅熟用という形でうまく作付をやっていけばですね、年内操業に持っていけるのではないのかなというふうに思っております。

次に、種苗配布の時期の見直しということでございますけども、今夏植え用と春植え用ということで2種類の2つです。種苗の配布を行っております。健全無病な優良品種を導入しまして、農家への普及推進をすることによりまして、サトウキビの生産性と品質の向上を図るということでやってございますけども、春植え用の種苗としては3月に種苗配布を予定をしておりましたけれども、種苗がですね、穂ばらみというんですかね、そういうのが始めているということで、3月では効率よく種苗配布ができなくなるというようなこと等がございました。そういうことで、12月中に配布をしまして、夏植え用の種苗をつくりたいということで、現在は12月に一応配布できるようにしてはございます。そういうことで、12月に配布すれば、夏植え用としてですね、無駄がない状態で種苗がとれるということで、今そういうことを県と調整をしてですね、やってございます。いろんな種苗配布の形態がありますけども、今夏植え形態がやっぱり全体の90%以上というようなこともありまして、夏植え用に向けて種苗をつくるというような考えでやってございます。

次に、畜産振興の中で濃厚飼料の価格高騰に伴う対策ということでございます。確かに価格がですね、これ「新モーレット保育」という飼料でございますけども、2007年の1月で1,504円、これは20キロ詰めの袋でございます。それが2007年の10月には1,594円ということで、約90円ほど値上がりしております。これ1袋当たりでございます。今の資料、そこまでしか持っていませんので、そういうふうになってございますけども、大体これがですね、今子牛1頭当たりの生産にかかる濃厚飼料の費用というのが総合事務局が出した資料の中にございまして、平均して約7万1,000円からぐらいになります。畜産農家の経営規模にもよりますけども、大体平均するとそういうふうになってございまして、これに必要な飼料を掛けますと、1頭当たり約4,200円から4,500円ぐらい必要なものがかかっているということでございます。まだまだ宮古の牛は非常に濃厚飼料を与え過ぎているというようなことも言われていまして、できればそういうものを減らしてですね、粗飼料のほうに持っていただければというふうに思っております。現在のところ、濃厚飼料の助成については考えてございません。

次に、粗飼料作物の栽培普及推進についてでございます。種子の補助をということでございますけども、これはトウモロコシとか、そういう種子ということでございますけども、今牧草用の種子については補助

金を出してございますんで、その中で対応をしていきたいというふうに思っております。今新しい品種のトランスパーラーという粗飼料が出ていまして、これが非常にローズグラスに比べましてもですね、年間で10アール当たりの、60センチぐらいで刈り取るということにしますと、ローズグラスが2トンぐらいとれますけども、トランスパーラーというのは2トン900から3トンぐらいとれるというようなことがございまして、非常に栄養度も高いということが今わかってきておりますんで、その普及をですね、私どもとしては進めていきたいというふうに思っております。トウモロコシの種子とか、そういうもの、下大豆とかですね、そういう粗飼料用の種子につきましては現在でも補助事業をやってございまして、その中で対応させていただきたいというふうに思います。

#### ◎建設部長（平良富男君）

下地明議員に竹原地区土地区画整理事業についてお答えいたします。

平成19年度、竹原地区は昨年度の仮換地指定を行ってですね、現在委託業務、それから工事、物件等の補償を行っております。委託業務が物件調査で15件、それから工事が2件、物件補償が13件で、事業費ベースの進捗率は6%でございます。

それから、東川根線の拡幅の件ですけど、この道路はですね、先程議員からもありましたように、税務署の3差路から西のほうへ信号機があります。そこまでの区間です。区画整理地域内に入っております、区画道路7-2号線といいますけど、ここをですね、高率の補助で整備できないかどうかということで、現在国と県と協議をしております。国の職員、県の職員も現場を見てもらっております。

それから、宮古病院西側の道路整備についてですが、これも区画整理内の道路で、区画道路7-1号といいますけど、将来的にもですね、住宅地内の道路であるという位置づけと、それから北のほうに新規整備の幅員17メートル、荷川取線とつながってきます。また、その道路の100メートルほど西に新たに6メートルの道路も整備していきますので、そこを考えるとですね、両面通行で幅員7メートルの道路としての整備が妥当と考えております。

#### ◎教育部長（長濱光雄君）

下地明議員の城辺学校給食共同調理場の改築についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、城辺学校給食共同調理場は築24年を経過いたしまして、施設、設備ともに老朽化が見られます。当施設については、合併前、改築計画がございましたけれども、市町村合併を進める中で協議の過程で、将来の改築より、平良学校給食共同調理場に統合したほうが望ましいということになりました。つきまして、施設の有効活用を図るという観点から、統合の可能性について現在検討をしているところでございます。

#### ◎下地 明君

再質問を行います。

1点目の施設管理公社職員の処遇についてでございますが、先程の市長の答弁では、3月ごろまで考えて、職員にするような方向での答弁じゃなかったかと思いますが、答弁の内容が合併時の合併協定調印書に基づいてと答弁しておりますが、市長はですね、どこの部分を見て、合併時の協定書とおっしゃっているんですか。合併協定書、これなんですけどね、合併協定書は、この中には、一部事務組合の取り扱い、1番目に宮古島上水道企業団、宮古広域事務組合、宮古清掃施設組合及び宮古広域消防組合については合

併の前日をもって解散する。ただし、その職員の業務、財産及び債務についてはすべて新市に引き継ぐというふうに明記されております。しかし、旧平良市土地開発公社及び旧伊良部町公共施設管理公社については、新市に引き継ぐとだけあります。また、これはですね、合併時において、今さっき申し上げた組合、企業団、この職員もみんな含めて、たしか1,044名だったと思うんですよ。その1,044名の中にも公社職員は入っておりません。だから、新市に引き継ぐということは、これはもう温情で引き継ぐというのであれば、市民が許すかどうか、それは私の判断ではできませんが、やっぱり合併時の協定書は採用するとはなっておりません。そういったことで、副市長、理事長という立場で副市長にも質問しますが、こういった内容も十分把握していると思いますが、大変厳しい中に、しかも10年で、今の約1,000名の職員を600名ですか、場合によっては500名まで削減しなきゃならない状況にあつて、このような公社職員を採用することは、私は協定上からも反するものだと思います。そういったことで、旧平良市の土地開発公社職員を1人採用して、なおまた採用すると市長は明言しておりますが、市長は、人事権はもちろんすべて市長にありますけども、こういうふうに明記されていることに対して、前に1人採用しているのは一番に悪いんですよ、公社職員を。採用してはならないです。今の宮古島市の財政状況においては、私もですね、こういうふうに人を採用するなと本当に言いたくないんですよ。私はね、大変申しわけございませんが、私もずっと以前に組合活動もやっております、百四、五十名の組合を預かった経験もありまして、非常にこの問題に対してはだれよりも痛いほど、本当に採用してもらいたいと、そのぐらい私も本当に思いますけれども、しかし今の宮古島市の状況で、こういうふうに最初の一部事務組合の取り扱いについてというところに明記されているのであれば、私はあえて取り上げません。

県の出資する財団法人とか、そういったところで、じゃ解散した後に採用した事例があるのかどうか。副市長、これ調べてあると思いますから、どこの地方団体でこういうふうな財団法人の職員を財団法人解散した後に例えば県に採用した事例があるのかどうか。多分調べてあると思いますから、その辺も答弁ももらいたい。恐らく私が聞いた範囲内では、県が出資した財団が解散した場合には、その職員はもちろん身分はもう失うというふうに聞いております。だから、こっちの場合でも、売買して、ゴルフ場がもちろん何年か経営されると思います。そこが採用して、万やむを得ない、経営がどうしてもだめだというときには、その会社とまた従業員でもっていろいろと話し合っ、そのことは決めることでありまして、この規定上もですね、協定書にはないですから、市長、ひとつもう一度、市長にも副市長にも答弁を求めたいと思います。私もこういったことは本当は言いたくないですよ、本当言っ。

次に、水道局の管理運営についてでございますが、市長は答弁の中で、一応は将来的には部に持っていくと考えているということですが、将来的、市長は現在の任期はもう2年過ぎておりますが、将来といいますと、いつごろを考えているのかどうか。また、部にした場合のメリットがどういうふうなメリットがあるかどうか、そういった面も一応お聞きしたいと思っております。市長がおっしゃるとおり、宮古の上水道というのは他のところとは全然違ひまして、地下水からくみ上げて、宮古全域の住民の命を守っているわけでありまして、他のところとの比較は私はできないんじゃないかと、このように思います。もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、宮古病院の新築についてでございますが、1点目の市有地の提供については一応は答弁されたけれども、一応は6ヘクタールの敷地がないといかんというふうなことを副市長おっしゃっております

が、市長は以前に県に対して、新築移転するなら市が土地は提供すると一応はおっしゃっております。どこに6ヘクタールの土地の予定があるのかですね、大体予定でもいいですから、答弁お願いしたいと思います。

それから、やはり現在の施設はもちろん6ヘクタールないと思います。しかし、私はですね、先程申し上げたとおり、いろんな利便性から考えた場合、そして今の建物があった状態でもつくれるというふうに専門の設計士が私に話しておりまして、駐車場もちょっと後ろに沖縄製糖株式会社の社有地が駐車場幾らでもあります。つくろうと思えばつくれんことはないと思います。また、県の南風原の新しいところにも患者さんの遊ぶ場所は、私は余り見ておりませんが、そういったことで私は高層にするとか、そういったふうな考えた場合にはつくれんことはないと思いますが、まずはもう移転ありきで進めているような感じがしましたので、お聞きしたところですが、もう一度、駐車場はちゃんと近くにありますが、社有地が、あれだけの人口を擁する県立南部医療センター・こども医療センターだって、じゃどのくらいの面積ですか。対応してやったんですか。宮古の病院というのは、次第に縮小されていっていますよね。今でも精神病棟、2階はがらあきですよ。そういうことですから、そういった観点からして、もう一度場所についても、それから現有地では全くだめかどうかを一応はまた答弁を求めたいと思います。

それから、敬老会の催しについてでございますが、部長の答弁では、これからまた議論して、来年度についてはやっていきたいと。ただ、88歳の米寿5,000円、また100歳以上に1万円支給する方向みたいな話をしておりますがですね、私は年寄りを大事にすることによってが、お互いも年寄りを大事にすることによってが、子供の教育もできると思うんです。ほかの予算を少々切ってもですね、例えば城辺のある地域に、城辺地区の敬老会に出席できなかつたということで、二、三カ所の地域に部落の予算では足りないから、有志たちが予算を自分らで出し合ってますね、1人当たり2,000円ずつ出し合って敬老会を催したんです。大変喜んでいましてですね、何でそういった思いが、市長、ないですか。私はですね、合併前の旧城辺町におかれては、合併直前の平成17年度の旧城辺町の敬老者数が、ちなみに申し上げますが、70歳以上が2,086人だったんですよ。その敬老祝金の1,052万5,000円、予算が計上してありました。2,086人ですね、1,052万5,000円ですね、これだけの予算を旧城辺町は投じて会場いっぱい、本当に楽しく、敬老会を催したわけであります。今ですね、少しお聞きしたいんですが、現在の宮古島市全体の敬老者数と去った敬老会において全体の地区での使った予算をもし答えられるのであれば、部長、答弁お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それと、地域密着型介護事業所については、城辺地域と伊良部地域で今リフォーム中でありまして、4月1日の予定が早まって、年度内には開始できるんじゃないかというふうな答弁でありますので、こういった介護事業所というのは本当にもう大事なことでありますので、できるだけ早目、早目の開始はよろしいかと思えます。

それとですね、ちらっと聞くところによると、城辺地域のほうは社会福祉協議会が運営する、伊良部地域はNPO法人、今から指定管理者の話、もちろん部長がおっしゃってございましたけど。指定管理者に該当するかどうかでNPO法人に持っていかどうかに決まると思いますが、社会福祉協議会が運営するのとNPO法人が指定管理者で運営すると、どういうふうなメリット、デメリットがあるのか、その辺をお聞かせください。また、こういった施設は下地地域、上野地域にもですね、早期に設置するべきだと思います。

いますが、その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

それからですね、私が一番この議会で申し上げたいのは、農業振興についての先程部長のサトウキビ代金の仮払いについてであります。部長が申し上げた答弁のとおりでございます。そういうことで、一応は私は申し上げたいと思いますが、この件についてはですね、当局に対し、サトウキビ作農家への支援対策要請に対し、私自身もこれまで再三再四質問してまいりました。もちろん他の同僚議員も指摘いたしました。しかし、当局の要請行動の成果が全く見られないため、我々保守系議員団、自民党、公明党は西銘恒三郎代議士、砂川佳一県議員にサトウキビ作農家への支援策を要請したところ、両先生の取り計らいによって、去った11月26日、J Aおきなわ本店において、代表理事、専務理事2人、常務理事、農政部長ほか事務方数人の席において、保守系議員団を代表して、3人で宮古島のサトウキビ作農家の現状を訴え、支援策を要請したところ、去った12月7日、砂川博紀専務理事が発表した内容であります。宮古地区限定で仮渡金方法の約束を伊波榮雄代表理事よりいただきました。先程部長からもこれはありました。私はですね、これ市長にお願いしたいのは、なぜ再三再四、もちろんほかの議員もですよ、大事な問題ですよと、これこそ宮古の経済を左右する大事な問題と、宮古の総農家数の約85%がサトウキビ作農家なんです。こういった大事な問題をどこに行って、どういうふうに要請したのか。成果が見られないけども、いつ、どこに行って、どういうふうに要請やったのか、それをお聞きしたいと思います。

それからですね、時間が余らないので、申し上げますが、今の新価格制度は3年後、現状より厳しく見直される可能性があることから、今期製糖終了後、県内キビ作に関係する市町村と連携で新制度前に戻すための大農民大会を開催し、国に要請行動を起こすべきだと考えますが、市長にご答弁をお願いしたいと思います。

それから、早期操業に向けては、部長、ぜひとも品種別、早熟、中熟、晩熟、こういった体制で植えつけ指導をやることによって、早期操業ができると思いますので、この辺もご指導お願いしたいと思います。そうすることによって、冬場には牧草の成長が遅いが、サトウキビの梢頭部が牛のえさになるし、春植えが増産し、宮古の農家所得が増える、またカボチャ農家もまた増産できる、こういうふうな体系になっていくと思うんです。ぜひとも推進についての抱負をもう一度お伺いしたいと思います。

飼料の件に対しては、ちょっと聞き漏らしたけれども、どのような対策をとっているのか、もう一度。このような件についてはですね、開会中の県議会においても養豚事業の振興対策に関する請願書を採択してあるんです。最も大事なことですよ、部長。

それから、城辺学校給食共同調理場は平良学校給食共同調理場に統合予定だと部長はおっしゃっておりますが、今ですね、給食センターは財政ではかれるもんじゃないと思うんですよ。まずは、宮古島市でも共働きの家庭が増え、子供たちの食の乱れを地域、行政が一体となって取り組まなければならない現状にあり、学校では子供たちに食育、食についての授業が盛んに行われているとのこと。また、学校給食は学校単位の規模の小さい調理場ほど、子供たちの安全、安心でおいしい給食が与えられるとの栄養学の専門家の話を聞きましたが、このことについてと宮古島の各地域別の食数について答弁をお願いします。私は、これは統合すべきじゃないと、そう考えておりますが、一応答弁聞いてから再質問します。よろしくをお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）



公共施設管理公社の職員の処遇については、先程も答弁しましたけども、来年3月までに、引き継ぐのか引き継がないのか、はっきりと方針を示していきたいと考えております。

それから、水道局の管理運営ですけども、これについても、これは広域化の方向も今考えておりますので、それを含めて、部への移行のメリット、デメリットも含めて論議をしていきたいと考えております。

それから、サトウキビの振興については、農業振興会長として、JA沖縄中央会等にも要請をいたしております。早期操業についても品種等の選択について、担当部とともに頑張っていきたいと思っておりますし、また農業振興会長としても頑張っていきたいと思っております。

#### ◎副市長（下地 学君）

まず、1つには県内の土地開発公社の現状についてです。

固定職員を配置しているところがうるま市が1人で、職員兼務で、これ9人が兼務しております。うるま市においてはですね、協定書に基づいて、職員を年次的に採用しております。それから、沖縄市は固定職員が2人、現在もおります。名護市は、兼務職員が9人おまして、平成11年に1人、12年に1人、平成13年に3人、協定書に基づき、市の職員として引き取り、採用したという事例があります。また、糸満市も同じように平成14年に4人、覚書に基づき、職員として引き取り、採用したというふうな事例があります。

それから、管理公社についてはですね、合併協定書の中で、旧平良市土地開発公社及び旧伊良部町公共施設管理公社については新市に引き継ぐ。なお、公社のあり方については新市において検討するという協定書があります。議員がおっしゃっている公社は引き継ぐけど、あり方、いわゆる職員等を含めたようなあり方について新市で検討するということですので、市長が3月までには方針を打ち出したいというのは、この辺を踏まえての答弁であります。事例としてですね、直接私が伺ったのは、浦添市と、それから宜野湾市は公共施設管理公社は解散して、そして職員は市が引き取っております。県内の公共施設管理公社もいわゆる公益法人の改正法に基づいて、解散の方向に進めている自治体が多く出ているという状況であります。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、敬老者の人数でございますけれども、9,864名であります。平成19年度に使いました予算につきましては、197万8,000円であります。

それから、社会福祉法人、それからNPO法人に地域密着型介護事業所を指定管理するメリットは何かということでもありますけれども、まず社会福祉協議会もNPO法人もですね、今、議会に提案をしております宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例、その中での基準を満たす有資格者を有しているというふうなことで、城辺地域については社会福祉協議会、それから伊良部地域についてはNPO法人を予定をしているというふうなことで、営利をそんなに追求をしない、いわゆる公益法人というふうなことから、地域とともに発展をしていくというふうな立場であると思っておりますので、その両方に管理委託を今予定をしているということでもあります。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

濃厚飼料の価格が上がっていて、県でもその対応を今検討しているというようなことでございますけども、宮古地区においても1頭当たり平均で4,000円を超える額ぐらいで経費がかかっているということは

私どもも承知をしてございます。そういう中で、今宮古島です、約1万6,000頭ぐらいの牛がいます。それに4,200円をお掛けしますと、6,700万ぐらいの財源が必要になります。ですが、今非常に牛の値段も好調に推移しております、その中で占める額というんですか、それはまだまだ何とか対応できる状況ではないのかなというふうに思っております、できれば今のところ助成という形ではなくて、新しい粗飼料のほうをですね、普及をしていきたいというふうに思っています。議員おっしゃるトウモロコシとか、そういうものもございますけども、そういうものに関しての市の補助という形です、当面は対応させていただきます。その後いろいろと畜産会の皆さんともですね、協議はいたしますけども、その中で今どういう状況なのか、もう一度きちっと精査をした上でですね、検討はさせていただくということになるかと思っております。

◎教育部長（長濱光雄君）

ただいまご指摘があった城辺学校給食共同調理場のあり方については、統合が望ましいということになっておりますけれども、地域の意見を聞きながら、また行財政改革の観点や食育の効果等、多くの要素がありますので、総合的に検討して、対処してまいりたいと思っております。

それから、各調理場の食数でございますが、平良学校給食共同調理場が4,390食、城辺学校給食共同調理場が740食、伊良部学校給食共同調理場が600食、上野学校給食共同調理場が365食、下地学校給食共同調理場が410食、合計6,505食の実績となっております。

◎副市長（下地 学君）

失礼しました。答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

宮古病院の現在地には新しく建替えできないかという質問でしたんですが、敷地については、検討委員会の中で、それも含めて検討を進めていますので、そこで具体的に示されると思います。県側が必要としている面積が6ヘクタール以上が望ましいということですので、そのように受けとめていただきたいと思います。

◎下地 明君

再々質問を行いたいと思っております。時間がありませんので、もう早目に。

公社職員の引き継ぎについて、副市長は二、三カ所の例を挙げておりましたけども、それでは宮古島市と同等に10年で約半分の職員削減を計画している市なのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

それとですね、市長がサトウキビ代金支払いの件について要請して回ったと言っておりますが、我々が行って、JAおきなわの理事長さんの生の声を聞いたらですね、理事長は、宮古からこんな要請は一度もありませんと、初めてだと、宮古の農家は新制度に納得していると自分では思っていると、このように言われたんです。市長、どこにだれと行って、要請したんですか。それを改めてお聞きしたいと思います。

それから、今教育部長は城辺学校給食共同調理場について、地域の声を聞いて、また一応参考にしたいと申しておりますが、今部長がおっしゃったとおりですね、給食数が平良学校給食共同調理場と統合した場合には約5,100ぐらいになると思うんですよね。そういったことで、こういうふうな、私が先程申し上げたとおり、しかも向こうでつくったのをまた福嶺の学校まで持っていくとしたら、これ時間もあるそうですよ。炊いて何時間内がおいしいと。そういったことから外れるということもありますので、ぜひともですね、城辺地域を過疎化にしないためにも、どうしても城辺学校給食共同調理場での改築工事をお願い

いしたいと思います。

時間がありませんので、以上で質問といたします。どうもありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

J A沖縄中央会がE P Aの総決起大会にも見えていましたので、その場でも言いましたし、また農協の会長は全部農業振興会に入っておりますので、それを通じて要請しております。

◎副市長（下地 学君）

集中改革プランのシミュレーションに基づいて、その整合性図るような採用の仕方を図っております。具体的な例を挙げると、平成20年度には5名の採用を予定していたんですが、土地開発公社の職員1人を平成19年度に採用したので、平成20年度の採用枠をその分減にしてあります。

◎教育部長（長濱光雄君）

ご指摘の件につきましては、いろいろと要素がありますので、統合の可否等さらに検討を加えまして、地域の意見も聞きながら対処していきたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで下地明君の一般質問は終了いたしました。

◎佐久本洋介君

質問に入る前に、下地教育長、私は教育長は以前から存じ上げていますけど、非常にすばらしい人材です。宮古島市の教育の発展のためにご尽力いただけるものと期待しています。頑張ってください。

それでは、質問に入りたいと思います。まず、市長の政治姿勢について伺います。1点目、もう毎度毎度出てくる職員の事務ミス、不手際、これについて伺います。法令を守らぬ事務の不手際、これは知っていながらこの程度、あるいはばれないだろうと、そういう安易な気持ちじゃないのか。そして次に、分限委員会で職員の処分まで出してしまった。そして、それが続いている間に、また今度はパイナガマ公園整備事業による事務不手際、これに対しては市長は違法性を認め、謝罪していますが、このたび重なる不祥事に対し、もっと毅然とした態度で臨むことが求められると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

そして、たび重なる事務不手際のほとんどが土地売買の契約に関するものであることを考えると、各部各課で契約に関する事務等の洗い出し、これが必要かと思えます。議会で指摘される前に、各部各課で、もう一度契約事務案件に対してきちんとした精査を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから次に、新ごみ処理施設と葬斎場について伺います。まず、新ごみ処理施設建設予定地の反対住民との話し合いはどうなっているのか、進展はあるのか、そして妥結点は見出せるのか。

次いで、葬斎場建設について伺います。葬斎場の建設予定地が発表されましたが、予定地周辺の住民反応はどうか。

また、予定地周辺地域から葬斎場建設に伴う各要望などは出されているのか。

それから、新聞報道によると、敷地面積約1万平方メートル、建設費約8億円とのことですが、施設規模は適切かどうか、施設の概要について説明してください。

次に、サシバリンクス伊良部の売却について伺います。今議会へ、サシバリンクス伊良部を売却に向け、行政財産から普通財産へ変更するため、条例廃止の議案が提出されています。そして、平成20年1月31日から施行するとなっています。その後、売却までのゴルフ場の管理は一体どうするのか。

次に、条例廃止後、指定管理が解除されるが、2月1日から3月31日までの今年度管理委託料、これはどうなるのか、返還するのか。

そして、2月1日以降、ゴルフプレー料の徴収はどこがやるのか、それとも売却まで閉鎖するのか。

次に、ゴルフ場の売却後、管理公社の職員の業務量が減少する。今さっき下地明議員からありましたけど、この職員の身分はどうするのか。市長は、先程今年度中に方針を見出すということですけど、いつごろ、どのような形で行っていくのか、もう一度方針を示してほしいと思います。

次、4点目に伊良部大橋供用開始後、佐良浜港周辺は現在の状況からさま変わりすることが予想されます。人や物流が橋中心になり、港周辺は活気が失われるものと思われます。この件は、以前も質問しましたが、ターミナルや浮き桟橋、漁港後背地の利用計画、この策定は急いでほしいということをお願いしたんですけど、行われているのかどうか。

次いで、伊良部漁協製氷施設の整備計画の進展はあるのかどうか。マスコミ等によると、個々の要請等はあるようですが、宮古島市として、市長を初め副市長、この動きがどうも見えない。どのような計画を持ち、どのように進めていくのか、具体的に説明していただきたい。

次に、教育行政について伺います。まず、宮古島市公立小中学校施設整備計画、この長期計画はどのようになっているのか、計画案を示してください。

次に、佐良浜小学校の校舎等について伺います。佐良浜小学校の校舎は、築後24年から35年経過し、老朽化がもう著しく、非常に危険な箇所が多く見られます。コンクリートの剥落、それから雨漏り、非常に安全管理上危険な状態にあり、特に特別教室棟の2階は現在危険なため、立入禁止状態になっています。そして、プールも老朽化が著しく、去る6月には底部が破損し、使用不能になりました。現在修復が行われていますが、ここ数年はこの繰り返しです。整備計画はあるのかどうか、伺います。

それから、同校の消火栓、これが腐食により、現在使用不能の状態です。安全点検さえも行われていないのかどうか。これ消防法にも触れると思いますので、早急な改善を要望したいが、この具体的な対応を示してください。

次に、現在非常に問題化している中高生の飲酒、喫煙について。宮古島市の現状を説明してください。宮古島市は、未成年者の飲酒による補導率、これは全国でも非常に高いと聞いています。どうでしょうか。

そして、教育委員会や学校の防止策はどのように行われているのか。あなたは未成年者だから、だめですよだけでは、非常に難しいと思います。子供たちの心身の成長にどのような悪影響があるのか、こういう観点からの指導が重要だと思いますが、どのように取り組んでいるのか。

3点目に、移動図書館について伺います。現在宮古島市では移動図書館により、図書館のない地域や図書館への距離が遠い地域、こういうところへの本の貸し出し等、読書サービスが行われていますが、現在移動図書館は何台あり、各地域のローテーションはどのようになっているのか、説明してください。

それから、伊良部地区への移動図書館のサービス、これは全く行われていないと思いますが、今後の計画はあるのかどうか、伺います。

次に、観光行政について伺います。現在宮古島市においては多くの観光名所がありますが、陸上だけでなく、シーカヤック、カヌー、ボート等を使って、島の周囲の海側からですね、主に海水の侵食によってできた洞窟が多いと思いますけど、こういうところを体験型観光として掘り起こしてみてもはどうでしょう

か。夏場に限定されると思いますけど、現在伊良部でそれを実行している方がいますが、伊良部の海側からのポイント、そのマップも今作成中です。これもやがてでき上がるものだと思います。これを宮古島市全体として、ポイントマップを作成してみてもどうですか。案内役の養成をしっかりとやれば、ダイビングだけでなく、海を利用した新しい観光になるものだと思いますが、検討はいかがでしょうか。

次に、これ伊良部の通り池から通称ナベ底というところまでの遊歩道、これ非常に立派なものがありますが、周囲の景観にどうもマッチしないんじゃないかなと思うんです。自然を守る、あるいは自然を楽しむ、そのための遊歩道としては余り立派過ぎるんじゃないかなと思いますけど、私はできるだけ撤去して、周辺の自然環境とマッチさせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、東平安名崎周辺の看板撤去について。市の指導を要望したいと思います。東平安名崎つけ根の部分、要するに市有地売却の問題があったところですね、あの後からもう本当に目立ってきましたが、自然破壊に対する抗議看板、これが多く見られます。自然を守るという気持ちはわかりますが、今の状態はますます看板によって景観を損ねているんじゃないかなと思います。これは、観光客にも好感を与えているとは思えません。宮古島観光のイメージを守るためにも、住民と話し合い、看板撤去を指導すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、答弁後、再質問したいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

佐久本洋介議員の質問にお答えします。

職員の事務ミスについての私の見解ですけれども、職員の事務ミスについては、市政を預かる者として、大変遺憾に思っております。これまでに発生した事務手続の不手際は、管理の問題も含め、個々の職員が担当業務にかかわる法令、条例等を熟知していなかったことに起因しているように考えております。過去の不手際に対応で全く学習されていないということは、まことに残念なことであります。今後このようなことが起こらないよう、職場研修あるいは業務マニュアルを作成して、職員の意識改革に努めてまいりたいと考えております。また、これまでに起きた事務ミス等の反省を踏まえて、業務の事務手続等に不備がないか、各課で点検を行うように指示もしております。

新ごみ処理施設と葬斎場でございますけども、反対している住民から10月4日の新聞を通して6項目にわたる公開質問がされました。10月30日付で地元2社の新聞を通して回答してありますが、現在まで回答に対する反応はありません。しかし、対話は続けていきたいと思っております。今後住民から何かの申し出がありましたら、前向きに対応します。

葬斎場については、大神住民と宮古南静園の方々と話し合いを持っております。宮古南静園のほうでは、建設について激励も受けております。大浦住民とも、なお話し合いを続けていきたいと、そのように思っております。

#### ◎副市長（下地 学君）

葬斎場建設についてということで3点ほど通告がありますので、予定地周辺の住民の反応はということと、もう一つは予定地周辺住民からの地域からの要望は、葬斎場建設の規模はどの程度かという質問ですが、まとめてお答えいたします。

葬斎場の建設については、建設委員会で予定地を絞り込んで、関係している周辺住民への説明会を持っ

ております。具体的には大浦自治会と南静自治会に説明会を持っております。先程市長の答弁にもあったとおり、南静園のほうではできるだけ早急に建設してもらいたいという激励等来ているということで、大浦の自治会においてもですね、強いそういう反対意見は出ておりません。要望等については、まだ具体的なですね、計画を提示していないので、地域と今後これ詰めていく必要があると考えております。

それから、建設規模については、旧宮古広域圏事務組合で作成した基本構想計画も踏まえて、今後建設検討委員会で検討してまいりたいと考えております。

あと1点は、ゴルフ場売却について、公社職員の身分はどうかということなのですが、先程下地明議員の質問にもお答えしましたが、宮古島市公共施設管理公社の取り扱いにつきましては、去った10月の4日に第1回の臨時理事会を開き、財団法人宮古島市公共施設管理公社の今後のあり方についてという議題について議論をし、次の2点ほどを確認しております。まず1つは、宮古島市公共施設管理公社の今後のあり方については、ゴルフ場の売却の時期もしくは改正公益法人施行時期までに解散すること、2つ、宮古島市公共施設管理公社の職員処遇については、宮古島市において職員として採用するということを全会一致で理事会で確認、議決しております。この確認、議決したことを踏まえて、10月の10日には市長に要請をし、市長は要請を受けて、本年度中に方針を提示しますというふうな答えを得ております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

観光産業についてでございますが、その中での体験観光地の掘り起こしについてということで、海側からのポイントマップはつくれないかということでございます。

現在宮古島でもですね、このようなパンフレットを出してまして、この中はすべて体験のメニューを網羅してございます。その中で体験シーカヤックという部分でやっていますけども、専門業者が3業者、兼業者が6業者程度、今おられます。ですが、これらの出しているパンフレットではですね、やはり個々の自分のやっている体験の部分しか出してございません。宮古で今どういふスポットがあるかという部分に関してはですね、まだまだ開発がなされていないと、そのような状況でございます。やはり宮古での、宮古の場合は非常に体験というものを重要視した形での観光振興というものを図らなきゃいけないということでございます。その意味からしましても、議員おっしゃる海側からのポイントマップ、これにつきましてはですね、大変いい提案だというふうに思っておりますので、できるだけそういう場所をですね、把握をしまして、そういうマップづくりに生かしていきたいというふうに思っております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

現場は確認してあります。この路線は、東平安名崎灯台に通ずる道路でありまして、多くの観光客も通りますので、ここをですね、市の財産である施設、植栽等からは撤去するように、調査して、指導していきたいと思っております。

#### ◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

行政財産から普通財産へ移行するが、売却までの管理はどうかというご質問でございます。

宮古島市は、サシバリックス伊良部を現状有姿のまま事業予定者へ売り渡し、事業予定者は指定用途に基づき、本物件をゴルフ場として活用する場合、営業開始から3年以上継続して営業を行わなければならないとの契約状況でありますので、その間、2月1日から3月31日まではコースの現状有姿のための維持管理をしてまいります。そのためには、引き続き売却までの2カ月間、宮古島市公共施設管理公社との業

務委託契約を締結して、コースの一部管理を行っていくことになろうかと考えます。

指定取り消し後、売却までの2カ月間は単にコースの管理だけであり、管理の一部委託でありますので、指定管理料の2カ月分を委託料に切りかえて、管理公社に業務を委託しますので、管理委託料の返還はないと考えます。

指定管理を解除後、プレー料金の徴収はどこなやるのかということでもあります。利用料金は、公の施設の利用を制限する行為であることから、条例等で料金が明記されないと、公社も市も徴収できないと考えられます。したがって、プレー料金についてはサシバリンクス伊良部の運営審議会を開催し、審議に諮った上で、決定していきたいと思っております。

伊良部架橋供用開始後の佐良浜漁港周辺の利用計画であります。佐良浜周辺の利用計画につきましては、当佐良浜漁港は県管理漁港でありますので、利用計画については県と協議を行い、進めていくこととなります。これから宮古島市水産業振興基本計画を策定する中で、今後の漁業形態に対応した利用計画について、漁協及び地域住民を交えての意見交換を行い、県と協議して、策定を進めていきたいと考えております。

伊良部漁協製氷施設整備計画の進展はあるのかということですが、本施設の整備は平成18年度以降に総務省の合併特例債を活用して、整備計画でありましたが、合併特例債の趣旨に適用しないこと、宮古島市単独事業としての予算確保が厳しい状況にあることから、事業の着手が見送られてきております。老朽化した製氷施設の整備については、漁業関係団体から早期着工の強い要望がありますので、各省庁の補助メニューで当てはまる事業の可能性を探ってまいりました。施設の改築要請に当たっては、補助メニューに乗せるために必要な理由づけが重要であることから、施設の現状と課題、施設の構造、規模、性能、将来の利用計画等、可能な理由づけのもとに、必要な書類の作成作業を行い、事業の早期着工に向けて、関係機関への要請活動を進めているところでございます。その結果と感触を踏まえた上で、事業が早期に着工できるように精力的に作業を進めている最中であります。

通り池の遊歩道撤去について。通り池は、県立自然公園及び国の名勝、天然記念物の指定を受けており、観光名所として多くの観光客が訪れております。観光客の中には高齢者の観光客も多く、遊歩道を設置したことで、安全で高齢者にも優しいバリアフリー等が行われ、他に例のない自然の景観が望むことができ、大変好評を受けております。自然景観に配慮した観光施設の整備、これは施設設置者である県側と協議を調整し、撤去するのか、そのまま自然に配慮した景観、観光施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

#### ◎教育施設課長（友利悦裕君）

佐久本洋介議員の学校施設の整備についてお答えいたします。

公立小中学校の施設整備計画につきましては、建築基準法で新耐震化基準が導入された1981年、昭和56年以前の建物、老朽化の進んでいる校舎、体育館などの整備を年次的に進めております。

佐良浜小学校の校舎整備計画につきましては、現在の校舎の保有面積は4,070平米で、必要面積が2,636平米となっております。そのうち昭和56年以前の建物は826平米であります。この面積を改築しようとしても、必要面積より保有面積がオーバーしているため、補助事業での整備ができない状況にあります。老朽化の進んでいる校舎につきましては、修繕費等で対応してまいりたいと考えております。

それから、使用不能になっている消火栓の整備につきましては、消防設備点検調査報告でも、不備の指摘を受けておりますので、早目に対処していきたいと考えております。

#### ◎学校教育課長（島袋正彦君）

まず、現状でありますけれども、平成19年1月から11月末現在、宮古島警察署生活安全課の統計によりますと、未成年者の飲酒による補導件数は184件となっております。その内訳として、高校生が98名で52.4%、中学生は19名で10.3%となっております。喫煙による補導件数は272件で、そのうち高校生が88名で32.4%、中学生は103名で37.9%となっております。

次に、市や学校の防止対策はということでもありますけれども、教育委員会としまして、小中学校の生徒指導主任研修会において宮古島警察署生活安全課の担当を招聘し、管内の少年補導状況等、子供たちの飲酒、喫煙の実態についての説明をしてもらい、喫煙の課題について共通理解を図るとともに、学校、教育委員会、それから警察等関係機関の情報連携及び行動連携について確認をしてまいりました。また、県内の中高生による集団飲酒事案の連続発生を受けまして、宮古教育事務所、宮古警察署、多良間村教育委員会と連携しまして、未成年者の飲酒防止対策緊急会議を持つとともに、各小中学校、高等学校における特設授業の実施及び各中学校区における生徒会集会を実施しまして、保護者集会についても全小中学校において全部終了しております。さらに、未成年者の集団飲酒撲滅を目的に、先週木曜日に公民館において全中学校代表生徒参加によります未成年者飲酒防止フォーラムを教育事務所と共催で実施しております。今後におきましても補導機関のみならず、健康教育の視点からも保健機関との連携もより強固にしまして、未成年者の喫煙及び飲酒撲滅について努力していく所存であります。

#### ◎図書館長（砂川玄正君）

移動図書館について、佐久本議員にお答えいたします。

まず、現在の配置状況ですけれども、市立図書館は平良図書館、城辺図書館の2館あります。それぞれに1台ずつ移動図書館を配置しておりまして、平良図書館の移動図書館がみらい号、そして城辺図書館が夢の光号となっております。この2台を配置しまして、稼働させております。平良図書館のみらい号は、平良地区で小中学校、養護学校、それに施設の計13カ所、そして下地地区のほうで来間小学校、来間中学校の2校の合計15カ所を担当しております。それから、城辺図書館の夢の光号ですけれども、城辺地区と上野地区を担当させておりまして、城辺地区で小中学校、施設、宅配などの計12カ所、それから上野地区のほうで幼稚園と保育所、子育て支援センターの計3カ所の合計15カ所を巡回しております。これは、こちらが勝手に回るということではなくて、いずれの移動図書館も学校と、それから施設などからの要請がありまして、それに基づいて派遣しているということです。

次に、伊良部地区への配置はないかということなんですけれども、伊良部地区への移動図書館の派遣は当図書館の懸案事項の一つでもありますけれども、先程述べましたように、移動図書館は限度に近いハードなスケジュールで活動しております。そのために、職員の手が足りない、それから動く日数が足りないといういろいろな条件がありまして、現在伊良部地区まで手を伸ばすことができないでおります。ただ、当図書館には団体貸し出し制度というのがありまして、50冊の図書資料を一遍に借り受けて、1カ月間利用するシステムがあります。現在伊良部地区のほうではこれを利用してございまして、伊良部小学校と伊良部中学校がこの制度を利用してございまして、いましばらくは、この制度を伊良部地区のほうでは利用してい



ただきたいなと思っております。移動図書館の派遣につきましては、懸案事項の一つでもありますので、できるだけ早い時期に実現できるように、前向きに検討していきたいと思っております。

◎佐久本洋介君

再質問したいと思います。

たび重なる事務ミスに対して、市長は本当に謝罪するしかないということで、非常に心苦しいかと思っています。しかし、これは最高責任は市長にあるわけですから、先程申し上げました各部や各課での契約事項の事務のチェック、点検、これは早急に、そして丁寧に行ってほしいと思います。まず、今考えられるチェック作業方法があるのであれば、検討できる方策をお答えいただきたいと思います。

それから次に、新ごみ処理施設についてですけど、文教社会委員会では去った10月25日、埼玉県の久喜宮代衛生組合、この視察を行ってきました。運営の仕方、それから業務のやり方、これ後で報告書で詳しくは述べますが、宮古島市との違いに、余りの違いに本当に委員全員びっくりしましたし、ああ、こういうやり方もあるんだということを本当に実感してきました。焼却炉でのごみの搬入口、もう本当に清潔ですね、水漏れさえ、水滴さえもありません。ごみ処理に対する職員や住民の認識の高さ、これには全員感嘆してきました。そして、不法投棄について質問したところ、担当の方はもう本当に自信たっぷりに、不法投棄は一切ありません、そう答えました。実際に私も市内を通ってみましたところ、本当に空き缶さえも見られないほどです。こういう意識の高さ、ごみ分別に対する住民の意識の高さ、それからごみ収集車、パッカー車ですね、これの工夫、まず生ごみ、同じ1台の中に生ごみと燃えるごみ、これを別々に投入といいますかね、していきます。それによって、生ごみからの水分や臭い、これを出さない、こういう工夫がされています。これは、我々議員だけじゃなく、新ごみ処理施設建設の前に、職員にも一度出かけて、参考にしていただきたいなと思っております。

それから、新ごみ処理施設の建設については、これからも幾つもハードルがあると思います。しかし、地域住民の納得が得られるように取り組んでいただきたいと思っておりますので、今後どういう形で進めていけるのか、今後の対応を説明してください。

それから、葬斎場については、周辺からも大分好感度を持って対応されているようですので、新聞報道からも大体皆さんも気づいていると思います。早期に話し合いを持ちまして、早目の建設をお願いしたいなと思っております。

それから、ゴルフ場の売却について、今答弁を聞いていますと、どうも指定解除後のはっきりした対応、これがまだきちんと検討されていないような思いがします。まず、売却を急ぐということで、詳しい内容がまだ検討されていないように思いますけど、具体的な検討方針、これについてはあればもう少し説明してください。

それから、ゴルフ場単体のみの売却で、今後の下地島残地の利活用、これに影響はないのか、説明をいただきたいと思っております。

それから、職員の身分については3月までに、先程新年度何名かの採用ということがありましたけど、職員の中にはもう50代に手の届くような方もいます。こういう方が例えば何年かして市に吸収されても、それほどメリットがあるとは思えないですね。できるだけ早目に、余り長引かせることなく、やってほしいと思っておりますけど、先程の答弁では人数、それから時期、非常に不確定だったと思っておりますので、できるだ

けははっきりした方針をもう一度示していただきたいと思います。そして、今ゴルフ場の売却によって、管理公社の職員の身分が急にといいますかね、沸き上がってきたわけですけど、これはゴルフ場の売却と管理公社の職員とは全く別だということは、これは忘れないでいただきたいと思います。

それから、佐良浜港周辺の利用計画、これはもう橋の供用開始、その前にきちんと決めておかないと進まないです、これはね。橋がかかってからは、恐らく利用方法、それから考えても、もう非常に遅いと思います。そして、佐良浜漁港は県の管理港ではありますけど、県のほうとしても、やはりまず大事なのは宮古島市がどういうふうに使いたいのか、まずこれを上げてほしいというのが県の考えでもあります。ですから、早急に進めていただきたいと思いますが、今現在どのように進められているのか、具体的な内容があれば教えてください。

それから、伊良部漁協の製氷施設の整備、幾つかのメニューを今検討しているということですけど、これは合併特例債に対象とならないということですけど、じゃ最初はそれはできるとかと思っていたということですよ。それで進めていこう。しかし、今になってできなくなった。確かに市の持ち分も大きなものがあると思いますが、これは合併後2カ年にもなります。そして、今でも個々の議員の何名かがいろいろ要請はしています。しかし、これはばらばらで、それぞれのルートで行われているんですね。これは、まとめて市長や副市長、宮古島市がこうしたいんだという、これを積極的な要請行動、これを示していただきたいと思いますが、今市として、宮古島市として、どのようなルートで、どのような要請行動を行っていくのか、今後の予定があれば、これは市長か副市長に答弁をお願いしたいと思います。

それから、教育行政について。予算上、長期計画を立てていくのは、もうこれは必要だと思いますが、もう少し実情を調べてですね、急いでやらなくちゃいけないところとまだ大丈夫なところと、あると思いますので、そういう実情を調べて、対応策をもっとしっかり持っていただきたいなと思っています。先程も話ししました佐良浜小学校の特別教室棟、これはもう昭和47年の建築なんですね。築35年ということですよ。どういう状況かは、もうおわかりいただけると思いますので、長期計画、これももう一度見直していただきたいと思います。ここに佐良浜小学校の現状の写真もありますので、これは後で担当に届けたいと思います。各学校の実情、これの調査は行われているのかどうか、もう一度ご答弁ください。

それから、消火栓、これも本当は委員会がしっかりつかんでおかななくちゃいけなかったことじゃないかなと思っています。これは、前も話ししましたが、子供たちの安全、これはもう後手じゃ困るんですね。何か起こってからでは困る。その前にやっていただきたいんですけど、この前の全校放送の件でも言いましたけど、これはちょっと危機意識が低いのか、あるいはそこまで調査するまで手が回らないのか。この修繕をいつごろまでにできるのか、はっきりした答えをいただきたいと思います。

それから、中高生の飲酒について。自慢しますけど、伊良部高校は現在飲酒の補導率は、沖縄県内ですね、県内でゼロです、今のところですね。これから年末年始にかけて、また学校、地域で取り組んでいきたいと思っています。飲酒については、学校養護職員、それから心の相談員とか、そういう配置がされていると思いますので、こういうのでしっかり対応していただきたいと思います。そして、この問題は、これはもう学校や教育委員会のみで対応できるものではありません。各地域で、地域の子供は地域で育てるとの思いを持って、我々大人が協力していくべき大事なことだと思っています。この件で、各学校で飲酒、喫煙で補導された生徒たち、これに対してはどのようなカウンセリングが行われているのか、その件につ

いてももう一度お答えください。

それから、移動図書館については、業務がハードとはいいますが、これはやはりやるべきことですので、何とか時間もやりくりしてでもお願いしたいと思っています。これは要望です。

それから、観光行政について。いろいろな形態、新しい形態、これを掘り起こしていかないと、ただ名所、名所、砂浜、砂浜だけでは非常に難しいと思いますので、全体での、例えば話に聞くと、七又のがけの下あたりでも、潮が引くとすばらしい洞窟があるそうです。そういうところなどもやっぱりポイントマップをつくってですね、案内していけば、いい新しい観光になるんじゃないかなと思っていますので、検討していただきたいと思います。

それから、通り池の遊歩道については撤去できないとのことですが、これはもう観光客の中に確にお年寄りの方もいらっしゃいますので、ただもし別のところでそういうものをつくるのであれば、もう少し周囲の自然とマッチした、そういう遊歩道をお願いしたいと思います。

それから、東平安名崎の看板、これについてはもう早急な指導をお願いしたいと思っています。

以上、答弁をお伺いして、再々質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

佐久本議員の再質問にお答えします。

職員の事務遂行上の不手際については、各課ごとに業務マニュアルをつくりまして、それでしっかりと対応できる体制にしていきたいと思っています。

新ごみ処理施設については、公開質問に対する10月30日の市の回答に対して、住民から反応がございません。ですから、環境アセスメントを進めながら住民アンケートをとって、住民の意向を調査し、またさらに住民対話を進めていきたいと思っています。

◎副市長（下地 学君）

伊良部漁協の製氷施設の件なのですが、これについては合併時におけるこれ確認事項になっておりまして、大変市としてもですね、早目に実現したいということで、いろいろ話し合い進めているところであります。今現在ですね、国のほうに防衛省と農林水産省にメニューがあるというふうなことがあって、具体的な情報等があったので、せんだって伊良部総合支所長が農林省に出向いて行って、その説明を受けてきて、要請に必要な資料づくりを今一生懸命やっているところであります。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

まず、佐良浜漁港周辺の利用計画については、現在県とは協議は進めておりません。将来どのように進めていくかということですが、今後市としての整備計画調整については、港内の静寂性、それと蓄養性、それと背後地の観光利用、静寂性と蓄養性を関連させての観光事業、これをメインに県と調整して、進めていきたいと、このように考えております。

サシバリンクス伊良部の売却後ですけれども、これは契約条項で、もう3カ年間はゴルフ場として使いましょうという条項になっておりますので、売却して、売却までの2カ月間、これはもう当然市が管理公社に委託して、有姿のまま、現状のままのコース、これを相手側に引き渡さなければいけないですよというふうに考えております。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

学校施設の整備についてお答えいたします。

各学校の実情を調査したかというお尋ねですが、これは平成18年度、18年の6月ごろですか、学校のほうに調査依頼をして、報告してもらっております。整備計画につきましては、現状を把握しながら、今後見直しも検討していきたいと考えております。

それから、消火栓の修繕についてですが、なるべく早い時期に対処していきたいと考えております。

◎学校教育課長（島袋正彦君）

各学校におきましては、喫煙防止や薬物乱用、飲酒も含めますけれども、そういった防止教育を含めた健康教育を積極的に推進し、幼児、児童生徒の健康被害を防止する取り組みを積極的に取り組んでおります。議員の補導された子供たちへのカウンセリングはどうなっているかということについてでありますけれども、学校、それから担任任せということではなくてですね、行政としましては宮古島市の教育相談室がございます。4名の先生方がいらっしゃいますので、その方々と、それから親と子のカウンセラー、相談員というのがございます。それとか、スクールカウンセラー、そして平良中学校、北中学校のみなんですけれども、生徒指導加配教員がおります。そういった方々をフルに活用しまして、市のサポートチームもございますけれども、家庭に協力を求めながらカウンセリングを実施しております。

◎副市長（下地 学君）

先程の伊良部漁協の製氷施設の件で、合併時の確認事項と申しましたが、これは伊良部架橋建設に伴う伊良部漁協との確認事項でありますので、訂正して、お答えいたします。どうも失礼しました。

◎佐久本洋介君

終わりになりますが、我が市の最大の懸案事項であったトゥリバーが売却され、宮古島市の財政は大きく好転してきたものと思います。しかし、まだ財政困難な状況であることには変わりません。締めるべきところはしっかり締め、不祥事等による無駄な支出とか、こういうものがないように、来年はもっと行財政が好転できるよう、議会、職員、市民みんなで頑張っていきたいものです。師走の慌ただしさとともにサトウキビ刈りの忙しい時期になりましたが、市民の皆さんには健康でよいお年をお迎えください。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで佐久本洋介君の一般質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後零時02分）

再開いたします。

（再開＝午後2時00分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎砂川明寛君

一般質問を行う前にですね、下地恵吉教育長に対しまして、下地恵吉教育長、本当に就任おめでとうございます。私は、宮古農林高等学校の生徒として勉強させてもらいまして、ということですので親しみも

感じるものであります。下地恵吉先生には現場の立場から、今度は行政、管理する立場として一生懸命宮古島の行政のために頑張って、教育行政のためにですね、頑張してほしいなと思います。

それでは、私見を交えながら一般質問を行いたいと思います。

まず、保良市有地の売却についてでありますけども、これはもう既に売却は済んでいて、解決についてでもいいと思います。このものについては、自然環境に対する問題点や土地の価格の問題など、さまざまな問題点を抱えたままの行政の市の強引な形での売却でしたと私は今でも危惧しております。しかし、議決機関である宮古島市議会が可決したわけですから、それなりにこの解決が進行していくことの中においては、最後まで責任を持って管理していくことこそが本市の責務だと私は思います。

そこで、お伺いをしますけども、売却後、そして地元住民や反対した住民、そして企業も含めてですね、何回ぐらい話し合いをされてきているのか。

そして、地元、それは保良、吉野地域ですね、振興についての話し合いはしているのかどうか、その辺の計画があれば、その辺について、振興計画についてですね、お聞かせ願いたいと思います。

次に、今までも何回も出ておりますけども、公共施設管理公社についてでありますけども、これは伊良部における公共施設管理公社についてであります。これは、もう答えもいただいておりますけども、これ意見として、もしも3月までに公共施設管理公社の職員は採用するとした場合、本当に宮古島の市民の今の感情からして、そして本市の財政を考えた場合においても、また今人員を削減したり改革をすると、断行する中においてもですね、私もこの職員採用についてはいかがなもんかと思えます。これは私の意見として、答えは要りません。

次に、物件補償問題についてであります。この物件補償問題は皆さんもわかるように、職員の不手際により、物件補償費を払うべきでない人について払ってしまったと、ミスをしてですね、それが本当に払うべき人からですね、払ってくれと、裁判で宮古島市が弁論再開の必要もないほどに完全に敗訴しました。そもそもこの問題は、当局に不手際がなければ、このような問題は起こらなかったわけです。それは、すべて当局にあるわけですから、それを市長は自分に責任はないように、市民には一円たりとも迷惑はかけないと再三にわたり議会の席で言っているわけですが、ではだれがこの1,261万円余もの市のお金を出せるのですか。市長、あなたの命令によってですね、市の財源、1,261万円余は出したわけです。ですから、市長、その責任としては、私は重いと思います。その辺についてお伺いをしたいと思えます。

そして、もう一点はですね、この不手際で払った賠償金はですね、不当利得であると、そういうことで市がさらに川田さんを訴えているわけです。そして、この前の裁判では相手が、川田がですね、和解を求めていると聞いておりますが、当局はその和解について応ずるのかどうか、その辺について見解を求めたいと思えます。

次に、下地島空港利活用計画と、これはパブリックゴルフ場との売買契約についてですね、売買についてですね。私は、このゴルフ場はですね、今売却するべきではないんじゃないかなと思います。それは、下地島空港利活用計画がある以上、総合的な計画で、ゴルフ場だけを売却するということがいかなものかと思えます。もちろん運営している上で赤字であれば、営業をとめて、一時凍結してしまってもいいかと私は思います。私は、下地島空港利用計画の中で全体で考えるべきことだと思うのですが、市長はどのようにお考えか。

そして、もう一点、去った11月の21日のマスコミで下地幹郎衆議院議員は、嘉手納にあるF15戦闘機の半分をグアムに移設し、残り半分については、うるさければ下地島空港で訓練したらいかかという発言をしております。そして、騒音問題も解決すると、そういうことを言うておりますが、これについては宮古島市の市長の基本方針である平和利用とどういう、宮古島市長としてですね、どういふふうな考えをお持ちなのか、答弁を願いたいと思います。

次に、農畜産業振興についてでありますけども、これはサトウキビの新価格制度についてであります。先程以来何回も出ていると思いますが、この制度はサトウキビ農家にとっては、市の経済にとっても非常に影響は大きな問題だと私は思います。それは、この宮古の農業の所得、農業所得はですね、去年レベルで57億円ですよ。どうしても市の農業を考えた場合、なくてはならない作物であると思います。それだけに、サトウキビの代金の遅れというのは宮古島の経済に及ぼす影響は、私ははかり知れないものだと考えております。そういった中からですね、新価格制度導入が始まるのに何の要請活動もしなかった市長にお伺いをしますが、農業振興を考える農業振興会の会長として、本当に危機感を持っているのか。そして、宮古の農業を考える場合においてはサトウキビを抜いては私は成り立たないと思っております。そして、サトウキビは宮古の宝であると言いますが、新価格制度が導入され、収穫をどのようにしてたくさんに増やしていこうかという問題について、どうすれば農家の皆さんがサトウキビを安心してつくれるのか、考えていくことこそが行政であり、農業振興の会長であると思います。それとも、全く関心がないというのか、この辺についてもう一度ですね、市長にお伺いしたいと、いま一度ですね、市長にお伺いしたいと思います。

次に、畜産振興についてであります。作物の原油の価格高騰によりですね、特にトウモロコシや麦など、E3、バイオエタノールの原料になってしまい、配合飼料の値段が相当上昇していると。これは、先程も下地明議員の話でも聞かれましたけども、畜産農家にとってはですね、非常にコストがかかり過ぎる、私はそう思うんですが、ちなみに配合飼料の繁殖用ですが、私の調べた結果ですね、平成17年、20キロ1袋当たりですね、1,110円でした。そして、平成18年、1袋当たり1,145円、そして平成19年、1,334円と、1袋当たりの20キロ当たりですね、平成17年、18年では35円しか上昇しておりません。しかし、去年、18年と今年、19年ではですね、189円と5.4倍ぐらいの上昇しているんです。そうした中でですね、今原油価格の高騰、原油価格の上昇がとまるところを知らない状況の中においてはですね、今後とも配合飼料の値段の上昇というのはますます上昇していく中においては、飼料についてはですね、今後の畜産の振興を考えた場合ですね、何か助成していく方法はないのかどうかですね、お伺いしたいと思います。

次に、福祉行政についてであります。今後の保育所の統廃合についてですね、どう考えていくか。今の福嶺保育所を廃止し、福里保育所に統合することが、この計画については確かに園児の数が激減している、そして増えるめどが立たないということで、やむを得ない統合計画であると思っておりますが、その統合した後のですね、跡地利用ということもまず考えていかなければならない状況でないかなと私は思うんですが、どのようにして跡地利用を考えていくのか。

そして、もう一点はですね、今後も引き続き統廃合の計画はあるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

次にですね、旧城辺町役場の跡地利用についてお伺いします。旧城辺町時代は、道の駅とか資料館とか

というような活用が計画されていたと思いますが、宮古島市になってですね、どのように考えていこうとしているのか、活用計画があれば、それをお願いしたいと思います。もちろん一部についてはですね、これは学習塾として使っていると思いますが、そのほかの建物についてですね、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

次にですね、環境行政についてであります。これは砂川自治会の排水路の見直しについてであります。今砂川自治会内の国道390号線の改良工事が進んで、きれいに整備され、大変ありがたく思っておりますが、道路が整備されても、逆に排水路の見直しを進めていかないとですね、雨が降った場合、今の排水路では持たなくなり、民家まであふれて、被害を及ぼすおそれがあります。何よりも非常に懸念されるのは、この排水路の行き先ですね、これがですね、イムギャーの公園にある自然の穴ですけども、スムガーと呼ばれておりますけども、その場所がすぐ海に近いということで、前々から海の汚染につながっていくのではないかとされているのです。道路の整備に伴い、この排水の見直ししないと、イムギャー近辺の海がですね、非常に汚れてしまい、近い将来取り返しのつかないような事態になってしまうと私は思いますが、ぜひこの排水路の見直しをですね、してほしいと考えておりますが、宮古島市で市としてどういうふうにご検討されるのか、その辺について見解を求めたいと思います。

次にですね、これも何回も私は質問しているんですが、新里地区にある旧ごみ焼却施設の解体撤去についてですね、何回も言っているんですが、だめだ、予算がないということだけじゃなくてですね、何かつくって何もできないのに、放置したまま、言ってみたら荒地地なんですね。そういう形の管理でいいのかどうかね。もう少しフェンスが、だれも入れないような形の体制はとれないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

答弁を聞きまして、再質問したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

砂川明寛議員の質問にお答えします。

物件補償問題ですけども、裁判の判決によりまして、市は賠償金を支払いましたが、その結果により、不当利得を得た者に対しては、不当利得返還の訴えの訴訟を起こしてあり、市が支払った金品は全額回収する所存であります。また、相手から和解の申し出もありますので、全額回収できるものと思っております。和解についてでございますけども、和解の件につきましては宮古島市が不当利得返還請求の訴訟を起こしており、またその相手から和解したい旨の案が弁護士を通じて提示されております。市の方針としては、和解に応じるには、相手に対して支払いの要求及び条件等の内容を整理し、弁護士を通して調整を図っていきたく思っております。

下地島空港の利活用でございますけども、軍事利用容認について。下地島空港の利活用については、民間空港としての利用計画を推進しておりまして、自衛隊や米軍など、いかなる軍事利用にも反対であり、このことは市民の総意であると認識しております。

農業振興会として、サトウキビ等についての考えをただされました。サトウキビは、宮古島市の農業として最も重要な作物であると思っております。単独補助金約3億円のうち約42%、1億2,563万5,000円を計上してあります。また、EPAの大会のときも、対策をとっていただきたいと申し上げておりました。サトウキビ増産をする必要があるとのことで、地力アップを図るために、特に堆肥については安価な価格で農家

に使っていただいているのが現状でございます。しっかりとサトウキビの増産にも努めていきたいと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

保良の市有地の売却後、住民との接触はというご質問でございます。

まず、議決後ですね、6月4日に保良部落会長の要請がありまして、6月24日に副市長ほか4名の職員が保良部落の臨時総会に出席しまして、売却の経緯について説明をいたしました。こういった経過を踏まえましてですね、地元説明会は吉野側から具体的な計画案が提示できる時点で開催することが円滑に進める上では得策ではないかというふうに考えております。いずれにしても、行政、地元、企業がですね、3者が一体となって意見交換をし、地域の発展に貢献できるような振興を図っていきたいというふうに考えております。

それから、保良部落会を初めとして、吉野、七又、新城、皆福の福嶺学区の5自治会の連名によりまして、10月17日、文化財及び希少動植物の調査について要請をいただきました。この要請に基づきまして、教育委員会と連携して、早期に調査を進めるべく、12月補正予算に計上してございます。これまで吉野側とも2回ほどいろいろ接触しまして、現在測量をやっていて、そしてマスタープランの見直し、あるいはまた実施計画等々行いまして、2年以内にきちっと着工できるようなことをですね、申し合わせております。

それから、地元の振興策はというお尋ねでございます。これにつきましては、リゾート開発協定書の中で雇用の確保ですとか、産業振興への協力、農水産物の供給など、地元を優先するというふうに協定書の中でうたっておりますので、具体的に計画ができ、あるいはまた地元の説明がなされる時点で、こういったことははっきりしてくると思っておりますので、今のところは特に示されておられません。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、保育所の統廃合でありますけれども、平成20年度に議員ご指摘のように福嶺保育所を廃止して、福里保育所に統合いたします。今後につきましては、平成21年度に、施設の老朽化等もありますが、東保育所と東川根保育所、いずれも昭和43年、46年の築であります。この2カ所を統合したいというふうな計画をいたしております。

また、統合後の福嶺保育所の活用、後利用でありますけれども、地域の活性化につながるようなですね、福祉施設として活用できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、旧ごみ焼却施設、いわゆる新里地区にあります解体撤去であります。環境汚染の防止面からも早急に解体撤去の必要性は認識をいたしております。工場周辺の環境調査につきましては、現在委託契約を締結して、今年度中には実施、報告できるものと考えております。また、解体撤去につきましては莫大な費用がかかるというふうに考えておりますので、そのために環境保全基金を創設いたしまして、指定ごみ袋制実施に伴う歳入の一部を基金のほうに積み立てをしまして、早いうちに解体撤去工事ができるように努めてまいりたい。その間につきましては、環境保全課のほうで巡回を強化して、適切な管理に努めていきたいというふうに考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

農畜産業振興についてございまして、その中の畜産振興ということでございます。



先に配合飼料の値段が上がっていて、非常に圧迫しているのではないかとということでございますけども、確かに平成17年度から比べますと、議員おっしゃるとおりの数字に近いもんだというふうに思っております。ですが、その後のいろんな形の今の牛の価格、やっぱり高値安定という形で取引をされていまして、平成17年から18年、19年とやっておりますけども、やっぱり45万円近い単価を維持しております。その中においてはですね、農家の努力でもって何とかその値上がり分については吸収しているのではないのかなというふうに思っておりますけども、そしてもう一つ、購買者の皆さんからすればですね、少し濃厚飼料の与え過ぎではないのかということも言われておりまして、私どもとしても粗飼料のほうにできるだけ多くしてほしいということを農家の皆さんに申し上げていきますし、畜産技術委員会の中でもそのような啓蒙をしてございます。そういうことで、下地明議員にもお答えしましたけども、まだまだ市として濃厚飼料への助成は考えてはおりませんが、どのような影響が今後出てくるのか、技術委員会であるとか改良組合であるとかですね、その辺と協議をしていきたいというふうに思っております。

◎建設部長（平良富男君）

砂川自治会の排水路の見直しですけど、この排水路の所有者がですね、宮古製糖株式会社になっております。市の施設ではありませんので、ただ環境問題のそういう部分がありますから、ほかの部と調査してですね、対応していきたいと思っております。

◎城辺支所長（饒平名建次君）

旧城辺町役場の跡地等の利用についてであります。1階の旧住民福祉課、産業振興課の部分、363平米を年額102万5,000円で農業生産法人へ、そして西側1階の農業委員会の部分、88.09平方メートルを年額25万2,000円で進学塾へ賃貸契約を締結し、施設の有効利用を図っております。契約期間は、それぞれ平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3カ年となっております。旧城辺町においては、公文書、民俗資料館として利活用する計画でございました。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

パブリックゴルフ場の売却についてお答え申し上げます。

売却につきまして、一時閉鎖し、下地島空港等利活用計画書策定後に売却を行ったほうがいいのではないかとご質問でございます。パブリックゴルフ場の土地利用につきましては、宮古島市並びに沖縄県の利活用計画との整合性を保つことが望ましい形ではありますが、残地の大部分の地権者であります沖縄県の方針決定までには期間が相当かかることが予想されます。その間、宮古島市の起債の元利償還金、そして固定資産の償却などが宮古島市の財政に負担をかけることが予想されますし、それからゴルフ場の経営が好転することも現在の予想では望めない形になってございます。また、宮古島市の行財政改革推進本部の方針や企業数社が開発の意向を示していたことから総合的に判断しまして、下地島空港等利活用計画書の策定に先立ちまして売却を決定した次第であります。なお、現在策定中であります下地島空港等利活用計画書につきましては、ゴルフ場の利活用との整合性を図りながら、関係機関と協議を行い、策定していきたいと考えています。

◎砂川明寛君

それでは、再質問をしていきたいと思っております。

まず、保良の市有地開発について、土地の開発についてでありますけども、今計画は全くなされていな

い、説明会も全くなされていなくて、振興計画については、ましてや全くしていないと、計画されていないという総務部長の答弁でありますけども、私はこの保良市有地売買についてはですね、何度も質問してきました。この一帯は、まさに宮古では唯一、これからはないだろうというすばらしい景勝地であるということはだれもがわかっておるんですが、ここで先代の方々がですね、本当に暮らし、はぐくんできた地域の方々にとってはですね、格別な思いがあると私は思います。それで、反対もあったし、賛成もあったんじゃないかなと思うんです。そこを今開発するわけですから、どうしても地域の振興ですね、そしてどのように振興していくかということは、私は売った市としてはどうしても最後まで地元優先の形ですね、そして地元の方たちとのどういうふうに関係を築いていこうかということについてはですね、ぜひともこれから企業とも話し合いをしましてですね、ぜひともいい方向で話し合いを進めるべきじゃないかなと思いますけども、その辺についてはですね、もう一度質問したいと思います。

次に、物件補償問題についてでありますけども、和解については市長は受け入れるか受け入れないか、まだ検討中であると言っておりますけどもですね、まず和解をする、しないは別としてもですね、市長、あなたは今もし和解した場合、この任期中に本当に1,261万円余ですか、それがあと2年しかない任期中にですね、しっかりとした住民にこの解決が1,261万円余をですね、本当にこの宮古島の何も迷惑をかけないで、とれるのかどうか。市長もですね、任期もあと2年もありません。次、通るかどうかはわかりませんが、ですから今だけのものではね、市長、責任逃れにすぎないと。しっかりそういう形でですね、どうこれを最後までとれるか、本当に市民はこれが一番の問題だと私は思うんです。市長は、1,261万円余のお金をですね、市長の命令によって払っているわけですから、これについて本当に迷惑をかけていないとかね、そういう言葉では私は住民は納得しないと思っておりますので、しっかりという形ですね、これについては今断言していただきたいなと思いますけども、ぜひとも市長ね、市民が今求めるのは本当に在任中にですね、この責任をどうしていくかということだと思えます。その辺についてももう一度ですね、市長の見解を求めたいと思います。

そして、下地島空港についてでありますけども、これはまずパブリックゴルフ場というのはですね、やっぱり今答弁がありましたとおり、下地島空港利活用等はですね、何年もかかると。何年もかかるというのはですね、この進めるうちにはどんどん、どんどん切り売りした場合ですね、その全体の計画ができた場合に本当に問題にならないのかどうか。切り売りした場合ですよ。その辺についてはですね、支障を来さないのかね、その辺についてもお伺いしたいと思いますが、もう一つはですね、逆に切り売りした場合、今の企業が何についても優先していくんじゃないかとかね、そういう問題が起きてくるんじゃないかなと思いますが、その辺についてももう一度お尋ねをしたいと思います。

次に、下地幹郎衆議院議員の発言についてでありますけども、軍事利用については下地島空港は絶対に使わせないというのが伊志嶺亮市長の今の答弁でございましたけれども、だったらですね、なぜ今、これ新聞で去った11月の21日で載っていたようにですね、なぜ何とも抗議しないのか。要するに米軍機能、使用をここに持ってこようという発言をしているのに、なぜ黙っているのかね。抗議もしないですか。その辺についてはですね。それにですね、市長ね、下地島空港は自衛隊も米軍機も絶対に軍事利用は許さないと言っておりましたけどもですね、市長は去った6月か9月の議会ではですね、自衛隊については軍隊ではないというふうな発言をしていると思うんですが、その辺の整合性ですね、その辺についてももう一度市長に

お伺いしたいと思います。

次に、サトウキビの新価格制度についてでありますけれども、朝の質問でも下地明議員が言っておりますけれども、私たち保守系議員団はですね、11月26日にJA会館に行っております。もうせっぱ詰まっておりますからね。そこでどういう話し合いをしたかといいますと、いろいろな話し合いをしたんですけども、鹿児島はJAが、いろいろ違うところもあるんですが、JAが立てかえていると、今度から立てかえますという話が聞こえたんです。それで、今の12月7日の会見となったわけですね。宮古島市長として、農業振興の振興会の会長としてですね、しっかりと農家の現状を把握していないというのが今の宮古島市の農政ではないかなと私は非常に危惧するわけです。もっとですね、農家がサトウキビに頼っている部分、どういうふうにしたらサトウキビが振興がうまくいくか、これからもですね、安心してつくれると言われるのか、これが非常に私には理解できないところがたくさんあります。市長ね、市長は今までの答弁です、何回も何回も行ったと、要請に行ったと、要請したと言っておられますけどもね、実際何月何日にどういうふうな形で、そしてJAだったらJA、国だった国ね、県だったら県に要請したのか、できましたら詳しくお聞きしたいなと、お聞かせ願いたいなと……

（「ないよ」の声あり）

#### ◎砂川明寛君

思っておりますけども。市長ですから、要請に行くんでしたらちゃんとした要請あるいは日付、それはちゃんとできていると私は考えて質問しておりますので、どうかですね、これについて何日にどういう形で、そしてどこに要請に行ったということをですね、ここでちゃんと話していただきたいなと思っております。

次にですね、福祉行政についてでありますけども、福祉行政についてはですね、東川根保育所、あるいはまた東保育所ね、その辺が合併すると。どんどん今から合併、統廃合は進んでいくんじゃないかなと、計画はね、思いますけども、この計画を進めていくにはですね、どうしても経費がかかるからという考えが私はあると思うんですが、経費を削減して考えていくなればですね、私は民間委託も視野に入れて、そしてそのように考えていったらどうかと思いますが、その辺についてはですね、もう一度ご答弁を願いたいと思います。

そして、旧城辺町役場に関してはですね、年間に25万2,000円とか年間に102万5,000円とか、そういう利活用、貸して利活用しているということですので、それについてはご答弁は要りません。ぜひこのようにして、今からの公共施設の余った部分はですね、そういうふうにご利用して、一つでも宮古島市のために使ってほしいなと、使っていければなと考えております。

次に、観光行政についてでありますけども、これは砂川の自治会の排水路というのはですね、もう本当に宮古島市のもんではないとあって、宮古製糖株式会社のものだという話でありますけども、宮古製糖株式会社のもんだから、逆に指導していくべきなんです。指導していかないとですね、これ近い将来ですね、取り返すことのできないようなイムギャー公園あたりの汚れた海になるということで、私はぜひともこれはですね、県もかかわってくると思っておりますので、その辺についてはですね、ぜひとも調整を重ねてですね、きちんとした形の措置で、この排水路をつくってほしいなと思っております。これ要望にしておきます。

以上ですね、答弁を聞いて、また再々質問をしたいと思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

砂川明寛議員の再質問にお答えします。

まず、不当利得の件でございますけども、今相手が和解を申し入れております。1,239万3,500円を返金する義務のあることを認めるということと、それからこれを何回かに分けて払いたいということをおっしゃっておりますので、今弁護士に言っているのは、もうこれをなるべく早く、長い時間かけないで返すように交渉を弁護士をお願いしているところであります。

それから、自衛隊は軍隊ではないと申し上げましたけど、憲法上、軍隊が日本に存在することはあり得ないということでございます。

また、サトウキビ作についてでございますけども、サトウキビに対して余り関心がないんじゃないかということでもありますけども、サトウキビに関しては平成18年度決算で、サトウキビ農業補助が7,873万円、サトウキビ収穫期の機械化補助が2,162万円、サトウキビ共済加入が413万円、野鼠航空防除が2,114万円等とサトウキビに関してもしっかりと取り組んでおりますし、また安価な価格でトン当たり3,000円ということで農家に堆肥を提供しております。また、新価格対策等については、EPAの大会のときにもJA沖縄中央会の方に申し上げましたし、また農業振興会の副会長であるJAおきなわ宮古地区本部長等もしっかりと要請に行かせたりしております。

◎総務部長（宮川耕次君）

保良住民等のですね、地域の振興のため、企業と話し合う気はないかというご質問でございます。

これにつきましては、これまで3者ですね、話し合っただけというところで、いろいろ努力しているところでもあります。そして、引き続きですね、特に計画がですね、具体化した時点で、やはり地元住民、行政、企業が一体となって意見交換しながらですね、そういった協定書にうたわれている地元の優先ということで、これが最大限に生かされるよう、私たちが心を尽くしていきたいと思っております。よろしく。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

当然保育所の統廃合につきましては、現在でも行財政改革で進行中でありまして、その中で当然民間委託についても視野に入れて、検討を進めていくということになろうと思っております。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

下地島の残地の売却につきましては、利活用計画に支障が出るおそれもあることからですね、切り売りについては宮古島市としては考えてございませぬし、県ともそのような方向で調整していきたいと考えてございませぬ。

それから、開発に際してゴルフ場売却の事業者のほうに優先されるべきかというご質問でございますが、全くそのようなことは考えてございませぬ。ただ、ゴルフ場の今後の利活用の方向性を現在策定中の下地島空港等利活用計画書に生かしていくべき道筋というのは県とも調整を行いながら考えていきたいと思っております。

◎砂川明寛君

まず、保良の市有地売却についてはですね、どうしても地元の方々との調整というのはやっぱり責任を持ってですね、宮古島市がちゃんとした形で地元の振興のために、ぜひとも雇用の問題とか、たくさんあるわけですから、それについては宮古島市が責任を持ってですね、最後まで計画を立てていただきたいな

と思っております。

次にですね、物件補償問題についてでありますけれども、そして和解にね、ついてでありますけれども、今市長は何回かに分けてやっていきたいと、責任逃れのようなことをしておりますけれども、市長ね、何回も何回もそうやって分けてこれをとるといえるのはですね、もう2年の任期では私はできないんじゃないかと思うんですが、だれがこの責任をとるんですか。2カ年もですよ、あと2年しか任期はないわけですから、じゃ市長ね、もう一度だけ市長にお伺いしますけれども、あと任期中に必ずこれは解決できるものと思うのかどうかね、この辺についてもう一度質問したいと思います。

次にですね、サトウキビの新価格制度導入についてでありますけれども、どうしても宮古ではサトウキビ振興がなくてですね、農業の振興もないと私は今のところは考えております。ですから、どうしても宮古島の経済とか農業振興はですね、宮古島のサトウキビをどうしても成功させなければならぬと私は強く思っておりますので、どうかこの辺についてはですね、しっかりとした農業振興会の会長でもあられる伊志嶺市長ですから、しっかりと形です、これから要望なりしていければと思います。

最後になりますが、今年もいよいよ残りわずかとなってまいりました。私たち行政に携わる人たちはですね、今年も振り返りますと、職員のミスや不手際、そういった年になるんじゃないかなと思いますが、それでもですね、市民の目線に立って、そしてミスはミスとしてはっきり認めながら、そしてどうやれば行政がうまくつながっていくのか、それをですね、しっかりと見据えた行政を、市民に開かれた行政でやっていければと強く要望しながらですね、私の一般質問を終わらせたいと思います。どうもありがとうございました。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

不当利得については、相手は支払うべき義務があると認めております。ですから、弁護士に今言っているのは、これをなるべく私の任期中に完済するように交渉してくれと、そのようにしております。

それから、農業振興については、農業振興会の会長としてしっかりと取り組んでまいります。

#### ◎議長（友利恵一君）

これで砂川明寛君の一般質問は終了いたしました。

#### ◎仲間明典君

通告に従いまして一般質問をいたします。大きく分けて4点ほどですが、所見と、それから質問の理由というかですね、背景、それを含めて質問いたします。

まず、その前に、トゥリバーの売却、おめでとうございます。ただ、トゥリバーが売れたから、それでいいというのではないと思います。山積する課題はたくさんあります。新ごみ処理施設の問題、それから葬斎場の問題、そして下地島空港の問題、行財政改革、特に宮古島がどのように充実していくかと、その辺を踏まえて、もう一度行政はしっかりとやっていただきたいと思います。

まず、1点目、産業の振興についてであります。今まで宮古は、公共投資型、つまり消費に依存をした経済構造をしていると、それから脱却をしないことには、宮古の今の不況というか、不景気は解消できないんじゃないかと。そのためには、まず1点目に新しい産業、1次産業とか、あるいは2次産業、あるいは観光産業、そういったものを含めて、特に1次産業の振興で2次産業、製造業がそれを下支えして、外貨というかですね、ほかのところから金を稼ぐと、そういう政策が必要なんじゃないかというふうを考え

ます。それと、21世紀にふさわしい自治体としては、やはり国際化、それを抜きにしては語れないと、そういったものを背景にして、水産業の振興をちょっと質問いたします。

まず、四、五日ほど前の新聞だったんですが、農業関連の宮古の粗生産額は138億円だと。水産業の粗生産は去年9億5,000万円ぐらいしかない。海がたくさんあるのに、なぜ9億5,000万円しかないかと。これは、行政のバックアップが弱いんじゃないかと私は思います。私なりに水産業の振興を抜本的にどうしたらいいかという、5点ほどあると思うんですが、まず1点目は産卵をしている場所、そういったところの資源を管理する必要があると。2点目は、生活雑排水を含めて海洋汚染の改善と、それから自然保護ですね。3点目は製造業です。かまぼこはもちろんありますけど、ほかにもたくさんあります。特に離島フェアで、30日に離島フェアをちょっと見たんですが、いろんな島々、いろんなものを特産品としてつくっていると、そういった製造業を支援する必要があると。4点目に、とる量を増やすと。とる量を増やすには、それはパヤオとか魚礁とか、そういったものをきちんと整備をする必要がある。海藻とかも含めてですね。5点目に、流通の整備、特に販売ルートの確立と販売方法の検討ですね、これが必要なんだろうと思います。そういった背景で水産業の振興について質問します。

まず、伊良部漁協の製氷施設についてであります。これは私も一緒に水産庁まで行った手前上、余り細かいことは聞きませんが、それに佐久本議員も質問していたので、割愛をしますが、ただ行政として要請をすべきはしっかり要請をします。それから、もう一つは、国や、あるいは県との調整ができた場合に、補正予算であれ何であれ、市としてはきちんと取り組んでほしいということです。

それと関連をしますが、製氷施設をつくる場合においても、漁獲量が相当数伸びないことには、今の規模の製氷施設をつくるのは難しいと。そうなる、パヤオの増設が必要だと。

それから、もう一つは魚礁、パヤオというのは遠いですから、表層魚をねらうわけですから、カツオ、マグロ、シイラとかですね、ただ今度は近辺の魚礁ですね、最近魚礁は安くうまいのができるということで、その魚礁に海藻をくっつけてできるような魚礁が開発されているみたいなので、そういった魚礁の設置は検討してもらえないかどうか。

それから、もう一つ、さっきも述べた管理型漁業の推進なんです。管理型漁業というのは今佐良浜と、それから平良と池間の漁師たちはパヤオの南側にある魚の産卵地域がありますね。結構あります。そこを隔離をしてですね、5年でも6年でも10年でも、1年でも2年でもいいんだけど、要するにそこを入らないようにというかね、きれいに管理をして、3漁協と調整をして、行政が指導して、そこからもう卵が生まれる時期は入るなとか、あるいは5年間はもう全く入るなとかですね、そういう協定ができないものか。そうすれば、産卵しますから、当然これ魚は増えるわけですね。今資源を漁師がみずから減ぼしているとか、そういう感がしているんで、その辺も検討していただきたいと。

次、3点目、今これは直接水産業と関係ないんですが、佐良浜漁港の船着き場ですね、あそこ夜街灯がないんですね。夜歩いていると、これひき殺されるんじゃないかと思うぐらい暗いんですね。だから、街灯もきちんと設置してほしいと。

それから、漁師が向こうで船揚げドックがあるんですが、向こうで例えばパンキをはぎ落とすとか、いろいろやるのにどうしても電気設備が必要らしいんですが、電気設備がないと。それで、発電機を持ってきて、やっておる。だから、その辺も整備をしてほしいと。

それから、もう一つ、佐良浜スポーツセンターと売店の間の道路ですね、あそこ、この前お願いをして、修理をしたんですが、まただめになっているんで、きちんと整備をしてほしいということです。

それから、4点目、これは伊良部架橋に伴って、先程佐久本議員も言っていたんですが、佐良浜は裏側になる可能性がある。下地島まで一直線に行くわけですから。そこで、道の駅ですね、橋げたというか、橋のつけ根というか、そこに道の駅をつくってほしい。その計画はあるのかないのか。それは関連をするんですが、総合センターですね、佐良浜の総合センター、あそこも例えば海の博物館とかカツオの博物館とか、そういったものでやれば、それもおもしろい活用ができるんじゃないかと、これはすぐできるんじゃないかと思うんですよね。これは、次のものにも関連するんですが、これが今のものですね。

次は、文化振興についてであります。現在博物館、職員は臨時職員を含めて1,350名ぐらいいると。その中で博物館はどうもないがしろにされているんじゃないかという私の感があるんですが、大体例えば国指定文化財が13ぐらいあって、県指定が14ぐらいあって、史跡が54、名勝、天然記念物が23あって、たくさん文化財があります。それは、文化振興課が一手に引き受けてやっておるんですが、そのバックアップとしてですね、宮古にはかけがえのない文化や歴史や言葉や、いろんながあります。そういったものを今きちんと整理をしないと、後で取り返しのつかないことになるというのがたくさんあります。これだけ職員がおるんだから、育てるという意味も含めてですね、博物館の管理運営、学芸員とか専門員とか、そういったものに割り振りできないのかどうか。旧市町村には文化財を担当していた職員がたくさんいます。その中で目ぼしいのをピックアップをしてですね、そこに充てると。今やらないと、取り返しのつかない文化というのはたくさんあるわけです。それと、伊良部には直下型のアブがあります。その中には埋蔵文化財がたくさんあります。骨とかですね、恐らく県内で最も多いんじゃないかと思います。人骨も出るし、ナウマン象も出るし、たくさん出ます。そういったものを含めてですね、きちんと調査研究をして、残すべきじゃないかというふうに思います。

次、宮古病院と民間病院、救急診療所の現実的対応ということなんですが、これは例えばですね、県に宮古病院を早くつくってくれという話をどんどんやっても、それは県が腰を上げんことにはどうしようもないと。しかし、現実問題として老朽化は進んでいると。じゃ、万が一それがパニックした場合どうするかと。それは県の責任だから、できませんということは言えんわけですね。そこまで現実的な対応する必要がある。じゃ、その方法としてどういったのがあるかと。宮古病院と、それから現在の民間病院の持っている機能ですね、それから救急診療所、そういったものを含めて、整合性を持たせてですね、住民にそれを周知徹底させると。そうすれば、74億円の国民健康保険も減るんじゃないかと思います。つまり今簡易救急にしても宮古病院に連れていっていると。そうではなくして、これは民間病院の内科なら内科、外科なら外科、整形なら整形というふうに住民にきちんと浸透させてですね、現実的な対応する必要があるんじゃないかと思います。それについてもお答えをお願いします。

次、これ前も言ったんですが、サバ沖公園の墓地化ですね、墓地公園化、これは私単独で自然保護課行ってお願いをしたんですが、これは非常に可能だということでもありますので、大体伊良部で年間40名ぐらい死ぬんですが、そのうち割り算をして、佐良浜で大体20名ぐらいお亡くなりになります。4カ年に1回うるう年ですから、80ぐらい4カ年に墓が必要になります。今の状態で野放しでいくとですね、これ大変なことになるので、伊良部だけでなくして、宮古全体ですね、そういった墓地公園というか、そういつ

たところ指定をして、あっちから行っても墓、こっちから行っても墓みたいなことはしないようにですね、きちんと計画を立ててやってほしいと。ただ、早急にサバ沖公園はやっていただきたいというふうに思います。

次は、先程から出ているんですが、下地島空港と残地計画の方向性なんですが、これは視点を10本ぐらい思うんですが、まず下地島の背景としてですね、きのうですかね、市長台湾にも行ってたし、私も行ってたんですが、中華航空が宮古との定期便というか、それを検討しているという話がありまして、その辺も情報としてきちっととらえてですね、要請なら要請するという方法、これ1点目ですけど。

次は、国際公共財としての位置づけですね。それから、宮古空港との関連性、それから東南アジアを中心とした国際的な動向、これは今年の7月11日にシンガポールで福田康夫総理が2015年にはASEAN共同体というのをつくるんだと、そういう宣言をしていると。そういったASEAN共同体、10カ国でつくるみたいですけど、そういうASEAN共同体の中で東シナ海経済圏域というのはどういうふうな位置づけになるかと、その中で中心になるのはやはり下地島だろうと。その中で必要、不必要にかかわらず、米軍さんとの問題は、これは避けて通れないと。これは、入れる、入れないということは別としてですね。それから、アジアゲートウェイの中でどういうふうに組み込んでいくかと、これは物流の観点からもそうなんですが、国際的な物流の動きをつかまえる必要があると、これは運輸省なり、その辺からうまくとればとれると思うんですけど。

それと、もう一つは、この前東京行ったときにちょっとアイデアとしてもらってきたんですけど、大学のですね、航空学部、それを下地島に全部入れたらどうかと。これも国際的なものを入れたらおもしろいんじゃないか。今法政大学とか桜美林とか東海大とか、いろんな大学が東南アジアあるいは国際的なパイロットとか航空関係者の需要に備えてですね、航空学科をつくっていると。新しい大学をつくってぶち込むと非常に面倒くさいんで、今ある大学の航空学部をそのまま下地島の残地に持ってきたらおもしろいだろうと。実際、中国ではやっているみたいですね。そういうふうな活用すれば、非常におもしろい、1本の大学よりも、大きい規模で学生を集約できると、そういう発想もあるんじゃないかと。

それから、国際公共財としての管理、例えば救急救援物資とか、それからシーエスワンかな、そういったものに関してですね、これは管理はですね、自衛隊がやっているんですよ。自衛隊の平和活動という部分があると。その辺については、どのようにお考えなのかということですね。それと絡めて、土地、これは国土利用計画とか、そういった大きい利用計画の中で都市計画法絡めてやっていると思うんですが、そういった流れの中でどういうふうに今進捗をしているのか、その辺についてお伺いをいたします。よろしくをお願いします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

仲間明典議員にお答えしたいと思います。

宮古病院の件ですけども、宮古の休日夜間救急診療所は休日夜間の1次救急医療を役割として開設され、平日が午後6時から午前零時まで、日曜、祝祭日が午後2時から午前零時まで診療しています。隣接する宮古病院の救急室も24時間体制で受け付けており、救急診療所で処置できる比較的軽症の患者も宮古病院へ流れる傾向が続いている現状であります。宮古病院の救急室は、どうしても重症の患者を優先的に診るので、軽症の人が行くと、やっぱり2時間も3時間も待たされてしまうという時間的、精神的な負担を患



者は負うことになります。現状を回避するため、宮古休日夜間救急診療所運営委員会でも議題として取り上げて、その対策について協議を行い、市民の1次救急を担う診療所の役割、必要性についてまだまだ周知徹底がされていないということで、宮古病院と救急診療所の役割分担を救急室内での指導あるいは広報活動あるいは宮古病院敷地内の案内板を設置して、ここは重症だけだよということや、皆さんに知らせるとか、行政チャンネルでの広報、各種の予防接種を行ったりすることで、救急診療所の利用価値を高めるといった等を積極的に進めていくべきじゃないかなと考えております。

下地島、宮古島空港の利用ですけれども、先程仲井眞知事が台湾に行きまして、中華航空の定期便を飛ばしたいということをおっしゃってございました。昼休みに今日砂川佳一県議から電話があつて、これはもう宮古としてもぜひみんなでご覧しようということをおっしゃっておりますので、これも早目に定期便について要請していきたいと思っております。

#### ◎議長（友利恵一君）

どうぞ元気よく、答弁の奪い合いしてでもやってくださいよ。

#### ◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

パヤオ設置についてであります。伊良部漁協における魚類水揚げの約70%がパヤオからの漁獲高であります。パヤオの設置、管理は、伊良部地域の水産業にとって大変重要なことと認識しております。現在宮古海域のパヤオは、県設置が7基、漁協設置が6基設置されております。平成19年度には中層3基、21年度から23年度までに計画としまして3基の設置を予定しております。また、伊良部漁協においても、流失パヤオの代替を2基設置しております。食料自給率の向上、それから漁業関係団体の所得向上のためにも、増設の推進を図ってまいります。

魚礁設置につきましては、近年温暖化の影響、沿岸の水質悪化等によってサンゴが減少しており、好漁場海域においても漁獲量が減少してきております。これまでも県、市が人工魚礁を設置し、漁場の保護、再生に取り組んでまいりました。今後とも継続的に人工魚礁の設置を行い、海域に適した集魚効果の高い人工魚礁の設置、新しい試みとしまして藻場等の整備を推進してまいります。

管理型漁業の推進については、近年さまざまな要因から水資源の減少傾向が進んでおり、伊良部漁協においても漁獲量の減少で漁業者の所得に影響が及んでおります。今後水産資源を保護していくためにも、現在漁業規制が行われている水産物以外にも規制を設け、管理型漁業の推進を行っていくことによって、産卵期における集合度の高い魚種等の禁漁期間及び海域の規制等を取り決めていくためには、今後各漁協、関係機関と協議を行い、資源管理に向けた協定作成を推進していく所存でございます。

佐良浜漁港客船着き場の整備につきましては、平成16年度から平成18年度に新漁村コミュニティー基盤整備事業で船舶待合所、周辺整備、アーケードを設置しております。現在道路の一部がアスファルト未舗装であるために、車両通行に支障を来しておりますが、平成20年1月中に工事発注を行います。

街灯については、船舶待合所の駐車場に4基設置しております。最近、待合所東側の駐車場が利用車両が多くなり、駐車場が広範囲に広がってきていますので、県と協議し、検討していきたいと思っております。

電気設備については、現在、東の浜ドック場まで配線されております。

次に、サバ沖公園の墓地公園化の推進状況についてのご質問でございますが、平成7年9月に伊良部島

と下地島のほぼ全域は県立自然公園として指定されており、ご質問のサバ沖公園は県立自然公園サバ沖園地公園広場として沖縄県の直轄事業で平成8年に園地広場等9,856平米、休息所2カ所75平米、トイレ18平米等が整備され、現在宮古島市が公園施設維持管理委託業務を受けているところでございます。現時点で指定の解除及び区域の変更がございしますが、現時点での墓地公園化は難しい状況にございしますが、伊良部地区に限らず、宮古地域全体の問題として、墓地のあり方等について検討する必要があると考えております。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

下地島空港の利活用についてのご質問でございます。

議員からご指摘のありましたように、県のアジアゲートウェイ構想やですね、2015年に誕生しますASEAN共同体、それによっては物、人の流れがアジアの方向に、東アジアの方向に向かうことが予想されるところでございます。

それから、大学の航空学部の設置につきましては、現在既に桜美林大学と東海大学がアメリカ本土のほうで航空機の実地訓練をやってございます。法政大学につきましては、来年度、福島空港で訓練を予定するという計画であるということをお聞きしてございます。

それから、中華航空の乗り入れにつきましても、国際的な公共財産としての下地島空港の利活用を目指すべきだと考えてございます。

いずれにしても、これらのことを総合的に考慮しながら、下地島空港等利活用計画書の策定については県とともに関係機関と調整しながら策定をしていきたいと考えてございます。計画の方向性につきましては、下地島空港建設の歴史的経緯を踏まえながら、平和的な利活用並びに空港機能と連携した残地の有効利用を図る地域振興策を推進してまいりたいと考えてございます。

進捗状況につきましてはですね、9月末に下地島空港等利活用計画書策定業務委託契約を締結しまして、現在は地元のワークショップあるいは専門家の意見聴取、そして教育機関等へのヒアリングを進めているところでございます。議員ご指摘のように、下地島空港を取り巻くいろんな動きに宮古島市としても注視をしながら、こうした情報を整理しながらですね、宮古島市民からも広く意見を聴取しながら、下地島空港等利活用計画書の本年度策定を目指して取り組んでいきたいと考えてございます。

#### ◎建設部長（平良富男君）

伊良部架橋に伴う道の駅、橋詰広場の整備についてお答えします。

伊良部架橋の事業主体は沖縄県であります。県としては、整備していく方針であります。現在のところ用地の確保が困難な状況でありますので、今後関係機関の協力を得ながら進めていく方針でございます。

#### ◎総合博物館長（下地利幸君）

博物館の管理運営、専門員、学芸員等の人員増についてのご質問ですが、宮古島市総合博物館は宮古の自然と風土をメインテーマに、歴史、民俗、美術工芸、それから自然科学の4部門を扱っております。開館以来特別企画展等を実施しまして、市民のニーズにこたえてきております。人員の配置状況ですが、歴史、民俗部門に学芸員2人を配置してあります。それから、自然科学部門につきましては嘱託専門員を1人配置しまして、現在3人体制となっております。学芸員、専門員の増員ということにつきましては、総合博物館としてしっかりした管理運営体制ができるよう、これからも増員を含め、適正配置に努

めてまいりたいと考えております。

◎仲間明典君

まず、これは答えなくて結構ですけど、3人でですね、博物館というのは研究とか調査はできると思いますか。ほかのところには1,350名ぐらい人間がおるんですね。市長、これはきちんと配置をしていただきたいと思います。特に宮古、八重山はですね、古文書とか、そういったちゃんとした背景になる書物が少ない。だから、今あるものをきれいに洞察をしてですね、掘り起こしていかないかんという難儀なものがあります。だから、専門員とか学芸員はですね、今から鍛えても研修をさせても十分だと思います。職員をきちんと配置をして、かけがえのない宮古の歴史と文化をですね、後世に残せるようにお願いをしたいと思います。

それから、下地島の問題なんですが、下地島はですね、好むと好まざるにかかわらず、私は防衛省にちよっと行ったんですが、避けて通れない部分があると。だから、その辺では平和利用なら平和利用ですね、姿勢をきちんとですね、宮古島市が持つ必要があると思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（友利恵一君）

これで仲間明典君の一般質問は終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

ちょっとご相談しましょう。休憩してから。

（「はい」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

暫時休憩いたしまして、20分休憩しましょうか。

（「はい」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

20分休憩いたしまして、再開いたします。

（休憩＝午後3時24分）

再開いたします。

（再開＝午後3時44分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎新城啓世君

私の信頼する砂川明寛議員の恩師であります下地恵吉新教育長のご就任に心からお祝いを申し上げます。先ごろのインフルエンザ予防接種問題で露呈しましたように、部内にもいろんな不協和音があるようでございまして、混乱が予想されます宮古島市教育界の中心としまして、トップとしまして、健康に留意され、教育界の発展にご尽力賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。実務的な数字を求めるような質問ならともかく、要請を進めるに当たっての理念的な質問には市長は即答できると思いますので、よく聞いていただき、明確な答弁をお願いしたいと思います。

それではまず、市長の政治姿勢についてお伺いします。市長の政治姿勢の中で、施政方針でうたわれた

経営型行政についてお伺いします。市長は、平成16年度平良市施政方針の中で、経営型行政を重点施策として述べられました。経営型行政は、現在でも伊志嶺市政の根幹をなす施政方針と理解した上で質問いたします。伊志嶺市政における経営型行政とは何か。そして、これまでどのような取り組みをして、その実績、成果はどのように市民生活の向上に役立っているのか。さらに、現在の取り組み状況と今後の取り組み、そしてその成果がどのように市民生活の向上に期待できるのか、お答えいただきたいと思います。

次に、緊迫財政に対する市長の姿勢について伺いますが、財政逼迫の折、補助率の低い公園用地の購入は控えるべき、少なくとも必要最小限度に抑えるべきとの指摘を毎年受けてきたパイナガマ公園用地ですが、平成18年度で7,000万の当初予算が決算では目内流用で1億4,000万出費されております。目内流用は、議会の議決科目にないとはいえ、流用することが適切でないとするものについては制限を加えることは差し支えないと言われております。そこで、伺いますが、財政が逼迫している中で7,000万の公園用地購入への流用を適切と認めた理由は何か、市長、お答えいただきたいと思います。

それから、今回もまた法令違反の問題が出ましたけれども、今回の件について市の顧問弁護士はどのような見解を示しているのか。そして、市長は議会に追認を求める意向のようですが、追認を求めることのできる法的な根拠もしくは事例について示していただきたいと思います。さらに、下崎の法令違反、これは追認されることなく、契約解除、前納金返還となったことは記憶に新しいわけですが、今回は市長もお認めになりました不正な公金支出の追認を議会に求める形になります。宮古島市議会が議会の権能に準じた場合、補助金の返還という市民にとっては重大な不利益な事態が発生するおそれがあります。宮古島市議会は、正義を貫くか、市長の不正を黙認して市民の不利益をとめるかの選択を迫られることになるわけですが、そのためには市長のそれ相応の担保が必要となってまいります。市長が1億4,000万円の不正支出を一たん返還するか、市長職を辞するくらい大きな責任問題になるとと思いますが、議会に法令違反行為を追認させるための市長の担保は何かをお聞かせいただきたいと思います。

次に、ある市民が市長秘書課は市長の旅行代理店かとやゆしておりましたが、新聞に出てくる市長日程で市長出張が余りにも多過ぎないかとの指摘です。そこで、伺いますが、平成18年度から市長出張の目的、随員、費用、その成果等について、さきに要求しております一覧表での説明を求めます。

公社職員については、先程の質問、答弁がありましたので、割愛いたします。

ただ、平成19年度の職員採用最終合格者が発表されておりますが、管理栄養士が1人、救急救命士が2人合格しております。この職員の合格に至るまでの経緯の説明をお願いいたします。

次に、市長におかれましては不愉快な質問になるかもしれませんが、群馬県の知事が退職金を支給しない条例の制定を求めました。県には9,600億円の債務があり、財源的に厳しいので、辞退するというのがその理由ですが、三重県や長野県も退職金を辞退するようです。ある村の村長が村の財政の厳しさを見かねて退職金を村に寄附しようとしたが、公選法に触れるという問題が生じたといえます。あらかじめ特別職の退職金を支給しない条例を制定すれば全く問題はないわけですが、お伺いいたします。

市長の退職金が支払われる根拠、退職金の意味と仕組みについて。

次に、今期任期いっぱいまで退任された場合の退職金と過去に受け取られた退職金総額。

そして、兵庫県の4市町の住民アンケート調査をした結果では、特別職の退職金は98%が見直すべき、廃止すべきと答えたといえます。そもそも市長が4年間の任期が終わるごとに退職金を受給していると知

っている市民はそれほど多くないようであります。そこで、市長の退職金を支払わない条例制定案を提出する勇気ある決断はできないか、お伺いします。

昨年、合併前の公用車がほこりをかぶっているのを見かねて公売に付すことを進言、行きがかり上応札した結果、落札してしまいました。旧上野村の公用車だった高燃費車は、私のにわか車庫でほこりをかぶったままであります。そこで、気になるのは、以前にも指摘しましたように、宮古島市の高燃費の公用車の存在であります。トゥリパー土地売買代金のおかげで持ち直したかに見える宮古島市の財政は、まだまだ予断を許さない状況だと思いますが、現在の市長、議長の公用車は借金自治体の宮古島市にとっては分不相応に見えますが、いかがお考えでしょうか。

危機管理に対する市長の姿勢について伺います。先ごろうえのドイツ文化村で宮古島市総合防災訓練が実施されました。訓練本部長である市長の開始号令のもと、訓練が始まりました。救助された被災者を担架で運んできた隊員が人形とはいえ被災者をまたいだり、救急車が医師、看護師をおろして、ドアを閉めないまま走り出したりと、緊迫した中、あえて緊迫したと表現しますが、緊迫した訓練中に訓練本部は本部長を初め、非常食と称されるカレーライスをはおぼり始めました。訓練中に非常食を食することも訓練のうちかといぶかる参加者の声ですが、このようなのどかでおおらかな防災訓練を行う市長の危機管理の認識について伺います。

まず、9月議会が閉会すると、市長は15日、16日開催の九州及び広島でのふるさとまつりに出張されました。17日にはマティダ市民劇場での敬老会が予定されており、敬老者はもとより、議員まで市長から案内通知を受けております。ところが、市長は当日は休日にもかかわらず、企業訪問ということで東京に行っております。敬老祝金もないのにわざわざマティダ市民劇場まで来られたお年寄りたちに対する激励よりも、九州、広島と同郷人との交流を優先されたわけですが、問題はこの日、台風12号が宮古島に向っており、18日の昼過ぎには宮古島に接近、25メートル以上の暴風圏に入るとの警戒情報が出ております。このような状況下では、市民の生命、財産を守るべき最高責任者としての市長は即刻帰庁、台風対策を考えるべきかと思いますが、なぜ東京なのか。市長職務の優先順位についてご説明いただきたいと思っております。

そして、9月24日の未明に市職員が傷害事件を起こして宮古島署に逮捕されたという新聞報道があった25日の当日、市長は海外へ出張です。市民の生命、財産を守るべき市長が、部下職員が市民を傷つけ、警察に逮捕という重大事件が発生したというのに、市長は出張ということはいかがなものかといぶかる市民が大勢います。市長の見解をお聞かせください。

それから、上海出張と文書偽造については、現在百条委員会で審議中でございますので、これを割愛いたします。

次に、先程も自衛隊、下地島空港に関しまして自衛隊問題出ましたけれども、関連質問になりますが、先日の防災訓練に陸上自衛隊が参加、津波に備えた土のう積みの手際よいわざを見せてもらいました。陸上自衛隊の参加のいきさつについてご説明をお願いします。

広辞苑では、与党のことを同じ主張や目的を持って組んだ仲間と記しております。与党を標榜しておられる議員の皆さんと伊志嶺市長は当然同じ主張や目的を持って組んだ仲間ではなくてはなりません。ところが、与党議員の会長を含む複数名が陸上自衛隊誘致を積極的に模索していると聞きます。宮古島市の与党の本質、市長と与党議員の整合性についてのご説明をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、宮古島市一般会計、特別会計決算審査意見書で監査委員は次のように記しております。審査の方法、関係職員に補足説明を求めて、計算の確認、法令の準拠、予算執行の適否について審査した結果、審査に付された各会計決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その会計は関係諸帳簿と照合審査の結果、いずれも正確に表示されていることが認められた。しかしながら、結果は総務財政委員会で不認定となりました。このことについては、代表監査委員の市民への釈明が必要かと考えますので、代表監査委員の説明を求めます。

次に、建設行政に関しまして、富名腰地区の生活環境整備について伺いますが、まず軍用地地主補償に係る事業について。去った10月20日、富名腰公民館で行われた富名腰地区旧軍事業説明会で市当局は、旧軍飛行場用地問題慰謝事業を積極的に導入するとして、富名腰地区において事業計画を次のように示しております。富名腰公民館の建設に事業費2億4,000万円、地区内道路の整備に4億1,800万円、地区内国有地での富名腰公園の建設に5,000万円、そして畑の整備等で950万円。その財源内訳は、国の戦後処理の一環である不発弾探査処理事業と同様な取り扱いを見込むとなっているようですが、富名腰地区住民にとって壮大な計画についての説明をお願いいたします。

それから、富名腰地区の旧集落がいまだ手つかずの状態、周辺は都市化する中、今後の軍用地主補償事業ですが、富名腰地区住民は大きな期待感でその行方を注目しております。この事業が単なる絵にかいたもちになった場合、地区住民の落胆ははかり知れないものがあるかと思いますが、この事業は別としまして、市の計画に富名腰地区の環境整備の新しいメニューが出てきたのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

次に、農林水産に関しまして、新城の湧水池の復元について伺いますが、宮古島市が誕生した一昨年の12月議会で新城海岸の湧水池の復元について取り上げ、その解決を促しましたところ、現在策定中の農村総合計画に盛り込むことが可能として、地元と調整を進めながら、その中で整備できるようにしたいと答弁されました。また、1年後の昨年12月議会でも同じ質問に対して、現在策定中の農村総合整備計画に盛り込んで整備可能、調整中と答弁しております。2年たった現在の進捗状況について答弁していただきたいと思っております。

それから、大きな問題になりました東平安名崎を抱える保良地区ですけれども、保良漁港の活用について伺います。以前、四十数年前ですけれども、保良地区は漁村として市場は大いににぎわいを見せていたように記憶しております。東平安名崎周辺の好漁場がありながら、なぜ保良地区の漁業が衰退したのか。立派な保良漁港もあり、地域振興の一つとして漁業が再興できないか。保良漁港の運用実態と今後について、当局の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、住民検診場所の利便性について伺いますが、大浦地区は公民館から西原公民館へ、富名腰地区も富名腰公民館から平良保健センターへと住民検診場所が変更になりました。そのことによって高齢者の受診率が下がっているということですが、受診率に問題はないのか、今後高齢者のための利便性は図られないのか、答弁をお願いします。

次に、愛犬家の一人として伺います。狂犬病予防法によって飼い犬の登録、予防注射が義務づけられておりますが、昭和25年制定のこの法律の存在には疑問を持つものの、法律は法律ですから、その遵守は国民の義務であります。ところが、登録手数料は3,000円、予防注射料金が3,000円前後と負担感が非常に大

きく感じます。住民登録は無料のはずなのに、なぜ飼い犬の登録に3,000円も必要か。鑑札票の再交付にしても、なぜ1,600円も必要か。全国統一料金のようなのですが、市民が愛犬を登録がしやすいような手数料徴収条例の改正はできないのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、市職員の兼業行為ですが、本市は県内有数の農業地域とあって、市の職員も何らかの形で農業にかかわり、またそのことが農業衰退の歯どめになっていることは事実かと思えます。ところが、市職員の中には本業は何かと疑われるような、農業を含む副業に専念する職員がいると聞きます。実態についてお聞かせいただきたいと思えます。

また、関連して伺いますが、先日の本会議、議案に対する質疑の中で地域戦略局長がコーラル・ベジタブル株式会社の監査役になっていることをご自分で不適切と発言されました。なぜ役所の職員が不適切と認識しながら、その業務につかなければならないのか、これは釈明が必要です。お願いいたします。

教育問題ですが、八重山商工の甲子園出場は、宮古島の高校生はもとより、多くの市民にも大きな刺激を与えてくれましたが、地元の高校の甲子園出場がいかに市民を鼓舞し、子供たちに大きな夢を与えるか。ぜひ実現させたいとして取り組んでいる団体があります。夢実現、行くぞ甲子園・宮古島応援団という宮古島のミスターベースボール、平良勝之氏率いる団体ですが、300億を超える宮古島市の予算で明るい話題の予算がほとんどありません。本議会に上程されております折田喜作文化基金の改正条例案ですが、基金を有効に運用するため本条例を改正する必要という提案理由は、まさにこの団体に助成金を支出するためにふさわしいかと思えます。

このたび就任されました新教育長に伺います。地元の高校生が本気になって甲子園を目指し、それを地域を挙げて応援、行政も財政的な支援を惜しまないという姿勢は、宮古島市の市民の団結、活性化、そして子供たちに対する大きな教育的効果が期待できると思えますが、教育的観点から教育長のご見解をお聞かせいただきたいと思えます。

四、五年前、平良中学校の体育館改築が予算化されました。ところが、規定に1クラス足りないということから現在の体育館より二回りも規模が縮小されたことが判明、学校はもとより地域を挙げて反対、結局この予算はほかの学校へ流れた経緯があります。平良中学校体育館は、いわゆる緊急避難地としての役割も考えられ、しかるべき規模の体育館建設が待たれておりますが、当局はいかがお考えでしょうか。また、基地周辺整備資金での建設も可能という話も聞いたことがあります。本市にはこの制度は適用できないのか、お伺いしまして、答弁をお聞きしまして、再質問をいたします。お願いいたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

新城啓世議員の質問にお答えします。

経営型行政についてでございますけれども、旧平良市時代から、限られた資源の中で効果的な行政運営を進めていくには、前例踏襲を基調とする管理型行政から、経済性、効率性、有効性を重視した経営型行政に転換していく必要があります。NPOや住民との協働、コスト意識を持った新たな発想で行政運営に取り組んでまいりました。合併して宮古島市誕生してから2年たつわけですが、経営型行政を基本とした行政運営は継続しており、選択と集中という具体的な行動指針を示しながら市政を運営しているところであります。今後とも効果的な行政運営を進めるため、経営型行政を基本として取り組んでまいりたいと考えております。

市長の退職金でございますけれども、財政状況の悪化により、平成10年度から特別職の給与カットを実施してまいりました。今後とも厳しい状況はなお続きます。平成19年度と20年度で11億の財政の好転を期待しております。今のところ退職金の返上については、その時点で考えたいと考えております。

台風対策と東京出張でございますけれども、出張時の台風警報発令等については、台風警戒本部を設置して、副市長や総務部長から逐次状況の連絡を受けており、私からも万全な対策を指示しております。ちなみに、今年の台風はすべて第1次配備で対応しております。

危機管理に対する私の姿勢についてですけれども、職員の傷害事件のときに海外出張がありました。このことについては、所属上司から報告を受けており、警察への対応もしっかり指示をして、出張しております。

他のことについては、担当をもって答えさせます。

◎議長（友利恵一君）

ちょっと休憩いたします。

（休憩＝午後4時09分）

再開します。

（再開＝午後4時09分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

私から答弁したほうがいいと思われるのがありますので、答弁いたします。

防災訓練への自衛隊誘致でございますけれども、これまで緊急災害に備えての防災訓練で何度か陸上自衛隊に協力をお願いしております。自衛隊の参加する防災訓練等は、必ずしも自衛隊が常駐している地域に限りませんので、宮古での訓練も宮古圏域の防災面から重要であり、誘致とは別に切り離して考えております。

市長と与党議員の整合性でございますけれども、議員と当局と考えが違うのは整合性がないとのご指摘ですが、個人個人にそれぞれの考えがあります。私は、これまで述べているように、自衛隊の誘致には一貫して反対しており、その方針で市政運営に協力をお願いいたしているところでございます。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時10分）

再開いたします。

（再開＝午後4時10分）

◎総務部長（宮川耕次君）

市長からもありましたが、経営型行政についての実績です。

これ議員ご指摘もありましたように、旧平良市時代の施政方針に基づくものですが、まず旧平良市時代、財政非常事態宣言などにより、職員のコスト意識の向上、市民との協働の面では計画から実行、評価まで市民参加で策定した健康ひらら21ですとか、またNPOの支援等、地域産業面では八重干瀬ガイドツアーにおけるインストラクター等の養成、それから歴史文化ロードにおけるガイド養成ですとか、宮古市場等の開設などが上げられるかと思えます。また、宮古島市になりまして、市民参加で策定しました集中改革



プランとそのプランで示した事務事業の見直しですとか、また効率化や活性化を目指した指定管理者制度の導入ですとか、民間委託等の推進に向けた取り組みなどが上げられるかと思います。最近ではですね、下地地区地域づくり協議会ができて、行政はそういった地域の独自の、民間と行政がですね、協働して地域づくりをやろうということをやった支援を行ったり、あるいはまた池間離島振興センターにおけるNPOに指定管理者として移行されたとか、そういったものが上げられるかと思います。

今後ですが、新たにですね、現在試行しております行政評価システムを来年度から本格導入しまして、事務事業の効率性、有効性を評価しながら事業を選択し、集中していく取り組みを強化していきたいと考えております。さらにまた、そういった費用対効果とかですね、コスト意識を持った事業の徹底的な見直し、あるいは各種ボランティア等のネットワークづくり、また地域力を高めるための地域コミュニティー、自治会、そういったものの支援とかですね、そういったものを考えてございます。

次に、職員の兼業行為についてでございます。農業をやって、職員かどうかわからない実態があるんじゃないかというご指摘でございますが、確かに職員の中にはそういった農業を手伝っていらっしゃる職員も多数いるかと思っております。それが勤務中であれば大変な問題であります、基本的に年次有給休暇というのは上司の決裁、許可を得て取得できているものであり、その使い方についてはその職員の裁量にゆだねられているわけです。いずれにしても、市民から誤解を受けないような行動をとるよう、内部でも指導していきたいというふうに考えております。

#### ◎議長（友利恵一君）

資料配付のようですから、休憩します。

（休憩＝午後4時15分）

再開いたします。

（再開＝午後4時16分）

#### ◎企画政策部長（久貝智子君）

軍用地補償に係る諸事業についてのご質問でございますが、富名腰地区の整備に係る事業メニューについて。第2次世界大戦中に日本海軍は、県内各地におきまして飛行場及び兵舎等の用地に使用するため、民有地を接収いたしました。終戦後、この用地はそのまま国有地として取り扱われております。宮古島市においても現在の宮古空港及びその周辺に国有地が介在しております。旧地主らを中心に補償関係が未解決のまま、旧日本海軍用地問題として残されております。この用地問題につきまして、県としては平成14年度の沖縄振興計画の中に、沖縄における不発弾処理や旧軍用飛行場用地など戦後処理等諸問題として位置づけております。県の具体的処理方針といたしましては、旧地主に対する慰謝につながることを前提に、次の3つを示しております。1つ、個人的補償ではなく、団体補償方式による事業、2つ、地域振興に寄与する事業、3つ、国からの補助金を受け入れ、目的に沿った事業ということになっております。これらを受けまして、宮古島市としては旧地主らを中心とした地域、七原、富名腰、腰原、兵舎跡地がありますが、これらの旧地主と要望を協議いたしまして、計画を練り上げ、事業を積極的に導入して、地域の活性化を早急に図っていくため、県と調整を図っているところです。

お尋ねの富名腰につきましては、先程議員がおっしゃいました公民館の建設、集落地内道路の整備、公園の整備、御嶽の整備などとなっております。その後の新しいメニューはございません。

### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、住民検診における受診者の利便性でありますけれども、確かに今年度、市街地については平良保健センターでの実施を現在行っている状況にあります。また、今年の平良地区行政連絡員協力説明会の中で富名腰1区自治会より公民館、いわゆる富名腰公民館を実施会場にという要望がございました。しかしながら、検討を重ねてまいりましたが、施設の規模あるいは検査項目に伴うスペースの確保が厳しいということや住宅の密集あるいは駐車場の確保が大変厳しい状況にあるというふうなことで、今回検診会場については平良保健センターで実施をするということにいたしました。今後につきましては、住民の要望、施設の状況等を検討しながら、県総合保健協会とも日程調整を図りつつ、会場についての努力をしております。いわゆる平成20年4月から特定健診あるいは保健指導などの実施が始まります。受診率65%以上ないと、後年度へいってペナルティーが科せられるというふうな厳しい状況に置かれてまいりますので、いろいろ住民の意見を聞きながら、受診率のアップにつなげていきたいというふうに考えております。

それから、犬の登録料でありますけれども、飼い犬については1回、狂犬病予防法に基づいて登録しなければならないというふうに規定されております。これは、狂犬病予防法の第4条に規定されるものであります。登録手数料は、国が平成7年に当時の登録事務に要する経費を勘案して、上限を3,000円というふうに定めておりました。ただ、平成12年度より犬の登録事務が市町村の事務となり、登録料の上限が廃止されたわけでありますけれども、宮古島市は合併時の旧市町村の手数料金を今踏襲しているということでございます。なお、犬の登録は大体年間200件ぐらいありますが、その手数料収入については狂犬病予防及び登録事務費にすべて使われているということでありまして、県内の状況を調べてみましたところ、ほとんどの自治体が3,000円の登録料を徴収しているという状況にあります。

### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず、新城湧水池に係る総合計画の進捗状況ということでございます。

以前にも同じようなご質問がございました。そういうことで、農村総合整備計画で取り組む調整についてはできてございます。ですが、今国営宮古伊良部地下ダムの事業が動いておりまして、その中で農村総合整備事業そのものについては緩やかな形でやっておりまして、土地改良事業と畑かん事業を優先させているというような状況にもまたございます。ですが、要望の趣旨は十分理解しておりまして、整備のグレード、例えばどの程度まで整備するのか、そのあたりがまだはっきりしておりませんが、大体事業費4,000万円ないし5,000万円程度であれば整備はできるであろうというようなことでございます。そういうことで、地域の要望、趣旨とか、そういうものについては十分理解をしておりますし、観光資源としても十分に使えるというようなこと等もございまして、今のところ後期のほうに位置づけはしておりますけれども、できるだけ前期に持ってこれないかどうか、再度調整をさせていただきます。また、一部につきましては宝くじ助成事業が使えるような雰囲気もございまして、その辺の方向からもアタックをしてみたいというふうに思います。

次に、保良漁港の活用でございます。現在宮古島漁協の組合員は25名です。漁船隻数で18隻で、主に一本釣りとか追い込み漁業が中心でございます。そういうふうなことで、漁獲高が大体年間35トン、1,400万円程度というふうになってございます。今漁村再生交付金事業というのがありまして、その中で東部地区として高野漁港、そして保良漁港、浦底漁港、その部分を含めてですね、平成20年度事業という形で今県

のほうをお願いをしている部分がございます。その中でトイレとか休憩所、緑地の広場の整備とかですね、そういうものについても保良漁港でもって計画をしております。ですが、保良漁港周辺の海域がですね、なかなかモズクとか、そういう養殖事業に適さない漁場が多くありまして、どうしても一本釣りとか追い込み網が中心になってくるということになりますけども、やはり非常に観光地としていい場所に漁港がありますんで、観光を取り入れた追い込み網ですね、そういうものを含めて所得を上げていくと、そのような形がいいのではないかというふうに思っております。現に一部観光事業として取り組まれている部分もございますので、そのあたりで再度再整備の中で検討をさせていただくということになるかと思っております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

平成18年度パイナガマ公園用地取得に係る諸問題ですけど、パイナガマ公園は平成8年度に事業認可を受け、事業着手し、継続事業として整備をこれまで進めてきております。平成18年度、公園事業費としてパイナガマ公園1億5,000万円、荷川取公園1億5,000万円の事業費が配分されましたが、荷川取公園の事業完了に伴い、工事入札残額が生じたために、荷川取公園事業費を減額して、6,345万円をパイナガマ公園事業費に増額し、経費の配分及び内容の軽微な変更の取り扱い方針により、都市・地域整備局所管補助金交付決定変更申請書を県へ進達し、県から内閣府総合事務局長へ進達され、変更申請を行っております。弁護士の指導としては、後手であっても用地買収に関する議案を議会に議決をお願いしたほうが良いという指導でございます。事例としましては、平成19年の9月定例会、東京都町田市議会で土地の買入れの追認の議決を求める例があります。根拠としましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、追認の議決をお願いしたいということでございます。

#### ◎教育部長（長濱光雄君）

平良中学校の体育館の建替えの件でございますが、ご指摘のとおり、平成15年度に敷地整備面積の問題で建設の中断を余儀なくされた経緯があります。質問のあります避難場所としての面積の加算はどうかということですが、学校施設というのは建設の際にですね、既に避難場所としての要件を備えているということで、積算基準の中に入っているということでありまして、新たな面積の加算というのは非常に厳しいだろうという話であります。

それから、基地周辺整備資金を活用しての整備についてでございますけれども、宮古島市として学校施設が基地周辺整備事業を活用できるメニューに該当していないということになっておりますので、基地周辺整備資金の活用は非常に困難であると思っております。

#### ◎代表監査委員（川満 勇君）

決算審査につきましては、監査委員として収納、支出等が法令及び予算に適合しているかなどの審査を行い、意見書として報告を行っているところでありますが、今回のような支出以前の契約事務の法令違反につきましては、審査の段階でそれが発見できなかったことについては、大変遺憾に思い、反省しているところであります。また、今回の決算書のように一部の事務事業の執行について違法性が指摘されて、決算書が不認定になっていることにつきましては、大変残念であります。当然のことながら、今後につきましては、監査委員としても職員の事務事業の執行につきましては、法令の遵守の徹底につきまして、指導並

びに指摘をしてみたいと存じます。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

去った11日の議案質疑の中で、私が適切ではないという答弁をいたしましたのは、これまでコーラル・ベジタブル株式会社の監査役には民間の方が起用されてございますし、私自身も民間の方のほうが良いという考え方でありましたので、そのような答弁になった次第であります。ただ、今回の監査役就任につきましては、宮古島市が4,500万円出資しているということ、それから累積赤字が4,000万円余に上っているということ、そしてコーラル・ベジタブル株式会社から就任依頼の文書が届いておりましたので、総合的に私自身判断しまして、監査役に就任した次第であります。ただ、行政側の意見がですね、第三セクターの経営運営につきまして、一つの意見でありましても、経営改善に寄与すればという思いがありまして、監査役を引き受けた次第でございます。

◎総務課長（伊良部平師君）

平成19年度職員採用試験の経緯についてお答えいたします。

平成19年度の職員の採用候補者試験につきましては、要綱を作成しまして、8月の22日から9月6日まで新聞広告等で公募いたしました。応募者数が10名でございます。1次試験を10月の14日に実施をいたしまして、実際の受験者は9名となっております。今年度、採用枠は3名でございます。1次試験の合格者数が5名、それから2次試験を11月の11日に実施をしまして、最終的に3名の合格者発表を11月28日に内示するとともに、発表したということでございます。なお、内訳は消防職2人、管理栄養士が1名ということでございます。

◎秘書広報課長（砂川 明君）

最初に、市長の出張についてですが、先程配付した資料にですね、平成18年度、24回、それから平成19年度に22回出張しておりまして、出張の日程、出張先、目的等については資料に記載してありますので、資料提出をもって説明にかえたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから続きまして、折田喜作文化基金についての質問でございますが、教育長にご質問でしたが、担当私ですので、私のほうからお答えいたします。折田喜作文化基金、議員がおっしゃっているように、基金を十分に活用していくために、今議会に折田喜作文化基金条例の一部を改正する議案を上程していますので、よろしくお願いいたします。それと並行いたしまして、基金を有効かつ公正に運用していくための基準づくりと申しますか、要綱を策定中でございます。今後は、その要綱の中で検討委員会を立ち上げて、基金を交付する団体や個人を選定していくこととなりますので、議員の推薦している団体についても、その検討委員会で検討していくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎財政課長（石原智男君）

公用車の高燃費車廃止についてでございますが、現在市の公用車は352台でございます。内訳としては、軽自動車104台、それから消防車、救急車などの特殊車両が59台、それ以外の乗用車が189台でございます。高燃費と言われている3,000cc以上は、そのうちの16台でございます。市といたしましては、燃料代、重量税等の節約はもとより、時流として環境保護が叫ばれている中、老朽化等で車両の廃棄処分ですね、新たに車両を導入する場合は用途に応じた低燃費車の導入を優先しております。

◎教育長（下地恵吉君）

初答弁ということで大変緊張しております。議員の先生方、よろしく申し上げます。

新城啓世議員のご質問にお答えします。同じ先島の高校生として、八重山商工の甲子園出場を契機に、この宮古でも夢実現、行くぞ甲子園・宮古島応援団が結成されて、さまざまな支援活動が展開されておりますが、多くの宮古島の青少年に夢と希望を与えるためにも、教育行政を預かる者として、バックアップをしていきたいというふうに考えております。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時39分）

再開いたします。

（再開＝午後4時41分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

パイナガマ公園の予算流用でございますけども、款項の流用はできないけれども、目はできるという判断で流用いたしました。

◎企画政策部長（久貝智子君）

今後の事業展開といたしましては、県におきまして市町村からの計画をもとに国へ予算要求をしていく、平成21年度のですね、予算化に向けて要請をしていくということになります。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

市町村合併をしましてからは、大浦地区の住民については西原公民館で受診をしてもらっているということでもあります。なお、受診率が低下しないようにですね、今年度も公用車バスでですね、老人の方々の送迎をしたということになっております。

それから、狂犬病の条例の改正、料金についてできないのかということでございますけれども、検討してみたいというふうに思います。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わりました。

（議員の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

できれば追認をしていただきたいと思っております。そのための担保としては、私はそれなりの責任をとりたいと思っております。

◎新城啓世君

実はですね、目内流用だからというふうな流用の理由ですけれども、新聞報道によりますと、市長は流用決裁なさって、中身を十分わからないで決裁したとなっているんですよ。これは、新聞報道そうして報じています。そこで、伺いますけれども、これが事実だとすれば、もし中身を十分理解していらっしゃれば、流用決裁はしなかったのか。1つですね。これ再質問ですよ。

もう一つは、地方自治法違反は職員の不勉強さが招いた問題だが、今も全然学習できていないと、これも市長コメントですけれども、もし目内流用の起案の段階で市長が十分中身を吟味しておけば、2,000万円を超える公有地取得が議決事項であることは認識できたはずなんですね。つまりよく認識しておけば、

法令違反等は防げたと思いますけれども、ご自分が中身を十分わからないまま決裁したことが法令違反につながったことからすればですね、市長自身も全然学習していない。そしてまた、当然そこには助役の決裁もあるわけですから、助役も全く学習していないと。

(「副市長」の声あり)

#### ◎新城啓世君

副市長。いや、当時は助役ですから。済みません。当時の助役も全然学習していないということを意味するわけです。つまりこのことは、市長以下組織を挙げて宮古島市役所は全然学習能力に欠けるか、もしくは学習意欲に欠けるかと思いますが、職員のそのような学習しない実態は市長、副市長にも問題があるんじゃないでしょうか、お答えいただきたいと思います。

それから、さきの下崎の土地売買に絡む法令違反では、市長はその責任のとり方として、15%減給3カ月を申し出ました。今度のパイナガマ公園用地問題では、全く同じ性格の責任問題が発生します。下崎では顧問弁護士の指摘もあり、契約解除、前納金800万の返還ということになりましたが、今回のパイナガマでも、顧問弁護士の論理でいけば、当然契約無効、売買代金1億4,000万返還となるはずですが、市長ご自身もお認めになりました不正な公金支出ですから、不正に支払ったお金は返してもらわなくてはなりません。そこで、伺いますが、不正に公金を支払った行為は法令違反ですから、これは市民に対する背任行為に当たるとはと思いますが、いかがお考えか。

次に、自衛隊の問題、津波に備えた訓練だったわけですから、陸上自衛隊が常駐していることを前提になされるべき訓練かと思いますが。地震が発生して津波が予測されることから那覇から陸上自衛隊呼んでおったんでは間に合わないわけですから、陸上自衛隊駐屯に反対する市長の方針からすると、この訓練は単なるショーにしかすぎない。ひょっとしたら市長は、陸上自衛隊の駐屯をお考えになっているのでしょうか、再度お伺いします。

先程の甲子園、新教育長もそれなりの教育的効果をお考えのことだと思いますけれども、この際、夢実現、行くぞ甲子園・宮古島応援団への助成、ぜひ次年度でもって予算化できることを祈念いたします。

先程の再質問の答弁を聞きまして、また改めて質問いたしますので、よろしく願います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

パイナガマの土地問題については、下崎同様に職員の勉強不足、私の勉強不足で起きた事例だと市民にも議員の皆様にも謝罪したところでございます。これからは、しっかり取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

また、津波の訓練等に対する自衛隊は常駐していなくても訓練は必要であると考えておりますので、今野原に常駐している自衛隊以上の自衛隊は宮古には来ないほうがいいと考えております。

(「答弁漏れがあります」の声あり)

#### ◎議長（友利恵一君）

指摘してください。

休憩いたします。

(休憩＝午後4時51分)

再開いたします。

(再開＝午後4時51分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

職員と私の勉強不足ではありますけど、背任ではございません。

◎新城啓世君

公金の不正な支出が背任に当たらないという理論はおかしいと思いますけれども、あえてもう一度お伺いします。

今回のパynaガマ公園用地土地取得に係る地方自治法違反は、職員は地方公務員法第32条の法令等に従う義務及び第33条、信用失墜行為の禁止に抵触するわけですが、市長の中身を見ないまま決裁したという行為は決裁権の怠慢であり、これは地方自治法、事務の管理及び執行、担当事務、職員の指揮監督という権限を著しく逸脱、放棄しております。市長は、宮古島市誕生2周年インタビューで、公務員は市民の税金で仕事をしているという認識を高めていきたいと話されております。当然市長も市民の税金で、市民のために、市民から負託を受けて仕事をされているわけですから、市長権限からの逸脱行為は明らかに背任に当たると思います。再度伺います。

もう一つ、公有財産の取得に係る重要な起案文書の中身をよく吟味しないで決裁した職務怠慢に加え、1億4,000万円もの公金の不正支出がなぜ背任行為に当たらないのか、再度あわせてお伺いします。

終わりに、伊志嶺市政が初めて手がけた雇用対策事業のコールセンター誘致は、業務の内容から地元の人たちがどの程度適応、定着できるか、懸念する声も聞こえてまいります。成功を期待したいと思いますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

さて、市民の財産にかかわる重要案件に十分中身がわからないまま決裁したと言ひ、今も全然学習できていないという職員を抱え、市長みずからは出張、出張で職員の監督もできない。台風接近だというのに日曜日に東京出張、職員は傷害事件を起こす。基隆市と姉妹都市提携をしても、姉妹都市を締結して、直行便を飛ばしても、基隆からはだれも来ない一方通行の片思い。トゥリバー代金が入ったからといって祝賀パーティー、そしてきわめつけは市長の知らないところで職員は公有財産を売り買い放題と、私が見る伊志嶺市政は全くののうてんき行政、無法行政に映ります。琉球政府時代の自治神話説がこの宮古島市に当てはまりそうなこのような状態で、残り2年間も伊志嶺さんが市長を続けることに多くの市民が不安と怒りを持って見詰めております。伊志嶺市政を怒り、憂える市民に対して、何らかのメッセージがあれば、お聞かせいただきたいと思ひます。

今年も余すところあと2週間、忘年会シーズンでまちもにぎわいを見せなくてはならないが、イーザトは静かと聞きます。合併して3年目を迎えた新生宮古島市、来年こそは飛躍の年にしたいものであります。市民の皆様にご多幸あらんことを祈念申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

公務員はしっかり条例に従って仕事をするべきところを、これを勉強するのを怠った怠慢はございました。まことに申しわけございませんでした。しかし、背任はいたしておりません。これからもしっかり頑張っていきたいと思ひます。

また、コールセンターは将来的には300人の雇用が見込めるということですので、ぜひ宮古の若者たちが帰ってきて、そこに働いて、しっかりとした職を宮古の地で働いてもらいたい、そのように考えており

ます。

◎議長（友利恵一君）

これで新城啓世君の一般質問は終了いたしました。

◎嘉手納 学君

それでは、一般質問を私も行っていきたいと思いますが、その前にまずは旧平良市時代からですね、そして新しい宮古島市の合併に基づいて4年間、教育行政に携わってきて、教育長としてですね、退任されました久貝勝盛教育長にお疲れさまでしたと敬意を表するとともに、新しくまた教育長になられた下地恵吉教育長、ぜひまた宮古島市の教育のために頑張っていたいただきたいなというふうに思っております。

それでは、平成19年度12月定例会において、さきに通告した一般質問に従いながら何点か質問をさせていただきたいと思っておりますので、市長を初め担当部課長の皆さんの誠意のあるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、県立公園の指定について質問させていただきたいと思っております。公園の指定については、今まで旧平良市時代から何力所か候補地が上がったものの、実現をしていないのが現状であります。今宮古が一つとなり、広域的な発想から海と人と島と共生できる、海をテーマにした県立公園がいいのではないだろうかというふうな視点で、私は伊良部地域の指定を進めることはできないものかというふうに考えます。また、下地島空港を生かした観光の見地から考えても、見て、触れて、体験し、学べるような自然環境教育の教材として総合的公園整備を推進すべきと考えているのですが、当局の考えはどのような考えを持っているのか、聞かせていただきたいというふうに思っております。

次に、製氷施設について質問したいと思います。佐久本洋介議員、そして仲間明典議員のほうもこの件においては質問をしていましたが、お二人の質問と重なるともありますが、実際ですね、国のほうに要請を個々でしているということもありますが、私がやっぱり大事にしくちゃいけないのは、伊良部架橋の建設時において、このことは3漁協というふうな形で、旧伊良部町漁協もそうですけど、確約書においてですね、市と県と交わしていることは皆さんもご承知というふうに思っております。そういう流れの中で私が思うのは、まずは市、県がですね、事務的な作業を国と連携してしっかりと行っているのか。やはり予算があったとしても、県がどの程度持つのか、市がどの程度持つのかということをやっぱり今後詰めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。そういうふうなことからしてですね、基本設計もしくは実施設計等も含めて、いつ、どのような形でやっていくのか、それをしっかりとやはり勉強し、事務的な作業をしっかりと見据えた上じゃないと、県、国との連携はしっかりととれないんじゃないかなというふうに私は考えておりますが、そのような例えば来年度に向けてですね、基本設計なのか実施設計ができるのか、そのような形で市の担当、そして県の担当と連絡を、連携をしっかりととっているのか、今どのような作業の形になっているのかですね、まずこれをしっかりと押さえないといけないんじゃないかなというふうに思っておりますが、仲間明典議員もおっしゃっていますが、パヤオの設置等、そして今現状を維持する氷の問題に関してもですね、やはりそういう基本計画をしっかりとつくらなければ、非常にまずいことになるんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺もあわせてご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

次に、サトウキビの新価格制度、交付金についてであります。午前中、下地明議員の質問にですね、



詳しい説明はお聞きしましたので、説明はともかくとしてですね、サトウキビの新価格制度の交付金が適用され、農家にとってはですね、何ひとつとしていいことはありませんというふうな農家の声があちこちで聞こえます。なぜ国がこういうふうな制度を導入したのか、いまだに納得がいかないのが私一人ではないというふうに思って、農家にしてもそのような形で納得がいかない。しかし、国がそのような制度を持ってきたときに、我々が今現状として従うしかないというふうなことになっています。支払いが確実に今までの支払いよりも遅れるということは、例えば組合等をお願いして、サトウキビを倒してもらっている皆さんには労賃の資金繰り等においても大きな影響が出ることだし、年末年始等、今まで最初の1回目のサトウキビの収入で年末年始、そして成人式とか、いろんなものをですね、やりくりしてきたのが農家の皆さんのこれ現状だというふうに思っております。こういうふうな本当に市民の皆さんの中で、私生活の中で大きな問題が生じているのが間違いないんだろうかなと。要するに下地明議員もおっしゃっていますが、85%がサトウキビ農家にかかわっているということは、彼らがサトウキビのお金が入ったときに、じゃこういうことをしよう、ああいうことをしようということで、宮古全体の経済に間違いなく影響するんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、市当局はですね、市長を初め、国や県、JAに対して要請を行ってきたという部分もありますが、今後はですね、市長、私はですね、書面をもってしっかりとした取り組みをしていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに、もちろん議員も一緒にですね、皆さん全員で取り組んでいかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、農家の皆さん方ですね、一日でも早い手取りができるよう要請をしなくちゃいけないんじゃないかなと思っております。私も農家の家で生まれ育ってききましたので、今の問題としては本当に大変な問題であると認識しています。サトウキビは、宮古にいる、本当に住んでいる人々一人一人に大きな影響を及ぼし、私生活に確実に影響を及ぼします。宮古のそして経済の基本になっているというふうに私は思っております。政府が本当に一度決めた施策、政策を簡単に見直すとはなかなか思えませんが、私たちはやはり地域に住む代表として、だめなものはだめということで強い結束と取り組みで訴えていくべきだというふうに私は思っております。今後については、やはりどういうふうなことをどういうふうに変えていけばいいのかということを今の新価格制度を導入した中でですね、農家等の意見もしっかりと聞いた上で、市長を初め行政も、そして議会も一緒に取り組んでですね、一日でも早い改正を求めるのであれば、そのような要請活動等もぜひ必要じゃないかなというふうに思っておりますので、この件についてもご答弁をよろしくお願い申し上げます。

次に、観光産業についてであります。これまで質問をしてきた通り池から通称ナベ底までのですね、遊歩道の台風による被害の修繕や、そして長山の展望台に行く道路が余りにも狭過ぎると、そのすれ違いの対応策はということで質問してきたんですが、その後通り池は改善されたような経緯がありますが、展望台についてはまだ改善の気配が見られないんですけど、今後どのように考えているのか。そして、渡口の浜、通称伊良部の浜というふうに言われますが、トイレの問題のずさんさがマスコミでも取り上げられました。今どのような改善をして、どのような対応策をとったのかですね、やっぱりこれがまた継続できるかどうか大事なことでありますので、この辺も答弁をお願いしたいなというふうに思っております。

次にですね、教育行政について質問をしたいと思いますが、下地中学校のですね、塀の修繕について危険を把握したのは、察知したというんですか、把握したのはいつごろなのか。予算が270万円ほど計上さ

れていますが、取り組みが余りにも遅過ぎるんじゃないかというふうな地域の声がありますが、現状をいつ把握して、それからどのような経緯で予算づけまでに至ったのか、答弁をお願いしたいと思っております。

以上、答弁をお聞きして、再度質問させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

嘉手納学議員の県立公園の指定について答弁いたします。

県立公園については、平成16年1月に宮古圏域における県営広域公園の整備促進について、旧宮古市町村会ほか6団体で大野山林周辺地区を予定地として位置づけ、県知事に対して要請がされています。宮古圏域における県立公園の整備については、沖縄振興計画にも位置づけられていることから、県としてもその必要性は十分認識しているとのことであります。しかしながら、現予定区域の大部分が白川田水源にも含まれており、宮古本島の飲料水の大部分を賄う重要な水源地であることから、当区域での公園整備については慎重に考えなければならないとし、合併後の市としての県立公園のあり方を現在予定地も含め、検討していただきたいとのことです。宮古圏域における県立公園設置については、宮古の自然的、社会的条件や地域特性を踏まえて、海をテーマとした広域公園で観光資源にもなり得るような整備を求めていることから、伊良部島も選択区域の一つであると考えます。県立公園設置については、地域の合意形成及び都市計画区域への編入等が必要不可欠でありますので、それらを含めながら検討していきたいと思っております。また、今後とも県立公園整備については、これまで同様、県への要請を行ってまいります。

サトウキビの新価格制度でございますけれども、書面により要請が必要ではないかのご指摘であります。生産農家、JAあるいは議会の皆様とも連携して、国に要請してまいりたいと思っております。

#### ◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

旧伊良部町漁業協同組合と確約した製氷施設整備に対する市と県の取り組み状況と事務的作業の連携ということでもありますけれども、伊良部大橋建設に伴う水産振興策の要望事項として、製氷施設については合併特例債を適用し、新市の事業として平成18年度以降に実施設計及び工事に着手できるよう取り組むとの確約書が交わされていることから、交付税算入率75%が国からの適用になる合併特例債を活用した整備計画を立てておりましたが、趣旨に適用しないことであります。このようなことから、老朽化した製氷施設の整備を早急に芽出しするためには、各省庁の適用可能な補助メニューを精査し、アクションを起こして、その結果と感触を踏まえた上で方向性を絞り、事業の採択要請を行ってまいりますが、そのためには宮古島市と関係機関との連携のもとに、製氷施設の現状と課題、施設の規模、性能、将来の利用計画等、事業の採択要望、要請、事業計画書等申請に必要な正式な書類等を手戻りがないようにきっちり作成を行い、事業の早期着工を進めていくことが大事でありますので、精力的に今その作業を進めている最中でありま

す。次に、通り池の遊歩道の修繕であります。遊歩道の修繕につきましては12月7日までに完了しております。

続きまして、展望台への車両の退避所に関しましては、本来の計画が車は駐車場にとめて、徒歩によって展望台までは行ってもらおうという計画でありましたけれども、どうも遊歩道の幅員が広過ぎて、展望台まで車で行くようになっております。まず、嘉手納議員のご指摘のとおり、展望台まで車両での乗り入れ

の要望が多いようでありますので、整備に向けて予算要求を行った上で、実施に向けて努めてまいりたいと思っております。

渡口の浜のトイレの清掃についてでありました。公衆トイレは、その地域の文化のバロメーターだと認識しております。清掃につきましては、予算措置の関係もあって、9月までは職員で対応してまいりました。職員で対応してきたところ、清掃作業が滞りまして、観光客、それから住民の皆様にも多大な迷惑をおかけしましたことに対しては、この場でおわび申し上げます。10月からは、従来どおり清掃委託業務を締結しまして、週に3日、清掃を行っております。今後は、観光客、住民の皆さんには心地よく利用いただけるものだと思っております。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

嘉手納学議員ご質問の下地中学校の塀の修繕についてお答えいたします。

下地中学校の塀の修繕につきましては、学校長から8月16日付で報告書が提出されております。報告を受けまして、直ちに現場を調査、確認しております。その後、財政課と予算確保について調整をいたしました。9月議会に補正予算の要求が間に合いませんでしたので、今議会に要求してあります。今後は、児童生徒の安全確保に要する修繕工事などについては早目に対応していきたいと考えております。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時16分）

再開いたします。

（再開＝午後5時17分）

◎建設部長（平良富男君）

市長からも県立公園、広域公園については答弁ありましたが、現在ですね、宮古支庁の土木建築課、そこと都市計画と意見の調整をしております。県としましては、これまで財源が厳しいという状況をこれまで言ってきましたけど、県立公園のですね、整備がほぼ終わっているということで、県立公園が宮古にまだ公園ができていませんので、その意見調整を進めている段階でございます。今嘉手納議員が指摘しているようにですね、テーマが海という感じになっていきますんで、そういう意見をすり合わせながら、一つは方針として、これまで白川田近辺のこともありますので、そのことも含めてですね、調整図って要請していきたいと考えております。

◎嘉手納 学君

県立公園をですね、伊良部地域に指定したほうがいいということでもありますけど、私は今部長が答弁したように、最大のテーマは海であるというふうに認識をしております。それと、下地島空港を利活用してですね、観光と産業と結びつけるのにも最適ではないかなというふうに考えているわけではありますが、また土地の購入等に関してもですね、開発において下地島を利用するというのも最大なメリットもあるんじゃないかなというふうな考え方も、条件としてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

それと、伊良部島とですね、下地島の境の入り江の整備を私は何回も申し上げてありますが、これは本当にその間にちょうど道路が建設されてですね、入り江と入り江をちょうど閉じた状態になってしまっているんですね。その入り江を含めた整備が大事じゃないかなと。例えば池間島あたりでオカガニの間

題が取り上げられて、その時期には道路ストップしていますが、池間島と同じようなオカガニのですね、生息があるんですよ、実は。今現在ですね、地域の方々にお聞きしたところですね、我々も小さいころから見ていた小動物がどんどんいなくなっているのが事実であります。やっぱりそういうふうな環境的な整備とかも含めてですね、ぜひやるべきじゃないかなというふうに思っております。その入り江がふさがれた部分ですね、生活雑排水が流れてきて、結果的には夏場になると相当な異臭を生じて、その地域では夏は戸をあけられないくらいの異臭がすると同時に、ハエが相当出ますので、変な話ですけど、そのハエを求めてシラサギが来ると。最初は、シラサギが余りにも多いもんですから、すごいなというふうな話すると、逆に言えば異臭が生じて、ハエとか、そこにすんでいる貝とか、そういうのが死んだのを食べに来るというふうな現状があります。そういうこともあわせてですね、公園等整備して、私はその地域も含めた整備も大事じゃないかなというふうに思っております。それにはやはり部長がおっしゃるとおりですね、都市計画区域の見直しをしっかりと、それに取り入れていかないと、今は伊良部地域は私の認識では入っていないというふうに思っておりますので、それをいつごろですね、都市計画区域に入れるのかどうか、やっぱりそれを再度答弁をお願いしたいと思っております。

先程から仲間明典議員が質問しているんですけど、これちょうど15日の新聞ですよ。チャーター便、知事が答弁されています。船もそうですけど、やっぱり先島に直行便を検討というふうな大きな見出しで載っておりますが、今さっきまでも言っているように、下地島空港を利活用したほうがいいんじゃないかなと。結局今もバスでフェリーに渡っているわけですよ。これ直行便で迎えてきても一緒じゃないかなと私は考えます。そういうふうな流れの中で海をテーマにして観光に結びつけながら、そこで島と人と共生しながら観光に結びつけていくというふうな視点を持ってですね、ぜひ取り組んでほしいなと。そこにはですね、私は市長の決意をですね、本当にこれはやっぱり石垣も含めたチャーター便でありますので、本土直行便、宮古から飛ぶ直行便とあわせてですね、我々宮古島市に強い要請をしてですね、直行便ぜひ宮古を通して飛ばしてもらおうという形を、これはせっかく基隆とも姉妹都市を結びました。そこにも、そういう観点も生かしながらですね、直行便をぜひということですね、要請すべきじゃないかなというふうに思っております。これは、今後の宮古の観光産業においても大きなメリットを生む可能性が十分あるわけですから、そこに一日でも早くですね、市長はですね、私は知事と会って、要請すべきじゃないかなと、場合によっては議会においてもですね、協力体制をもってやるべきことではないかなというふうに思っておりますので、市長の見解を再度、どのような形でやっているのか、もしお考えがあれば、ぜひ聞かせていただきたいなというふうに思っております。

それとですね、製氷施設においてであります、今基礎となる書類づくりを一生懸命頑張っているということをお聞きしております。一日も早いですが、これは漁師の皆さんが言うのは、お願いじゃないんだと、私たちは合併特例債でできると信じて、そしてそれに署名して、サインしたんだということを強く申し上げておるわけがあります。それは、当時私たちもどうしても夢の大橋を実現してほしいというふうなお願いをしている中でですね、当時どっちかという補償金の問題も余りにも低いということで反対している人が多いと。どのような形で納得するかというときに、合併特例債を適用して、新市のほうでそれはちゃんとやるということ踏まえて、漁師の皆さんは子々孫々までの生活部分を考えて、引き継ぐ時代の流れとしてですね、親や先輩である立場として、補償金は少ないけれども、じゃ子や孫のためにそういう

ふうな伊良部架橋のためであれば、のみましようということやって、その中で製氷機の確約書ということが当時の伊良部町長、そして市長、そして県の宮古支庁長がサインをして、これはやっぱりしっかりと約束して、やったわけですから、お願いじゃないんだと、これは約束なんだということをしかりと認識してほしいというふうに思っておりますので、基本設計、そして実施設計、いつごろめどが立つのかですね、もし今答弁できればやってほしいんですけど、ぜひこの辺も一日も早いめどづけをお願いしたいなというふうに思っております。

サトウキビのですね、新価格制度、本当に例えばひとり暮らしの老人が年金が少なくしかももらえない、そういう中でサトウキビを二、三十トンつくりながら、そして年を明けて、年末年始の生活費にしたり、そして場合によってはまたそのサトウキビを大学への子供たちの仕送りのためにとかですね、まとまったお金を当てにして、時期を見据えて植えて、サトウキビというのは今まで生活の中にしっかりと根づいてきたサトウキビじゃないかなと。また、E3の問題からもしてですね、サトウキビの重要性というのは宮古島市に徐々にわかってきているんじゃないかなというふうに思っています。そういう中で増産のための政策だということなんですけど、かえって農家は苦しまむものばかりであって、得するもの一つもないというふうな現状を踏まえた上ですね、市長、これは宮古島市の代表としてですね、先程も申し上げたとおりですね、強い姿勢で私は臨んでいくべきじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひまたこの辺でもですね、本当に文書をもってしっかりとした取り組みでその問題をしっかりと取り上げてですね、私は訴えていただきたいというふうに思っております。

下地中学校の件ですが、8月16日に報告を受けたということでもありますけど、何とか9月定例会に間に合わなかったのかなというふうに私はちょっと疑問を覚えます。というのはですね、向こうの近くは小学校もあるんですよ、中学校といっても。やはり子供たちというのは、ああいう塀が傾いた状況で、ただ縄をやったような感じではありますが、危険なところに行って遊びたいのが子供じゃないかなと私は思っているんですよ。やっぱりそういうのを見て、わかって、だれが見てもちょっとしたことですぐにも倒れそうなあの状況を見てですね、すぐに対応できないというのはちょっと疑問を生じるわけですよ。高学年あたりだったら、それは認識があるかもしれないですけど、例えば幼稚園生とかですね、本当に低学年の子供たちがその危険の中に入って遊んだりして、万が一の事故が起きたときにはどうするのかなというふうな、あの状況を見ると、私はそれも過言じゃないかなと思っております。だから、こういう特に子供たちのためのですね、やっぱり対策というのは一日でも早い対応をとっていくべきじゃないかなというふうに思っていますので、今後ですね、そういうことには、教育長、新しくまた教育長迎えたんですけど、本当に担当者もそうですけど、見て、すぐ即座に動くような行動をとっていただきたいなと。事故が一つでも起きてからは取り返しがつかないんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

答弁を聞いて、再々度質問いたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

嘉手納学議員に答弁いたします。

知事が先日台湾に行って、中華航空とも、あるいはスタークルーズとお話をして、宮古に定期便飛ばしたいと、それからスタークルーズの寄港もさせたいということをおっしゃって、いよいよ知事のアジアゲ

ートウェイ構想が動き出したかなという感じがしております。ぜひですね、知事にはこれについてしっかりと要請をしたいと思っております。ただ、この間チャーター便を飛ばしてみてもですね、宮古のC I Qの税関、それから出入審査、それから検疫の体制が少し弱い気がしますので、これからアジアとしっかり交流していくためには、C I Qもしっかりと国に対しても要請をするべきであろうと、そのように思っております。

また、サトウキビについてもしっかりと文書をもって取り組むように、みんなで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

基本設計は、平成18年度時点で2億7,000万円程度ということで、概略の事業費は出されております。実施設計につきましては、事業採択後、その事業費の中で実施設計というのは実施してまいりますので、そのときに細部の設計はやっていくと思っております。

それから、予算計上の時期とのことでありますけれども、事業の要望から要請、それから事業計画、認可、事業の実施までには多くの時間と労力が費やされてまいりますし、各省庁の事業メニューによっても事業認可までの期間が違ってまいりますので、一概に期間の断言はできませんけれども、強い要望がある漁業関係者の利便性と所得向上のためにも、早期の実施に向けて積極的に取り組んでまいっていく所存でありますので、よろしくお願いいたします。

#### ◎都市計画課長（長崎富夫君）

県立公園関係であります。県の必要性、希望等、あるいは現段階での考え方といたしましては、現在県内には9つの県立公園があります。宮古圏域は、唯一県立公園がありません。地域バランスの観点から、特性を生かした広域公園の整備はぜひ必要であると。これは、沖縄振興計画に、宮古圏域における広域的なレクリエーション需要に対応し、住民の憩いの場となる広域公園の整備に努めるということで位置づけされております。現段階での考え方ということであるんですが、公園予定地として地元から大野山林周辺地区の要望があるが、客観的な視点から、地元要望等も含め、適切な候補地の選定、整備内容と検討する必要があるということでもあります。そこで、宮古支庁あるいは県担当との事前協議と申しますか、意見交換会の中で、市としては旧宮古市町村会の合意は現在も重要な意味を持つものとして、大野山林及び北海岸は県立公園の候補地であるという立場を一応説明してあります。このことから、県立公園のあり方として意見交換いたしまして、県としてはエコ、自然を重視しながらも、自然公園的な整備のみでなく、リゾート的な経営型の公園整備を目指しているというふうにあります。県の財政も厳しいことではありますが、候補地の選定等が宮古島市で進められれば、早目にメリット、デメリットの精査をしていきたいということでもあります。その中で、伊良部島の県有地も一つの選択肢であろうかということでも意見がありました。エコ、自然、リゾート的な整備は可能でないかということでもあります。伊良部の都市計画への編入が問題になりますが、あと防災等の問題で、伊良部大橋がつながっても防災面での押しが弱いではないかという意見がありまして、しかしながら将来的な伊良部全体の土地利用の可能性は大きいと思うということで、平成20年度に宮古島市の都市計画マスタープランの策定の大きな内容ができて上がりますので、その中で盛り込んでいかれるかなと思っております。

#### ◎嘉手納 学君

都市計画区域の指定のほうですね、またそれは行政上の手続をちゃんと踏まえた上で、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それと、製氷施設においてですね、もちろんそれだけの予算もかかるだろうし、まただからこそ市単独でできないということで、県や国の助言、そして助けを求めてというか、そういう形で取り組んでいく。ただ、そこにやはり担当者の行政の手腕の見せどころじゃないかなと私は思っております。それをどうか支所長も含めてですね、県の担当ともしっかりと連携をとって、予算の定着を目指してですね、一日も早い実現をお願いしたいなというふうに思っております。

本当に年の暮れに入ってますね、今日天気はいいんですけど、また本当に農家にとっては、先程のサトウキビ何回も言うんですけど、サトウキビの問題については各家庭に直撃する本当に新価格制の導入であります。本当に1年をどういうふうな形で終えるかわからないんですが、本当に来年こそはいい年を迎えるようにということで、私の一般質問終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで嘉手納学君の一般質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後5時38分）

平成 19 年

# 第 9 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

12月18日 (火) 4 日目

(一 般 質 問)



平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第4号

平成19年12月18日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）会議録

平成19年12月18日

（開議＝午前10時02分）

◎出席議員（27名）

（延会＝午後5時57分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（22"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（23"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（24"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（25"）	下地 秀一" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（26"）	下地 明" "
		"（27"）	池間 雅昭" "
		"（28"）	

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	上野支所長	砂川 正吉 君
副市長	下地 学" "	下地支所長	平良 哲則" "
総務部長	宮川 耕次" "	水道局次長	砂川 定之" "
企画政策部長	久貝 智子" "	消防長	伊舎堂 勇" "
地域戦略局長	與那嶺 大" "	教育部長	下地 恵吉" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	教育部長	長濱 光雄" "
環境施設整備局長	平良 光善" "	総務課長	伊良部 平師" "
経済部長	宮國 泰男" "	財政課長	石原 智男" "
建設部長	平良 富男" "	企画調整課長	下地 信男" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	教育施設課長	友利 悦裕" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	都市計画課長	長崎 富夫" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	学校教育課長	島袋 正彦" "
城辺支所長	饒平名 建次" "	納税課長	友利 克" "

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係 長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時02分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第4号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について昨日に引き続き質問を続行いたします。

本日は、新里聰君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎新里 聰君

一般質問も2日目となりました。そのトップバッターでありますから、頑張らせていただきたいと思えます。

合併して2年が経過いたしました。私は、合併後初の市議会議員に立候補する際、「観光と農漁業で宮古島市のあすを創造」という言葉をキャッチフレーズに選挙戦を戦い、当選をさせていただきました。したがって、観光振興についてどうあるべきか、農林水産業振興についてどうあるべきかと、本市の将来展望について議論をすることが私の使命だと思っておりますが、これまで市行政の不祥事が次から次と出てまいりますし、また逼迫する財政状況をどのように立て直すかということを中心に議論を進めてまいりました。今回議員として任期も折り返し地点になりましたので、農業振興を中心としながら福祉行政、とりわけ国民健康保険事業について議論をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、農業振興について。農家所得の目標設定についてというふうにございますが、平成19年度施政方針では農業振興について産業の振興と雇用の創出確保についてと10行程度しか触れられておりません。本市の農業生産額は幾らで、将来的に幾らまで高めようと考えているのか、そのため農家への営農指導はどうあるべきかということが示されておられません。18年度決算で見た場合、農業振興に投じた費用は約41億円であります。圃場整備事業、かんがい排水事業、鉄骨ハウス事業、畜舎建設事業等々であります。しかし、事業は導入しますが、本市としましてサトウキビ生産額を幾らまで高めようとしているのか、野菜についてはどうか、葉たばこについてはどうか、マンゴー等果樹についてはどうか、肉用牛についてはどうか、そしてこれらの生産物を総合して農家所得をどこまで引き上げようと計画しているのか、宮古島市における農家所得の目標値設定が見えてきません。行政目標を設定した取り組みが何よりも必要かと思えますが、いかがでしょうか。当局の見解を求めたいと思えます。

次に、農地の高度利用、サトウキビの年内操業についてお伺いいたします。宮古支庁の統計資料によりますと、本市の耕地面積は52.7%と島の半分以上が耕地で、農業に適しているということであります。そして、産業別就業者数で見た場合、第1次産業、農水産業に占める割合が県平均の0.6%に対し本市は24.6%。お隣の八重山が13.7%でありますから、本市では農業従事者が非常に多いということであります。したがって、本市は農業を基幹産業と位置づけ、農業振興に県内どの地域よりも行政として力を注がなければなりません。農業依存度が高いということであります。

一方において、1人当たりの市町村民所得で見た場合、県平均で、これは17年度のベースですが、199万5,000円に対し、本市は県平均の92.4%、184万4,000円と県内で一番低く、お隣の八重山と比較した場合

215万9,000円の85.4%にしかありません。そのことからしますと、本市は農地の高度利用による生産性の向上を図らなければなりません。とりわけ農地の高度利用で宮古農業を飛躍的に変えることがサトウキビの年内操業だと思いますが、どうお考えかお聞かせください。

沖縄県宮古支庁がまとめた統計資料「宮古概観」によりますと、平成17年度の農業生産額は135億円となっております。その大きい額の順で申し上げますと、サトウキビ43%で58億円、肉用牛25.2%で34億円、葉たばこ14.8%で20億円、野菜9.6%で13億円、果実等が3.7%で5億円となっております。しかし、サトウキビ58億円を生産するのに4,100ヘクタールの耕地面積を必要としています。そして、植えつけから収穫するまで、そのほとんどが夏植えでありますから、18カ月の期間を要します。つまりサトウキビだけを生産しますと2年に1回しかできないということでもあります。こうして見ますと、宮古島の農業にとってサトウキビは大変大事な基幹作物だと言いながら、いかに生産性の低い作物かということがわかります。年内操業することにより春植え面積が増え、そのことにより株出し面積が増え、あるいは宮古に適しているカボチャ等の作物が増産され、農家所得が飛躍的に向上すると思うが、当局の年内操業に対する取り組みをお聞かせください。

次に、上野地区へのハーベスター導入計画についてお伺いいたします。上野地区のハーベスターは大型2台、中型2台、小型1台が補助事業により導入されて稼働しておりましたが、このうち大型1台が農協に返還されました。そして、この大型ハーベスターが返還された地域においては、個人でハーベスターを購入し、稼働しているのが現状です。つまり大型1台、中型2台、小型2台という状況であります。そこで、ハーベスターのない地区においてはどうしても導入したいとの話が出ておりますが、上野地区には計画台数であと何台導入可能かお答えください。

次に、優良子牛生産育成奨励補助事業についてお伺いします。子牛登録全頭に補助金を支出しなかった理由についてであります。平成18年度子牛登録数は平良地区で1,557頭、城辺地区で2,809頭、下地地区で596頭、上野地区で906頭、伊良部地区で143頭で、合計6,011頭となっております。しかしながら、平成18年度決算書で見ると限りにおいては、3,951頭にしか補助金が出されておられません。つまり2,060頭、金額にして1,030万円の補助金が支出されておられません。その理由についてお伺いいたします。

次に、税金滞納者への生産奨励金は支出していないということを聞いておりますが、事実かどうかお伺いします。事実だとすれば何頭がその対象になっているかもお答えください。

次に、私は本市の優良子牛生産育成奨励補助金交付規程を読ませていただきましたが、どこにも税金滞納者に補助金を支出しないということは規定にございません。生産奨励金、いわゆる補助金を支出していないということであれば、その根拠を示してください。

次に、税金滞納者へ補助金を支出しないということですが、納税課と連携し、支出後直ちに税金として徴収する方法は考えられないか。このような措置が実現できればその分徴収率のアップにもなり、生産農家からも喜ばれると思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

もう一つ子牛についてであります。3月末に出生し、年度をまたがるような場合の措置はどうなっているかについてもお答えください。

もう一つ、これ通告外でありますから、要望として申し上げておきますから、聞いておいて対応していただきたいと思っております。最近施設園芸農家から地下ダムから送水されているかんがい用水がヘドロ等で非

常に汚れているとの苦情があります。去年までは6基フィルターの洗浄は余り気にしなかったが、最近1時間通水、水を通すのにですね、五、六回のフィルターの洗浄をしなければ水が流れないと、大体10分置きぐらいにフィルターを洗浄しないと水が流れないという苦情が出ております。これは、1人の人だけが言っているんじゃないで、その周辺の人が多くが、周辺全体がそのようなことを申しております。ですから、この件については土地改良区ともその対応について協議していただきたいなということで、通告外であります、述べさせていただきます。

次は、福祉行政について、国民健康保険事業についてお伺いいたします。まず、国保税統一の実施時期についてであります。後期高齢者医療制度が来年4月から実施されます。75歳以上、一定の障害がある人は65歳、の方は市町村が加入する広域連合の運営する後期高齢者医療制度の被保険者となるということであります。

ところで、国民健康保険制度については、合併協定項目の中で合併後5年以内の暫定措置の期間において税率を統一するとうたわれています。国保運営協議会においても税率統一の検討が始まったようにも聞いておりますが、何年度を目途として税率の統一を予定しているのかお伺いいたします。

次に、税率統一に対する基本的考え方についてお伺いいたします。私は、税率統一に対しては大きな難問を抱えていると思います。まず、医療分に対する税率を高い地区と低い地区で比較いたしますと、所得割税率で高い地区が10%、低い地区で5.9%、同様に資産割で50対35、高いところが50%、低いところは35%ですね、均等割で高いところが1万8,000円、低いところが1万1,500円、平等割で同じく高いところが2万1,000円、低いところが1万3,000円、こういう開きがあります。さらに、介護分についても同様に開きがあります。したがって、統一課税した場合現状より高くなる地区と低くなる地区が発生します。高くなる地区においては、合併による新たな税の負担となりますから、相当な不満が出るのが予想されます。しかし、このことはだれが担当しても起こり得ることでもありますから、早目に基本的考え方、すなわち方針を決定して住民に対し十分な説明会を実施し、理解を得ることをまず提言しておきたいと思っております。

その上に立ってお伺いいたしますが、国保税を算定する場合重要なことは、応能割と応益割の比率をどうするかということでもあります。この税体系の決め方によって税の比重が大きく変わります。当局の考え方をお聞かせください。

次に、同じように応能割の中の所得割対資産割の割合についてもお聞かせください。それから、応益割の中の均等割対資産割の割合についてもお聞かせください。介護分についても同様にお聞かせください。

次に、統一課税するということは現行制度を変えるということでもありますから、いろいろな方法でシミュレーションが行われているかと思っております。また、さきにも述べたように、医療制度の改革、つまり後期高齢者医療制度実施により税額全体の大幅な増加が予想されます。その場合シミュレーションの結果医療分、介護分も含めてどれだけの増になることが試算されているのかお伺いいたします。

次に、道路行政についてお伺いいたします。地盛7号線の改良についてであります。合併前の旧上野村の継続事業として自衛隊野原基地から消防上野出張所前の国道390号線まで道路拡幅改良工事が進められております。この道路は、防衛省の基地周辺整備事業の補助メニューで実施されていると思っております。来年度で事業の完了の計画だと思っておりますが、この道路を通りますと山中11号線の交差点でとまって、その延長の地盛7号線がかなり狭い道路となっております。そして、この道路と交差する縦線に大きな道

路が県道野原越一七原線と七原一地盛線があります。見通しが悪く、非常に危険な状況です。そして、地盛3号線との交差点では何回か事故も発生しているようであります。そこで、お伺いしたいのは、現在実施されている上野北部線との一体化を図るためにも基地周辺整備事業でもって地盛7号線の拡幅改良ができないかお伺いいたします。

次に、民生についてであります。野原集落農民研修所の改築についてお伺いいたします。この施設は、昭和52年に基地周辺整備事業で建設され、既に築30年余を経過し、老朽化が進んでおります。野原部落といえは十五夜に行われる国指定のマストリヤーが有名であります。拠点はこの集会施設であります。看板は農民研修所とありますが、どの集落にもありますような部落公民館であります。そこでこの部落では部落総会においてこの施設の改築を決定し、市当局へ要請の準備を進めておりますが、市周辺整備事業で建設された施設でありますから、改築に当たっても同事業でしかできないものと思っております。そこで、お伺いいたしますが、当局として野原部落から要請があった場合、防衛施設局に対し積極的に事業導入に向けて取り組んでいただけるのかどうかお伺いします。そして、この場合当局においては何部何課が直接的に担当するかもあわせてお伺いいたします。

以上、説明を聞いて再質問をしたいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

国民健康保険事業でございますけれども、国保税の統一の実施時期でありますけれども、これについては後期高齢者医療支援金分を含めて平成20年4月1日からの実施を考えております。

また、不均一課税実施した場合の医療分、介護分を含めた税額は制度改正に伴う増加分含めて約4億円の税額が不足すると試算しております。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、税率改正の応能、応益割の件でありますけれども、基本は50対50ということであります。できるだけ応益割合を7割軽減適用範囲内の55%に近づけるような方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、応能割の中の所得割と資産割の課税割合でありますけれども、これは所得が40%、資産が10%ということがまず基本線であります。

次に、応益割の均等割、それから平等割につきましても基本は35対15%ということになります。

それから、介護分につきましても医療分と同様の標準割合というふうになっております。

次に、統一課税をすることによる現行税額の増加した税額についての補てん対策と不均一課税を実施した場合の医療分、介護分を含めてどれだけの税額が不足するかということでありますが、先程市長のほうから4億円という金額が出ました。考え方といたしましては、単年度収支が赤字にならないような医療費を賄う税収を確保した改正を予定していると、検討しているということでございます。特に今のところ税額の補てん対策については考えておりませんけれども、税率改正により被保険者に対して著しい負担増加となることが明らかになると。極力過重負担にならないようにですね、国保運営協議会などの議論を踏まえて調整をしてみたいというふうに思います。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

大変質問が多岐にわたってございます。答弁漏れがございましたらご指摘をお願いいたします。

まず、農業振興についてございまして、農家所得の目標設定値はということでございます。宮古島市の総生産額は今135億ということで、県内の市町村の中では今トップということになってございます。これは2週間前、3週間前ぐらいですかね、新聞にも出ていたとおりでございますけども、大体135億円でございます。今農家1人当たりの所得目標はということでございますけども、今我々が持っているのはですね、担い手育成事業の中で担い手として目標金額というのを設定をしてございまして、これにつきましてはおおむね350万ということでございます。この場合におきましてですね、複合というか、サトウキビと畜産あるいはサトウキビとカボチャ、このような複合経営という部分をやりながらですね、350万という目標を設定してございます。全体的にどこまで引き上げるかという部分に関しましてはですね、今のところ目標設定というのはやってございません。

次に、農地の高度利用ということでサトウキビの年内操業はということでございます。今やはり国営土地改良事業が動き出そうとしている今日におきましてはですね、やはり土地を高度に利用するということは大変必要なことだというふうに思っております。既に去年ぐらいからこういう話はですね、たびあるごとに糖業者の皆さんとは話をしているところでございます。確かに議員おっしゃるとおり2月あたりでですね、土地の半分近くがあいてくれば、ほかの例えばカボチャであるとかそういうものあたりとですね、複合的に経営ができるということで大変必要なことだというふうに思っております。そのためにはやはり早熟タイプのサトウキビもですね、どうにも必要になるということで、現在農研センターにおきましてその採苗のですね、増殖を図っているという状況にございます。KNの91-49、農林25号という名前がつく予定でございます。RK95-1、農林26号という名前がつく予定でございますけども、こういうものの導入も図りながら年内操業に向けて協議をしていきたいというふうに思っております。

次に、上野地区のハーベスター導入計画について、あと何台ほど導入できるのかということでございます。現在宮古におきましては大中小、大型、中型、小型合わせまして約37台が今稼働しております。そういうことでこれは小型を導入するということで、あとどれぐらいの部分導入できるかということでございますけども、上野地区ということであればあと12台の導入が可能でございます。これは、あくまでも面積からはじき出した、面積を機械能力で割り出した台数でございます。12台でございます。合計で宮古全域で、宮古島ということですけども、128台での導入が可能であるというふうに思っております。

次に、優良子牛の生産育成補助金事業についてということで、子牛登録全頭に補助金を支出しなかった理由はということでございます。平成18年度は3,951頭で、金額にして1,975万5,000円の子牛生産奨励金を交付いたしました。奨励金を支出しなかった理由については、補助交付申請書が未提出というものがございました。ほかには税金の滞納者あるいは土地改良負担金の滞納者、こういう方々についてはご遠慮いただいております。そういうことでやっておりまして、やはり市民の税金でもって補助金を交付しているわけですから、そういう納税あるいは土地改良事業負担金、ほかのもろもろの部分に市に納めるべきものにつきましては納めていただいてから補助金を受けていただくと、そのような形でやってございます。去年ですが、4月から9月までの期間は各地区で補助事業の説明会を持ちました。そういう中で交付申請書を受け付けてしております。10月からは各地区のJA資材店や本店で受け付けをお願いしまして、申請の受け付けは行われて、現在もそのようにしてございます。

次に、先程と関連しますけども、税金未納者の補助金支出はなぜなされないのかということでございま

す。確かに補助金交付要綱上ではそういう規定はございません。ですが、市の今の財政状況あるいはきちっとした納税あるいは負担金をきちっと納めていただく、そういうことからすればですね、やはりきちっとした形で納税あるいは負担金を納めた上で補助金をお受けいただくと、そのようなことがいいのではないかというようなことでそのような対応をさせていただいております。

次に、何頭そういうのがいたかということでもありますけども、税金滞納者の分しか資料持っていないんですが、78名おられました。頭数にして321頭でございます。金額で106万5,000円という数字がございます。

今後の対応でございますけども、納税課と連携して補助金支出の徴収はできないかということでございますけども、これにつきましては現在のところできるだけ納税義務を果たしていただくと、その上で補助金を受けていただくことが基本方針でございます。今後どの程度そういうものが出てくるのか、この辺も調査をさせていただいた上で検討はさせていただきます。

次に、3月末に出生し、登録までに年度を超えた場合の措置はということでございますけども、宮古における子牛登録は2カ月に1回でございます。そういう関係で3月に生まれたものにつきましては4月にしか登録できないということになりますんで、これにつきましては新年度分として対応させていただいております。

次に、野原集落農民研修所の改築ということでございます。要請があれば導入について市は施設局あるいはその他の箇所に対応するのかということでございます。野原の集落農民研修所につきましては、以前お話がございまして、農業関係の予算で取り組もうということで1度調整したことがございます。ですが、防衛施設庁の予算を使用したということと、まだ耐用年数が残っているというようなこと等もありまして、こういうものを処理した後じゃないと対応が難しいという返事をいただきました。

それで、2つに分けて考えますけども、新築の場合でございます。耐用年数が47年から55年という部分がございますけども、現在31年経過しているということで、その残り分をですね、補助金を返還していただく必要があるということでございます。次に、設計士によりまして危険性の診断が必要であると、これが危険家屋であるというような判断の診断が必要であること、そして宮古島市がその判断を受けて危険家屋に指定をすること、このような条件等が必要のようでございます。

次に、改修の場合でございますけども、農民研修施設の改修事業、中を改修するという、そういう事業はメニューとしてないというようなことでございます。ですから、新築の場合については、さきに申しました3つのものをクリアしていただければ防衛施設局のほうで対応できるというようなこともお聞きしてございます。

もう一つのやり方がありまして、改修部分と新築部分を含めて現在残っているものについては内部の改修、あるいは新たにつくるものにつきましては向こうに不足している施設を新築として入れながら改修工事をかけていくという、そういう方法もございます。

そういうことで要請があるということをお聞きしていますんで、それを受けながら市としてはですね、とれる事業につきましては積極的に行っていきたいというふうに思っております。現在農村集落農民研修所ということになってございますので、当面につきましては経済部のほうで対応させていただいた後にですね、実施段階でどの部分が対応するかについては市の部局内で検討させていただきます。



◎建設部長（平良富男君）

地盛7号線の改良についてですが、この地盛7号線は上野地区の上野北部線と地盛集落を通り、県道高野一川満線を結ぶ総延長2,290メートルの道路でございます。平均で幅員が5メートルぐらいあります。本路線の整備については、県道の平良一新里線や野原越7号線が併設して整備されていることから、補助事業での採択は厳しい状況にあります。しかしながら、本路線沿いにある見通しの悪い交差点等が多々ありますので、地元の要望を含め今後関係機関と調整をしていきたいと思っております。

◎新里 聰君

再質問をいたします。

農業振興についてであります。農家の所得の目標値設定ということについて、県内でトップであるということですが、これは宮古島の農地が広いから、全体の枠としては農業生産額135億円でトップだということですが、個人所得にやると非常に県内で一番低いわけですよ。ですから、そこを個人所得でもって農家所得を引き上げていって、今の135億を10年後を目途として200億ぐらいに引き上げるためにどういう施策をするかということについて等を考えていただきたいということになります。

サトウキビの年内操業について再質問を行います。サトウキビの年内操業の課題は、宮古地区農業振興会の資料で見ますと、さかのぼること20年以上前から農家を初め関係機関によって言い続けられていることとあります。NC0310の退化によって歩どまりが10%を切った昭和60年ごろからサトウキビの品種改良が進められてまいりました。と同時に平成6年産より品質取引が実施されることから、平成3年、平成5年においては宮古全域各ブロック単位で宮古支庁、役場関係者、農協、普及所、共済組合、農業試験場、そして製糖工場一体となって生産性の高い品種の導入及び品質向上に向けて説明会が実施されております。当時の資料によりますと、早熟品種3割、中熟品種4割、晩熟品種3割が提唱され、製糖工場が年内操業を実施するための条件として、1つ、操業に適してサトウキビのブリックスが上昇していること、2つ目に操業に対する定量搬入ができることが示され、説明されました。このことからすると、既に年内操業にするための条件はすべてクリアしているということになります。

今期収穫する植えつけ状況を見ましても早熟品種が7割以上で、中熟品種、農林9号やFの177、晩熟品種、Fの172はほとんど姿を消し、その他のキビは3割に満たない状況であります。そして、去る13日から操業開始された伊良部の初日の平均糖度も基準糖度帯に入る13.66度と報道されております。これだけの条件が整っていても1年操業に固執する会社の姿勢はもはや農家にとっては許されることではないと思います。今さら農林25号、26号といったって、もう既に早熟品種が主でありますから、もう条件をクリアしているということになります。市長、ここは市長に答弁をしていただきたいと思いますが、この農家の厳しい状態を救済するため、農地を高度利用して生産性を高めるために、年内操業を会社側に強く要請する意思はないのか、市長の決意を賜りたいと思います。

次に、子牛のことですけれども、今さっき補助金を出さなかった理由に申請書未提出だとか、税金滞納だとか、土地改良負担金の滞納とか申し上げておりましたが、申請をしないから、補助金を出さないということは、これは行政の怠慢だというふうには私は思います。担当者のところへは登録された牛の報告が来るわけですから、申請がなされていない方にはそれなりの通知ぐらいすべきであると思います。宮古島の合併の大きな理念は、心つなぐゆいの島宮古であります。このような市民に対し全く思いやりのない

行政について職員の資質を疑いたくなりますが、どう思ってお聞かせください。

次に、補助金を交付規程に、税金滞納者に交付しないということ、そういうことについての再質問であります。私は思いはそれでいいと思います。私も心情的にはそういうことを考えます。しかし、行政は思惑で運営してはならないと思います。すべて法令、条例、規則、規定等根拠に基づいて行われなければなりません。いわゆる交付規程にはどこにも滞納するから、補助金該当しませんということは記されておられません。このようなことが徹底しないから、次から次と法律に違反するようなことが起こり、行政の停滞を招いていると思います。いかがでしょうか。お答えいただきたいと思います。

国保税については、そのほとんどが国の示す基本に基づいて応能、応益の50対50、その中でも軽減額が国からもらえるような形で7割軽減の適用の範囲でやっていくということでありますから、ぜひとも国の示す基本に基づきながらやっていただきたいというふうに思います。

そこで、再質問したいのは、今シミュレーションの結果4億円ほどの税金の増が試算されているということであります。これは医療費の伸び等も含めてのシミュレーションの結果だと思っておりますが、これがですね、新しい医療制度、つまり後期高齢者医療制度の保険者負担分、支援分が幾らになるかまだわかりませんが、もっと増える見込みになるのではないのかなということも考えます。これをこのまま全額住民に負担を求めた場合、税金を納められない方がかなり増えることは間違いないと思います。18年度の徴収率でさえ89.07%ですから、市長、もしこの試算どおりだとしたら市長には大きな政治判断が必要になると私は思っております。この4億円余りを、いわゆる増加分をそのまま住民に負担させるのか、それともその何割かを一般会計から補てんして対応するのか、重要なことであります。これは、事務方では決定できないことであります。そして、これは早目に決断をして住民に納得するよう説明しなければ、さきの答弁にあったように平成20年4月実施はちょっと困難な状況が起こり得るんじゃないかと思っております。市長において要するに増加部分に対する負担をどう考えるのかということについて市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

道路行政の中でですね、採択が厳しいということでありますが、今の答弁の内容は見通しの悪い交差点等については改修が可能という返事なのかどうか。ただ、私の思うには、今北部線をやっているわけで、その延長で考えたときに、今の時期なら防衛施設局においても容易に認可するのではないかというふうなことを考えておりますが、防衛施設庁にそういった考え方を聞いたことがあるのかということを確認をしておきたいと思っております。

野原の集落所についてであります。新築については耐用年数等のことでなかなか難しいと、新築と改築を組み合わせると何かできないかという答弁でありましたんですが、さらに野原部落のほうからもそういったものも含めながら当局のほうに要請なりやってくるかと思っておりますが、その間の対応はすべて経済部のほうで対応するというのでよろしいのかどうか、そのことの確認をさせていただきたいと思っております。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

サトウキビの年内操業でございますけども、年内操業することによって農地の高度利用ができるということは議員がおっしゃるとおりであると思っております。宮古製糖、沖糖とも話し合いながら農業振興会でも議論をして積極的に対応してまいりたいと思っております。

それから、国保税の4億円ですけれども、本来ならば税率を改正してこれに充てるべきではありますけど

も、今合併して短いということもあるし、また新しい制度が導入されたということもありますので、国保の運営協議会等とも相談しながら、市の財政状況を見ながら一般会計からの繰り入れも考えなければいけないかなと思っているところでございます。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず、子牛の奨励補助金でございます。確かに議員おっしゃるとおり要綱にはそういうものはございません。ですが、税を払っている人も払っていない人も公平にサービスを受けるというものにつきましては、やはり理解は得られないというふうに思っております。ですが、議員のおっしゃること、また法令に基づいて行うべきということも確かでございますけれども、そのような形で今後もいろいろな形ですね、啓蒙、普及しながらやっていきたいというふうに思っております。

次に、申請していないのに行政の怠慢ではないのかということでございますが、そういう部分につきましてはですね、今後きちとした形でデータをもとに農家の方に呼びかけをしてまいります。

次に、野原の集落センターでございますけれども、これにつきましては当面経済部のほうでその対応をさせていただいた上で、実施の段階で公民館としてつくるのか、農村集落研修センターとしてつくるのかによって対応する部が変わってまいりますので、それにつきましてはそのときに対応させていただくこととさせていただきます。

#### ◎建設部長（平良富男君）

17号線の改良についてですけど、防衛施設局との予算のですね、調整というのはまだやっておりません。防衛施設局になるかどうかというふうな予算になるかということとはわからないんですが、現在両サイドに道路が整備されていますので、これまでの状況からすると厳しいんじゃないかなということなんです。ただ、議員指摘のように見通しの悪い交差点とかありますので、それがどういう補助メニューでできるかどうかを調整していきたいと考えております。

#### ◎新里 聰君

再々年内操業についてであります。私も総務財政委員会です。南あわじ市を行政調査に行きました。調査の目的は向こうの財政状況等の調査であります。たまたま懇親会においてですね、農業しているという市議と話したんですが、自分たちは四毛作だという話をしておりました。これどうということかと聞きますと、稲の刈り取りをして10月ごろに終わると、そしてその圃場にレタスを2回収穫すると、その次にタマネギ、今はもうタマネギが植えつけされていると思いますが、タマネギを収穫して稲植えに入ると。要するに1年間に1つの圃場で4回収穫をするということですよ。

それからしますと、この宮古島のサトウキビは2年に1回の収穫でありますから、農地の利用率からすると実に8分の1です。生産農家が主人公であるような農業政策を推し進めることが必要かと思えます。非常に農地の利用率が低いわけです。ですから、場合によっては行政が先頭に立って関係機関を網羅し、会社側と交渉するという強い姿勢を持ってですね、このことが今まで20年来サトウキビの年内操業をやってきてもすべて会社の都合で農家の意見が取り入れられない部分だと思えますから、市長、もう一度決意をお聞かせいただきたいと思えます。

もう最後となりましたんですが、難問山積する宮古島市であります。私たち会派さうぞうは伊志嶺市政にあっては与党の一員であります。行政チェックに当たっては常に市民の目線ではは是非、ぶれ

ない、屈さない、揺るぎない、そういった信念でもって判断します。

それでは結びに、迎える新しい年が市民皆様にご多幸がありますように祈念申し上げて私の一般質問を終わります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

議員がおっしゃるように宮古では早熟種が7割という状況にあって、今、年内操業している伊良部の糖度も高いということでございますので、ぜひ両社と交渉してですね、年内操業し、土地の早期利用に努めてまいりたいと、そのように思っています。

◎議長（友利恵一君）

これで新里聰君の一般質問は終了いたしました。

◎山里雅彦君

私からも一般質問に入る前にですね、お祝いを述べたいと思います。下地恵吉先生、教育長就任おめでとうございます。最近新聞とかテレビ見ていると毎日のようにですね、信じられないような事件が発生しております。今こそ教育が大事だと思いますから、大変だと思いますが、頑張っていたいただきたいと思います。

やじが飛ばないうちに始めたいと思います。それでは、通告に従いまして私見を交えながら一般質問を行っていきたいと思います。初めに、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。1点目に、自治体の財政悪化の基準となる新しい4つの指標についてお伺いいたします。総務省は、今年7月、2008年度決算から適用する地方財政健全化法に基づく財政悪化の判断基準を策定し、すべての市町村に通知しております。地方自治体の財政破綻を未然に防止するためであります。同法で自治体に毎年度の公表が義務づけられたのは、1つ、実質赤字比率、2つ目に3月から問題になっております連結実質赤字比率、3つ目に実質公債費比率、そして4つ目に将来負担比率であります。このうちどちらか1つでも一定の基準値以上になると財政悪化を自主的に改善する早期健全化団体、さらに悪化すると国の管理下で財政再建を進める再生団体になります。

そこで、お伺いします。総務省から通知がありました4つのチェック指標に対する現在の数字、比率はどのようになっているのか、そして国の指導基準はそれらに対しどのようになっているのか、その4つのチェック指標の内容についても詳しく説明していただきたいと思います。

次に、下里公設市場の再開発と今後の取り組みについてお伺いいたします。公設市場再開発計画に対する期待は観光ビジネス拠点、地場産業振興施設、その役割が強く望まれておりますので、テナント公募を含めた現在の取り組み状況などを詳しく説明していただきたいと思います。

次に、PGAツアー公認のヨネックスシニアオープン沖縄IN宮古島開催についてお伺いいたします。今大会はPGAシニアツアー最終戦で、2月の21日プロアマ戦に続き、22日から2日間にわたって旧下地町与那覇のエメラルドコーストゴルフリンクスで行われ、地元出身の友利勝良選手を初めトッププロ30人が参加する大変大きな大会であります。宮古島市を全国にPRする大きな期待、チャンスだと思いますが、市長が大会顧問であることからこれらを全面的に応援することが必要だと思いますが、宮古島市はどのような協力体制をとっておられるのかお伺いしたいと思います。

次に、パブリックゴルフ場売却と今後の利活用についてお伺いします。同ゴルフ場は、地域活性化を目

指して旧伊良部町が2001年に整備し、新市に引き継ぎましたが、思うように利用者が伸びず、経営改善の見通しも立たないことから、売却されることになりました。今回民間企業に5億3,000万円で落札されました。売却条件には購入から2年間は引き続きゴルフ場として経営する、そして以後5年間は観光関連施設として利用することと定めてあるようですが、やはり赤字であっても年間数千人のゴルフ場利用者がいることですので、地元の利用者にとってはこれからもゴルフ場であってほしいと願っていることと思います。ぜひですね、5年以後のことも企業側と協議されていると思いますので、利活用について説明していただきたいと思います。

次に、宮古島次世代エネルギーパーク計画についてお伺いします。経済産業省資源エネルギー庁が進める次世代エネルギーパーク認定を目指し、宮古島市次世代パーク構想策定委員会が設置されました。大いに期待されておりますので、それについての説明と取り組み状況についても聞かせていただきたいと思えます。

次に、道路拡張に伴う物件補償費の和解案対応についてであります。何人かの議員が通告されている中で前日、昨日ですね、砂川明寛議員に答弁をいただきましたので、割愛させていただきますが、一言要望しておきたいと思えます。市長、こういう職員の不手際に対しては市民も我々議会も、もううんざりしております。今後二度とこのような無駄な案件で討論することがないよう職員に対して強く指導していただきたいと思えます。

次に、コールセンターの取り組み状況についてお伺いします。2008年4月1日のオープンを目指し、新たな雇用の創出や地域の活性化を目的として城辺庁舎2階を改装し進める事業であります。入居者募集に対する企業の申請状況はどうなっているのかお伺いします。

次に、道路行政についてお伺いします。富名腰16号線の舗装工事についてであります。前回の答弁では補助事業を模索しながら県と事業を進めていきたいとのことでしたが、現在はどのようになっているのかお伺いしたいと思えます。

次に、教育行政についてお伺いします。1点目に、西辺中学校運動場の整備についてであります。同運動場は水はけが非常に悪く、雨が降ると何日も使用できない状況が続きます。これを見てください。これはですね、今年の中学校運動会ですね、写真であります。たまったもんじゃありません。これ見てください。雨はたまっておりますけど。体育館もない中ですね、水はけが悪く、雨が降るとこういうふうになってしまいます。体育館もない中ですね、すぐには全面整備はできませんので、まずは水はけがですね、3分の1ぐらいですか、のところで重点的にたまっておりますけど、水はけがよくなるようですね、側溝や浸透ますなどは整備できないのかお伺いしたいと思えます。

次に、全国学力テスト調査結果と今後の取り組みについてお伺いします。文部科学省が43年ぶりに実施しましたが、我々沖縄県がですね、最下位ということで、県の仲村教育長も結果の要因については授業形態や授業方法、生活習慣などいろいろあるとしながらも、今回の結果については厳粛に受けとめ、県検証改善委員会を設置し、結果分析や対策を検討していくと述べられております。もちろん我々宮古島市も結果についての分析は必要だと思えますが、私は子供たちの可能性は全国どこでも変わらないと思っております。結果を求める余り競争の激化だけは避けていただきたいと思えます。文科省は、分析した上で学校改善支援プランを作成するというを求めているようですが、その点いかがでしょうか。

これは通告していないんですが、教育長にできれば伺います。何十年も前から学対、学力向上対策としてされておりますが、これについて何かあれば一言よろしくをお願いします。

次に、農業行政についてお伺いします。サトウキビ新価格制度の代金支払いについてであります。数名の議員が質問されておりますので、これも要望だけしておきたいと思っております。製糖工場、県、国に要請してこれまでどおりの代金支払いをしてもらうことが市民生活の安定、サービスの提供にもなりますので、市としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、資源リサイクルセンターの管理運営について、肥料の生産状況、販売方法についてお伺いします。稼働初年度から順調な出だしを見せ、有機肥料の生産販売も好調、そして6月から販売を開始したサトウキビ専用の堆肥も9月までは順調な生産を維持しているということで、通常価格はトン当たり5,000円ですが、地下水保全を図り、有機肥料の使用を促進するため、減額措置としてトン当たり3,000円で売り出しているということでしたが、現在その状況は変わっていないのか、そして肥料の生産販売状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

次に、漁業行政についてお伺いします。宮古島の管理漁港である真謝漁港の水道施設、防暑施設についてお伺いします。前回の答弁では、漁村再生整備事業というメニューの中で取り組んでいきたいということでしたが、現在の取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

山里雅彦議員の質問に答えます。

P G A公認のヨネックスシニアオープン沖縄 I N宮古島でございますけれども、来る12月21日から23日に開催されるプロゴルフ競技は、P G Aシニア特別協力競技ヨネックスシニアオープン沖縄 I N宮古島の名称であります。この大会には宮古島出身の友利勝良プロを筆頭に30名のプロが参加、アマは90名のうち県外から70名、沖縄と宮古島で20名の30パーティー、120名の出場予定となっております。本大会はテレビ放映され、R B C琉球放送とジュピターゴルフネットワークが来年1月中旬に放送予定となっております。地元からのボランティアも1日に138名を必要として、本市としては56名のコース上のボランティアとして協力し、大会成功に向けて取り組んでいるところであります。本大会はP G Aの公式競技ではないものの、これからの宮古島市での男子プロや女子プロゴルフなどの公式競技開催に向けたテスト的な大会と位置づけられているとのことであります。本大会でのゴルフコースの状況やスタッフの対応、ボランティア体制確立など多方面からしっかり整えて、競技をスムーズに運営をしていく必要があります。そのことにより女子プロあるいは男子プロの宮古島開催ができれば大変いいことだと思っておりますし、シニアプロについても毎年できれば宮古島で行っていききたい、そのように思っております。

#### ◎教育長（下地恵吉君）

全国学力テスト調査結果の今後の取り組みについて山里雅彦議員のご質問にお答えします。

まず、今回の全国学力調査で沖縄県が最下位という結果を厳粛に受けとめたいと思っております。今回の調査結果から国語、算数、数学の授業では知識、技能を習得することに比重が置かれ、習得した知識、技能を活用する力を育てる指導が十分でなかったことが考察されます。それに、今回の学力調査、学習状況調査から見えてきた最大の課題は、本市の児童生徒の家庭学習時間の長さも大きな要因であると見ています。

このことから学校における活用する力を育てる教育を充実させるとともに、家庭と学校の連携強化を図り、家庭学習時間の確保や家庭学習の内容充実に向けて取り組んでいく所存であります。本県では、これまで第1次、第2次、第3次というふうに約20年間にわたる基礎学力向上の取り組みをしてきているわけですが、その成果がやはり十分でないというふうなことで、本市においてもこの学力向上対策の取り組みを再度検証する中で、今後その取り組みを強化していく所存であります。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

財政健全化法に基づく財政指標の内容の説明をということでございます。議員もおっしゃいましたが、7日付ですね、総務省からそういった、決定の事項ではありませんが、このように整備を予定しているという文書が来ました。あわせてですね、県を通して早目の早期健全化に向けて努力するようという意味で届けられましたので、その内容についてご説明いたします。

地方公共団体財政健全化法が去る6月に公布されまして、年内に政令、省令を制定し、判断基準となる指標値が示されることになっております。これにつきましては、18年度決算における財政指標を算出した場合次のとおりとなります。まず、法による基準値ですが、実質赤字比率、これは標準財政規模に占める赤字の割合になりますが、従来もこれは適用されておりました。これによりますと、早期健全化団体が11.25から20%、マイナスですね、赤字が11.25から20%、再生団体が20%以上ということであります。宮古島市の数値は4.3%となっております。連結赤字比率、これは早期健全化団体がマイナス16.25からマイナス30%、再生団体マイナス30%以上、宮古島市の数値がマイナス7.5%となっております。これは、トウリバーが売れた後の数値でございます。実質公債費比率、これは借金返済の割合になりますが、早期健全化団体25%から35%、再生団体35%以上、宮古島市の数値13.9%。次に、将来負担比率、早期健全化団体350%以上。これは、早期健全化団体のみにも適用される指標であります。そしてですね、ご承知のように早期健全化団体というのは黄色信号と言われますし、再生団体は赤信号と言われておりますが、このように指標が示されておきまして、来年度からですね、19年度決算におきましてはこれらの4つの指標を監査委員に監査の審査に付しまして、議会に報告し、市民に公表するというので、一部来年度から施行されるということでございます。将来負担比率がですね、宮古島市の数値が256%程度を試算しております。

#### ◎企画政策部長（久貝智子君）

まず、宮古島次世代エネルギーパーク計画についてでございますが、次世代エネルギーパークは太陽光等の新エネルギー設備や体験等施設を整備して国民が実際に目で見て触れる機会を増やすことによって、地球環境と調和した次世代エネルギーのあり方について国民の理解の増進を図ることを目的として、国が国家エネルギー戦略の中で打ち出した計画です。宮古島市においては、これまで風力発電、太陽光発電の実証実験が早くから行われておきまして、またバイオエタノール実証事業、バイオマスタウン構想も進行中でございます。さらには、バガス発電、バイオディーゼル製造、メタンガスを利用した発電も行われております。これらの既存施設、設備を網羅した宮古島全体をパークとして位置づけ、宮古島らしい次世代エネルギーパーク計画を策定するため、現在宮古島市地域新エネルギービジョン策定委員会を設置して計画を策定中でありまして、来年2月には報告書が仕上がる予定となっております。

次に、コールセンターについてでございますが、入居募集に対する企業の状況というご質問でございますけれども、企業募集につきましては11月22日から11月30日まで募集を行っております。その結果、沖縄市

登川にありますC&Tモバイルサポートという会社1社のみ応募がございました。12月13日には応募した企業、C&Tモバイルサポートにつきまして選定審査委員会を開いて市として内定することを決めております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず、下里公設市場の再開発計画と今後の取り組みということでございまして、観光の拠点であるとか地域産業の拠点であると、そのような形の整備だということでございます。ただいまですね、11月5日に下里公設市場の再開発の委員会を立ち上げてございます。そういう中で宮古島商工会議所のNPO法人にぎわいみゃーくがですね、国の補助を受けまして、全国都市再生モデル事業の中で市場の再生による人と物のにぎわいの調査ということを行うことにしてございます。そういうことで同法人に調査検討の協力を依頼してございます。

検討委員会におきましては、ただいまそのような形で審議を行っている状況でございますけれども、10月の4日に中心市街地活性化フォーラムであるとか、あるいは12月11日には50人委員会というものをそれぞれ開催してございまして、50人委員会の中では市民の皆さん方にお集まりいただいて意見の集約をしております。そういうことでその中の意見としましては、通り会との一体的整備であるとか、集客力のある品ぞろえをしてほしいとか、地産地消の拠点にしてほしいとか、あるいはバリアフリーの構築、そういうものなどが意見としてございました。さらに、1月にですね、第2回目の50人委員会を開きまして、集約した意見に基づいてある程度の計画を提示しまして、その中で議論をしていただくということにしております。

全体的なスケジュールでございますけれども、3月末までにある一定の方向性を決めたいというふうに思っております。そういう中で6月議会で予算の確保をいたしまして、9月、10月で建築に入ると、そして10月末で供用開始と、全体のスケジュールとしてはこのようにいけばいいのかなというふうに思っております。

次に、資源リサイクルセンターについてでございます。今の状況はということでございますけれども、現在良質堆肥、バガス50%、牛ふん50%、これを良質堆肥と言っておりますけれども、これを主にハウスとかそういう野菜系のものに使ってございます。普通堆肥という形でバガス85%、牛ふん15%の2種類の堆肥を製造販売をしております。特に普通堆肥につきましては現在の価格設定は5,000円でありますけれども、今のサトウキビの増産プロジェクト、こういうもの等も受けましてですね、トン当たり5,000円のものにつきまして3,000円で販売をしているというような状況でございます。現在までに良質堆肥を201トン製造してございます。247万円ほどの収入を上げてございますし、普通堆肥を1,119トンつくってございまして、これにつきましては420万程度の収入を上げております。実質750トンの今在庫がございまして、これにつきましては圃場整備事業に使っていただくということで県のほうにもご協力をいただきまして、これにつきましては8,500円という単価でお取引いただくということになってございまして、これが約637万円ほど収入として入る予定でございます。

さらには、19年の1月から製糖が始まりますけれども、これにつきましては以前ちょっとR事業というのがサトウキビ関係の事業がございまして、そのものも使いまして無償でバガスとケーキを両製糖工場からいただきまして、これを2週間程度熟成した上で圃場のほうにまくというような形になってござい



まして、これにつきましてはトン当たり3,000円で販売したいというようなことでございます。今のところ順調にその堆肥センターにつきましては稼働しているというような状況だというふうに思っております。

次に、真謝漁港についてでございます。漁業行政ということで宮古島市の管理漁港である真謝漁港の設備についてはということでございますが、ご質問の施設につきましては現在平成20年度から平成24年度までの計画を作成してございます。そういう中で宮古島市東部地区漁村再生事業の中で防暑施設と、そして水道施設についても計画をしてございますので、その中で対応していきたいというふうに思っております。20年採択の予定で今動いておりますので、採択されれば21年度以降に整備をしてまいりたい、そのように考えてございます。

◎建設部長（平良富男君）

富名腰16号線の舗装工事です。この路線は、県営西里団地に通じる道路でございます。さきの議会でも答弁しましたが、県の担当者にも路線確認をしており、現在県と協議中であります。再度調整していきたいと思えます。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

パブリックゴルフ場の当面の利活用についてのご質問でございました。パブリックゴルフ場につきましては、9月の売却決定後全国から土地利用事業者を公募いたしまして、県外に本社を持つ2社から応募がありまして、うち1社をですね、特定事業者として特定してございます。また、売却におきましては行政財産から普通財産に変更する必要があることから、今議会で関連条例の廃止を上程してございます。当面のパブリックゴルフ場の利活用につきましては、特定事業者のほうから少なくとも3年間はゴルフ場として営業を継続していきたいという申し出がございますので、伊良部地域のゴルフ愛好者の皆様にも歓迎されるものだと考えています。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

山里雅彦議員ご質問の西辺中学校運動場の整備についてお答えいたします。

西辺中学校の運動場整備につきましては、学校からの要望等もあり、雨天時に現場の排水状況を確認しております。運動場全面改修することはできませんが、排水処理対策として予算の確保ができ次第浸透池などの設置をし、対応していきたいと考えております。

◎山里雅彦君

ありがとうございました。再質問をしたいと思えます。総務財政委員長の前川委員長からですね、終わり次第総務財政委員会開くので、手短にということでありますので、短縮していきたいと思えます。

自治体の財政悪化の判断基準となる4つの指標についてであります。自治体が毎年公表することにより財政状況はどうなっているのか、どのように進められているのか市民に見てもらおう中で行政改革をしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、下里公設市場の開発計画についてであります。地場産業振興や観光スポット拠点としての特色ある宮古島市にふさわしい市場づくりをしていただきたいと思います。

次に、PGAツアー公認のヨネックスシニアオープン沖縄IN宮古島大会についてであります。次回以降の開催もあるようですので、トライアスロンとともにスポーツアイランド宮古島としての全国へのP

Rにもなると思いますので、しっかり協力体制をとっていただきたいと思います。

次に、パブリックゴルフ場につきましては、地元の利用者にとってはなくてはならない施設だと思いますので、企業側としっかり協議していただき、これからもゴルフ場としてやっていただきたいと思います。

次に、次世代エネルギーパーク計画につきましては、観光、産業振興とインフラ整備等により地域の活性化にもつながることだと思いますので、ぜひ経済産業省の認定が受けられるように頑張ってくださいと思っています。

次に、コールセンターの取り組みについてであります。就職説明会には数多くの市民が参加されたようですが、希望者全員が雇用してもらえるように入居企業に関してはしっかり取り組んでいてもらいたいと思っています。

次に、富名腰16号線の舗装工事についてであります。本道路沿いにあります民家の話では、新築当初は約15センチ以上家自体が上がっていましたが、現在道路をコーラル等で補修するたびにですね、かさ上げされまして、今では道路が高くなり、雨が降ると民家の庭先に泥水が流れてくる状態が続いているようですので、調査していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。最近道路沿いにですね、アパートや民家が数多く建ち、生活道として交通量も増えておりますので、一日も早く対処していただきたいと思います。

次に、西辺中学校の運動場の整備についてであります。この時期になりますと3年生が進路指導、個人面談が、終わっているのかな、あり、受験シーズンになっております。子供たちは、日ごろのストレスやうっぴんを晴らすために体育館や、または運動場に出て気分転換等をするのがよくあります。体育館もない中、雨が降ったら運動場も使えなくなりますよね、教育長。これ大変困ります。一日も早くですね、整備していただきたいと思います。

次に、資源リサイクルセンターの肥料の生産販売につきましては、初年度から順調に稼働しているようですので、サトウキビ用の堆肥に関しては取扱量が非常に多い分、サトウキビ農家の皆さんに関してはただに近い値段で安く提供していただきたいと思います。

次に、真謝漁港の施設整備についてであります。水の無い状況が相変わらず続いておりますので、一日も早く施設整備をしていただきたいと思っています。

最後に、今回提案されました宮古島市総合計画基本構想の第3章の中で、宮古島市の将来人口が10年後の2028年度で5万3,000人に減少するとコーホート要因法により算定してあります。沖縄県宮古島市以外の市はですね、増加することが想定されている中で、なぜ宮古島市だけが減少するのでしょうか。基本構想第3章の中にですね、うたわれておりますが、宮古島市の将来像と島づくりの基本目標の中で、人もまちも美しい空や海も本市を形づくるすべてがつながりを持ち、将来にわたっていつまでも心が通い合う島をつくり上げていくというすばらしい目標を掲げているにもかかわらず、なぜ宮古島市の人口が減少することになるのでしょうか。人口増加を促進するためにはたくさんの支援策がありますが、例えば子育て支援対策や企業誘致に対する特別優遇措置など、定住促進環境の整備を行うことなどが一番大事なことだと思っています。

最後に、市長、将来人口5万3,000人に対する市長の見解をお聞きして、私の一般質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮古島の総合計画が宮古島の現状を押さえての計画となっております。ですから、これからしっかりと雇用の増加等々に取り組んで、宮古島の人口を増やす努力を一生懸命頑張っていきたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

8点の要望を付して山里雅彦君の一般質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時38分）

再開いたします。

（再開＝午後2時02分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎上地博通君

通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、農業問題についてお聞きします。最初に、畜産の振興についてでありますけれども、肉用牛の振興についてはですね、これまでも何回か質問をしてきておりますが、今日はちょっと宮古の畜産をどうすればいいかということも踏まえて質問していきたいと思っております。今宮古島では肥育素牛の産地として子牛での出荷が盛んに行われておりますけれども、将来ともこの方向でいくべきなのか、それから肥育までの一貫経営として島で肥育をして出荷するべきなのかというような問題点等が出てきていると思います。これは、宮古牛のブランドということも踏まえて考えますと、地域で一貫に肥育まで行って宮古島において肉牛の屠殺を行い、宮古で消費も含めてPRするというのが一つの手段だろうと思っておりますけれども、それについて今後どうされるのか、まず市としてこの方針がどうなっているのか、まずこれを示していただきたいと思います。

それから、今肥育素牛の産地でありますけれども、この肥育素牛を子牛が生まれてですね、老廃牛と言われるものが年間に大体四、五百頭ぐらい出ております。これ今は競り市場において競りにかけられているわけですが、これ非常にもったいない気がします。これを肥育として出荷していくという方法も一つの手だろうと思うんですけれども、これを行政側が手助けをしてですね、宮古の肥育を、要するに老廃牛の肥育まで行い、これを消費されるような、そうすれば付加価値が出てきて値段も高く売れると、今1頭当たり15万、20万で取引されるものが30万、40万というふうになっていくんじゃないかと思っておりますので、この辺ができるかどうか、経済部長その他関係の方々ですね、こういうのを調査したことがあるのかどうかまずお聞きをしたいと思っております。

それから、先程申しましたように、宮古においてブランド牛をつくる場合、牛の肥育というのは欠かせない条件になっていると思います。肥育をしている農家が宮古島ではそんなにいるわけではありませぬので、肥育が少ないというのは何か要因があるんだとは思いますが、この最大の要因、宮古で肥育が行われていない最大の要因というのはどういうことが考えられるのか。ですから、ブランド化をするためにはこの要因を取り除いて宮古で肥育を行い、肉質のいい宮古牛をPRしていくのが一番いい方法だと思

っておりますけれども、これがそういう肥育というのとはできないのか、それからブランド化するための政策というのは宮古島にとることができないのかどうなのかですね、この辺をお聞きをしたいと思います。

これは一つの手段でありますけれども、今1年に1度県の枝肉共励会というのが行われておりまして、宮古からも年に1度農協で肥育された牛とかが出品されます。しかし、これは無差別にいる牛の中から、買って来た牛の中から選抜していくわけですから、必ずしも最初からそれに向けての肥育をしているわけではありませんので、年によって非常にばらつきが出ております。ですから、これをですね、最初から長期計画のもとで例えば来年度、再来年度の分を今年金をかけてもいいから、系統のいい牛、将来肥育としても立派に肉質のよさそうな牛を買って宮古島で肥育をしていくということをやったほうが一番の宮古牛のブランド化をつくる早道だと私は思っておりますけれども、こういうことができないのかどうなのかですね、こういう方策というのとはできないのか、市としてこれは助成でも何でもやるべきだと思うし、農協に対してもこういう方法をとるような進言もできると思いますが、こういうのができないのかどうなのかをお聞きをしたいと思います。

それと、宮古ブランドというものは、和牛のブランドというのとはやっぱりサシが幾ら入るのか、いかにおいしい牛をつくるかということですが、今私を初めこの議場の中にいる方で宮古牛のステーキがですね、宮古島で食べられるところを知っている方が果たして何人いるのか、これは宮古の人もほとんどわからないのが現状だろうと思います。正直言って私もどこに行けばいいのかわかりません。これは、やっているところのPRも不足しているかもしれませんが、体系的に政策として宮古牛のブランド化をしようという計画のなさがこの結果につながっているんじゃないかなと思っております。

1つは、これの原因の一つとして宮古で牛の屠殺ができないと。食肉センターあるんですけれども、これができないということで、経営が非常に苦しいということでほぼ閉鎖状態の食肉センターになっておりますから、これを再建をですね、早目にそういう条件のもとで宮古でも牛の屠殺が行われ、地産地消のもとで牛の肉が宮古でいい宮古牛のブランドが売られるような方策ができないのかどうなのかですね、これはだれが食肉センターの再建をやるべきなのかですね、それから宮古島市としてこれに対してどのようにかかわるつもりなのか、これを示していただきたいと思っております。

2番目に、サトウキビの振興についてお聞きをいたしますけれども、新しい支払い制度に関してはきのうから何人もの議員が質問をしておりますけれども、私も少しお聞きをしたいと思っております。市長は、支払い方法についてきのうの質問に対してですね、何回も要請活動したように話しておられました。しかし、きのう私どもに配られた市長の日程表を見ますとですね、これには市長がサトウキビに関して出張したという記録はどこにもございません。農業に関してですね、18年度、19年度で46回の出張が行われておりますけれども、農業に関しての出張というのは平成18年に2回行われただけであります。それ以外は全く農業の関係のない出張ばかりでですね、そういうものについて農業を非常に今おろそかにしているんじゃないかなと、これちょっと心配しております。

私どももJAのほうに要請に行きましたけれども、JAからも宮古島市から一回も要請を受けたことはないというふうに明言をしております。宮古島の方々は政府の案どおりで納得したものだと思っていたと、支払いの方法についての要請が行われたことに対してびっくりしていると、もう済んだものだと思っているのに、今ごろそういう要請が出てくるのは実はびっくりしているんだというようなことは、きのうの同

僚議員の質問からも話していたとおりであります。

今まで市長は私どもの質問に対してこれ何とかしなきゃいかんということを口では申しておりました。農業は大事だと言っておりながら、実は農業問題に対してほとんど積極的に取り組んでいるようには思えません。例えば教科書検定問題ではあれだけの人員とエネルギーまでつぎ込んで書きかえ反対の郡民大会を開催したんですけれども、その前年ですね、対オーストラリアEPA交渉の改善を求める郡民大会では、ほとんど農協任せで自分はタッチしていません。ですから、あれだけの体育館を準備して参加した人数が300名、400名というような状況でありました。

これに対して農家の方々は非常に憤りを持ってこの現象を見ているわけです。なぜ同じ宮古島で行われる、しかも生活にとって大事なそういう農業の問題に関してこれほどまでに差があるのか、この格差は何ゆえなのかということをお聞きしております。ですから、宮古島で農業というのは非常に大事な産業であります。農業の発展なくして宮古島の発展はないと言っても私は過言ではないと思っております。ですから、農家のことをもっともっと考えていただいでですね、農業、それからサトウキビをつくっている方々のことも考えて、農家が潤えば宮古島全体も潤うんですよ。それこそ私は政治家の使命というのは住民の生活をよりよいものにする事だと考えております。生活の安定こそがすべてに優先されなければいけないと思っておりますけれども、市長はこの問題についてですね、どのようなお考えを持っているのか、この辺をお聞きしたいと思います。

それから、サトウキビの新制度におきまして、振興を図るという名目で今の制度が導入されているわけですが、新しい制度のもとではサトウキビの振興はできないと考えている方が専門家の中にも大勢おります。この問題は、今期のサトウキビの製糖が終了すると同時にすぐ政府に対しても県に対しても要請活動等取り組んでいかなければいけない問題だと思っておりますけれども、これに対して市長はどのような対応をしていくつもりなのか。これまでみたいに農協任せ、他人任せでこれに関してまた全くかわりを持たずにですね、やるのか、今度は教科書問題に関したような全面的な市長が先頭に立ってこの問題に取り組んでいくのか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

それから次に、園芸作物の振興についてお聞きをいたします。今年度のマンゴーハウス、果樹ハウスの導入計画はどうなっているのかということをお聞きをしたいと思いますけれども、まず導入希望者に対してはですね、どのような方法で、施設の導入を希望する方はどういう方法で申し込んでほしいというふうに周知徹底をしているのか。これがどうも周知徹底が不十分なものですから、ハウスの導入をしたいけれども、どうしていいかわからないということが多く感じしております。特に新規就農者や後継者に対して指導や助言をどのように行っているのか、これは非常に大事なことでありますし、これから園芸作物の振興をうたっていく上では新規の就農者、それから後継者に対してどのようにこれを助成していくかというのがこれからの課題になっていくんじゃないかと思われましても、これに対してどういう対策をとって希望者に対して周知徹底していくのか、これからのいかれるのか、その辺の考えをお聞きをしたいと思います。

次に、マンゴーのブランド化の計画についてお聞きをしますけれども、これ私は議会のたんに宮古島のマンゴーというのは非常に将来的にも有望でありますし、市場からも有望性を指摘されているので、ブランド化できないかということをお話してきました。去年は、宮崎県において東国原知事が誕生してですね、

宮崎のマンゴーはフィーバーしております。つられておかげさまで宮古島のマンゴーもある程度の高値で取引されたということはあるんですけども、市場の関係者から言わせますとですね、宮古島マンゴーに対しては非常にばらつきがあると、いいものと悪いものの当たり外れが非常にあり過ぎるというような指摘を受けております。ですから、これを改善しないことにはちょっと先行きが不明だと、不透明だということも言われておりますけれども、これに対して市当局としてどのような対応ができるのか、この辺を考えていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、宮崎県ではマンゴーをつくった当初からですね、ブランド化に向けて太陽のたまごという名称でですね、ブランド名である一定条件以上の品質の保証された品物を出しております。これは、やっぱりブランド化していくためには宮古島でもそういうようなある程度の品質のいいものを、一定条件以上のものを出していくという、どれをとっても間違いないという商品をつくっていくのが一つの手段だろうと思っておりますけれども、このように何か宮崎に負けないようなことはできないのか、これを考えたことはあるのかですね、お聞かせ願いたいと思います。

それから、ブランドというものはなかなかできるものではないんですけども、これ一つの手段として考えた場合にですね、ブランド名を全国に公募する、インターネットとかいろんながありますから、今公募をしてですね、宮古島のマンゴーというものを一つのブランド化するために日本全国にそういう名前が知られるような方策をとっていくという、公募も一つの手ではないかと思っておりますけれども、この辺のことが考えられないかどうかですね、答えていただきたいと思います。

生産量が増えますとどうしても販売力に差が出てきます。ですから、大きくつくればつくるほど量が多くなればなるほど売りやすく売っている方、要するに売のにちょっと苦勞する方、いろんな方が出てくると思っておりますけれども、この辺は農協任せで一切また市はこれにタッチしないのか、これの指導とか助言とか、そういう体制はどうなっているのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

それから、野菜の産地指定を受けるメリットとはどんなことがあるかということを出しておりますけれども、今産地指定を受けてですね、何品目ぐらいの産地指定を受けているのか、これは産地指定受けるとどうの特典があるのかですね、それから今後受けようとしている予定の品目はどんなものがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

これには野菜だけじゃなくて果樹とか、それから薬用植物みたいなものも入ってくるのかですね、こういう産地指定を受けるための条件とはどんなことがあるのか、要するに面積とかそういうものだけクリアすれば産地指定を受けることができるのかですね、これの周知徹底はどのようになされているのか、だれが責任を持ってこれをやるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

次に、合併のときの申し合わせ事項ということで出しておりますけれども、これきのうも出ておりましたけれども、伊良部にあります公共施設管理公社及び職員の取り扱いについてということですが、職員の取り扱いについては、これは協定書にもはっきりうたわれておりませんので、これについてはやっぱりどう処分するにしろ、特に採用するにしたら市民の同意を得なければいけないと思っております。これについて市長は3月までに結論を出したいというふうに言っておりますけれども、これは慎重にしていきたい。やっぱりこれだけの余剰人員を抱えている宮古島がそうやすやすと温情から採用するというのはどうかと私も考えておりますから、この辺は慎重にして住民同意が全部とれるような感じでの対応を

していただきたいと思っております。

それから、もう一つはですね、今下地島のパブリックゴルフ場というのは民間の企業に売却をすることで話を進めておると聞いておりますが、この民間の企業がですね、ゴルフ場の職員も一緒に引き継ぐということを申し出たと私は聞いております。これが本当なのか。これについてどのような考えなのかですね、もし業者のほうで引き継ぐということを言えば、このまま公社の職員も引き継ぐことになるのかどうなのか、その辺も聞かせていただきたいと思います。

それから、支所の取り扱いについてでありますけれども、これは今支所の問題をどうするかということで部内で調整が進められていると聞いております。やっぱりネックは効率の悪さとかいろんな問題が出て、支所はだんだん、だんだん規模縮小というような方向にどうも向かっているような感じを受けておりますけれども、しかし合併してまだ2年しかたっておりません。しかも、上野、城辺、下地、この3町村はですね、経済的にもというか、財政的にも割と安定しておりました。財政だけの面で合併してこういう支所を廃止しますとですね、なぜ何の問題もなかったところもそういう財政面を強調されなければいけないのか、これは不便を来すために合併したんじゃないかという声が出てくると思います。ですから、こういうものも本当に地域の住民の声を聞いてですね、地域のために活動できるような支所運営をしていただきたい。そのためにはやっぱり地域の声が大にできるような予算配分もしていただきたいと、このように考えておりますけれども、今までみたいな画一的にですね、みんな同じことをやるんじゃないかと、その地域に合った地域の特性の出せるような組織をつくり、これに予算配分をしていくというのがこれからの仕事だろうと。市長の考えを聞かせていただきたいと思っております。

次に、パイナガマ公園についてお聞きをしたいと思っております。まず最初に、土地の取得でありますけれども、今年度も土地を取得したいというふうにして出ておりますが、これは平良市時代からずっと何年にもわたって買ってきていることであります。そしてですね、何年間も土地を購入してきているわけですから、条例違反があったというのが非常にちょっと信じられないような感じをしておりますけれども、これは今までに何件ぐらいこれについての条例違反とかというのはあるのかですね、聞かせていただきたいと思っております。

市長は条例を知らなかったことがミスをした原因だと言っておりますけれども、過去13年間土地の売買というのはみんな行われてきているわけですよ。土地取得に関しても売ることにしてもすべて何年も行われてきて、その中ではすべてこういう条例違反というのもなく行われてきたのであるならばですね、この問題だけが勉強不足だったということは、これ言い逃れにしかならないと思うんですよ。ですから、なぜこの問題だけがそういうことになったのか、これ私はちょっとおかしいんじゃないかと思っております。じゃ、市長は13年間、平良市の市長時代も含めてですね、市長をやってきておりますけれども、職員の教育というのはどういうことをやってきたのか、教育というのは全くされていないのかですね、この辺をはっきりさせていただきたいと思っております。

責任をとるというふうにして話しておりますけれども、この責任のとり方がどういうとり方で責任をとるといえるかが全く話されておられませんので、この辺の責任のとり方もはっきりと出していただきたいと。

それから、競売に付された土地があって、これを購入するのに非常に金がかかっているというふうにして聞かされておりますけれども、これは競売に付されるということは宮古島市もそのことは全部情報とし

て知っていたはずなのに、なぜ競売に参加しないで後から買う羽目になったのかですね、この辺は市民にも非常に負担をかけていると思いますけれども、このことについて市長はどういう申し開きをするのか聞かせていただきたいと思います。

それと次に、タイムカードの導入についてでありますけれども、私は合併して当初からこれは職場としてタイムカードがないのはおかしいと、これは早急に導入すべきだということを何回も言ってきております。しかし、まだ導入されていないんです。理由は何なのか。必要ないとまだ思っているのかですね。現在は多機能のICカード等もあって、いろんな面で使える便利なものが幾らでもありますけれども、この辺を導入する気はないのか。財政がと言っているような状況じゃなくて、これは職員の規律の問題、それからいろんなことから考えてもやっぱりそういうタイムカード、時間を守らせる、規律を守らせるというのは非常に大事なことだと思っておりますけれども、これをやる気はないのかですね、聞かせていただきたいと思います。

答弁を聞いてから再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

上地議員の質問にお答えしたいと思います。

農業振興、特にサトウキビの振興でございますけれども、私は農業問題に余力が入っていないんじゃないかというご質問でございますけれども、サトウキビは宮古にとって主要な作物でありますので、単独補助金のうち1億2,563万5,000円という42%の予算を農業振興に補助金として充てております。

また、EPA大会に余力入れなかったんじゃないかというご質問でございますけれども、これについては農業振興会長としてしっかり先頭に立って人集めもしたつもりであります。

また、新価格対策への取り組みでございますけれども、新制度に伴うサトウキビ振興策については、宮古島市は台風、干ばつの常襲地帯で生産された代替作物に乏しい自然条件下で栽培している作物であるため、早期高糖品種、特に両工場から要望の多い地域に適した優良品種を国及び県に強く担当部を通してお願いしているところでございます。

パイナガマ公園でございますけど、このことは今度の事務的なミスについては、議会及び市民にご迷惑をおかけしたことに對して深くおわびを申し上げているところでございます。責任のとり方については、それ相当のペナルティーをみずから科したいと、そのように考えております。

◎副市長（下地 学君）

公共施設管理公社の職員の取り扱いについて市長の考えを聞きたいということなんですが、きのうも下地明議員、佐久本洋介議員の質問にも答弁しましたけど、ご指摘のとおり土地開発公社と宮古島市公共施設管理公社は新市に引き継ぐとなっております。宮古島市公共施設管理公社の職員の処遇については要請を受けており、職員の削減計画等との関連もありますので、慎重に検討しているところであり、来年3月までにはきちとした方針を提示する予定であります。先程ご指摘のあったパブリックゴルフ場に勤務している職員の処遇については、売却の条件には入っておりません。

◎総務部長（宮川耕次君）

支所の取り扱いについてですが、合併して2年たちました。支所機能につきましては、これまでですね、行革本部で組織機構の見直しに関する方針としましてですね、伊良部支所を除く4支所につきましては平



成23年度までに現在の機能を維持して総合窓口化を図るということで位置づけております。それから、職員数については市全体の職員数を勘案しながら調整していくと。また、伊良部総合支所につきましては平成28年度までに他支所と同一機能とし、30名以下に縮小するとの方針が出ております。

議員ご指摘のように確かに財政面のみからの検討ではなく、そういった地域振興、地域特性を生かした、そういう振興策が図れるような支所機能にしてもらいたいというご指摘につきましては、現在いろいろと内部で検討しているところです。そういった点も踏まえましてですね、合併の協定にあります市民サービスを低下させないようということも踏まえましてですね、今後さらに検討を図ってまいりたいと、このように考えております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

非常に質問が多岐にわたってございまして、一部メモができなかったところもあるような感じはしますが、どうぞご指摘をお願いいたします。

まず最初に、畜産振興についてでございます。その中で肉用牛の振興をどうするのかということでございますけど、大体牛でですね、宮古において119頭ぐらいですか、宮古の屠畜場でやっております、これはほとんど島内消費用に向けられています。ほかに沖縄本島のほうに送りまして、それを戻して販売しているというような状況もございます。そういう中で宮古においてですね、ブランド化をどうするかという場合におきましては、やはり地元の中でたくさんの消費をしてもらわなきゃいけないというのはごもつともなことでございます。

そういうことで今農協さんにもお話をしているんですが、やっぱり肥育となると子牛をで競りにつけた後に20カ月程度の肥育期間が必要だと思えます。非常にお金がかかる、資金がないとなかなかできない状況でありますんで、できるだけこのあたりを農協さんで受け持ってもらえれば、それからどんどんと広がっていくだろうというふうに思っております。

ただ、宮古の場合ですね、枝肉を格付する人がいない、それとそれをうまくカットして分ける技術者がいないというこの辺がですね、一番大きなネックになっているようでございます。そういうことで今後どういう形でこれを振興していくかということにつきましてはですね、やはり本土のほうでそういう方々がおられると思うんですね。肥育の技術者。そういう方がリタイアした方々がですね、ぜひとも宮古でそういう指導者として来ていただけるのであれば、それに対するいろんな市としての助成を入れながら宮古で肥育をきちっとした形でしていただくと、そのような施策もとれるものだというふうに思っておりますので、農協さんときちっとしたお話し合いをですね、してみたいというふうに思っております。

次に、畜産振興の中でブランド化する政策はあるのかということでございますけども、現在子牛として出荷をしておりますけども、近ごろの新聞でもありましたが、29億6,000万程度でしたかね、なかなか30億円の大台に乗らないというのが現状であろうというふうに思っております。今一戸一頭増頭運動ということで1万8,300頭余りまで生産していこうという、親牛を持っていこうという話もございまして、子牛も含めてですけども、そういう増頭運動があります。そういうことで宮古でやはり優良な母牛を残すということが今相当言われておまして、これにつきましては和牛改良組合さんのほうにもですね、お話をしまして、そのような理解が今生まれつつあるというふうに思っております。そういうことで宮古で母牛に対してですね、保留牛として補助金を増額して行うという方向で今動いてございます。

それと、もう一つは平成17年から畜産担い手事業でもって宮古第2地区の整備をしまいでまいりましたが、これが今年度で終了します。そういうことで平成20年からの採択に向けてですね、ただいま計画をしているところでもございます。そういうことで宮古島の肉用牛、繁殖牛ですね、これに関しましては今後とも積極的に施策を講じていきたいというふうに思っております。

次に、食肉センターの再建計画はということでございます。過去に食肉センター5,000頭ほど豚と牛を含めてですね、屠殺しておりました。そういうことで何とかそのときは経営はされていたんでありますけれども、その後養豚事業がですね、相当困難な状況になりまして、廃業が相次ぎまして、現在はですね、約1,200頭ぐらいですかね、そういう状況でございます。採算分岐点が5,000頭ぐらいは必要だというふうに言われていまして、現在は市の助成金、農協の助成金ですね、これを含めて運営をしている状況でございます。ですから、議員おっしゃるとおり肉用牛の振興ができればですね、この辺の部分も幾らか緩和できるものだというふうに思っておりますので、農協ときちっと協議をしながら肥育についてですね、今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、もう一つ、県共についてばらつきがあるという中でなかなかいい賞がもらえないということでございますけれども、これも行った中でも話をしていたんでありますけれども、やはり畜産品評会を出して、そこから2カ月あるいは一月間で仕上げるのは非常に難しいという話がございます。そういうことで生まれたときからですね、やはりきちっとした計画でもってですね、計画交配というんですか、こういうできたものをですね、きちっと子牛のときから仕上げていくという形にしないと県共でなかなかいい賞がもらえないんじゃないのかというようなことが反省意見としてありました。そういうことで今回の母牛の自家保留の奨励補助金もですね、増額をし、その中で県共でもってですね、できるだけ多くの宮古牛がですね、入賞できるように頑張りたいと、そのことによって宮古牛のブランド名もですね、上がっていくというふうに理解をしております。

次に、園芸作物の振興についてでございます。その中でマンゴーの施設の導入計画はどのようになっているかということでございますけれども、平成19年度の部分につきまして、マンゴーにつきましては8件でございます。施設の導入は11カ所ありますけれども、そのうちの8件が導入予定をしております。20年で10カ所、21年で今のところ5カ所でございます。これのほとんどの導入はですね、旧市町村で計画されたものを引き継いでいる部分が結構多いでございます。そういうことでありますけれども、ただどういう形で農家の皆さんに知らせているかということでございますが、合併した当初から毎年事業計画についてですね、行政連絡員の方々を集めまして各地区で説明会をしております。その中でもこういう事業があるんではないかという説明はされていまして、そのような中で何カ所か新しく計画をしたいというのがございますので、その分は今調整をしているところでございます。

次に、マンゴーのブランド化の計画はあるのかということでございます。現在今年の3月にですね、宮古島市マンゴー産地協議会というのを立ち上げてございます。そういう中でマンゴーのブランド化というのを図りながらですね、マンゴーの産地指定をしたいということで今動きをしております。早ければ来年の初めぐらいにですね、できれば申請をしたいという作業の流れでございます。

もう一つ、非常にマンゴーの品質にばらつきがあるのではないかとということでございますけれども、これにつきましては宮古のですね、多分約9割ぐらいだと思んですが、ほとんど個人の消費でもって、例え

ばゆうパックを使ったりとかですね、そういう中で扱われておりまして、その部分に非常にばらつきがあるのではないのかなと思っています。できれば本当に農協で一元集荷していただければ、その中できちんとした品質の分けができるんでありますけども、その辺がなかなか難しいという部分もございます。ですが、これやはり統一した部分でもってですね、きちっとした形で出さなきゃ宮古のブランドを落とすということになりかねませんので、これについては積極的にマンゴー協議会の中で基準を決めてお出しできるようにしたいというふうに思います。

名前については、今マンゴー産地協議会のほうで宮古らしい名前をつけようじゃないかということも話し合われてございます。量が多くなるとやっぱり個人によって販売力の差が出てきますけども、それにつきましてはですね、新しいマンゴー園をこれから経営する方々はまだそういう顧客というのを持っておりませんから、できればこういう方々は農協のほうの一元集荷というものをきちっとしていただければ、そこで選別をするわけですから、よりよいものが出せるんじゃないかなというふうに思っていますんで、そのように進めているところでございます。

次に、園芸作物の振興についてでございます。産地指定を受けるメリットはということでございますけども、やはり農林水産の戦略品目の拠点産地認定でもって認定されるわけですから、その拠点産地の活動に対しましては県がきちっとした指導もしていただけるし、技術問題の解決にも一緒に当たってもらえると。それと、もう一つは各種事業の導入がしやすくなる、そのようなこと等もございます。そういうことで市場の信用度が上がるということ等があるかと思えます。昨年ですか、今年だったかな、一挙に3品目を選定してもらいました。これは、ゴーヤととうがんとカボチャでございます。そういうことで今後はマンゴーをできるだけ早い時期に申請をしたいと思っていますし、その次には薬用植物、特にビデンス・ピローサとかハーブ薬草会、このあたりのですね、産地協議会を立ち上げまして、この辺についても積極的に認定を受けていきたいと、そのように思っております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ公園についての土地取得の条例違反は何件あるかということですが、平成9年度と平成18年度、2件でございます。平成9年度はですね、地権者が3名おりまして、1人は2筆持っています。1筆ごとに契約しております。その面積が5,000平米以上、2,000万以上の金額に該当しませんので、そういう手続をしておりません。その後決算委員会、総務財政委員会等の指摘によってトータルで5,000平米以上、2,000万以上については議会の議決が必要であるということわかりました。18年度については、共有地ですね、持ち分、42名の方と持ち分で契約しましたので、そういう条項をわからなくて議会の議決を得ておりません。

それから、競売のときになぜ買わなかったかということですが、裁判所等の競売に参加して農地を取得する場合は農地法3条の許可条件、結局3条の資格がないと競売に参加できないということです。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

ゴルフ場売却先の予定であります特定事業者からパブリックゴルフ場に勤務する職員の身分の引き継ぎについて申し入れがなかったかどうかというお尋ねでございますが、地域戦略局との間の協議の中では一切そういった話はございませんでした。ただ、臨時的な職員の雇用については地元のほうから採用できるような形で検討していきたいというお話はございました。

◎経済部長（宮國泰男君）

先程屠畜頭数の件で少し数字が間違っていたような感じでございます。18年度におきまして屠畜頭数が全部で1,570頭ありますけれども、そのうち牛が119頭というふうでございますので、訂正をお願いいたします。

◎総務課長（伊良部平師君）

タイムカードの導入について上地博通議員にお答えいたします。

タイムカードの導入に関しましては、タイムカードの導入によって職員の出退勤、これが明確に管理できるというメリットがございまして、その導入に向けてですね、県内10市の導入状況等を含めて今検討しております。県内10市の状況なんですけど、設置をしている市が4市、それから出勤簿を採用しているところが6市という状況でございます。

それから、市が実施するとした場合ですね、費用がどれぐらいかかるのか、何カ所ぐらいになるのかという調査もしておりますが、現在各課、支所、学校等もございまして、それにすべて設置するとなると182カ所に上ります。ただ、10市の中でもやっぱり学校関係は出勤簿採用ということしているようですので、それを除いても123カ所ぐらいの設置箇所が必要と思われまして。見積もりでいきますと大体1カ所当たり6万6,000円ぐらいの費用がかかるということで、学校関係を除く123カ所で計算しますと大体800万ぐらいの予算が必要だということになっております。

こういうような状況もありましてですね、現在出勤簿につきましては各課課長を中心にしっかりと管理ができる、目の届くところで出勤簿を管理をして出勤の管理を行うということが一番いいのじゃないかということで、去った11月1日の部長会においても当面出勤簿の管理をきちんと行うということで確認しております。そういった予算等を含めて、ただ那覇市などもですね、採用しているのは名札にICカードを組み込んでカードリーダー、ICカードをですね、出勤簿をチェックしているというような状況等もあるようですから、その点含めて今後検討していきたいと考えております。

◎上地博通君

再質問を行いたいと思います。

私は、経済部、ハウス導入とかいろんな農業後継者に対してですね、どういう助成策、どういう政策をもって後継者、それから新規就農者の育成していくかということも聞いたつもりでありますけど、これに対しては何の話もされておられませんので、これをですね、どういうふうにしてやるのか。

それから、もう一つはハウスを導入したいという希望者がいるとどうも行政連絡員を通してやったということですが、なかなかその辺が行き届いていないところもあると思います。その周知徹底をですね、もう少しやってもらいたい。希望者はいてもハウスがどうして導入すればいいかわからないという方々がやっぱりいるような感じです。これはハウスだけに限らずいろんな補助事業に対して言えることだと思いますから、こういう補助事業に対してのことは希望者をいっぱい募ると、要するにたくさんの希望者を募ることが必要だろうと思っておりますから、これについての住民に対しての周知徹底ははっきりしていただきたいと思っております。

最初からいきますけれども、畜産に関してはこれからも宮古の牛をブランド化するためにどうすればいいかというのは、これまで長いこと畜産振興会を中心にしてですね、いろんなことをやってきているわけ

ですから、彼らの意見も聞きながら宮古島市として取り組んでいただきたいと思いますし、サトウキビに関しましては、この問題は宮古島でサトウキビがなくなるということは本当に島が沈没するんじゃないかと私は考えております。今エコエネルギーでバイオエタノールの問題もありますけども、これをなくさないためにもサトウキビの栽培だけは絶対に続けていかなきゃいけないだろうと考えておりますので、この栽培をなくさないためにどういう方策をとっていくのか、来年から価格の問題等は、今年必ず製糖期が終わったらこの問題というのは再燃してきますから、このときにどういう対策をとりたいのかですね、どういう動きをしたいのか、これは今から考えておいて、市長は先頭に立ってやるという心意気といいますか、決意のほどを示してもらいたいと思って、これは市長に答弁を求めたいと思います。

それから、園芸作物に関しましては今まで指定受けているのは3品目ということでありますし、今後はマンゴーとか受けたいということでもありますので、これをですね、できるだけ多くの作物を指定を受けて宮古島に栽培ができるような体制を整えていただきたいと思います。このためにはやっぱりこれはつくるだけでなくて販売まで助言をし、やっていただきたいと思います。私は、市長にお願いがあります。今まで本当に農業のことを考えて、これからも農業を一生懸命やりたいというならばですね、これまでも牛の競り1年に1度年度初めには参加していただいておりますけれども、ぜひ初競りにですね、沖縄県中央卸売市場でもよろしいですから、行って宮古島の野菜をPRしていただきたいと思います。マンゴーの季節に1度。夏と冬でいいですから、年に2度でいいですから、最低でもこれだけはやってですね、一生懸命やっているということを住民にも見せていただきたいと思いますけれども、これをやる気があるのかどうなのか決意ほどをお聞きしたいと思います。

それから、支所の問題は本当に今話が出ていたように、これはみんなで取り組まなければいけない、それから住民に絶対に不便をかけてはいけない、それから福祉を後退させてはいけないということは至上命題でありますから、こういうことのないように住民が納得できるような対策をとっていただきたいと思います、これを切にお願いをしていきたいと思っております。

それと、パイナガマ公園についてであります。市長はペナルティーを科したいということですが、ペナルティーにもいろいろあります。市長が出席停止というわけにはいかないだろうと私思っておりますので、どういう方法でのペナルティーなのかですね、市長が言うこれまでのペナルティーといいますと減俸とかということをやっておりますが、いろんなところで減俸のペナルティーを科しているとあと市長の給料もなくなるんじゃないかと、このように心配をせざるを得なくなります。ですから、こういうことのないようにこれからも十分注意していただきたいと思いますけども、どういう責任がとりたいというものはつきりこれには示していただきたいと思います。

それから、部長はですね、競売に参加しなかったものを農地はできないということですが、これは競売というのは農地だけだったのか、山林というのは一つも入っていなかったのかですね、この辺の説明をもう一度求めたいと思っております。

答弁を聞いてさらに再質問行います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

サトウキビの振興については、特に新価格の問題については先頭に立って一生懸命対応していきたいと、そのように思っております。

また、これまでは野菜出荷のときには出荷のとき激励に行ったりしておりましたけども、中央競りまで行ってぜひ激励もしたいと、そのように思っております。

また、ペナルティーですけども、これは減俸その他できっちりと慎重に考えながら対応していきたいと、そのように思っています。

#### ◎建設部長（平良富男君）

競売にかかったのは農地だけだそうです。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

新規就農者にどのような助成策をもって対応しているのかということでございますけども、まず1つにハウスの資材等のそういう補助等もやってございますし、さらには台風対策等の共済事業、そういうものをですね、助成をしております。

ただ、PR不足があるのではないかということのおしかりでございますけども、今後につきましては宮古島市の広報紙あるいは宮古テレビの行政チャンネル、こういうものをですね、フルに活用して広報をしていきたいというふうに思っています。

また、新規就農者のいろんな書類づくり、これについてはほとんどが市のほうでですね、代行し、いろんな協議をしながらやっていますし、新規就農者に関しては事業をもって先進市の視察とかそういうものを含めてやってございますんで、今後ともこういうものを積極的にやっていきたいというふうに思っております。

次に、園芸作物の振興で販売まで市のほうでいろいろと手伝いすべきじゃないかということでございますけども、これまでですね、農協を我々は第一義的に中心的に考えて協力してやってきておりますんで、今後もそのような対応をいたしますけども、また個人でもってですね、相当の販売先を持って農家のために頑張っている方々もございます。今後につきましては、いろんな形で情報交換も含めて一緒に協働してやっていきたいというふうに思います。

#### ◎上地博通君

最後になりましたけれども、私はタイムカードの件に関しましては最初からこれを申し上げておりました。最初のころはですね、答弁として一千何百万かかると、だからちょっと難しいという話でありました。今日は600万、700万で済むだろうということであります。これはですね、全くやる気がないから、調べ物もおざなりにしているというふうにしかな考えられません。前回の質問のときにもICカード等も便利なものがあると言ってこれは見せた記憶がありますが、これについての検討さえもされていないのかどうかですね。本当に職員の規律の問題、いろんなものを考えてもこれは早急に導入すべきだと思いますけれども、これについてどう考えているのか。私は、時々はいろんな支所の前を通りますけれども、時間になってもなかなか出勤途中の者とかというふうな方々も会います。ですから、時間を守るというのは、これは人間の公務員の第一歩でありますから、この辺を切にお願いして早急なタイムカードの導入ができるようお願いしたいと思います。

それから最後に、市長はこれまでいろんな面で責任をとって減給だと言っておりますが、減給を続けていたら給料がなくなるんじゃないかと本当に心配しております。ボーナスを返上するのも一つの手だと思っておりますが、こういうことのないようにですね、これからもしっかりと取り組んでいただきたいと思

って私の一般質問終わります。

◎総務課長（伊良部平師君）

タイムカードの設置につきましては、数字が一千万という数字は全課所あるいは学校等含めた当初の数字でございまして、そういう数字でございまして。大体1,200万ぐらいかかるという、全箇所につきますとですね、それを少なくしても300万ないしかかるという答弁でございました。タイムカードにつきましては、20年度でこれまでの調査を踏まえてですね、どういう方法がいいのか、先程も申し上げましたように、名札をICカード使っているというようなもの、それからパソコン上で職員コードを打ち込んで出勤の確認をするといういろんな方法があるようですので、それらを調査して実施に向けて頑張っていきたいと思っております。

（「休憩願います」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時03分）

再開いたします。

（再開＝午後3時04分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

これは、部長会でも今まで何度も話し合ったんですよね。部長の中にもタイムカードでやるよりは課長の目の前でやるほうがいいんだよという意見を持っている部長もたくさんいるもんですから、まだ庁内の統一ができていないということでございます。

（「もう一度休憩願います」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時04分）

再開いたします。

（再開＝午後3時05分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

来年度当初まで判断します。

◎議長（友利恵一君）

これで上地博通君の一般質問は終了いたしました。

◎上里 樹君

日本共産党の上里樹です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、市長の政治姿勢についてであります。福祉行政についてお伺いをいたします。まず第1に、後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。自公政権が昨年6月、国民の多数の反対の声に耳をかさず強行しました医療制度改正、これによって来年4月から後期高齢者医療制度が導入されようとしています。今、後期高齢者医療制度の中身が国民の間で知れ渡る中で、高齢者を含め国民、自治体、地方議会、医療関係者から一斉に批判の声がわき起こっています。制度の説明をすると、特に一人一人がそれ

ぞれ個人個人課税される、保険料を年金から天引きされる、そのことに驚きと厳しいという声が出されています。福田内閣、自民、公明の政権与党もこの制度の一部凍結を言い出さざるを得なくなっています。それは、昨年の通常国会で強行した制度そのものの破綻、欠陥をみずから認めたものにほかならないと考えます。小泉、安倍内閣の6年間を振り返ってみますと、高齢者はこの間所得税の増税、住民税の増税、それから国保料、介護保険料の値上げ、医療の窓口負担増、耐えがたい負担増を連続して押しつけられてまいりました。さらなる負担増はまさに憲法が保障する生存権を根底から破壊する、そういうことになると思われざるを得ません。そこで、お伺いいたしますが、このような問題のある制度、これは実施を中止して抜本的な見直しを含めて制度そのものについて再検討が必要だと考えます。市長のご見解をお聞かせください。

次に、沖縄県後期高齢者広域連合議会臨時議会が11月27日に行われました。そこで保険料が決定されています。そこで、お伺いしますが、厚生年金の平均的受給者の場合幾らになるのか、また基礎年金のみの受給者は幾らでサラリーマンの子供に扶養されている方、こういう方々は幾らになるのでしょうか。お伺いします。

次に、前期高齢者、それから後期高齢者それぞれ年金額が1万5,000円未満の人数、それから1万5,000円以上の人数はどうなっているのでしょうか。さきの議会では12月10日前後に年金、社会保険から通知が来るというご答弁がありましたが、いかがでしょうか。

次に、2006年の宮古島市の普通徴収対象者、その地域別人数と保険料の収納率、これはどうなっているのかお伺いいたします。

次に、介護保険についてお伺いいたします。障害者対象認定控除制度、これについては昨年12月、私どもの要求に応じましてこの宮古島市でこの制度、これが実施されて1年になりました。まずお伺いしますが、これまでにこの認定を受けた人数はどうなっているのか。

2点目に、障害者として認定されたら要介護度に応じて所得税、住民税がそれぞれ控除されていることになっています。その介護度、要介護1、2、3、これと、それから要介護度4、5の所得税と住民税、それぞれ幾らの控除になるのかお伺いいたします。

次に3点目に、通告の誤植がありまして、観光行政となっておりますけれども、これは環境行政の間違いですので、訂正をお願いします。環境行政についてお伺いします。第1に、ごみ有料化が来年4月から導入されます。新年度4月実施のごみ有料化に伴う減免、これが低所得者に対して行われる、そういう条例がつくられていますけれども、私はこれに加えて紙おむつを使用する子育て真っ最中の若者たち、それから寝たきりの高齢者、こういった方々に対しても減免を適用すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、対象者への通知というのは、これは実はこれも通告の間違いです。介護保険のところで障害者対象控除制度の認定を受けるに当たって、その対象者に対する通知のことを私は通告したつもりだったんですけども、これがどういうわけかこの場所に紛れ込んでしまいました。ご答弁ができるのであればよろしくお願ひします。

それから、教育行政についてお伺いいたしますが、第1に学校図書の整備についてであります。さきの9月定例会でも私は質問いたしました。その後学校現場を私は歩き、調査してまいりました。今回の新学校図書整備5カ年計画、この特徴はこれまでになかった更新、要するに古くなった図書廃棄して新たに購



入する更新冊数が財源として盛り込まれていることに特徴があります。毎年200億、5年間で1,000億円、これが計上されることになっていきますけども、まず第1に文部科学省は学校図書の標準冊数を平成5年度に決めました。そこで、お伺いいたします。本市の小中学校の蔵書冊数について各学校ごとの充足率、これをお伺いいたします。

2点目に、学校図書費の父母負担、さきの議会のご答弁では年間で多いところで3,000円、少ないところで1,000円の負担を父母にいただいているというご答弁でしたが、各学校の図書費、これは平成17年度と18年度の比較でご答弁いただければと思います。公費負担、それから父母負担、それぞれ幾らになっているのでしょうか。

3点目に、小中学校ともに訪問して感じたことは、調べ物に使う図書ですね、いわゆる図鑑、それから辞典とか、それから画集、こういったたぐいの本がもう本来でしたら買いかえが必要なんですけども、高価な本だけに買いかえができない、そういう状況で放置されています。この予算の増額が何としても必要だと考えます。どうお考えでしょうか。

次に、県立図書館の問題についてお伺いします。県の行政改革で県立図書館宮古分館が閉館されるということを知って驚いております。県立図書館の宮古分室は地域の歴史、文化、産業など、地域の出来事や人々の営みを記録して後世に伝えていく重要な役割を果たしてきたと考えております。本市として存続を強く働きかけるべきだと考えますけども、いかがでしょうか。

次に、公共交通網の整備についてお伺いいたします。念願の巡回バスがスタートしましたけども、時刻表がそれぞれの世帯に配られました。私もこれに乗ったんですけども、いろいろ乗ってみるとこうしてほしい、ああしてほしい、要求がたくさん出てまいりました。そこで、お伺いしますけども、これまでの利用状況、これはどうなっているのかお伺いいたします。

それから2点目に、住民の利便性を考えて運行に当たって重視していただきたいと。お聞きすれば、これに示されている時刻表以外に職員向けの停留所があるようです。ですから、職員に対してそういう対応ができるのであれば市民に対してもぜひそういう利便性を配慮していただきたいと思っておりますけども、せめて職員の利用しているバス停ごと、それから時計回り、反時計回り、それから空港から港まで運行していますけども、すべてのバスをすべての運行ルートの停留所でとめるようにできないか、そのことをお伺いいたします。

次に、コールセンターについてですが、市長は雇用の確保、このことを念頭に置いてこれを導入したと考えます。議会答弁でC&Tモバイルサポートという企業が手を挙げたということをお聞きしましたがけども、応募した企業、これとどのような協定を結んだのか、それから企業がどのような企業なのかお伺いいたします。

それから、コールセンターの状況、これ前の議会でも私指摘しましたけども、県内で導入されたコールセンターの実態を見ますと、正規雇用されている職員の数がたったの10%程度、そういう実態にあります。あとの90%が非正規雇用、そういう状況のもとで低賃金、長時間労働、いつまでたっても採用の道が開けない、そういった非人間的な働き方が問題になっているのが県内におけるコールセンターの実態でもあります。私は、自治体として企業を誘致する以上、当たり前の人間らしい働く場、その確保が求められていると考えます。労働条件等のそういった協定、これは交わされているのでしょうか。お伺いをします。

以上ご答弁をお伺いしまして、再質問させていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

上里樹議員の福祉行政についてお答えします。

後期高齢者医療制度でございますけれども、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために、75歳以上、一定以上の障害があると認定された人は65歳以上、の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、現行の老人保健法が平成18年6月、高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、後期高齢者医療制度の創設、医療費適正化の推進等の内容が平成20年4月施行予定であります。また、後期高齢者医療制度では都道府県の区域内のすべての市町村が加入する広域連合により運営されることとなり、75歳以上の後期高齢者については加入者の保険料、国保及び非被用者保険からの支援並びに公費により医療費を賄う制度を導入しており、高齢者から新たに保険料を徴収することになります。国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものにしていくため、医療制度改革大綱に沿った医療適正化の総合的な推進、新たな後期高齢者医療制度の新年度からの実施はやむを得ませんが、実施後のさらなる国民的な論議も必要だろうと考えております。

県立図書館の閉鎖でございますけれども、県立図書館宮古分館は長年地域の図書館として久しく利用されており、分館の廃止は宮古島市にとって大きな知的財産の喪失と認識しております。この件については、去る12月7日に北小PTA、北中PTA、新しい図書館をつくろう会、宮古郷土史研究会の4団体からも要請を受けており、これを踏まえ、市としましても時期を見計らい県のほうへ宮古分館の存続を働きかけたいと考えております。

◎企画政策部長（久貝智子君）

コールセンターについてのお尋ねでございますが、まずどのような企業かというお尋ねでございますけれども、市におきましては去った11月の22日から30日にかけて入居者の募集を行っております。その間にC&Tモバイルサポートという会社の1社だけの応募がございました。12月の13日には市内部におきまして選定審査委員会を開きまして、この会社に内定をいたしております。C&Tモバイルサポートは、本社が沖縄市登川にあります。2004年の9月1日に資本金2億2,500万円で設立されております。事業内容といたしましては、主に通信販売の受注業務、それと損害保険事故等の受け付け業務、それとパソコンのテクニカルサポートなどとなっております。

それと次に、協定を交わしたかということでございますけれども、今回のコールセンター入居の企業公募は労働条件を条件としたものではありませんでした。労働条件につきましては、入居する企業がハローワークを通して求人募集等を行うということでございますので、その際に具体的に提示があるものと思っております。ただ、12月2日にゆいみなあでセミナーが開かれまして、コールセンターについての説明会を行っておりますが、そのときの雇用形態については長く勤めていただけるよう配慮したいという話もございました。また、例えば夫の扶養になっている方がその扶養の範囲内で働きたいという場合ですとか、あいている時間帯を利用して働きたいというような場合ですと、託児施設等も事業所内に設置して積極的な雇用を図りたいということでございます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、後期高齢者医療制度で保険料が後期高齢者広域連合議会で決定されておりますが、厚生年金の平

均的受給者、208万円の場合、それから基礎年金79万円の場合の受給者は幾らかというご質問と、それからサラリーマンの子に扶養されている人の保険料ということでございますけれども、まず厚生年金の平均的受給者、いわゆる年金収入208万円の単身世帯の保険料は年額で8万6,473円ということになります。月額にいたしますと7,206円であります。

次に、基礎年金、収入79万円のみ受給者の保険料は年間で1万2,973円となります。月額に直しますと1,081円ということになります。

それから、サラリーマンの子に扶養されている人で平成20年度の特例措置適用の場合、平成20年の4月から9月までについては凍結ということを決定的にしておりますので、その間についてはありません。20年10月から21年3月までの6カ月間につきましては2,163円、1カ月加入額が保険料が363円ということになります。

次に、前期高齢者、後期高齢者のそれぞれ年金額が1万5,000円未満の人数と1万5,000円以上の人数でございますけれども、平成19年12月の10日に年金保険者より経由機関、いわゆる国保中央会、連合会等を通して65歳以上で年額18万円以上の年金を受給している者のデータ通知がございました。その後このデータをもとに保険者が前期高齢者、いわゆる国民健康保険に加入している人、それから後期高齢者の被保険者データと突合し、データが合致したものを特別徴収対象者交付として抽出する必要があるとございます。また、前期高齢者、いわゆる国保加入者においては別途世帯構成において判定を行う必要があるということになります。したがって、現時点で把握している範囲でお答えをしますと、前期高齢者4,326名、年金額の区分についてはまだ把握できておりません。それから、後期高齢者7,120人のうち年金額が月1万5,000円未満の人数は334名で、1万5,000円以上の人数が6,786名となります。

次に、2006年度、平成18年度の宮古島市の普通徴収対象者の地域別人数と保険料収納率でございますけれども、平成18年度の前期高齢者及び後期高齢者の地域別人数は、国保税については世帯単位で課税しているということで、ご質問の数値については把握できかねております。ちなみに、平成18年度の国民健康保険税の対象世帯数と各地区の収納率について申し上げます。まず、平良地区の対象世帯数は9,058世帯で、収納率89.19%であります。城辺地区の対象世帯数は2,233世帯で、収納率93.99%、それから下地地区の対象世帯が988世帯、収納率が96.70%、上野地区の対象世帯数が804世帯で、収納率96.41%、伊良部地区の対象世帯が1,815世帯で、収納率88.59%でございます。宮古島市全体の対象世帯数は1万4,898世帯、収納率90.31%となっております。

介護保険についてであります。障害者対象認定控除制度について。障害者対象認定控除制度については、平成18年の11月に要綱を制定しております。平成17年の12月31日以降からの認定に係る対象者の申請分から適用しておりますが、現在までに1件のみの申請で交付されております。この制度は、本人から障害者認定控除対象者の認定申請書を提出してもらいまして、これに基づきまして対象者認定証を交付するというようになっております。通知につきましては、市発行の広報誌等で介護認定を受けた人への通知いたしておりますが、今後につきましては介護認定通知を送付するときに同封して通知できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、環境行政でごみ有料化に伴う減免措置についてであります。現在市といたしましては減免措置について生活保護世帯を対象世帯として実施してまいりたいというふうに考えておりますが、減免措置の手

続については対象世帯から申請に基づき減免決定通知を行うこととなります。したがって、生活福祉課との連携によって保護世帯への通知の徹底を図ってまいりたいと考えているところであります。議員ご指摘の子育て中の世帯や寝たきりの高齢者の世帯については、福祉保健部内の関係各課と十分に協議してどのような方法がより効果的であるのか、そういったことについて検討をしてみたいというふうに考えております。

#### ◎都市計画課長（長崎富夫君）

まず、公共交通網の整備についてであります。実施状況につきましてお答えいたします。

今回の実証実験は、職員を対象にした朝夕の通勤交通及び庁舎間移動、これには一般の各庁舎利用者を含まず。そして、一般利用者の交通拠点間移動の実験を行っております。職員の利用状況につきましては、各庁舎によってばらつきがあります。一般の利用状況ですが、各庁舎間利用者は平良庁舎中心とした利用が多いが、高齢者の利用が少なく、高齢者への浸透が図られていないのが現状かと思われ。拠点間の移動につきましては、マリントーミナルでの乗車、宮古空港での乗降車の利用が多い状況であります。

運行ルートについてであります。住民の利便性につきましては十分配慮しているつもりですが、現在はあくまでも実証実験としての運行ルートを設定しており、すべてのバスを宮古病院前に停車させることは困難であります。また、職員につきましては出勤時間帯の調整等にかなり厳しい面がありまして、職員の意向調査をもとにより近いバス停を利用していただいております。運行に当たっては、利用者のアンケート及び自由意見等の調査を実施しております。したがって、今回の実証実験の結果を踏まえ、モデル事業運行の実施が実現できれば、アンケート調査及び自由意見等の結果を分析し、関係機関等と協議し、市民の利便性重視した運行ルートの検討をしていきたいと思っております。

#### ◎学校教育課長（島袋正彦君）

まず、学校図書館の充実についてですけれども、国が定めました学校図書館図書標準冊数に対し、市内の小中学校20校中17校、中学校17校中9校が上回っております。ですが、議員が学校ごとのということで質問していただきましたので、特に学校において足りない学校が課題となるかと思っておりますので、小学校20校の中3校、中学校17校の中8校について学校ごとに説明させていただきます。いわゆる国が定めている標準冊数に足りない学校ということなんですけれども、まず小学校におきましては久松小学校が71%の達成率です。鏡原小学校が78%、そして佐良浜小学校が61%となっております。中学校におきましては、北中学校が67%、久松中学校が81%、狩俣中学校が82%、池間中学校が39%、大神中学校が15%、来間中学校が53%、上野中学校が55%、佐良浜中学校が88%となっております。

2つ目のご質問である平成17年、18年度において各学校の図書費で公費と父母負担分はそれぞれ幾らかとご質問についてでありますけれども、まず公費による小学校図書購入費は平成17年度は582万9,152円で、平成18年度は496万7,460円となっております。次に、中学校図書購入費は平成17年度は486万33円で、18年度は489万7,311円となっております。

また、父母負担分についてでありますけれども、平成17年、18年ともに各学校とも同額を徴収させていただいております。金額は、小学校で年間800円から3,600円、中学校では1,000円から3,600円を保護者に負担していただいております。

3番目の質問に、蔵書予算の増額についてでありますけれども、平成19年度からの国の公立義務教育小

学校の学校図書館整備に関する新たな5カ年計画策定に伴う図書整備の推進に基づいて学校図書整備が進められてございます。これは、従来の増加冊数分に加えまして、廃棄される図書を更新するための冊数、議員からもありましたけれども、更新冊数分も含めた図書整備を行うものです。市教育委員会としても平成19年度からの5年間で財政措置を講じるとともに、各学校への指導及び助言等を行い、本市のすべての小中学校において学校図書館図書標準の達成が図られるよう努力していく所存であります。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

答弁漏れがありますので、答弁したいと思います。

障害者認定対象控除制度で認定された場合要介護1、2、3の住民税、所得税の控除、それから要介護4と5についてお答えを申し上げます。まず、要介護1、2、3の障害者は所得税で27万円、住民税で26万円の控除となります。また、要介護4、5の特別障害者は所得税で40万円、住民税で30万円の控除となります。対象者への通知については、先程答弁したとおりでございます。

#### ◎上里 樹君

再質問させていただきます。

まず、後期高齢者医療制度についてなんですが、私は市長のご答弁意外に思いました。今ですね、全国の自治体、もう既に300自治体を超える自治体で中止を求める、それから見直しを求める意見書が上がっていますね。多良間村議会でも決議が上がりました。そういう中で各自治体の首長を初め医療団体からも批判の声が高まっています。このままの状態であれば大変なことになるという声であります。

それがじゃどういう実態なのかというところを私は具体的に指摘しておきたいと思いますが、まず新制度が導入されるとですね、75歳以上の人、先程の説明にもありましたけれども、今加入している医療保険制度、これを脱会させられて新しい医療制度、いわゆる後期高齢者だけの医療保険に組み込まれることとなります。高い保険料を容赦なく年金から天引きするというのが耐えがたいんですね。介護保険だけでも今悲鳴が上がっています。

しかも、保険料は2年ごとに見直しがされます。2年ごとに改定がされるわけですから、医療給付の増加、全県が一元化された中で単独で行われるわけですので、後期高齢者の人口の増加に応じて自動的に上がる仕組みになっています。それだけに制度のスタート時は保険料を低く抑えた地域も将来の値上げは確実になると言っても過言ではないと思います。先程の福祉保健部長のご答弁で金額がご答弁がありました。私が持っている資料によりますと、当たり前の全国の広域連合の減免を抜きにした試算によれば、もっと金額が上がるはずであります。これは全国の統一した試算に基づく金額なのかどうか、その統一した算定によれば計算すれば幾らになるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、さきの新里聡議員の国保の問題での質問もありました。これから後期高齢者医療制度がスタートする、そんな中で新たに導入される制度があるんですね。4月からメタボリック症候群に特化した特定検診、それから特定保健指導、すべての保険者にこれが義務づけられます。それから、平成24年度には検診の受診率65%を達成しなければいけないと福祉保健部長からご答弁がありました。しかし、最終的には80%達成を求められるんです。現在収納率が落ち込めば4,000万というペナルティーが科せられますけれども、それに加えて保険者から後期高齢者保険への支援費、負担を増やす、この達成をしない場合、検診率、受診率80%達成できない場合、60%達成できない場合にまたペナルティーが科せられるわけです。現

在の受診率、その数字私は押さえていませんけども、現状から80%達成、65%達成を勝ち取るにはかなりの努力が必要だと考えます。検診率を上げるためにメニューを増やして対応しても、結局はその自治体の負担となって国保税にはね返っていく、そういう悪循環につながる、このことを指摘したいと思います。激変緩和策で5年間の今平準化をどうするか、頭の痛いところではありますが、こういう中でこのような制度、これがまた追い打ちをかけるわけですから、大変なことになります。

さらに、年金が月1万5,000円未満の人、これは窓口納付になりますけども、保険料を滞納したら保険証を取り上げられるんですね。これまでは高齢者からの保険証の取り上げは禁止されていました。被爆者や障害者と同じ扱い。保険証を取り上げられれば命にかかわる、そういうことからです。後期高齢者医療制度では、1年以上滞納したら資格証明書を自動的に発行する。納付相談にも応じるというふうにはおっしゃっていますけども、認知症とかそういった相談に応じられない方も多々存在すると思います。そういった方々に対してどう対応するのか、これも一つの大きな課題になります。しかも、認知症の場合は悪質という、そういうものには私は該当しないと思います。ですから、65歳以上、74歳以上の障害のある方、これが後期高齢者に移行するのか、国保に残るかどうか、この判断も大変難しいものがあります。国保だと医療費の負担3割ですけども、どちらが有利か、これはそれぞれ違ってきますから、障害の度合いによって判断が困難になってきます。ですから、それだけ自治体の仕事の量が増えるというところを考えると本当に深刻なんですね。4月1日からの4月実施に向けて3月中にコンピューターのソフトの整備もしなければいけない。本当に頭の痛い話です。

現在サラリーマンの被扶養者として健保、これに加入している人、これも新制度で保険料が徴収されることになります。扶養が認められなくなるんですね。新制度では後期高齢者、74歳以下の人は診療報酬、これが別立てになります。今検討されているのは、後期高齢者の診療報酬包括払いといって定額制になるんですけども、保険が使える医療に上限をつけてしまう、これは私は医療の差別につながると思います。そうなれば後期高齢者に伴う手厚い治療を行う、そういう病院は赤字を背負うことになります。その結果医療機関は医療内容を制限せざるを得ないと。

また、厚生労働省は終末期の医療でも75歳以上の患者には特別な診療報酬体系を持ち込むとしています。過剰な延命治療を行わない、そういう誓約書をとれば終末期の患者に在宅死を選択させて退院させた医療機関に診療報酬を加算するというんですね。これは病院からの追い出しに拍車をかけると思います。このような差別医療認めるわけにはいきません。

来年にその実施がされている医療改悪、高齢者いじめ、これはこれにとどまるものではありません。71歳から74歳の窓口負担、これが1割から2割へ2倍に引き上げられます。長期療養の人が入院する療養病床23万床を削減して、病院からの追い出しを進める改悪も来年度から本格化します。国庫負担の引き上げ、資格証の取り扱い、この改善について市長は国に働きかけるように、私は強く要求したいと思います。あわせて、先程やむなしというご答弁がありましたけども、やっぱりこのような制度、踏みとどまって、いま一度制度そのものを見直す必要がある。介護保険の二の舞にならないように、用意周到に現場の声をしっかりと聞いて、実情をつかんだ上でスタートするべきだと考えます。再度市長に対してご見解をお伺いいたします。

それから、学校図書の整備なんですけども、私が小学校で調査しましたら、ご答弁にもありましたように、

年間1,200円を1人当たり負担しておりました。在校生が500名以上いる学校でしたけども、60万以上を父母が負担しています。父母負担になっています。それから、18年度の達成率、19年度は、これ小学校なんですけども、公費負担で、93%の達成率でした。19年度が公費負担で25万円、2万円減額されていました。102%の達成率。この年は、学校の記念事業があって、父兄から、父母から100万円の寄附があったということで、それを図書費に充てての成果だったといいます。図書費というのは、すべてが本の購入費に充てられるわけではありません。書棚の購入費、それから書籍の修理費にも充てられます。それから、図書館だよりを出すとか、そういう通信にも使われます。書棚を見ますとですね、新しい本がほとんどありませんでした。それを司書の方に問えば、貸し出す子供たちが人気が高いのは、やっぱり新しい本から順番に借りていくと。残るのは、本当にぼろぼろになった日焼けした本ばかりなんです。中学校の場合、小学校と同様に100円を負担しておりました、月々。ですから、これが500名以上の在校生ですから、51万円余りが父母負担になっていました。公費負担が21万円、それで父母負担が……

◎議長（友利恵一君）

質問者、大変失礼ですけど、しばらく休憩いたします。

（休憩＝午後3時51分）

再開いたします。

（再開＝午後3時51分）

◎上里 樹君

その父母負担と公費負担が逆転している状況が小中学校ともに共通しています。これが生徒1人当たり、19年度に中学校で購入した冊数が300冊、1人当たり直すと1冊にもならないんですね。0.6冊……

◎議長（友利恵一君）

休憩中であつたようで、失礼いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

質問者、どうぞ。

◎上里 樹君

わかりました。

（「巻き戻し」の声あり）

◎上里 樹君

巻き戻します。

中学校と小学校とで公費負担と父母負担に逆転現象がある、これが共通してありました。中学校で私が調査したところ、300冊を購入したというんですけども、生徒1人当たり直すと0.6冊という状況でした。しかし、私は公費負担を増やす、それ以前に市長は全校に平成5年度以降図書館司書を配置してまいりました。行革委員会からは削減を求められていたと思います。それをしっかりと司書を配置してきたことは、私は高く評価したいと思います。その努力をですね、今度はせつかく文科省が計上した図書の整備費、これをぜひ100%計上していただきたいと。財政難で大変ですけども、この図書整備の趣旨をぜひ生かしていただきたいと思います。

それから、図書館司書をせつかく配置していても、共通して寄せられた感想は、小中学校合わせて21人、

これが臨任の司書になっているということで、正規の雇用になっている司書は20名ということでした。やっぱりこのような形態では1年ごとに入れかわりがあるということで、生徒にも影響がありますし、引き継ぎが思うようにいかないということでした。それから、調べ物、この調査に当たってもパソコンを使ってインターネットを通して調べてはどうかという声もあるんですけども、学年に応じた、やっぱりそういった図鑑による、書籍による調査が好ましいという声をお聞きしました。いわゆるインターネットを使っ  
ての調査は、言葉の表現、全く理解できないような難しい表現をそのままレポートにして出しているような生徒もいるそうです。それから、パソコンはソフトが高くて、満足のいく整備ができないという声でした。

以上、学校の図書館整備の状況、それからこの間現場からの声、これを市長と教育長どのように受けとめられたでしょうか、お伺いいたします。

次に、ごみ有料化に伴う減免制度についてですが、低所得者に対する減免が条例でうたわれていますけれども、低所得者、いわゆる生活保護世帯以上に苦しいのがぎりぎり生活をしている働く若者たちなんですね。いわゆるワーキングプアでも大問題になっていますけれども、働けど働けど、生活保護水準以下の賃金しかもらえない。宮古でもダブルワークが実際に存在します。そういう中で子育てをしている。子育て支援は、乳幼児医療費の無料化だけではありません。こういうところでもしっかりと対応をしていただきたい。それから、高齢者の相次ぐ負担増に対してもぜひ減免の対応実施していただきたいと強く要求します。

それから、巡回バスについてですが、主要なバス停留所、ここにとめるのは困難というご答弁がありましたけれども、現在の巡回バスが通っている範囲内の停留所でも無理なんでしょうか。行く行くは可能であれば、商店街の振興のためにも、大手スーパー前とか、それからJAの農協前とか、利用度の高い、そういった店舗の前で乗りおろができる、そういうことを進めると、利用者も増えるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上お伺いして、再度質問させていただきます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

上里樹議員の質問にお答えします。

後期高齢者の問題については、県内全市町村が加入している広域連合に入っている以上、4月からの施行はやむを得ないものと思っております。しかし、高齢者あるいはその家族からの声は必ず上がるものと思っておりますので、これは全国的な論議になることは必至だと考えております。

それから、学校司書ですけれども、もちろん理想的には学校司書をきっちりと本採用にすることが望ましいんですけども、今の定員計画の中ではなかなかこれが難しいのが現状であるということをご理解ください。

#### ◎教育長（下地恵吉君）

それでは、上里樹議員の図書費の父母負担の増額についてですね、お答えしたいと思います。

教育費の父母負担の軽減の趣旨から、図書購入費の父母負担軽減について改めて検討し、公費の増額に向けて適切に対応していきたいと思っております。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）



まず、全国統一での試算でどの程度の保険料になるのかというご質問であったかと思いますが、まず厚生年金受給者、208万円 で計算をいたしますとですね、軽減判定所得として73万円が出てまいります。68万円以上につきましては軽減措置がないということでもありますから、均等割で4万3,243円、それから所得割で4万3,230円ということで、年税額が、年間保険料が8万6,473円ということで、月に直しますと7,206円ということになります。それから、基礎年金だけの受給者の場合だと79万円ですから、軽減判定で7割軽減に該当するということになりまして、均等割額で年間4万3,243円、所得割がゼロということで、この金額をもとに7割軽減をしますとですね、先程申し上げましたように均等割で1万2,973円、所得割がゼロということで、年間保険料が1万2,973円で、月額保険料が1,081円ということになります。

◎都市計画課長（長崎富夫君）

運行ルートの変更には、その周知にも大分時間がかかるということでもあります。今JAさんとか大手スーパー前にバス停設けるためには、いろいろ警察とのまた協議期間も必要でありますので、今のところはかなり厳しいかなと思われま す。今回の実証実験につきましては、12月25日で終了いたします。その結果をNEDOに報告いたしまして、今度モデル事業の実施が実現できれば、そういうJAさん、大手スーパー等々のですね、停車につきましてはこの後検討していきたいというふうに思っております。

◎上里 樹君

再々質問させていただきます。

まず、後期高齢者医療制度の問題ですね、国民から声上がる、もう既に上がっているんですね。ですから、市長としてはですね、これ国民健康保険のこれからの税率にも大きく自治体に影響してきますから、健全な国民健康保険税、この税率の問題どうするのがこれから大きな課題になるはずですよ。ですから、課題になるといってももう目前なんですよ、4月1日。ですから、市長としましてはですね、国に対して国民健康保険のこれまでの国の国庫負担金、削減してきた分をぜひもとに戻すこと、これを強く働きかけていただきたい、あわせて思います。

それから、障害者対象認定控除制度、これによって減免が20万を超える、40万を超える、こういう実態がわかり、自分としてもびっくりしました。このような控除がされるわけですから、たった1人というのは私は宣伝が足りないと思います。幸い介護認定通知と一緒に送付するということですので、期待したいと思います。

ちなみに、国民健康保険税、これについては私どもは緊急提案をいたしております。国保税を1人当たり1万円を引き下げる。先程申し上げました国のこれまで削減してきた国庫負担金をもとに戻すだけでこれは可能です。もう既に各自治体が独自に医療保険制度としての健全な運営を賄っていく、それは不可能になっていると私は考えます。

以上、時間になりましたので、質問を終わらせていただきます。

◎議長（友利恵一君）

これで上里樹君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩し、4時20分から再開いたします。

（休憩＝午後4時05分）

再開いたします。

(再開＝午後4時22分)

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎平良 隆君

質問に入る前に、一言だけお言葉を申し上げたいと思います。

我が会派であります砂川明寛議員の恩師であります下地教育長、このたびの教育長就任おめでとうございます。宮古島市の教育行政におきまして大変大きな課題があるかと思っておりますけれども、どうぞ課題解決のためにまた一生懸命頑張ってくださいと思います。

一般質問をこれから行っていききたいと思います。我が宮古島市におきまして伊志嶺市政がスタートしてから、もう3年目に入っております。この2年間の伊志嶺市政に対する市民の評価というのは、いろいろあるかと思っておりますけれども、ほとんど多くの市民は伊志嶺市政に対しては大変悪い評価をなされているのではないかなと私は思っています。二、三日前の新聞報道でも政経懇話会といいますか、向こうの方々が痛烈な伊志嶺市政を批判をしております。それは、私も当然だとこれは思っております。当然この2年間であれだけの職員の不祥事、事務ミスによる市民に迷惑かけたこと、非常に多くの市民は伊志嶺市政に対して大変うんざりなされているんじゃないかなと思っております。そういうことで伊志嶺市長はこういう職員の不祥事、また職員の事務処理の不手際等に、何回もこういう次から次へ起こっております。このたんに、二度とこのことを起こさない、職員を指導していきたいということを何遍もこの議場で謝罪したり、責任をとりたいと言ったり、言っております。先程も上地博通議員の質問に対しても、これからの責任のとり方も減俸によっても責任とっていききたいというようなことをおっしゃっております。しかし、減俸による責任はとれないんじゃないかなと私は思っています。今回の下崎地区の売買法令違反ですと、30%の減俸になると言われております。そういう中におきまして、今回のパイナガマ公園の土地の取得の法令違反、また道路工事の物件補償差し押さえの問題、また市営団地の建設に対する農地法違反、また港湾内の緑地帯の売却法令違反、本当に数えたらたくさんのこれ法令違反で、運営をなされてきております。そういうことで、市長は先程減俸でまた責任をとりたいと言っておりますけれども、減俸では恐らくこれ責任とれないんじゃないかなと私は思っています。そういうことですね、ぜひ今回たくさんの不祥事、事務ミスに対してどのような責任をとっていただくのか。恐らく減俸では責任とれませんので、それ以外ですね、責任をおっしゃっていただきたいなと思っております。

また、伊志嶺市長は市長に立候補するときに8大政策を掲げて、宮古島市の初代市長になっております。この8大政策の中でも多くの事業が計画なされているわけでございますけれども、私がお聞きしたいのは4つほどに絞ってですね、お聞きをしたいと思っております。1つ目は、経済の活性化と雇用拡大というのを非常に公約として上げておられますけれども、しかし2年前と今の経済状況、雇用状況、本当にもう2年前とは非常に違っております。今は、非常にもう経済も停滞しておりますし、雇用状況も大変これ悪くなっていると言ってもこれは過言ではないかなと思っております。そういうことで、市長は2年前に必ず経済を活性化させて、雇用を拡大させていききたいというようなことを選挙公約にうたっているわけでございますけれども、2年たった今では、もう2年前よりは非常に経済も停滞しているし、雇用状況も後退をしております。今後残された2年間で本当に経済が活性化できるのか、また雇用拡大できるのか、その点についてもまたお聞きをしたいなと思っております。

市長は、当選して間もなく臨時議会がございまして、そこの冒頭で所信表明をなされています。今近々の課題といや、新ごみ処理施設の建設、葬斎場の建設を上げられておりました。しかし、なかなか新ごみ処理施設の建設についても、地域住民の合意形成がまだ図られていないという状況でございます。非常に多くの市民は大変心配もなされております。本当に新ごみ処理場の建設は市長の任期中に実現可能なのかどうか。それと、また葬斎場の建設なんですけども、二、三日前の新聞投稿によりますと南静園の東側、向こうが決まったような新聞報道なされておりました。近くの自治体は賛成だということでございます。賛成だったら非常にいいんですけども、これについてもぜひ頑張ってくださいですね、一日も早く葬斎場と新ごみ建設については頑張ってくださいと思いますが、この事業の進捗状況ですか、お聞きをしたいなと思っております。

次にまた、宮古病院の新築問題でございますけども、つい最近の新聞報道によりますと、宮古病院の天井からコンクリートの破片が落ちたというような報道がなされています。非常に宮古病院というのは、当然皆様もご承知のとおり、大分老朽化をなされております。これは、もうそういう状態だったら、一日も早くですね、宮古病院の新築移転というのはしなければならぬ、これは大きな課題だと私は思っています。最近のこれは宮古の新聞報道にもあったんですけども、沖縄県知事が2010年あたりには何とか補助金が可能になるような感じの報道がなされていたわけでございますけども、宮古病院の新築移転、当然きのうの質問にも6ヘクタール以上のやはり敷地確保が条件だというようなことをおっしゃっていましたが、宮古病院の移転新築、本当に可能なのかですね、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

続きまして、平成18年度の決算についてお聞きをしたいと思っております。平成18年度の決算認定というのは、9月の定例議会に提案をなされております。そこで総務財政委員に付託をされて、閉会中の継続審議ということで審議なされていたようでございます。結論からいえば、この決算認定はこれ不認定という結論が出たと聞いております。理由といえ、当然支出行為が法令に違反しているということで、法令違反のは認定できないということですね、不認定になったんじゃないかなと思います。当然この責任も、これはもう市長にあるわけでございますけども、しかしまたこれは会計管理者に大きな私責任がこれあるんじゃないかなと思います。なぜかと申しますと、やはり会計管理者には職務権限というのがこれは与えられております、法的に。市長が支出命令出しても、やはりこの支出行為は法令、また予算関係に違反がないかと、それを確認して、支出しなければなりません。そういうところに違反があったら、かばうこともできないですよ、会計管理者の。そういったところを怠ったことで、こういう18年度決算も法律違反の支出によって、不認定をされたんじゃないかなと思っております。そこで、会計管理者にお聞きしたいわけでございますけども、今回のですね、不認定に対して会計管理者のですね、ご見解を賜りたいなと思っております。

今回の平成18年度の決算の中で大変多くの不納欠損処理がなされております。八千何百万余のですね、不納欠損処理がなされております。このような財政の厳しい状況の中でのですね、なぜあれだけの不納欠損額が出るのか、非常に疑問に思うところでございます。平成17年でも7,000万余の一般会計からですね、不納欠損がされております。不納欠損にされた経緯ですね、お聞きをしたいなと思っております。

それとね、収入未済額、7億余りの収入未済額が出ております。今後どのような形で収入率上げるのかですね、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

この決算書の中身を見ますとですね、予算の流用とかですね、予備費の充当等があるわけでございます。予算の審査に当たっては、やはり法令、また予算、これが本当に適正にですね、これが処理されているのを恐らく審査をするものだと思っています。そういう中で、やはり予備費の流用は適切にされているのか、それとまた予算の流用は適切にされているのか、そういったのを審査するわけでございますけども、今回の予算書の中身を見ますとですね、どこに流用されたのか、予備費がどこに充当されるのか、ほとんどわからない。我が旧上野村の予算書あったらですね、きれいに備考欄に、この節から幾ら流用した、またあの節から流用したというのが丁寧にうたわれていたわけでございますけど、宮古島市ですね、予算書を見るとわからない、全然。どうしてこの予算書を審査していいかわからないわけでございますので、どうぞこれからのですね、予算書の作成については、やはりその辺もですね、考慮していただきまして、ぜひこれができないものかどうかですね、お伺いをしたいなと思っていますところでございます。

今回の決算は、当然特別会計のほうもなされております。国保事業会計、今回の決算で10億円余の赤字が決算をされております。また、不用額も約4,000万余の額が不納欠損処理されております。これだけ赤字の会計でありながらですね、簡単に不納欠損するというのは考えられないわけでございますけども、しかしこれも税法に乗っての処理だと言ったらこれおしまいですが、しかしやはりこれだけ赤字決算をしておきながらですね、不納欠損というのはですね、慎重にやらなきゃならないことだと私思っています。そこで、お聞きしたいわけでございますけども、10億余のですね、累積赤字、これの解消に向けてどのような努力していかれるのか。それと、不納欠損額のですね、これの経緯、どういう形でこのような不納欠損処理なされたのか、それをお聞きしたいと思っております。

また、先程の上里議員の質問に対して国保の収納率についても答弁なされていたわけでございますけども、地域によって全然収納率が違うわけでございます。国保の収納率というのは、もうこれは皆様方もご承知のとおり、92%以上の収入率上げないと、これペナルティーが科されるわけでございます。恐らく5%ぐらいのですね、ペナルティーが科されるんではないかと私は思っておりますが、今回90.32%ですか、収納率、それによってどれぐらいのですね、ペナルティーが科されるのか、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

続きまして、公共下水道についてもお聞きしたいと思っております。今回の公共下水道におきましても8億余の赤字が出ております。特別会計の赤字というのは、やはり解消しなけりゃいけない。当然連結決算にこれは含まれていきまして、これがまた多くなると、当然財政再生団体という形になっていくわけでございます。そういう中におきまして、下水道の赤字、これからどのような形で解消なされていくのかですね、この辺についてもお聞きをしたいなと思っております。

続きまして、トゥリバー地区における民間によるリゾート開発についてお聞きをしたいと思っております。トゥリバー地区というのは、十二、三年の月日を経過して、今年の9月にやっと売却に成功しております。トゥリバー地区の売却にかかった経費、費用が恐らく5,000万近くかかっていると言われております。そのようにですね、5,000万円の経費をかけたトゥリバー地区もいよいよ来年の8月から民間によるリゾート開発がなされると聞いております。恐らく多くの市民もですね、大変このリゾートの開発実現によって雇用の拡大ができるものだと多くの市民も期待をしているだろうと思っておりますので、トゥリバー地区における開発規模、それと雇用人数、それといつごろオープンできるのかですね、この点についてもお聞き

をしたいなと思っています。

次に、ホテルアトールエメラルド宮古島の売却についてお聞きをしたいと思います。当然このホテルアトールというのは、宮古島マリナターミナルの所有物でございます。今回の宮古島マリナターミナルの平成18年度の決算書が新聞報道で報道されているわけでございますけれども、累積赤字が11億4,300万円、もう既に債務超過がなされている状況だと聞いております。単年度におきましても1,030万ぐらいの赤字が上がっているということで、その経営の再建のために、やはりこのホテル売却しなけりゃならないということで株主総会の中です、ホテルの売却が決定をなされていたということでございます。しかし、一部の役員によってです、ホテルの売却が前へ進んでいないという状況でございます。その一人の役員といえば、そこを賃貸している漲水リゾートの社長さんだと聞いておりますけれども、この会社は賃貸料を約5億円余り滞納している。そういう滞納をしていて、なぜそういう売却、譲渡に対して反対しているのか、その点が非常に私たちも理解できない。恐らく多くの市民もこれは理解はできていないんじゃないかなと思っています。そういうことで、ホテルアトールの売却は本当にできるかどうか、その点についてもお聞きしたいなと思っています。

次に、敬老祝金の復活についてお聞きしたいと思います。我が宮古島におきましては、約1万人近い敬老者の皆様方がいらっしゃるということでございます。当然敬老者の皆様方は、各地域によって老人活動をやりながら、またボランティア活動も一生懸命やって、宮古島の発展のために非常に頑張っております。旧上野村におきましてはですね、やはり老人の皆様方を大事にしようということで、我が旧上野村の村長さんは非常に老人福祉の向上に大変力を入れて、非常に敬老者の皆様方に喜ばれていたわけでございますけれども、それが合併と同時にもう財政が厳しいということで、補助金カットということで、このような弱い立場にある敬老者のですね、補助金までカットされています。私は、伊志嶺市長は非常に敬老者の皆様方に優しい方だと聞いておりましたけれども、このようなですね、老人の皆様方に仕打ちするようなですね、やはり補助金カットというのはいかなるもんかなと私は思っております。当然今の平和といい暮らしができるのは、敬老者の皆様方がやはり戦前、戦後のですね、混乱下に強く生きて、この基礎をつくったからこそ、このような平和な我が宮古島があるわけでございますので、ぜひ市長にはですね、考え直してですね、来年の敬老会についてはですね、それは70歳以上じゃなくてもいいです。75歳、ちょっと見直してですね、こういうの支給していただきたいと思っています。下地明議員のほうもそういう質問していたわけでございますけれども、非常にもう今年の敬老会、9月行ったんですけども、ふだんの3分の1しか敬老会に出席できなかった。その理由は、当然これはもう敬老祝金がないからということが大きな原因だったそうでございますけれども、しかし福祉保健部長は天候のせいだというようなことをおっしゃっているもんだから、これはおかしな考え方だなと私は思っていたんですけども、本当にこれ敬老が……

(議員の声あり)

#### ◎平良 隆君

一つです。やはり大きな原因はですね、これは敬老祝金のカットなんですよ。それで、ぜひですね、市長、敬老祝金をですね、復活をさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、サトウキビの新制度についてでございます。この件については、先程からうちの同僚議員から何回も質問がございました。この制度は、既にもう伊良部地区です、導入なされて、サトウキビ生産が

なされているわけでございます。この制度、当然皆様のご承知のとおり、大変生産農家、サトウキビ生産農家に対しては厳しいこれは制度でございます。これまで出荷後1週間足らずでですね、現金が満額入っていた、収入が、今回からは20日から25日待って、それがキビ収穫代の80%しか入らないということでございます。当初は、工場取引価格、約4,000円ぐらいが前もって入るという話があったんですけども、これも含めてもう一緒に、補助金と一緒にもうこれが支払われるということになっているようでございまして、非常に農家にとってはですね、これは厳しい状況じゃないかなと私も思っています。この制度というのは、3年間でまた見直されるわけでございます。当然これサトウキビ経営安定対策費というのが、これが補助金らしいんですね。今この対象になって、これがもし3年で改正になって、その対象になるのがもう27%ぐらいしかいないと言われております。だから、今からでもですね、やはりそういった問題についても考えていただきまして、対応策をとっていただきたい。

それと同時に、これは2年前から発表されている制度でございます。おそらく毎回、議会たんびにこの制度についての行政側ですね、対応について質問をしているわけでございますけど、いまだにほとんど市としての対応策がなかったのではないかなと思っております。今回の農協のですね、救済措置、前払い制度、これは当然保守系議員の皆様方がですね、国会議員、また県議とともにですね、また代表して3名が農協に乗り込んで、これ交渉したおかげなんですよ、これは。だから、市長は先程から私もいろいろお願いはしたというようなことでございますけど、これ外交辞令の交渉じゃないかなと私は思っているわけなんですよ。だから、やはり要請するときは正式にですね、やらないと、向こうは受け付けないんじゃないかなと思います。当然宮古の産業といえば、これはもう農業でございます。農業の振興によって、我が宮古島は発展するわけでございます。どうぞ市長、これからもですね、農業振興のためにはぜひ頑張ってください。それと、経済部長にもお願いしておきたいと思っておりますけれども、ぜひ経済部長もですね、真剣になって農業振興のためには頑張ってくださいと思っております。

以上で質問を終わります。答弁を聞いてからですね、答弁によってはまた再質問をしていきたいと思っておりますので、ひとつまたよろしく申し上げます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

平良隆議員の質問にお答えします。

公約事業の進捗状況でございますけども、私の公約である8つの基本政策につきましては、公約事業推進計画を策定して、市民の皆様にも広く公表しながら、計画に掲げられた施策の実現に向けて全力で取り組んでおります。ご質問のごみ焼却場については、早期建設に向け、環境アセスメント調査実施手続を進めているところでございます。葬斎場については、候補地を絞りまして、周辺住民との話し合いを深めております。経済活性化、雇用拡大につきましては、コールセンターの誘致を初め、農林水産業や観光産業の活性化に向けた施策を各部局で取り組んでおります。宮古病院の新築移転につきましては、県への働きかけを強化しながら、宮古島市として協力できることを検討しつつ、早期実現に向けて取り組んでまいります。

たび重なる事務処理の不手際に対する責任でございますけども、一連の事務処理の不手際については、市政を預かる者として大変遺憾に思っております。事務処理の不手際に対する私の責任については、議会や市民に対する私の責任を処するため、さきに提案しました私や副市長の給与条例の一部改正案を議員の

皆様方に審議していただいておりますが、その後に発覚した事務処理等の不手際に対しても責任のとり方を考えていきたいと考えております。また、これまで発生した事務手続の不手際には、職員管理の問題も含め、個々の職員が担当業務にかかわる法令、条例等を遵守しなかったことに起因していると考えられております。今後このようなことが起こらないように職場研修を行うとともに、職員に対しては業務に危機感を持ち、責任を持って業務を進めるように、さらに指導してまいりたいと思います。

ホテルアトールの売却でございますけども、去った9月の議会でもお答えしましたが、マリントーミナルホテル棟の譲渡候補先をルートインに決定してあります。現在株式会社漲水リゾート開発と宮古島マリントーミナル株式会社の間で家賃減額及び建物明け渡し裁判が係争中ですが、ルートイン側としましては裁判の結果を待つということでありまして、ルートインホテルの経営といたしましては、現在の宴会部門や職員については継続するという方針でありますから、現在の事業展開が大きく変更することはないものと考えております。

ご指摘の農業の振興についてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

まず、18年度の決算、非常に多岐にわたっておりますので、それぞれ担当から答えてまいります。まずその一つ、特別会計の累積赤字の対策であります。

特別会計といっても一般会計と密接不可分にありましてですね、まず一般会計からの繰り出しをですね、できるだけ思い切って繰り出していきたいというふうに考えております。そのためには、まず今緊急行動計画でやっております経常経費等ですね、抑制、そういったものを努力しまして、そういった繰り出しができるように頑張っていきたいと考えております。

それから、特に国保関係あるいは公共下水道関係もですね、そういった繰り出しと同時に、また内部のですね、収納率ですとか、あるいはまた税率の均一化ですとか、公共下水道におきましてはそういった加入率ですとか、いろんな課題がそれぞれありますので、そういった内部努力をしながら、全庁体制できちっとその辺を協議しましてですね、健全化に向けて努力していきたいと思っております。現在連結決算も7.5%までかなりクリアされておりますので、なお一層の努力をして、健全化に努めてまいりたいと考えております。

（「敬老祝金について市長……」の声あり）

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

現在のところは、現在の要綱どおりに実施する予定にしております。しかし、財政状況を見て、来年はあるいは見直しをすることも検討したいと考えております。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、国民健康保険における平成18年度決算の状況であります。

まず、不納欠損額についてであります。平成18年度の国保税の不納欠損額は1,028件で、4,206万4,023円となっております。内訳は、次のとおりであります。まず、一般被保険者医療給付分の滞納繰り越し分が658件の3,766万9,545円、介護納付金の滞納繰り越し分が352件の365万7,678円です。それから、退職被保険者医療給付分の滞納繰り越し分は12件の67万4,700円、それから介護給付分の滞納繰り越し分が9件で6万2,100円となっております。なお、不納欠損処分につきましては地方税法の第18条、地方税の

消滅時効の項目であります。地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算をいたしまして5年間行使しないことによって、時効により消滅するという定めがなっており、この条項に基づいて不納欠損処分をしたということでもあります。

それから、収入未済額の状況でありますけれども、一般被保険者の国民健康保険税の医療給付分現年課税分の収入未済額9,708万9,629円で、介護給付分の現年課税分の収入未済額が913万702円となっております。医療給付分の滞納繰り越し分の収入未済額2億5,796万3,871円で、介護給付分滞納繰り越し分の収入未済額が2,509万7,333円となっております。それから、退職被保険者国民健康保険税の医療給付分現年課税分の収入未済額336万1,321円で、介護給付分現年課税分の収入未済額24万1,111円であります。医療給付分の滞納繰り越し分の収入未済額が520万4,575円で、介護給付分の滞納繰り越し分の収入未済額54万5,912円となっております。

現在の滞納整理の取り組み状況でありますけれども、滞納整理地区を定めて、国保の指導員、職員が地区ごとに分担をし、個々の目標を定めて徴収率向上に努めているということでもあります。納税の催告、それから滞納原因の聴取や生活状況の確認、他の官公署の滞納状況等の実地調査を実施し、呼び出し状を滞納者へ送付して、納税相談に来るように呼びかけをいたしております。また、現年度分を1期から未納している未納者につきましては電話督促を実施し、納期内に納めていただくよう納付の催促を行っております。担当課といたしましては、さらなる納税に対する意識の向上を図るために、短期証、それから資格証を活用した納付相談を実施いたして、それでも応じない場合は銀行等の預金調査や勤務先への給与等の支払い状況について調査を行っております。今年度は、高額滞納者で納付に対する誠意が全く見られない滞納者に対して、2件の預金差し押さえを行っております。今後につきましてもこれまで同様に、滞納者の生活状況等の分析を行い、戸別訪問や電話督促等を実施し、納税折衝や実地調査並びに財産調査を行って総合的に判断し、高額滞納者や納税の誠意が見られない悪質な滞納者につきましては差し押さえを実施し、納税強化と納税率のアップを目指していきたいというふうに考えております。以上のことを実施していくことによって滞納者の件数が減り、地方税法第18条の2の時効の中断及び停止が発生することによって、不納欠損額も減少していくものと考えております。

それから次に、国保のペナルティーについてであります。まず、平成18年度の徴収率、これは退職被保険者を除いたもので試算しますので、89.07%で、金額にしますと7,400万円ということになります。

それから、国保の赤字解消策についてでございますが、議員ご指摘のように、平成18年度末で約10億800万円余の赤字があります。平成19年度で4億の繰り入れをいたしておりますので、残り6億余につきましては平成20年度以降3年間ですね、単年度2億円ずつを繰り入れて、平成22年度で解消できるように努めていきたいというふうに考えております。

#### ◎会計管理者（譜久村基嗣君）

まず、平成18年度一般会計決算、総務財政委員会におきまして不認定されたことについてどういうふうを考えているかということですが、会計及び出納事務につきましては法令、それから宮古島市の財務規則等に照らしながら慎重に精査して、厳正に審査しているつもりであります。結果といたしましてそういうふうな形で不認定されたことについては、大変担当といたしましては遺憾に思っているところであります。今後は、さらにですね、その精査に努力いたしまして、そういうミスがないように努めてまい



りたいと考えております。

それから、2点目の平成18年度一般会計予算書について、予算の流用及び予備費充当の明確な明細がないと、示されていないということで、内容が把握できない。決算書の様式についてわかりやすく表示できないものか、改善できないものかということですが、ご指摘のとおりですね、今の様式については、決算書の様式につきましては、そのご指摘のことは明確にされておられません状況にありますが、その表示とですね、文字等に、枠などに問題がありますので、そのことにつきましては来年度、要するに平成19年度決算書の作成につきましては、システムの管理会社とも協議の上、仮に紙面の面積、紙面のスペースが足りないようであれば、別枠の説明書も作成も考えながら検討していきたいと考えております。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

トゥリバー地区における開発についてのご質問でございました。

トゥリバー地区の開発につきましては、仮契約のありました8月16日に議員の皆様方に説明会を開きまして、その場でご説明のありましたように開発スケジュールに沿ってですね、開発がなされるものだと考えてございます。規模につきましては、まず施設の規模についてはホテル棟で333室、それからコテージ棟で21室、合計客室としては354室、従業員の雇用につきましては約250名、来年8月に着工して、21年の11月ごろに完成、そして22年の1月ごろにはオープンする予定となっております。

#### ◎納税課長（友利 克君）

平良隆議員の不納欠損関係の質問についてお答えをします。

平成18年度決算における不納欠損額、市税の不納欠損額は件数で1,939件、額にしまして8,569万3,710円となっております。不納欠損処理につきましては、議員ご承知のとおり、地方税法15条の7あるいは同じく地方税法18条の規定に基づいて処理をしているところでございますけれども、これまでも議会あるいは決算委員会などにおいて厳しいご指摘を受けているところでございます。不納欠損はできるだけ回避したいということで、徴収に力を入れるのはもちろんのこと、差し押さえなどの時効の中断措置を講じているところでございます。ちなみに、時効の中断措置の状況でございますが、18年度末ということで、17年度1,539件の措置に対しまして、平成18年度は3,532件の時効の中断措置をしております。今後は、一層の徴収努力を重ねながら、税負担の公平性が損なわれないよう、適切な滞納処分を執行してまいりたいというふうに考えております。

それから、市税の未収額7億9,035万2,842円でございます。徴収率の向上、滞納対策ということになるかと思いますが、これまでの資産の差し押さえなど強制的な措置を初め、職員及び市税指導員による臨戸徴収、納税相談等の実施、それから警告文書などの送付を実施しているところでありますけれども、今年度は新たに悪質滞納者に対しまして、所有する車両のタイヤロック、そして差し押さえた資産の公売の実施に向けて、対象者の絞り込み作業を実施しているところでございます。税の収納率向上のためには、市民一人一人の協力が何より大切でございます。今後も納期内納付、それから自主納付意識の向上を推進しまして、公正、公平な徴収業務に努めてまいりたいと考えております。

#### ◎平良 隆君

市長、今回のですね、責任のとり方についてはですね、もっと具体的に答弁していただけないかなと思っております。先程からたくさんの議員の皆様方が減俸での責任なんかとれないんじゃないかということ

をおっしゃっております。ぜひ市民の納得のいくようなですね、責任のとり方について、もう一度お聞きをしたいなと思っております。

経済の活性化と雇用拡大についてでございますけども、市長の場合はいろいろ努力もされて、コールセンターの誘致等もなされているということでございますけど、しかしほとんど芽が出ていないような状況でございます。2年前の経済状況と今のまた経済状況、また2年前の雇用状況と今の2年後の雇用状況、全然違うわけなんですよ。経済も衰退というか、停滞しているし、また雇用状況大変悪いわけでございます。こういうことを真剣に取り組んでいただかないと、やはり経済が発展して宮古島の発展はあるわけでございます。ぜひ経済の活性化と雇用拡大についてはね、真剣に取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、決算の中の不用額の不納欠損処理なんですけども、当然税法にのっとってのこれは処理だと私も思っております。特に18条の処理ではですね、やはりちょっと疑問のところもあるわけでございますけども、やはりこういう財政の厳しい状況におきましてはですね、やはり収納努力をですね、してから、どうしてもやはりだめだというときにですね、この処理はしていただきたいと。18条で処理というのは、やはり納税者は恐らく健在ではないかと私は思っておりますので、この財政の厳しい中において、やはり不納欠損処理というのは私は非常に多くの市民が疑問を考え、納得いかないと。正直に税金払う人はばかを見るというようなことになるわけでございますので、この処理についてはですね、慎重に考えていただきたいなと思います。

一般会計の中でですね、市のたばこ税というのが不納欠損をされております。私は、ちょっと市のたばこ税がですね、不納欠損なされているというのが余り理解はできないわけでございます。当然たばこの税というのは、日本たばこ会社から県を通して大体配分されると私は思っているわけでございますけども、たばこ税のですね、不納欠損処理についてもですね、これちょっと説明をしていただきたいなと思っております。

先程会計管理者が遺憾に思うというようなことでございますけども、これは本当にもう会計管理者がですね、これからの支出行為に対しては真剣にこれは考えて、やらなければ、これはまた2度こういう状態が起こる可能性も十分私はあると思います。やはり職務権限を法律的に与えられているんだから、幾ら市長が支出命令出しても、法とか予算上問題があればですね、これ拒むこともできるわけなんです。その権限が会計管理者には与えられているわけでございます。そういうところをですね、十分踏まえてですね、今度から支出命令が出たらですね、やはり十分審査、確認してからですね、支出行為は実行していただきたいと思います。今回の不認定も会計処理する方がですね、慎重にこれ処理しておけば、こういう不認定は私はなかったんではないかというような感じを持っているわけでございます。

もっと質問したいんですけども、時間もなくて、非常に残念ですけども、市長にはですね、本当にこれからも一生懸命頑張って、残された2年間でございます。ぜひ頑張って、宮古島発展のために頑張ってくださいますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

#### ◎納税課長（友利 克君）

たばこ税の不納欠損処理についてですが、たばこ税はJ T、日本たばこ産業、それから民間のですね、卸売業者が課税の対象になります。この689万5,000円余りの不納欠損処理は、民間のですね、卸売業者が

倒産をいたしまして、結局差し押さえる、清算をする資産等が見当たらないということで、地方税法15条の7に基づいて不納欠損処理をしたということでございます。

(「ちょっと休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後5時15分)

再開いたします。

(再開＝午後5時16分)

平良隆君の一般質問はこれで終了いたしました。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後5時16分)

再開いたします。

(再開＝午後5時17分)

◎與那嶺誓雄君

2日目の最後の質問やりたいと思います。通告に従いまして、私見を交えながらですね、一般質問をしたいと思いますので、市長を初めですね、当局の誠意ある、そしてわかりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、行財政改革についてお伺いをいたします。私は、これまでも何回も行財政改革については質問を行ってまいりましたが、改めてお伺いしたいと思っております。

さて、2007年度における全国自治体予算要覧によりますと、人口が5万人以上10万人未満の人口規模別主要指数のランキングの中でですね、私たちの宮古島市は前年度と比較可能な市における歳入に占める市税の割合が約13%で、全国709市の中でも669位という数字が出ております。やはり改めて自主財源の乏しいことが知らされております。ですから、私たちの宮古島市としてですね、主に総予算がですね、国による依存財源で運営されている状況だということですが、今後ですね、ごみ焼却施設並びに葬斎場の建設など、合併特例債を活用していく事業が増えていくことや将来交付税が大きく減らされ、予算総額が縮小されていくことを考えると、やはり人件費や物件費など、そういった義務的な経費の削減はどうしても必要なことだと思っておりますし、そのためにはやはり組織機構のスリム化あるいは部や課の統廃合は当然できるだけ早目に議論されるべきものだと思っております。今確かに集中改革プランに基づいて議論されていると思いますが、私が見たところ、この改革プランでは部や課の統廃合や組織機構の改革については具体性がなく、何をベースに行革本部で議論されているかわかりません。ですから、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目に、将来の組織機構のスリム化に関する基本的方針の内容について、できるだけ詳しくお伺いをいたします。

2点目に、せんだって地元紙で、市の市政改革推進本部会議での部の統廃合案が差し戻されたと報じら

れておりますが、部と課の統廃合に向けた課題、そしてできるだけ早目の実施が必要と思いますが、そういった実施時期についてもお伺いをいたします。

3点目に、勧奨退職の推進についても現在どのように取り組まれているのかをお伺いいたします。

続きまして、平成20年度の予算編成の取り組みについてもお伺いいたします。私がなぜ予算編成について質問をするかという点です、やはりこれまでの予算に関する情報は行政の担当課だけが持っていて、恐らく全体の予算額の見込みによる枠分配方式がとられてきたものと思っております。しかしながら、今自治体として、国の療養病床の削減計画などによる介護施設の対応を含めた多くの課題解決や、先程来上里議員からもありますように、来年から始まる75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する後期高齢者医療制度の対応などの本当に今後の予算配分についてはやはり何を削減し、何を増やすかなど、政治的な判断が大きく要求されるものと思っております。したがって、これまで以上に自治体の財政負担が今まで以上に大きくなっていくのが当然予想されているわけでございます。私は、このように予想される厳しい財政状況の中では、事業の優先順位を当然選択していかなければならないし、そのためには何といたしてもやはり職員や議員、そして市民が予算が決定されていくこういった情報をですね、やはり共有できる環境が大変必要だと思っております。ですから、住民、議会が行政と同じ情報を持つことで、それぞれの地域について本当の判断や事業についての優先順位が議論できるものと思っております。そのためには、市の予算編成方針の内容や市民にわかりやすい住民向けの予算解説書の作成などはやはり必要ではないかと思っておりますので、次の4点についてお伺いをいたします。

1点目に、国の財政健全化の取り組みとして、平成23年度までに国、地方あわせた基礎的収支を黒字化するために約11兆から12兆円の歳出を削減する、そういったなど地方公務員の人件費並びに地方単独事業の見直しが行われようとしている中で、これまでと同じように地方交付税などの増額を期待することは当然できないものと思っておりますが、来年度、平成20年度の収支の見通しについて、市としてどのように考えているのかをお伺いいたします。

2点目に、現在取り組まれている予算編成の方針の内容と予算決定に至るまでの編成作業のスケジュールについてもどのような経緯で、どういう結果に出していくか、いつごろ決定するのかをお伺いいたします。

3点目に、公約にもありますように、市民に開かれた市政の実現のためにも、やはり予算編成の過程を一般公開することについて、市としてどのように考えているのかをお伺いいたします。

それから、4点目に、そのためにも市民にわかりやすい、市民向けの予算解説書の必要性についても市の考えをお伺いしたいと思います。これは、沖縄県でも約4市がですね、恐らく市民向けの予算解説書は広報されていると、公開されていると思っておりますので、そのような形でお伺いしたいと思います。

続きまして、県の人事委員会から各市町村職員に対し、12月に支給される期末、勤勉手当について0.1%の引き下げをすることが勧告されている中で、私たちの宮古島市を含む県内の24市町村が勧告に従わず、据え置くと新聞紙上で報じられております。私も現在宮古島市の報酬については、財政健全化の流れの中で各種手当がカットされており、大変厳しい状況だとは思っておりますが、今の厳しい財政事情から、どうしても住民サービスへのしわ寄せが避けられない、そういった時世だけに、やはり期末手当の据え置きについては住民に対し、行政の説明責任はどうしても必要だと思っておりますので、ご答弁をお願いいたします。

続きまして、池間漁業協同組合から要請をされている池間島海業センター建設についてをお伺いをいたします。これまで池間漁協が多くの累積赤字を抱えるなど大変厳しい運営をされている中で、池間漁協の再建計画の核となっております海業センターの建設は、私たちの池間島が高齢化が進む中で唯一の活性化させる施設になるものと思っております。市長も要請後も、カツオ漁の歴史を持つ池間漁協が衰退していくことを胸の痛い思いで見ている。市としてもこの計画を支援していきたいという話をされておりましたが、改めてお伺いをしたいと思います。

1 点目に、この要請の実現に向けた取り組みと実施時期についてもお伺いをいたします。

2 点目に、私はどうしても池間住民の元気を取り戻すためには、やはりカツオ漁の再開はどうしても必要だと思いますが、市としてカツオ漁再開に向けてどのような支援策ができるのかをお伺いをいたします。

次に、コミュニティバスの試験運行についてお伺いをいたします。これについては、先程同僚議員の上里樹議員からも質問がありましたので、その以外についてですね、質問を、答弁を求めたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。これまでも私はですね、やはり分庁方式で行政運営をしていく中で、旧町村住民のこういった不平等感を少しでも解消するためには、市長の公約でもあります市の主要施設を巡回するコミュニティバスの運行はやはり大切だと思っております。ですから、まだ12月の25日までということではありますが、試験運行中ではありますが、コミュニティバスの試験運行についてお伺いをしたいと思います。

1 点目は、実施状況については答弁されているので、割愛させていただきます。

2 点目のこれまでの試験運行している中で、市としてどのような評価をされているのか、あるいは問題点は何なのかをお伺いをいたします。

3 点目に、試験運行を終えた後ですね、この事業に対して継続できるのか、あるいはどういう形でこの事業を進めて、推進していくかについてお伺いをしたいと思います。

続きまして、コールセンターの導入事業についてお伺いをいたします。私は、これもですね、やっぱり上里樹議員がある程度質問されておりますので、私なりに質問内容を変えながらですね、お伺いをしたいと思います。地元紙を通してですね、コールセンターの入居企業が決定されたと報じられております。それによると、申し込み企業はたった1社のみであったということでもあります。私は、この事業については当然雇用効果があり、経済活性化につながるものと思っておりますし、大変期待をするものでありますが、私が心配するのはですね、去った6月議会でも質問をさせていただきましたが、合併特例債を活用した、あるいは総事業費が3億7,000万以上もかけですね、行うこの事業はですね、事業完成と同時に入居企業が決まらなければ、当然大きなリスクがつくものと質問をしてきました。現在報じられている内容によりますと、初年度の雇用は地元を中心に140名を予定されているようですが、この数字はですね、300人以上という私たちの見込みの予定人数の半分にも達しておりません。しかも、これまでのコールセンターの状況を見ると、先程も樹議員が話したとおり、定着率が大変悪く、見えない相手との電話やりとりで働く者にストレスを与える業種がほとんどだと言われております。ですから、私はこういった市の施設を利用してこの事業を積極的に誘致している宮古島市としては、やはり働く者の立場に立った働きやすい職場の提供をする責任がついてくるものと思っておりますので、次の2点についてお伺いをいたします。

1 点目に、コールセンターの業務内容としては、私は大きく分けて受信業務と発信業務に分かれると思

います。私としては、販売促進、アンケート調査あるいは代金促進などの発信業務は大変厳しい環境だと思えますし、今回入居する企業についてはどちらを中心にした企業なのか、私は知っておく必要があると思えます。また、私は働きやすい職場をチェックするためには、やはり入居企業の業務内容や働く職員を守る就業規則を市としてもしっかり確認することが大切なことと思えますので、その必要性についてお伺いをいたします。

また、2点目に、予定の雇用数が大きく足りない中で、今後の募集計画はどうなっているのか、今後の見通しについてもお伺いをしたいと思います。

続きまして、教育行政についてお伺いいたします。さきの県議会で県立図書館の分館閉鎖の理由として、年間の平均貸し出し冊数の少なさと分館の老朽化、維持、運営が大変厳しい状況にあるなど総合的に判断をし、分館の閉鎖を判断したという答弁をされております。しかしながら、私としてはこの分館の閉鎖に当たってはですね、当然利用者であるべき地域住民の意見をもっと十分踏まえた上で、慎重に判断すべきだし、市としても何とか継続を当然訴えるべきだと思いますが、私はですね、たとえ仮に閉館するとしてもですね、私たちの離島における情報格差が広がらないように、分館の代替あるいは今の県立図書館に対する住民がこれまでと同じように利用できる何らかの形の対応をやっばり市としても考えていかなきゃならないと思えますので、その対応をどうするのかもあわせてお伺いいたします。

以上、答弁を聞いてから再質問を行いたいと思えます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

與那嶺誓雄議員の質問にお答えします。

まず、行財政改革でございますけれども、組織機構のスリム化でございますが、組織機構については職員数の減少を見据えて、部、課の統廃合を積極的に進めていくという基本方針のもと、行財政改革推進本部等で現在議論をしております。今後10年余で600名の職員数を目標としており、職員数を見ながら組織機構のスリム化を図り、最終的には最少の経費で最大の効果を上げる組織の構築を目指したいと考えております。また、組織機構の基本方針では、平成23年度までに統廃合を実施することになっております。したがって、状況を踏まえながら、できるだけ早く統廃合を進めてまいります。

県立図書館宮古分館の閉館問題でございますけれども、県立図書館宮古分館は北学区にぜひ文化施設をつくりたいということで、北学区の方たちが強い要望で敷地も提供して、これまで分館が運営されてきました。県は、これを閉館するという方針を打ち出しております。これについては、これまで利用されてきた北学区民あるいは宮古島市民あるいはPTA、それから郷土史研究会等からも要請を受けておりますので、これを踏まえて、しっかりと継続について県に要請してまいりたいと思っております。また、あそこの中にはこれまでの館長が一生懸命に集めてきた郷土関係の資料もたくさんございます。そういうものを持っていかれると、大変宮古島市としても不利益をこうむりますので、これについてはしっかりと現地に残して、そしてもし仮に県立の分館として閉館することがあっても、宮古島市の図書館の分館等として、ぜひあの場所で図書館として継続して市の運営でやっていきたいと、そのように思っております。

#### ◎副市長（下地 学君）

職員の期末手当据え置きに対する市民への説明責任があると思うがということなんです、今年度の人事院勧告は勤勉手当の0.05カ月の増、沖縄県人事委員会の勧告は0.1カ月の減との内容でした。今回その

改定を見送り、据え置きした背景といたしましては、まず第1に、これまで厳しい財政状況の中で時間外勤務手当のカット、特に本年度はそれに加えて特殊勤務手当の全額カット、管理職手当の全額カットなど、大変厳しい状況の中で市民にも職員にも痛み分けをしてもらいたいということで頑張ってきてもらいました。2つ目に、ラスパイレス指数も県内11市の中で最下位との状況等も勘案し、据え置きという判断をいたしました。現在でも財政状況は厳しいことに変わりありませんが、これまでの状況を踏まえての措置でありますので、ご理解いただきたいと思います。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

20年度の予算編成についてということでございます。

まず、第1点目に20年度の収支の見込みということでございますが、20年度予算におきましては国の三位一体改革、あるいはまたその中でも地方交付税について、かなり毎年削減しておりますが、20年度は4.2%の減と見込まれております。したがって、本市としましては歳入歳出総額、一般会計ですが、約320億程度、つまり4.2%減を見込んでいます。それから、特別会計等についてはまだ確定見込みまでは至っておりません。いずれにしましても、昨年333億の一般会計予算に対して、4.2%程度の減を見込んでございます。

次に、予算編成の方針と作業のスケジュールということでございますが、20年度予算につきましては市民サービスの向上を図るため、財政の健全化とスリムな市役所づくりを目指す予算として位置づけております。本市の持続的発展に資する施策を重点的に推進することにしております。そして、その方針の中でですね、当然行財政改革、あるいはまた緊急行動計画はもとより、重点施策、それから総合計画のそういったことも総合的に勘案した方針を持っております。そうした平成20年度当初予算は、歳入の確保に努めながら事務事業の見直しや経費の削減、合理化を図りつつ、健全な財政運営に努めていきたいということでもあります。編成作業のスケジュールですが、11月1日に20年度当初予算の説明会を開いております。各部各課職員を対象にですね、説明会を持ちました。12月上旬、予算要求締め切りを行っております。1月下旬にヒアリング等による、1月から下旬にかけて予算調整を終えまして、当初予算の1次内示を考えております。20年2月中旬ごろにですね、最終内示をしまして、3月議会に提案をする予定であります。

それから、議員ご指摘の予算編成のプロセスを市民に一般公開することということと予算解説書の必要性ということでご質問でございます。私たちもこれまでもマスコミ等でもですね、そのプロセスがもう逐一わかるように、連日のようなそういったことで公表はしているつもりですが、もっとそういった一般公開の上でですね、効果的な例えばネットでそういった工夫できないかとか、そういった工夫をしてみたいと思います。予算解説書、確かに住民向けのわかりやすい解説書は必要な課題だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

#### ◎企画政策部長（久貝智子君）

コールセンターについてのお尋ねでございますが、まず1点目の入居企業の業務内容でございますが、先程も上里議員にお答えいたしましたように、市としては今回沖縄市登川にあります株式会社C&Tモバイルサポートに内定をいたしました。この会社は、2004年の9月1日に資本金2億2,500万円で設立されております。事業内容といたしましては、主に通信販売の受注業務、それと損害保険等の受け付け、損害保険の事故等ですね、受け付け業務、それとパソコンのテクニカルサポートとなっております。

次に、今後の募集計画の見通しでございますが、会社が本市に示しました職員体制の計画によりますと、初年度の20年度140名体制で、21年度に220名体制、22年度に285名体制、23年度からは330名体制に持っていきたいということであります。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、池間島海業センターの建設要請についてでございます。

要請の内容につきましては、十分ご理解をしているつもりでございます。この中で実施時期はいつかということでございますけども、ただいま農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業というのがございます。その中で今計画をしております、平成21年度の事業採択に向けて、要望をしております。その事業の内容でありますけども、地域間交流拠点の整備というのがありまして、その中で総合交流促進施設というような事業等もございます。そういう事業あたりでできないかどうか、検討しながらやっていきたいというふうに思っております。ですが、要望の中の製氷、冷蔵施設、これにつきましてはこの事業においてメニューが見つかっておりません。ですから、別の事業等も視野に入れながら検討を進めてまいります。

次に、カツオ漁再開に向けての支援策についてでございます。現在2隻のカツオ船がございますけども、船主の2人とも高齢化によりまして、漁を中止している状況ということを池間漁協からは聞いてございます。一番の問題は、若い担い手をどうつくるかというのが一番の課題だろうというふうに思っておりますので、池間漁協と協議をしながら、どのような形なら再開ができるのか、考えていきたいというふうに思います。

◎総務課長（伊良部平師君）

勸奨退職の取り組み状況についてお答えをいたします。

合併後増加した職員の削減、これは大きな課題であります。勸奨退職については、宮古島市職員の勸奨退職実施要綱に基づきまして、対象職員に通知をして、その推進を図っております。現在50歳以上59歳未満で勤続10年以上の方が対象となります。勸奨の優遇措置としまして、勸奨を受けることによって、沖縄県市町村総合事務組合の規定に基づきまして、退職時の給料月額に定年までの残余期間1年につき2%の額が上積みされまして、退職金が算定される仕組みになっております。ただ、退職はその職員の生活設計と大きくかわるものでありますので、現在自発的な申し出を待っているというのが現状でございます。

◎都市計画課長（長崎富夫君）

コミュニティーバスの試験運行についてであります。

問題点と評価についてお答えいたします。今回は、実証実験として運行しており、まだ実験の途中であります。その中で利用者によるアンケート調査をし、ヒアリング等を実施しております。実証実験後に効果等の分析を行い、関係機関にご報告いたします。その後、問題点と評価についても整理し、お示ししたいと思っております。ただ、効果といたしまして、実施後においてはCO<sub>2</sub>の削減効果等の数値も分析されております。また、利用者からのアンケート及び自由意見等においては、今後も継続して実施してほしいとの意見が多数寄せられております。

試験運行後についてでございますが、今回の実証実験は12月25日で終了いたします。その結果を踏まえてNEDOにご報告いたします。報告後、NEDOによる事業メニューによって、モデル事業としての申請



になろうかと思っております。モデル事業運行の実施が実現できれば、関係機関と協議し、市民の利便性の向上及び省エネルギー効果を図る目的で公共交通機関への転換を目指した事業にしていきたいと思っております。

◎與那嶺誓雄君

再質問をしてみたいと思います。

私はですね、やっぱりトウリバーが売却されたからといって、やはり今行っている行政改革のスピード、そういったものを緩めてはいけないと思っております。これまでですね、今回の補正もあわせて350億という本当に大きな予算額の中にあってもですね、やはり行政サービスに結びつかない、どうしても結びつけにくいという環境の中ですね、やはりこういった合併効果、交付税がもらえる中でですね、やはり今後の10年間の財政改革に向けてはですね、しっかりと今気を引き締めて取り組まなければいけないものだと私は思っております。そういった意味では、今は人口が5万5,000人ということですが、ちなみにですね、やはり私たちの沖縄全体の中ですね、予算総額の実数を並べてみますと、私たちの宮古島市に近い人口の中ですね、ちなみに上のほうから読み上げますが、4万7,000人の石垣市が195億の予算規模であります。それから、浦添市、人口規模10万7,000人、約10万8,000人の予算規模であります。これも307億円だけでございます。当然名護市についてもですね、5万9,000人、これも250億幾らです。同じように糸満市、近い糸満市の場合ですね、187億円の予算規模であります。

(議員の声あり)

◎與那嶺誓雄君

違う違う。そういったので。そういった中で、これ資料として出ていますので……

(議員の声あり)

◎與那嶺誓雄君

違います。総予算です。だから、いかに今の宮古島市の総予算が大きいのか、本当に国によってそういった総額が確保されているうちにですね、いかに財政改革を進めていくかというのが大きい課題だと思いますので……

(議員の声あり)

◎與那嶺誓雄君

それだけじゃないです。やっぱり昨年度と違って、普通建設費、こういったものの伸びとか、そういったいろんな形があって、当然安い補助メニューというか、そういった形の事業を展開している、そういったお話ししているわけですので、そういった意味ではやはり今後交付税が減らされていく中でですね、やはり少ない総予算ですね、住民サービスを確保していくのが大きな課題だと思っておりますので、それを提案として述べてですね、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで與那嶺誓雄議員の一般質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

(延会=午後 5 時57分)

平成 19 年

# 第 9 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

12月19日 (水) 5 日目

(一 般 質 問)

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第5号

平成19年12月19日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）会議録

平成19年12月19日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（27名）

（延会＝午後6時52分）

議長（1番）	友利 恵一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（22"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（23"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（24"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（25"）	下地 秀一" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（26"）	下地 明" "
		"（27"）	池間 雅昭" "
		"（28"）	

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	上野支所長	砂川 正吉 君
副市長	下地 学" "	下地支所長	平良 哲則" "
総務部長	宮川 耕次" "	水道局次長	砂川 定之" "
企画政策部長	久貝 智子" "	消防長	伊舎堂 勇" "
地域戦略局長	與那嶺 大" "	教育部長	下地 恵吉" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	教育部長	長濱 光雄" "
環境施設整備局長	平良 光善" "	総務課長	伊良部 平師" "
経済部長	宮國 泰男" "	財政課長	石原 智男" "
建設部長	平良 富男" "	企画調整課長	下地 信男" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	学校教育課長	島袋 正彦" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	情報政策課長	喜屋武 重三" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	都市計画課長	長崎 富夫" "
城辺支所長	饒平名 建次" "		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係 長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について昨日に引き続き質問を続行いたします。

本日は、池間豊君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎池間 豊君

3日目のトップバッターでありますけども、きのうまでにスムーズに行われたように、今日もスムーズにいくようにお祈りしながら質問を行いたいと思っておりますが、その前に一言申し上げたいと思っております。

本市において、長年の懸案課題であったトゥリバーが売却されて、市長もまずは一安心されていることだと思っております。本市の財政にとっては、お荷物であったトゥリバーただだけに、売却に携わった関係部署の職員にもご苦労さまと申し上げます。今後も市民の公僕として頑張っていたいただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

合併いたして2年、伊志嶺市長は宮古島の初代市長として行政改革や財政健全化に取り組んでこられました。結果がなかなか出ておりません。今月の13日の新聞にも集中改革プランの進捗状況は大変厳しいという指摘がありました。本市において、今合併による負の部分の解消しようと頑張っておるところですが、こういうときこそ市長の強いリーダーシップを必要としているときではないでしょうか。市長は職員の不幸事で、委員会や本議会で申しわけないというおわびを何度かいたしております。職員の不幸事であっても、市長はみずからの責任ということで、みずからを律し、みずからペナルティーを科するという強い姿勢を示せば、職員の不幸事もなくなるし、逆に職員のやる気も導くものだと私は思っております。市長は、トゥリバーが売却された小宴のときにもあいさつをされましたが、大変喜ばしいことであるが、赤字の一部を解消するにすぎず、課題はまだ山積しているから、職員の皆様にはこれに気を抜くことなく仕事には邁進していただきというあいさつをされました。その言葉の意味は、市長ご自身がよく理解されていると思っております。今後は、いろんな課題について一つ一つ結果を出すような行政運営をしていただくことを強く願うものであります。そして、市民の一人一人が強く願っております夢と希望と安らぎのあるまちづくりを一日も早く達成していただきたいなというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。まず初めに、市長の政治姿勢ということで3点ほど伺いをいたします。市長は、多良間村長から水道広域化の要請を受けておられ、そしてぜひ前向きに検討したいと答弁をされております。多良間村は本市と同じ宮古圏域でありながら、ダムもなく、水道事業には困難を来しているのは衆目の一致するところであります。同じ宮古圏域の住民でありながら、特に命の水事情に関して平等に恩恵を受けられないということは、あってはならないと思っております。水道事業はぜひ多良間村との広域化をすることで、多良間村の水事情をよくしていただきたいものだと思います。

そこで、伺いますが、市長は多良間村との広域化についてどのように考えているのか、また河川やダム

もない多良間村との広域化について、県や国の関係省庁との話し合いはされたことがあるのか。また、水事情の悪い多良間村を広域化で抱えることによって、県や国の助成支援策はあるのかについてもお答えください。そして、最も重要なことは、最も認識を強くしなければならないことは、宮古の水道事業は地下ダムに頼っているということでもあります。全国に例のない地下ダムに関しては、専門知識にたけたエキスパートの部局での運営が好ましいと思っておりますが、そのことに関してもお答えをください。

次に、久松のモズク生産組合の振興策について伺います。伊良部架橋整備事業推進に伴い、県の職員、本市の職員、そして久松モズク生産組合の代表とモズクの振興策についての話し合いが18年の1月20日に宮古支庁で行われております。その振興策とは、漁港内に種モズク、海水取り込みポンプ、エアブローの設置、そして網干し場や荷さばき休憩所などを久松漁港内に整備することです。当然伊良部架橋が建設されることで、その周辺でモズク養殖を営んでいるモズク組合の皆さんにはいろんな弊害が予想されるにもかかわらず、宮古圏域の発展にはなくてはならない伊良部大橋の建設でありますから、建設には全面的に賛成をし、建設推進に協力している久松モズク生産組合には、ぜひ要望をかなえてあげるのも当然だと思っております。久松生産組合から、宮古支庁で話し合われた振興策について速やかに対処していただく旨の要請がされていると思っておりますが、現在の取り組み状況と進捗状況をお伺いをいたします。

次に、宮古島市次世代エネルギーパーク構想について伺います。次世代エネルギーパーク構想とはどのような構想なのか、詳しく御説明をお願いします。私は、2度ほど新エネルギーについて質問をいたしております。本市においては、20年ほど前からエネトピア構想のもと、風力発電や太陽光発電の実証実験が行われてきました。そして、平成17年度からはバイオガスやバイオエタノールといった地球温暖化対策も含めた次世代エネルギーの実証実験も実施いたしております。私は、これらの事業を本市の観光産業や他の事業等に関連づけることで、宮古島の活性化につなげないものかと提案したつもりでありますから、今回の次世代エネルギーパーク構想が出されたことには大変大きな期待をいたしております。風力発電、太陽光発電、バイオガス、エタノールなどの次世代エネルギーを宮古全域の家庭や自動車、事業者や工場などに普及させることで、エコ電力、エコエネルギーのクリーンな島ということで、地球温暖化対策も含めた全国で唯一のモデル地区としての構想はできないものかとも考えております。市長は、この構想をどの程度まで考えているのか、市長の考えをお伺いいたします。

それと、新聞には策定委員会のメンバーも公表されておりましたが、議会からは出されておられませんので、なぜ議会からは出されなかったのかについてもお答えください。

次に、児童虐待について伺います。新聞やテレビなどで報道されており、大変悲惨な状況を目にしたり耳にしたりすることがございます。私どもは、対岸の火のように感じているのではないのでしょうか。それは、実際に虐待の現状をなかなか目にすることがありませんし、また当事者から陳情や要請も直接届くこともありません。そのため児童虐待問題を肌で実感することができないのかもしれないかもしれません。しかし、現実には県内や本市においても児童虐待はさまざまな形で行われていることが事実であります。市長と教育長に資料を差し上げますので……ただいま市長と教育長に差し上げた資料は、子供たちにいろんな暴力を行う、その虐待の写真を撮ったコピーをお上げいたしました。たばこの火を体じゅうに押しつける、棒や物で殴る、親に性的虐待を受ける、親に無視されて生きる希望を失う、そしてネグレクト、すなわち保育放棄などが事件化して、マスコミで報道されるときだけ児童虐待を認識するのではないのでしょうか。果たし

て今現在の本市の取り組み状況で、これらの子供たちに救いの手を差し伸べることはできるのでしょうか。問題が起きた場合のみの対処療法だけでいいのか、予防策を確立することはできないのか、私どもは一度この政治の場から検証を行い、対応する必要があると思っております。

そこで、何点か細かく分けてお伺いをいたします。1点目、本市での児童虐待の1年の件数を2007年からさかのぼってですね、向こう5カ年の記録があればお答えをください。児童虐待の温床についてどのように考えているのか。児童虐待の統計資料は、虐待実態の何割ほどだと考えているのか。これは、なかなか虐待を受けていても、やっぱりその子供たちが小さいわけですから自分で申し出るということがなくて、実態がなかなかつかみにくい。ですから、その辺をしっかりとお答えいただきたいと思えます。本市も含め沖縄県の虐待の件数が急激に増えている理由はなぜなのか。県には児童虐待防止ネットワークを構築しなければならないとされているが、本市では設置されているのか。児童福祉法の改正で、虐待相談業務は市町村業務と位置づけられているが、本市の状況はどうなっているのか。そして、県は児童虐待防止支援策を次の6項目出しておりますが、本市の状況はこの6項目についてどうなっているのか、お伺いをします。

まず、1点目、集い広場の実施状況について、育児支援家庭訪問事業の実施状況について、虐待防止研修会や事例報告検討会を行っているのか、ハイリスク家庭への対応を行う職員の資質向上は取り組んでいるのか、乳幼児健診時における育児相談や未受診世帯への訪問は行っているのか、地域における保健推進員の活動実績はどうなっているのか、この6点であります。

そして、県においては虐待を受けた児童への精神的ケアを行う児童精神心理司がおりますが、本市には児童心理司はいるのか、そしていないのか。いるとすれば何名いらっしゃるのかもお答えください。

次に、学力テストについてお伺いをいたします。学力テストについては、何名もの議員が質問をいたしており、問題の大きさがうかがえます。私もテストの結果が公表されたときには、身震いがするほど大きな衝撃を受けました。早速教育委員会を訪ねて、最下位の原因と今後の対応策についてお伺いしたところ、先程の児童虐待で起こるような家庭が原因の場合、貧困が原因の場合、学校が原因の場合と多くの根の深い問題があるように思われます。さらに、本市の状況については公表されていなかったもので、お尋ねしたところ県からの通達で公表できないとのことでありました。いささかの疑問がありましたので、この場で質問いたしますので、まず全項目についてお答えをお願いいたします。

1点目、全国最下位になった理由について詳しくご説明をしてください。本市は、沖縄県においてですね、どの位置にあるのか。また、県内の公表を、先程は県の通達だと私も自分からも言ったんですけど、なぜ公表しなかったのか。今後の学力向上対策についての取り組みはどうなっているのか。この4点について詳しい説明をお願いいたします。

次に、高校卒業生の就職率について伺います。本市には、県立高校が5校ありますが、その5校の就職率について伺います。また、県内各高校の就職率との比較についてもお答えをください。

次に、農業行政について伺います。本市の経済に農業の占める割合は大変大きなものがあります。私も経済工務委員会も農業政策に少しでも貢献できないものかということで、鹿児島県始良町の競り場と子牛生産宿舎の施設、そして宮崎県西都市のマンゴー生産と残留農薬検査についての視察を行うことができました。始良町での畜舎では、牛に毎日一握りの土着菌を食わすことで、牛の排せつ物の臭いがほとんど



なく、牛舎全体が全く清潔感がありました。そして、子牛の競りについては宮古島市の平均を四、五万ほど上回っているということでもあります。本市での競り状況は、先月も47万の高値で毎回の競り価格も高水準を維持しているという評価でありながら、さらに宮古での競り価格を上回っているということは、まだまだ改善、努力する必要があることを勉強いたしました。

また、西都市のマンゴー農家では、23戸の農家で6億円余の生産をしており、1戸当たりの平均収入額ですね、2,300万円と本市と比較してもびっくりするほどの収穫をいたしております。西都市のマンゴーは宮崎産マンゴー太陽のタマゴというブランド名で全国に知れ渡っておりますが、その取り組みについて申し上げますと、沖縄県産マンゴーとダブらない早出し栽培であること、樹木の栽培は毛根をたくさん出すように工夫をしていること、樹木の剪定作業においても作業効率の簡素化が見られること、さらに選別機の導入により、糖度の18度以下ははじき出す、重量も350グラム以下ははじき出すという基準に見合った製品だけを出荷しているということで、農家と行政とJA、三者一体のスクラムの取り組みが見られました。また、残留農薬検査については、宮崎県の総合農業試験場が開発をした残留農薬分析システムで、今までにこれまでには2週間ほどかかった残留農薬検査がたった2時間で検査できるということであり、出荷前に検査がわかるということで、消費者の安全と信頼を得ているということでもあります。今回の視察を踏まえ、本市の農家の方々への報告をも兼ねた勉強会も必要だと思っておりますが、担当課の考えをお伺いをいたします。

次に、狩俣集落内の道路整備について伺います。狩俣集落内において、道路整備の不備のために大雨が降れば大人のひざのあたりまで雨水がたまるという大変な状態の場所がありました。その場所に家を持った住民は、大雨のたびに大変な被害に見舞われておりましたし、狩俣自治会でも自治会費で年2回ほど雨水がたまる場所の側溝の土砂などを取り除く作業を数年間続けておりました。2年ほど前に被害をこうむっている家の方がですね、雨水がたまっている道路に面した他人の土地にコンボで大きな穴を掘って雨水を流し込むようにしたために、今はさほど雨水はたまらなくなっておりますが、ただし雨水を流し込まれている土地の主が狩俣自治会のため、被害をこうむっている方たちのために黙認をしているという善意があるからこそ被害は少なくなっているわけであります。その地主の善意で、ここ2年ほどは被害は出ておりませんが、いつまでも地主の善意に甘えているわけにはいかないと思っております。逆に、その地主については、自分の土地であるにもかかわらず、畑にもできない、家も建てることもできないという状態にあるからなんです。3週間ほど前に担当課に対して、自治会長を伴って改善の要請をいたしておりますが、当局に対しても早急な対応をとっていただくよう強く要望をするものであります。さらに、つけ加えますと、その一帯は宅地になっており、近い将来狩俣の若者がその場所にどんだん家を建てる可能性がある場所でもあり、狩俣自治会の発展にも大いに関係するものだと思っております。

以上、答弁をいただいて、また再質問をさせていただきます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

池間豊議員の質問にお答えします。

多良間村水道との広域化と支援策でございますけれども、命の水の大切さは十分理解しておりますので、広域化については多良間村当局も多良間村民も望んでおりますので、全県広域化の流れの中で推進したいと思っております。県を含めた沖縄県水道事業広域化の話し合いの中で、現在導入されている多良間村水

道への支援は、広域化しますと平成28年度まで継続して行われるとのこと。地下水利用の水道事業については、当然全国で最も経験を積んでいる宮古の担当部局で運営するのが望ましいと考えております。いつ部へ移行したらスムーズな運営ができるか、意見を集約しながら考えていきたいと考えております。

#### ◎教育長（下地恵吉君）

全国学力テストについて、1点目、全国最下位になった要因について、2点目に本市は沖縄県でどの位置か、3点目、県内の公表しなかった理由、4点目、今後の学力向上対策についての取り組みについて、池間豊議員のご質問にお答えします。

全国最下位となった要因として、学校における基礎、基本の定着を図る教育が重視され、それを活用する教育に十分な指導がなされなかったことや家庭における学習時間が他府県に比べ短い状況となっていること等が考えられます。

次に、本市の沖縄県における位置づけと県内の状況を公表しなかった理由についてであります。県といたしましては学校や自治体間の序列化が懸念されることから、公表しないということになっており、市といたしましても県から情報を得られませんので、公表できる状況にありません。

今後の学力向上対策については、これまで20年間にわたって実施されてきました学力向上の成果を検証しながら、今回の学力調査で指摘されている知識、技能を活用する力を育てる教育を強化してまいります。また、学校と家庭の連携強化を図り、基本的な生活習慣の確立と家庭学習の充実を図り、確かな学力の定着のため、より充実した学力向上対策に取り組んでまいります。

#### ◎企画政策部長（久貝智子君）

次世代エネルギーパーク構想についてのお尋ねでございますが、次世代エネルギーパークは太陽等の新エネルギー設備や体験施設を整備いたしまして、新エネルギーを初めとした次世代エネルギーについて実際に国民が目で見えて触れる機会を通じて地球環境と調和した次世代エネルギーのあり方について、国民の理解の増進を図るために国が新国家エネルギー戦略の中で打ち出した計画でございます。宮古島市におきましては、これまで風力発電、太陽光発電の実証実験が早くから行われており、またバイオエタノール実証事業、バガス発電、バイオディーゼル製造、メタンガスを利用した発電も行われております。これらの既存の施設、設備を網羅し、宮古島全体をエネルギーパークとして位置づけた次世代エネルギーパーク計画を策定するため、10月30日に宮古島地域新エネルギービジョン策定委員会を設置して検討を進めているところです。委員会は3回開催の予定ですが、2月には報告書が仕上がる予定となっております。

次に、委員会に議会のメンバーが入っていないのはなぜかというお尋ねでございますが、このことにつきましては平成11年、旧平良市当時の議長名で申し入れが当局になされておきまして、議員の審議会等への参画見直しについてということで、議員が市長の設置する審議会等に参画することは議決機関と執行機関の二元代表制をとる民主的な地方制度の趣旨に反するものと思料されます。特に法令に定めのあるものを除き、平成11年度より議員が審議会等の委員に就任しないため、条例や規則等を速やかに見直していただきたいという申し入れがございまして、市といたしましてはこの要請に基づきまして、法令に特別の定めがある場合を除きまして、議員の委員会委員への就任を見合わせております。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、児童虐待の件でありますけれども、本市の児童虐待の年間件数、7年度から過去5年間の記録に

ついてでございますけれども、残念ながら合併前の各町村の数値の把握ができかねております。したがって、合併後の件数について申し上げたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

平成17年度、件数にして24件、相談件数にいたしますと、延べ件数でございますが、584件でございます。それから、平成18年度、虐待件数で27件、相談延べ件数が525件、07年度、平成19年度、現在までの数値でございますが、12件、相談延べ件数が365件となっております。これは、11月末現在であります。

次に、児童虐待の温床にどういったものがあるのかということでございますが、一概には申し上げられませんけれども、主な要因といたしましては、家庭環境を見ますと複雑な家庭環境にあることや経済的に不安要素を抱えている家庭などの場合が多いというふうには考えられております。

次に、虐待の統計の実態は何割ほどと考えているかということですが、まず平成18年度においては27件の虐待件数となっております。先程申し上げましたけれども、虐待は家庭という密室で行われる場合が多く、実際に表面化していないことも考えられます。そのような状況から、実態把握としては現在27件として統計上取り扱っておりますけれども、実態の何割か把握しかねる状況にあると、表面化していないのがもっともたくさんあるのではないのかということで、実態としてなかなか把握が難しい状況にあるということでもあります。虐待の早期発見、防止の上でも疑いがあれば早急に家庭相談室、または沖縄県の中央児童相談所、警察等に通報、相談をしていただきたいと思っておりますし、市民へもその旨周知徹底を図っていききたいというふうには考えております。

それから、本市を含めて県内の虐待件数が増加傾向にある原因はということでもありますけれども、全国的に見ても虐待によって児童が死亡するという悲惨なニュースが流れたりしております。数値に実際にあられない虐待はあったと思われましても、平成12年度に児童虐待防止法が施行されてからは、通報等によって虐待の件数が増加したというふうなことが考えられますし、また去った5月の県紙における報道においても、地域の意識が高まったことなどが件数的に増加しているというふうな要因ではないのかという報道などもされております。

次に、防止ネットワークを構築しなければならないが、本市にはあるのかと、設置されているのかということでございますけれども、要保護児童の適切な保護を図るために関係機関や関係団体が情報の交換、及び適切な連携のもとで支援をしていくために、本年4月5日に宮古島市要保護児童対策地域協議会というものを設置をいたしております。

6番目に、法改正で虐待業務が市町村の窓口業務と位置づけられているが、本市の状況について、合併前の旧平良市では他の町村に先駆けて家庭児童相談室が設置をされておりました。合併後につきましては、児童家庭課内に児童相談室を設置いたしております。現在家庭児童相談員2人、それから女性相談員1人を配置して相談業務を行っている状況にあります。

続きまして、県は児童虐待防止支援策6項目を出しているが、本市の6項目の状況はということでございますが、これは児童家庭課と健康増進課がそれぞれ担当しておりますので、答弁については順番どおりいきませんので、課ごとにですね、児童家庭課のほうを先に、それから健康増進課のほうを答弁ということでお答えをしたいと思います。

まず、集いの広場の実施状況でありますけれども、現在2カ所、平良地域と伊良部地区にそれぞれ1カ所で実施をいたしております。子育てに不安や負担を感じて思い悩んでいる保護者の負担を解消して、親

同士の交流の場として活用されているというふうに思っております。利用状況でありますけれども、平成18年度平良地域での利用者数3,640名、相談件数が121名、それから平成19年度が利用者数が2,740名で、相談件数が81件、伊良部地区にあります憩いの家いずみであります。平成18年度の利用者数が566名、相談件数が62件、それから平成19年度であります。利用件数が331件で、相談件数が27件というふうになっております。つどいの広場くれよんについては平成18年の5月、憩いの家いずみについては平成18年の2月にそれぞれ開所しております。

次に、虐待防止研修会及び事例検討会を行っているのかというご質問でございますが、昨年度におきましては県主催の研修会、講演会等に積極的に職員あるいは相談員を参加させておまして、回数にしますと県主催の研修会に10回、市として毎月1回、教育相談員等の連絡協議会を行っております。

次に、ハイリスク家庭への対応を行う職員の資質向上についてでありますけれども、全体的には研修会を通してリスクの高いケースを事例として取り上げて、各市町村の相談員や児童相談所の職員なども交え、協議しております。その中で、資質向上についてもいろいろ勉強を通して図られていると考えております。また、部内においても関係各課の保健師や関係機関への紹介等を行って、意見や提言を求めて支援を行っているところであります。

次に、育児支援家庭訪問事業の実施状況であります。まず、育児支援家庭訪問事業につきましては、保健師、助産師、栄養士等が育児不安の予防解消や虐待防止、感染症の予防の観点から、訪問相談指導等を行うことで、安心して子供を産み育てる環境づくりに努めているところであります。今年度事業の内容につきましては、新生児訪問75件、子育て支援相談業務60件、延べ119件を訪問しております。また、乳幼児健診時における育児相談や未受診世帯への訪問については、健診時の問診で保健師、助産師が親に対して育児や発達等で気になることや相談したいことなどが無いのか、その確認をしながら臨床心理士への相談の引き継ぎなどを進めております。それから、健診時の臨床心理士への相談件数は89件、子育て相談件数は15件となっております。

さらに、健診未受診者に対しては、毎月未受診者名簿から保健師、母子保健推進員で家庭訪問や電話等で受診勧奨を実施しております。保健師による訪問件数45件、これ延べ件数にしますと57件になります。母子保健推進員による訪問件数は331件となっております。保健推進員及び保健推進員の活動実績につきましては、宮古島市母子保健推進員52名で活動しております。現在生後4カ月児を対象にいたしまして、「こんにちは赤ちゃん事業」ということで、各家庭を訪問いたしております。訪問件数138件を訪問いたしまして、子育て支援に貢献されております。

次に、虐待を受けた児童への精神的ケアを行う児童心理司が本市にいるのかということでありまして、虐待を受けた児童への精神的ケアにつきましては、これまで嘱託の臨床心理士による対応、相談を実施してまいりましたが、本年度から本人の一身上の都合によって常勤から事業のみの支援になったために、現在常勤としての配置がされておられません。今後につきましては、福祉保健部内に設置されております宮古島市福祉保健行政ネットワーク協議会の中で関係各課、機関等の連携を図り、必要に応じ専門職の配置等について考えてまいりたいというふうに考えております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、久松のモズク生産組合の振興策についてでございます。19年の2月13日に宮古島漁協から

要請がございました。それを受けまして、5月7日にですね、沖縄県のほうに事業規模計画書を提出してございます。ただいまその調整をして行っているところでございます。きちっとした規模算定を行いました、平成20年の5月ごろにはですね、予算要求をしていくということで、平成21年の事業採択に向けて今準備を進めているところでございます。

まず、当面はモズクの種つけタンクであるとか、それに関連する網干し場、そういうものを優先して整理を行っていきたいということでございます。その後に水産物の荷さばき施設に取りかかると、そういうスケジュールで現在進めてございます。事業費につきましては、ただいま調整中でございますので、きちっとした規模算定のもとに事業費を算出いたしますので、いましばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

次に、宮崎県のマンゴー農家と本市の比較ということでございまして、宮崎県におきましては23戸で6億円、2,300万円という収穫をしているということで、大変脅威を覚えております。宮古島市の場合は、約55ヘクタールほど今でございます。大体340トンぐらいの生産量を上げてございますけども、反収に直しますと10アール当たり640キロ、宮崎県の1トンに比べて相当少ない数字でございます。実質的には、我々の計画ではやはり1トンというのが目指す生産量でございまして、実際は500トンほどは宮古においても生産できるはずでありますけれども、なかなか各農家の技術レベルによってばらつきがあるようでございます。そういうことで、私どもとしましても技術指導をですね、きちっとやっていくということで、マンゴー産地協議会のほうで現在を取り組みを進めている、そういう状況にございます。ちなみに、宮古の沖縄県全体に占める生産量の割合というのは約25%ほどでございます。そういうことで、やはり宮崎のようにですね、宮古島ブランドというのをやっぱりつくらんといかなんということ、現在その取り組みを進めている状況にございます。ただ宮古の場合ほとんどが個人から消費者の個人のほうに出荷しているというような状況がございまして、なかなか品質の統一がとれていないというのもまた現実でございます。ですから、もう少し農協さんのほうでですね、マンゴー農家さんをしっかりと集約して一元集荷、一元出荷をやっていただかないとなかなかブランド化しにくい部分もありますので、今後の対応としてそれに努めてまいりたいというふうに思っています。ですが、宮古のマンゴーはですね、沖縄県の平均の単価2,161円でございますけども、宮古島から出荷しているマンゴーにつきましては3,600円という数字も出てございますので、やはり宮古のマンゴーは大変に質がいいということは言えるかというふうに思います。

次に、畜産農家と本市の農家との比較ということでございます。鹿児島県は日本一の和牛生産地ということで、31万4,900頭飼養しているということでございますけども、宮古におきましてもですね、今年度が約29億6,000万というような生産をしてございまして、30億を目標で今頑張っているところでございます。18年の12月末の調査におきましてはですね、農家戸数が1,127戸、今1万3,098頭ほどが統計として上がってございますけども、飼養しておりますけども、前年、17年よりは1,191頭増えているということで、順調に増頭しているという傾向にございます。ちなみに、県全体に占める割合は飼養頭数で16.8%ということで、八重山に次ぐ飼養頭数の地位を占めているということでございます。

議員から提案がございましたですね、経済工務委員会とマンゴー農家あるいは畜産農家等のいろんな報告会であるとか交流会であるとか、そういうものにつきましては経済工務委員会のほうでそういう報告会を受けていただけるのであればですね、私どもとしてはその準備をさせていただきたいというふうに思い

ます。

次に、狩俣集落内の道路整備ということでございますけども、当地区の道路整備につきましては旧平良市時代に事業が一応完了してございます。この道路をですね、突き抜けるような形で計画をしてございましたけども、一部の地主の反対に遭いまして、途中でとめて曲げて整備をしてございます。そのときは冠水しているというようなこともございまして、突き抜けることによって排水処理もしたいということでもありますけども、それができないということでもございました。現在は地主の協力のもとに、その被害が最小限度に抑えられるということにつきましては、大変感謝をいたしております。議員のおっしゃることにつきましては、十分担当課理解しているようでございますので、再度調査をいたしましてですね、対応に努めたいというふうに思っております。

◎学校教育課長（島袋正彦君）

今春卒業した宮古における高校生は160名が就職を希望しております。その中で、沖縄労働局提出の新規高卒者の就職内定状況から見ますと、島内就職希望者が44名、島外就職希望者が116名となっています。議員の質問の内定率で、就職率で申し上げますと、島内就職内定率は90.9%、島外就職内定率につきましては100%となっています。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わっております。

◎池間 豊君

ご答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

学力問題でありますけども、県内でどの位置にあるかということについて、わからないというのはいささか無責任じゃないかなというような感じもいたします。そういうきちとした結果がわからなければ、どういった対処方法があるのかという分析もなかなかままならないんじゃないかなというふうな思いでありますし、また私としてはそういう問題に対処するのは少人数学級だとか、あるいは算数、国語、理科などの教師の2人制だとか、また学校における補習授業、家庭での学習の充実とか、そういったものなどへのいろんな分析を行った中で取り入れていくというのが、なかなかきちとした学力テストの結果分析をしない限りですね、そういったことが出されないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひその辺は県の教育委員会とも相談してしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、狩俣集落内の道路整備については、ぜひ担当課は認識しているけども、検討したいということですけども、大概検討するということはなかなか長引くということであるようですね、これは笑い事じゃないんですよ。他人様の土地に穴を掘って水を流しているわけですから、その土地の主は大変なんですよ。畑として使えない、宅地に家も建てられない、ですからその人の本当に情けがなければですね、狩俣のその地域に住んでいる方達は大雨のたびにこの辺（ひざ上）まで水たまりますからね、大変ですよ。どうか早急な対策をお願いしたいというふうに思っております。

それから、久松モズク生産組合の振興策についてはしっかりとのお答えいただきましたので、どうかやはり久松生産組合もすごい思い入れで協力はしているわけですから、ぜひ年度内の着工をお願いしたいというふうに思っております。

児童虐待についてはですね、大変な状況がたくさんあります。市長にも教育長にも参考資料もお上げし

ましたけども、多分皆さんの周囲にもたくさんあるはずなんですけども、なかなかわからない。ただ子供たちの中からはいろんな形で発信はされているんですけども、なかなか気づかないんじゃないかなという点もあろうかと思えます。そういう意味においては、やはり私どもの資料をしっかりと見ていただいでですね、発信をきちっと受けとめて、そういうときにちゃんと相談をすると、そういう中からまたいろんな解決もできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、議員の皆さんにもテレビを見ている市民の皆さんにも、その辺のご協力をお願いしたいなというふうに思います。

時間もありませんから質問を終わりますけども、本年もあと十数日で終わりです。市民の皆さんにもすばらしい年を迎えることをお祈りしながら、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

#### ◎議長（友利恵一君）

これで池間豊君の一般質問は終了いたしました。

#### ◎富浜 浩君

このたび下地恵吉教育長、ご就任おめでとうございます。最近の子供たちは、勉強、勉強ということで、詰め込み教育と申しますか、そういう中ですね、相手に対する思いやり、優しさ、そういうことが欠けておるし、人間性を問われているわけであります。我々にとっては、子供たちはやはり大きな財産であり、将来にとってきっとまた宮古のために、社会のためにも、日本のためにも頑張っていくわけでありますから、今後とも教育長、しっかりとまた子供たちを人材育成やっていただきたいと思えます。よろしく願います。

一般質問に入る前に、所見を簡潔に述べてですね、進めてまいりますので、よろしく願いを申し上げます。今年を振り返りまして、大きな課題は何かといいますと、宮古支庁の組織の撤回の問題、そして高校教育検定の問題とありました。本市においても、合併2年になるわけでありますけれども、職員による事務手続の誤正の差しかえが多過ぎる。そして、市有地の売買の問題、飲酒運転、傷害事件、問題が多々ありました。私から言わせれば、まさに職員の不手際は上層部の指導力の責任にあると私は思っております。ですから、しっかりと上層部の皆さん方はご指導をお願いを申し上げたいと思っております。

さて、1点目に先島デジタル実現の可能性についてでありますけれども、昨年仲井眞知事が誕生いたしました。我々保守系議員団は、9項目のお願いをしました。宮古の経済のためにぜひやってもらいたいというお願いをしたわけであります。その中で、1点、1つ目に先島デジタル実現をお願いをしたわけであります。12月4日、県議会代表質問の答弁で、知事は2008年度中に民放3社の放送開始ができるよう取り組むと明言しているわけであります。市長も知事に要請をしていることだし、また先島地区の5市町村の中で代表としていろいろお願いしてきました。ある程度の内容をご存じかと思っておりますので、この辺をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、行政評価システム導入についてでありますけども、事務事業評価の基本的考え方によって、業務そのものについて行政及び市民の視点と評価で検証することによって改善することになると私は思っております。本市は、職員一人一人、職員の意識改革は人材育成の重要視であったことから、数々の問題が噴出していると思っております。そこで、行政評価システム導入が必要不可欠であると私は考えますけども、市長のご見解を求めたいと思っております。

次に、トゥリバー地区売買収入の件でありますけれども、本市は特会の3会計において54億円という膨

大な赤字を抱えて、極めて厳しい状況にありました。平成17年度決算から試算した結果、連結実質赤字比率32.7%と全国ワースト9位と、宮古島にとって不名誉が言われたわけであります。宮古島市はまさに再生団体の入り口に入ってきていることから、第2の北海道夕張市になるのではないかと、その危機感から財政破綻回避緊急メッセージということで、市長は先頭になって必死に頑張ったわけでありますけども、その状況をお伺いをしたいと思います。

そして次に、土地売買収入40億円の内訳を示していただきたいと思っております。今回トゥリバー地区が売られまして40億円入りました。そこで、赤字累計額、繰上償還額、今回の補正額、基金積み立て予定額、これを数字的にきちっと示していただきたい。そして、連結実質赤字比率は来年早速4つの指標によって進めるわけでありますけれども、極めて重要なことは連結実質赤字比率であります。この状況をどういうふうに変化したのか、説明を求めたいと思っております。

さて、試算の残高及び償還計画についてであります。平成17年度において一般会計、特別会計、そしてこの合計がですね、約416億とあると思っておりますけれども、私も数字はきちっと持っております。ですから、皆さん方の本市が間違いのないようにきちっと報告をしていただきたい。それで、平成18年度一般会計と特別会計、そしてその中での合計、そして1人当たりの借金はどうなるのかということを示していただきたいと思っております。今、市民の皆さん方は、余りにも財政が厳しい、厳しい、そしてまた市長を中心にして財政破綻の回避ということで、いろいろ出ておまして、果たして借金がどのくらいあって、どういうふうなことで返すのかということ非常に懸念をしておりますので、その状況の中から償還計画、きちっとこういうふうにして借金は返していきますよと市民に明言をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、指定管理者制度導入による各課の活用はということでありますけれども、平成15年6月の地方自治法一部改正法が定められました。施行後3年以内、平成18年9月1日まで地方公共団体の施設を直営化または指定管理者制度に移行しなければなりません。そこで、本市は集中プラン計画の中では33施設、その計画の中で進めていきますよと、またその指定管理の中において今回の議会において5つですか、それを指定管理に移行しますよというようなことを言っておりますけれども、宮古島市は238施設がございます。その状況の中において、指定管理にどのくらいいったのか、それを具体的に説明していただきたいと思っております。

次に、外郭団体運営健全化の見直しについてでありますけれども、外郭団体はその施設は9団体あります。そこで、私は2点だけお伺いをしたいと思います。マリインターミナル社においてホテル売却ということでありますけれども、2006年決算で累積赤字14億4,300万円の債務超過の状況となっているわけであります。経営再建を図るために、ホテルを売ろうということになっているわけでありますけれども、その譲渡先がルートインジャパンということで、先日の市長の答弁では、ルートインにきちっとやりますよということを話ございました。その中で、今地元の企業の皆さん方が、いや、そうじゃなくて地元を優先してくださいと、いろいろ裁判の闘争をしているわけでありますけれども、市長の考えとして具体的にきちっと説明を求めてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次、パブリックゴルフ場についてでありますけれども、そこは砂山リゾートが売買先となっております。たしか5億3,000万だと私は思っておりますけれども、議会の議決によって契約となると思うわけであり



ますけれども、売買に向けて早急に私は会社との状況を進めていくべきだと思いますけれども、その件をお伺いをしたいと思っております。

次に、社会福祉支援団体についてでありますけれども、高齢者虐待、児童虐待、DV虐待防止対策はどのようになっているかということであります。虐待による痛ましい事件が連日のように報道されております。そして、高齢者虐待防止、これ平成18年6月4日施行されました。1年経過したということの中で、今全国で高齢者虐待に関する相談件数というのは1万8,393と言われております。なお、平成17年4月1日改正児童福祉法が成立をいたしました。全国のまた相談件数はいろいろ通報も添えて3万7,343件と、年々増えていると聞いております。

次に、DV防止法の件でありますけれども、私はたまたま1階でDV防止法に対するパネルを見ることがありました。これは、11月12日から16日ということで、パネル展がございました。女性に対する暴力をなくす運動ということで、パネル展があったわけでありまして、その状況を見て心に痛み、苦しみを感じたわけでありまして。そこで、やはり多くの女性が苦しんでいるわけでありまして、それを行政としてどのように対応するのかということをお伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

乳幼児医療費助成制度を求めるということであります。それは、合併前のときにですね、各市町村によって合併してから平成20年度ですか、それからちゃんとお互い投資していきましょうよというような話があって、今回平成20年度から進めるようでありますけれども、3点お伺いをしたいと思っております。助成対象となる医療費の範囲は、2点目に申請の手続きは、3点目に医療費助成の支給方法をお伺いしたいと思います。

都市計画についてであります。パイナガマ公園の今後の用地取得はということでありますけれども、昭和37年都市計画が決定をされました。施工期間、平成8年から平成22年までの事業完了の予定であります。事業面積は8.9ヘクタール、総事業費は25億2,200万余であります。その中で、平成8年から18年まで10年間で4.7%ということで、約10億の事業費を費やしてきました。問題は、荷川取公園整備から7,039万7,000円というパイナガマ公園への用地補償費を充用したことが本市会議において、平成18年度決算歳出、8款土木費の公園費、公有財産購入費審査中において、地方自治法第96条第1項第8号に違反が見つかったわけでありまして。いわゆる議会の議決に付すべき本市の条例では、予定価格2,000万円以上、土地については5,000平米以上であるのに、それを議会に付せずに財産を購入したということで、大きな問題となったわけでありまして。

そこで、私は4点お伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。まず、1点目に財政が厳しい中、あえてパイナガマ公園を推進しなければならないという、2点目に事業を規模縮小した場合はどうなるか、3点目に事業を中止した場合にはどうなるのか、4点目に国庫補助に返還が発生した場合、そのときにはどうなるか、その4点をお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、下里公設市場再開発計画の進捗状況であります。昭和44年3月開設以来、38年たつて老朽化したということで、建替えになっているわけでありまして。まさに宮古島の顔として、経済活性化に大きく寄与してきたわけでありまして、解体、撤去と終了しているわけでありまして。懸念することは、時代が変わりました。そこには、大型スーパーが出てきております。ファミリーマートやホットスパ、こうい

う店も点在しているわけであります。果たして新しい公設市場ができたときに、入居者がいるのかどうか懸念されますけれども、下里公設市場の基本的構想と申しますか、その件をお伺いをしたいと思います。

次に、根間地区計画の取り組み状況はということでありますけれども、区画整理事業は約12億で事業が推進されました。今年で一応終わることになっておりますけれども、最後の事務的な状況があるわけですから、その状況を教えていただきたい。そして、一番根間地区でメインは何か、それは集客文化交流施設であります。しかしながら、本市においては全くその計画が見当たりません。今まで福祉施設をつくるとか県の団地を持ってくるとか、いろいろあったんですけども、その基本的なのがきちっとわかりません。ですから、本市のどういう計画を進めていくのかお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、飲酒運転の未然防止についてであります。宮古島市の職員による飲酒運転、酒気帯び運転は何名で、綱紀肅正はどのように対応しているかということであります。飲酒運転の悲劇は、加害者も被害者も精神的、経済的に日常生活を崩壊させる人生を狂わすことになるわけであります。近年本市の職員によって、酒酔い運転、酒気帯びが大きな問題となっておりますけれども、年末年始を控えて酒を飲む機会が多いと思います。油断することなく、交通事故につながらないようにお互いに十分に気をつけて無事故でいきたいものであります。後悔先に立たずであります。

そこで、お伺いします職員の酒酔い運転、酒気帯びは何名であるのかと、そして本市においてどのように綱紀肅正を指導しているのか、お伺いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

答弁を聞いて再質問しますので、よろしくお願い致します。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

富浜浩議員の質問にお答えします。

先島における地上デジタル放送事業の見通しでございますけれども、民間放送事業者の地上デジタル放送の整備については、平成19年4月16日に総務省の補助事業である地上デジタル放送用中継整備事業について補助金交付を申請しておりましたが、残念ながら採択には至りませんでした。幸い平成20年度の予算編成において、内閣府が整備費を要求するというので、恐らく今日あした中にもこれが決まるんじゃないかと思っておりますけれども、私どもは引き続き平成20年度においても、先島5市町村の足並みをそろえて地上デジタル放送の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。なお、NHKについては、去った10月にNHK放送局長さんがおいでになった際に、2008年5月にも地デジ放送を実施したいというお話もありましたし、また地デジは民放も含めてやりたいという意向のようでございますので、それに期待しておるところでございます。

マリンターミナルの件でございますけれども、これについては選定委員会でマリンターミナルホテルの譲渡候補先がルートインに決定しました。現在株式会社漲水リゾート開発と宮古島マリンターミナル株式会社の間で家賃の減額及び建物明け渡し裁判が係争中であります。ルートイン側としましては、裁判の結果を待っている状況であります。ルートインのホテル運営といたしましては、現在の料飲部門や職員については継続するという方針であると聞いております。

#### ◎副市長（下地 学君）

宮古島市の職員による酒気運転、いわゆる酒気帯び運転が何名で、綱紀肅正はどのようにされているか

というご質問ですので、お答えいたします。

合併後、職員による酒気帯び運転が5件発生しております。そのたびに綱紀肅正を呼びかけ、懲戒指針の厳罰化を行うなど取り組んでまいっております。特に年末を控え、何かと飲酒する機会が多くなる時期でもありますので、部課長を通して、または文書等通して徹底した指導をしてまいりたいと考えております。綱紀肅正については、平成18年11月1日に職員の分限調査委員会の指針の見直しをしております。さらに、同じく11月の14日には綱紀肅正について市長の訓示で、市長が各支所まで、あるいは庁舎まで出向いて行って職員に訓示をしております。さらに、12月5日には宮古島市市議会で飲酒運転撲滅に関する宣言決議などをいたしております。ちなみに、飲酒運転による職員の懲戒は、免職1人、停職6カ月1人、5カ月1人、3カ月2人、計5人です。このように厳罰化して取り組んでいるけど、なお後を絶たないということは大変残念なことであり、今後もしっかりと徹底した指導をしてまいる所存であります。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

まず、トゥリバー地区の売却による連結実質赤字比率への影響ということでございます。議員もご指摘がありましたように、17年度決算におきましては約54億円の赤字がございました。これが18年度で43億、19年度見込みで17億7,000万円というふうになっております。したがって、連結実質赤字比率も17年度の32.7%、18年度25.3%、19年度見込みで7.5%、これはいずれもマイナスですが、そういうふうに変わってきておまして、早期健全化団体がマイナス16.25から30%の間ということですので、これもまた再生団体30%以上、いずれもクリアしているという状況でございます。また、詳細なお答えについては後ほどいたします。

次に、指定管理者による管理の状況でございます。合併前3施設ほど既に指定管理がなされておりました。18年度、昨年20ほどのですね、公の施設の指定管理者による管理ということで、条例改正等行いまして、23の施設について既に実施しております。現在集中改革プランにおきまして、今後の指定管理者制度の導入について、それぞれ福祉部5施設、建設部1施設、経済部5施設、伊良部総合支所6施設、教育委員会16施設、合計33の施設についてその導入についてそれぞれ検討しているところでございます。ちなみに、本議会におきましても老人福祉センター、社会福祉センター等の条例改正により指定管理者制度導入を行っていききたいというふうに考えております。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、高齢者虐待でありますけれども、高齢者虐待で包括支援センターの対応件数であります。合併後から把握している件数について申し上げたいと思いますが、平成17年度で4件、平成18年度についても4件、平成19年度11月末で7件というふうになっております。対応策といたしましては、措置入所、介護サービスの導入、関係機関等の見守りの強化等が挙げられると思います。また、防止策といたしましては、地域相談センターの高齢者宅の訪問実態把握や介護事業所等との連携を強化して地域からの相談等に対する早目の対応に努めてまいりたい、努めているところでありますし、今後ともそのように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、児童虐待、DVのご質問の件でありますけれども、これにつきましても合併後の数値について申し上げたいと思います。平成17年度で24件、これ児童虐待であります。DVについては1件、平成18年度児童虐待で27件、DVで16件、平成19年度が11月末現在で児童虐待12件、DVで19件であります。相談件

数、延べ件数になりますが、平成17年度で児童虐待にかかわる相談延べ件数が584件、DVについては10件であります。それから、平成18年度、児童虐待で525件、DVで228件、19年度11月末現在で児童虐待が365件、DVで181件の延べ相談件数を数えております。

それから、防止対策といたしまして、児童虐待については広報誌や行政チャンネルの利用、あるいはポスターの展示、チラシの配布をして周知を図っているところでもあります。家族、親族だけでなく、子供を守るためには地域住民の協力が不可欠であります。虐待の疑いが少しでもあると感じられれば早急に通報していただきたいと思っております。市民の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。また、DVの防止対策についてでありますけれども、DV啓発用のリーフレットを各庁舎や各種講座等で配付をいたしております。また、市の広報誌でも女性相談室の紹介等を実施いたしております。

それから、宮古福祉保健所内に宮古配偶者暴力支援センターがあります。関係機関連絡会や宮古地区被害者支援ネットワークあるいは宮古地区人権啓発活動地域ネットワーク等において、関係機関との連携強化を図りながら被害者への早期対応、適切な支援、再発防止に努めてまいります。

次に、乳幼児医療の助成制度であります。まず対象年齢ということがございますけれども、議員ご案内のとおりですね、合併前に旧市町村で乳幼児医療について取り組みがなされておりました。いろいろ対象年齢のばらつきがございます、平成20年度でこれを統一するということが合併協定の中で取り決めがなされておりました。現在の対象年齢でありますけれども、これ地区ごとに申し上げますと、平良地区が通院が3歳未満で入院が5歳未満であります。城辺地区が通院が5歳未満で入院も同じく5歳未満であります。下地地区で通院が6歳未満で入院も6歳未満、それから上野地区が通院、入院就学前までということあります。伊良部地区が通院3歳未満で入院が5歳未満という状況でありますけれども、県におきましてはですね、今年の10月から制度が改正されまして、新しい制度が適用されております。宮古島市におきましても同制度の趣旨から県の制度改正に沿った形で、去った9月定例議会で条例の改正案を提案いたしております。平成20年度で、市における制度の平準化が決まっておりますので、県の対象助成年齢と同様にですね、通院4歳未満で入院が就学前までというふうなことになります。

それから、申請方法でありますけれども、本庁の窓口はもとより各支所の市民生活班の窓口で申請業務を行っているところでもあります。支払い方法につきましては、申請受け付け後、毎月25日に申請者の指定口座に振り込みをしているという状況にあります。

#### ◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ公園のなぜ推進するか、規模縮小、利用中止、国庫補助の返還等についてお答えします。

まず、昭和37年度に都市計画で決定をされております。そして、平成8年に事業認可がおりております。そういう関係と、1つはこれまで本公園は市街地から最も近い海水浴場として多くの人から親しまれているパイナガマビーチを有しております。近年住宅化、市街地が振興しているとともに、トゥリバー地区のリゾートホテル建設とも近傍していることから、当公園の利用度がますます高まることが予想されます。そういう状況を踏まえて、事業の推進を進めていきたいと考えております。

事業を中止した場合、公共事業評価委員会で審議をし、決定します。その場合、評価委員会の意見を付し、事業中止理由を明確にし、その理由が正当でなければ国庫補助金の返還になると思っております。その理由の正当性については、国が審査し、最終的に決めます。事業の規模を縮小した場合、宮古島市都市計画審

議会に諮り、都市計画決定の変更を行う、その場合審議会の意見を付し、事業の規模縮小の理由を明確にし、その理由が正当であれば規模縮小は可能と思われる。しかし、これまでの事例からして都市計画決定後の規模縮小は可能性としてはかなり難しいと思います。理由の正当性については、最終的に国が決めます。

次に、根間地区の取り組み状況でございます。根間地区土地区画整理事業は、工事が終了しましたので、事業の最終段階に入っております。今年度は、現地測量、事業計画変更の知事認可、区画整理審議会評価委員会を開き、換地計画の地権者説明会及び知事認可まで済みしました。引き続き換地処分、区画整理登記、清算金業務と進めていく予定です。これからの事業の進行ですけど、集客交流施設整備及び根間公園整備計画を平成20年度の調査を踏まえ、まちづくり交付金事業として国、県と協議して進めていきたいと考えております。これまで根間地区については、土地有効利用推進計画の中でですね、ワークショップ、委員会等開いていろいろ集客交流施設についての案は出ています。中身として、1階に商業施設を誘致する、それから多目的ホール、研修室等の案、それから2階に多目的ホール、会議室等、そういうふう具体的に案はありますが、どの商業施設を入れて交流施設をですね、維持管理できるか、赤字をなくすかという形で、20年度の調査を踏まえてですね、集客交流施設については設置していきたいというふう考えております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

下里公設市場の再開発計画の進捗状況ということでございます。議員おっしゃるとおり、やはり時代が変わってきております。大型店舗ができましたし、ファミリーマートという身近な店舗も多数ございます。そういう中で、開設しても入居者はいるのか、あるいはその進捗状況はということでございますので、ご答弁いたします。

まず、開設しても入居者はいるかということに関してでございますけども、現在公設市場の再開発につきまして検討委員会を立ち上げてございます。そういう中で、宮古商工会議所の中でNPO法人にぎわい宮古というのがございまして、国の補助を受けまして全国都市再生モデル事業、そういう事業の中で市場の再生による人の物のにぎわい調査という調査を行ってございます。そのほうに検討委員会から調査のご依頼をしてございました。その中で、12月の11日に50人委員会というものを立ち上げまして、その中で多くの市民からの意見をお聞きしてございます。その意見としましては、通り会と一体整備をしてほしいと、そういうことと集客力のある品ぞろえとか地産地消の促進が図れるような施設、バリアフリーの構造など、そういうもの等が挙げられてございます。そういうことで、開設しても入居可能な計画というものをですね、きちっとやっていきたいと思っておりますし、市場プラス何かの施設が必要であろうということもこの中では出てございますので、慎重に検討した上で実施をしたいというふうに思っております。場所につきましては、どうも私ども依頼するときには市場を含めて他の場所もということでお願いをしているのでございますけども、一番中心市街地の活性化のためには今の場所がいいのであろうというような意見等があるようでございます。

次に、スケジュールでございますけども、今年度の3月末までには計画をまとめたいというふうに思っております。6月議会で予算確保、9月ないし10月あたりから建築に入りまして、来年度の3月末では供用開始したいと、そのようなスケジュールでただいま準備を進めてございます。

◎総務課長（伊良部平師君）

行政評価システムの必要性というご質問でございます。これまでの行政は、計画を立てて、その計画どおりに業務を行うことで、1つの業務が完了するというような執行体制ですが、業務そのものについて行政及び市民の視点で評価したり、あるいは検証することがないために、これまで事務事業の改善等が進みにくいというようなことがありました。このためにですね、市が計画して実施しているさまざまな事務事業、これを一定の基準や指標などを用いまして、具体的な数値目標を設けまして、その達成度や進捗状況などを評価して、その結果を次の計画に生かして、常に事務事業の改善をしていくというようなサイクル、これまでの計画実施に加えてですね、評価して改善をしていくという、こういうシステムを確立させていくということで、全体の評価システムをつくり上げるというのがこのねらいでございます。今行革のほうでもこのシステムを試行的に実施をしている状況でございます。

◎財政課長（石原智男君）

宮古島市の市債の残高は幾らあるのか、また償還計画はどうなっているのかということですが、平成18年度末における宮古島市の市債残高は409億6,699万円余となっております。19年度末においては、403億3,688万円余となり、前年度と、18年度と比較しますと約6億3,000万余改善される見込みでございます。今後普通建設事業等に係る市債の借入れを1年間に30億円程度にとどめた場合には、10年先、平成28年度においては市債残高は300億円程度までに減少する見込みを持っております。

次に、トゥリバー売却に係る40億円の使い道でございますけれども、今回の港湾特別会計の3号補正に計上してありますように、まず40億円の使い道でございますが、臨海土地造成事業の元利償還金を8億7,715万3,000円計上してございます。次に、財政調整基金を2,940万4,000円、それから臨海土地造成事業費として1,996万2,000円、その残り全額を30億7,348万1,000円を赤字解消分として予算計上してございます。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わりました。

◎富浜 浩君

ご答弁ありがとうございました。

まず最初に、パイナガマ公園でありますけれども、将来を見きわめた場合、伊良部架橋、コースタルリゾートホテル、そしてパイナガマ海浜、その南側の公園ということで、観光客や地元の市民の最大の憩いの場であり、私は必要不可欠であると思います。もしパイナガマ公園が中止したり、規模縮小したときに、今後我々が求めている県立病院、県立公園、そしてその国のいろんな事業が大きな影響が出てくるものではないかと私は考えております。したがって、パイナガマ公園は粛々と事業を進めるべきであると私は考えております。平成19年度仮契約、南西里共有会の6名の方々でありますけれども、年末年始を目前に控えて、その補償金を早くくださいということで、今本当に待ちかねておるわけでありまして、いつこの6名の方に補償金を払うのか、お伺いをしたいと思います。

もう一つ懸念されることは、平成19年度から22年度までの事業ということで、4年間で、これまで平成8年から18年にかけて約10億かけてきた事業が、果たして19年から22年にかけて4年間でありますけれども、それが事業を推進できるのか、非常に不安を感じております。したがって、当局はしっかりとそ

の事業をですね、考えて進めていかなければならないんじゃないかなというふうに考えているわけであり  
ます。港湾特別会計についてでありますけれども、減債基金条例ということをご出しております。それ  
は、どういうことなのか示していただきたいと思っております。

さて、トゥリバー地区のことですけれども、昨日宮古島コースタル平良計画案ということで、皆  
さん方から、本市から説明がございました。SCG15、総事業費180億、ホテル客室330室、8階建てとい  
うことで、雇用が250名、そして着工が平成20年8月、完了が平成21年の11月、オープンが平成22年の1  
月と計画を伺いました。私は、このホテルがパイナガマに建つということは非常に重要なことだと思いま  
す。したがって、私は一番ここで大事なことは地元の産物や、それからいろんなことを、雇用などを  
優先していくべきであると思っておりますけれども、まずは観光客の経済効果、そして雇用は地元優先とい  
うことをございますけれども、どのような方法でやるのか。もう一つは、やはり地元産品をしっかりとや  
っていくのも、これは大切なことですので、地元産品をどういうふうにして進めていくのか、その  
辺をお伺いしたいと思います。そして、もう一点は不動産取得税がどうなるのか、その件をお伺いしたい  
と思っております。

もう一つは、パブリックゴルフ場の件でありますけれども、砂山リゾートが買うということになってい  
るわけでありまして、年明けて早々、臨時議会を開いてでもですね、会社と話し合いをしながら早  
急に私は売買してもいいんじゃないかと思っておりますけれども、その辺もお伺いしたいと思っております。

飲酒運転の未然防止ということでありまして、平成19年9月19日に飲酒運転厳罰化という柱にし  
た改正道路交通法が施行されました。飲酒運転などによって、酒酔い運転、改正前でありまして、  
3年以下の懲役または50万円以下の罰金、改正されました5年以下の懲役または100万円以下の罰金とい  
うことで、約2倍になっております。酒気帯び運転、それは改正前でありまして、1年以内の懲役  
または30万円以下の罰金、改正後3年以下の懲役または50万円以下の罰金、そして飲酒検知、危険検  
査というところでありますけれども、改正前が30万円以下罰金ということでありまして、改正後は  
3カ月以下の懲役または50万円以下の罰金ということで、法が改正をされております。そのようなことか  
ら、やはり我々は宮古島市においても宮古島職員懲戒処分に関する指針というのがございますけれども、  
一部改正する必要があるんじゃないかと思っておりますけど、その辺をお伺いしたいと思います。

次に、行政評価システムの件でありますけれども、やはりそこには私は職員が先程から何名の議員も話  
をされたように、行政の不手際がたくさんございました。したがって、行政評価システムということ  
は極めて私は重要なことだと考えるわけでありまして、したがって、そこにきちっとした評価システムをつ  
くっていくべきだと私は思いますけれども、その点の中において最大コストの最大の効果、そして市民か  
らの信頼の行政、業務を改善、改革する意欲を持つこと、組織内外協力、協働を大切にすること、また広  
い視野においての高い専門性を持つこと、その辺は私の考えでありますけれども、きちっと職員に対する  
指導もしていくべきじゃないかなと、別の方法で行政としてやっていく必要があると思っておりますけ  
ども、皆さん方は事務事業評価ということで、それを導入するというところでありますけれども、どのよう  
なことをまず導入していくのか、その辺をお伺いをしていきたいと思っております。つまり担当課の自己評価とか事  
務局評価をきちっとすべきだと言っておりますけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

答弁を聞いて再質問しますので、よろしくお願いいたします。

◎副市長（下地 学君）

議員御指摘のとおり道交法が改正されて、特に酒にまつわる、いわゆる酒気運転等については大変厳しい規定がなされております。本市の職員の懲戒分限指針についても見直してまいりたいと考えております。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

トゥリバーの開発につきましては、SCG15のスケジュールに従いまして開発がなされるものだと思います。これまでの協議の中でも地元産品の使用、それから雇用につきましては地元からの雇用をお願いしてきたところございまして、これからもこの2点につきましてはSCG15のほうに強く要請をしていきたいと考えてございます。

それから、経済効果についてのご質問がございました。経済効果につきましては、その地域における開発投資額総額の大体1.5倍から1.6倍の幅でその効果があらわれるものだとということで算出されてございます。トゥリバーで言わせれば、現在予定されています180億の投資額に対しまして、大体270億から288億の範囲内で経済効果があらわれてくるものだと考えてございます。

次に、パブリックゴルフ場についてのご質問でございますが、今度の議会におきまして廃止条例を提案してございます。議会終了後、特定事業者の方と仮契約を結びまして、議会のほうに上げる段取りになってございますけど、議員のご提案のように臨時議会でやるのか、3月の定例議会に上程するのかですね、財政担当のほうとも相談しながら見きわめていきたいと思っています。なるべく早目に入金が図られるように考えながら、財政負担をですね、少しでも軽減していきたいと思っていますところですよ。

◎建設部長（平良富男君）

議案の103号としてパイナガマ公園用地の土地を取得することの議会の議決をお願いしてあります。議決されましたら、早速その支払いの準備に入りたいと思います。

それから、港湾特別会計の基金条例のことですけど、条例案でもありますとおり、第6条にですね、基金は次の各号に該当する場合に限りその全部または一部を処分することができるという条文があります。その中で、(1)から(5)までありますけど、一応代表だけ、経済情勢の変動により財源が著しく不足する場合においては、当該不足額を埋めるために財源に充てるときとか、災害により生じた経費の財源または災害により生じた原資を埋めるための財源に充てる、そういう形で基金条例にうたわれております。

◎総務課長（伊良部平師君）

行政評価システム、どのような具体的に評価していくのかというご質問でございます。今試行的に各課から146事業を事務事業シートで集めまして、このシートについて具体的な事業ですね、それにどういった目的を持ってこの事業をやっていくのか、この成果指標として具体的にどういう目標数値をもってやるべきなのかというふうなものをですね、担当課と協議をしまして、それぞれ事務事業ごとにその成果指標をつけまして、成果指標ですね、これをもとに、まずは最初に担当課で自己評価をしてもらうということを考えております。その評価した後でですね、事務局で2次的な評価を行いまして、さらに行革の幹事会、最終的には行革の本部会議でその最終評価を行うということになっております。最終的にはどういう評価になりますかということですが、この事業を廃止するのか、休止するのか、縮小していくのか、あるいは現状維持なのか、それから見直しなのか、拡充していくべきなのかというような6段階の評価システムを



考えております。こういったことで、事務事業を評価、点検しながらやっていくというシステムでございます。最終的にはですね、ホームページ等で市民に公表していくというようなことも検討しております。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時01分）

再開いたします。

（再開＝午後零時01分）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

地元産品につきましては、施設の中で飲食店、レストランですね、そういった施設が二、三カ所整備できる予定になっていきますので、そういったものについてもですね、地元の産品を取り入れるようお願いしていきたいと考えております。

それから、ショッピングセンター等、こういった施設のほうも整備されるということで、整備計画の中に組み入れられていますので、これらの面もあわせてですね、強くお願いをしていきたいと考えてございます。

◎富浜 浩君

ホテルの件でありますけれども、トゥリバー計画ということで、説明会が平成19年8月16日、議会の6階で説明がありました。正直言って、私は果たしてできるかなという懸念もありましたけれども、順調に40億も入り、そしてまたホテル計画も進めていくということで、大きく宮古の観光や経済に貢献できるんじゃないかなと期待をしております。市民の皆さん方はわからないと思うんですけども、このように立派な計画があるわけです。そういう中で、すばらしいホテルができるということで、今話がありました。そうすると、希望と夢が宮古の経済に出てきたと私は期待しております。

さて、下里公設市場再開発進捗状況ということでありますけれども、9月28日、そこで商工観光課の皆さん方と店舗の皆さん方との折合いが合わないと申しますか、そこでいろいろけんけんがくがくありました。たまたまそこに新城啓世議員と私が行く機会がありまして、その状況をお伺いしたわけでありまして、温度差といいますか、ボタンのかけ違いといいますか、そこが全く当局とその店舗の皆さん方の状況が変わった状況がありました。果たしてどうしてこういう大事なものを進めるのに、市民と話が合わないかなと、途中でありましたけれども、いろいろ疑問を持った感じがあります。

そこで、1点目に入居者は仮設市場を建てると言っているが聞いていない。2点目に、全員が一緒に出れば問題ない、なぜ1人だけ営業を続けたのか。3点目に、部長は説明不足だとわびていましたが、どうしてわびなければならないか。その3点をお伺いします。

市民にとっては、来年すばらしい年でありますようご祈念をしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎経済部長（宮國泰男君）

ボタンのかけ違いがあったのではないかとということでありますけれども、向こうの補償契約につきましては都市計画のほうでですね、いつまでに出るとということで一応は契約はなされているはずでございます。そういう中で、私どもがその事前に調査した結果では、多分今の状態では無理であろうということで、契

約の変更を申し出ました。逆にこちら側からの申し出でもって契約を延ばそうという話をしました。形的には契約では9月の末でしたかね、そこまでに全員出なきゃいけないんだけど、その1週間前に行くとほとんどの方が営業していて、出れるような状態ではありませんでした。そういうことで、やりましようねという話はした中からですね、今のような問題が出てきたような感じがいたします。全員出ていかなければならないのに、なぜ1人だけ残すのかという話ですが、以前からあの人はですね、仮設店舗を何とかしてほしいという話をしてございました。契約の内容の、出るための内容ではないんですが、そういう要望がありまして、それについては何とか対応したいという話はしていました。それ以外の方にもそういう方々はおられました。そういうことで、仮設店舗については検討してもいいですよということを言いました。ただ、なぜわびなければならないかということにつきましては、やはり入居者の方々と私どものほうがですね、きちっとしたお話のできていない状況もあったであろうということで、そのことについてはおわびいたしますということで、おわびをいたしました。

#### ◎議長（友利恵一君）

これで富浜浩君の一般質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後零時08分）

再開いたします。

（再開＝午後2時00分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

#### ◎富永元順君

では、私も同僚議員に倣ってですね、初めに下地恵吉教育長の就任のお祝いをお祝いしたいと思います。私の息子も2年前に宮古農林高等学校を無事に卒業できました。そのときにはいろいろと、そのときの校長先生、下地恵吉教育長には大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。市長並びに当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。まず初めに、市長の政治姿勢について何点かお伺いしたいと思います。

1点目に、予防接種事業についてであります。今回の子供インフルエンザ公費予防接種は、担当の福祉保健部を中心とした市職員や宮古医師会の献身的な協力のもとで実施できたことに対しまして、一市民として感謝をしているところでございます。ところで、新聞報道によりますとインフルエンザの流行が例年より一月ほど早く始まったことが今月4日、国立感染症研究所のまとめでわかり、過去20年で最も早いと言われ、感染研究所は予防接種を予定している人は早く済ませるよう呼びかけております。また、同研究所によりますと先月19日から25日の週に、全国約5,000の定点医療機関から報告された患者は7,162人で、前週より約6割も増え、1カ所当たりでは1.53人となり、全国的な流行開始の目安となる1.0人を突破し、沖縄は全国で3位ということが報告されております。今シーズンで検出されたウイルスは、今のところAソ連型が大半を占めており、同研究官は免役のない人が多く、注意が必要であると述べております。宮古島市においては、県内初の子供インフルエンザ公費予防接種が実施されることになり、先月の18日から下

地、来間、上野の小学生を皮切りに各公共施設で始まったと聞いておりますが、現在の接種率の状況はどうなっているのか、できれば地域別にご説明を願いたいと思います。

また、風疹の予防接種の状況は宮古島市においてどうなっているのかについても、ご説明を願いたいと思います。

2点目に、コーラルベジタブル会社の運営についてお伺いしたいと思います。この会社は、アロエベラの一産地化を図りながら宮古島の環境、特性を生かした農産物の市場拡大と生産拡大の拠点としての役割を担って第三セクター方式で設立されて、コーラルベジタブル会社というふうな名前でありましてけれども、平成18年度第8期の事業報告では売り上げは前年比で11%増加しておりながら、520万円余の損益を出すなど、これまでの運営、管理に大きな問題があるように思われますけれども、そうなった要因は何か、ご説明を願いたいと思います。

また、本会議での質疑の中で取り上げましたけれども、島外からの企業の方が宮古島の農産物を取り扱えと、そのベジタブル会社の要望に対してですね、十分な対応ができていないとの声がありますけれども、現在経営の最高責任者である取締役社長が不在という状況では、このようなことも起こると思っても無理もないような気がしますけれども、監査報告書の中にも役員、管理職、顧問職も含め人員の見直し整理が必要であると指摘しております。今後は、地元生産農家の意欲等含めてですね、やはり生産拡大をしていくためには、市長がですね、本当に真剣になってこの事業に取り組む必要があると思いますけれども、そのことについての市長の見解をあわせてお聞きしたいと思います。

次に、コールセンター事業についてお伺いしたいと思います。昨日も同僚議員の質問にもありましたように、当局としてこれまでコールセンター入居者として、沖縄市に本籍を持つ資本金2億2,500万円で、代表取締役社長大津将の株式会社C&Tモバイルサポートに決定し、来年4月の業務開始ができるよう準備を進めているということでもありますけれども、大津代表は地元雇用について、来年4月までに契約社員及び正社員合わせて140人を採用し、2013年3月までに330人を採用したいとの考えを示し、そして宮古島でしかできないサポートセンターを目指したいとの意欲を示しているとのことでもありますけれども、本社のある沖縄市のコールセンターを上回る雇用目標に対し、宮古島市として今後どのような対応をしていくのか、お伺いしたいと思います。

次に、水道行政についてお伺いしたいと思います。合併してから2年が過ぎておりますけれども、水道局としてこれまでどのような事業に取り組んできたのか、また伊良部架橋の供用開始に向けて今後どのような事業を計画しているのか、そして現在の水道局のですね、財政状況はどうなっているのかについても、あわせてご説明を願いたいと思います。

次に、ゴルフツアー推進についてお伺いしたいと思います。昨日山里雅彦議員も取り上げておりましたけれども、プロゴルフトーナメントの宮古開催は初めてとなるヨネックスシニアオープン沖縄イン宮古島大会が今月の21、22、23の3日間、宮古島東急ホテルのエメラルドコーストゴルフリンクスで熱戦が行われると聞いて、宮古島のPRに一役買うのは間違いないと期待しております。今回の大会にはプロが30名、アマが地元20名、島外から70名の選手、総勢120名が参加し、キャディーが60名、そして前夜祭、表彰式のための応援ボランティアが総勢130名、そしてメインスポンサーのヨネックスはもとより、全日空、ダンロップ、ジャパレン、金秀グループ、RBCと応援企業も多数あると聞いております。宮古島の一大ス

ポーツイベントになるものと期待しております。また、東急ホテル側もシニア大会開催に当たって、コースの整備に4,000万を投じて大会の成功に協力しているとも聞いております。このように宮古島は一年を通じてゴルフができる環境にありますので、当局は今後宮古島でのゴルフ大会の誘致やゴルフツアーを積極的に取り組んでいくことによって、宮古島の観光産業は大きく飛躍すると思っております。

現在ある旅行代理店がゴルフトライアスロンツアーと称してですね、1日目は城辺のオーシャンリンクス宮古島、2日目は午前中に上野のシギラベイカントリークラブ、午後からは下地のエメラルドコーストゴルフリンクスでプレーをして、その日の最終便で東京に帰るといった2泊3日のツアー商品を販売していると聞いておりますし、また本土からレッスンプログがゴルフが上達したいというメンバーを連れてですね、宮古島に一月ぐらい滞在したいけれども、安い宿を紹介してくれないかなどとの問い合わせがあると聞いております。全国には、定年した団塊の世代で、旅行を兼ねながらゴルフがうまくなりたいというメンバーが数多くいると聞いておりますので、行政としても宮古にあるゴルフ協会の方々の知恵や人脈を活用して、旅行代理店等にですね、積極的にこのゴルフトライアスロンのツアーのPRやシニア、それからジュニア、多くの大会の誘致に積極的に取り組んでいく必要があると思っておりますけれども、当局の見解をお伺いしたいと思います。

次に、英語特区についてお伺いしたいと思います。構造改革特区は、地域の活性化や経済発展を進めていく施策の一環として、特定の地域に限って規制を緩和、撤廃する制度で、群馬県の太田市が平成15年4月1日付で太田外国語教育特区の名称で申請した英語教育特区が国の構造改革特区の第1号として認定をされております。これによって、英語で教える小中校一貫校の設置が可能になり、平成17年4月1日に学校法人太田国際学園群馬国際アカデミーとして開校し、1年生からの入学生60人、2クラス、それから4年生からの入学生30人、1クラス、計3クラス90人でスタートし、今年で開校3年目を迎えておりますけれども、今年で全学年がそろって1クラス30名で、現在451名が学んでいるとのことであります。生徒は、太田市内はもとより、近隣の市町村からの生徒もおり、中にはわざわざ東京から家族で引っ越してきて入学するという生徒もいるとのことであります。この学校では、第2言語の英語を使って一般教科を学習する形態によるイメージ教育により、総合的な生きた英語を身につける教育を行い、国際コミュニケーション能力を育成をしております。

太田市が英語教育特区制度を取り入れた背景には、自動車や電気を中心とした製造業が数多く立地するとともに、海外に現地法人を設置している企業が多数存在していたり、さらに太田市の中にも外国人が多数居住している地域があり、市内の有力企業においては外国人役員との会議は英語で行われるという状況の中で、英語の必要性を身近で感じることができる環境にあたりして、この特区制度の受け皿が整っていたことが大きな要因であると思っておりますけれども、現在の宮古島市にとっては太田市のような受け皿が整っているとは思いませんけれども、これからますます英語力が必要になってくる時代に向かって、人材育成を最大の資源である宮古島にとってですね、子供たちの才能を芽を伸ばしていくことは、我々大人の責務であると思っておりますけれども、その一つのきっかけとしてですね、英語教育特区の誘致に宮古島市として挑戦していく考えなのか、市長並びに教育長の見解をお伺いしたいと思います。ちなみに、群馬国際アカデミーの学費、諸費等はですね、入学金が市内在住者が20万、市外在住者が40万、授業料は月5万8,000円、施設費は年10万円、給食費は月8,000円、厚生費が年6,000円、教材費が年3万円となっております。

ます。確かに高い授業料、入学金でありますけれども、ぜひできれば宮古にも誘致をしていただきたいと思います。思っております。

次に、アドバイザー認定についてお伺いしたいと思います。現在宮古島市において、こういった分野にこういった方々がアドバイザーとしてこういった活動をしているのか、そしてアドバイザーとして認定する場合こういった基準で選考するのか、お聞きしたいと思います。

次に、リゾート開発についてお伺いしたいと思います。1点目のトゥリバー地区の今後の計画についてであります。昨日の地域戦略局長の答弁においては、ホテル用地に333室、コンドミニウム用地に21室建設し、22年の1月オープンに向けて、当初我々議員団に説明したとおりのスケジュールに沿って進んでいくとのことではありますが、その説明会においては今年いっぱいですね、ホテルを運営する会社、マカリゾート株式会社とシェラトンホテルとの業務提携をやっていくというふうに説明してありましたけれども、その業務提携の話は予定どおり進んでいるのかについて説明をお願いしたいと思います。また、来年8月工事着工の計画であるならば、東屋やシャワー室の共益施設の取り扱いの協議については、どこまで進んでいるのかについてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、トゥリバー地区でありますけれども、マリーナ施設に向かう途中の水道が、トイレが前々から設置されておりますけれども、トゥリバー内をウォーキング、それからジョギングする人からの苦情がですね、せっかくトイレ施設をつくったにもかかわらず、水道がそこにつながれていないと、相当な、僕も行ってみたんですけども、目に余るような状況ですね、不衛生な状況が今でも続いておりますけれども、せっかくつくったトイレ施設が水道が使えないでは、これは用をなさないわけですから、何でそういったことになっているのか、その原因とですね、今後こういった対応していくのかについてお聞きしたいと思います。

2点目東平安名崎地区の今後の計画でありますけれども、保良地域住民との話し合いはどうなっているのか、またいつから企業が工事に着工する予定なのか、お聞かせをお願いしたいと思います。

また、3点目にクマザ地区の今後の計画についても、大阪の企業から地域審議会にも諮って進めているようではありますが、その状況についての説明があればよろしくお願ひいたしたいと思います。

4点目に、ユニマツホテル地区の開発についてでありますけれども、その地域においても温泉を掘るような計画もあるように聞いておりますけれども、現在建設中のホテルも含めてですね、今後の計画について当局はどのように把握をしているのか、お聞かせ願ひしたいと思います。

5点目に、砂山リゾート開発についてでありますけれども、地域住民は早期の開発を望んでいると思っておりますけれども、地域住民への説明はどうなっているのか、また当局はどのように把握して、どう対応していくのか、お聞きしたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いしたいと思います。1点目に、大神小中学校の存続についてであります。今月9日に同校の創立50周年記念式典が盛大に行われ、教育関係者、地域住民らが多数出席して半世紀の歩みを振り返った模様がですね、地元紙に大きく報道されておりました。しかし、現在の在校生は中学2年生の根間勇輔君一人で、大神小中学校で学べることを、島で育ったことを誇りとして、これからも頑張っていきたいと力強く語ったとありますけれども、その言葉にうそはないと信じておりますけれども、私としてはたった一人の生徒であるよりは、本当に大事なですね、中学生という時期にもっと多くの友達と語

り合い、また学び合い、遊べる環境で伸び伸びと中学生活を送ってもらいたいと強く感じております。そのことを考えて、私は早急な対応があると思いますけれども、当局の見解をお願いしたいと思います。

2点目の光熱水費削減計画についてお伺いしたいと思います。お隣の石垣教育委員会が「パチッと消灯、地球のウインク」をキャッチフレーズに節水や節電した分だけ各学校に還元する県内初の試みとして、2006年度からスタートさせた学校予算還元プログラム、おかえり80が約1年を経過して、昨年10月から今年の9月までに省エネで生み出された余剰金額が約840万円に上がるなど、予想以上の成果を上げ、各学校の頑張りが節電、節水の意識向上、省エネ実践で、今地球規模で問題になっております地球温暖化防止にもつながると評価しており、来年度以降もさらに工夫を凝らして取り組んでいきたいと考えております。先月もこの取り組み状況を我が地域でも生かしていきたいと、先月21日に那覇市議数名が早速この現地を視察したと聞いております。石垣市と同様、我が宮古島市においても市内全幼稚園、小学校、中学校で取り組んでいくべきだと思いますけれども、当局の見解をお伺いしたいと思います。

2点目に、食育についてお伺いしたいと思います。本土復帰前までは、各学校にはそれぞれ農場があったと聞いておりますけれども、それがどういった経過でなくなっていったのかわかりませんが、復活の意味を含めて各学校に今後農場を建設して子供たちの学習の場としても活用しながら、土に親しみながら野菜や果物を得る体験を通して、そして自分たちで収穫したものを自分たちで調理して食べるという実感のある教育、それが食育ではないかと思っております。やはり朝食をしっかりとった子供は、脳の活動も活発になり、学習効果も上がると言われております。

そこで、お伺いいたしますけれども、現在宮古島市においてどのような食育の教育に取り組んでいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、道路行政についてお伺いしたいと思います。1点目に、宮古高校道路拡幅事業の進捗状況についてであります。今年度及び新年度の計画も含めてご説明を願いたいと思います。また、宮古高校の職員室も建替え計画あると聞いておりますけれども、拡張に多分当たると思っておりますので、県との話し合いはどうなっているのかについてもお聞きしたいと思います。

2点目の北市営、県営団地前道路の整備でありますけれども、この道路は漲水重機前から添道公民館に通ずる道路で、通勤、通学で利用度が高い道路で、大型車の通行も多く、そのためアスファルト舗装道路とは思えないほどでこぼこが激しく、安全な道路とはいえない状況であります。早急な対応が必要であると思いますけれども、当局の整備計画はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

3点目に、歩道の舗装整備についてお伺いいたします。今回取り上げた場所はですね、カンガルー保育園の東向かいの歩道で、新城カラーの駐車場に入る箇所と、隣の晴晴堂というマッサージをやっている建物の入り口前の道路部分でありますけれども、どちらも傾斜をされていてですね、破損しやすい状況になって、舗装がとれて通行が不便を来しているという状況でありますけれども、早急な対応をよろしくお伺いしたいと思います。

次に、環境行政についてお伺いしたいと思います。アスベスト調査についてでありますけれども、国土交通省の最近調査において、全国数多くの公的施設や旅館、また人が多く集まる施設等でアスベストが野ざらし状態で、飛散防止対策が不十分な施設があることが判明し、早急な対応を求められておりますけれども、ここ宮古島市においても飛散防止を講じなければならないような施設はないのかどうか、当局の把

握状況をお願いしたいと思います。

次に、農業政策についてお伺いしたいと思います。1点目に、農産物のブランド化推進計画についてでありますけれども、昨日の経済部長の答弁では、現在宮古島としてはニガウリ、とうがん、カボチャの3品目をブランド農産物として認定しているということでありますけれども、今後マンゴーやビデンス・ピローサ等を指定にしていく計画とのことでもありますけれども、宮古島に適したそういったウコンや葉ショウガも有望農産物であると思っておりますけれども、当局の今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

2点目に、研究機関の誘致と専門技術者の育成計画についてでありますけれども、池間豊議員もおっしゃってございましたけれども、我々経済工務委員会で宮崎県の農業試験場を視察した折にですね、こういった残留農薬を分析する機械、それからマンゴーの糖度をはかるセンサー機械、そういった農家にとっては必要であるけれども、個人で購入するには大変高額な機器であるということで、できれば先程僕が申し上げましたコーラルベジタブル社あたりにですね、そういった機器を導入をして、そういった生産農家の意欲、品質向上のためにもですね、ぜひこういった機器をぜひ設置していただきたい。そして、それとあわせてやはりしっかりと技術者育成のためにも図っていただきたいと思っております。今後そのようなことに対して、市としてはどう取り組んでいくのかについてお伺いしたいと思います。

答弁を聞いて再質問したいと思います。よろしく申し上げます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

富永元順議員の質問にお答えします。

コーラルベジタブル会社の運営でございますけれども、第8期の売上高は1億6,120万程度でございます。前期より11%増収しましたが、ゴーヤなど加工用原料費の上昇や加工賃の増加、マンゴーなどの製造原価と販売費などがかさみまして、増収減益の決算となり、526万の損失を計上しております。第9期においては、経営分析、コスト管理による目標利益の追求を進めてまいりたいと思っております。

また、民間委託あるいは民間に譲ることも考えておりますけれども、これについては経営体育成促進施設整備事業という事業に入れた会社でありますので、その事業主体となられる条件に合致にした企業を選んで、その中から任せるもんなら任したいと、そのように考えております。

#### ◎副市長（下地 学君）

農産物のブランド化推進計画についてというご質問、お答えいたします。

農産物ブランド化推進計画については、全県として沖縄県の拠点産地の中から選抜された産地をモデル産地として指定し、行政、JA、市場関係者から成る協議会による指導、提言を行っています。宮古島市はゴーヤ、とうがんがモデル産地として指定され、今後の活動計画、出荷体制の整備等について提言を受けています。また、本市においてゴーヤ、カボチャ、とうがんが拠点産地となっており、各産地協議会によるブランド化に向けた各種方策がとられています。今年度は、ゴーヤ、とうがんについては産地としての知名度アップに向けた取り組みを行い、カボチャに関しては前年度甚大な被害を受けた葉枯れ病の解消に向けた試験を行い、さらなる品質アップを目指して取り組んでいるところであります。

特に拠点産地としての認定には要件があります。1つには、生産、出荷組織が設置されているということ。2つ目には、生産者、生産者団体、市町村等で構成される産地協議会が設置されているということ。3つ目には、安定生産、安定出荷体制の取り組み方針が明確にされているということ。あと面積等につい

ての要件等がうたわれております。

◎教育長（下地恵吉君）

大神小中学校の存続について、富永元順議員のご質問にお答えします。

ご承知のとおり、現在大神小中学校には中学2年男子1名のみが在籍しております。ことし1年間、島の住民の方々を初め島内外の関係者や大神中職員の全面的な支援を受けながら創立50周年記念大運動会、創立50周年記念式典等を先頭になって実施してきましたが、平成21年3月に本人が卒業してしまうと転入生の予定もないことから、小中学校ともに児童生徒ゼロの状態になるため、必然的に廃校の状態となります。来年度の状況についても、明確に回答できる状況ではありませんが、本人と家族の意見を尊重し、適切に対応していきたいと考えております。

◎企画政策部長（久貝智子君）

まず、コールセンター事業についてのお尋ねでございますが、今後どのような対応をしていくのかというご質問でございますが、議員がお話しになりましたように、市としては沖縄市登川にありますC&Tモバイルサポートを内定しております。今後の対応といたしましては、1月から3月にかけて城辺庁舎2階の改修を行って、4月のオープンに備えることとなります。そして、3月議会に関連条例等の提案をする予定であります。そして、それが議決次第契約を行っていきたくて思っております。さらに、必要があれば初心者用のパソコン教室等も開催していきたいと思っております。

次に、アドバイザーについてでございますが、現在企画政策部におきまして総合計画策定に1名といたしますか、1社のアドバイザーですね、それとトライアスロン実行委員会に5名のアドバイザーを配置しております。トライアスロンのアドバイザーは、それぞれの大会役員といたしまして、または協議者として大会に貢献してこられた方々を依頼いたしまして、大会全般にわたるアドバイスをいただいております。報酬はございません。

総合計画策定アドバイザーは、現在総合計画につきましては市職員で策定作業を進めておりますが、総合計画全般につきまして専門的な立場から指導、助言、データの分析や技術的な支援等を随時お願いしているところです。総合計画策定開始しました平成18年6月から策定完了までの間、委託契約を結んでおります。いずれの場合も設置基準等はございませんで、おのおの必要に応じて設置をいたしております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、予防接種事業でインフルエンザ、風疹の件でありますけれども、最初にインフルエンザについて申し上げたいと思います。

子供インフルエンザ予防接種事業につきましては、インフルエンザの罹患予防及び罹患時の症状の軽減を図るとともに、市民の保健、医療の向上、さらには新型インフルエンザへの迅速な対応を図る目的で、保護者の同意のもと任意接種を実施しております。これまでに宮古地区医師会、宮古福祉保健所を初め関係機関、職員の積極的なご協力によりまして、11月18日よりスムーズに実施されている状況にあります。最終日の12月24日までに接種率の向上に努力してまいりたいというふうに考えております。今後は、公費集団任意接種及び各医療機関での個別接種等の接種者数の実態調査等を行い、来年度以降の継続実施に向けての検討をしてみたいと思います。

なお、議員ご質問の各地区別の接種率でございますけれども、今小学生2回目の接種を平良地域におい



てまだ実施されておられませんので、平良地区を除く他の地域についてのご報告をしたいと思います。まず、城辺地区、これは小学校であります。69.9%、それから下地、上野地区65.7%、伊良部地区が71.0%、それから養護学校小学部であります、68%ということになっております。中学校におきましては、城辺地区が61.3%、下地、上野地区が51.3%、それから伊良部地区が60.8%、養護学校のほうで81.3%というふうになっております。

次に、風疹でありますけれども、平成18年の4月に予防接種法の改正がありました。これまで麻疹、風疹というふうに参加されていたのがMR2期ということで、混合ワクチンによって2回接種で接種することになっております。1回目につきましては、1歳児の個別接種で、これは各医療機関で実施をいたしております、実施機関が8カ所になります。接種率が91.1%、それから2回目、これは就学時前、いわゆる7歳未満児であります、86.8%で、これ集団接種として前期、後期2回に分けて平良の保健センターで実施をいたしております。

次に、環境行政でアスベスト調査についてであります。市有建築物につきましては、平成17年度に使用状況を調査し、公共施設での吹きつけアスベストの使用は認められておりません。アスベスト問題の対応としまして、市は平成17年に宮古島市アスベスト問題連絡会議を設置しまして、環境保全課を総合窓口として関係部署との連携のもと、市民からの相談、問い合わせを受け付けているほか、アスベスト等による健康相談につきましては健康増進課のほうで対応いたしているところであります。今後とも疑わしいものが出た場合においては、成分検査を実施し、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。なお、これまでの相談件数でございますが、平成17年度に12件、18年度に5件、19年度、現在までに1件相談が上がっております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

ゴルフツアーの推進についてということでございます。今回ヨネックスのシニアオープンがございまして。これは、多くのゴルフ関係者の皆さんのおかげで今回宮古で行われることになってございますけれども、非常に大変すばらしい最初の一步だというふうに思っております。そういうことで、議員からいろいろご提案がございましたけれども、やはり宮古のほうに相当のゴルフをやっている方がですね、来られているということについてはお聞きをしております。さらには、またゴルフのトライアスロンということで、3つのゴルフ場を回るということも何度かお聞きをしております。このものにつきましてはですね、やはりゴルフ協会等からの情報の収集をこれからも行うとともにですね、やはり市としても何らかの形で連携をとりながら推進していきたいというふうに思っております。

次に、農業振興についての中で、研究機関の誘致と専門技術者の育成ということで、農業関係の部分で主にご質問でございました。今大変に残留農薬の部分につきましては、市場が非常に厳しくなっております。そういうことで、今私どもとしましてもパンフレットをお配りするか、あるいはJA各資材店にですね、置いて、こういうものを配付してございます。さらには、登録農薬というんですか、各作物ごとに登録して使える農薬が決まっております、それにつきましては農協のJA各支店のほうに配付をしまして、それに基づく指導を行っているところでございます。さらに、産地協議会などにおきましてもですね、そういう取り組みはしてございます。ただ、宮崎県のほうでやられている機械の導入、非常に分析機械一式当たり1億円というようなことを聞いておまして、この取り組みなかなか単独ではできないよう

な状況にございますので、今後県とも相談をしてみたいというふうに思っております。

ほかに、糖度の判断の部分とはいうことでございますけども、農協さんのほうで一元集荷ということができれば、自動選別機という形で光センサーでもって糖度を判断をし、糖度ごとにマンゴーを分けたりとか、いろんな形ができるんでありますけども、現在のところそういう状況にはないというふうに思っておりますが、40万ないし80万ぐらいの機械です、糖度を判断するハンディータイプの機械も一応ございます。そういうものの導入を図って、きちっとした糖度のある商品を出していくというのがですね、ブランド化にもつながっていくというふうに思っておりますので、ハンディータイプの部分につきましては、一度市のほうで検討をさせていただきたいというふうに思います。

#### ◎建設部長（平良富男君）

まず、トゥリバー地区マリーナの便益施設の件ですけど、実はシーズンオフということで、経費の節約を含めてちょっと一時ストップしております。しかし、利用する人が多いということで、利用できるようにしていきたいと思っております。

次に、リゾート開発についてです。東平安名崎地区の今後の開発計画ですけど、開発申請に基づいての状況を説明します。東平安名崎根元付近の開発行為について、平成18年6月に株式会社吉野より事前協議があり、ラ・ビスタ宮古島計画としてビーチサイドホテル、オーシャンビューコンドミニアム等の建設計画が示されております。事業工程表によりますと、平成19年2月に建設工事に着工予定となっております。

次に、クマザ地区の今後の開発計画なんですが、城辺字長間、これはツチカワですかね、クマザ地区における開発行為であります、株式会社スタジオアレックスより平成19年4月、開発許可申請の提出がありましたので、関係各課の意見を付して県に提出してあります。県より開発許可があった後にリゾートホテルの建設を進めたいとのことであります。

ユニマットホテル地区の今後の開発計画についてであります、インギヤールゴルフアカデミー建設開発計画としてゴルフレンジの建設、マウンドシギラ開発計画としてレストラン及びカフェの建設、スピルポイントリゾート開発計画として1戸建て住宅建設、シギラニラカナイホテル建設計画としてホテル及び付帯施設の建設、宮古ライブステージ開発計画として野外ライブステージ建設等が今後の開発予定計画となっております。

砂山開発の今後の計画ですけど、現在株式会社宮古島砂山リゾートでは、砂山におけるリゾート開発について宮古島の産業振興や雇用につながる永続的な開発を行うという観点から、宮古島内の宿泊施設の建設計画や県内の観光動向を見据えながら慎重に事業内容を検討しているというところでございます。

道路行政についてお答えいたします。宮古高校前道路拡幅事業の進捗状況であります。宮古高校前道路B-53号線と言っております。平成14年度から道路局所管の交通安全施設整備事業として整備を進めてきております。完成予定は平成21年度となっております。計画延長は400メートルで、総事業費は12億5,200万円を予定しております。進捗状況については、平成19年度は残り260メートルの実設計画及び用地の一部取得を行います。平成19年度で2億3,400万円測量試験、用地物件補償に充ててあります。平成20年度で9,000万円の事業費を予定しております。

県営団地前の道路の整備についてです。ご質問の路線は添道線ですが、この路線は添道自治会からも舗装の要請が来ております。路面の凹凸が数百メートルにわたって見受けられますので、市といたしまして

も路面の改修が必要と思っております。今後は、補助事業のメニューを検討しながら、路面舗装だけでもできないかどうかという調整を検討していきたいと考えております。

次に、歩道の舗装整備についてでございます。カンガルー保育所前の高校東線であります。現場は確認してあります。ご質問のとおりアスファルト舗装等がはがれて歩行者に不便かけていますので、補修整備をしていきたいと思っております。

#### ◎教育部長（長濱光雄君）

英語特区についてでございますけれども、国際社会の進展に伴い、学校外国語教育の重要性はますます高まるものと思っております。特区指定による英語教育の実施については、他の地区の実施状況等調査し、関係機関や地域、学校等の意見を聞き、特区指定の可能性について検討してまいりたいと思っております。

もう一点、学校施設における光熱水費削減計画についてでございますが、光熱水費の削減についてはこれまで各学校で努力をしているところでありますが、なお一層の削減を図るためには石垣市の事例は貴重な参考例にしたいと思っております。光熱水費削減に取り組んだ学校への予算還元について財政計画を伴いますので、財政当局との調整を図りながら実施方策を検討してまいりたいと思っております。

#### ◎水道局次長（砂川定之君）

合併後実施した事業の概要及び伊良部大橋橋梁添架に係る今後の実施予定事業の概要についてであります。合併後、伊良部地区において実施した主な事業は、全世帯2,637軒の量水器取りかえ、平成18年度補助事業による北区の老朽管改良等をいたしました。さらに、ブロックメーターの設置及び漏水調査業務の実施による積極的な漏水防止対策によりまして、合併前63.4%の有収率が現在83%前後で推移しております。着実に事業効果があらわれています。伊良部大橋供用開始に伴う伊良部地区の送水計画は送配水管300ミリで総延長約12キロ、送水ポンプ場1カ所、伊良部牧山地区に配水池を1池予定しております。

次に、財政状況ですが、平成18年度決算における当年度純利益は1,795万3,779円となっております、今年度も利益剰余金が発生する予定であります。財政状況につきましては、おおむね良好だと思っております。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

トゥリバーの開発についてのご質問がございました。SCG15特定目的会社のホテル運営と管理会社の設置についてのお尋ねでございますが、SCG15とですね、セキユアード・キャピタル・ジャパンの中において運営と管理については、継続して検討中ということでございます。

#### ◎学校教育課長（島袋正彦君）

農場建設計画についてということで、食育が出てきたんですけれども、児童生徒みずからが議員がおっしゃるように土に親しむことで作物を育て、それらにかかわることで得たさまざまな経験から食に関する知識と食を選択する力等の習得を図り、心身ともに健全な人間として成長していくであろうという議員のお考えについては、教育委員会といたしましても全く同じ考えにあります。しかしながら、各学校に農場を建設するという事は、資金及び労力の確保、また学校の教育計画の見直し等も含めてクリアしなければならない課題が多々あるかと思っております。しかし、早急の対応は難しい状況でありますけれども、検討していきたいと考えております。

それとですね、食育にどのように取り組んでいるかのご質問も今日ございましたけれども、取り組み

の一部を紹介したいと思います。学校においては、学校給食週間等におきまして給食センターの栄養士を学校へ招聘し、食習慣の重要性について専門的見地から正しい食生活と学習に集中する力の相関関係等についてご指導いただいております。

#### ◎富永元順君

それでは、再質問をしていきたく思います。

最初に、インフルエンザの予防接種事業でありますけれども、今の福祉保健部長の答弁におきましては、かなりの接種率、平良地区はまだ出ていないということでもありますけれども、しかしながら当初ですね、当局としては学校での集団接種をですね、検討しているということでありましたけれども、最終的に学校での集団接種はできなかった、そのできなかった理由は何なのか、来年度もまたこの事業を続けていられるのかどうかも含めてですね、お願いしたいと思います。

それと、今年度から公費で接種が始まっておりますけれども、これまでは任意でですね、個人で受けておりますけれども、今すぐそういったデータは接種率はわからないと思いますけれども、ぜひですね、今あればお示し願いたいと思いますけれども、前年度の宮古島市における小中学校のインフルエンザを接種した接種率がわかれば、ぜひ示していただきたいと思います。もしなければですね、後でもよろしいですので、ぜひ接種率の比較を、今度の公費接種率とそうでない接種率はどのような違いがあるのかも含めて、ぜひお示しを願いたいと思います。

また、それからですね、今回小学校、中学校、できれば幼稚園生の接種もぜひしていただきたいという要望もありましたので、来年度からのそういう公費予防接種事業にはぜひ幼稚園児も含めていただきたいと思っておりますけれども、当局の考えをお聞きしたいと思います。

次に、コーラルベジタブルでありますけれども、現在宮古島市がコーラルベジタブル社の会社の77%、約4,500万円の株を持っているということでもありますけれども、第三セクターの性格上、全株式を民間に譲渡するということはできないかもしれませんけれども、やはりこれからそういった資金の確保とかですね、人材の確保、またそういう経営ノウハウの確保の観点からですね、このことについても宮古島市が保有している株式を売却して、やる気のあるですね、民間に移行していくことが大事であると思っておりますし、また市長もそういうふうにして明言しておりますので、ぜひその方向で進めていただきたいと思っておりますけれども、そのことについても返答お願いしたいと思います。

次に、コールセンター事業でありますけれども、これまで市の持ち出しは幾らになっているのか、それとこれから来年4月からの供用開始をしますけれども、100席のブースを用意してあると言っておりますけど、今入居するC&Tモバイルサポート株式会社からのそういった使用料というんですか、それをどのぐらいを見込んでいるのかについてもお願いしたいと思います。

それと、契約社員、それと正社員というふうに両方の社員を募集していくとありますけれども、その違いというのは何なのか、またどういった割合で正社員、また契約社員を雇用していく予定なのかについてもお願いしたいと思います。

それと、C&Tモバイルサポートセンターがですね、来年の4月から稼働しても140名しか採用しませんので、3交代でフル活動としても約50席のブースしか利用できないです。残りのブースがあくことになりましてけれども、そのブースの活用についてはどのように考えているのか、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

それと、特に水道行政についてはですね、何か今の需要が横ばいだと、それがペットボトルの普及が原因だというふうになっておりますけれども、今後ですね、また大型ホテル等のリゾート計画もあるようですけれども、ぜひですね、宮古の命の水、おいしい水を確保するためにも水源涵養林の事業になってくると思いますけれども、水源涵養林の事業についての取り組みをぜひお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

コーラルベジタブル社をもしこれから経営主体をかえていく場合には、市町村、農協、農業委員会、公社あるいは農業者等の組織する団体となっております。だから、この農業者等の組織する団体というのが、これに相当するんじゃないかなと思って、そういう団体を一応見込んでおります。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、学校で接種できなかった理由でありますけれども、宮古地区小中学校長会から出されている主な理由として3点ほど挙げられると思います。まず、予防接種については業務外であるということでありまして、勤務時に教職員に従事させることはできないというのが1つ目。それから、2つ目に平成6年に集団接種から任意接種に予防接種法が改正をされた、そのことを踏まえて慎重に対応しなければならないというのが2つ目の理由。3つ目に、現在の児童生徒の体力低下やアレルギー等の体質等を考えると副作用について危険性を十分に考慮し、対応しなければならないというふうなことであります。申し入れは7項目ほどに挙げられておりますけれども、校長会からの主な理由としてはこの3点ほどに絞られるんじゃないかなと考えております。

それから、来年度の計画はどうかということではありますが、今後につきましては公費集団任意接種の状況、各医療機関での個別接種等の接種者数、こういったことの実態調査を行って来年度以降の継続実施については検討を加えていきたいというふうに思っておりますし、また幼稚園の接種についてもその中で、特に宮古地区医師会あるいは関係機関などでの対応も含めて総合的に検討を加えていきたいというふうに考えております。なお、前年度の接種率についてはどうかということではありますが、医療機関や宮古福祉保健所などに問い合わせをしておりますが、実数の把握がなかなか難しいということでもあります。したがって、今後医療機関、学校等において接種を受けたのか、調査を実施して実数把握に努めていきたいというふうに考えております。

#### ◎水道局次長（砂川定之君）

水源涵養林の植栽につきましてはですね、今後とも予算に計上しまして継続していきたいと、そのように考えております。

#### ◎情報政策課長（喜屋武重三君）

まず、コールセンターの中で正社員と契約社員の違いですが、正社員というのはスーパーバイザーのことを指しているということでもあります。スーパーバイザーというのは、オペレーターのわからないことがあれば、さっと手を挙げます。そのときにオペレーターのところに駆け寄っていろいろと指導するという立場の人です。役所で言えば係長とか課長とかの職に当たるものだと思います。契約社員といいますのはオペレーターのことですね、実際に電話受けてお客様と対応される方を指しているということでもあります。

それから、100席ほどつくるが、当初140名しかいない、ブースがあくんじゃないですかというふうなことですが、これは私どもが整備いたしますのは電話回線とかPDXボックスとか、要するにパソコンをつなげるような状況の基礎的なものを整備します。そういう中で、実際に入居される企業さんがデスクとか、いわゆる電話とかパソコンは準備します。したがって、140名当初はそういう考えですが、まず初めから140名というふうなことじゃなくて、4月には30名程度とかね、5月になると53名とか、そういうふうなことで徐々に拡大していった最終的には330名までの規模にいたしたいというふうな計画ということでもあります。

それから、これまでの投資ということですが、これまでこの事業に要する経費といいますのは、補助金交付申請をしたところでありますが、2億7,316万ほどかかるということになっています。したがって、直接的な投資というのは今のところお金支払ったということはありません。ただ、12月2日に行いましたセミナーで講師さんをお呼びいたしましたから、それに要する費用、恐らく四、五万程度だろうと、そういうふうに思っております。

#### ◎議長（友利恵一君）

答弁終わりました。

これで富永元順君の一般質問は終了いたしました。

#### ◎棚原芳樹君

私も質問の前に、我が恩師であります下地恵吉先生、教育長就任本当におめでとうございませう。これまでの先生の教育者としての経験を生かして、どうぞ宮古島市の教育界での活躍を心から期待をいたします。また、伊志嶺市長におかれましては、40億円のトゥリバー代金入金本当におめでとうございませう。トゥリバー埋立地売却及び事業のスタートを踏み出すことは、我が宮古島市の行財政の再建はもとより、経済の活性化、観光産業の発展、雇用の拡大に大きく寄与するものだと大変期待をしております。トゥリバー開発が本格的に動き出すことに心から期待をいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いますので、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。まず、トゥリバー埋立地売却についてでございますが、今後のもろもろの計画と事業規模などをお聞かせください。

それから、パブリックゴルフ場売却についてでございますが、当初2社が入札に参加するものだと聞いておりましたが、なぜ1社しか参加しなかったのか、お伺いいたします。また、パブリックゴルフ場の今後についてもお聞かせください。

引き続き公共施設管理公社の職員の身分保障についてお伺いいたします。何人かの議員の質問に対して、当局は沖縄県内各地で解散をしている状況ではあるが、各地とも市の職員として引き継いでおられると答弁をなされております。また、宮古島市においても来年の3月までには、はっきりとした方向性を決めるとおっしゃっております。そこで、お伺いいたしますが、公共施設管理公社職員の身分保障は今後どうなるのか、お伺いいたします。

引き続き下里公設市場の今後の計画についてお伺いいたします。ひらら市場の周辺などに移設したほうがいいのではないかという声なども聞こえますが、どうなっておられるのかお伺いします。

引き続き伊良部漁協製氷施設整備について、何人もの議員も質問なされておりますが、現在の取り組み

状況をお聞かせください。

引き続き少子化対策及び子育て支援についてであります。去った12月8日の新聞にですね、このように「少子化対策2兆4,000億円増政府方針」という見出しの記事が載っておりました。この記事です。少しだけ前文を読み上げてみます。「新たな少子化対策を検討する政府の子供と家族を応援する日本重点戦略検討会議議長、町村信孝官房長官が18日の会合で決定する最終報告書案の全容が7日、判明しました。仕事と子育てを両立できる社会的基盤構築のためには、効果的な財政投入が必要と明記。支援策充実に向けた国、地方自治体などの支出の総額は、現行の年間4兆3,300億円より最大で2兆4,400億円増の6兆7,700億円が必要になるとの推計を盛り込んでおります。」

そこでお伺いいたしますが、来年度に向けた少子化対策及び子育て支援について、宮古島市はどのような対策と計画をなされているのかお聞かせください。

引き続き伊良部一平良間船舶の運航時間の延長についてでございますが、私も何回か質問しておりますし、何人もの議員も質問をなされております。そこで、今回お伺いするのは、毎日ではなくても週2回ぐらいの運航はできないのか、それも冬場の時間帯だけでも検討できないのかお伺いいたします。

引き続き農業行政についてお伺いいたします。伊良部地区における経営構造対策事業の進捗状況について、どうなっておられるのかお伺いいたします。また、宮古島市体験工芸村の現在の進捗状況についてもお聞かせください。

引き続き宮崎県西都市のマングー栽培についてでございますが、何人かの議員も質問なされておりますが、少しばかり質問したいと思っております。西都市では、昭和60年に8戸の農家でスタートしたマングー栽培も今では32戸の農家で年間約6億円の生産をしております。1戸当たり約2,300万円ほどの収穫高があり、宮古島市の生産農家との格差がかなりあります。マングー栽培に関しても、毛根シートを50センチから60センチほどのところに穴を掘って1メートル前後の区画で敷き詰め、その上にマングーの木を植えることにより、毛根がたくさん出ることによって栄養分の吸収がより多くでき、果実の大きさと糖度によりよい効果をしているとのことでありました。そこで、お伺いしますが、本市におけるマングー栽培の取り組み状況はどうなっておられるのか、お聞かせください。

引き続き道路行政についてお伺いします。まず、伊良部地区佐和田部落への道路整備について、現在の状況をお聞かせください。また、トゥリバー入り口から伊良部架橋に抜ける道路整備についてもお伺いいたします。

引き続き道の駅、橋詰広場についてでございますが、トイレや駐車場を備えた橋詰広場は県が架橋とともに整備すると、これまで聞いております。そこで、お伺いしますが、橋詰広場の背後地に行うことになるとされる道の駅の整備計画はどうなっておられるのか、お伺いします。

答弁をお聞きいたしまして再質問をします。よろしくお伺いいたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

棚原芳樹議員の質問に答えます。

少子化対策及び子育て支援でございますけれども、「宮古島市では宮古島市次世代育成支援対策推進行動計画（宮古の子・育成プラン）」に基づき、子育て世代が安心して暮らしやすい地域づくり、子ども、母親の健康・安心・安全の確保等子育て支援サービスの充実を図るためさまざまな事業を実施してござ

す。例えば地域子育て支援拠点事業として「つどいの広場、子育て支援センター」、次世代育成支援対策交付金にて「ファミリー・サポート・センター事業、延長保育促進事業、フッ素洗口事業、保育所地域活動事業、移動児童館事業等」の事業を実施しております。先程国が子育てについて2兆4,000億円増の6兆円余を充てるとしてしておりますので、地方自治体にも新たなメニューがこれから示されるものと考えておりますので、それも利用しながら子育てにしっかり頑張っ取り組んでいきたいと思っております。

#### ◎副市長（下地 学君）

公共施設管理公社の職員の身分保障についてというご質問なんですが、ご指摘のとおり土地開発公社と宮古島市公共施設管理公社は合併協定により、新市に引き継ぐということになっており、また今後のあり方については新市で検討するという協定の確認がされております。今後のあり方についてはということですので、10月4日の第1回の人事理事会でいろいろ議論をして、その決議を踏まえて市に要請をしております。それで、宮古島市施設管理公社からは職員の処遇について市に対して要請しており、この件に関しては職員削減計画等との整合性を図りながら慎重に検討してまいりたいということで、市長からは年度内に方針を打ち出したいというふうな返事をいただいております。

#### ◎企画政策部長（久貝智子君）

伊良部一平良間の船舶の運航時間の延長についてでございますが、週に2日ほどの臨時便の運航であっても、総合事務局の認可が必要でありますので、まず第一にその認可を受けることが大事ではないかと思っております。また、その場合におきましては、利用客数がどれだけいるのかしっかり把握する必要がありますので、正確な利用数の把握も大事なことかと思っております。いずれにいたしましても伊良部地域及び平良地域から本市なり船会社なりへ必要性のあるということを声を上げることが大事ではないかと思っております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず、下里公設市場の件でございますけれども、移設したほうがいいのではということでございます。この場所は、ひらら市場の周辺ということでございますけれども、お答えをいたします。

ひらら市場の周辺におきましては、港湾の施設用地としてまだあいている場所がございます。そういうことで、市としては借地使用が発生しない場所という考えもございましたけれども、50人委員会や通り会、特に下里通り会とか市場通り会でありますけれども、かれらの意見によれば、やっぱり下里市場というのはこの通り会の核であるということで、活性化のためにはぜひとも今の場所がよいのではないかという意見が多うございます。今後下里公設市場の委員会において検討はなされるものだと思いますけれども、今の意見ではですね、今の場所がよいということが意見として上がっております。

次に、農業行政ということでもありますけれども、発言要旨は宮古島市の体験工芸村の現在の進捗状況はということでございます。宮古島市体験工芸村設置事業につきましては、平成19年から20年の事業として、各種工房などの施設整備並びにその体験プログラムの作成であるとか、インストラクター養成、ハード、ソフトの一体型事業として行っております。今年度の12月11日には設計管理委託業務発注しております、宮古上布工房、チガヤ工房、万華鏡工房、陶芸工房、東屋等の施設整備と並行して今設計をしております、1月からインストラクターの養成講座であるとか、あるいは体験プログラムの作成であるとか、そういうものに入って行く予定をしております。



次に、マンゴーの栽培についてでございます。さきの池間議員にもお答えいたしましたけども、宮崎県と宮古島と相当の差があるということでございます。確かに宮崎県におきましては、反収が1トンという非常に大きな数字上げてございますけども、宮古の場合は平均で640キロというようなことでございます。ですが、農家さんの中には1トン近い数字を上げている方々もおられます。そういうことで、現在宮古地区におきましてはマンゴーの協議会そのものを立ち上げまして、栽培技術の向上を図るということで、今動いております、近いうち産地協議会の中です、産地指定を受けていきたいというようなことでございます。そういう中で栽培技術もですね、みんなと一緒にやっていくということでございます。ご意見の中で、断根シートというんですかね、そういうのを張って毛根を多く出して糖度とか大きさとか、そういうものが非常にいい品質でできているということにつきましては、さきに議員からもお聞きいたしました。実は宮古でも2つの農家さんがですね、試験的にそれを行っております、いい結果が出ているようでございます。今後は、この普及にもですね、努めていきたいというふうに思っております。議員からいただいた資料につきましては、担当課を通しまして多くの農家の方にできるだけ普及するようということ、担当職員のほうに渡してございます。

#### ◎建設部長（平良富男君）

トゥリバー入り口から伊良部架橋に抜ける道路整備についてでございます。これまで道路局の整備では計画はないとの答弁してきましたけど、今回港湾課で進められている平良港港湾計画改訂作業があります。平良港長期構想検討会ですけど、起点を臨港道路マリーナ線とし、終点を県道平良下地島空港線とする臨港道路伊良部島線を提案して、現在検討中でございます。

それから、道の駅の整備ですけど、橋詰広場の進捗状況が現在のところ用地の確保が困難という状況になっています。市としましても、橋詰広場の整備状況を見ながらですね、それから補助メニューを模索しながら考えていきたいと思っております。

#### ◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

伊良部漁協製氷施設の現在の取り組みについてであります。まず、伊良部漁協製氷施設整備につきましては、宮古島市単独での予算確保が非常に難しい状況であることから、関係機関への実施可能な事業の精査を行い、関係機関への要請を行ってまいりました。事業の早期着工を目指していくためには、当てはまる事業の方向性を絞って関係機関へのアクションを起こして、その結果を踏まえてきちとした理由づけのもとに、これまでの実績、将来利用計画等必要な書類を作成し、事業の早期着工に向けて関係機関との協議、調整作業を進めている最中でございます。老朽化の激しい製氷施設については、漁業関係団体から旧伊良部町、旧平良市、県宮古支庁との確約書の早期の履行を要望しているところでございますので、早期着工に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。本件につきましては、多くの方々が心配して下さって、協力を賜っております。まことに力強く感じておりますし、大変感謝申し上げているところでございます。

伊良部地区経営構造対策事業の進捗状況についてであります。伊良部地区経営構造対策事業の地区指定箇所は、宮古島市伊良部西部地区であります。果樹温室団地2団地、畜産団地1団地の整備を計画しており、県への新規採択希望地区概要書及び事業計画書を提出しております。去った10月には、県園芸振興担当者と地区指定に向けての調整を行っております。その中で、指摘事項が何点ありまして、まず1点目

に宮古島市の経済農政課、これが1つの窓口になっております。これと同じ事業を展開していきますけれども、伊良部総合支所にもその窓口があると、その整合性が乏しく、違和感があるのではないかという点であります。

2点目に、以前導入した事業、施設、これの改善計画実施後の改善結果、これが問題となっております。それと、経営構造対策事業、これだけの事業を展開していくのにマンパワーが総合事務所では乏しいのではないかという指摘もあります。8点ほどございますけれども、特に大きいのはこれで、今申し上げたとおりでありますので、平成21年度事業実施に向けてこれをクリアしていく作業を現在進めているところでありますので、ご理解よろしく願いいたします。この事業が導入されることによりまして、農家所得の向上、それから食料自給率の向上、雇用の拡大、経済効果の拡大が図れますので、以後積極的に作業を進めてまいります。

次に、伊良部地区市道35号線の整備についてであります。伊良部地区市道35号線については、伊良部字長浜を起点として伊良部字佐和田を終点とする路線で、道路延長は800メートルであります。現況幅員は5メートルと狭く、大型車両等が通行すると歩行者が危険な状態になることから、地元からも道路整備の強い要望がありますので、将来計画幅員、歩道も含めて道路幅員9メートルで計画しております。概略設計が完了し、平成20年度以降の新規要望路線として平成18年11月までには、県とのヒアリングを完了しております。平成22年度採択に向けて新規要望しておりますので、新規採択に向けては引き続きヒアリング調整を行ってまいります。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

まず最初に、トゥリバー地区の開発についてのご質問でございますが、トゥリバー地区の開発施設の規模につきましては、ホテル棟で333室、コテージ棟で21室、合計354室、雇用される従業員数が約250名、予定としまして来年8月に着工しまして、21年の11月に完成予定、そして翌年22年の1月にオープンを目指す予定となっております。40億円の土地代金完納後も港湾課を含めまして何度か調整を進めているところでありますが、市といたしましても開発までの許認可手続が迅速に行えるように情報提供等積極的に協力していきたいと考えてございます。

次に、パブリックゴルフ場の入札についてのご質問でございます。なぜ1社しか入札に参加しなかったのかというご質問でございますが、去った10月末に土地利用事業者を特定するための入札を実行いたしました。入札直前になりまして、1社の職員の方から辞退する旨の電話連絡がございまして、同日文書による辞退届が提出されてございますが、いずれにも辞退の理由は提示されてございません。ですから、入札に参加しなかった理由というのは、地域戦略局としては把握してございません。

次に、パブリックゴルフ場の今後についてということでございます。今議会に条例廃止の議案を上程してございます。議会終了後、特定事業者の方と仮契約を行いまして、その後臨時議会、もしくは3月の定例議会に上程をしまして議決をお願いし、そして代金の入金という予定で手続を進めていきたいと思っております。

#### ◎議長（友利恵一君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

#### ◎棚原芳樹君

再質問をいたします。

トゥリバー埋め立て売却については、入金もなされ、いよいよ来年度からスタートするわけでございますが、やはり売れたからもう安心だということではなくて、どうぞ企業の皆様方ともこれからいろんなトイレの問題、東屋の移動の問題等もありますので、当局が気を抜かずに最後までしっかりと指導、助言をしていくことをお願いを申し上げます。

また、パブリックゴルフ場売却については、2社がいろんな事業計画も出されて、2社で入札をなされる予定だと聞いておりました。1社参加しなかったのは、なぜかわからないということでございます。私は、通常やはり建設業あたりでもですね、指名をして現場説明に参加して入札しますよという意思表示をなされていて、入札に来なかった場合とかはやはりそれなりの理由書とかをつけたり、また次の入札あたりにペナルティーを与えられたりするものが通常でございます。これからはいろいろ我が宮古島市の土地のいろんな売却もあろうかとございます。また、下地島残地のいろんな計画もございます。どうぞやはりしっかりと入札参加をしようという企業に対しては、もっと最後まで責任を持って入札するように指導をお願いをしたいと思います。

それから、パブリックゴルフ場の今後については、来年度からまたやっていくということでもありますので、どうぞこの辺もよろしくお願ひしたいと思います。

引き続き公共施設管理公社の職員の身分についてでございますが、いまさき来副市長もおっしゃっておりますように、来年の3月までにはある程度の方向性を示したいというふうにおっしゃっております。私は思うのは、この公共施設管理公社の職員が1人臨時職員を残して、ほとんどが正職員だということであるわけでございます。この正職員の皆様方もやはり将来の人生設計があるし、毎日のまた生活設計がございます。ここまで来て、40歳や50歳になっている方もおられるわけでございまして、急に解雇したり、やめてもらったりしたら、これからどういうふうな人生を設計をしていけばいいのかわからないような状態になろうかと思ひます。この職員の中には、大学生をったり、また高校生をったり、小学生、中学生がいたりして、本当にこれから大事な時期を迎える方々が多く見受けられます。また、数年前に家を新築して、この支払いにも大変な状況で、今一生懸命頑張っておられるわけでございます。また、これから高校や大学へ入学をする生徒を抱えている職員も多いわけでございます。ここに来て、どうぞやめてくださいと言われたら、今大学に行っている学生とかも途中でやめなくてはいけない状況に追い込まれるかもわからないし、新築した家のローンも支払い切れないような状態になっていくのかもわかりません。ですから市長、どうぞそういうふうに路頭に彼らが迷わないような、しっかりとした対策をとっていただけますようお願いを申し上げます。

下里市場のことについては、今の現在の市場でのお願いもございします。しかしながら、またそのそばに大きな道路が今計画されて、それで立ち退きで今壊しております。その大きな道路ができると、現在の敷地の約半分ぐらいに面積がなくなってしまうこととなります。そうするとその小さい敷地で建てて、駐車場も数台分しかとれない、それではやはり私はいろいろなところにまたいろんなものが出るんじゃないかと思ひます。ですから、30年前にはその場所で下里公設市場が建てられました。しかし、30年後の今現在では、この車の流れ、また車の駐車スペース等も大きくしなくてはできないような現状でございます。それで、ひらら市場横への移設などを言う方も何名かいらっしゃるわけでございします。その施設の

周辺は、2,000平米ほどあるし、大型バスも、観光客バスもできる、そして離島フェリー着き場での鮮魚販売の方々も入居できるようなところである。そして、道の駅というような利便性も発生するであろう、また宮古の味加工推進協議会や宮古島市農漁業生活研究会なども入りたいという話などもしておられる、ひらら市場との連携もできる。それと、将来第2埠頭、第3埠頭を埋め立てて大きなクルーズ船のバースが進出される計画もなされている、そういうふうな観光客の方々も歩いて船からその場所へは移動できる近さであります。それで、1階、2階部分あたりに新鮮な農産物、海産物を調理してもらい、食することの可能なレストランや食堂ができれば観光にも大きな寄与することができるのではないのか、そしてできれば私の私見であります、2階部分に港湾課なども設置するスペースを確保することにより、年間今港湾課の借地料でありますか、二千数百万円の経費も節減できると私は思ったりしております。どうぞこの辺は、下里公設市場建設においては検討をさせていただきますようお願いを申し上げます。

伊良部漁協製氷施設でございますが、いろんなメニューを今模索して、単独では厳しいということで頑張っておられるということでございますので、一日も早く伊良部漁協の製氷施設整備はなされますようによろしく願いをいたします。

少子化対策及び子育て支援でございますが、政府も2兆4,000億円もやっぱり予算化してやっていかなくは、5年後、10年後、20年後の日本は大変なことになるということで、今立ち上がっておられるわけでございます。ですから、我々宮古島市としても本当に少子化が対策ができるように、また子育てが安心してしっかりとできるような抜本的な施策を私は打ち出してほしいと思っております。子育ての小さい子がいる方には、市営団地の家賃を半額にするとか、また本当に私は何回もおっしゃっておりますが、市長には3子までは何ですけど、4人目、5人目あたりからは保育料の無料化も打ち出してほしいのではないかと私は思っておりますので、どうぞ市長、この辺抜本的な対策をよろしく願いしたいと思っております。

それから、伊良部地区経営構造対策事業についてでございますが、伊良部地区で七、八年間も経営構造改善事業がなされていない、ですから地区指定をぜひお願いしたいと、2年間私は言い続けてきております。地区指定に関しましては、毎年10月から11月に県との調整で、じゃ今年度は伊良部地区を地区指定しましょうねという申し合わせがございます。去年の質問にもやりましたけど、去年も地区指定を何回もお願いしてきているにもかかわらず、去年も10月、11月の地区指定が見送られた。今年もまた何回も質問しております。とにかく伊良部で若い方々が牛舎をしたい、また野菜をつくりたい、マンゴーの施設もつくりたい、何人からも私は聞いております。ですから、今年こそは間違いなく地区指定ができるものだと私は自信と期待をしておりました。にもかかわらず、いろんな要件があるということでありますが、また今年も地区指定が見送られる状況です。約10年間近い間、伊良部で牛舎の経営構造改善事業、またマンゴー、野菜等々、そういった事業が一つも行われてきておりません。それが現状でございます。やりたい方はいっぱい今手挙げている現状であります、なぜ地区指定が本当にできないのか、その理由がまたあるのかをもう一度お聞きしたい。そして、本当に職員の皆様方は必死になって本気で地区指定に向けて取り組んでいるのか、やる気があるのか、お伺いしたいと思っております。

それから、伝統工芸村でございますが、この事業は再三いろんな激論をしたあげくスタートをしようとしております。この事業が失敗すれば、今後のいろんな事業に大きな影響を及ぼすものであらうと思われるわけでございますので、どうぞ部長、この事業が失敗しないようにしっかりと指導、助言しながらです

ね、やってもらいたいと思っております。

それから、宮崎県西都市のマンゴー栽培についてでございますが、本当に1戸当たりが2,300万円の平均で売り上げをしておられる。五、六千万円とか約七、八千万円ぐらいの農家もいるとお聞きしております。我々宮古島市もこれからやはり質の向上、また収量のアップ、その他をやはりしっかり行政的にも指導していくためにも、宮崎のように行政とJAと農家が本当に三位一体となって情報交換もして技術の交換もして一生懸命取り組んでおられます。私の見受けるところまだまだ宮古島市の行政とJAと農家と一体にまだなり切れていないのではないかと、私は思われますので、どうぞより一層の農家との、またJAとの一体になって情報交換、また人脈の交換などしながら、将来宮古島市のマンゴー農家が平均1トンとか10アール当たりから2トンとかが本当に質のいいマンゴーが生産できて10億とか20億、30億のマンゴーの売り上げが達成できるように努力、ご指導をお願いをしたいと思いますと思っております。

それから、佐和田部落への道路整備でございますが、現在一生懸命ヒアリングをして努力しているということでございます。佐和田部落は大きな長浜から道路が大体3本ぐらいあるんですけど、そのどの道路にも歩道がついていない。いつも佐和田部落のお子様方は本当に危険と隣り合わせで学校にも通学しているような状況でございます。どうぞ大きな事故が起こらない前に、ぜひ1カ所で、まずいいので、歩道設置のできる道路の整備を市長には強くお願いをしたいと思いますと思っております。

トゥリバー入り口から伊良部架橋に抜ける道路整備でございますが、私も何回か旧平良市時代からこの道路に関しましては質問をしてきております。いよいよ臨港道路として整備していきたいということでございますが、どうぞやはりこのトゥリバー入り口から伊良部架橋に抜ける道路は5年後伊良部架橋が開通したときには非常に伊良部から市内へ、市内から伊良部へ行くアクセス道路として大変重要な役割をしていくものだと思います。一日も早い事業の着手に全力で取り組みますようお願いをいたします。

また、道の駅、橋詰広場についてでございますが、やはり橋詰広場の駐車場やトイレあたりは県が整備するものだと聞いております。しかし、それ以後は周辺の道の駅のような売店のようなところは市が整備していかなくてははいけません。その用地の確保も、またどういうふうな整備の仕方をすればいいのか、またどのような事業のメニューがあるのか、今からしっかりとそのメニューの勉強もして、また用地の確保もして事業の導入を急がなければ、橋詰広場ができて売店の一つすらつくれないような状況になるやもしれません。どうぞこの橋詰広場周辺の道の駅、そういったいろんな売店などの事業メニューが、どんな事業メニューがあるのかも早目に調査して早目に動いていかないと、その事業もいつとれるのかもわからない、橋が開通しても売店の一つもないような事態に陥らないように早目に事業の着手が、そのほうもできるようにお願いをしたいと思いますと思っております。

最後に、市長には保育料とかですね、子育てができやすい宮古島市をしっかりとやっていくのか、自信を持ってやっていくのかをお答えをお願いをしたいと思いますと思っております。少しばかり質問もしましたので、答弁を聞いて再々質問をいたします。よろしく願いいたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

現在は、次世代の育成支援対策としてつどいの広場を2カ所、延長保育事業を4カ所、それから保育所地域活動事業12カ所、移動児童館事業2カ所やっているわけで、新しいメニューも国から示されると思いますので、しっかりと取り組んで子育てのしやすい宮古島市をつくり上げていきたいと思っております。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

議員ご指摘のとおり、10月から11月までに地区指定がありますけれども、今年度もこれが見送られてしまいました。今後とも議員ご指摘の件は、真摯に受けとめて積極的にやる気を出して取り組んでまいります。8年間も事業が実施されていないということは、これは伊良部地区に対しても大変な損失でありますので、これから畜産、果樹、野菜、それを積極的に推進していくためには、まずは地区の指定が肝要でありますので、伊良部地区の畜産は現在飼養戸数が17件ほど、飼養頭数で300頭ほどでありますので、宮古地域の30億円、牛の売り上げ、これを達成するためにも伊良部地域が積極的に牛の飼養頭数、これを増やしていく、そして担い手を育成していく、このためにも地区の指定が大変重要でありますので、積極的に取り組んでまいります。ご理解よろしく願いいたします。

◎棚原芳樹君

再々質問をいたします。

市長、どうも答弁ありがとうございました。また伊良部支所長、ありがとうございました。やはり伊良部の答弁を聞いてきましたけど、2年間地区指定については何回もおっしゃってきて、しっかりと取り組みますということで、また今年も地区指定が見送られたということで、大変私は遺憾であるし、残念でなりません。他の宮古地区におかれましては、野菜や果樹、また畜産、年間十七、八件ほどが毎年着工されております。マンゴー、野菜の施設におかれましては、約七、八千万円から1億をも上回るほどの施設があたりでできているという現状でございます。それをかんがみても、やはりそれだけの経済効果、それだけの雇用効果、そしてそこからまた1年も2年も3年もずっと生まれてくるであろう生産、販売額、大きな経済効果や雇用効果が生まれるものだと思います。それが、我が伊良部地区におかれましては、もう8年間も一カ所もやっていない。本当に寂しい思いでなりません。どうぞ支所長、職員の皆様方にもハッパをかけて、また来年こそは地区指定を、逆にもう8年間もやっていないのですから、西地区、東地区、北地区と3カ所ぐらい一気に地区指定をしてですね、この8年間のブランクを埋めるような努力をよろしく願いたい。そして、市長と副市長にもですね、やはり月に一、二回ぐらいは伊良部支所にも足を運んで、こういうところに新しい新規道路をつくらう、こちに農地の整備をしよう、またマンゴーハウスの地区指定とって、また牛舎もつくってやろうという、どうぞ指導もしないで平良庁舎にばかり座っていたんじゃない、もう伊良部は何のために合併したのかとみんな泣いていますよ、伊良部の方は。事業も何もない、雇用もない、どうなるの一体全体ということで、合併して一番寂しい思いをしているのは伊良部地区であると私は聞いておりますので、市長、今から月2回ぐらい、副市長も議長も伊良部に足を運んでもっと伊良部の皆様方の声に耳を傾けてですね、しっかりと伊良部の活性化ができるように指導、助言、協力をお願いしたいと思っております。

今年ももうあと残すところ2週間ぐらいになりました。今年こそは、今年こそはといつも言っておりますが、来年こそは私も頑張りますので、どうぞ宮古島市が来年はまたすばらしい年であることを心から願いたいしまして、私の一般質問にかえさせていただきます。どうも。

◎議長（友利恵一君）

これで棚原芳樹君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩し、4時20分から再開いたします。

(休憩＝午後 3 時 57 分)

再開いたします。

(再開＝午後 4 時 20 分)

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎亀濱玲子君

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。お時間をいただきたいと思います。

宮古島市が誕生してから市制 3 年目に入りました。合併に伴う課題を含めて行財政改革という大きな課題を抱えながらの行政運営となっております。今議会において第 1 次宮古島市総合計画基本構想がようやく示されました。こころつなぐ結いの島というふう将来像を大きく掲げまして、施策の大綱、そして体系、将来の土地利用の方針も描かれております。私は、いよいよ合併した宮古島市が 1 つとして島づくりを共通認識を持って進めていこうという、そういう何か時期にようやく来たんだなというふうに思っています。これまでの伊志嶺市政が貫いてきました政治理念、政治姿勢というものをしっかりとそれに入れていくというような観点から見ていきたいというふうに思いますが、まず市長の政治姿勢と市政運営についてお伺いをいたしたいと思っております。

平和行政については、さきにも質問はされておりますけれども、これは宮古島市のこれからの島づくりをつくっていきますのに大きな根幹をなすものですから、ぜひ私も質問させていただきたいというふうに思っています。

去る 11 月 2 日の新聞報道によりまして、宮古島商工会議所が組織方針として、宮古島に陸上自衛隊を誘致するという報道がありました。陸上自衛隊誘致の要請に加えて、護衛艦の接岸できる埠頭の整備等、自衛隊誘致の動きが顕著にあらわれてきたというふうに感じております。そして、さらに 11 月 21 日に地元出身の国会議員が沖縄の基地問題を解決するための段階的な取り組みという前提で、下地島空港の日米共同利用というのを提起いたしております。普天間飛行場のへりを嘉手納基地に移し、嘉手納の戦闘機 F 15 を半分にグアムに移し、うるさいのであれば下地島空港で訓練したらどうか、自衛隊も下地島空港に持ってきてはどうか等、自衛隊も米軍もという両方の使用についての提起であります。これは、この間市長はこれまでに登壇されて、その考えはないというふうにもおっしゃっておりますけれども、改めてここで市長の下地島空港に対する平和利用の決意を伺いたいというふうに思っています。これは、分けて質問しておりますけれども、あわせて答えていただけたらというふうに思っています。

次です。本年度の重点事業として、下地島空港等利活用調査委託事業というのが挙げられておりますけれども、それはどのように今取り組まれているかをお聞かせください。

続きまして、断続的に新聞等で取り上げられておりますから、皆さんもご存じのことです。改めて新聞を出すあれでもないんですが、教科書検定についての報道が断続的に取り上げられております。文部科学省が高校の教科書、日本史の教科書から沖縄における集団自決、強制集団死の記述を削除させたということで、沖縄県民、郡民大会が意見撤回を求める反対という大きなうねりというふうに沖縄挙げてなりましたが、今文科省は直接的な軍命の確認ができないという、そういう指針を出しております。記述の回復を求める県民大会の決議と沖縄戦の歴史認識という点からいうと、これにも体験者ら懸念というふう書いておりますけど、その認識と大きな乖離があるというふうに思っています。改めて体験者は日本軍という

主語と強要、強制という表現は、これは譲れない事実であるというふうに声を上げておりますけれども、教科書検定の意見撤回、その郡民大会の実行委員長として先頭に立っておられます市長のご見解と今後の対応についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

続きまして、宮古病院の新築移転についてであります。これまでも副市長が答弁されておりますこれまでの取り組み状況についてはお答えいただいておりますけれども、これから後どういうふうにしていこうとお考えなのかということに関して、市長のご見解をお伺いしたいというふうに思います。そして、ずっと緊急かつ深刻な課題であるというふうに取り上げられながら、宮古病院の脳外科医の確保ができずにあります。これについても、今の取り組み状況、そして見通しを市長においてお答えいただきたいというふうに思います。

続きまして、宮古南静園の将来構想についてであります。去る11月28日に宮古南静園のあすを開く市民の集いがマティダ市民劇場で持たれました。これは、大きな目的は宮古南静園の将来を地域において考えましようというのが1点、もう一点はハンセン病問題基本法を国において制定してもらうために、国会に全国100万人署名運動を展開をしていきたいという、これ所在自治体としての決意というものを市民とともに共通認識を持ちましよう、これがそうなんですけど、これを今現在全国で取り組んでいるところであります。沖縄2園の自治会の代表が28日持った翌日、11月29日に沖縄愛楽園の自治会と一緒に県議会、そして県にそれについての要請を行っております。その要請の内容は、ハンセン病問題基本法の制定が1つ、そして将来構想は地域、職員、入所者、退所者、行政、市民、そういう人たちでもって将来どうあるべきかというその姿と一緒に県も行ってほしいということ、そして現在入所している宮古南静園は95名、平均年齢80歳になりましたけれども、その入所している皆さんが社会と暮らすのと遜色のない医療、介護、看護を充実させてもらいたいという3点を要請に挙げております。

それは、国会請願の内容と同じ内容でありますけれども、これなぜハンセン病問題基本法が必要なのかということを一言説明させていただきたいと思っておりますけれども、日本はハンセン病、ライと呼ばれたハンセン病を明治40年、1907年にライ予防に関する件という法律を制定して以来、ハンセン病が治る病気とわかって、なお昭和28年にさらに隔離収容を強化するという、法を強化するという政策を続けてまいりました。1996年にライ予防法が廃止されるわけですけども、その廃止法の第2条にこういう文言があるんです。ハンセン病の国立療養所、ハンセン病はハンセン病患者であった入所だけに医療を行う施設というふうな限定がうたわれているわけです。施設利用の制限というのが根拠にあるものですから、それを例えば地域に開放し、それ以外の方が健康保険であそこに入院しましょうと思うと、退所者はもちろんそうなんですけれども、できないという制度になっております。あそこに150名以上の職員がいるという、医療も福祉も介護も併設されて利用できる施設が宮古島の宝としてあるのに、それが利用できないという法のネックがあるわけですね、それを全国13ある国立療養所が国会に請願し、国会にハンセン病問題基本法という新たな法をつくっていただくことによって、地域においてこういう将来構想であれば地域が利用できるという青写真がつけられるわけなんです。それは、県も含め、そして沖縄には2園ありますから、それが力を合わせてその地域において利用できる施設として再生するということが可能なわけです。これについては、ぜひ沖縄2園は県議会に要請をしたところ、とても一生懸命聞いていただいたようですので、ぜひですね、所在自治体である宮古島市も、そして名護市も、名護市議会も宮古島市議会も一緒になってこれに取り組



んでいって、あの施設が地域に開放されて利用できる施設として再生していくというのに、みんなと一緒に考えていただきたいというふうに思います。

そこで、質問なんですが、市長にはこの沖縄2園の国立ハンセン病療養所の将来構想について、協議の場を県において設けるように県並びに名護市に働きかけていただきたいということが1点。そして、2点目にハンセン病問題基本法の制定に向けて全国には療養所所在自治体という組織があります。そこにおいて、その実現に向けて積極的に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、それについての市長のお考えをお聞かせください。

続いて、宮古島はとても完全失業率が高いというのがさきの新聞で報道されておりますけれども、この間コールセンターについては随分質問が出ております。私は、宮古島市I T産業センターの事業導入の効果が宮古島における失業率の改善に向けてどういうふうに働いているのか、具体的にもし示せたら示していただきたい。そして、これから取り組むのに、今1社コールセンター、C & Tモバイルサポートというような事業者が入っているということなんですが、これから後どういうふうに雇用対策、失業対策も含めて行政として取り組んでいこうというふうにお考えをお聞かせ願いたいと思います。

続いて、福祉行政についてお聞きいたします。高齢者福祉についてであります。今年度地域密着型介護事業所というのが2カ所、伊良部と城辺に設置される予定だと聞いております。小規模多機能型居宅介護事業所が平良地区に1カ所、池間地区に1カ所設けられておりますけれども、これから後、これは行政指定で施設が設置されていくというようになっておりますから、今後の見通しを行政としてどう立てているのかということをお聞かせください。

そして、2点目なんですが、この宮古島がこれから後深刻になるであろうということは、地域にいる介護施設に入所している、あるいは病院に入所しているお年寄りが、ある一定、病状固定という状態で、例えば胃から栄養とっている状態であっても病状固定ということで出されるというような状況が今生まれております。そういうときに、施設と自宅との間で受け皿がないといけないのではないかとこのように思うわけですね。そういう受け皿は、どういうふうに沖縄本島では取り込まれているかというふうに、ちょっと出かけていきました。そして、これは小規模多機能型居宅介護事業所なんですけれども、通いと訪問と泊まりというのがセットで、小規模多機能型居宅介護事業所の近くにアパートを借りて運営するというふうにして、その受け皿となっているという工夫がされておりました。こういう例えばこれなんかはケアハウスですね、ケアハウス、そして軽費老人施設でしょうかね、何点かさまざまな地域における受け皿という中間施設になるようなものがこれから工夫されなきゃいけないのではないかな、これはより深刻になっていくのではないかと思うんですが、それについて施設の入所待機状況、退所後の受け入れ先等、中間施設の必要性あるいは低所得者への助成等、本市の高齢者介護の課題について当局はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

続いて、障害者福祉についてであります。障害者雇用の現状と課題について、本市の取り組み状況についてお伺いいたします。障害者、沖縄全体では全国に比べてはちょっと高い就職率にあるようなんですが、宮古においては職親、受けてくれる職場を見つけることがとても大変なんです。職親の確保に向けては、例えば障害者月間、週間のそのときだけに啓発をするのではなくて、ずっと年間を通して継続して取り組む、そして働く場を見つける、そして働く場も確保する、つくっていくという、その両方の面から考えな

ければ障害者雇用の確保はできないというふうに思っております。本市においては、行政はどのように取り組んでいくというふうにお考えかをお聞かせ願いたいと思います。

続いて、各庁舎の福祉の窓口についてなんですが、市民生活課同様、昼食時の受け付けについても対応をご検討いただきたいというふうに思います。これは、一部福祉の窓口が城辺庁舎のほうではお昼御飯を庁舎内でとることによって対応を工夫していますということでありましたから、恐らく各庁舎とも何らかの工夫はできるのではないかなというふうな期待で、この質問を出させていただきましたので、お答えいただけたらというふうに思います。

続いて、環境行政について質問いたします。大浦の産業廃棄物処分場の火災から6年目を迎えました。ごく最近の周辺の写真を見ていただきたいと思います。これは、いわゆるウプカードゥマと呼ばれている処分場の近くの海です。海から処分場を見ると、こういう形になります。この前、余りにも汚いので、みんなで掃除をしたりすると、やっぱりこういう多分北海岸線ですから、こういうのが本当にたくさんありました。本当に今あのウプカードゥマという処分場のそばの海は忘れ去られた海というような感じがいたします。汚れ放題汚れて忘れ去られている海だなというふうに感じます。どういふふうな状況かということ、処分場の中の水は相変わらず東側の取水池にたまって海に流れてずっといるという、そういう状況は変わりません。周辺環境ということ、おおむねこのようなというふうに見ていただけたらいいと思うんですけど、北海岸を大浦の人たちが産廃ロードとよく表現しますけれども、穴をあけた跡に中間処分場としての営業というか、をやっているというふうなところが、この6年間、処分場の火災があって、なお6年間変わらない状況なのではないかなというふうに思います。これは、県の許可ですからということとをずっと言い続けていくのでしょうか。本市、所在自治体としてどのように今後の対策をお考えなのかを市長にお聞きしたいというふうに思います。

続いて、グリーンベルト構想についてですが、私は総合計画を立てている中で、あえて出すわけですが、これは旧平良市のときからのものですが、これは宮古地域全域が網羅されてつくられたグリーンベルト構想です。これは、海岸、農地、景観、水というふうな分かれたグリーンベルト構想をつくっているわけですが、平成16年から平成25年、約1%の緑地率を上げるためにこの事業はあります。ですが、私はぜひこれはどうしても宮古島を、台風14号の後にこれつくられて、平成15年からつくられていますけど、宮古島を帯で緑で包んでいただきたいというふうに思うわけです。可能な限りそれを進めていただきたい。せっかくグリーンベルト整地計画に挙げてつくられていて、これ平成25年度までの事業です。これは、一体どういふふうに具現化されていくのか、いつているのかということについてお答えいただきたいと思います。

続いて、本年度施政方針にうたわれておりますエコタウン推進室の取り組み、エコアイランドを構築するための具体的な施策、そして今後の方向性をどのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

続いて、消費者行政についてです。あえて消費者行政と置いたんですが、これはどうも消費者行政だけ置くのではないほうがいいような状況でもあるようです。さきの議会で、上里樹議員が取り上げて、そのときの答弁書をめくってみましたら、勉強をします、つまり検討しますというお答えでした。つまりそれは、検討しますということは、観光商工課の窓口で対応しますというふうなお答えだったと思いますけれども、現在多重債務ですね、ごめんなさい、先に言うの忘れまして。多重債務の対策本部というものは、

内閣の金融担当大臣を本部長として、国において多重債務対策本部が設置されております。先ごろ地方自治体も多重債務に対する相談窓口を設置するようという方を方針として提起しております。これ国において提起しております。これどういうものをつくっているかという、19年の7月に金融庁が多重債務相談マニュアル、頼りになる相談窓口を目指してというふうに、こういうふうにして自治体の相談者がどう対応をしたらいいですよとマニュアルがつくられているんですね。ここなんですけど、なぜ多重債務の相談窓口を自治体が持つのか、持たなければならぬかということなんですけど、今宮古島市においては県民生活センター宮古分室、消費生活センターですね、これが宮古支庁に置かれておりますけれども、つまり自治体は多重債務の相談を受けることによって、自治体の責務である住民の生活と安定を守るという一つの大きな責務を担うわけです。その後、税の滞納者が貸し金業者への過払いという状況を整理することによって、税の徴収につながっていくということがあるわけです。それを自治体によってしっかり取り組めば、税の滞納者への対策にもなるということ金融庁が各自治体に持って投げかけているんですね、それは身近なところでは、浦添市においては市民課だと思んですけど、市民相談室を設けて相談員を配置して、法律の相談員、弁護士、司法書士を週1回設けて、これ嘱託として置いていて、それらに対応している。それは、市民課にあるもんですから、窓口で国保からも来ます、どこの課からも来ますというふうにつながるわけですね。そういうふうにして利用されて滞納対策にもつながっているということでしたので、これについて私はぜひやるべきというふうに思っております。ぜひ設置するべきというふうに思っています。これについてはお答えいただきたいと思えます。

続いて、教育行政についてですが、宮古島にあります文化財の保全についてであります。国指定、県指定、市指定の文化財あるいは史跡等の保全というものが今本当にきちっと管理されなければいけないというふうに思えます。余りにも何か汚れて汚い。多分予算はある一定組んでやっているとは思いますが、外から訪れる方たちが、宮古いやしの島と呼ばれて何年もなるわけですが、何にひかれ、何にいやされるとして来るのかというふうの聞くときに、祈りの島あるいは神の島というふうに思って来られる方がとても多いということ、特に近年ですね、聞いております。宮古島には史跡が、有形民俗文化財も合わせると70ぐらいありますか、それについてきちっと整理すると、これは観光資源としてもより有効なものになるわけですね、それについてぜひしっかりと体系立ててこの管理、清掃していただきたいというふうに思っております。これについてもお答えいただきたいと思えます。

お答えをいただきました後に、再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

亀濱玲子議員の質問に答えます。

平和行政でございますけども、先月初旬に経済界の代表が陸上自衛隊誘致の表明を行っております。マスコミなどによりますと、誘致の理由は尖閣列島や中台紛争、北朝鮮の脅威など、宮古は危険な場所、自衛隊の力をかりて対応する時期に来ているとし、また平良港下崎地区に8,000トン級の護衛艦が接岸できる埠頭整備を行うという旨の考えを示しております。私は、市民の安全を守る立場をかたって国際間の緊張を高めるような、宮古島移駐はやるべきでないと考えております。近隣諸国とは、軍事均衡ではなく平和友好関係の構築に力を注ぐべきであると考えております。下崎地区の埠頭についても、護衛艦の入港を想定して整備を行うことは考えておりません。自衛隊誘致による基地周辺整備事業等の経済振興の期待が

あると思いますが、宮古島は観光と第1次産業を軸に発展すべきだと考えております。

また、下地島空港でございますけれども、この空港につきましては1971年、当時の琉球政府の屋良朝苗主席と日本政府の間で民間航空以外の目的には使用しないという確認書が交わされております。また、1979年にも同様の確認書を当時の西銘順治知事と政府は交わしております。米軍の使用は、この確認書にも反します。また、米軍使用の恒常化が軍事利用、軍事基地化へつながるおそれもあります。2004年11月に開催された下地島空港の軍事利用に反対する宮古郡民総決起や2005年3月の伊良部町民大会で示されたとおり、下地島空港の平和利用は市民の総意であると考えております。市は、今後とも下地島空港の米軍使用には容認しない立場で対応していきたいと思っております。

教科書検定でございますけれども、宮古では21団体で実行委員会を組織し、9月29日、教科書検定意見撤回を求める郡民大会を開催いたしました。2,500人の市民が集い、大成功をおさめることができました。また、その日、沖縄本島や石垣島でも集会が持たれ、県全体で11万6,000人の県民が参加し、文部科学省に対し検定意見の撤回と記述の回復を求めました。その後10月16日に沖縄県から県議会の仲里利信議長や各種団体で構成する要請団170名が参加して首相官邸、文部科学省、各政党、全国会議員に要請書を手渡すなどの要請活動も行いました。これらの私たちの取り組みは全国的にも大きな影響を与えていると感じております。しかしながら、文部科学省は検定意見の撤回ではなく、教科書会社の訂正申請による書き直しで対応しようとしております。しかも、先日マスコミ報道にもありましたように、書き直しの方針を示し、教科書会社に対して、日本軍の命令については直接的な軍の命令に基づいて集団自決が行われたということは現時点では確認できないとし、記述しないよう求めております。私は、集団自決に日本軍の関与があったことは、多くの沖縄戦体験者の証言により裏づけられている歴史的事実であると認識しております。子供たちに誤った歴史教育をしないためにも、また二度と再び沖縄戦の悲劇を繰り返さないためにも、文部科学省は検定意見を撤回し、教科書に正しい記述がされるまで沖縄県民みんなで力を合わせて取り組んでいければと思っております。

ハンセン病の問題でございますけれども、11月28日に開催された宮古南静園のあしたを開く市民の集いが約600名の市民が参加して盛会に終わることができました。この集会には、全国ハンセン病療養所入所者自治会（全療協）を初め西日本弁護団の皆さんが参加し、全国的な広がりを感じさせる市民の集いとなりました。中では、入所者代表を初め退所者の会や市民団体、青年代表及び高校生代表等多くの市民の意見発表がありました。このような療養所所在自治体と連携した市民の集いは、全国的に見ても初めてであり、療養所所在自治体からも注目されており、運動の広がりを期待しております。内容も法廃止に関する法律では、宮古南静園を入園者も市民もともに利用することは施設として存続できません。ハンセン病療養所の所在市町村と連携しながら行動したいと思っております。この運動を進めていくためにも、名護市と一緒に県との協議の場を持っていきたいと考えております。ハンセン病問題基本法の制定につきましては、100万人署名活動を進め、全国ハンセン病療養所入所者自治会や弁護団と調整しながら取り組んでいきたいと考えております。

#### ◎副市長（下地 学君）

宮古病院の新築移転についてということなのですが、取り組みの現状については、答弁要らないけど、今後の取り組みについてということなのですが、1つには宮古病院整備基本構想検討委員会には地元から

宮古病院の安谷屋正明院長と、そして私が委員に入っております。3回ほど委員会を持って取りまとめの段階で、宮古の地元の代表の声を聞こうということで、医師会の中村貢先生と宮古福祉保健所の上原真理子所長のお二人がですね、オブザーバー参加していろいろ意見等出して、これ取りまとめる段階に来ておりました。7月には答申書をということでしたんですが、病院の事業局のいわゆる累積赤字が53億円に上がっているということで、財政の健全化、見直してからじゃないと厳しいということで、今答申が棚上げが現実の状況であります。

ところで、先日の新聞報道にもありましたとおり、宮古病院の管理棟の天井のコンクリートが約14キロほど剥離して落ちていると、こういう老朽化の状況等見たらですね、これは宮古において緊急かつ重要な課題であり、やはり知事の政治判断が必要じゃないかと思えます。このことは、老朽化については県も十分認識しており、やはり予算の云々じゃなくて、知事の政治判断が必要だということは同じような認識を構想検討委員会の中でも示しております。市としてはどういうことをじゃ、今取り組んでいるかということ、せんだっても敷地の問題等質問がありましたけど、まずそういう厳しい予算の状況の中で、市が協力できるのは何があるかということで、今市有地と国有地の交換分合等してですね、こういうふうな敷地の提供ができないかということで、今庁内で担当課としてその取り組みを進めようとしているところであります。特に宮古圏域医療の充実を図るためには、今後とも県ともしっかりと調整して早急に宮古病院の新築移転ができるように取り組んでまいりたいと考えています。

次は、宮古病院における脳外科医の確保についてということなんですが、まず脳神経外科医師の確保につきましてはこれまでも県、宮古病院に対しても早急に確保されるよう要請を行ってまいっておりますが、県においては医師確保に向けて県外の大学及び民間病院等複数の医療機関との調整を積極的に進めており、現在県外の医師と交渉を進めてかなりよい感触を受けているとのことであり、脳神経外科の常勤医師の確保については、来年2月の着任をめどに進めていると伺っております。

#### ◎教育長（下地恵吉君）

宮古島市在文化財の保全についてですが、現在宮古島市内の文化財は、国関係が23件、県関係が14件、市関係が116件で、合計153件あります。管理、清掃等につきましては、自治会及び奉賛会団体等に管理委託をお願いしてあるものと、直接教育委員会が管理しているものがあります。これまでに地域住民のご理解とご協力をいただきながら、計画的に対応しているところではありますが、人員及び予算的にも厳しいものがあり、必ずしも十分とは言えない状況であり、そのような中において教育委員会職員においても年に数回の清掃作業を実施しているところであります。先人から受け継いだ貴重な遺産として、また地域の方々の財産として、今後とも行政と地域が一体となった管理体制に向けて努めてまいりたいと思えます。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

各庁舎における福祉の窓口についてということですが、総務といたしましては、各庁舎における昼食時の窓口業務についてに限ってお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり各支所における昼食時の窓口業務というのは、市民サービスの向上を図る上で大変重要なことだと考えております。現在ですね、福祉に限らず昼間窓口業務を行っているのは7カ所ございます。ただ、その取り扱い業務における各庁舎のですね、対応にばらつきがありますので、これをきちっと整理をしまして、福祉保健部とも調整の上、実施に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えて

おります。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず初めに、地域密着型事業所の設置、いわゆる小規模多機能型介護事業所の現状と今後の見通しについてであります。今年度の小規模多機能型居宅介護施設は、旧城辺老人福祉センターと伊良部の東保育所の2カ所を改修し、活用をする予定であります。昨年度からサービスを開始している2カ所の施設では、現在の登録者数14名から21人という状況であります。なお、次年度におきましては小規模多機能型介護事業所未設置の上野、下地の1生活圏に閉鎖中の上野にあります旧北保育所を改修し、充実した介護サービスが提供できるように計画をしているところであります。

次に、施設への入所待機状況と中間施設の必要性、それから低所得者への助成等についてであります。施設への入所待機状況は、各施設からの報告によりますと10月末現在で255人というふうになっております。しかし、この数値は重複して申し込みをしている方々がいると思われるので、正確な実数は把握が難しい現状であります。施設と在宅の中間施設として、現在各生活圏に1カ所小規模多機能型施設を整備中であり、次年度に策定する第4次介護保険事業計画でも必要な地区には追加検討していく予定をしております。また、低所得者への助成といたしましては、高額介護サービスとして所得によって利用料の上限額が定められており、それを超えた額については還付される制度が活用されております。ちなみに、平成18年度の実績では、延べ1,935件、金額にいたしまして7,031万9,246円が還付をされております。また、食費についても所得により減免制度があります。平成18年度は、延べ5,589件、金額にしますと1億6,505万5,190円が減免をされているところであります。

次に、障害者福祉についてであります。障害者の雇用促進につきましてはこれまでも授産施設や就労移行支援事業所での福祉的就労訓練と一般就労に向け、ジョブコーチを配置した就労支援事業を実施しておりますが、就労に結びつくのはまだまだ低い状況にあり、民間の職場開拓が大きな課題となっております。こうした諸課題解決に向けて、障害者自立支援協議会を設置し、就労支援のシステムづくりや就労継続支援事業を推進するとともに、職親の確保などに向けて関係機関と連携を図りながら障害者の雇用拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、各庁舎における福祉の窓口で、昼食時に対応を検討できないのかということですが、現在下地支所と上野支所の市民生活班では、職員が交代して福祉あるいは税務等の関係事務を実施をいたしております。城辺支所におきましては、いわゆる昼食時の職員配置は下地支所、上野支所のように配置していないんですが、来訪者に不便を来さないよう庁舎で昼食をとる職員において、各課で対応している現状にあります。

次に、大浦の産業廃棄物処理場火災から6年目を迎えているというご質問であります。大浦の産業廃棄物処理場は焼却炉も撤去されており、県においては環境モニタリング調査を継続していただいております。調査には、現在併任辞令の交付を受けている本市の職員も同行しており、県と連携して処分場及び周辺地域の環境モニタリング調査を引き続き実施し、生活環境の保全に努めてまいりたいと考えております。また、必要があれば市独自で処理場周辺の環境調査も実施してまいりたいと考えております。今後におきましても、併任辞令によって産業廃棄物処理業者に対して県と連携し、合同で定期的に立入調査を実施して監視、指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、グリーンベルト構想について具体化しているのかというご質問でございました。このグリーンベルト構想、平成16年から平成25年の10年間の中です、緑地率をどう上げていくかということで、いろんな施策を網羅したものでございます。平成16年のときの計画の緑地率というのは18.06、これを10年間で18.59まで引き上げていくということでございます。その部分でございますけれども、現在台風によって非常に傷められた防風林をですね、樹種を変更して植えかえをしているという状況でございます。今年度におきましても4.6ヘクタールですね、造林をしてございます。そういう状況でございます。また、これまで長い間国といろいろとお願いをしてきたわけでありまして、畑地の防風林帯、これ台風で相当傷めつけられまして、そういう防風林帯がない場所がたくさんございます。これにつきまして、今年度から団体営農地保全整備事業というものを取り入れまして、友利地区で今年から整備を始める予定でございます。これは、幅6メートルの緑地帯を設けまして、そこに防風林を再度植えていくという再整備の事業でございます。なかなかふさわしい土地が、土地に限りがあるものですから、なかなか緑地率という形で整備はして、大きく成果は上がっていないんですが、台風で傷めつけられた防風林を再度整備していくという事業の中で現在は取り組んでおります。

次に、多重債務者の相談窓口の取り組み状況ということでございます。9月議会におきましても、上里樹議員の質問にお答えをいたしましたけれども、宮古島市消費者生活センターというところで、モニターを5名委嘱を行いまして、モニター会議や研修会の開催とか、市民を対象とした講座開設とか、市民への啓発等を行っておりますが、専門の相談員がいないという状況でありますので、現在は県民センター宮古分室への紹介を行って対応しております。来年度の配置を目標にということで、9月の議会においても市長から答弁がございましたけれども、相談員の確保がなかなか難しいという状況でございます。そういう中で、今担当職員をですね、研修会に参加させて知識を深めながら県民センター宮古分室と協力して対応している状況でございます。今回質問にございました市民生活課への窓口の設置ということでございますけれども、これについては今後庁内で検討するというにしたいと思っております。

### ◎企画政策部長（久貝智子君）

コールセンターについてのお尋ねでございますが、市におきましては11月の22日から11月30日までの間、コールセンターに入居する企業の公募を行いまして、本社が沖縄市登川にあります株式会社C&Tモバイルサポートを内定しております。この企業の誘致は、失業率の改善にどう寄与するかというお尋ねでございますが、宮古島市における10月4日現在の失業者数は1,134人と聞いております。この企業の誘致によりまして、雇用効果といたしましては、企業から市に提示されました計画によりまして、初年度の平成20年度で140人規模、平成21年度で220人規模、平成22年度で285人規模、平成23年度で330人程度の雇用になるということでございます。

### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

初めに、下地島空港等利活用調査委託事業の取り組み状況と空港残地の活用についての取り組み状況についてお答え申し上げます。

下地島空港等利活用調査委託事業の進捗状況につきましては、現在関連する資料等の収集、そして分析を開始するとともに、地域の方々の意見を聴取するためのワークショップの開催や専門家並びに有識者、

関係機関等へのヒアリングを進めてございまして、今月末の検討委員会開催に向けまして調査書をまとめているところでございます。なお、沖縄県とは連絡会議並びに事務調整会議におきまして、都市計画や国土利用計画等との整合性、その他関連する重要な諸手続等の検討を進めているところでございます。

続きまして、エコタウン推進室の取り組み状況とエコアイランドを構築するための具体的な施策、そして今後の方向性についてのご質問でございます。本市が掲げる主要施策としまして、エコアイランドへ向けた取り組みがございまして、昨年10月のエコタウン推進室設置以来、環境問題を初めとしまして、美ぎ島づくりや産業観光の推進によるエコツアーの創出等を目指した取り組みを行っているところでございます。これまでに準備会におきましての素案づくりが終了いたしましたので、今月の10日、エコアイランド宮古島推進委員会を発足いたしまして、その活動内容並びに方向性の検討を始めたところでございます。今後の方向性といたしましては、平成20年3月にエコアイランド宮古島宣言を行う予定でありまして、この宣言を契機に活動を展開しながら環境の島を島外へ発信してまいりたいと考えてございます。

#### ◎亀濱玲子君

ご答弁ありがとうございました。再質問させていただきたいというふうに思います。

脳外科の確保についてであります。2月をめどに進めているようだというか、むしろ市のほうも積極的に働きかけてお願いをして、一日でも早い確保というふうをお願いをしていくべきかなと、働きかけていくべきなのかなというふうに思いますので、そのあたりをぜひ強力に進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、各庁舎における福祉の窓口の対応なんです。できているというふうには聞いたらいいわけですか。受けとめ方が少し私が、各庁舎ばらつきがあってというふうには聞いたと思うんですけど、それぞれの対応の仕方できているというふうですかね。もっときちっと市民に向けて昼間の受け付けができますよというところまで高めていってもらいたいというふうに思います。これについての検討はできるでしょうか、お答えいただきたいというふうに思います。

消費者行政なんです。もっと踏み込んでとらえていただきたい。これ市にとってはとてもいいことなんです。つまり今県民生活センターにゆだねるような話になりましたけども、相談に来る人、行政の窓口、県民生活センター、協力して進められるわけですね。嘱託の方を相談員を置いておくと、そこに各課から回されてくる方が相談に来るわけで、多重債務、それは滞納者であったり、生活に困っていたり、いろいろ来るわけです。生活保護のほうから回されてくる人もいるでしょうし、調べると多重債務の問題があったというときに、例えば弁護士や司法書士というものを置いておくことによって対応できるということもありますので、それはぜひ検討していただきたい。検討して実現をしていただきたいというふうに思います。

文化財の保全についてですが、これは国指定、県指定、市指定あるいはそれぞれ自治会で対応できるのか、あるいは奉賛会という力量があるところ、また機能していないところ、さまざまあるでしょうから、それをきちっと体系立てて組織図をつくっていただいて、それをどういうふうには運用すると宮古島にある史跡や文化財がきちっと年間を通してきれいな状態で保てるかというところを考えていただけたらというふうに思います。

続いて、農業行政、農政行政ですが、健康ふれあいランド構想について、今年度の施政方針に2行こう



いうふうに乗っています。「狩俣地区健康ふれあいランド建設に向けては、地域住民一体となって都市と農村の共生、対流を図ります」という2行が書いてあります。健康ふれあいランド構想というのは、聞いて随分になると思うんです。ですけど、私が歩いてみるに、あそこに岩盤を壊して、そこに遊歩道をつけたり、東屋をつけたり、本当に何を目指して健康ふれあいランドと言っているのか、あるいはまた地域でそれはどう根差して、どういうふうに育てられていって健康ふれあいランド構想はなっているのかというのが見えないわけなんです。だから、これは例えば今後の方向性あるいは進捗状況や課題だけではなくて、今後の方向性ももしかしたら問い直さなきゃいけないという事業なのかなというふうにも思うんです。それを少しどういう状況なのかということをごきちっと聞いてですね、分析して次に進むという姿勢が大事なのではないかなというふうに思いますので、これについてお答えいただきたいというふうに思います。

答弁をお聞きいたしましてから再質問させていただきます。よろしくお願いたします。

◎総務部長（宮川耕次君）

昼食時の福祉の窓口の設置については、実態としてはやっている状況であります。若干整備も必要な部分もありますので、これから福祉保健部あるいは庁舎間としっかり議論を重ねてですね、実施の方向に向けて頑張っていきたいというふうに考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

多重債務者の相談窓口についての再質問でございました。ただいま相談員を探しているという状況でございます。最初は、やはり窓口に来ていただく、その後に弁護士であるとか市のほうに相談をしていただく、こういう部分につきましては体制を整えたいというふうに思っておりますけれども、まだそのどの窓口でいう部分につきましては協議がされておられませんので、庁内でもって検討させていただきたいということでございます。

次に、狩俣地区における健康ふれあいランドの進捗状況で中身が見えないというようなことでございます。公共が行うハード的な部分につきましては、平成20年度で完成をする予定でございます。そこに、じゃどういうものが張りつくかという部分につきましては、現在狩俣リゾート株式会社というのができておりまして、この会社のほうにつきましては狩俣のOBの那覇在住の皆さんがですね、会社を立ち上げてございます。そういう中で、一応事業計画書というのも最初のもは出されておまして、その後の内容について今詰めている段階でございます。狩俣集落の皆さんとは何度かお話し合いがなされまして、その目的に沿った形で事業を実施したいということをお話しております。その中におきましては、事業の指標であるとか、あるいは体験交流の支援協議会であるとか、事業の進め方であるとかですね、こういうものについては協議は進められておまして、字有地を借り上げて、そこに事業を展開したいということでございます。ちょうど今狩俣字有地につきましても、農振地に入っている部分等が一部ございますので、その解除ということが必要になってまいりますけれども、現在宮古島市のほうでは合併してですね、宮古島市全体の農振地域の見直しを今やっている段階でありまして、それと相まって事業計画を立ち上げていくというようなことになってございます。また、ソフト事業であるグリーンツーリズムの部分であるとかですね、ブルーツーリズムの部分で既に一部島尻におきましては、シーカヤックの体験とかですね、そういうのが始まっているという状況でございます。今後とも私どもしっかりとした形で、ここにおける健康ふれあい

ランドという趣旨に合った事業展開を図れるように、狩俣リゾート株式会社さんのほうと連携をしてやっていきたいというふうに思います。

◎議長（友利恵一君）

玲子議員、文化財保全について要望ですよ。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

答弁終わりました。

◎亀濱玲子君

ありがとうございます。再々質問をさせていただきます。

健康ふれあいランド構想ですが、ハード面が平成20年度で完成し、ソフト面に移るということですが、1点どうしても気になるのを聞かせていただきたいんですが、あそこの海岸線の緑あるいは造林というのは、どう位置づけられているのですか。平成20年度で完成で、あとソフトに移るとというのが少しよくわからないんですが、それはどう位置づけられて、これからあと例えばもしやるとするならば、あそこの護岸……海岸をとっているんですか、壊してまで何かをつくろうというふうにしてほしくないというふうに思うわけですね。むしろやらなきゃいけないのは、木を植えることです。あそこは余りにも木がない、だからどういう健康ふれあいランドを目指して進めてきた事業であったかなというのを歩きたんびに疑問に思うわけですね。平成20年度でハードが完成だということであれば、あとどういうふうにはなっていくのでしょうか。何かもっとしっかりと計画を練り直すというか、見直すというか、完成というのであるから、これからあとできることを考えていただきたいのと、緑を増やすという点でですね、よろしく願いいたします。

最後になりましたけれども、私たちは今議会の文教社会委員会において陳情書で2008年4月実施の後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める陳情を全会一致で採択いたしました。そのときに、私はやっぱり党派、党派を超えて住民の暮らしと命を守るという姿勢がここで話し合われたということ。私は本当に大事ななというふうに思っています。これから先、宮古島市はこの総合計画の中で、これから基本計画、実施計画をつくっていきます。その中で、相互扶助の精神を大切にしてみんなでつくる結いの島というのを将来像に据えて市民本位の島づくりを進めていくというふうなうたわれております。そのことをきちっと住民の福祉と命を、暮らしを守るという視点というものをきちっと入れて、本当に心つなぐ結いの島宮古が合併してよかった、1つにしてよかったという島づくりができますように、これから後基本計画、実施計画に取り組んでいただきたいということを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎経済部長（宮國泰男君）

事業の実施する中で海岸線の一部を壊しているということのご指摘でございます。これにつきましては、大変に反省するところでございますけれども、今後の計画の中においてですね、いろんな実施計画が出てまいります。そういう中で、海岸線含めて造林というか、植栽というものですね、計画してございますので、平成20年度の公園計画の中でその分は計画としてあらわれてくるものだというふうに思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで亀濱玲子君の一般質問は終了いたしました。

◎池間健榮君

一般質問を行います。下地恵吉教育長、おめでとうございます。うちの会派そうぞうからも厳しい指摘ありましたけれども、学力低下も含め、児童虐待も含め、教育環境を取り巻く非常に厳しい状況であります。どうぞ国は人づくりからですから、その原点が教育でありますから、一生懸命宮古島市のためにお願いをしたいと思います。

また、市長におかれましては、トゥリパー地区の売却入金、そして財政再建の第一歩、私は売れてからおめでとうございますということは申し上げたいと話しました。しかし、これは当たり前のことでありましてですね、55億円も借金を持つこと自体がおかしな話であって、私はしっかりと市長は責任をとられて売却したということですね、でもおめでとうは言っておきたいと思います。本当にお疲れさまでした。

通告してあるとおりでありますけれども、事務ミス、初日からありますけれども、これに対して本当にこれは事務ミスで済まされる問題なのか、問い詰めると今度は私も一緒になって勉強不足でありましたと、宮古島市がそういうことでは、私は非常におかしな話になると思っております。そして、不当利得訴訟においての市長の見解についても、弁護士、弁護士、なるべく私の任期中に全部宮古島市に返してもらうように相談している、そういうことであります。差し押さえというのは、いわゆる和解という話を話されているようでございますけれども、何も弁護士は代理人であって、いわゆる和解というのは議決事項なんです。弁護士と幾ら相談したって、2年以内で返さないという保証ができれば、議会はそんなことは可決はいたしません。そのことを市長は承知されているのか、訴えの提起も和解もみんな議会の議決なんです。議会をしっかりと説得するのが、まず市長の務めだと私は思っているところであります。答弁は要りません。

そして、今皆さんに資料を配りましたけれども、この一連の土地の取得処分はすべて平成18年度に起きているのであります。当然重要な土地の取得処分は、資料にありますように平成18年の3月29日の議決事項であります。23筆であります。なぜそれが2カ月もたたないうちに下崎の土地を2つに分けたら、それが別々になるのか、守屋武昌次官じゃありませんよ、これは。あの方は、5年前の話も思い出しながら、悪うございましたと言いましたよ。今はどこかにいますけれども。2カ月もたって、これ今度はわかりませんから、下崎を2つに分けましたとか、そしてまた今度はいわゆるパイナガマでそれは秘密ですと、秘密はありませんよ。議会の議決に付さないで、今度は1億4,000万円の部分についても、またわかりませんでしたと、この資料を市民の皆さんが見ればですね、平成18年第2回の定例会、議員の皆さんも全部、これは我々が議決したんですよ。25名の方、議会はそれを知っているからこそ、その重要な土地の取得処分については利権も絡むから、市長、あなただけの裁量ではできない、だから議会が関与しているんですよ。そういうことでありますから、私は通告してあるんですけれども、これは決裁権者の最終責任者は市長であり、その前段は副市長でありますから、そういう正副市長に職員の指導の云々は答弁は要りません。

そして、このことについては答弁をいただきたいと思います。私ども会派そうぞうはですね、当時市長が助役2人制、現在副市長2人制という形になりますけれども、合併によって分庁方式、そして1,000名という職員が膨れ上がった。旧平良市の2人体制でいろんな課題が残っている職員の助役の自治法上の仕

事はですね、職務は、市長を補佐し、職員の監督、指導があるんですよ。あなた方2人では到底無理だろうと、市長みずから提案したから我々は、さきに下地学助役を選任したんです。もう一人の方がたまたま新聞紙上に載ったから、あの人はだめになっただけの話であって、別の人が来て一緒に合併までの落ちつくまでの当面の間2人体制、副市長、助役2人体制でやっていれば、今回のような事態は皆無とは申しませんが、宮古島市を対外的におかしいと言われるようなことだけは、私は少なからずとも助役2人制が正しかったと今でも信じているのであります。この件については、市長、副市長について見解をお願いしたいと思います。

さて、市長は合併2年を過ぎてですね、マスコミにコメントを出しております。町村長がいなくなり、求心力が落ちて地域が非常におかしいと、今回各支所長に質問をさせていただきますけれども、今頑張る地域とそうでない地域、下地地区においては地域づくり協議会を立ち上げて、今度の成人式もしっかりと今度の新成人を迎える青年が共同で全体の式典が終わったら、下地農村環境改善センターで楽しく昔の中学校の級友と一緒にやるということで、今準備を進めております。私は、やはりこれからも資金難であっても、補助金が削減されても、地域がそういうふうに盛り上がっていくと、下地には私1人しか議員いませんけれども、1人しか議員いないけども、いっぱい声は上げていますのでね、そういう意味では私は非常にこれから大事になると思っております。そういう意味では、これまでの2年間どういった課題、今後どういった対応すれば地域のサービス低下が防げるのか、そういったことも含めて各支所長に答弁をお願いをしたいと思います。

次に、農業経営対策についてであります。当然サトウキビの新価格制度の問題がこれまで各議員から話されております。私は、角度を変えましてですね、これは当然予想されていたことであり、自民会派の皆さんが市長が全く動かないから我々が動いたということで、会長の平良隆議員が話していますが、私はやはり市長、教科書検定問題も重要であります。ハンセン病がこれからどうなるかということも大事であります。しかし、宮古島は第1次産業の発展なくして自立なしでありますから、それは観光産業と結びつくわけですから、そういう意味では私は自民会派さんの行動に敬意を表したいと思います。

そこで、お聞きをいたしますけれども、80%、25日以内、そして残りの20%は多分年度末になるであろうと、厳しい状況になります。単純にわかりやすく言って、1台10万円であります。8万円は25日、残りの2万円は5月、5台出しました、10万円は5月、10台出したら10万円は5月、これでは税金も払えませんが、農家非常に厳しい状況であります。そういう意味ではですね、今うちの政調会長である新里議員がきのう話されたように、今135億円という農業粗生産額が発表されております。これは、平成17年度ですけれども、サトウキビ40%で58億円、肉用牛34億円、そして葉たばこ20億円、この3つは宮古島の基幹作物であります。しかし、これもいわゆる今のサトウキビの新価格制度、そして肉用牛についても今日豪EPA交渉を含めて非常に厳しい状況であります。葉たばこについても非常に厳しい状況になっていると伺っています。それでは、観光産業は伸びる、そして午前中にも富永元順議員ですか、やはりホテルができる、今成立に向かっている、そして石垣空港、伊良部大橋含めて今の40万人から70万人になるというオーナーも我々と勉強会をさせていただきました。そのためには、やはり野菜、果実、現在野菜で13億円、果実で5億円です。これを伸ばすことによって、私はこれが200億円になる、ハード面はそれは整備事業もあるでしょう、ハウスもあるでしょう。これは、国策としてやっているわけですから、あとはソフトの面にな

ります。農畜産加工施設はそのためにあるんですね、下地のコーラルベジタブル株式会社。規格品は島外、県外、そして規格外品はあの加工施設でスライスなり処理して、地産地消含めて、ホテルも含めて、また居酒屋も含めてやっていく、そのことこそがまさにあの農畜産加工施設の目的であります。市長はご存じかもしれませんが、今あの施設を売却したら補助金返還ですよ。ということも踏まえながら、私はやはりこのサトウキビのこれから経営をどういうふうに圧迫していくかも含めてですね、やはり農畜産加工施設をもう一度健全な運営をして、毎月2万円でもいい、3万円でもいい、農家の皆さんがあそこに野菜、果実を搬入して、そしてそういうことによって少しでも年配の方、そういう方が少しでも農家所得の向上になる、私はそれこそが税金対策にもなる。今国が打ち出している後期高齢者の問題についてもですね、給付と負担のバランスが崩れていますので、やはりもうちょっとそういった農家所得の向上についても第1次産業をしっかりとしていきたい。このことについては、市長に、経済部長でもよろしいですから、こういった私の提案に対してですね、ちょっと見解を聞かせていただきたいと思います。

次は、今平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、総務財政委員会で全会一致、退席はあったにしても、不認定であります。そこで、鑑定評価も含めて、まずどのようになっているのかを質問をさせていただきます。いわゆるパイナガマ公園の用地の価格も含めてです。

1点目に、現在のパイナガマ公園用地は都市計画法上、どのように区分されていないか、どのようになっているのか。

2点目に、公園を開発するためには、都市計画法ではいわゆる区分されていれば改めて開発行為を申請しなくてもいいということもあるようですけれども、公園の開発するためには開発許可が必要であると、また思うんですね。もし開発申請年月日の、そして当然保安林がありますから、保安林の一部解除なりそういった問題について、いつされたのか。

3点目に、議会の議決を経ない土地の取得は当然補助金適正化法の違反しているというんですけれども、その何条で抵触しているのか。また、補助金等の返還は補助金等にかかわる予算の執行の適正化に関する法律の第何条になるのか。同じく罰則条項もありますから、地方自治法には刑法はございません。いわゆる港湾法もこの適正化法も含めて、これは刑事訴訟にかかわる罰則もありますから、その条文もお願いをいたしたいと思います。そして、これは平成18年度に限ったことではありませんので、平成9年度7,234平米、2億6,800万円余の土地の取得についても、これは議会の議決を得ておりません。公法上は無効であります。確かに会計法上は消滅事項として5年が過ぎておりますので、これは補助金の返還はないという解釈もできますけれども、この分についての議会の議決はどうなるのかもお願いをいたしたいと思います。平成18年3月10日、この公園用地が競売に付された、そして落札されております。その競売に付された面積及び公示された価格、落札価格についても説明を求めます。

事業執行の今後の課題については、同僚議員が話しておりましたので、この点については割愛をさせていただきます。

次に、港湾施設の売却であります。港湾施設である緑地は行政財産として管理し、当然行政財産はこれを貸し付け、交換、売り払い、いろいろあります。また、これに資金を設定すると司法上の取引とすることは一切認めない。さらに、その実効性を保護するためには、この禁止規定に反する行為、先程申した、無効である。地方自治法第238条の4第6項であります。宮古製糖さんへは、その原則の例外を使用して

使用許可ということで宮古製糖さんには使用許可を出して使用料を取っております。なぜ2つの法人には売り払いしたのか。そして、とんでもない話で、もう一法人は既にその土地を抵当権設定してある。無効なやつ土地に抵当権設定してある。

そこで、2点お伺いします。監査請求された場合の対応、国土交通省へはどのように報告されているのかお尋ねをいたして、答弁を聞かせていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間健榮議員にお答えします。

副市長の2人制については、現在も私は2人制がいいと思っておりますけども、議会の皆様のご理解が得られなくて断念をいたしております。

コーラルベジタブル株式会社についてでございますが、現在は55品目取り扱っております。平成17年度で新規取り扱いが9品目、18年度でも12品目で、コーラルベジタブル株式会社としては頑張っているところでもありますけども、今のところはなかなかうまくいかない状況があります。今後は、市長として農家やJA、県などへトップセールスを行いまして、農家が元気になるようにともに頑張っていきたいと思っております。

◎平良支所長（狩俣照雄君）

平良支所の現状と課題についてのご質問にお答えをしたいと思います。

平良支所はですね、主に福祉関係の受け付け業務を行っております、現在の状況を取り扱い件数から見ますと平成18年度は5万8,653件、平成19年度は4月から11月までで4万5,568件でございます。前年同時期からの伸び率は27%増で、平成19年度見込みは1万6,000件増の7万5,000件と予想されます。このことから、取り扱い件数は年々増加傾向にあると推測されます。主な要因としては、他の地域からの住民が手続をどこでもできるとのことで、市内で用事を済ませ、ついでに平良支所で手続を済ませていく住民が増えているということです。それと、病院が支所管内に集中していることも大きな要因として考えられております。

今後の課題としましては、受け付け業務だけでなく事務処理を一元化して業務のスピード化を図る必要が今後の課題として挙げられてございます。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

伊良部総合支所の現状、今後の課題を池間健榮議員にお答えいたします。

伊良部総合支所は離島であることから、他の支所と異なった状況にあります。企画調整、総務管理、財産管理を担当する総務振興課、住民票、市税等を担当する市民課、国保、老人福祉、児童福祉、保健予防、環境、介護等を担当する福祉保健課、建設、土地改良、農政、水産、商工、観光を担当する経済建設課の4課から成っております。それぞれの業務においては、統括課と連携して伊良部地区における行政サービス全般の提供を行っているところでございます。伊良部架橋の開通を見越して、将来伊良部地区の基盤整備とデザインを早急に立てることが課題となっております。農政系の市単独事業については、経済部農政課の事業内容と同一歩調を合わせていかなければならないと考えますが、予算要求が別々になっている関係で、補助率や金額等の面で課題が生じております。市単独事業についての予算要求については、窓口を一本化したほうが望ましいとの意見がございまして。

### ◎城辺支所長（饒平名建次君）

まず最初に、城辺支所の現状についてであります。合併当初地域振興班は7名、事業推進班17名でスタートしましたが、ご存じのとおり事業推進班は地域振興班と統合になり、現在は18名減の6名で業務を行っております。業務の内容は、地域振興のかなめとなる地域審議会の開催はもとより、新規重点事業である国指定名勝の東平安名崎のテッポウユリポケットパーク整備事業、それから過疎化防止の定住促進事業、地域の伝統文化のなりやまあやぐ大会への助成事業など地域づくり事業に取り組んでおります。市有財産の管理業務としては、土地、建物の賃貸、処分業務が多く、昨年度は年間約3,000万円の収入を得ております。公金収納窓口業務は2万4,485件で、年額約2億円の収納があるものの、1名の職員で対応しており、業務は過重であります。経済部関係の各種単独補助事業申請受け付け業務や畜産業務もほかの支所より農家戸数が倍以上もあり、業務量もそれに比例して多く、特に耳標の再発行申請が多く、その対応に苦慮しているのが現状であります。建設部関係では、城辺総合運動公園等の利用申請や市営住宅が多いため、家賃納付書再発行業務や窓口相談等も多く、住民サービスの面で重要な役割を果たしております。市民生活班は、合併直後職員数は11名でしたが、現在は9名体制であります。業務内容としましては、窓口業務で住民基本台帳関係で7,146件、戸籍関係で2,264件の計9,410件、税務関係で3,313件、火葬葬祭費申請で89件となっております。

次に、課題についてであります。1つ目に農家に対する補助金の減額、廃止等は直接住民の声として支所に数多く届けられ、合併の弊害としての行政に対する不満が非常に強く、市民と行政の一体感が薄れてきております。そのためには、地域の声を反映するため部落・自治会長との連携を強化し、地域の意見を行政に反映させることが大変重要であります。

2つ目に、事業推進班の廃止、地域振興班の地域振興担当職員の削減等が急激に行われ、地域の振興計画の計画、立案、実施体制の確立ができず、大きな課題であります。

3つ目に、道路、公園等の維持管理であります。城辺地区は以前から部落で集落内道路の清掃活動を年2回のボランティアで実施し、維持管理してきておりますが、市道の両サイド及び植樹柵が雑草で繁茂し、交通に不便を来し、地域住民から多くの苦情があり、その適正管理が大きな課題であります。

4つ目に、平成20年度からは教育委員会分室が廃止されることに伴い、多くの地域住民が親しんでいる各種軽スポーツ大会が城辺地域からなくなり、ますます地域の格差が生じるおそれがあります。社会教育事業は、体力づくりばかりではなく、地域づくりにも大きく貢献している事業であり、さらに介護予防や寝たきり予防にもつながり、大変重要な役割を果たしております。そのため、地域からなくしてはいけない重要な事業であり、継続する必要があります。

### ◎上野支所長（砂川正吉君）

あえて各支所長に答弁を求めています。上野支所の担当責任の立場からお答えをしていきたいと思っております。

合併2年、各支所の現状と課題についてのお尋ねでございます。まず、現状であります。上野支所の組織職員数の構成は、地域振興班、市民生活班の2班で、職員数14人体制でございます。市制施行当初の3班30人の組織体制から、2年を経た現在では半減になったこととなります。合併の産物である本市の膨大な職員の数、その削減は定員適正化を推進する中で至上命題であることは十分認識をしております。一方

で、現在分庁方式となっておりますが、この分庁方式は合併協定で決定した事項であることから、その決定した経緯を踏まえた場合において、支所の担う役割は重要不可欠であると考えております。そのようなことから、支所の役割は地域の特色ある振興を有機的に推進していくことが必要であります。遺憾ながら今日までの支所所管としての振興を図るべく予算配分が措置されない状況にあり、地域のニーズにこたえられないという現状があります。そのような中でありましての窓口業務に関しては、本庁支所間の事務分担で決して十分ではありませんが、支障を来すことのないよう現状を認識して地域市民への行政サービス向上に努めているところであります。

次に、課題であります。大まかに挙げますと、1つ目に市民への行政サービスの低下を招かないためにも、本市の均衡ある発展を進めるためにも、地域の振興は重要であります。その役割を担う支所組織機能の充実と職員の適正配置が必要であると考えております。

2つ目に、特性を生かした地域振興を図るための特別枠的な予算配分が必要であると考えております。

3つ目に、地域の社会文化活動の継続的発展のために、さらなる行政支援の拡充が必要であると思っておりますが、その中心的な役割を担っている教育委員会分室が平成20年度に廃止になるということから、地域社会教育活動の低下が懸念をされます。

4つ目に、元気な地域づくりを進めるために、地域市民と行政が連携し、協働することの精神を醸成し、その活動を継続的に実行し得る地域組織体が必要であると考えられます。

#### ◎下地支所長（平良哲則君）

池間議員に各支所の現状と課題についてお答えします。

下地支所においては、平成18年度に事業推進班が統廃合され、現在地域振興班6名、市民生活班8名の体制となっております。事業推進班の統廃合や職員の削減により支所で行える事業がかなり減少し、特に農業関係の行政サービスの低下が地域住民から指摘をされております。このようなことから、下地支所では平成19年度に経済部と調整の上、経済部関係の業務の一部を下地支所で実施しておりますが、十分とは言えない状況にあります。また、市民生活班においても職員の削減により窓口対応が十分でない場合もあり、円滑な業務に支障を来すことがあります。このような観点から、経済部と福祉保健部の業務や予算の移管等を行い、地域住民の行政ニーズにこたえるために、業務のあり方の検討をする必要があると考えております。また、実質的な政策予算がないため、支所の業務の柱となるべき地域活性化への取り組みが難しい部分もあります。現在下地地区では地域づくり協議会を設置し、地域住民主体の活動を始めており、このような活動を支援して地域の活性化を図るためにも、支所機能の充実が必要と考えております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

まず、都市計画の事業認可ですけど、都市計画事業は市町村が都道府県知事の認可を受けて施行することになっております。昭和37年に当初決定されまして、昭和41年、それから事業うちの変更、面積の変更ですね、それから昭和53年にまた面積の変更がされております。そして、平成18年に事業の採択がされて、現在に至っております。

公園開発申請についてですけど、事業を受ける時点での開発行為の許可が必要じゃないのかということですけど、都市計画事業の施行として行う開発行為は知事の認可を受けて都市計画法による都市計画事業の施行として行う開発は許可を要しなくなっております。



それから、保安林指定の申請の部分ですけど、解除の部分ですけど、保安林に指定している場合は開発許可申請でなく、建設変更許可申請を行います。平成19年の8月に沖縄県知事に森林法第27条第1項の規定により申請しております。告示、縦覧を経て県知事あてに保安林の建設変更許可申請して県からの許可を受けます。

それから、港湾の緑地の件ですけど、国土交通省港湾局に直接説明に行き、陳謝したところでございます。今後このことがないように指導を受け、平良港長期構想検討委員会で独自で見直しをするということで、了承を受けてきております。

それから、罰則はあるかということですけど、港湾法における緑地の変更に関する緑地の部分についての罰則は見当たりません。それから、抵当権の部分もちょっと初耳なんですけど、監査請求等については具体的にどういう形で監査請求があるかわかりませんので、現在のところはまだ把握しておりません。

(「どのように工夫されているか、議会の議決を得ない部分、同じく罰則、平成9年度の部分、平成18年の競売の部分、この部分についての答弁漏れ」の声あり)

#### ◎議長（友利恵一君）

答弁漏れのようにです。

#### ◎池間健榮君

必ず答弁をしていただきたいと思いますので、あえてその問題で頭を混乱させたくないですので、その間に答弁を用意していただきたいと思います。

今合併2年、3年目に入っております。今の各支所長の話は、まさに合併が迷走していった農村部と都市部の問題がこの2年で明らかになったような気もするわけであります。当時県が打ち出した合併の素案は、2つの案がありました。それは、当時の下地町、上野村、城辺町が1つ、平良市、伊良部町、多良間村が1つという案がありました。当時の市町村長は宮古は1つがいいということで、6市町村合併をとって、私も委員の一人として小委員会も含めて議論をしたわけであります。まさに当時の議論、一たん3市町村になったり4になったり、最終的に宮古島市の5市町村の合併があるわけですから、当然予想されたことでありますが、片方では合併協定がありますからということで、しっかりとこれは守る、片方ではその合併協定を守らずに勝手に地域振興班、事業推進班をばっさり切る、まさにこれが自民会派の皆さんも言っていた農家を見捨てた当時の合併の議論の現状に今なっているわけであります。これから厳しくなるであろう農業を取り巻く環境というのが、まさに今自民党さんも含めて国会でも国政でもやはり農家を大事にしよう、そういう話になっているわけでありますから、私はやはり今の支所長の皆さんの一致した意見がもう少し地域振興班に予算配分をしてくれ、地域は地域でしっかりと教育問題は取り組んでくれといいながら、教育委員会の分室を廃止するという、人づくりも含めて。まさに旧市町村部を農家を切り捨てるという、こういったやり方については断固私は抗議をする一人であります。

そして、旧平良市もまさにそのとおりであります。建設部もみんな平良でとってください、福祉保健部も旧平良市に全部病院もあるし薬局もみんなありますから、みんな平良へ来ます。福祉保健部もどうぞ平良に持ってきてください。そのかわり農村部には必要なのを上野に経済部を置いて、上野支所と下地支所

と城辺支所で農業を中心にしたその部分はしっかりと経済部を中心にしてその強化をするために地域振興班に予算配分もしながら、しっかりと経済部長が統括をしていくという、そのことなんです。

我々議員団が意見書を書いてあります。県に対してですね、宮古支庁を廃止するなど、今市がやっていることは、宮古島市がやっているのは全く逆のことをやっているじゃないですか。下地支所にも上野支所にも城辺支所にも農業政策に関する権限をもう少し与えてくれ、宮古支所を廃止するというのはそういう意味じゃないですか。そういう意味では、私は今の支所の支所長の皆さんの生の声、農家の皆さんの生の声、観光客は旧平良市街地にはそれなりの金は落ちません。平良の商店街支えているのは農家の皆さんですよ。漁業の皆さん、伊良部の皆さん、農家所得の向上を第1次産業の従事者の所得向上なくして平良地区の商店街が発展しますか。私が間違っているのであれば、私と違う見解をお持ちであれば、市長、今の支所長たちの現状について、市長はどういう考えをお持ちなのか、市長は合併協議会の会長としても相当この合併の議論が迷走した、何も財政の問題だけではなかったはずですよ。1,000名職員をどうするかもすべて、雇用の場をどうするかと今日同僚議員からもたくさんありました。350名の臨時職員を切ったら、この人たちはどこで雇用の場を見つけるんですか。1,000名の職員を勧奨退職も含めて600名にするにはどうすべきか、国は手厚く葬って合併算定がえで、今その117億円という合併算定がえによって宮古島市の1,000名の職員、與那嶺誓雄議員が話されたように、その600名にするために10年間の合併算定がえの補償があるじゃないですかという議論は、これは合併で相当議論してありますからですね、市長、そういう意味では当時の合併協議会の会長として、どうぞ今の支所長たちのお願い、行革推進委員会本部、もう一度支所の機能の強化についてしっかり頑張っている職員、そうでない職員も含めて、区別をしながらしっかりとですね、支所の強化について、そして建設部は戻す、福祉保健部もいいです、そのかわり農村部をしっかりと大事にするという、県が打ち出した2つの案の農村部を大事にするという考えについてですね、市長の今の所見をですね、お聞かせをください。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

合併に当たってはですね、合併の協定項目、これを十分専門部会等でも議論をして十分詰めたつもりであります。そしてまた、合併によって地域の機能を損なわないために分庁したほうがいだろうということで、分庁方式をいたしました。しかし、実際にやってみるとやはりもともと旧上野村で、あるいは旧城辺町で、あるいは旧下地町で農村あるいは建設等に携わっていた人が1つに集まってしまって、それを埋めるという手だてが今まだ見つかっていなくて、今各支所長の切実な現状と課題を聞いていると本当に胸が痛む思いがしております。これは、どうしても一日も早く解消しなきゃいけないという思いがありますので、合併協定のいろんな取り決めはありますけども、それを縛られなければならない面もありますけども、これをまた見直してですね、きっちりと対応して各支所長にこんなに胸の痛い思いをさせないような、そういうことをやっていきたいと、そのように思っております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

平成9年度で用地等契約した件、それから平成18年度の件ですけど、平成18年度の件を含めてですね、議会の議決が得られれば平成9年度の契約も有効になるというふう聞いております。

それから、補助金の適正化法ですけど、現在補助金適正化法の申請の手続からしますと、一応申請の手続、方法は合っていると、特に問題はないというふうになっています。ただ、今言われているように議会

の議決を得ていない契約が無効というふうになりますので、その補助金適正化法とのかかわりぐあいがですね、どのようなことになっているかというのがまだ県のほうとの指導というか、意見もですね、まだ把握をしておりません。

それから、競売の件ですけど、午前中でしたかね、議員に答弁しましたように、まず農地法の第3条の許可要件が必要であるということで、市としては競売に参加することができないと……

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後6時16分)

再開いたします。

(再開＝午後6時16分)

◎建設部長（平良富男君）

どうも失礼しました。面積2万2,144平米です。落札金額7億2,360万9,100円。公示価格についてはですね、裁判所のほうで聞きに行きましたけど、把握することができませんでした。

◎都市計画課長（長崎富夫君）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律にかかわる部分ではありますが、これ第4章の補助金等の返還等、第17条、決定の取消に該当するかなと思っております。ちょっと読み上げます。「各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件、その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」というものに該当するかなと思っております。

◎池間健榮君

都市計画課長、ありがとうございます。皆さんが平成22年度までの事業計画で試算してある土地代が18億300万円余になります。総事業費が28億円から若干落ちております。そのために、いわゆるこの赤い部分ですね、2万2,000平米です。これ債権回収会社が落札した金額7億2,000万円、これ以下では債権回収会社は宮古島市には売りません。損しますから。そして、今補助金適正化法を朗読しておりましたけれども、まさにその他の法令が地方自治法第96条第1項、議決事項の部分が当てはまる。そして、今その部分だけで補助金の返還とか言っていますけれども、あとはいわゆる交付の申請とかいろいろな問題があります。そこで、委員会で相当指摘おりましたが、昭和37年の琉球政府の告示、同じく昭和41年の琉球政府の告示、沖縄県昭和53年、そして平成4年の事業採択、なぜそれが委員会に提出されないのか。

そこで、お尋ねをいたします。1点目に、沖縄県はパイナガマ公園、荷川取公園の箇所流用につきましては、予算の完全執行のため県と国との協議を行ってきたところでありますと、しかし議事録には県は箇所別流用は認めないとあります。これについての見解もお願いします。

そして、パイナガマ公園認可の土地の補助条件、これが付されていると思います。いわゆる国または地方公共団体が補助金等の交付に当たって、補助金等の交付の目的を達成するために補助事業者等に課せられた条件の説明を求めます。例えば1点目に、補助事業等に要する経費の配分の変更とか、2点目に補助事

業等を行うため締結する契約の関することとか、補助事業等の内容の変更をするとか、補助事業等を中止し、又は廃止する場合においてとか、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合にはどういった、そういったことも含めて条件が附されていると思いますので、この条件を提示をしていただきたい。

◎議長（友利恵一君）

ちょっと時間かかるようですから休憩しましょうね。

（休憩＝午後6時24分）

再開いたします。

（再開＝午後6時39分）

部長、課長の答弁に納得できないということでございますが……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時40分）

再開いたします。

（再開＝午後6時41分）

◎建設部長（平良富男君）

池間健榮議員が指摘した資料等持ち合わせていませんので、整理して提出したいと思います。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時42分）

再開いたします。

（再開＝午後6時49分）

池間健榮議員に対する資料提供は公印を押印した資料を含めてコピーをして提供するというところでございます。時間ははっきりできないと言っておりますが、できるだけ早く提供できるように努力をしていただきたいと思います。部長、それでよろしいですか。

これで池間健榮君の一般質問は終了いたします。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時51分）

再開いたします。

（再開＝午後6時52分）

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

(延会=午後6時52分)

平成 19 年

# 第 9 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

12月20日 (木) 6 日目

(一 般 質 問)

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第6号

平成19年12月20日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）会議録

平成19年12月20日

（開議＝午前10時55分）

◎出席議員（27名）

（散会＝午後5時33分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（23"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（24"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（25"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（26"）	下地 秀一" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（27"）	下地 明" "
		"（28"）	池間 雅昭" "

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	上野支所長	砂川 正吉 君
副市長	下地 学" "	下地支所長	平良 哲則" "
総務部長	宮川 耕次" "	水道局次長	砂川 定之" "
企画政策部長	久貝 智子" "	消防長	伊舎堂 勇" "
地域戦略局長	與那嶺 大" "	教育部長	下地 恵吉" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	教育部長	長濱 光雄" "
環境施設整備局長	平良 光善" "	総務課長	伊良部 平師" "
経済部長	宮國 泰男" "	財政課長	石原 智男" "
建設部長	平良 富男" "	企画調整課長	下地 信男" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	納税課長	友利 克" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	学校教育課長	島袋 正彦" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	教育施設課長	友利 悦裕" "
城辺支所長	饒平名 建次" "		

◎議会議務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係 長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		



◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時55分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について昨日に引き続き質問を続行いたします。

（「議長」の声あり）

◎新里 聰君

動議を提出します。

先日の池間健榮議員の一般質問についてであります。池間議員は質問をいたしました。が、当局において答弁の整理ができておりませんでした。池間議員は、一般質問本会議中、当局の答弁不能による時間の浪費をなくすため善意に、いいですよ、次の質問している間に整理してくださいと言いながら議長に発言を申し出、円滑な議事進行に主眼を置き、当局に歩み寄ったわけであります。その後、3度目の質問に立ち、答弁を求めることとしましたが、本人は当局に譲ったことを念頭に置き、3度目だから質問席を離れることをやめるよう議席にいる複数の議員から声をかけましたが、質問席を降壇いたしました。会議規則の準用規定により、質問は3回までとなっておりますが、今回の場合議事進行上当局の答弁整理をするまでと善意を持ってしたことが、本人の意に反し、残り2分の発言時間を封じ込められるのは決して市民が望むものではないと思います。

したがって、池間健榮議員に残る2分の発言の許可を求める動議を提出します。

◎議長（友利恵一君）

ただいま新里聰君から……

（議員の声あり）

（「賛成」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時58分）

再開いたします。

（再開＝午前11時15分）

ただいま新里聰君から池間健榮議員に残る2分の発言の許可を求める動議が提出され、所定の賛成がありましたので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議は本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（友利恵一君）

挙手少数でございます。

よって、本動議は本日の日程に追加することは否決されました。

## ◎眞榮城徳彦君

長らくお待たせをいたしました。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず、教育行政についてでありますけれども、全国学力テストについてお伺いをします。単刀直入にお聞きしますけれども、先程発表された全国平均、それから沖縄平均、それから宮古地区の平均点は特に県平均と比べてどのくらいか、点数をはっきりとおっしゃっていただくようお願いをしておきます。

この全国学力テストなんですけれども、文部科学省が実施したこのテストで沖縄県の成績が、小学生の国語、算数、中学生の国語、数学両科目、基礎、活用の両分野で全国平均点から大きく離されて最下位となっております。このことは、県内教育界を中心に大きな衝撃となって社会問題となっておりますけれども、しかしながらこの沖縄県内の小学生、中学生、特に義務教育の学力のレベルの低さはですね、かなり以前から指摘されていたことでありまして、実は43年前に行われた全国学力テスト、これも復帰前でありますからよく覚えているんですけども、私も中学2年のときに受けました。そのときも圧倒的な最下位だったと聞いております。教育界は、なにもこの結果にですね、今さら右往左往することもないというのが教育関係者、それから教育現場の先生方の率直な感想ではないか、このような論評がマスコミに載っております。この状態で高校進学しまして、高校の学力も問題になってきているわけなんですけれども、例えば県立高校の入試問題でも満点の3割ぐらいでも通る生徒が何人かいるということも聞いております。大学入試センター試験、これ実施以来当然ずっと沖縄県は最下位であります。それも都道府県47ありますから、46番目の背中すら見えない、そのような状況であると聞いております。

2番目の質問なんですけれども、じゃ一体なぜ沖縄県の学力がそんなに低いのか、いろんな指摘、分析がなされているわけなんですけれども、どうも地域社会と関係があると。その地域社会の関係と申しますと、一番言われているものが経済的要因、これはよく言われますけれども、県内の知識人、あるいは学校現場の先生方、それから沖縄教組の分析によりますと、経済的要因としてつまり県民所得の低さ、それから失業率の高さ、それから離婚率の高さ、こういったものが原因で家庭での学習支援が十分にできない状況にあるのではないかと言われております。

そして、その方々が次に総括することは、この結果に対して過敏な反応をすべきではないと主張しているわけでありまして。例えばその主張の内容はといいますと、例えばテストではかれる学力というものは子供の持つ能力の一部にすぎず、沖縄の子供たちは学力以外のすぐれた能力を持っており、多様な個性はよくむことこそ学校側は重点を置くべきである。次に、あるいは学力テストの点数を上げることが教育の目的ではない、社会で本当に役立つ能力はこのような学力ではないという論点であります。

いろいろ分析、意見はあるでしょうけれども、今これには論評いたしません。しかしながら、ここで注目すべきもう一つの事実はですね、他都道府県の見解なんですけれども、今回のこの学力テスト、これ他都道府県にしてみれば余りにも問題が易し過ぎて、そのために本来検証する必要があった都道府県間の格差が実は隠されてしまっていると、だから大した意味がないという衝撃的な発言であります。つまりこのことから何が推量されるかといいますと、沖縄の学力というものはこの学力テストであらわれた5ポイントから15ポイントぐらいの差、これどころじゃなくて実は途方もない差が存在するのではないかと、そういうことを意味しているのではないかと、その指摘がですね。そういうふうにとらえるわけです。

もし今のままで沖縄の子供たちの学力がこの程度で、このように十分な基礎学力を備えることなしに社

会に輩出されて、そして労働市場に組み込まれてしまうことが続けば、沖縄の経済状況は一層弱体化することになると、こういう鋭い指摘をしている学者先生がおります。義務教育課程の低学力問題は確実に次の世代の貧困を構造的に再生産すると、そのような結果を生むことになると。じゃ、その構造化してしまうとこれ問題を今ただしていく抜本的な解決方法は当分は望めないと、このように総括しております。

そこでお聞きしますけども、初日からこの問題に関して何人かの同僚議員が質問しておりますけども、教育長の答弁をお聞きしておりますと、学校現場の危機感、そして切迫感、こういったものがこの議会にはなかなか響いてこない。一体学校現場はこの学力テストの結果を受けてどのように対応しているのか、特に学校現場はどのような認識を持っているのか。本来ならば教育長を初めとして教育部長、それから学校教育課長、それから教育委員会委員長にまでお聞きをしたいところなんですけども、代表して教育長に答弁をしてもらいたいと思っております。

私も危機感のなさ、学力の低さをこのまま放置していいのだろうか、いろんな学力テストに関しては批判があることは十分承知しているわけなんですけども、ただ今までやってきた習熟度学級のあり方、それから到達度テストのやり方、この中身の問題についてこれから変えていく必要がある。こんなことをやっても実際学力なんて身につかないし、ましてや子供の能力をそぐことになるという、学校現場からの文部科学省の指導要領に対して強い批判があることもわかっております。しかしながら、学力一点に集中して考えてみますと、一番この学力という問題に対してシビアな考え方を持っているのが実は学習塾の先生方であります。

彼らが何とこの学力テストの結果について評価しているか。子供たちの学力低下の原因を先生方が言うように、あるいは識者が言うように、家庭教育の低下や教師の多忙化を理由に挙げることはおかしいとはっきり指摘をしております。その上で、学校というものは基礎、基本を最低限確保してあげなければならない、先生方が忙しいからといって手抜きは絶対にできない。家庭の教育力を言い始めたら、これはもう明らかに責任逃れだと現場の責任を強調しております。

次に、さらに子供は教わったことしかわからない、そして今回の結果は子供ではなく学校の先生や塾の講師のレベルが全国最下位だったと、そう認識せざるを得ないと重く受けとめております。この意見に対して教育委員会はどのような感想をお持ちか、お聞きをしておきます。

次に、福祉について後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。まず、この制度の実施見通しについてあるんですけども、もう実施は決定されております。この制度は来年4月から実施されることが決定しているわけなんですけども、その中身についてはですね、県内の対象高齢者、つまり75歳以上のお年寄りや医療機関関係者、それからこの制度の難解さがまず指摘をされております。非常にわかりにくいと。まして75歳以上のお年寄りがこの制度を理解するには相当時間かかるし、理解もしにくいだろうと、こう言っているわけです。当局におかれましてはですね、上里樹議員に説明をしたと思うんですけども、私それを聞いていまして非常にわかりにくいので、ぜひもう一度ですね、わかりやすい説明を当局にはお願いしたいと願っておきます。

私の理解の範疇で申しわけないんですけども、11月27日県の沖縄県後期高齢者医療広域連合臨時議会で賛成多数で可決されております。その結果、1人平均年間で6万1,805円が75歳以上の高齢者一人一人に自動的に課され、年金から天引きされます。この保険料の算出方法なんですけども、加入者の所得に応じ

た所得割と一人一人が負担する均等割の合算ということになっております。沖縄県後期高齢者医療広域連合は、1人当たりの医療費の伸び率や全国との地域調整などを踏まえた上で、所得割率を8.80%、均等割額を4万8,440円とした上で1人当たりの保険料の見込額をさきにも述べた6万1,805円としているそうなんですけども、この算出の中身をですね、少し砕いて説明をしていただければなと思っております。

県内の対象者は約12万人と言われておりますけども、そのうち宮古島市は何人ぐらいいらっしゃるのか。そのうち8割は国保加入者、約15%が政府管掌健康保険、4%近くが組合加入者となっておりますけども、この質問に関しては国保加入者のみでよろしいですから、答えていただきたいと思っております。

次に、この制度が施行された場合の影響なんですけども、当然低所得者層がほとんどですから、実際過重負担にほとんどがなると予測されております。これはお年寄り世帯にとっては大変な制度改革でありまして、これをどのように理解させるか、そして納得してもらうか、これがこれからのポイントだろうと思っております。対象市民への周知や内容の理解、今のところ全く浸透していない状況であるわけですから、沖縄県後期高齢者医療広域連合ではそのためにその制度をわかりやすく説明するためのパンフレットを今年じゅうに作成をして、県民への周知徹底を図る姿勢を示すとはありますが、あと4回しかありません、実施までですね。制度開始の来年4月には認知不足から現場での混乱やトラブルが起こる可能性が十分にあります。宮古島市としては、これは担当部局で市民に対して沖縄県後期高齢者医療広域連合がつくるパンフレットのほかにですね、何か独自の対応策を講ずる考えはないか、お聞きしておきます。

次に、公共施設管理公社について、この職員の取り扱いについてが主なんですけども、初日から同僚議員いろんな方がいろんな意見を申しております。反対意見、賛成意見、十分承知をしております。私は、私個人の考え方と申しますか、それをちょっと述べさせていただきたいと思っております。いわゆる現在のサシバリリンクスは、宮古島市から指定管理委託を受けて公共施設管理公社がゴルフ場、いわゆるサシバリリンクスの維持管理業務を行っております。売却の話が今出ているわけなんですけども、このゴルフ場が売却されても宮古島市と公社側との業務委託契約が消滅するだけで、管理公社そのものの存続とは私から見れば別次元の話ではないかというふうに思っております。つまり施設が売却されても公社そのものは残る。そして、公社が解散、消滅しない限りそこに所属する職員も当然残ることになります。確かに合併協定書には、合併後の職員の身分の取り扱いについては明記されておられません。しかしながら、公社そのものを新市に引き継ぐという項目があります。組織を引き継ぐのであれば、その組織を構成し、機能的に運営していく職員の存在というものが絶対に必要であることは間違いのないところだと思われまます。職員の身分の取り扱いについては合併協議会の中でも検討されたものと思われまますが、結論を見出せないまま合併後の新体制のもとで判断すればよいというふうに先送りされた節があります。そのために特に公共施設管理公社の職員は合併以後常に不安と焦燥感にさいなまれて職務をこなしてきたと思われまます。

当然公社の理事会としては、解散を前提とした時代の流れの中で市長に対し、職員全員の宮古島市への採用を要請することは私は当然のことと思っております。逆に市長がこの職員を解雇したいと考えるのであれば、旧伊良部町時代に設立された公社の定款、あるいは協議事項等を参照しながら法的整合性を示した上で、市民に対しても十分説明責任を果たさなければならぬ義務があると考えております。市長は今現在どのように考えていらっしゃるのか、改めてもう一度お聞きしたいと思っております。

公社の解散の時期と今後の方針についてでありますけども、これは副市長が何度か答弁されております

から、割愛させていただきたいと思っておりますけれども、それに関連して私の主観をちょっと述べたいと思っております。

ナショナルミニマムという言葉があります。これは、国がすべての国民に対して保障する最低限の生活水準のことをいうわけですが、市長はこういった宮古島市の職員、あるいは公社の職員を含めた全市民のいわばこれからのローカルミニマムと申しますか、あるいはコミュニティーミニマムと申しますか、これを為政者として早急に確立させていかなければならない責務があると考えております。きのうの各支所長の皆さんから、切実な地域の実情分析とこれからの課題などを語っていただきました。それを聞くにつけ、改めて合併の意味をいま一度本当に……池間健榮議員も指摘されておりましたけれども、問い直さなければならぬと思っております。

国の施策の大転換、あるいは経済環境の劇的な変化によって、地方の生き残りをかけるために合併といういわば絶対的なアドバンテージを手にしたわけでありますから、今さら合併は嫌だという後退はもう許されないのであります。合併前各自治体は、どこの自治体でもいわゆる負の遺産というものを抱え込んでいまして、それは例えば今の旧伊良部町のサシバリンクス伊良部、旧平良市においてはトゥリバーの売買問題、パイナガマ公園、マリントーミナルの問題、それから食肉センター、旧下地町ではコーラルベジタブル株式会社の問題、旧上野村はドイツ村、旧城辺町では海宝館、さらに広域的な組織では社会福祉協議会、それからシルバー人材センター、これらの法人団体は補助金や委託料という支援がなければ全く運営が成り立たないものであります。時期を見て存続を見直さなければならぬかもしれませんが、できるだけそれぞれがそれぞれの特性、地域性を生かして何とか運営を軌道に乗せなければならぬと私は考えておりますし、我が宮古島市の地域にとりましても重要な組織だと考えております。くれぐれも市長におかれましては、赤字だから、運営が厳しいからということで簡単に切り捨て御免というような安直な発想だけにはならないようお願いをしておきます。これに関しても感想があれば市長、お答えください。

次に、トゥリバー地区の公共建築物についてでありますけれども、契約書は別に問題はないんですけど、このトゥリバー地区宿泊施設用地開発に関する協議書というのがありまして、今年の8月16日にSCG15特定目的会社取締役、フィ・リーさんとの間で市長が覚書を交わしております。この中に気になる点が少しありますので、お尋ねいたします。

1から15までありますけれども、まずこの3、甲、つまり宮古島市は便益施設の全部を取り壊し、東屋の全部取り壊し及び代替施設を設置することについて、関係機関と調整することとなっております。つまりこの取り壊しについて関係機関と調整するということはどういった意味なのか、説明をお願いします。

仮につくったトイレ、あるいは東屋、そのほかの公共建築物を相手の希望によって取り壊しをする場合、当然補助金が入っているわけですから、国、県に対してそれらの説明が必要になってきます。場合によっては補助金の返還等が発生するかもしれないわけですから、そのときに法的な国、県との話し合いで整合性が図っていけるのか、その辺の説明をお願いします。

この便益施設、トイレ、東屋などのものなんですけれども、この建築費がどれぐらいかかったのか、総額をお聞かせください。

5に、宮古島市はヘッドランド部分、つまり岬のほうになるわけですか、防波堤の高さまで盛り土し、同部分のコンクリート護岸部分を、景観保全のための自然石張りを行うと。この8に、乙はヘッドランド

の建築物を建設するための面積は、トゥリバー地区緑地面積の2%以内を限度とすることと、こういったことが協議書でうたわれております。それから、15、甲は既存バスケットコートを乙が公園内で移転することを認めるものとする。これにかかわる全費用は、宮古島市が責任を持って持つのか、支出をするのか、その辺をお答え願いたいと思います。

答弁をお聞きしましてから、再質問をいたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

眞榮城徳彦議員の質問にお答えします。

後期高齢者医療制度がわかりにくいということでございます。その骨子でございますけれども、老人医療が増大する中、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくために新たに創設された後期高齢者医療制度の骨子について説明いたします。まず、1番目に保護世帯を除くすべての75歳以上の方が後期高齢者医療被保険者となり、それぞれに後期高齢者医療被保険者証を交付します。2つ目に、高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担をするという制度です。また、これまで加入する医療保険制度によって保険料を負担する人と負担しない人がおり、また市町村によって保険料に高低がありました。新しい制度では、高齢者の方々は皆負担能力に応じて公平に保険料を負担していただくこととなります。また、原則として都道府県内で同じ所得であれば同じ保険料となります。3番目に、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みを導入するとともに、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療を目指しております。4番目に、医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が重い方々の負担を軽減する、高額医療高額介護合算制度の創設をしております。5番目に、後期高齢者医療広域連合という新しい運営主体が都道府県や市区町村と連絡をとり合って、高齢者の方々のサービス向上に努めます。以上がこの制度の骨子でございます。

現在は、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会で後期高齢者医療に関する条例も議決、制定され、保険料の額も決定し、市ではシステムの設置や特別徴収事務の作業を進めているところです。ちなみに、沖縄県後期高齢者医療広域連合の保険料は、被保険者均等割額は4万8,440円、所得割率は8.80%ですが、宮古島市の場合は1人当たり医療費が県平均より20%も低いという理由で被保険者均等割額4万3,243円、所得割率は7.90%の不均一賦課で設定されております。広域連合で新たにパンフレットをつくってお年寄りの方に説明する予定ですが、宮古島市としても独自の対応をとっていきたいと、そのように思っております。

サシバリックス伊良部に関してですけれども、各団体、組織の合併後の市民としてのローカルミニマムの保持については、各担当部でしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

#### ◎副市長（下地 学君）

サシバリックス伊良部売却後のその施設における従事している職員の取り扱いについてということで、質問の要旨が売却と同時に職員がどう扱われるべきか決定していなければならないと思うが、どのような考えを持っているか。政治判断として引き取り採用すべきだと考えるが、それから最低限の身分保障はどう考えているかという質問要旨なんです。議員ご指摘のとおりサシバリックス伊良部で勤めている職員は公共施設管理公社の職員であって、ゴルフ場売却後もやはり公共施設管理公社の職員として身分保障さ

れなければならないし、そしてこの公共施設管理公社は市との指定管理を受けて他の施設等の管理も委託されておりますので、このことについてはやはりこれまでも答弁しているとおり、市に対して理事会としては、まず施設の売却後の解散は改正広域法人の法の施行時期と同時に解散すべきだということと、もう一つは管理公社の職員については市の職員として採用すべきだということを市に要請しております。これを踏まえて市としては、本年度中にいわゆる来年の3月までには方針を打ち出したいということですので、今現在売却に向けて売却相手が決定して、売却するための手続として今条例の改正提案しておりますので、それとあわせながら方針も打ち出してまいりたいと考えております。

#### ◎教育長（下地恵吉君）

1点目、宮古地区の平均点はどれくらいか、2点目に学力と地域社会の相関関係について、3点目に今後の取り組みについて、まず宮古島地区の平均点はどのくらいかとのご質問にお答えしますが、県の平均とあわせてお答えしたいと思います。

小学校国語の知識に関する問題の平均点は、県平均が76.7%、本地区が80%、それから活用に関する問題が県平均が53%、本地区が52%となっています。小学校算数の知識に関する問題の平均点は、県平均が76.3%、本地区が76.8%で、活用に関する問題が県平均が54.3%、本地区が53.6%となっています。次に、中学校国語の知識に関する問題の平均点は、県平均が74.3%、本地区が76.2%で、活用に関する問題が県平均が64.0%、それから本地区が63.0%となっています。中学校数学の知識に関する問題の平均点は、県平均が57.2%、本地区が61.1%で、活用に関する問題は県平均が47.6%、本地区が47.1%となっています。

次に、学力と地域社会の相関関係の掌握についてであります。文部科学省の調査から、就学援助を受けている児童生徒の割合が高い学校のほうがその割合の低い学校よりも平均回答率が低い傾向が見られたとの調査結果が出ております。

今後の学力向上対策については、これまで20年間にわたって実施されてきました学力向上の成果を検証しながら、今回の学力調査で指摘されている知識、技能を活用する力を育てる教育を強化してまいります。また、学校と家庭の連携強化を図り、基本的な生活習慣の確立と家庭学習の充実を図り、確かな学力の定着のため、より充実した学力向上対策に取り組んでまいります。

そのほかに、今回の学力テストを受けて学校の反応はどうかというふうなご質問がありますが、各学校においても今回のテストの結果を厳しく受けとめております。この結果に基づいて、これからの指導のあり方についてそれぞれの学校で反映させたいとしています。

それから、教員の質が問われているが、どうかというふうなご質問にお答えします。教員の質については、学力テストの結果から見ると厳しい指摘がありますが、与えられた条件の中でそれなりの努力をしております。点数だけでなく、総合的な文化面やスポーツ面での教育活動でも積極的に行っており、一概にテスト結果のみで評価できない部分もあります。全体的に教育に真剣に取り組んでいるものととらえております。今後とも、教員の資質向上に本教育委員会としてもなお一層努めていく所存であります。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、後期高齢者医療制度が施行された場合の影響でありますけれども、おおよそ次のようなことが考えられます。まず、後期高齢者医療制度では75歳以上の高齢者の方々は負担能力に応じて保険料を負担することになり、被用者保険の被扶養者であった方々にも新たに保険料負担が発生をいたします。したがいま

して、保険料の徴収率が懸念されるところであります。また、保険料は基本的には年金からの天引きとなるため、後期高齢者の年金の受領額の減額が心配されるところであります。さらに、保険料を1年以上滞納すると資格証明書の交付となり、医療費は一たん全額自己負担になります。適正な医療が受けにくくなる場合が想定をされます。このようなことがないように、新しい医療保険制度の周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

ちなみに、宮古島市の後期高齢者対象者の見込み人数は7,120名であります。保険料総額の見込額が2億1,600万円で1人当たりの保険料は年額3万337円となり、県平均の年額6万1,805円と比較いたしますと、3万1,468円低い保険料となることになっております。また、7割軽減被保険者数は5,212名で軽減額は1億5,776万2,028円となります。次に、5割軽減被保険者数270人で軽減額が583万7,670円、2割軽減被保険者数が323人で軽減額279万3,304円となりまして、合計で被保険者数5,805人で軽減額1億6,639万3,002円を見込んでおります。軽減該当被保険者は全体の81.5%を占めている状況にあります。

議員ご指摘のように高齢者の皆さんにこの後期高齢者医療制度を十分に周知させるべきであるということにつきましては、部としても今後一生懸命に取り組んでまいりたいと思っておりますし、また市発行の10月号にも高齢者医療についての記事を掲載しておりますし、せんだっては市の教育委員会が主催する老人クラブの研修会等でも後期高齢者医療制度についての説明をいたしております。先程市長からありましたように、独自でもチラシ等を作成して、できるだけ高齢者の方々に制度のわかりやすいような方策を探っていきたいというふうに考えております。

◎建設部長（平良富男君）

眞榮城徳彦議員にトゥリバー地区公共建築物の今後の取り扱いについてお答えいたします。

トゥリバー地区の売却交渉の中で補助金投入事業である海浜Ⅰの休憩施設、駐車場、便益施設の取り扱いについては、協議書の中で甲、乙、双方実施出来るように関係機関と調整していくと明記してあります。現在具体的にこの施設をどういうふうに直していくかということについては、まだ起業者とは始めておりません。今国との既存施設の件ですけど、国ともその件についてはいろいろ相談しながらやっています。国に聞きとりした結果、建物の撤去、建て替えした場合、同等の建物とみなされる場合は補助金の還付は生じないと。これは起業者側が建て替えた場合ですね、そういう場合は補助金の還付は生じないということでございます。それから、現在協議中の休憩室ですけど、東屋、事業費が5,402万円、60%の補助事業でございます。便益施設1億6,437万6,000円、駐車場6,867万円、合計2億6,906万6,000円でございます。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時59分）

再開いたします。

（再開＝午前11時59分）

◎建設部長（平良富男君）

この協議書ですね、1から協議する部分のありますけど、これまだ具体的に協議に入っていません。そして、ヘッドランドの建築物を建設するための面積は、トゥリバー地区緑地面積2%以内を限度とするこ



とという部分はですね、国のほうに意見聞きまして、その2%以内でしたら建設することはできますよという返事はいただいております。具体的にそこの協議はまだ始まっておりません。

#### ◎眞榮城徳彦君

今の建設部長の答弁なんですけども、協議書というのは相手方の企業の要望があるからできるんであって、このような要望を15項目にわたってお願いしますと企業が行政にお願いしているわけですから、当然やってきますよ。これを全部その条件をのんでいたら、40億でせっかく売った、我々市民は40億で売却できてお金が入ったと喜んでいますが、これを例えば全部要望どおりこたえていったら、一体幾らぐらいかかるんですか。市の持ち出しはどのぐらいになるんですか。その辺を聞きたいんですよ。補助金返還も含めて市の出費があるんじゃないですか。それ相当な額になると思います。この辺をもう少し具体的に説明をしてほしいと思います。

それから、教育長に学力テスト問題をお答えいただきましたけども、つまり学力テストの成績が最下位という事実はもう厳然たる事実でありますから、早急に何か手だてを打たなければならない、特に学校現場がですね。先程申しましたように、市PTAだとか沖教組とか、そういった人たちの意見を聞く前にですね、まず地元の学校の現場の先生方が校長先生を初めとして自分の学校は一体どうなっているんだろうと、まず学力を少しでも上げるためにはどうしたらいいんだろうとか、もちろん地域と連携をしてPTAとも連携をしてやっていかなければならないと思っております。評論家みたいにですね、社会経済環境のせいだとか、そういうことを言うまえにですね、学校が取り組むべきことがいっぱいあると思うんですね。そのことを学校現場の方には十分に認識をしていただきたいと思っております。

これ、たまたまきのうの沖縄タイムスの記事なんですけども、いわゆる就学援助を受けている家庭、これとの相関関係なんですけども、全国では確かに経済的低所得者層の家庭の子供は成績が悪いと、はっきり言いまして。ところが、沖縄の場合にはこの相関関係はなしと発表されているわけですね。そして、就学援助を受けている子供たちが、あるNPOによりまして学習塾に入って40日間一生懸命勉強したと。そしたら、中学のテストが40位から50位一気に上がったと。これ経済的要因と何も関係ないんです。なぜ学習塾で……一人一人のマンツーマンでやったかもしれないんですけども、そういった結果がすぐあらわれる。特に小学生、中学生。学校現場の先生の取り組み方だと、本人のやる気を引き出すというような条件がそろえばですね、私は……私も沖縄の子供たちの能力はすぐれていると思っておりますから、絶対に学校が自信と責任を持って指導していただければ必ず学力テストの問題は好転していくと思っておりますので、教育長、就任早々大変かもしれないですけど、ぜひ教育長の権限と威厳でもって上意下達で各学校現場に通達を出してですね、早くこの取り組みを実施していただきたいと思って、これは要望としておきます。

建設部長には先程の質問をもう少し具体的に答えをいただいて、私の一般質問を終わります。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

トゥリバー地区宿泊施設用地開発に関する協議書につきまして、協議書の締結につきましては地域戦略局のほうで協議を行いまして結んでいることから、建設部長にかわりまして私のほうから答弁いたしたいと思っております。

この協議書につきましては、SCG15特定目的会社ですね、設計を担当しています松野さんの松野設

計事務所とSCG15特定目的会社のほうから要請がありまして、こういった施設についてはですね、リゾート開発をするについて何とか修正してほしいという要望がございました。その中で、私どもとしましては港湾課と協議も重ねながら、最終的には国土交通省港湾局の了解が必要となりますので、この協議書の中で最終的に関係機関の了解を得ないと、その要望につきましてはですね、応じることはできませんということを明記してございます。確かに開発する側から言わせれば、現在の東屋とか、それから便益施設、駐車場、こういったものについては海への視界を遮られるということで強い要望があるわけですが、この取り壊しとか、例えば一部取り壊し、それから移転については市の負担がないように、ただいま議員からのご指摘がありましたように補助金返還とかですね、そういった市の財政負担がないような形でやっていかななくてはなりませんから、こういった形での協議書になった次第であります。

確かに要望としては、地域戦略局としては開発するSCG15特定目的会社の要望は受けとめてはいく心構えでありますけど、最終的には国土交通省港湾局との協議の中で問題を整理していかななくてはなりませんので、開発事業者が要望したとしても最終的に補助金を支出した国土交通省が承諾しないとこの取り壊しには応じられないということでございます。ですから、市側としましてはなるべく市の財政負担にかからないように交渉は続けていく予定でございますので、ご了解をお願いしたいと思います。

(「ちょっと休憩」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後零時08分)

再開いたします。

(再開＝午後零時15分)

これで眞榮城徳彦君の一般質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午後零時15分)

再開いたします。

(再開＝午後2時00分)

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎下地秀一君

通告に従いまして順を追って質問してまいります。その前に下地恵吉教育長、このたびはご就任おめでとうございます。これからもひとつまた宮古の教育行政のために活躍してくれることを希望します。

最初に、行政改革と財政再建について伺いますが、今議会に宮古島の向こう10年間のマスタープランが示されました。その基本となるのはやはり行財政改革ではないかと考えておりますので、そのような観点から伺っていきたいと思います。現在の宮古島の財政が、トゥリバー埋立地の売却という新しい展開によって若干好転の兆しが見えたと考えておりますが、依然として厳しい状況にあると考えております。また、職員の職務内容を拝見しますと、依然として余りにも同じようなミスが多く、またかというものが多

くの市民の声であります。たび重なる不祥事の再発防止策が全く生かされていない、本気で行政改革と財政再建を考えているのか、なかなか先が見えない状況だと考えております。

そこで伺いますが、これまでの民間企業のように、本体は健全経営のまま赤字部門はすべて子会社で隠していたように、法律の改正によって特別会計で隠していた赤字額が表に出され、悪化していた連結赤字決算比率は今回のトゥリバーの売却によってどのくらい改善されているのか、また平成18年度における未収金などの滞納総額はどのくらいあるのか、対策についても伺います。

次に、水道行政について伺います。この問題につきましては、多良間村議会が議会決議をもって宮古島市に広域化について要請して以来何回か質問してまいりましたが、多良間村との広域化やほかの問題についてもなかなか前進が見えないので、再度伺いたいと思います。

まず最初に、多良間村との広域化についてですが、当局は3月議会の答弁で、水道事業の広域化は国が進めていることであります。宮古でも多良間村から要請もありまして、一応やる方向で考えております。ただしですね、多良間村では多良間村まで広域化することによってこれが水道局の財政負担、そういうものが過重になって水道料金にはね返ってくる可能性があるかないか、そういうことも検討しながら国、県と相談してまいりたいと考えておりますと答弁しております。さらに、再質問の中では、多良間村の広域化については広域化に向けてのシミュレーションが必要でありますので、ぜひ水道局にはそのシミュレーションをつくってもらって、それを見てから前向きに検討していきたいと思っておりますと答弁しており、その後閉会中に水道局と多良間村の担当者がいろんな資料をつき合わせて精力的に作業を進めた結果、9月議会におきましては水道局の現場の私に対する答弁として、多良間村との水道事業広域化に係る財政シミュレーションを平成18年度の決算をベースに平成22年度まで作成した結果、企業努力によって中長期的には健全な水道経営が維持できるものと予想しておりますと明確に答弁しており、さらに再質問で今度市長が、広域化についてはシミュレーションの結果を踏まえて早い時期に検討委員会を立ち上げて検討したいと、そのように考えておりますと答弁しておりますので、本来、取り方としましてはやはり当局における答弁をいただいて、6月から9月の議会までの市長の答弁を聞いていると、多良間村との広域化については何の障害もなく、今議会までに検討委員会が設置されてもおかしくないと考えておりましたが、しかしどこでどうなったか、これまでの議会での答弁を無視するように、今議会で水道部としての議案提出も視野に入れたと聞いているが、なぜこれまでの答弁を覆すような水道局を水道部にしようといつの時点で考えたのか。

また、議員は市民を代表して質問しており、市長も行政の最高責任者としての議会答弁に対しては大きな責任があり、市長が本気で水道部にしようと考えたなら、これまでの私の質問に対する答弁は議会と行政側の信頼関係を著しく損なうもので、無責任なその場しのぎの答弁としてまさに議会軽視であります。

これまで広域化の指針となる財政シミュレーションを精力的に作成した水道局と多良間村との担当者の苦勞はどうなのか、また市長は初日の下地明議員に対して広域化を考えていると答弁し、また3日目は、きのうですが、池間豊議員の質問に対しても広域化の推進を考えていると答弁しているが、これまでの市長の答弁を聞いていると、答弁に対して広域化に対する一貫性がないと感じておりますが、多良間村との広域化を確実に推進するのか、そこで市長の明確な答弁をいただきたいと思っております。これも市長が検討とか考えとか申しましたが、あくまでもこれはやる、やらん、幾つにもこれはとれますので、やはりできれ

ば市長の多良間村との広域化に対する推進について明確な答弁をいただきたいと思います。

次に、水道局長の空席についても伺います。市長は、合併後の3月議会において新城啓世議員の質問に対し、局長は内部起用しますと議会答弁をしており、しかし答弁から2年近く経過しようとしている現在も空席の状態にあり、宮古の命の水を守る観点からも、水道局として権限の弱い次長職では水道行政において思い切った経営手腕が発揮できないのが明らかであり、いつ局長を誕生されるのか、それについてもあわせて伺います。

次に、たばこ税の一部予算化について伺います。またかと言う方もいると思いますが、ぜひこれは大事な問題ですので、我々が木を見て森を見ずのないように質問したいと考えております。県庁が来年から庁舎全面禁煙という決定がなされ、愛煙家は時代とともにますます肩身が狭く厳しくなっており、たばこを吸わない方の権利が大きく認められ、不公平じゃないかという方もおります。今日本たばこ産業沖縄支店の業績がよいのも、県内有数の葉たばこ生産地としての宮古の葉たばこ生産者のおかげであり、宮古の農業生産額は年間で約……少々推移をしますけど、約130億円から140億円と言われ、その中でサトウキビが60億円から70億円、葉たばこが約30億円、畜産業も約30億円と言われております。さらに、宮古島市には何度も言うようですが、3億円近いたばこ税が入っており、財政が厳しい中において大きな税収であり、宮古における葉たばこ産業は無視できないと考えております。

今宮古の喫煙者の中で最も人気のあるマイルドセブンは今世界で最も売れているたばこで、その最大な輸出先が中国やロシアという何億の人民を抱えているところでありますけど、ロシアとも言われ、日本たばこ産業が業績を伸ばしている大きな要因だと言われております。つまり日本では法律の改正などでたばこは健康に悪いということで、自治体やほかの団体などでも禁煙を指導しておりますが、外国の皆様にはどんどん買って吸ってくださいと輸出しており、つまり日本は健康に悪いと言われるたばこを我が国に輸出するのかもしれない外国の方から言われたら本末転倒で、日本のたばこ産業は壊滅状態になり、その影響で宮古の葉たばこ生産者の方々に対しても大きな影響を与えることは明白であり、当局は年間約30億円と言われる葉たばこ産業にかわる産業をつくる自信はあるのか、よく考えてほしいと思っております。

そこで伺いますが、葉たばこ生産地には生産地としてのふさわしい行政の取り組み方があると考えております。宮古島市が毎年いただいている莫大なたばこ税の一部を市民の喫煙者対策として、またメイン道路には観光地としてのふさわしい環境美化の観点からもたばこ路上ポイ捨て防止の看板の設置など、路上喫煙の観光客のためにも固定された公共用の灰皿設置も必要かと思いますが、そのような観点から喫煙者対策としてたばこ税の一部を予算化する考えはないのか、伺います。

次に、宮古島マリンターミナルの運営状況について伺います。現在の宮古島マリンターミナルの経営状況は、累積赤字額が資本金7億7,000万円を上回る11億4,300万円と債務超過状態で、民間企業ならとつくと倒産してもおかしくない状況にあり、経営悪化の最大要因はホテル経営にあると言われております。ホテルの売却については今年の8月23日の取締役会で譲渡先は決定したが、決定から4カ月を経過しようとしているが、なぜ今まで売買契約がなされていないのか、また相手方の交渉内容はどうなっているのか、伺います。

さらに、相手側の経営計画方針によると、現在のホテルアトールエメラルド宮古島は約130室のため、従来の結婚披露宴会場など各種会議室も壊して宿泊施設として改造し、さらにはホテルアトールエメラル

ド宮古島南隣の港湾施設の緑地計画地も購入して別館を建設して、約250室でのビジネスホテルとしての経営を考えていると言われるが、この件についてもあわせて伺います。

次に、認可外保育園の助成金について伺います。毎回申しているように当局が最も理解しているものと考えておりますが、認可外保育園については公的支援の必要性から、去った8月には給食費支援の実現を求める要請書を行政側に提出しており、妥当な要求だと考えております。現在は県内においては認可外保育園の児童1人に対する公的助成金は、平成19年度の当初予算で7,635円と認可保育園の1.04%しかなく、食事や教材に影響を受け、保育に格差がついている実態が指摘されております。

そこで、認可外保育園に対して今後保育士のレベルアップのためにも研修費の一部を助成する考えはないのか、伺います。

次に、北小学校の改築についても伺います。この件については、北小PTA関係者並びに多くの関係者から要請を受けているものと考えておりますので、9月議会に引き続き質問したいと思います。さきの議会において担当委員会の答弁として、年次計画の見直しについては財政状況の推移を見ながら市長部局と調整、検討してまいりたいと答弁しております。また、市長は北小学校については教育委員会と話し合いながら財政状況の様子も見ながら、プライオリティーと申しますか、つまり優先順位を決めていきたいと答弁しておりますが、北小学校の改築については緊急的な課題として、合併前の当初計画から5年も経過している状況の中で予想以上に老朽化が進んで、教育関連施設としては危険家屋として指摘する関係者もいるように、輝かしい未来への可能性を秘めた子供たちには健全な環境で教育をさせたいというのが現場の意見であります。

そこで、新年度に向けて年次計画の見直しを含めて検討する考えはないのか、伺います。

次に、日本郵政グループ（JP）宮古島支店（旧郵便局）前の交差点について伺います。この件につきましては、多くの方がやはり感じておりますように私自身も複数の方からいろいろ要請をいただいております。その方の一人が宮古島警察署に行って右折帯つくってくれと申しましたら、これらにつきましてはこれは役所の管轄ですよと言われ、私も相談を受けた次第でもあります。やはりこれは私自身も、旧郵便局前の交差点につきましては右折帯がないため非常に危険な状態であると感じておりますし、また観光客の方もそういう意見があったと聞いておりますので、ぜひ当局として旧郵便局前のいわばマティダ通りと文教通りですか、の交差点の右折帯がないもんですから、たまに車がダブルでとまっている場合があります。そういうことで、非常にこれは事故を起こす危険がありますので、速やかに右折帯の白線を新設するようお願いしたいと思います。

次に、農林水産業の振興についても伺います。モズク漁の振興とプラント誘致についてですが、去った3月議会に続いての質問になりますが、当局としてこの問題に興味があるかないかわかりませんが、再度伺いたいと思います。今全国的にがんの治療薬として注目されているアセチルフコイダン生産施設は、沖縄特別自由貿易地域にニライカナイ沖縄という会社がありますが、この会社の技術顧問をしている方が去った7月に宮古でのある研修の講師として見えておりましたので、水の会としていろいろな話を伺う機会もありました。今モズクの生産量は、需給のバランスの変化によって不安定な要素を抱えているが、沖縄県、つまり宮古等でとれるモズクから高品質のアセチルフコイダンがとれると言われ、プラントを誘致することによって現在1,000トン余りで推移している現在のモズク漁の生産拡大が期待できると考えており

ます。

そこで、当局としてプラントを誘致して新しい雇用の創出とモズク漁の振興を図る観点からも積極的な行動を起こす考えはないのか、伺います。

次に、ごみ収集業務について伺います。一般家庭ごみ収集運搬業務の協同組合の一括発注について伺います。本議会に宮古島市環境清掃事業協同組合側より、安定した仕事を求めて陳情書が提出されております。その中身については、長期的かつ安定的に環境に配慮した業務を行うことで地域住民及び各事業所の信頼にこたえ、複雑細分化するごみ分別収納力の向上を図り、構成員の経済的地位の向上と市民の健康で快適な生活に貢献することであり、また沖縄本島においては既に沖縄市、宜野湾市、浦添市、うるま市、また久米島町においても一括発注しており、当局としても宮古島市環境清掃事業協同組合側と契約することに対して前向きに検討する考えはないのか、伺います。

以上答弁をいただきまして、再質問したいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

下地秀一議員の質問にお答えします。

水道行政についてでございますけれども、水道事業の広域化は国や県も進めており、沖縄県水道事業広域化についても事務レベルでの協議が持たれており、その流れの中で推進していきたいと考えております。広域化は確実に推進します。

水道局には現在局長が不在であります。次長が権限が特に弱いということは考えてはおりません。

宮古島マリナターミナルでございますけれども、現在株式会社漲水リゾート開発と宮古島マリナターミナル株式会社の間で家賃減額及び建物明け渡し裁判が係争中ではありますが、ルートインジャパン側と裁判の結果を待っているという状態です。

ルートインジャパンのホテルの運営につきましては、現在の料飲部門や職員については継続して雇用するという方針でありますから、現在の事業展開が大きく変更することはないと考えております。

#### ◎教育長（下地恵吉君）

北小学校の改築について、北小学校の校舎改築につきましては9月の議会でも答弁したとおり、平成22年度の計画年次より一年でも早く実施できるよう検討しているところであります。今年度耐力度調査を行っているところであり、その結果を見て対応してまいりたいと思います。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

まず、トゥリバー売却に伴う連結赤字比率はどうかというご質問でございます。宮古島市の連結赤字比率についてでございますが、平成18年度決算時の算出におきましては25.3%でした。トゥリバー一地区売却後はマイナス7.5%となっております。しかし、依然として連結赤字は全額解消してはおりませんので、今後は連結赤字比率マイナス7.5%を解消すべくさらなる財政の健全化に向け、一層努めてまいりたいと思います。あわせて、行政改革でやっております市の集中改革プラン、さらに緊急行動計画についても、あわせて一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、認可外保育園に対する研修費の助成でありますけれども、認可外保育園に対する研修費の助成につきましては昨年度も同様の要望が保育向上連絡協議会からありました。ただ、この協議会との話し合い

の中で市の財政状況についても説明をし、財政状況が非常に厳しいということで、各園への個別の助成については難しい状況であるということを示しながら、保育向上連絡協議会として組織として年間の事業計画などを立てて、研修会等にこういった形で参加をするので、その分についての助成をしていただきたいというふうな形で、組織としての要請のほうよろしいのではないのかということでも事業計画書の提出を求めてきましたけれども、今日まで出されていないのが現状であります。これまでも何回か秀一議員から同様のご質問なども受けておりますし、今児童家庭課内でも研修会の持ち方についてですね、これは今後のことですが、市で講師を招聘して公立、認可、認可外保育園を含めて合同での研修会などができないかどうか、検討していきたいというふうに考えているところであります。

それから、環境衛生行政でありますけれども、ごみ収集運搬業務については議員ご指摘のようにですね、10月に宮古島市環境清掃事業協同組合から一般家庭ごみの収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について、福祉保健部環境保全課のほうに陳情書、要請が届いております。これまで市でも沖縄本島のですね、うるま市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、そして久米島町から聞き取り調査をいたしております。現在市といたしましては、一括契約によるメリット、あるいはデメリット等について実際に実施している自治体の状況も調べてございますので、それらを参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

フコイダンのプラント誘致はということとモズク漁の振興ということでございます。モズク漁の振興につきましては、今年間1,000トンぐらいのモズクの生産がございます。平成20年度にモズク漁場の特定区画漁業権の区域の見直しがございます。その中で拡大をしたいということがございます。そういう中で、フコイダンの工場の誘致はということでございますけれども、大体1キロの総体に1.2グラムという含有量があるようございます。これを取り出していろんな商品にまぜ込みまして、それを健康食品として売り出していくというようなことになると思うんですけども、まだその事業化への調査がですね、不足をしております。沖縄県の中でそういう会社があるということを知っておりますので、そのあたりと連携をして調査をしてですね、事業の可能性が宮古であるのかどうか、その辺を検討しながら前向きに取り組みをしていきたいというふうに思います。

#### ◎建設部長（平良富男君）

道路行政について下地秀一議員にお答えいたします。

ご指摘の旧郵便局前の交差点は、マティダ通りと高校東線交差点であります。高校東線には右折帯がなく、通勤時ラッシュ時には不便を来しております。今後の対応といたしましては、各関係機関の協議を行いながら右折帯の設置が可能か検討していきたいと思っております。

#### ◎財政課長（石原智男君）

下地秀一議員のたばこ税の一部予算化についてのご質問にお答えしたいと思います。

平成15年5月1日に施行されました健康増進法第25条によりまして、受動喫煙の防止が施設管理者に義務づけられました。本条制度の趣旨は、健康への悪影響を排除するため施設管理者に受動喫煙を防止する取り組みを積極的に推進することとしたものでございます。宮古島市の平成19年度の市たばこ税の予算額は3億4,930万円余でございます。宮古島市の市税の8%を占める大切な財源であります。喫煙対策の予算化につきましては、財政健全化法も視野に入れながら前向きに検討しているところであります。下地秀

一議員からの提案のありますポイ捨て防止の看板や灰皿設置等につきましては、商店街や通り会とも協議が必要かと思えます。今後は、所管課と取り組みについて検討させていただきたいと思えます。

◎納税課長（友利 克君）

下地秀一議員の未収金対策についてお答えします。私からは市税関係の対策について答弁したいと思います。

まず、平成18年度末の市税の滞納総額は7億9,035万2,842円となっております。前年と比べまして縮小はしておりますけども、依然として高い状況にあります。地方税法では滞納処分について、督促状を発送した日から10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならないという規定が税目ごとに定められております。この規定は、滞納者に対し厳しい処分を求める一方で、徴収をする者に対しては速やかに差し押さえなどの滞納処分をせよというものであります。これまでは自主納付を促す趣旨から、即事に滞納処分を執行することは控えてまいりました。しかし、税徴収の鉄則は少額のうちに徴収するというところでありますので、今後は累積化、あるいは高額化する前に迅速な滞納整理を進め、滞納額の圧縮及び収納率の向上につなげてまいりたいと考えております。

◎建設部長（平良富男君）

港湾関係の土地売却、これは緑地帯の件ですよ。ホテルアトールエメラルド宮古島南側の緑地につきましては、現在平良港港湾改訂計画に向けて行っている長期構想検討委員会があるんですが、その中でも緑地の見直しをする予定は今のところ上がっておりません。港湾課に対しても、そういう売却についての話は来ていません。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時32分）

再開いたします。

（再開＝午後2時33分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

今市では行財政改革推進本部の中で組織機構の見直しをしております。部、課の廃統合なども論議されております。平成21年度の当初から部、課の廃統合等についてやっていきたいという論議は進めておりますので、そのときに決まると思えます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後2時34分）

再開いたします。

（再開＝午後2時35分）

◎下地秀一君

引き続き質問したいと思います。



先程北小学校の改築につきましては、耐力度調査の結果を見ながら対応したいという答弁でありましたけど、やはりこれ前回は余り答弁の重さと申しますか、変わりませんので、これは私はやはり市長のこれは政治判断しかないと考えておりますので、市長にもう一度伺いたいと思います。北小学校の改築につきましては、やはり市長として事業計画の見直しについて検討する考えはないのか、再度伺います。

次に、ごみ収集運搬業務につきましてはこれはぜひ、ほかの市でもやっておりますし、今後そうすることによって監視体制もしっかりとしたことができ、いろんなごみ行政につきましては一歩も二歩も前進するようない方法じゃないかと考えておりますので、一括発注に向けてぜひ検討をお願いします。

次に、たばこ税の予算につきましては、これはやはり何度も言うようですが、葉たばこ生産地としてのこれはこれだけの方がおりますので、ぜひ葉たばこ生産地としての生産者に対する今後行政としてのことんの配慮もいただきたいと思います。

次に、行政改革と財政再建ですが、先程未収金対策についてもるる伺いましたが、どうも取ることばかりが頭の中であって、取れる環境をつくるのが私は先じゃないかと考えております。滞納対策というのは、やはり依然としてこれは払いたくても払えない方がいるんですから、やはりその方々が仕事もあって払えるような経済的なレベルアップを図るのが最善の未収金対策解決に向けての私は第一歩だと考えておりますので、ぜひ税金が納められるような経済環境のレベルアップ、そしていろんな事業誘致を行うと。今宮古は非常に高い失業率を抱えておりますので、まずその解消が税金未収金対策への一歩だと考えておりますので、その点については要望といたします。

次に、先程推進しますと、多良間村との答弁をいただきましたし、これは市長が当局が申しますようにこれは国、県においては何の支障もない、簡易水道を上水化にすることにつきましてはこれは国の支援策ほぼ、恐らく当局のほうを知っていると思うんですよね。簡易水道事業の広域化について国の推進策というのは、ちょっと述べたいと思いますけど、平成21年末までに統合計画書を提出し、厚生労働省が承認した場合は、統合後上水道に移行する簡易水道事業であっても平成28年までに従来の補助率3分の2が適用されます。2つ目には、上水道化に当たっては簡易水道に資産評価や貸借対照表の作成などが必要になりますが、これらに要した費用の一部についても特別交付税措置がされます。3番目に、元利償還金に対する交付税の件についても問題はないと、そういう見解を国も県も示しておりますので、もはやここまで来ればやはり多良間村との広域化につきましては何の支障もない。

ぜひこれは合併間もない19年2月2日、宮古島市水道事業施設整備事業評価委員会の中でも国、県の推進する上水道事業広域化のメリットは経営基盤の強化、安心、快適な給水の確保、災害対策の充実などもあり、圏域住民がひとしく水道の恩恵を受けられるよう多良間村との広域化を推進していただきたいと。これはすべて地域においても国、県においても、もはやここまで来れば多良間村との広域化はやはり進めなければいけないと。ということで、先程市長が広域化につきましては国、県のいろんな指導もいただきながらと言いましたが、すべて法律的にももう整備されておりますので、ぜひ一刻も早く広域化のための検討委員会を立ち上げてほしいと思いますけど、その件についても再度伺います。

また、水道局長につきましては、これは議会承認を必要としない、これは任命は市長の権限事項でありますので、市長が今日でもあすでも辞令を交付しようと思えば、これは市長権限でできることから、これは議会の承認を得ずにできることでありますので、できればもうここまで来れば広域化につきまして

はすべて環境整備できましたので、できれば市長に年内にでも、これは内部起用しますというのは平成18年3月議会での市長答弁ですから、ぜひ局長を年内でも誕生させて一気に広域化に向けて加速するようにぜひお願いしたいと思いますけど、再度伺います。年内局長誕生について検討できないのか、市長、ぜひ伺います。

それと、宮古島マリンターミナルにつきましては先程担当部長から答弁いただきました。担当部長も9月議会におきましても池間豊議員の質問に対して、現在平良港港湾計画に向けた長期構想検討委員会においても緑地の見直しをする予定はありませんと、先程の答弁どおりであります。また、売却に関しても予定を持っておりませんと答弁しておりますし、この土地は平成元年度に下里船だまり地区を緑地として、国のこれは補助金が入っている土地なので、売却は恐らくできないと思うんですが、しかしいろいろ話聞きますと、宮古島マリンターミナル社の関係者が売却する先の相手側、つまりルートインジャパン側に対して売却しますと伝えたと聞いておりますけど、それ本当なのか、再度伺いたしたいと思います。

以上答弁をいただいて、再度質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

お答えします。

水道化の広域委員会は早急に立ち上げたいと思っております。もし可能ならば局長も、今分離する、しないという論議もしておりますけども、できれば来年4月当初に局長に任命できればそのようにしていきたいと考えております。

緑地のことについては、宮古島マリンターミナルの職員はそのような発言はしていないということでございます。

◎議長（友利恵一君）

市長、北小についても市長から。

◎市長（伊志嶺 亮君）

北小学校については、今老朽化の耐力度調査を行っていると聞いております。財政状況を見て、できれば前倒しができれば前倒していきたいと考えております。

◎下地秀一君

宮古島マリンターミナルの関係ですが、現在のホテルアトールエメラルド宮古島は原則的には現状のままでの経営が望ましいと。できれば、あれだけの那覇の一流ホテルにも負けないような品格と豪華けんらんさがあるこの披露宴会場をぜひ、あれは披露宴会場をつぶすことによって多くの従業員を削減しなければならないという話も聞いております。向こうのいろんな会議室や披露宴会場があることで一応従業員の雇用も今後継続されますので、相手がだれだろうとぜひ今のホテルアトールエメラルド宮古島という姿、中身もそのまま経営してくれるような会社に譲渡して下さるようお願いしたいと思います。これは要望です。

そしてまた、先程4月と水道局長誕生は申しますけど、ぜひできれば一日でも早く局長を誕生させて、広域化の検討委員会をすぐに立ち上げて広域化に向けて加速すると、そういう方向でぜひもっと早い機会に水道局長を誕生させて下さるよう要望いたしまして、一般質問を終わります。

◎議長（友利恵一君）

これで下地秀一君の一般質問は終了いたしました。

## ◎下地 智君

質問に入る前に、下地恵吉教育長、私は教え子でもないんですが、おめでとうの一言をぜひ申したいと思います。教育長には、これまで培ってきた経験を十二分に発揮していただいでですね、我が市の教育行政に頑張っていたいただきたいと。山積する課題はたくさんございますから、ぜひ強いリーダーシップで教育行政を頑張っていたくださいようお願いしたいと思います。

一般質問に入る前に、1つ市長へ要望しておきたいと思います。昨日池間健榮議員の各支所の現状、今後の課題について質問をしたところ、浮き彫りになったのが各支所の地域振興班、市民生活班で人員及び予算が少ないことを示されました。そのことによって、業務への対応、地域住民へのニーズに十分にこたえられない。また、2008年度廃止方針の教育委員会分室についても、地域の学校や地域の行事に密接にかかわってきただけに、廃止による影響を非常に懸念していると切実なですね、各支所長からの答弁がございました。市長も各支所長の切実な思いを重く受けとめているようですので、ぜひ市長におかれては都市部と農村部の格差を助長するような施策は絶対やってはいけないし、各支所長とよく話し合いをして格差解消に努めていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

そしてですね、郡部の都市部に対する貢献度というのは非常に大きいわけですね。観光客などは郡部があるからこそ宮古に観光に来ると私は認識しております。そして、その恩恵を受けるのが都市部であるわけですから、ぜひ農村部だけは大事にしていきたい。できるだけ農林水産業に対する単独補助の増額も、トゥリバーも売却できたんですから、少しぐらい集中改革の軌道を修正してですね、農林水産業に携わる従事者を手厚く保護していただければなという思いでおりますので、よろしくお願ひします。

最初に、観光行政についてお伺ひします。1点目に、市が示した2008年から環境調査を開始、10年に工事着工、12年から供用開始というスケジュールに変動はないのでしょうか。それと、地元住民とのですね、建設場所のコンセンサスはどのようになっているのか、お伺ひします。

2点目に、去った11月20日の宮古毎日新聞でごみ処理施設及び葬祭場建設委員会が学識経験者、市民、市職員15人のメンバーで結成され、委員長に新里隆男元琉球大学教授が選任され、第1回委員会が19日に開催されたとの報道がなされております。委員会では、平成22年には市の将来人口が5万4,000人、ごみ排出量が約2,300トンになると試算が示され、生ごみ分別などによる7,000トン余りの減量でですね、年間約1万6,000トンとなり、施設規模としては61トンから62トンが適当であるということコンサルタント会社からの報告があったようであります。これは過去の実績を踏まえての試算であるわけですね、あくまでも予測であります。私は、人口に関しては出生率と死亡率との対比での自然増加率からすると確かにそうかもしれませんが、行政の施策いかに今後人口増加も可能ではないでしょうか。現に隣の石垣市は本土から入居者増などにより将来人口増が予想されており、我が宮古島市も石垣市と同様になり得る要素は十分に持っているという思いがあります。また、加えて近年大型ホテルの建設計画等もあり、予想を上回る観光客の増加も期待できると思いますし、さらに温暖化による台風の発生の増加等も予測される中、また減量化がうまくいかなかった場合、設備の機能低下が生じた時など、このようなことを想定するとですね、施設規模は私は余裕を持って設定したほうがよいのではないかと思うのです。

また、61トンから62トンと示されているごみの処理計画ではですね、これは現在の宮古島市のクリーン

センターと同規模であり、ごみの搬入量もほぼ同量であります。合併前までは、旧伊良部町は20トン、旧宮古清掃施設組合が25トン、旧平良市60トンの3施設で105トンのごみ処理能力があったんです。補修工事などで他施設でごみ処理を委託もできたわけです。ところが、現在宮古島市はごみ処理施設は1つの施設であります。将来においては、規模的にこういうことを考えますと十分ではないんじゃないかと。せめて当初計画の63トンから70トン内外が望ましいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

仮に規模的に余裕がなくなるとですね、処理能力をカバーするために時間を延長したり、焼却日数の延長、それを余儀なくされ、維持管理費とかですね、運転委託費の増加、機械設備の酷使による機能低下によって回復修理、そして補修修繕が増えるということになり、さらに基幹整備事業等を入れて機械の機能回復のために変更工事をするとなると、膨大なこれはまた整備資金がかかってくるわけです。現に与那原町、西原町、旧佐敷町で構成されている東部清掃施設組合は、1985年に19億3,800万円の事業費を投入してですね、工事したんですが、やはり機能低下による回復事業ということで新たに平成18年に24億7,000万円余の予算を投じて再整備をされております。これらを踏まえて、やはり建設に当たってはですね、百年の大計のもとに後悔のないように十分検討していただきたいと思います。次回委員会が来年の1月18日に開かれるそうで、そのときに施設規模と灰融炉設置の有無を決定する予定だと聞いております。

ここで伺いますが、当局の施設規模に対する見解を賜りたいと思います。

2点目に、灰融炉の設置についてであります。第1回検討委員会で提示された資料によると、平成13年の答申内容では、焼却灰については埋め立て処理量の減量化を図るためには熔融処理をすることが望ましいとされ、当時国も焼却施設には原則として熔融固化設備を設置することとし、義務づけを明確に示したようであります。現在では国の指示はないようではありますが、灰融炉処理は焼却灰の減量化には大きな効果はあるが、燃料費や維持修繕費などの運営コストが高額になることや全国的に運転トラブルや事故等が見受けられると記されています。

ここで伺いますが、運営コストがですね、高額になると言っておりますが、どのくらいのランニングコストがかかっているのでしょうか。そこら辺の調査はなされているのでしょうか。また、どのようなトラブルや事故の発生があるのか、もし事例がございましたら説明をしていただきたいなと思います。

現在宮古島市には、平良野田最終処分場、そして下地に川満最終処分場があります。野田処理場は事業費を8億9,000万円、供用開始が1993年、川満は事業費9億640万円、供用開始が1996年ですが、現在野田が50%、川満が40%埋め立てられているということです。去った5月26日、地元紙で昨年からの不法投棄を防止するため市が無料収集を始めたことで粗大ごみが急増し、処分場の使用期間が短縮される可能性が大きいことが報じられ、処理場の延命措置として市はごみの減量化と新ごみ処理施設の建設を挙げたと報じております。新施設には焼却残渣さえも再利用するシステム、つまり灰融炉ですね、が組み込まれているため必然的に埋め立て物も減少すると主張、これに伴う延命効果を強調したと報道されております。さらに、仮に処分場の使用期間が短縮されると、新たな処分場の建設計画も前倒しして進めなければならぬ、膨大な建設費の捻出も大きな課題だと報じており、特に最終処分場の建設に当たっては全国的にごみ処理施設建設の用地確保よりも住民の反対が大きく、困難をきわめているということであるようです。

これらのことをトータル的に考えると、灰融炉の設置については検討委員会での議論の結果が大きく左右することになり、そのためにはコンサルタント任せではなく、市独自の調査もしっかりとやって十分な

資料を委員会には提出して、それぞれメリット、デメリットを精査していただき、結論を出していただくよう強く要望するとともに、当局の見解をも賜りたいと思います。

次に、城辺庁舎へのコールセンター誘致について、コールセンター事業については3点ほど通告してありますが、1点目のC&Tモバイル社の概要と事業の内容についてと職員採用に至るまでのプロセスは、これは割愛させていただきます。

2点目のIT新事業創出体制強化事業の内容についてお伺いします。

また、今後新たに別地区での事業導入は考えていないのか、お伺いいたします。

私が一番期待しているのは、コールセンターの誘致によって平成20年140人から平成23年には330人の雇用効果があると言われております。何とかそのことによって周辺エリアのですね、活性化につなげていくことができないかと、そのために一番ネックになるのが周辺の土地利用の調整だと思っております。5年に1度の農地全体見直しが来年あると聞いていますので、ぜひ城辺地区のシンボルトウン構想と整合性を持たせてですね、城辺、福里、比嘉地区の土地利用調整計画にも基づきながらぜひ早急に取り組んでほしいと思いますが、そこら辺もできたら見解を賜りたいと思います。

次に、観光行政についてお伺いします。フェリー飛龍の基隆―石垣―宮古―那覇運航についてであります。これは再度、私は市長にもこれまで2回ほど質問をしてまいりました。市長の答弁によりますと、那覇―宮古―石垣―基隆ラインはコンテナ積載に余裕があるが、基隆よりのフェリーは積載の余裕がないため現在のラインを行っている状況だとの説明であります。また、今後先島地域の権益の課題ととらえ、基隆市や石垣市とも連携をとりながら関係機関と調整を行い、有村産業、琉球海運へ基隆―宮古ライン建設に向けて要請を検討してまいりたいと述べておられますが、そこでお伺いします。その後市長は関連会社有村産業、琉球海運、そして石垣市長、基隆市長とそういったことについて協議はなされましたかどうか。そこら辺もしなされていないのであれば、いつごろまでにはそういう協議をしていきたいとお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、東平安名崎開発についてお伺いします。この開発に関しましては、土地売却に伴い、今年の6月4日に保良部落会長から市長に対し、6つの理由を示し売却に対しての再考を促す要請がなされ、市も部落の皆さんの理解を求めため総会に出席したわけですが、残念ながらそのときには十分な議論ができなかったと聞いております。その後、10月17日には福嶺学区5部落会長の連名をもって売却市有地における文化財及び希少動植物等の緊急調査についての要請がなされているようであります。このことについては、砂川明寛議員の質問で総務部長は教育委員会の予算に調査費を計上する旨の発言がございました。

そこでお伺いしますが、いかほどの予算でどのような調査をしていくのか、どのくらいの期間をかけて調査するのか、そしてその調査を踏まえて地元自治会への報告はどのようにするおつもりなのか、お伺いします。

また、マスタープランの見直しをして2年後には工事着手を予定しているようですが、その間市は開発協定書、市と業者が交わした協定書ですね。これを遵守させるよう業者への指導、地元住民の意向をしっかりと反映するべく、業者と地元住民の仲介をしっかりとやらなければいけないと思うわけで、そのために早急に話し合いをする場を設定する考えはないのか、お伺いいたします。

次に、宮古牛ブランド化についてお伺いします。さきに上地博通議員の質問に対する経済部長の答弁が

ら、宮古牛ブランド化に向けての問題点がある程度見えてまいりました。私なりに精査してみますと、まず肥育技術の研究、枝肉の格付をする人材、肉のカット技術をする人材、肉の処理のできる施設の充実等が挙げられるのではないかと思います、その気になればですね、この私が申し上げた1から3は島外から容易にこれらの人材を探ることができると思うんです。あとはその施設の充実もですね、宮古食肉センターは今毎年一千四、五百万円の赤字を出しておりますし、これの立て直しを図る意味でもそこら辺に整合性を持たせてですね、機械を充実させながらなおかつそこで解体ができる、そのことによってこの再生もできるんじゃないかなという思いでおります。ぜひそこら辺の見解をも賜りたいと思います。

いろんな角度からブランド化に向けては、特にJ Aとの協力は避けられないと思います。また、J Aはですね、独自に今宮古牛の肥育を実行して宮古牛の販売をしておりますので、情報収集も含め早目にJ Aとブランド化に向けて1つのテーブルに着くことが大事だと思うし、また関係機関を網羅してブランド化に向けてのですね、プロジェクトチームをつくってはどうか。そこら辺の見解を賜りたいと思います。

次、教育行政についてお伺いします。この件については、いろいろな議員から指摘、提言等もございました。私も少しばかり質問させていただきたいと思います。確かに教育長、文部科学省からですね、過度の競争、学校の序列化を根拠に調査結果を不公開するような働きかけがあったわけですね。県の教育委員会もそうだと思うんですが、調査結果の取り扱いに関する配慮事項の中でですね、市町村教育委員会は区域内学校全体の結果を公表することについては、それぞれその自治体に判断をゆだねると。また、各学校についても自校の結果を公表するのはそれぞれの判断にゆだねるとしており、それを受け、公表を検討している自治体も実は全国で150市町村あると言われております。

実際に公表した地方自治体もあり、少しばかり紹介したいと思います。例えば東京都品川区、公表するねらいは、教師や学校としての力量、学校力のレベルを明らかにし、その結果を受けて各学校を何をいつまでどんな方法でどの程度の成果を出そうとしているのかを具体的に表明することであるとし、また広島県の三次市の場合は、学校向上基本計画に基づく諸施策の事業評価、開かれた学校づくりに向けた説明責任、地域とともに歩む学校の情報発信の観点から、市内全世帯に広報紙において学校別、学年別、教科別の状況について保護者に情報を提供しております。このことで何があったかといいますと、保護者を初め市民全体の学校教育に対する関心が高まり、各学校の教育内容が向上していると、そういうふうな見解を出してございます。

このように、公開によって効果を上げている地方自治体もあるのも事実です。特に沖縄県、宮古島市を含めた学力というのは全国で最下位でありますから、そこら辺を十分認識してですね、やはりいかなる施策も講じて学力を向上させることが肝要であると思います。

そこで、教育長にお伺いしますが、宮古島市の状況を公開をして、学校、教師、保護者、地域の皆さんと現状と課題を共有してですね、一刻も早く改善に向けた実行に踏み出すべきだと考えますが、どうでしょうか。見解を賜りたい。ぜひ教育長には強いリーダーシップでこれを実行していただきたい、そういうふう考えるわけです。よろしくお祈りします。

次に、今後の学力向上対策についてであります。沖縄県は有識者でもって検証改善委員会を立ち上げる予定にしているそうです。本市の教育委員会はどのように対処する予定でいるのか、お伺いします。

また、学力向上のために対策及び支援プランは学力テストの結果を踏まえて各教育委員会で策定することが大切だと思うが、見解を賜りたい。

次に、財政についてであります。1点目の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、それぞれの再生団体移行基準値と当市におけるそれぞれの比率については、山里雅彦議員の質問で答えられていますので、割愛させていただきます。

2点目の今後の行財政改革についての取り組みと自主財源の確保に向けての取り組みについてありますが、トゥリバー売却による40億の歳入によってこれまで進めてきた行財政改革に軌道修正はなされるのかどうか。少しゆとりが出ていますから、そこら辺で集中改革プラン等の軌道修正はないのかどうか、そこら辺をまず確認しておきたいと思います。

それと、大きなやはり課題の1つに、いかにすれば足腰の強い財政基盤を構築するかということが一番本市にとってはこれから大事になってくると思います。そのためには、やはり自主財源をいかにして確保していくかということに限ると思うんですね。そこには限られた予算で経済効果のある事業を導入して、また地域の特性を生かした産業の掘り起こしが肝要かと思うんですが、市長は自主財源の確保のためには具体的にどのような方策をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

次に、福祉行政についてお伺いします。1点目の宮古病院建設について県との調整については、きのう亀濱玲子議員の答弁から宮古病院の累積赤字63億円がネックになって、宮古病院基本構想検討委員会も3回開催されているが、答申に至っていないということのようです。しかしながら、病院の老朽化がひどく、天井の剥離落下等非常に危険な状態であることから、知事の早急の政治決断を促すための市にできる最大の協力をしていくということですが、そういうことでこれはいいといたしましてもですね、次、脳外科の医師確保の問題については、これ答弁で来年の2月ごろには県外から1人の専門医が派遣されるめどがあるということなので、一筋の光は見えてきたのかなという思いであります。このことが必ず実現できるようにですね、市も最大限の働きかけをしていただきたいと思います。

ここで1つだけ気になるのがございまして、市長にお伺いしたいと思います。市長はドクターでもありますんで、あえて質問させていただきますが、1人の専門医のもとでですね、どの程度の手術が可能なのか、専門的なこれは知識がないとちょっとわかりませんので、例えば大きな手術の場合ですね、1人の専門医にだれかまた医師をつけなければいけないのか、そのスタッフとかですね、そこら辺についてちょっと教えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

答弁を聞いて再質問いたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

下地智議員の質問にお答えします。

現在宮古圏域においては、基隆行きフェリー運航は有村産業の那覇—宮古—石垣—基隆—那覇のラインのみで、基隆—宮古ラインがない状況であります。今回行ったヒアリングによると、9月議会で答弁を行った積載関係に加え、大阪、名古屋を中心にタイムスケジュールを設置しておりまして、基隆—宮古間のラインを設置する余裕がないということでもあります。今後は、タイムスケジュールという困難な課題をどうクリアしていくか、有村産業以外の企業、あるいは関係機関と検討していきたいと考えております。船舶の余裕がないということでもございますので、現在石垣市の大濱市長とは話し合いを持っておりませんが、

これは会う機会が多いので、これから話し合いを持ちたいと思っておりますし、先日台湾に行きましたときに基隆の副市長からは連絡船を持ちたいなという話は基隆市とはしてあります。

自主財源の取り組みでございますけども、宮古島市において雇用の創出拡大は緊急な課題であります。そのため、雇用の拡大に向けた経済活性化策につきましては、私の公約である8大基本政策の中で重点的に取り組んでいるところであります。具体的な事業として、企業誘致ではトゥリバーの売却に伴うホテルの建設、あるいはコールセンターとインキュベーション施設での雇用の拡大、また本市の基幹産業である農業の活性化については野菜品目の産地化の指定を受けており、若者が夢を持って事業化に取り組んでいけるよう施設の整備についても積極的に推進してまいります。

観光業につきましては、ダイビング業者と漁協が和解しまして、ダイビングがこれから多くなることが予想されますので、来年早々ですかね、ダイビングフェスタが東京のビッグサイトであると聞いておりますので、それに市としてもかかわっていききたいと、そのように思っております。

脳外科医は1人配置される予定となっておりますけども、脳外科の手術は一人ではできません。ですから、これまでも沖縄本島から脳外科の応援を来ていただいて、そしてやっている状況でありますので、もし脳外科の手術を宮古で行おうとすると、やっぱり応援体制が必要かと思われまます。

#### ◎教育長（下地恵吉君）

1点目、全国学力テスト結果について公表しない理由、2点目に学力テスト学習状況調査の結果分析について、3点目に今後の学力向上対策について。まず、公表しない理由についてであります。本市の沖縄県における位置づけと県内の状況を公表しなかった理由についてであります。県といたしましては、学校や自治体間の序列化が懸念されることから公表しないということになっており、市といたしましても県から情報が得られませんので、公表できる状況ではありません。しかし、学力テストの実際の結果については児童生徒の学力を掌握し、今後の教育実践に生かせるため本議会でさきに達成状況を公表いたしてあります。

次に、全国最下位となった要因として、学校における基礎、基本の定着を図る教育が重視され、それを活用する教育に十分な指導がなされていなかったことや、家庭における学習時間が他府県に比べ短い状況となっていること等が考えられます。

今後の学力向上対策については、これまで20年間にわたって実施されてきました学力向上の成果を検証しながら、今回の学力調査で指摘されている知識、技能を活用する力を育てる教育を強化してまいります。また、学校と家庭の連携強化を図り、基本的な生活習慣の確立と家庭学習の充実を図り、確かな学力の定着のため、より充実した学力向上対策に取り組んでまいります。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

まず、東平安名崎開発についての地元住民の要請に対する対応ということでございます。10月17日に福嶺学区からの要請をいただきまして、教育委員会のほうで今その調査についていろいろと準備中だと聞いております。今後ともですね、地域住民の声をしっかりお聞きしまして、会社側にその意向をしっかりと伝えていきたいというふうに頑張っていきたいというふうに考えております。

次に、行財政の改革の中で新たな財源ということでございます。その前に、トゥリバーが売れて軌道修正をするのかどうかというご質問がございました。これにつきましては、基本的に変わらないということ



を考えております。というのは、これまでも合併ですね、合併議論でもやはり行革がもう前提であるということがなされ、そして合併して10年は合併特例措置、算定替えとかいろいろ含めた特例措置があって、今の財政規模も膨らんでおります。そういうことですね、やはりしっかりと今合併の原点に立ってですね、行財政基盤の確立というのが大きな課題になると思いますので、まずそれが見通しが立った時点で、軌道修正する必要があるればやっていくということが大切ではないかということで考えているところです。

次に、新たな財源ですが、これまで行革プランの中で有料広告事業とか法定外目的税の導入ですとか、し尿処理の有料化を打ち出してまいりました。し尿処理につきましては、平成20年度からの導入が決まっております。それから、有料広告につきましては年度内の事業開始に向けて取り組んでいるところです。法定外目的税ですが、これは非常に重要ですね、かつ非常に難しい面もありまして、今企画調整課を中心に庁内ですね、調査を行ったり、いろいろ試行錯誤しております。導入に向けて、いろんな課題をクリアして今後とも検討していきたいというふうに考えております。

#### ◎企画政策部長（久貝智子君）

I T新事業創出体制強化事業についてのお尋ねでございますけども、この事業は平成16年度から始まりました内閣府の補助事業で、補助率80%の事業でございます。事業の内容といたしましては、既存の建物を改修いたしまして有効活用して、先進的なI T環境を備えたコールセンターですとかインキュベーション施設などを整備して、新たな雇用の創出及び地域活性化に資するというのが目的でございます。

次に、新たな事業導入の見通しでございますけども、先程も言いましたように平成16年度からこの事業が始まりましたけども、今のところいつまで続くのかははっきりしておりません。市といたしましては、今後の事業の導入につきましては、現在進めている事業の事業効果などを見きわめながら検討していきたいと思っております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

宮古牛ブランド化に向けての取り組みということでございます。隣の石垣でのブランド牛につきましては、石垣市においてですね、地元レストランで多くは消費してもらっているということと、もう一つは機内誌等によるPRが効果を出しているというふうに思っております。そういうことで我が宮古島においてもですね、地元できちっと商品化し、消費する。そして、露出度をですね、もっと多くしていく、そういうことでブランド化は図られていけるというふうに思っております。

それに対応するためには、地元でしっかりとした肥育態勢をですね、整えることが必要であると思えますし、議員おっしゃいました肥育の技術、枝肉の格付、あるいはそのカットの技術者とかいうものにつきましては、一定の費用をかければ本土においてですね、リタイアしたベテランの方に協力をいただいて宮古でもってそういう技術指導をしていただく、そのようなことは可能だというふうに思っております。JA、市、農家を含めまして、議員おっしゃるプロジェクトのチームについてはですね、検討をさせていただきたいというふうに思っています。実はこの中で一番大きな役割を担うのはJAであるというふうに思っておりますので、きちっとした協議の上でプロジェクトの立ち上げをしていきたいというふうに思います。

#### ◎環境施設整備局長（平良光善君）

ごみ処理施設建設についてお答えをいたします。

まず最初に、ごみ処理施設建設事業のスケジュールに変動はないかのご質問ですが、現時点では予定どおり平成20年度に環境影響評価調査を実施をしまして、平成22年度に工事着工、それから平成24年度に供用開始というスケジュールに沿って事務作業を進めております。

次に、建設予定地の住民とのコンセンサスは得られているのかということですが、去った10月の4日の地元新聞で公開質問がありました。そして、10月の30日に新聞で回答をしてありますが、現在までその回答に対する反応はありませんが、今後も理解が得られるように努力をしております。

次に、処理能力は余裕を持って当初計画の63トンから70トン内外が望ましいのではないかのご質問ですが、統計資料によれば将来人口やごみの量は減少することが予想されております。しかし、観光客の増や住民登録をしない島外からの入居者の増とか、あるいはまた台風災害等によるごみの増加等が予想されるのは、議員がご指摘されるとおりでございます。現在ごみ処理施設及び葬斎場建設委員会におきましては、議員がご指摘されること等も含めて処理能力はどの程度が適当なのかの今審議を行っております。

次に、灰溶融炉についてお答えをいたします。ランニングコストはどのくらいかということですが、現在の計画では処理能力が約7トンの灰溶融炉を予定をしておりますが、ほかの自治体の類似規模の溶融炉の1年間の維持管理費は10トンで8,700万円かかっております。ちなみに、県内で見ますと浦添市のクリーンセンターは16トンでございますけれども、年間約2億円かかっております。

次に、どのようなトラブルや事故があるかということですが、まずスラグの中の鉛、あるいは排出ガスの中の水銀が規制値を超えるような事故が起きております。また、高温状態のスラグが耐熱レンガを溶かしまして、その施設内に流出するというような事故もあります。それから、水蒸気爆発等による事故もあったということを聞いております。原因はいろいろあると思いますが、機種及びメーカーの選定の際にはその点をも十分に調査、検討して決定をする必要があると考えております。

この灰溶融炉の設置につきましては、議員がご指摘される最終処分場の延命化のことも含めまして建設委員会のほうで現在慎重に審査を行っております。委員会としましては、2月の上旬ごろまでに市のごみ処理基本計画の一部変更とごみ焼却炉の規模等について市長に答申をする予定になっております。

#### ◎城辺支所長（饒平名建次君）

城辺庁舎へのコールセンターの誘致に伴う周辺整備についてというお尋ねであります。城辺庁舎の周辺整備及び土地利用計画については、シンボルタウン整備構想に基づいて事業を推進しているところです。今後の事業の導入推進及び土地利用計画につきましては、現在策定中の総合整備計画における将来の土地利用方針に基づき、そして各個別事業計画における土地利用計画との整合性を図って関係部局と協議して、城辺地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◎下地 智君

再質問をさせていただきます。

まず、宮古牛ブランド化についてはですね、部長にはリーダー的な役割を担ってですね、ぜひこの実現に向けて頑張ってくださいというふうに思いますが、できましたらプロジェクトチームをですね、具体的にいつごろまでつくる予定をなされているのかをお聞きしたいなと思います。

次に、観光行政についてお伺いしますが、市長、今市長の答弁の中で有村産業については非常に厳しいような答弁がございました。ならばですね、基隆市長が提言している連絡船、それをですね、ぜひ石垣市

長含めてですね、3者で協議して、これをできるだけ早く実現ができるような働きかけをぜひお願いしたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それから、環境行政についてであります。2月には検討委員会が市長へ答申を予定していると、その灰融炉の設置の有無、そして規模ですね、これを本当にさっきも話しましたが、百年の大計のもとで絶対に後悔のないような慎重な審議をぜひ重ねてですね、やっていただきたいと要望しておきたいと思えます。

次、福祉行政について、宮古病院の脳外科の専門医の問題なんです。市長おっしゃるように一人ではちょっと厳しいということをおっしゃっております。そうならばですね、あと1人、2人脳外科の先生を招聘する方向で進めていただけないものか。そうすることによってですね、1人の医者ではやっぱり心細いと思うんですよ、先生もですね。そこら辺は2人体制というのをベースにしてぜひこれからは進めていただきたいと、ぜひこれは強力にお願い申し上げます。

時間となりましたので、これで一般質問を終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎経済部長（宮國泰男君）

再質問にお答えをいたします。

宮古牛のブランド化というものにつきましては、やはり一定の予算というものが必要になりますので、まず1月じゅうに立ち上げをしまして、その中で議論をしていきたいというふうに思います。

◎議長（友利恵一君）

これで下地智君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩し、4時から再開いたします。

（休憩＝午後3時38分）

再開いたします。

（再開＝午後3時58分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎前川尚誼君

一般質問も残すところあと2人となってまいりましたが、ぜひまた頑張りましょう。

教育長、ご就任おめでとうございます。宮古農林高校でいろいろな形で農業学校をですね、多く就任されましてノーベル賞も受賞しました。さあ、宮古島市の子供たちもですね、また教育長の指導を受けてノーベル賞を全部もらうんじゃないかなということで期待しておりますので、またぜひ頑張ってくださいなと思います。

それでは、一般質問を始めていきたいと思えますが、税の徴収がですね、もう少しなくちゃいけないんじゃないかなというふうな感じがしましてですね、あちらこちらどういう方法をとっているのかなということで、税について少し友達なんか聞いてみたところ、実は税収アップのためにですね、他の行政では税理士をですね、アドバイザーとして置きながら、その助言を仰ぎながら税収アップに成功しているところ

ろがあるとかという話も聞いておりますので、税理士をアドバイザーとして置いてですね、我が宮古島市も税のアップに頑張ってもらいたくないかなと思ったりしますので、この辺をお聞かせいただきたいと思えます。

早目早目に終わらしましょう。次に、農産物ですね、拠点産地についてであります、宮古島市としてもですね、農産物の拠点産地ということで、今年の2月ごろにカボチャ、とうがん、ゴーヤの3品目ですね、沖縄県から認定を受けております。そういう中で、認定は受けたもののなかなか思うように進まんじやないかなという点もありますが、しかしよくまた調べてみたら一生懸命頑張りたいということで、JAと宮古島市と頑張つて総会などもしながらぜひこのせっかく受けた拠点産地ですね、3品目を一生懸命流通機構を通して頑張りたいという意気込みは見えます。しかし、もうちょいだなというところも見えますので、せっかく拠点産地ですね、形成を受けましたので、ぜひ宮古のブランドの確立としてですね、安定して生産、供給、そしてその販売ルートがきちんとしていけるように頑張つていただきたいと思えます。

その中では、こん包されている箱にですね、今の場合だと全部JAおきなわという立場のような感じがします、それに宮古産であるというレッテルというんでしょうかね、そういうのも張りつけながらやれば、もっともっと宮古のPR、宮古産がですね、宮古の商品が非常にに出回っているというのがすぐわかるんじゃないかと思えますので、その点もできるかどうかもお聞かせいただきたいと思えます。

次に、職員の異動についてであります、実はこれは会計課のことですが、各支所に会計業務をやっている職員がおります、これは支所の職員でやっているような感じがいたします、会計業務をですね。そうすると、ちょっと支障を来しているような感じがいたしますので、私から見ますと、きのう一生懸命悩んでおりましたが、増やす意味でもですね、支所に戻してから、会計業務を行っている職員は会計課のほうから職員として行かせないものなのか。朝出勤してお金を本庁に持って行ってまた戻ってきて、その間だれが見ているかなという感じがありますので、せっかくです、さっと朝はもう会計課に出勤して、その日の業務のお金なり書類なりは持って行ってですね、夕方また持って帰るということをするれば、燃費も節約できるんじゃないかなという感じもいたしますので、この点会計課の職員を少し増やしてできないのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、コンクリート用砂ということですが、ちょっと私も今この採取について勉強していますので、少しこのほうは割愛しておきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

次に、市営住宅の家賃滞納についてですが、合併によりですね、市営住宅の管理する戸数も約1,400戸数ぐらいあるんじゃないかなとお聞きしております。そこで、非常にこれだけの戸数の家賃徴収は大変だと思いますが、住宅課の皆さんですね、一生懸命頑張つているようであります。借りている入居者と、そして住宅課管理する皆さんですね、話し合いも一生懸命しながら、ぜひ円滑な住宅の管理に当たっていただきたいと思えますが、近年不況もありまして非常に大変かと思えますが、その市営住宅の家賃徴収については厳しいと聞いておりますが、状況はどのようになっているのか。それと、滞納者に対しては取り組みとしてはどのような方策をですね、講じていこうとしているのか、お聞かせいただきたいと思えます。それと、現在家賃の徴収率についてはどのぐらいなのかをお聞きしておきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

次に、下水道加入率についてお伺いしたいと思います、下水道の加入率のですね、まず平成18年度はどのぐらいか、それと平成19年度はまだ終わっていませんが、平成19年度もわかるところまででいいかと思しますので、ぜひ平成19年度のところも教えていただきたいなと思します。

そこで、まさか市の職員で部長、加入していないという人はいないはずですよ。いるんでしょうかね。どうですか。後で教えてください。加入していないという人がいるのであればですね、これはどのぐらいいるのか、それでどういう形で加入させていこうとしているのか。これは、模範を示すべき職員がまさか入っていないということであれば、これは大変ですよ。どういう状況にあるか教えていただきたいと思しますので、よろしくお願します。

次に、道路行政であります、野原越1号線についてであります、野原越1号線については去年の12月の議会で平成20年度新規事業の要望として作業を進めているというふうに答弁をお聞きしておりますが、その後どういうふうになっているのか。もう平成20年度といったらすぐ目の前ですけども、どういうふうな状況にあるのかをお聞かせいただきたいと思します。

次に、野原越農村公園東屋について、多分経済部の管轄だと思しますが、経済部長、どういう状況か、知っている範囲内でまず教えてください。答弁を聞いてからこの件についてはお聞きしたいと思しますので、どういう状況か知っているのであればその辺をお聞かせくださいませ。

次に、選手派遣費でありますので、新教育長、ぜひまたご努力をお願いしたいなと思っております。今選手派遣費非常に厳しゅうございましてですね、私も実は県民大会、今度は先島大会ということで何とかみんなそんなにまでの負担はなかったんですが、例えばラグビーを紹介しておきたいと思します。ラグビー競技、県民大会へ行きます。そしたら、1日1試合しかできませんので、そのチームは。そうすると、10チームぐらいおりますので、県内に。どうしても2週にまたがるわけですね。それで、どうしても1週目に試合して勝ち進んでいきますと、一たん宮古へ帰ってきてからまた行きます。選手は大変ですよ。しかし、旅費は同じです。そういうところで、しかしこのほうはまだ一般の皆さん働きながらでありますので、それはもうやむを得ないということもありますけど、実は中学生、小学生の派遣費をですね、本当にもう四苦八苦しております。ということはですね、すばらしいスポーツ選手、音楽もそうです。文化面でも頑張っている宮古の子供たちがですね、派遣費が少ないので、実は今年私の子供は行かせませんというふうな状況まで来ている家庭もあると聞いております。新しい教育長、新しくなりましたので、そういうところもぜひ頑張ってください派遣費を上げましょう。頑張りましょうね。よろしくお願します。本当にすばらしい選手たちがなかなか行けないという状況にあるということで、非常に四苦八苦しているという状況でありますので、ぜひとも教育長のお力で、大丈夫だ、心配するなと言われるようなお答えをお聞きしたいと思しますので、答弁を聞いてから再質問したいと思しますので、よろしくお願します。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

前川尚誼議員の道路行政についてお答えします。

野原越1号線の整備計画については、本市の総合計画の中でも整備が必要な路線として位置づけられております。昨年12月には平成20年度の新規事業でやりたいと答弁をいたしました、道路関係予算は大変今厳しい状況にありまして、現在整備中の路線の進捗状況を勘案して、平成21年度から平成22年度ごろの事業採択に向け、関係機関と調整を図ってまいりたいと思っております。遅れましてまことに済みません。

◎総務部長（宮川耕次君）

支所に配置されている出納職員を会計課所属にしてもらいたいということです。議員ご指摘のとおりですね、各支所の出納職員というのは各支所の地域振興班の所属となっております、各種手数料の徴収業務を行っているところです。ご提案のとおり会計課所属の職員として配置することで現金の取り扱い業務や職員間の支援体制がより充実したものになると考えられますので、次年度からそのような配置をですね、検討してまいりたいと、このように考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、農産物の拠点産地についてでございます。現在ゴーヤとカボチャ、とうがん、3品目が2月に拠点産地を認定されております。これにつきましては、拠点産地に係る協議会がございまして、その中で生産体制であるとかいろんな流通の部分であるとかですね、お話し合いをしているところでございます。宮古としての産地をどうしっかりとっていくかということの中では、現在の今のJAの流通の仕方では箱にですね、JAおきなわという名前は入りますけども、産地の名前は入っておりません。そういう意味からすれば、何のためにじゃ拠点産地を受けたのかというような意味が全くわからないというような状況で、一度JAに対してそういう差別化をすべきではないのかということもお話をしたことがございます。議員おっしゃるとおり、やはり産地の差別化というのは同じJAおきなわの中であってもですね、当然やって当たり前だというふうに思っております。ですから、表示できれば私どもとしては生産者のですね、顔と名前が入った何らかの用紙をですね、箱に入れて流通させることによって産地としての責任が持てるというようなことだと思っておりますので、産地協議会の中で議論をしていきたいというふうに思います。

次に、野原越公園の東屋の件でございます。被害状況はどうなんだということでございますけども、平成19年の11月26日に野原越自治会から要望書が来てございまして、早速現場調査をしてございます。現在は、その部分につきましては柱がですね、シロアリで被害を受けているという状況で、6本のうち3本ないし4本程度は交換が必要だということもお伺いしております。一応補強というか、危険対策ということでサポートでもってですね、このような対処はしてございます。

◎建設部長（平良富男君）

市営住宅の家賃滞納者の取り組み及び徴収率についてでございます。市営住宅の家賃滞納者の取り組みは、まず督促状、それから催告書の送付及び保証人への履行協力依頼書の送付、戸別訪問や電話での納付指導、また納付が期待できないものへの住居明け渡し訴訟、滞納待機者の民間委託など、収納率向上に向けて取り組んでおります。今後も目標達成に向けて職員一同頑張っていきます。平成19年11月現在の収納率は、現年度分、過年度分合わせて62.2%で、前年度比で3.1ポイント上回っております。

下水道の加入状況でございます。整備済み地区内の加入状況でございますが、平成19年11月末現在の加入率は58.03%で、件数にして1,607件でございます。ちなみに、平成18年度末の加入率は53.92%、件数にして1,438件で、前年度比4.11%の伸びとなっております。

それから、市の職員の未加入の件ですけど、ちょっと数字は持っていませんが、庁議、部長会等で各関係課の課長に未加入の職員に対してのリストを挙げまして指導するよう、加入呼びかけをしております。

◎納税課長（友利 克君）

税徴収のアドバイザー制度について県内の状況を報告しますと、議員ご指摘のとおり税理士と契約をし

ている自治体が1団体ございます。これは、市税を初めとしまして国民健康保険税、それから水道使用料、住宅使用料などの滞納金整理のために指導、助言のみを委託しているとのことでございます。一方で、国税や県税のOB職員を嘱託職員として採用している団体は幾つかございます。この場合、助言、指導はもとより差し押さえなどの滞納処分を専門に行っているとのことでございます。今のところ外部人材の活用を具体的に検討しているわけではございませんが、費用対効果からしますと、滞納整理事務に精通した国税、県税のOB職員の活用が望ましいのではないかとこのように考えております。

#### ◎学校教育課長（島袋正彦君）

宮古地区、または沖縄県を代表しまして各種大会に派遣される小・中学校への派遣を助成しておりますけれども、議員のおっしゃるようにその額が少なく、保護者に大きな負担をさせているのが現状でございます。今後財政状況の推移を見ながら、総額助成について財政課と協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

#### ◎前川尚誼君

それでは、再質問をしたいと思いますが、まず野原越の農村公園の東屋ですが、今写真も撮ってきて部長が見せておりますが、非常に危険な状況です。3本ぐらいはと言うけど、もう5本ぐらいは使える状況ではございません。そういう中で、下地小学校の例をとって嘉手納学議員が、こういう危険なのは一日でも臨時議会をやってでも予算が必要であればやるべきじゃないかというぐらいの意気込みで話しております。今トラロープで囲ってですね、ここに入らないようにということやってあるような感じですが、これはどうしても子供来ますと逆に何だろうかということで、そういうところに入って行く可能性が非常に多いですので、ぜひともこのほうを早急にやっていただけないのか、今サポート約二、三十本ぐらい、支柱と立ててあるのとあれするとあるかを見ておりますが、サポートも多分リースで持ってきていると思うんですね。このリース料を計算すると、逆に早急に工事やったほうが安くつくんじゃないかなと私見ております。

例えば1つの例としまして50センチ角で、約2メートル30センチぐらいありますので、2メートルぐらいコンクリート入れたとしましてもですね、50センチ角で2メートル入れますと大体0.5立米入ります。その中に柱がありますので、それ半分としたら0.25立米、これを6本で計算しますと1.5立米ですよ。1.5立米、お金で計算しますと2万円だとしますと4万円ですよ。コンクリート代だけでもこれだけ。鉄筋が入るでしょう。人件費、型枠といってもですね、50万円以内では楽に補修工事はできると思うんです。50万円のできるのを長引いてサポート代を200日ぐらい置いたとしますと、これサポートでもばかにならないんですよ、あとは約10万円ぐらいいきますよ。そういうことから考えると、どうしてもですね、ぜひ工事を早急にしていただきたいと、金額の面からいっても。それで、ぜひともその危険度からいってもですね、子供たちも遊ぶわけですから、それをいつごろからできるかなと。23日に部落のグラウンドゴルフ大会があります。ちょうどその場所で行いますので、早目にやりたいよと言っていると言ってもいいのかなどうか。いつごろからやりたいと言っていると言ってもいいのかなどうかお聞かせいただければなと思いますので、経済部長、よろしくお願いします。

それと次、野原越1号線でありますけど、平成20年度の新規事業に要望ということで去年は言っていたんですが、少し延びるようですが、ぜひ延ばさないように、平成20年度は仕方がないとしてもぜひ平成21年

度にはですね、ぜひ新規事業の要望をしていただきたいなと思っております。少し延びておりますので、建設部長、旧沖縄県農業改良普及センターから宮原線までのところまでは幸い水道工事をしてですね、両サイドきれいに掃除しているんですよ。その宮原線から先の西側のほうにしているんですね、部分が非常に草がぼうぼうしておりますので、一緒に行って草刈りでもしましょう、延びそうであれば。僕もボランティアとして一緒に参加しますので、製糖期が始まりますと大型車両が通りますので、なかなか難しいかと思っておりますので、ぜひ今年じゅうに、25日ごろでもいいんじゃないですかね。どうですか。行って一緒にボランティア作業をしたいなと思っておりますが、そのほうをできるかどうかお聞かせください。一緒に行きますので。

人事異動については、ぜひまた部長、早急に新年度からぜひ頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願ひします。

市営住宅は頑張ってください。

下水道についてはですね、市の職員もいるということですが、各課には一応促しているということですので、ぜひ議員のほうにも提起をして、知り合いがいたら、さあ一緒に加入に行きましょうやということでもできると思いますので、よろしかったらそのほうもぜひ議員にも知らせてですね、加入率100%まで持っていきましょう。ぜひ議員の皆さんにも報告してください、できるのであれば。

次に、教育長、ぜひ選手派遣費ですね、頑張るだけじゃできないんですよ。本当に子供たちが悲鳴を上げておりますので、家族は。この派遣費、私も宮古農林高校でPTAをしておりましたときにはですね、選手派遣というのはいっぱいあったんですよ。だから、高校の選手たちはそんなことにはそんなにまで気を使わないで行っていたような気がしますが、今小学校、中学校の子供たちは非常に悲鳴を上げておりますので、後で教育部長から話を聞いたら、たったこれだけなという感じを受けると思いますが、ぜひこのほうはですね、教育長、みずから宮古農林高校でやったような派遣費の近くまで押し上げるように教育長の決意のほどをお聞きしたいなと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

時間も少しありますが、市長、もう職員が不祥事ばかり……不祥事ばかりと言ったら失礼かもわかりませんが、ミスばかり起こしているの、毎回議会に来て、済みません、管理ができなくてということでもありますので、3月の議会からは心配しないで、見ていなさい、議員のみなさんと言うぐらいに一生懸命指導して、今後は議会でもわびのないようにぜひ職員に対しての厳しいしつけ、指導お願ひしたいと思っております。よろしいですね。

もう師走ということで、あと十数日で新しい年を迎えるわけでございます。非常に今年は厳しい年であった人、楽しかった年であった人、いろいろあろうかと思っておりますけど、新しい年を迎えてこの宮古島市がより良くいくことを願って、みんなで頑張っていきましょう。議員も皆、職員も皆頑張らしましょう。すばらしい年を迎えられるように市民の皆さんにもお願ひして、私の一般質問を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

#### ◎教育長（下地恵吉君）

スポーツ、文化面で一生懸命頑張っている生徒の皆さんをやはり派遣に際して派遣費のことで不安を与えるということは、本来あってはならないことだと思います。しかし、このことについてはやはり市の財政との兼ね合いもありますので、できるだけ従来より補助額が増額できるよう善処していきたいと思いま



す。

◎経済部長（宮國泰男君）

既に見積もりも徴収をしてございまして、約110万円ほどかかるという予定でございまして。ですが、これは一番大きく見積もられた予算でございまして、私どもの試算では60万円ぐらいという予算の規模であろうというふうに思っております。そういうことで、今農地・水・環境整備事業とかいうような、そういう各地で使える予算もございまして、できるだけ早目に予算を確保しまして、対応をさせていただきたいというふうに思います。

◎建設部長（平良富男君）

道路の雑草等の清掃ですけど、現場確認をして道路建設課に指示していきたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで前川尚誼君の一般質問は終了いたしました。

◎池間雅昭君

最後の質問になりましたけれども、しっかりとですね、一般質問をやっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

最初は、教育行政についてですね、新しく教育長になられた下地恵吉教育長からですね、教育行政についての教育長としての所見、それとですね、現在の教育行政の状況をかんがみでの今後の抱負、これについて述べていただきたいというふうに思っております。

次に、西辺中学校体育館建設についてであります。本来ならば、既に体育館取り壊されているわけですから、8月の段階で着工しまして、本当に卒業式に間に合うような工程で体育館建設が進められていたのではないかなというふうな気がしますが、現在ですね、西辺中学校は体育館が撤去されたまま、全くその建設のめどが立っていないような状況であるかに思えます。やはり先程の山里雅彦議員のお話もありましたようにですね、西辺中学校の運動場というのは雨が降れば本当にもう水上スキーができるほどの水たまりができます。こういう状況の中ですね、体育館もない、運動場はそういうふうな状況となりますと、非常に子供の教育上、悪い影響を与えるのではないかとというふうに危惧しております。西辺中学校は、文武両道が校風であります。その文武両道の校風に基づいて子供たちが一生懸命頑張っているんですけども、その力を発揮する場所がなければ大変かわいそうだなというふうな気がします。

そこでお伺いするんですけども、この西辺中学校の体育館建設についてこれまでの経過及び進捗状況、それから建設が遅れている理由と今後の対応、見通しについての説明を求めたいというふうに思っております。

次に、市政運営についてでありますけれども、まず公務員の法令遵守義務と無謬性について、これは法令を遵守するという事といゆる公務員はミスをしてはいけない、あるいはそれをつかない、こういうふうなことはですね、表裏一体と思うんですね。ところが、最近の我が宮古島市の職員の言動、非常に行政上の事務上のミスが多い。あるいは、いろんな面で職員の不祥事が続いているわけですね。それを見た場合、市民の職員に対する公務員に対する信頼感というのはどうなるのでしょうか。非常に心配であります。

そこで、市長にお聞きしたいんですけども、この本市の職員の皆さん方のいわゆる法令遵守義務と無謬性、どのようにお考えになっておられるのか。そしてですね、こういうふうな職員の不祥事が多発すると

いうことは、私は市長の統括管理者としてのですね、能力にちょっと疑問を持たなければならないんですね。したがって、市長のですね、いわゆる職員を統括管理していくというその資質について、自己評価をお伺いしたい。よろしくお願いいたします。

次に、財産の取得、処分及び貸与についてでありますけども、これもやはり法令に基づいて行政は行われるわけでありまして、この財産の取得、処分、貸与、というよりはこれは使用許可かな、それはですね、どのような法令に基づいて行われているのか、それについてご説明を願いたい。

次に、パイナガマの件でありますけども、まず平成9年度から平成15年度までの取得用地、これに係る契約書を提出していただくことを求めます。そのうち補助金交付申請に必要な契約書であるわけですから、この平成9年度から平成15年度に至るまでの各年度ごとのですね、各筆ごとの契約書を提出を求めたいというふうに思っております。

それからですね、平成9年度と平成18年度、またまた出ました。いわゆる地方自治法第96条1項第8号に抵触するいわゆる違法な契約に基づいて違法、不正な支出がなされたということでありまして。特に平成18年度におきましては、決算認定の段階で総務財政委員会でこの不手際不祥事が発覚をいたしました。私はですね、この委員会での市長に対する質疑の中で、市長が知りませんでしたとたまたましゃあしゃあと言うんですね。私はお聞きしたいんですけども、平成18年の3月定例会、これは伊志嶺市長の名前で市有地の処分についての契約の議決が出ておりますね。この議決が3月29日です。そして、今百条委員会でも取り上げられております下崎地区の土地売買契約、これをですね、起案書に決裁をしたのが、市長、6月1日なんですね。そうしますと、みずからが議会の議決に付すために議案を提出して、これはつまり市有地の処分ですから、23筆にわたってもやはり目的が同じだということで議会の議決に付したわけです。ところが、2カ月ちょっとしかかかっていないんですけども、その下崎地区の土地の処分についてもわからなかったとおっしゃる。

そして、さらに同じ平成18年度のパイナガマ公園の問題についてもですね、この下崎地区の土地売買契約については12月定例会まで議論をして、結論として12月、一般会計補正予算が否決をされました。それだけ重大な案件として扱われてきたにもかかわらず、このパイナガマ公園についてはですね、1月20日と2月9日に契約が結ばれております。したがって、その以前ですね、起案書に対して市長みずから決裁をしているはずなんです。そういう行政行為をしていながらわからなかったと、これ世間一般に通りますかね。私は、もし司直の手にかかればこういう言いわけはきかんと思います。みずから提案をして議決を求めて、2カ月もならんうちに起案をして決裁をして、それをわからなかった。それをまた12月定例会で議論沸騰して一般会計補正予算まで否決をされたにもかかわらず、これをわからなかったという法は通らないと思うんですね。私はですね、こういう市長の態度が職員による法令違反、それを招いていると言わざるを得ないと思うんですね。これについての市長のご見解を賜りたいというふうに思っております。

さらに、この平成18年度のパイナガマ公園の地方自治法違法の問題に絡んで不正な支出があるということで、平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についても総務財政委員会では不認定となりました。そして、市長から出されておりましたいわゆる下崎地区の問題、それからパイナガマの専任媒介の問題に絡んだ報酬の引き下げの条例案も全会一致で否決され、その理由がですね、市長、総務財政委員会委員と野党を問わず全会一致ですね、市長は不信任に値するというふうな理由で否決をされておるわけです。こ

れについての市長の見解も賜りたい。

それから、百条委員会での証人、伊志嶺亮市長の発言の信憑性について。今までの述べてまいりましたみずからが3月7日に提案をして3月29日に議決をされた案件を提出して、知っていながら2カ月後に同様な議案についてですね、2筆であったから知らなかったというふうなまさにうそともとれるような発言をしていらっしゃる。これは私はですね、百条委員会でうそをついたと言われても仕方がないと思っ  
ているんですね。百条委員会でうそをつくことは、これ偽証罪です。告発の対象になるんですね、市長。偽証罪というのは立派な刑事事件であるんだということをですね、しっかりと銘記していただきたいです。今後そういうことがないようにですね、きっちりと頑張ってください。

さらに、裁判所からの差し押さえの問題です。職員の不手際といっても、これは市長に責任があるわけですね。1,261万円余、市民の血税、これがいわゆる賠償金として支払われました。私はですね、この議決をする際にも、いわゆるこれは市長をトップとして職員のミスによるものだから、市長を初めとして関係職員ですね、分割でも負担をして支払うべきだと私は今でも思っています。そして、その後で市長個人でもよろしい、連名でもよろしい、訴訟を起こして取ればよろしいんじゃないですか、損害賠償。私はですね、この賠償金の支払いの問題と、もし下崎地区の土地売買契約が議会の議決を得て正規な契約をしておれば、向こうの契約不履行によっていわゆる契約保証金が800万円、これも取れたわけですね。それが本市の法令違反によってその契約金も契約保証金も返さなければならなかった。市長ですね、合わせて2,000万円ですよ。それを考えれば、市長、先ほど新城啓世議員からもありましたように本当にこれまでもろもろの責任を痛感するならば、退職金返上ということもですね、考えなければいけない大変重大な問題だと思うんですね。これについての市長のご所見も賜りたいというふうに思っております。

ごみ処理施設の問題、あるいは葬斎場の問題については、これまでですね、説明をいただいております。やはり一番大事なことは、地域住民の意見をですね、しっかりと聞いて、そして納得の上で施設をつくっていく、これが行政の一番大事なことだろうと思っております。それについてのご所見も市長、お願いいたします。

次に、教科書検定撤回についてであります。まず、検定撤回の意義について市長の説明を求めます。

次に、超党派での取り組みの意義とその守るべきルールについて市長に説明を求めます。例えばですね、市長、この郡民大会におきまして私は、超党派の大会というのはやはり主義主張を乗り越えて教科書検定の撤回という1つの大きな目標に向かって頑張るわけですから、主義主張の違うような発言は私は控えるべきだと思うんですね。ところが、宮古の郡民大会におきましてはある代表の方がですね、意見発表の方がこともあろうに子供たちもいっぱいいる中、あるいは保守、革新たがわず市民が参加する中で一党一派に偏った発言をしております。市長も多分聞いていると思うんですけども、あの大会でですね、主張の異なるような憲法問題や、あるいは教科書の問題、従軍慰安婦の問題を持ち出してですね、私は意見発表することは非常に好ましくない、いわばこの郡民大会の趣旨、そして超党派での取り組みの枠組みをぶっ壊すような私は無礼な発言だと思っています。これについてのご所見も賜りたいというふうに思っています。

以上、ご答弁をお聞きしましてから再質問をいたします。お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間雅昭議員の質問にお答えします。

公務員の法令遵守と無謬性についての所見でございますけども、公務員は地方自治法、地方公務員法、条例、規則を遵守して職務執行に当たることは当然のことと認識しております。しかしながら、一連の事務ミスに関して申し上げるならば、私の指導監督の不行き届きと認識しております。その関係する職員の事務処理に対する認識不足が招いた結果であるとも思います。今後私を初めとして指導監督する職員に対し、気を緩めることなく職務に専念するよう、これまでも指導監督に取り組んでまいりましたが、なお一層強く取り組んでまいりたいと思います。

百条委員会での私の発言の信憑性でございますけども、私の発言には虚偽の陳述はございません。

また、下崎地区の土地処分について、わからなかったというのは処分についてわからなかったのではなくて、議会の議決に付すべき案件であると理解をそのときしていなかったということでございます。パイナガマについても同様であります。差し押さえに関するミスについても、職員に対して指導が足りなかったと思っております。退職金問題については、退職前に考えたいと考えております。

教科書検定撤回についての県民大会の開催の意義でございますけども、9月末に沖縄本島や宮古、八重山で行われた教科書検定意見の撤回を求める大会は、文部科学省が沖縄戦での集団自決について日本軍の関与を削除、修正し、事実を否定、歪曲しようとすることに県民が激しい怒りを覚えて検定意見を撤回を求めて開催したものであります。後世におきましての実相を正しく伝えていくことが我々の責務であり、最近の報道でもまだ文部科学省の動きは県民の納得できる対応をしておりません。検定意見撤回まで粘り強く運動を続けていく必要を感じております。

#### ◎副市長（下地 学君）

新ごみ処理施設及び葬斎場の建設についてということで、葬祭場は大浦集落から1キロも離れている。ごみ処理施設は近くに反対している住民がいるのになぜ強行に実施をしているかというご質問なんですが、お答えいたします。

議員ご案内のとおりごみ処理施設、そして葬斎場建設については10年余の長い時間をかけて広域圏事務組合の、それから平成8年からこれ取り組みをしております。特に用地の選定については、いろいろ候補地を挙げて検討して今日までまいつているんですが、やはりどの地域においてもクリアしなきゃならない多くの課題があって、なかなか場所の選定ができないというような状況がありました。合併しても早速新しく環境施設整備局を設置して、そこを窓口にして取り組みをしまいいり、特にこれまでの候補地に加え、て幾つかの候補地を取り上げて、委員のみんなで現地を踏査したりしていろいろ検討してまいいりました。

特に現在地に用地選定をしたという大きな理由は、いろんな課題がたくさん山積しているけど、特にリスク等を考えた場合にどのほうがいいのかというようなことを検討した結果、やはり現在地が最も条件としてはふさわしいんじゃないかというふうな判断で現在位置を選定しております。

ところで、やはり近くの住民には委員がおっしゃるとおり反対している住民もおります。そういう皆さんの合意を図るために、先進地視察をしたり、あるいは住民説明会を持ったりして取り組みをしているところであります。これからもそういう住民の理解が得られるような取り組みをしまいいりたいと考えております。

葬斎場建設については、せんだつての新聞報道にもありましたとおり宮古南静園の東側を用地選定して、今南静園自治会、大浦自治会に説明会を持ってその合意形成に取り組んでいる段階であります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

教科書検定撤回についての大会について答弁漏れがありました。超党派の取り組みの意義と守るべきルールについてでございますけども、今回の教科書検定意見撤回の宮古郡民大会は、各種団体の多くの皆さんに参加していただき、大変感謝をしております。超党派で取り組んだ成果だと考えております。議員がご指摘されている大会の意見発表で一部趣旨と異なった発言があったということですが、全体的には大会の目的は達成されたということで了解していただきたいと思います。

◎教育長（下地恵吉君）

教育行政についての所見と抱負を述べさせていただきます。

教育をもって資源となすの言葉のとおり、資源の少ないこの宮古島において人材の育成は最も重要な課題であり、教育委員会の役割は極めて大きなものと認識しております。心豊かで社会性、国際性に富んだ人材を育成するため、指導体制の強化や教育施設の整備等教育環境の整備を進め、充実した学校教育を推進してまいりたいと思います。特に本年度実施されました全国学力テストの結果では、児童生徒の学力低下が指摘されております。効果的な学力向上対策を進め、知、徳、体の調和のとれた内外に誇れる児童生徒の育成に努めてまいります。

生涯学習については、潤いと生きがいのある生活を営む上で不可欠であります。いつでも、どこでも、だれでも学習の機会が得られるよう、社会教育、生涯学習環境の整備に努力してまいります。

文化、スポーツについては、平和で安らぎと活力のある生活のためには、先人が築き上げてきた郷土文化の継承、発展とスポーツの振興は極めて重要であります。地域の特色ある文化の育成やスポーツ活動の促進を図り、健康で心豊かな市民生活環境づくりに努めてまいりたいと思います。

また、宮古は昔から教育熱の高い地域であると言われております。地域と一体となった教育環境をつくり、宮古島市の教育の向上のために全力を傾注してまいりたいと思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、財産の取得、処分及び貸与についてということで、条例ではどのように規定されているかというご質問でございます。まず、財産の取得、処分につきましては、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条で規定されております。その内容は、かいつまんで申し上げますと、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分については、第3条、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は予定価格2,000万円以上、ちょっと飛ばします。土地については、1件5,000平方メートル以上のものにかかわるものに限るとあります。

次に、貸与についてです。地方自治法第96条第1項第6号で規定されております。つまり第1項といたしますのは、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。第6号、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。普通財産につきましては、宮古島市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定により貸し付けることができます。第4条に規定されております。普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。(1)、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。(2)、地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該

財産の使用の目的に供しがたいと認めるとき。等々と規定されております。

◎建設部長（平良富男君）

裁判所からの差し押さえ処分に係る賠償金支払いの訴えの提起について、賠償金は市長以下関係職員で支払ってからその方たちが訴えの提起をすべきではなかったかということです。まず、裁判所の判決は宮古島市に金員の支払いというふうに命じられております。宮古島市は1,263万685円のお金を支払っております。そのことによって宮古島市は同額の損害を受けております。宮古島市が不当利得請求権に基づいて訴えの提起をしました。これが経過でございます。職員が負う民事上の損害賠償責任について、職員が故意または重過失によって事件、事故を起こしたときは、自治体は賠償金の全部または一部の支払いをその職員に求めることができる。これは国家賠償法第1条第2項でございます。次に、民法上の不法行為による損害賠償、民法第709条です。職員が故意又は過失により私的な行為によって自治体に損害を与えた場合は損害額を賠償する。これは、例的な部分は公金窃盗とかです。長による賠償命令、地方自治法第243条の2、現金を扱う職員が故意又は過失により現金をなくした場合、それから住民訴訟による損害賠償等が民事上の職員の責任というふうに挙げられます。以上のことから考えた場合に、それらの条項にですね、職員が該当していないと思われれます。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

池間雅昭議員ご質問の西辺中学校体育館建設についてお答えいたします。

西辺中学校体育館建設につきましては、5月に実施設計業務を発注し、8月下旬には既存の体育館を解体撤去し、9月じゅうには工事に着工予定で業務を進めてきましたが、建築基準法の改正等により実施設計業務が遅れたため、工事に着手できない状況にあります。現在建築確認申請のしるし、審査を受けている状況であります。

建設が遅れた理由といたしましては、6月20日に施行された建築基準法の改正に伴い、新基準に対応した構造計算プログラムソフトの開発の遅れや法解釈などを解説した構造関係技術基準解説書の発行遅れによる構造計算業務の遅れ、それから改正法により建築確認の審査期間の延長や構造計算適合性判定制度による判定がさらに必要となっており、建築確認審査に期間を要している状況にあります。今後の見通しといたしましては、工事の着工については建築確認の許可待ちとなりますので、現在入札執行に向けての事務処理を進めているところであります。工事の完成については、単年度事業であります。年度内完成は工期的に厳しい状況にありますので、繰り越しの手続を行って事業を進めていきたいと考えております。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時05分）

再開いたします。

（再開＝午後5時06分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についての不認定については、事務的に不手際があったので、本当に申しわけなく感じております。また、数々の不祥事等により減俸を提案しましたが、これに

ついてもご理解が得られませんでした。これからしっかりとまた対応していきたいと思っております。

◎池間雅昭君

再質問いたします。

まず、パイナガマ公園の契約書をいただきました。ちょっと我々がもらった資料の内容と契約書の内容、筆数とかですね、それとちょっと違っているんじゃないんでしょうか。いわゆる法務局の登記簿原本の筆数と皆さん方が契約書を出している筆数とちょっと違うんじゃないでしょうかね。これは、そうなりますと補助金交付規定、適正化法に抵触することになるんですけども、その点についてご説明を賜りたいというふうに思っております。

次に、そのパイナガマ公園ですけども、さきの議員の質問でもありましたけども、いわゆる競売で落札した価格は出せるけれども、裁判所が公示した価格は出せないというのが腑に落ちないんですね。多分調べてあると思いますから、裁判所が公示した最低制限価格ですか、それについてもご提示を願いたいというふうに思っております。

それと、このパイナガマ公園事業ですけども、皆さんの資料によりますと昭和37年に都市計画決定と、第1回、第2回の変更を経ましてですね、当初事業認可が平成8年度、すなわち都市計画決定からですね、34年間も経過しているんですね。その理由をお聞かせ願いたい。なぜ都市計画決定してから34年も後になって急にこの事業認可を受けることになったのかですね、この理由をご説明をお願いします。

それと、平成19年度から平成22年度、新たに期間が延びましてですね、平成22年度までやっているようですから、平成19年度から平成22年度の各年度ごとのですね、補償費、用地補償費ですね。それから、取得面積、それから単価、これは地目別でよろしいですから、単価をご説明願いたいというふうに思っております。

それと、いわゆる適用される法令であります。地方自治法から条例まで、あるいは財務規則、たくさんあると思うんですけども、今総務部長がおっしゃったような法令ですね、それではまず港湾施設の緑地、これが処分されておりますけども、どの法令に依拠してですね、処分されたんでしょうか。いわゆる緑地帯の処分をした法的根拠を示していただきたい。それと、国との協議をされているというお話ですけども、もうちょっと詳しくですね、市民にわかるようにご説明願いたいと思います。

それから、カママ嶺公園は都市公園ですから公の施設ですね、公有財産です。向こうでいわゆる総務財政委員会で全会一致で否決されて、議会でも予算計上否決された憲法9条の碑が立てられていますね。どういう理由で、いわゆる行政財産でですね、こういうふうな憲法9条の碑のような恒久的な石碑がですね、立てられるんでしょうか、その法的な根拠を示していただきたいと思います。

次に、トゥリバー売却と協議書との関連についてお伺いします。トゥリバーが40億円で売却されまして、市の財政は非常に潤うというふうなことでありますので、非常に心配性なんでしょうかね、このトゥリバー一地区宿泊施設用地開発に関する協議書の内容を読みますと、どうも我が市にクリアできないんじゃないかなと、その協議書の条件が。そうしますと、その協議書の内容についていつまで結論を出せばいいんでしょうか。要するにお互いに話し合ったその条件を履行するのは、タイムリミットはいつまでなのか、これをお示し願いたいというふうに思っております。

それと、非常に気になるのは、撤去を要請されている施設がありますと、リゾートホテルの景観、開発

に非常に大きな影響が出るものだと思います。そうしますと、我々はそうは思わんけれども、相手方がこれを重要ないわゆる義務だというふうにとらえることがあった場合ですね、この条件がクリアされない場合に、ひょっとすると契約解除という最悪な場合が考えられないかどうかですね。これについても市長ですね、市長のほうからこれは大きなあれですから、明言をいただきたいというふうに思っております。

次に、このパイナガマ公園の今契約書をいただきました。平成9年度から平成15年度にわたってほとんど一個人の土地なんですね。6億5,000万円ほどの用地補償費がかかっております。どうしてですね、7年間も一人の地権者の土地をですね、公有し続けたのか。これはきちんとした理由があると思います。その理由についてご説明を願いたいというふうに思っています。

再び西辺中の体育館建設についてお伺いいたします。非常に工期が遅れている、運動場も非常に水はけが悪い。これについては、前任の久貝勝盛教育長とも、そして教育部長とも学校施設課長とも話をしてお伺いしたんですけど、やはりその運動場の水はけの問題についてもですね、体育館の建設の際にいわゆる基礎を掘る際にですね、そのときに重機を活用してやっていただければ工事もスムーズに進むかなと思うんですけども、いかがでしょうか。教育長ですね、ぜひ予算を早目に獲得していただいて、いわゆる運動場と体育館同時進行という形で整備を進めていただければ大変ありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

市長ですね、再度お伺いいたします。百条委員会での証人としての伊志嶺亮市長の発言の信憑性です。今さっきも申し上げましたようにですね、平成18年の……同じ年ですよ。平成18年の3月29日には、議案として議会で土地の処分について、我々は伊志嶺市長から提案された議案を議決をしました。この2カ月もしないうちに同じ市有地の処分ということで、下地の川満の土地の場合には23筆ですけども、同じ用途だということで全部まとめて、面積も金額もクリアしているということで議会の議決に付したわけですよ。これは総務部長もきっちり承知していなければならぬ話なんです。決裁しているわけですからね。当然市長も担当事務として承知していなければなりません。それを2カ月後の下崎地区の土地の処分の際にはですね、2筆に分けたから面積が違うからわからなかったと、そういうのはですね、私は通用しないと思うんですよ。ましてや平成18年度の決算におけるパイナガマ公園についてはですね、12月定例会までぎりぎりまで弁護士の意見も聞きながら皆さん、下崎地区の問題については議会とかんかんがくがくやっていたじゃないですか。そういう中において、パイナガマ公園の決裁の際にですよ、あるいは流用の際にも市長、気づきませんでしたと、いわゆる地方自治法第96条第1項第8号で定められた議会の議決に付す案件であるということを知らなかったということはですね、これは私にはうそだとしか思えません。みんな議員だってわかりますよ、そういうのは。同じ年に同じような案件を3件も出して、1件はちゃんと議会の議決に付し、2件はわからなかった、そんな話ないでしょう。だから、百条委員会における市長のいわゆる発言の信憑性については問われているんです。もっと申し上げますと、変更契約に関する発言だって二転三転でしょう、市長。市長がそういう態度では、私は職員の方ですね、いわゆる職務に対する態度、考え、これも変わらないと思います。

そういった面からしてもですね、やはりきちっと勉強して、市長よりもそれは部長の皆さんがおかしいですよ、言いかえれば。専門家でありながら、簡単に知りませんでした。各部長、これは本当に大いに反省してもらわんといかんと思いますよ。部長がきちっと承知をして、市長は悪い言葉で何と言うかわか



りませんけども、市長にそういうふうな恥をかかせるようなまねをしてはいけないと思います。特に総務部長、あなたの専任事項でしょう、契約とかそういったものは。そういった職員の不祥事が二度と起こらないように、市長、しっかりと指揮監督をしていただいでですね、これからもいろいろとこれまで起こった事象に対して市長の責任が問われてまいります。この責任をですね、市民に迷惑をかけないという観点からきっちりととっていただく、そういう決意があるかどうかお聞かせ願いたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

憲法9条の碑でございますけども、憲法9条の碑は日本が世界に非戦を誓う平和憲法のシンボルとして世界に誇れるものであると考えております。本市は、核廃絶平和宣言都市でもあり、平成18年度に当初予算で建設費を計上し、建立を計画しましたが、議会の理解を得ることができず断念した経緯があります。その後、民間の有志で9条の碑建立実行委員会が結成され、多くの浄財により今年6月にカママ嶺公園内に建立されました。式典後に宮古島市に碑の贈呈の申し出があり、市の財産として所定の手続きをとっております。憲法9条の碑は、那覇市や石垣市など他の市町村でも公園内に建立されておりますので、それに倣いました。

百条委員会での私の発言には虚偽の陳述はありません。

トゥリバーの協議書については、現在相手方から具体的な話がない状況であります。

各種の不手際等の責任については、きっちりと責任をとらせていただく所存でございます。

#### ◎建設部長（平良富男君）

パイナガマの土地の購入、同じ人がなぜ多くいるかという、平成9年度から平成15年度の件ですけど、まず共有地とその買った方がですね、ほとんどパイナガマ公園の予定地を所有していたということで、個人を先に契約しております。

それから、港湾課の緑地の件ですけど、国土交通省港湾局にですね、直接説明に行きました。その中で、今後こういうことのないようにということ指導を受けて、現在港湾計画改定の作業があります。この改定の作業の中で緑地の見直しをやったほうがいいということになっております。

それから、先程の憲法9条、非戦の誓いの根拠です。自治省の行政局行政課による例として、公園の使用許可と独占的利用の許可の関係で、例えば都市公園約100万平米のうち一部10万平米を総合グラウンドとして利用させる場合、条例で定める議決を要するかの問いがあります。公の施設が当該公の施設の機能、効用を推進することになり、かつ住民の一般利用が妨げられないものについては独占的利用に該当しないものと解するということになっております。当該使用許可については議会の議決を要しないとしております。したがって、カママ嶺公園11万平方メートル、うち非戦の誓いの碑の設置2平方メートルでございます。住民の一般利用が妨げられないものと判断して、議会に提案をしております。

#### ◎教育長（下地恵吉君）

西辺中のグラウンド排水施設の整備について、体育館着工と並行してグラウンドの排水施設の整備も進めていけるように対処していきたいと思っております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

土地の取得の際の登記簿と契約書の数字が違うということでございます。予算の範囲内で契約するために、分筆し取得する事例があります。そのために、分筆に伴い、登記簿の謄本と違いが生ずるものと思われれます。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後 5 時26分）

再開いたします。

（再開＝午後 5 時26分）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

S C G15特定目的会社との協議書についてご説明いたします。

現在の段階では、市長のほうからも答弁がありましたように相手方から具体的な提示はございませんので、現在は協議という中にも入っていません。池間議員のご質問にあるように、じゃこの協議書が守られなかった場合は重要な義務違反で契約解除となり得るのかということ、契約解除にはなり得ません。ですから、何度もお答え申し上げますように仮にこの協議書に基づいて建設物が取り壊された場合でも、宮古島市に負担のかからないような方法で関係機関と協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、議員のご了承をぜひお願いしたいと思っております。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 5 時28分）

再開いたします。

（再開＝午後 5 時32分）

◎建設部長（平良富男君）

昭和37年に都市計画決定されて、平成8年度に事業認可がされていますけど、その間はですね、荷川取公園もあるし、盛加越公園、その整備がされています。工事が進められていますので、その状況を見きわめて平成8年度から事業の採択がされていると思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで池間雅昭君の一般質問は終了いたしました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後 5 時33分）

平成 19 年

# 第 9 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

12月21日 (金) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第7号

平成19年12月21日（金）午前10時開議

- 日程第 1 池間健榮議員に残る2分の発言の許可を求める動議
- ” 第 2 下崎地区土地売買に関する調査について （特別委員長報告）
- ” 第 3 議案第 47 号 宮古島市特別職の職員で常勤のものとの給与の特例に関する条例の一部を  
改正する条例 （委員長報告）
- ” 第 4 認定第 1 号 平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について  
（ ” ）
- ” 第 5 ” 第 2 号 平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて （ ” ）
- ” 第 6 ” 第 3 号 平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について  
（ ” ）
- ” 第 7 ” 第 4 号 平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
（ ” ）
- ” 第 8 ” 第 5 号 平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて （ ” ）
- ” 第 9 ” 第 6 号 平成18年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて （ ” ）
- ” 第10 ” 第 7 号 平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
（ ” ）
- ” 第11 ” 第 8 号 平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について  
（ ” ）
- ” 第12 ” 第 9 号 平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定  
について （ ” ）
- ” 第13 ” 第 10 号 平成18年度宮古島市水道事業決算認定について （ ” ）
- ” 第14 議案第 85 号 宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 （ ” ）
- ” 第15 ” 第 86 号 折田喜作文化基金条例の一部を改正する条例 （ ” ）
- ” 第16 ” 第 87 号 宮古島市保育所条例の一部を改正する条例 （ ” ）
- ” 第17 ” 第 88 号 宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正す  
る条例 （ ” ）
- ” 第18 ” 第 89 号 宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例  
（ ” ）
- ” 第19 ” 第 90 号 宮古島市老人福祉センター条例の全部を改正する条例 （ ” ）
- ” 第20 ” 第 91 号 宮古島市社会福祉センター条例の全部を改正する条例 （ ” ）

日程第 2 1	議案第 9 2 号	宮古島市港湾事業特別会計財政調整基金条例	(委員長報告)
" 第 2 2	" 第 9 3 号	宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例	( " )
" 第 2 3	" 第 9 4 号	宮古島市サシバリリンクス伊良部条例を廃止する条例	( " )
" 第 2 4	" 第 7 9 号	平成 1 9 年度宮古島市一般会計補正予算 (第 5 号)	( " )
" 第 2 5	" 第 8 0 号	平成 1 9 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	( " )
" 第 2 6	" 第 8 1 号	平成 1 9 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算 (第 3 号)	( " )
" 第 2 7	" 第 8 2 号	平成 1 9 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	( " )
" 第 2 8	" 第 8 3 号	平成 1 9 年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	( " )
" 第 2 9	" 第 8 4 号	平成 1 9 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	( " )
" 第 3 0	" 第 9 5 号	第 1 次宮古島市総合計画基本構想を定めることについて	( " )
" 第 3 1	" 第 9 6 号	市営山中地区土地改良事業 (農業用排水施設) の計画変更について	( " )
" 第 3 2	" 第 9 7 号	市営西東地区土地改良事業 (区画整理) の施行について	( " )
" 第 3 3	" 第 9 8 号	市営大代原地区土地改良事業 (区画整理) の施行について	( " )
" 第 3 4	" 第 9 9 号	市営下南富竹第 2 地区土地改良事業 (農業用排水施設) の施行について	( " )
" 第 3 5	" 第 1 0 0 号	市営元島東地区土地改良事業 (農業用排水施設・農用地保全) の施行について	( " )
" 第 3 6	" 第 1 0 1 号	美しい村づくり総合整備事業 (平良地区) の計画変更について	( " )
" 第 3 7	" 第 1 0 2 号	美しい村づくり総合整備事業 (宮原地区) の計画変更について	( " )
" 第 3 8	" 第 1 0 3 号	パイナガマ公園用地に係る土地の取得について	( " )
" 第 3 9	陳情書第 6 号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書	( " )
" 第 4 0	" 第 1 7 号	義務教育国庫負担堅持及び 2 分の 1 復元を求める要請	( " )
" 第 4 1	" 第 1 8 号	「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請	( " )
" 第 4 2	" 第 1 9 号	「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する要請	( " )
" 第 4 3	" 第 2 0 号	「30 人以下学級実現」のための要請	( " )
" 第 4 4	" 第 2 1 号	特別支援教育に関する陳情	( " )

- 日程第 4 5 陳情書第 2 2 号 活根による樹勢回復事業推進について要請 (委員長報告)
- " 第 4 6 " 第 2 3 号 事業用自動車 (緑ナンバー) 使用方に関する陳情 ( " )
- " 第 4 7 " 第 2 4 号 一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について (陳情)  
( " )
- " 第 4 8 " 第 2 5 号 平成 2 0 年度福祉関係予算及び施策の充実について (要請)  
( " )
- " 第 4 9 " 第 2 6 号 「道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書」の採択について (依  
頼) ( " )
- " 第 5 0 " 第 2 7 号 2 0 0 8 年 4 月実施の後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直し  
を求める陳情 ( " )
- " 第 5 1 意見書案第 8 号 義務教育費国庫負担制度維持及び 2 分の 1 復元を求める意見書  
(委員会提出)
- " 第 5 2 " 第 9 号 後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める意見書  
( " )
- " 第 5 3 決議案第 1 号 未成年者の飲酒防止活動推進に関する宣言決議 (議員提出)
- " 第 5 4 指名第 1 号 議会運営委員会委員の選任について
- " 第 5 5 " 第 2 号 常任委員会委員の選任について

◎会議に付した事件

- 日程第 1 池間健榮議員に残る 2 分の発言の許可を求める動議
- " 第 2 下崎地区土地売買に関する調査について (特別委員長報告)
- " 第 3 議案第 4 7 号 宮古島市特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例の一部を  
改正する条例 (委員長報告)
- " 第 4 認定第 1 号 平成 1 8 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について  
( " )
- " 第 5 " 第 2 号 平成 1 8 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて ( " )
- " 第 6 " 第 3 号 平成 1 8 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について  
( " )
- " 第 7 " 第 4 号 平成 1 8 年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
( " )
- " 第 8 " 第 5 号 平成 1 8 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて ( " )
- " 第 9 " 第 6 号 平成 1 8 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて ( " )
- " 第 1 0 " 第 7 号 平成 1 8 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(委員長報告)

- 日程第 1 1 認定第 8 号 平成 1 8 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について ( " )
- " 第 1 2 " 第 9 号 平成 1 8 年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について ( " )
- " 第 1 3 " 第 1 0 号 平成 1 8 年度宮古島市水道事業決算認定について ( " )
- " 第 1 4 議案第 8 5 号 宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- " 第 1 5 " 第 8 6 号 折田喜作文化基金条例の一部を改正する条例 ( " )
- " 第 1 6 " 第 8 7 号 宮古島市保育所条例の一部を改正する条例 ( " )
- " 第 1 7 " 第 8 8 号 宮古島市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- " 第 1 8 " 第 8 9 号 宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例 ( " )
- " 第 1 9 " 第 9 0 号 宮古島市老人福祉センター条例の全部を改正する条例 ( " )
- " 第 2 0 " 第 9 1 号 宮古島市社会福祉センター条例の全部を改正する条例 ( " )
- " 第 2 1 " 第 9 2 号 宮古島市港湾事業特別会計財政調整基金条例 ( " )
- " 第 2 2 " 第 9 3 号 宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例 ( " )
- " 第 2 3 " 第 9 4 号 宮古島市サシバリリンクス伊良部条例を廃止する条例 ( " )
- " 第 2 4 " 第 7 9 号 平成 1 9 年度宮古島市一般会計補正予算(第 5 号) ( " )
- " 第 2 5 " 第 8 0 号 平成 1 9 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号) ( " )
- " 第 2 6 " 第 8 1 号 平成 1 9 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第 3 号) ( " )
- " 第 2 7 " 第 8 2 号 平成 1 9 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号) ( " )
- " 第 2 8 " 第 8 3 号 平成 1 9 年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号) ( " )
- " 第 2 9 " 第 8 4 号 平成 1 9 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第 2 号) ( " )
- " 第 3 0 " 第 9 5 号 第 1 次宮古島市総合計画基本構想を定めることについて ( " )
- " 第 3 1 " 第 9 6 号 市営山中地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画変更について ( " )
- " 第 3 2 " 第 9 7 号 市営西東地区土地改良事業(区画整理)の施行について ( " )
- " 第 3 3 " 第 9 8 号 市営大代原地区土地改良事業(区画整理)の施行について ( " )

日程第34	議案第99号	市営下南富竹第2地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について （委員長報告）
” 第35	” 第100号	市営元島東地区土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）の施行について （ ” ）
” 第36	” 第101号	美しい村づくり総合整備事業（平良地区）の計画変更について （ ” ）
” 第37	” 第102号	美しい村づくり総合整備事業（宮原地区）の計画変更について （ ” ）
” 第38	” 第103号	パイナガマ公園用地に係る土地の取得について （ ” ）
” 第39	陳情書第6号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書 （ ” ）
” 第40	” 第17号	義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める要請 （ ” ）
” 第41	” 第18号	「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請 （ ” ）
” 第42	” 第19号	「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する要請 （ ” ）
” 第43	” 第20号	「30人以下学級実現」のための要請 （ ” ）
” 第44	” 第21号	特別支援教育に関する陳情 （ ” ）
” 第45	” 第22号	活根による樹勢回復事業推進について要請 （ ” ）
” 第46	” 第23号	事業用自動車（緑ナンバー）使用方に関する陳情 （ ” ）
” 第47	” 第24号	一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について（陳情） （ ” ）
” 第48	” 第25号	平成20年度福祉関係予算及び施策の充実について（要請） （ ” ）
” 第49	” 第26号	「道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書」の採択について（依頼） （ ” ）
” 第50	” 第27号	2008年4月実施の後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める陳情 （ ” ）
” 第51	意見書案第8号	義務教育費国庫負担制度維持及び2分の1復元を求める意見書 （委員会提出）
” 第52	” 第9号	後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める意見書 （ ” ）
” 第53	決議案第1号	未成年者の飲酒防止活動推進に関する宣言決議 （議員提出）
” 第54	指名第1号	議会運営委員会委員の選任について
” 第55	” 第2号	常任委員会委員の選任について
追加日程		市長伊志嶺亮君の不信任の動議
”		平成18年度パイナガマ公園土地取得に関する緊急質問



平成19年12月21日

宮古島市議会  
議長 友利 恵 一 殿

調査特別委員会  
委員長 仲 間 明 典

委員会調査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、調査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
	下崎地区土地売買に関する調査について	再々継続 調 査

平成19年12月21日

宮古島市議会  
議長 友利 恵一 殿

調査特別委員会  
委員長 仲間 明典

閉会中、再々継続調査の申し出について

本委員会は、調査期限について本定例会までと決せられていたが、その期限をさらに次期定例会まで延長し、なお引き続き閉会中も調査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件名

議案番号	件名
	下崎地区土地売買に関する調査について

2. 理由

閉会中もなお調査期限を延長し、慎重調査を要する。

平成19年12月21日

宮古島市議会  
議長 友利 恵一 殿

総務財政委員会  
委員長 前川 尚 誼

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第47号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	否決
認定 第1号	平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	不認定
議案 第79号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案 第85号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	”
議案 第86号	折田喜作文化基金条例の一部を改正する条例	”
議案 第95号	第1次宮古島市総合計画基本構想を定めることについて	”

※議案第47号、認定第1号は、前定例会からの継続審査事件。

◎否決の理由

議案第47号は、職員の不祥事により発生した市長、副市長の管理者としての政治的、道義的責任を問うものであり、その性質上、市民に与えた行政不信、政治不信は大きく、不信任に値する。提案の数値では納得できず、事の重大さを再認識して頂くよう否決する。

◎不認定の理由

認定第1号は、パイナガマ公園整備事業土地売買契約に地方自治法第96条第1項第8号の違反があり不認定とする。

平成19年12月21日

宮古島市議会  
議長 友利 恵一 殿

文教社会委員会  
委員長 佐久本 洋 介

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
認定 第2号	平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定 第4号	平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第7号	平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第8号	平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
議案 第80号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案 第84号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）	”
議案 第87号	宮古島市保育所条例の一部を改正する条例	”
議案 第88号	宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	”
議案 第89号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例	”
議案 第90号	宮古島市老人福祉センター条例の全部を改正する条例	”

議案番号	件名	結果
議案 第91号	宮古島市社会福祉センター条例の全部を改正する条例	原案可決
議案 第93号	宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例	”

※認定第2号、認定第4号、認定第7号、認定第8号は、前定例会からの継続審査事件。

平成19年12月21日

宮古島市議会  
議長 友利 恵一 殿

文教社会委員会  
委員長 佐久本 洋 介

### 陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第6号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書	再継続 審査	
陳情書 第17号	義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める要請	採択すべ きもの	
陳情書 第18号	「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請	継続審査	
陳情書 第19号	「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する要請	みなし 採択	
陳情書 第20号	「30人以下学級実現」のための要請	採択すべ きもの	
陳情書 第21号	特別支援教育に関する陳情	”	
陳情書 第24号	一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について（陳情）	継続審査	
陳情書 第25号	平成20年度福祉関係予算及び施策の充実について（要請）	採択すべ きもの	
陳情書 第27号	2008年4月実施の後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める陳情	”	

※陳情書第6号は、前定例会からの継続審査事件。

◎採択の理由

陳情書第17号、陳情書第20号、陳情書第21号、陳情書第25号、陳情書第27号は、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎みなし採択の理由

陳情書第19号は、陳情書の趣旨に沿った措置がされているため、みなし採択と決した。



平成19年12月21日

宮古島市議会  
議長 友利 恵 一 殿

文教社会委員会  
委員長 佐久本 洋 介

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
陳情書 第6号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書
陳情書 第18号	「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請
陳情書 第24号	一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について（陳情）

2. 理 由

陳情書第6号、陳情書第18号、陳情書第24号は、閉会中も慎重審査を要する。

平成19年12月21日

宮古島市議会  
議長 友利 恵一 殿

経済工務委員会  
委員長 池 間 豊

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
認定 第3号	平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定 第5号	平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第6号	平成18年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第9号	平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第10号	平成18年度宮古島市水道事業決算認定について	〃
議案 第81号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案 第82号	平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 第83号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
議案 第92号	宮古島市港湾事業特別会計財政調整基金条例	〃
議案 第94号	宮古島市サシバリンクス伊良部条例を廃止する条例	〃

議案番号	件名	結果
議案 第96号	市営山中地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更について	原案可決
議案 第97号	市営西東地区土地改良事業（区画整理）の施行について	”
議案 第98号	市営大代原地区土地改良事業（区画整理）の施行について	”
議案 第99号	市営下南富竹第2地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について	”
議案 第100号	市営元島東地区土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）の施行について	”
議案 第101号	美しい村づくり総合整備事業（平良地区）の計画変更について	”
議案 第102号	美しい村づくり総合整備事業（宮原地区）の計画変更について	”
議案 第103号	パイナガマ公園用地に係る土地の取得について	”

※認定第3号、認定第5号、認定第6号、認定第9号、認定第10号は、前定例会からの継続審査事件。

平成19年12月21日

宮古島市議会  
議長 友利 恵一 殿

経済工務委員会  
委員長 池 間 豊

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第22号	活根による樹勢回復事業推進について要請	採択すべきもの	
陳情書 第23号	事業用自動車（緑ナンバー）使用方に関する陳情	”	
陳情書 第26号	「道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書」の採択について（依頼）	”	

◎採択の理由

陳情書第22号、陳情書第23号、陳情書第26号は、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

平成19年第9回宮古島市議会定例会（12月）会議録

平成19年12月21日

（開議＝午前10時52分）

◎出席議員（27名）

（閉会＝午後7時17分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22番）	下地 智 〃	〃（15番）	嘉手納 学 〃
議員（2番）	仲間 明典 〃	〃（16番）	新城 啓世 〃
〃（3番）	池間 健榮 〃	〃（17番）	上地 博通 〃
〃（4番）	新里 聰 〃	〃（18番）	平良 隆 〃
〃（6番）	佐久本 洋介 〃	〃（19番）	亀濱 玲子 〃
〃（7番）	砂川 明寛 〃	〃（20番）	上里 樹 〃
〃（8番）	棚原 芳樹 〃	〃（21番）	與那覇 夕ズ子 〃
〃（9番）	前川 尚誼 〃	〃（23番）	豊見山 恵栄 〃
〃（10番）	與那嶺 誓雄 〃	〃（24番）	富永 元順 〃
〃（11番）	山里 雅彦 〃	〃（25番）	富浜 浩 〃
〃（12番）	池間 豊 〃	〃（26番）	下地 秀一 〃
〃（13番）	宮城 英文 〃	〃（27番）	下地 明 〃
		〃（28番）	池間 雅昭 〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	城辺 支所長	饒平名 建次 君
副市長	下地 学 〃	上野 支所長	砂川 正吉 〃
総務部長	宮川 耕次 〃	下地 支所長	平良 哲則 〃
企画政策部長	久貝 智子 〃	水道局次長	砂川 定之 〃
地域戦略局長	與那嶺 大 〃	消防局長	伊舎堂 勇 〃
福祉保健部長	上地 廣敏 〃	教育局長	下地 恵吉 〃
経済部長	宮國 泰男 〃	教育部長	長濱 光雄 〃
建設部長	平良 富男 〃	総務課長	伊良部 平師 〃
会計管理者	譜久村 基嗣 〃	財政課長	石原 智男 〃
伊良部総合支所長	垣花 恵 〃	企画調整課長	下地 信男 〃
平良支所長	狩俣 照雄 〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美 〃	庶務 係 長	友利 毅彦 〃
補佐兼議事係長	砂川 芳徳 〃		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時52分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第7号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

12月10日付をもちまして、21世紀クラブ会派代表、下地秀一議員より会派の消滅届、公明会派代表、富永元順議員より会派代表の変更届、自民党会派代表、平良隆議員より眞榮城徳彦議員の所属議員変更届（加入）がそれぞれ提出されましたので、ご報告申し上げます。

次に、12月20日、本会議前に議会運営委員会が招集され、任期満了に伴う常任委員、議会運営委員の選任確認が行われました。

次に、本日、本会議前に議会運営委員会が招集され、未成年者の飲酒防止活動推進に関する宣言決議の取り扱いを協議した結果、本日の会議において決議することに決しました。

次に、10月に行われました各常任委員会の研修視察報告書をお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第1、池間健榮議員に残る2分の発言の許可を求める動議を議題とし、動議提出者から説明を求めます。

◎新里 聰君

説明いたします。

去る19日の池間健榮議員の一般質問についてであります。池間議員は質問をいたしました。当局において答弁の整理ができておりませんでした。池間議員は、一般質問本会議中、当局の答弁不能による時間の浪費をなくすため、いいですよ、次の質問をしている間に整理してくださいと言いながら議長に発言を申し出、円滑な議事進行に主眼を置き、当局に歩み寄ったわけであり。その後、3度目の質問に立ち、答弁を求めましたが、本人は当局に歩み寄ったことを念頭に置き、質問を締めることなく、3度目だから、質問席にとどまるよう議席にいる複数の議員から声をかけましたが、降壇いたしました。会議規則の準用規定により、質問は3回までとなっておりますが、今回の場合、議事進行上、当局の答弁を整理するまでと善意をもって行った行為が本人の意に反し、残り2分の発言時間を封じ込められるのは決して議会のあり方として好ましいことではないと、また市民が望むものではないとの判断から、動議の提出となりました。

議員諸公のご理解をお願いいたしまして、説明といたします。

◎議長（友利恵一君）

これで説明は終わりました。

これより質疑に入ります。  
質疑があれば発言を許します。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。  
これより池間健榮議員に残る2分の発言の許可を求める動議を挙手により採決いたします。  
なお、挙手のない者は否とみなします。  
本件は、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長(友利恵一君)

挙手少数であります。  
よって、本件は否決されました。

次に、日程第2、下崎地区土地売買に関する調査について下崎地区土地売買に関する調査特別委員会委員長から報告を求めます。

◎調査特別委員会委員長(仲間明典君)

報告をします。

宮古島市議会議長、友利恵一殿。調査特別委員会委員長、仲間明典。

委員会調査結果報告書。

本委員会付託の下記事件は、調査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

件名、下崎地区土地売買に関する調査について、結果、再々継続調査。

閉会中、再々継続調査の申し出について。

本委員会は、調査期限について本定例会までと決せられていたが、その期限をさらに次期定例会まで延長し、なお引き続き閉会中も調査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

- 1、件名、下崎地区土地売買に関する調査について。
- 2、理由、閉会中もなお調査期限を延長し、慎重調査を要する。

◎議長(友利恵一君)

これで報告は終了いたしました。

ただいま下崎地区土地売買に関する調査については、下崎地区土地売買に関する調査特別委員会委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の再々継続調査の申し出がなされました。

お諮りいたします。下崎地区土地売買に関する調査については下崎地区土地売買に関する調査特別委員長の申し出のとおり、その調査期限を次期定例会まで延長し、閉会中の再々継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、下崎地区土地売買に関する調査については申し出のとおり、次期定例会までその調査期限を延長し、閉会中の再々継続調査に付することに決しました。

次に、日程第3、議案第47号から日程第50、陳情書第27号までの計48件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

総務財政委員会の審査結果を報告します。

宮古島市議会議長、友利恵一殿。総務財政委員会委員長、前川尚誼。

委員会審査結果報告書。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第47号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、否決。

認定第1号、平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定。

議案第79号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第85号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第86号、折田喜作文化基金条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第95号、第1次宮古島市総合計画基本構想を定めることについて、原案可決。

否決の理由。議案第47号は、職員の不祥事により発生した市長、副市長の管理者としての政治的、道義的責任を問うものであり、その性質上、市民に与えた行政不信、政治不信は大きく、不信任に値する。提案の数値では納得できず、事の重大さを再認識して頂くよう否決する。

不認定の理由。認定第1号は、パイナガマ公園整備事業土地売買契約に地方自治法第96条第1項第8号の違反があり、不認定とする。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

文教社会委員会審査結果報告をいたします。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

認定第2号、平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定でございます。

認定第4号、平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定でございます。

認定第7号、平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定です。



認定第8号、平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定です。

議案第80号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決です。

議案第84号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

議案第87号、宮古島市保育所条例の一部を改正する条例、原案可決です。

議案第88号、宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、原案可決です。

議案第89号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例、原案可決です。

議案第90号、宮古島市老人福祉センター条例の全部を改正する条例、原案可決です。

議案第91号、宮古島市社会福祉センター条例の全部を改正する条例、原案可決です。

議案第93号、宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例、原案可決です。

続いて、陳情書審査結果報告を行います。

陳情書審査結果報告書。

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第6号、新ゴミ処理施設建設に反対する要請書、再継続審査です。

陳情書第17号、義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める要請、採択すべきもの。

陳情書第18号、「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請、継続審査です。

陳情書第19号、「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する要請、みなし採択です。

陳情書第20号、「30人以下学級実現」のための要請、採択すべきもの。

陳情書第21号、特別支援教育に関する陳情、採択すべきもの。

陳情書第24号、一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について（陳情）、継続審査です。

陳情書第25号、平成20年度福祉関係予算及び施策の充実について（要請）、採択すべきもの。

陳情書第27号、2008年4月実施の後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める陳情、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第17号、陳情書第20号、陳情書第21号、陳情書第25号、陳情書第27号は、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

みなし採択の理由。陳情書第19号は、陳情書の趣旨に沿った措置がされているため、みなし採択と決した。

次に、閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

陳情書第6号、新ゴミ処理施設建設に反対する要請書。

陳情書第18号、「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請。

陳情書第24号、一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について（陳情）。

理由。陳情書第6号、陳情書第18号、陳情書第24号は、閉会中も慎重審査を要する。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

経済工務委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

認定第3号、平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第5号、平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第6号、平成18年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第9号、平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第10号、平成18年度宮古島市水道事業決算認定について、認定であります。

議案第81号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決であります。

議案第82号、平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決であります。

議案第83号、平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決であります。

議案第92号、宮古島市港湾事業特別会計財政調整基金条例、原案可決であります。

議案第94号、宮古島市サシバリンクス伊良部条例を廃止する条例、原案可決であります。

議案第96号、市営山中地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更について、原案可決であります。

議案第97号、市営西東地区土地改良事業（区画整理）の施行について、原案可決であります。

議案第98号、市営大代原地区土地改良事業（区画整理）の施行について、原案可決であります。

議案第99号、市営下南富竹第2地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、原案可決であります。

議案第100号、市営元島東地区土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）の施行について、原案可決であります。

議案第101号、美しい村づくり総合整備事業（平良地区）の計画変更について、原案可決であります。

議案第102号、美しい村づくり総合整備事業（宮原地区）の計画変更について、原案可決であります。

議案第103号、パイナガマ公園用地に係る土地の取得について、原案可決であります。

次に、陳情書についての結果を報告いたします。

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告いたします。

陳情書第22号、活根による樹勢回復事業推進について要請、採択すべきものと決しました。

陳情書第23号、事業用自動車（緑ナンバー）使用方に関する陳情、採択すべきものと決しました。

陳情書第26号、「道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書」の採択について（依頼）、採択すべきものと決しました。

採択の理由。陳情書第22号、陳情書第23号、陳情書第26号は、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採

択すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

◎議長（友利恵一君）

これより……

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時14分）

再開いたします。

（再開＝午前11時49分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時49分）

再開いたします。

（再開＝午後3時14分）

◎池間雅昭君

この際、市長伊志嶺亮君の不信任の動議を提出をいたしたいと思いますので、ご賛同願います。

（「賛成」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ただいま池間雅昭君から市長伊志嶺亮君の不信任の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。ただいま会議は日程第3から日程第50までの48件を一括議題として審議中ですが、これを一時中止し、本動議を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

休憩いたします。

（休憩＝午後3時18分）

再開いたします。

（再開＝午後3時20分）

本動議を議題とし、提出者から説明を求めます。

◎池間雅昭君

動議を読み上げて、提案にかえたいと思います。

市長伊志嶺亮君の不信任の動議。

市長伊志嶺亮君の就任以来、職員の不祥事、行政事務の不手際、法令無視等々市民無視の行政運営がな

され、市長をトップとした組織ぐるみの違法行為として批判を受け、市長の辞職勧告決議も議決されたが、その後も市長の行政の長としての資質、統括管理者としての能力の欠如から、違法行為が繰り返されている。伊志嶺亮君の政治的、行政的、道義的責任は重大であり、総務財政委員会でも与野党全会一致で不信任に値するとの議決をしている。

よってここに市長伊志嶺亮君の不信任の動議を提出する。

以上であります。よろしく申し上げます。

◎議長（友利恵一君）

これで説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎仲間明典君

私も総務財政委員会の委員であったんですが、この場合は給与とか市長の報酬をどうするかという感じのものであったというふうに理解をします。もう一点、今起こっている問題、これは金を取って食ったわけでもないし、市民に直接どういう影響があるかというのは目に見えないわけですよ。言うなれば自治法に抵触をしたと、それは確かにいけないことではありますけど、これで不信任を出すような議会の品位というのはこれでいいのかと。市民というのは、そういうもんじゃないんじゃないかと。本来ならば、議会と行政とはお互い両輪のごとくというじゃないですか。足を引っ張るのが議会ではないです。指摘をするのが議会です。これでは行政運営はできないですよ。こういうような状態で不信任案を出して、だからですね、僕は余計なことかもしれませんが、不信任案を通してですね、議会を解散させたほうがいいと思います。

終わります。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

一人一人に説明しましょうか。

提案者、今の質疑に……

（議員の声あり）

◎仲間明典君

これは、不信任に値しないと私は思います。

◎議長（友利恵一君）

提案者、今の質問に対して……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時 25 分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時 25 分）

◎仲間明典君

総務財政で与野党全会一致というふうにあったんですが、これはさっき議事録を見たんですけどね、全会一致と言うにはふさわしくないんじゃないかと。不信任案を導きかねないというか、招きかねないというような結論であったと私は理解をしているんですが、報告書には不信任に値するというふうになっていると、それがなぜそうなったのかというのも一つわからないんですが。

それから、市民無視の行政運営というふうにあるんですが、市民無視の行政運営とはどういうものなのか。

それから、政治的、行政的、道義的責任は重大であると、これはどういうふうに重大なのか、その辺をきちんと説明してください。

◎池間雅昭君

まず、最初の総務財政委員会での全会一致のことに関することですが、これは総務財政委員長の報告にも不信任に値するというふうに書いているわけですから、委員長報告のとおりであります。

それと、市民無視というのはですね、いわゆるきのうの一般質問でも言ったんですけども、公務員というのはまず法令の遵守義務がありますね。公務員の無謬性というのは、やはり公務員は過ちを犯さない、ミスをしない、あるいはうそをつかないというふうな形で市民から信頼されるわけですね。そして、この公務員を統括して管理しているのは市長です。市政のトップです。そういった意味で、この職員がたび重なる不祥事や行政手続の不手際あるいは法令無視等々を行っていることは、市長の行政管理能力の欠如もあるというふうに私は思います。そういった行政は、まさに市民の利益を無視した市民無視の行政運営だと言わざるを得ません。

それからですね、政治的、行政的、道義的責任は重大というのは、これらの連綿として続いているそういった行政上の不手際によって、例えば市民が負担しなくてもいいような裁判所からの損害賠償の命令ね、これも職員が気づいておけば、一般会計から払わなくても済んだんです。それから、もう一点は、下崎地区の土地売買の件についてもきちっと地方自治法第96条第1項第8号に沿ってやっておけば、向こうの契約不履行によって、800万円もの金が市の財政に入ったわけです。そういったこと等を考え合わせますと、市民に与えた不利益は非常に重大であり、したがって市長の政治的、行政的、道義的責任は重大であるというふうに私は判断しております。

◎亀濱玲子君

提案者にご説明を求めます。

市長をトップとした組織ぐるみの違法行為というものを説明してください。

不信任に値するということは何を根拠にして、何をもとに不信任に値しているのかが2点目。

3点目に、これは議案第47号にも関連すると思われかもしれませんが、これはそもそも議案第47号は下崎地区の土地売買契約に関する不手際のことです。これは、調査特別委員会で今現在進行中、調査、審査中であります。5月に出されたもので現在進行中でありまして、あるいは議案第47号の一つにはトゥリバーの専任媒介の問題で出されております。それは、既にトゥリバーが売られたという、そういう一連の経緯の中の流れに来て、何であえてここに来て、例えば提案の数値に納得できないということは提案の数値が低いというようなことも否決の理由になっていると思いますけど、何に照らし合わせて、そういう現

在進行形の調査特別委員会もにおいて、そして何に照らし合わせて、今この議会において不信任案の動議なのかということについてご説明願います。

◎池間雅昭君

まず、市長をトップとした組織ぐるみの違法行為というのはですね、去った6月定例会だったかな。6月定例会かな。これが総務財政委員会の与野党、特別委員会か。総務財政委員会だな。与野党一致しての委員長報告であります。そして、その市長をトップとした組織ぐるみの違法行為というのは、それに基づいて、その後で市長の辞職勧告決議案が提出されて、それが成立しました。ですから、市長をトップとした組織ぐるみの違法行為としての批判は、これは議会の意思であります。

それから、総務財政委員会での不信任に値するとのことですが、これは総務財政委員会委員長に聞いてください。これ私の答える範疇じゃありません。これ、だって総務財政委員会の報告を書いているわけだから。だから、報告に対して質問することでしょう。なぜ、じゃ委員長に対して質疑しなかったんですか。当然じゃないですか。これ私の答える範疇じゃない。

(議員の声あり)

◎池間雅昭君

何がですか。

(議員の声あり)

◎池間雅昭君

そうか。これは、総務財政委員会委員長に聞いてくださいよ。

(「あなたが答えるべき」の声あり)

◎池間雅昭君

何で。どうしてですか。

(議員の声あり)

◎亀濱玲子君

報告書いてあるんですけれども、これは極めて重大な不信任の動議です。動議に改めてこの文章を使うということは、この文章に責任を持たなければいけません、動議を出した人は。ですから、その組織ぐるみを何を指して組織ぐるみと言っているのか、あるいは何を根拠に不信任に値するかということは総務財政委員会委員長に聞きなさいではなくて、動議を出した方がこの文言に新たに責任を持って説明しなければいけないと私は思います。説明を求めます。

◎池間雅昭君

市長をトップとした組織ぐるみの違法行為というのは、さきの定例会で6月かに議会へ出てきて、されているんですよ。忘れまして。

(「忘れていません」の声あり)

◎池間雅昭君

議会の議決を踏まえて書いているんです。これは、いわゆる下崎地区土地売買の契約に基づいて、二十余の法令、規則、そういったものに違反していると、このことがいわゆる市長をトップとした組織ぐるみの違法行為として、これは委員会で出されているんです。忘れまして。

〔「忘れていません」の声あり〕

◎池間雅昭君

忘れていないでしょう。

それと、総務財政委員会でも与野党全会一致で不信任に値するとの議決をしている、この事実を述べているんです。事実述べているんです。この理由はですね、じゃ申し上げます。この理由は、いわゆる特別職の報酬の改正条例、15%と10%出ましたね。それを審議をしている中で、これまでの一連の不祥事をとらえた場合に、市長の15%、副市長の10%というのは軽過ぎる。これまでの一連の不祥事は、この責任はまさに不信任に値する、そういうことで委員長報告は出されております。

◎亀濱玲子君

まだお答えいただけていない点もありますので、繰り返して聞きますけれども、調査特別委員会がまだ調査して、答えが出ていない段階でこの動議を出すということの理由をまだ答えていただけていません。これも1点。

もう一点は、15%、10%、提案したのが低いという、何を根拠に、何に照らし合わせて低いと判断しているのかということをお聞かせください。

◎池間雅昭君

責任の重大さにかんがみて、低いと判断したそうです、みんな。市長の責任の重大さにかんがみた場合に、15%、10%は低いというふうな判断であったと思います。逆に聞きたいのはね、何を根拠に、それじゃ市長は15%、副市長10%で出したんですか、条例の改正案。これも説明されていないよ、逆に言えば。これ委員会でも説明されていない。我々委員会の全員の総意として、15%、10%、責任の重大さにかんがみれば、これではおかしいということで、否決の上、総務財政委員会の総意として、委員長の報告になった次第であります。

それから、調査特別委員会の問題ですけどもね、調査特別委員会であろうが何だろうが、ずっと連綿として不祥事が続いているわけですよ。その不祥事をとらえて、おかしいということで、これまでの市長としての、管理者としてのね、統括管理者としての責任を問うたわけ。その結果として、委員長の報告のとおりになった次第であります。

◎上里 樹君

ただいまの不信任の動議について、提案者に質疑をいたします。

まず、提案者が20余りの法令違反とおっしゃいました。具体的にその違反の事例を挙げてください。

それから、もう一つ、委員長の報告のとおりとおっしゃいましたけども、10%、15%が低過ぎるという話がありますけども、同じように市民から選ばれた対等の、市民から選ばれた代表に対して、何を根拠に軽過ぎる、重過ぎるという判断をするのでしょうか。

◎池間雅昭君

要するにね、市長という重大な職責にありながら、職員を指揮監督する立場にありながら、それを怠ったということですよ。職員を指揮監督する立場にある市長が何遍謝ったんですか、議場で。何遍謝られたら済むんですか、与党の皆さん。そういう重責にある市長が議会たんびに、済みません、済みませんと議会と市民に謝罪する、こういう行政がありますか。とんでもないでしょうが。市長としての職責は重大で

あるから、職員を指揮監督する責務があります。特に土地売買については、これは市長の担当事務です。ミスは全部市長につながるんですよ。ですから、市長のですね、権利あるいは権限、職責、そういったものが重大なだけに、これまでの一連の不祥事は看過することができない、そういうことで今までも議場で、一般質問で取り上げてきたと思います、皆さんみんな。理由は、市長の職責が重大であるから、過ちも重大だということです。

◎上里 樹君

ここに上げられている法令無視、市民無視の行政という、市長をトップとした組織ぐるみの違法行為という、それをただ委員長報告だと、それで言いますけども、具体的にその中身を聞いているんですよ、私は。

それともう一つ、今の市長の職責の重さからの判断だとおっしゃいましたけども、重い、軽いを議会がどう判断するんですか、何に基づいて。それについて教えてください。

◎池間雅昭君

職員の不祥事はね、酒気運転、酒気帯び運転、交通事故、いろいろありますよね。それから、行政事務ミス、今何をパイナガマで平成18年の事案、何でパイナガマ問題にしているんですか。

(議員の声あり)

◎池間雅昭君

あなたに答えんといかんでしょう。あなた質問しているんだから。

(議員の声あり)

◎池間雅昭君

何のですか。

(「15%、10%が軽過ぎるという根拠」の声あり)

◎池間雅昭君

言ったでしょう、今。先程答弁したとおりです、理由は。行政事務の不手際、今まで何を議会で論議しているんですか。何やってきたんですか。

(「議会が軽い、重いを何に基づいて判断しているんですかと」の声あり)

◎池間雅昭君

職責に基づいているでしょう。

◎池間健榮君

地方議会含めて大統領制をとっておりまして、当然議会は不信任案を出すことの権利をっております。当然市長は議会を解散する権利をっております。当然解散も覚悟の上の動議の提出だと私は思っております。政治家が当然自分の責任を金で許してくださいということは、当然総務財政委員会の中でも議論がありました。したがって、15%、10%というのは提案者側も、当然審議する我々も、政治家が金で物事を片づけるなという意味合いでの否決だったと私は思っております。当然決算認定というのも2つしかありませんから、認定、不認定。しかし、効力は何もこれがどうのこうのではありません。ここにはやはり決算を不認定することによって、市長にはやはり1年間の予算執行の中でそれは政治的、道義的責任が残る



というのが一般的だと私は認識しております。

ちょっと提案者にお聞きしたいんですけども、やはり今後パイナガマ公園工事が平成18年度の地方自治法第96条第1項第8号に基づく契約、現在無効であり、県の指導は当然早目に議決をし、追認をし、過去の平成9年の2億6,000万円余も効力を発し、この事業をやはり市民に不利益を与えないために、早目に追認ということをお願いしているんですけども、まだ上がってはきておりませんが、提案者としては県の指摘されている契約を追認しないで、あくまでももう不信任案で補助金返還、今想定されているのが7,000万円、起債の70%が75ですから、当然1億円余の補助金返還が想定されるんですけども、これもやむなしということでの不信任案提案か、お聞きをいたします。

◎池間雅昭君

補助金返還の件でありますけれども、いわゆる補助金交付申請の書類ですね、それに対して疑義が今持たれております。いわゆる契約書の内容等と、あるいは補助金交付申請書の内容等ですね、これを精査しなければならない状況が起きていると思います。ということはですね、交付申請書が虚偽の申請であるならば、補助金適正化法に基づいて処罰されます。これは、もう既に議会の範疇ではありません。もし議会が違法であることをですね、認めるというふうなことになる場合には、すべて責任は議会にあるということをお聞きしたいんですけども、認識をしていただきたいというふうに思っています。例えばですね、今回のパイナガマ公園についても、全国市議長会は、これは行政が対処すべきであると。いわゆる議会に追認を求める前に、以前に、市長を含めて関係職員ですね、きちっと処分をした上で、私は議会にはそういった追認の議案というのはね、提案されてしかるべきだと思います。ですから、行政がどのような対応するか。市長を含めて、関係職員を含めて、どういうふうな対応やりますということを決定した上でなければ、私は議会に提案してはいけないと思います。

◎池間健榮君

まさに一般質問でもありましたように、今合併2年、3年目に入っております。市長も初代宮古島市長として、この不信任案というのは非常に厳しいものがあると思うし、また我々議会も88名の議員の皆さんの在任期間も認めませんでしたから、28名になっているわけでありまして。この不信任案というのは、まさに新しい宮古島をつくるための判断材料になろうかと思っておりますけれども、最後に1つだけお聞かせください。提案者は、解散も辞さないという思いで提案されたかどうか、この点をお願いしたいと思います。

◎池間雅昭君

当然です。これは、不信任決議案が通れば、市長は10日以内に辞職をするか、あるいは議会を解散するかを選択肢があるわけですから、当然提案した以上は、解散の道もある覚悟といいますかね、あるべきものだというふうに認識しております。

◎池間健榮君

それぐらいの覚悟であれば、どうぞしっかりと頑張ってください。  
終わります。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

市長から弁明の申し出がございますので、これを許可いたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

確かに合併以来、職員の仕事上の不手際等々たくさんございました。私も監督責任を十分果たしてはおりませんでした。ですから、これまでもたびたび陳謝をいたしております。しかし、これが不信任に値する件とは思っておりません。これから職員を督励して、私もしっかりと勉強して、市政運営に携わっていきたいという覚悟を新たにしております。

◎議長（友利恵一君）

これで市長の弁明は終わりました。

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時48分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時53分）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております市長伊志嶺亮君の不信任の動議については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに処理いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

伊志嶺市長の不信任の動議に対する反対の立場から討論させていただきます。

確かに提案者がおっしゃっていますように、市長の責任は重大であります。それを根拠にしています。重大であります。もちろんそうです。例えば職員がさまざまな問題を、不手際を起こすこと、それに責任をとるのも当然市長、その責任があります。ですけれども、今現在5月に提案したことから調査特別委員会は現在進行中でありまして、まだ結論も出ておりません。その中で例えば組織ぐるみの違法行為というものをお断言し、あるいは市長をトップとしたと断言し、それが不信任というふうになるということに関して、私は宮古島市がスタートしてもう2年経過いたしましたけれども、さまざまな課題を抱えながら、いかにして宮古島を順風満帆にいかそうかというところにあつて、議会はチェック機能を持っていますから、確かに注意を促す、あるいはチェックをする。それを指摘することは議会の責任ではありますけれども、ここに来て不信任を出すということまでに至った、何を探してもそれに値するものはないというふうに思います。ついては、伊志嶺市長の不信任の動議に反対いたします。

◎仲間明典君

先程から出ているようにですね、今合併をして、いろんなのが混乱をしていると。その混乱を整理しながらやっていくというのが行政と議会の今負わされている一番大きな宿題じゃないかと思います。これをうまく行政と協力をしてやっていこうと、それが議会の本来あるべき立場じゃないかと私は認識をしています。ただ、こういうような問題で不信任案をどんどん突きつけて、あるいはいろんなもので問題が多いと。これは、逆に合併の混乱をさらに混乱させるようなものであると、今そういうようなときではないと私は本来思います。だから、不信任案を出すとか、そういうようなのは議会としては反省をするべきだと理解をしています。だから、私は不信任案には反対です。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後 3 時57分)

再開いたします。

(再開＝午後 3 時58分)

ほかに討論ありませんか。

◎上里 樹君

ただいま出されました……

(「討論は 2 人までですよ」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

慣例で 2 対 2 という形ですので。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

もう反対とはっきりしていますから。

ほかにございませんね。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午後 3 時59分)

再開いたします。

(再開＝午後 4 時09分)

これより本件を挙手により採決いたします。

市長不信任の表決については、地方自治法第178条の規定により、議員数の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 4 分の 3 以上の者の同意を必要といたします。

出席議員は27名であり、議員数の 3 分の 2 以上であります。

本件は、本動議のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手19人)

◎議長（友利恵一君）

ただいまの賛成者は19人であり、所定数に達しておりません。

よって、市長伊志嶺亮君の不信任の動議は否決されました。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時11分）

再開いたします。

（再開＝午後4時34分）

これより一時中止した事件の審議に入りたいと思います。

委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎亀濱玲子君

議案第47号について、委員長に質問をさせていただきます。

これは、先程の動議にも出された根拠とされたものでもありますから、質問をしていきたいと思いますが、けれども、否決の理由がですね、提案の数値では……ごめんなさい。これは議案第47号、市長、副市長の特別職の給与についての条例の改正する条例についてです。ごめんなさい。それに提案の数値では納得できないというのが上がっております。それは、恐らく市長15%、そして副市長10%というのはむやみやたらに出てきた数字ではないであろうと、さまざまな事例をもとにあるいはかんがみて、当局としては出したものであろうと認識いたしますけれども、それを数値が低いと、恐らく低いということでしょうね、納得できないというの。何に照らし合わせて、そういうふうな論議が委員会の中であったかという点を1点お聞かせください。

もう一点ですが、不信任に、先程も提案者に質問したんですけど、今度は委員長に。不信任に値するとなった、何を根拠にそういうふうに論議されて、そういう言葉、これはとても断言した言葉であります。不信任に値するというふうに断言して書くからには、委員会においてもそれなりの責任があるだろうと思っておりますので、何を根拠に不信任案に値するという文言が置かれたのかということについてご説明をお願いします。

以上です。お願いします。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

ただいま亀濱玲子議員からご質問がありましたけど、何に対してかということではありますが、さまざまな法令とか、いろんなのに職員が違反しているんじゃないかという審議のもとから出てきたもんだと思っております。

根拠についても市長がそのような数字を出しておりますので、相当数の違反があったと、法令違反、いろんなのがあったということで、このくらいが適当じゃないかということ、最初は数字も出しておりましたけど、やっぱりお互いに数字ではまずいということで、やっぱり不信任に値するんじゃないかという意

見が多く出まして、このような結果になっておりますので、ご了承ください。

◎池間健榮君

議案第103号、パイナガマ公園用地に係る土地の取得について、原案可決となっておりますけれども、委員長にちょっとお尋ねをいたします。

実は私ども総務財政委員会で平成18年度の決算を審議中に、今回の問題が発生しました。当然県からの考え方が地方自治法に違反しているから、市の条例に違反しているから、早目にこの手続を踏まえて、議決を踏まえて効力を発生させなさいと、そしてその土地売買契約を破棄した場合は補助金返還が必要であるという旨の県の指導があるわけですよ。だから、この議決を踏まえないと、新しい年度であっても、これはちょっと手続が、手順が違っているんじゃないかと。要するに平成9年度の2億6,000万円余の土地売買、そして今回指摘されている平成18年度の2件の部分があるわけですね。それを効力を発生させ、議会の議決を踏まえてから、今提案されている売買契約については議決すべきじゃないかということをやっと委員会で議論していましたが、経済工務委員会ではそういう議論がなされたかどうかをやっとお尋ねをしたいと思います。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

確かに平成18年度についてのそういう議論はありました。ただ、平成19年度に関しては単年度の事業ということで、平成18年度に関しての結果を逆に踏まえて、平成19年度はちゃんと手続をしているから、それでいいんじゃないかというふうな形もありまして、それともう一つの意見は、長い間の地権者の皆さんに網をかぶしている中で、どうしても通したほうがいいんじゃないかという意見等で、この議案は可決をいたしました。そういう結果であります。

◎池間健榮君

そういう議論があった上でのことであれば、理解をいたします。当然これから採決に入るわけですが、自分としてもパイナガマ公園を中止するのはいかにかなという思いもしますけれども、やっぱりそういう議論があった中での今回の手続上、適切に処理されて、議案として上がっているということで、そういう結論が出たという報告がもらえて、しっかりと審査をして、採決には臨みたいと思います。ありがとうございます。

◎上里 樹君

先程の総務財政委員会委員長の答弁がはっきりわからないところがありましたので。議案第47号のいわゆる市長の責任の15%カットが要するに数値が納得できないという、それが先程も池間雅昭議員に、提案者に問いましたけども、同じく市民から選ばれた立場にある市長と、市民から選ばれた議会の立場と、その関係上、何を根拠に多い、少ない、それを判断するのかというところがどんな議論がされたんですか。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

なかったらなかったでいいじゃないですか。

委員長に尋ねておりますので、委員長どうぞ。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

いろいろ議論はありましたが、これ全部調べてからでないと、全部言うわけにいきませんので、結論が

こういう形に出たということですので、ご理解いただきたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませぬ。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第47号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、議案第47号について挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

議案第47号については……

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時46分）

再開いたします。

（再開＝午後4時46分）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時47分）

再開いたします。

（再開＝午後4時47分）

挙手のない者は否とみなします。

議案第47号については、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（友利恵一君）

挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、日程第4、認定第1号、平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は不認定でありますので、認定第1号について挙手により採決いたします。  
なお、挙手のない者は否とみなします。

認定第1号については、これを認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長（友利恵一君）

挙手少数であります。

よって、本案は不認定されました。

次に、日程第5、認定第2号、平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第6、認定第3号、平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第7、認定第4号、平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第8、認定第5号、平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第9、認定第6号、平成18年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第10、認定第7号、平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。



よって、本件は認定されました。

次に、日程第11、認定第8号、平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第12、認定第9号、平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第13、認定第10号、平成18年度宮古島市水道事業決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第14、議案第85号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第15、議案第86号、折田喜作文化基金条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第16、議案第87号、宮古島市保育所条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第17、議案第88号、宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第18、議案第89号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第19、議案第90号、宮古島市老人福祉センター条例の全部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第20、議案第91号、宮古島市社会福祉センター条例の全部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第21、議案第92号、宮古島市港湾事業特別会計財政調整基金条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第22、議案第93号、宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第23、議案第94号、宮古島市サンパリンクス伊良部条例を廃止する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第24、議案第79号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）に対する討論の発言を

許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第25、議案第80号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第26、議案第81号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第27、議案第82号、平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第28、議案第83号、平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第29、議案第84号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第30、議案第95号、第1次宮古島市総合計画基本構想を定めることについての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第31、議案第96号、市営山中地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更についての討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

日程第32、議案第97号、市営西東地区土地改良事業（区画整理）の施行について討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第33、議案第98号、市営大代原地区土地改良事業（区画整理）の施行について討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第34、議案第99号、市営下南富竹第2地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第35、議案第100号、市営元島東地区土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）の施行についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第36、議案第101号、美しい村づくり総合整備事業（平良地区）の計画変更についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第37、議案第102号、美しい村づくり総合整備事業（宮原地区）の計画変更についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）



◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第38、議案第103号、パイナガマ公園用地に係る土地の取得について討論の発言を許します。

◎平良 隆君

私は、議案第103号について反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

このパイナガマ公園は、平成8年度から事業始まっておりまして、平成22年が事業の完了だと言われております。もう既に平成18年度までで10億1,000万円余の予算が執行されているわけでございます。この総事業費が25億2,000万円余でございますけれども、皆様方もご承知のとおり、この事業というのは非常に補助率の低い事業だと言われておりましてですね、我が宮古島市の財政に大きな負担のかかる事業だと言われております。そういうことですね、議会のたんびに見直しも言われているんですけども、なかなか見直してくれないという状況でございます。この事業ですね、本当に計画どおり続いていくと、我が宮古島市の財政はもっともっと厳しくなっていくのではないかなという気がしております。そういう中で、今回土地の取得の案が提案されておりますけれども、この土地の中では3つの地目から成っておりますね、1つ、保安林、山林、畑となっております。その中で保安林がですね、不動産鑑定士の評価の中で非常に疑問を感じるわけでございます。なぜかと申しますと、同じ保安林でありながら、1平米当たり1,070円のところもあれば、1平米当たり3万8,000円ですね、評価になっているんですよ。なぜあれだけの差があるのか、非常に疑問を感じるところでございます。特にまた畑もここは入っているんですけども、この畑地の評価がまた物すごいんですよ。普通畑というのは、反当たり100万円ぐらいが今相場でございます。しかし、この鑑定士によると、1反当たり約3,381万円でございます。これだけですね、非常に疑問を感じているわけございましてですね、私はこういう非常に疑問を感じているものだから、この案には非常に反対をしているところでございます。どうぞ議員の皆様におかれましても、やはりこの点を十分ご理解していただきましてですね、採決には臨んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎與那嶺誓雄君

この件に賛成の立場で討論したいと思います。

やはりこの事業はですね、確かに財政的に負担を強いるものであります。この事業の停滞あるいはストップによってですね、大変大きな、予想される大きなたぐさんのリスクがありますので、やはり何としても土地取得については継続していかなければいけないものと思っております。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第103号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数でございます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第39、陳情書第6号、新ゴミ処理施設建設に反対する要請書については、文教社会委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の再継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第6号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の再継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第6号については文教社会委員会に閉会中の再継続審査に付することに決しました。

次に、日程第40、陳情書第17号、義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める要請に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第17号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第41、陳情書第18号、「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請については、文教社会委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第18号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第18号については文教社会委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第42、陳情書第19号、「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する要請に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第43、陳情書第20号、「30人以下学級実現」のための要請に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第44、陳情書第21号、特別支援教育に関する陳情に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第21号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第45、陳情書第22号、活根による樹勢回復事業推進について要請に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第22号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第46、陳情書第23号、事業用自動車(緑ナンバー)使用方に関する陳情に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第23号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第47、陳情書第24号、一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について(陳情)について、文教社会委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第24号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第24号については文教社会委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第48、陳情書第25号、平成20年度福祉関係予算及び施策の充実について(要請)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第49、陳情書第26号、「道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書」の採択について（依頼）に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

陳情書第26号に反対の立場で討論いたします。

地方の生活道路の整備、これは必要性はもちろん認めます。けれども、その一方で道路特定財源をやめて、一般財源とすべきと私どもは主張してまいりました。特にこの陳情書の中には、道路特定財源を一般財源化することなくとうたっている関係上、反対をいたします。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第26号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数でございます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第50、陳情書第27号、2008年4月実施の後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める陳情に対する討論の発言を許します。

◎富永元順君

私は、陳情書第27号、2008年4月実施の後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める陳情に対して反対の立場の討論いたします。

高齢者が年々増える中で、医療費も年々増えております。そういった中で、今後の高齢者の医療福祉、そういったものの健全な運営を図るためにも、この後期高齢者の医療制度の必要性はあるという観点から、この陳情に対しては反対いたします。

◎上里 樹君

陳情書第27号、後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める陳情に対して、賛成の立場から討論いたします。

高齢者に対する新たな負担を強いる、そういう内容の医療制度になっています。いわゆる国民皆保険制度を揺るがしかねないと、そういう点では各党派からも同じ認識の意見が出されております。全国でも300を超える自治体が意見書の採択を上げています。まさに今当局も、国自身も見直しを言わざるを得ない、そういう深刻な状況のもとで、これ以上の高齢者に対する負担増は、しっかりと検討して、見直していくべきだという立場で賛成いたします。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませぬか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第27号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数でございます。

よって、本件は採択されました。

日程第24、陳情書第19号について、採択されましたと述べましたが、「みなし」の部分が抜けていましたので、おわびして、「みなし採択」と訂正いたします。よろしくお願ひいたします。

ただいま日程第24と申し上げましたが、日程第42でございますので、ご了承お願ひいたします。

次に、日程第51、意見書案第8号から日程第53、決議案第1号までの計3件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

意見書案第8号、義務教育費国庫負担制度維持及び2分の1復元を求める意見書。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出いたします。平成19年12月21日、宮古島市議会議長、友利恵一殿。文教社会委員会委員長、佐久本洋介。

案文を読み上げて、説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度維持及び2分の1復元を求める意見書（案）

政府は、昭和60年度予算編成以降毎年義務教育費国庫負担制度の見直しを打ち出し、これまでに教材費・旅費・共済費等の国庫負担を廃止し、地方への負担転嫁を行っています。また、平成18年度予算において、教職員給与費について負担率を3分の1に引き下げ義務教育国庫負担制度の根幹を揺るがせています。

さらに平成20年度予算編成に際しては、教職員給与費の更なる一般財源化ばかりか、全額を一般財源化しようとする議論があります。

このような義務教育費国庫負担制度の見直しは、地方財政に大きな影響を与えるだけでなく、義務教育の円滑な推進に重大な影響をおよぼすことになります。

よって、政府におかれましては、国の負担率を従来の2分の1に復元し、義務教育費国庫負担制度の維持を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出します。

平成19年12月21日

沖縄県宮古島市議会

あて先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

続けて、意見書案第9号、後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める意見書。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出いたします。平成19年12月21日、宮古島市議会議長、友利恵一殿。文教社会委員会委員長、佐久本洋介。

案文を読み上げて、これも説明にかえさせていただきます。

#### 後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める意見書（案）

2008年4月実施予定の後期高齢者医療制度は、その内容が明らかになるにつれ、この制度の実施を中止して抜本的な見直しを求める声が広がっています。

この制度は被扶養者を含む75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する高齢者に限りない負担を強いる内容の制度です。

沖縄県広域連合が試算した平均保険料は年約6万2千円で、高齢者が増えて医療費が上がればさらに保険料が引き上がる仕組みになっています。

現在徴収されている介護保険料とあわせ月1万円以上が徴収されることになり、高齢者からは「これ以上負担できない」など、悲痛の声があがっています。

しかもこの制度は、保険料を滞納すると保険証がとりあげられ、高齢者が医療を受けられない事態が生じます。また、75歳以上の高齢者の診療報酬を「包括制」とするため、必要な医療が受けられなく差別的な医療が実施される恐れがあり、世界でも例のない制度です。

政府・厚生省は、全国各地の地方議会などから次々寄せられる「制度の抜本的な見直し」要請を受けて、制度の一部手直しを行いました。それでは問題の解決になりません。

つきましては、高齢者がいつでも、どこでも安心して医療が受けられるよう、下記の事項を要請します。

#### 記

##### 1. 後期高齢者医療制度の2008年4月実施を中止し、制度の抜本的な見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日

沖縄県宮古島市議会

あて先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

よろしく申し上げます。

#### ◎議会運営委員会委員長（豊見山恵栄君）

決議案第1号、未成年者の飲酒防止活動推進に関する宣言決議。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成19年12月21日、宮古島市議会議長、友利恵一殿。議会運営委員会委員長、豊見山恵栄。

案文を読み上げて、説明にかえさせていただきます。

#### 未成年者の飲酒防止活動推進に関する宣言決議

沖縄県内の不良行為による少年補導人員は、昨年約3万8,000人と過去最多となり、少子化傾向の中で、その非行は悪化する様相を呈している。特に、飲酒による補導人員は、少年人口千人当たり全国平均の約10倍という高い水準にある。

宮古島警察署管内においても、本年11月末までに184人の未成年者が飲酒により補導されるなど、未成

年者の飲酒問題は極めて憂慮すべき状況にある。

未成年者の飲酒は、脳神経や内臓器官へ悪影響を及ぼすとともに急性アルコール中毒の危険性をはじめ、事件・事故の当事者となるおそれが高くなり、成長期の心身への影響は計り知れないものがある。

未成年の飲酒行為に対しては、家庭、学校、地域はもちろんのこと、酒類を販売・提供する業界による実効性のある各種の取り組みが強く求められるところであり、特に地域の子どもたちは地域で育てるという認識の下、大人が不良行為を見逃さず、積極的に注意・指導することで、保護・善導することが最も重要である。

したがって、すべての市民が、未成年者の飲酒行為に対し危機感を持ち、将来の社会を担う青少年の健康で健やかな成長を促すため、未成年者の飲酒防止活動を推進する地域づくりが求められる。

よって、本市議会は、下記のことについて実践することを宣言する。

#### 記

1. 地域においては、未成年者の飲酒行為に対して、大人としての威厳をもって積極的に注意・指導し、青少年の保護・善導に努める。
2. 家庭においては、未成年者の飲酒行為の多くが深夜に発生していることを踏まえ、夜間の在宅確認や不要の外出を抑制するなど、保護者としての義務を果たす。
3. 酒類販売や酒類提供等の関係業界においては、未成年者に酒類を販売・提供しないよう年齢確認を徹底し、青少年健全育成に努める。

以上決議する。

平成19年12月21日

沖縄県宮古島市議会

よろしく申し上げます。

#### ◎議長（友利恵一君）

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

#### ◎富永元順君

意見書案第9号についての質疑を行いたいと思います。

これは、さきに議決されました陳情書第27号と関連いたしますけれども、この後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める意見書案についてでありますけれども、この件についてちょっと確認をしたいと思いますけれども、意見書というのはですね、やっぱり議会を代表して出すわけですから、全会一致が望ましいと思うんですけども、先程の陳情書の採決におきましては反対者もおりまして、私を含めて。そういった中で、可決されましたけれども、反対者もおりまして。そういった中で、この意見書案が宮古島市議会として本来全会一致が望ましいという意見書が出していいのかどうか、またそういったことに関して文教社会委員長の佐久本委員長、その点についての話し合いはなかったのかどうかについてお伺いしたいと思います。

#### ◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

この意見書案の提出については、いろいろ意見はありました。やはり意見書というのは全会一致が望ま



しいという、そういう話もありました。しかし、文教社会委員会では一応全会一致ということで通っています。これはなぜかという、やはりいつも身近に見ているお年寄りの皆さん、そういう方に対して負担を強いることはやはり忍びないということ、そして国が決めた制度であっても、地方議会からも声を上げてでもいいんじゃないかと、そういうことで文教社会委員会としては意見書として取り上げました。

(「議長、休憩してください」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後5時36分)

再開いたします。

(再開＝午後5時38分)

◎池間雅昭君

意見書案第9号について文教社会委員長にお尋ねいたします。

これ見ますとですね、いわゆる「高齢者に限らない負担を強いる内容の制度です」とありますけども、限らない負担というのはどういった内容なのか、ご審議いただいておりますらご説明をお願いします。

次に、この制度がまだ実施されておられませんけれども、どの高齢者から、「高齢者からは「これ以上負担できない」など、悲痛の声があがっています」と書いてありますけども、まだこの制度は実施されておられませんけども、どこの高齢者からこういった悲痛の声が上がっているのか、ご審議なされておりましたらご説明をお願いします。

3点目にですね、これを「診療報酬を「包括制」とするため」とあります。この包括制とする、その包括制の内容ですね、どういったものか、ご審議なされておりましたらご説明願います。

それから、同じ次の項にですね、「世界でも例のない制度です」とありますけども、この点については調査はなされたんでしょうか、ご説明願います。

それからですね、「政府・厚労省は、全国各地の地方議会などから次々寄せられる「制度の抜本的な見直し」要請を受けて」とありますけども、具体的に全国のどのような自治体がこのような制度の抜本的な見直し要請を国に出したのでしょうか、具体例が審議されておりますならば、これもご説明をお願いします。

◎文教社会委員会委員長(佐久本洋介君)

この「限らない負担」という、これは文言の表現の仕方だと思います。

それから、「悲痛の声があがっています」ということも、これは委員会では審議はされておられません。

それから、「世界でも例のない制度」とか、それから「全国各地の地方議会などから次々寄せられる」という、これも審議としては上がっていません。

◎議長(友利恵一君)

ほかにございませんか。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後5時41分)

再開いたします。

(再開＝午後6時11分)

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本日の会議において処理いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第51、意見書案第8号、義務教育費国庫負担制度維持及び2分の1復元を求める意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第52、意見書案第9号、後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める意見書に対する討論の発言を許します。

◎富永元順君

私は、この後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める意見書に対して反対の立場から討論いたしたいと思っております。

先程の陳情書にも申し上げましたが、これからの高齢化社会に向けては大変重要な制度だと考えております。そういった立場から今回の意見書についてもですね、反対の立場を述べさせていただきます。

まず、先程いろいろと委員長に対する質疑の中にもありましたけれども、この意見書案についてはほとんど中身がしっかりと議論されていない。特に宮古島市議会ですと、今回の一般質問の中においてですね、試算、福祉保健部長が試算したところ、この平均保険料が約、これ沖縄県に出しておりますけれども、宮古の実態も全く入っていない。こういった慎重に審議すべき意見書がですね、されていない。それから、世界でも例のない制度とか、それに対しても本当にほかの制度と調べてきたのか、それも

全く見当たりません。そういった意味で、この意見書は全く中身のない意見書であると私は思って、反対します。

◎亀濱玲子君

意見書案第9号、後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める意見書に賛成の立場から発言をさせていただきたいと思います。

これは、委員長の報告のように、私たちは文教社会委員会の中で全会一致で採択いたしました。私たちの委員会の中には、後期高齢者の広域連合の議員で宮古島市議会から代表して出ていらっしゃる下地秀一議員からも私たちは事情を聞かせていただきました。ほかの自治体は、県内のほかの自治体からの声は上がっているのかということについても事情を聞かせていただきました。この中身は、国において進められるもので、もう目の前に来ています。私たちは、地方自治体あるいは地方議会が自分たちの身近なところで暮らしている高齢者について影響があると、懸念されることがあるということに関しては、しっかりと声を上げていくべきだというふうに思います。高齢者が医療を十分に受けられるということが問題がある、課題がある、懸念されることがあるということに関しては、私たちは地方議会から声を上げていくべきだと思っています。ですから、この制度の課題がある部分をしっかりととどまって、踏みとどまって、見直しを求めるというのは地方議会がやるべき仕事だと思います。それについては、例えば高齢者の負担が75歳以上、個人単位で保険料を徴収する、あるいは月額1万5,000円以上年金受給者からも徴収する、そしてまた払えない場合は保険証を取り上げて、証明書を発行して、窓口で医療費を負担させる、さまざま心配事があるわけですね。それについて、国においてこれを検討してほしいということを経済部から申し出ていくのは、本当にむしろ今すべきことだと思います。ついては、これに賛成の意見です。皆さん声を上げて、むしろ宮古島市議会からこのことを国に訴えていけたらと思います。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第9号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第53、決議案第1号、未成年者の飲酒防止活動推進に関する宣言決議に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第54、指名第1号、議会運営委員会委員の指名を行います。

議会運営委員会委員については、宮古島市議会委員会条例第8条第1項の規定により、平良隆君、下地明君、眞榮城徳彦君、新城啓世君、富永元順君、豊見山恵栄君、池間豊君、與那嶺誓雄君、前川尚誼君、山里雅彦君、10名を指名いたします。

次に、日程第55、指名第2号、常任委員会委員の指名を行います。

常任委員会委員については……

(「議長、ちょっと休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後6時19分)

再開いたします。

(再開=午後6時36分)

常任委員会委員については、宮古島市議会委員会条例第8条第1項の規定により、まず総務財政委員会委員に新城啓世君、眞榮城徳彦君、池間雅昭君、與那嶺誓雄君、上地博通君、新里聰君、前川尚誼君、仲間明典君、池間健榮君の9名、文教社会委員会委員には友利恵一君、宮城英文君、佐久本洋介君、下地秀一君、豊見山恵栄君、富永元順君、亀濱玲子君、上里樹君、砂川明寛君の9名、経済工務委員会委員に與那覇タズ子君、下地明君、富浜浩君、平良隆君、池間豊君、下地智君、山里雅彦君、棚原芳樹君、嘉手納学君の9名をそれぞれ指名いたします。

ただいま議会運営委員会委員及び各常任委員会委員を指名いたしました。委員会構成のため、しばらく休憩いたします。

(休憩=午後6時38分)

再開いたします。

(再開=午後7時02分)

ただいま議会運営委員会及び各常任委員会から正副委員長の互選の結果報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に豊見山恵栄君、副委員長に與那嶺誓雄君、総務財政委員会委員長に前川尚誼君、副委員長に仲間明典君、文教社会委員会委員長に佐久本洋介君、副委員長に亀濱玲子君、経済工務委員会委員長に池間豊君、副委員長に山里雅彦君が選任されました。

以上、報告いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午後 7 時03分)

再開いたします。

(再開＝午後 7 時06分)

◎池間健榮君

この際、動議を提出します。

現在違法状態にある平成18年度パイナガマ土地売買の議案が提案されておりませんが、その件に関し、緊急に質問を得、同意を得ながら、日程に追加をしていただき、発言を許可されるようお願いをいたします。

(「賛成」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後 7 時09分)

再開いたします。

(再開＝午後 7 時09分)

ただいま池間健榮君から平成18年度パイナガマ公園土地取得に関する緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、池間健榮君の平成18年度パイナガマ公園土地取得に関する緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許されたいとの動議は可決されました。

休憩いたします。

(休憩＝午後 7 時12分)

再開いたします。

(再開＝午後 7 時12分)

これより池間健榮君の緊急質問に入りますが、質問については自席からとし、その持ち時間は10分以内で、答弁時間は含まれないことといたします。また、質問回数については、会議規則第63条の準用規定により、3回までといたします。

これより池間健榮君の発言を許します。

◎池間健榮君

同意をしていただきました同僚の皆さんに感謝を申し上げます。2分が生きました。

市長ですね、県の指導によりましてですね、早目に効力を発しなさいと、そのことによって補助金返還等の問題が解決するんじゃないかという指導を受けています。この状態を放置したまま、この議会を閉じ

るということは、非常に我々議会としては責務が果たせないという思いがあるわけですよ。当然議会には議案の提案権はないんですから、まずなぜこの間2週間の間、この議案が提案されなかったのか。そして、今日も準備はされているということもお聞きをしておりましたけれども、なぜ提案をされないのか、お聞きをいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

今回は、内部の諸般の事情により、提案しませんでした。

◎池間健榮君

その内部の事情を聞かせてください。

◎副市長（下地 学君）

諸般の事情とはどういうことかというご質問なんですけど、まだ十分な内部調整ができていないということとあります。

◎池間健榮君

もう一度ですね、その内部の事情と、それでは違法状態をいつまで続けるのか、いつその内部事情が解決をして、いつ議会で提案されるのか、この2点についてお尋ねをして、私の緊急質問を終わります。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後7時16分）

再開いたします。

（再開＝午後7時16分）

◎副市長（下地 学君）

内部事情の調整というのは、早急に対応いたします。

議会の時期としてはですね、早目に、場合によっては臨時議会等の開会があれば、そこに提案できるようにいたします。

◎議長（友利恵一君）

これで池間健榮君の緊急質問は終わりました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本定例会に付議された案件の審議は、これを全部終了いたしました。

よって、平成19年第9回宮古島市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

（閉会＝午後7時17分）

上記のとおり会議の末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成19年12月21日

宮古島市議会

議長 友利 惠一

議員 嘉手納 学

” 新里 聰